

社会保障研究資料第8号
2008年3月21日

ISSN 1348-0537
Social Security Research
Series, No. 8
March 21, 2008

社会保障統計年報

平成19年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS

(2007)



National Institute of Population and
Social Security Research
Tokyo, Japan

ま え が き

社会保障統計年報は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和33年以来刊行を重ねてきました。本号でまとめた統計は平成19年度中に公表された統計値であり、社会保障に関わる制度の決算値は平成17年度が直近となっています。社会保障に関心を持つ多くの方々に本資料が利用され、近年ますます盛んになっている「社会保障改革」の議論に役立てていただければ幸いです。

平成18年度のわが国の国内総生産（GDP）は、名目511兆8,770億円、実質553兆4,398億円となり、経済成長率は、名目1.6%、実質2.3%となりました。賃金の動向を見ると、平成18年の現金給与総額（月額）は33万5,774円で、前年比0.3%増となりました。年金などの給付額に影響を与える平成18年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として100.2となり、前年比0.2%の上昇となりました。

「平成18年簡易生命表」によると、男の平均寿命は79.00年、女の平均寿命は85.81年で、前年と比較して男は0.44年、女は0.29年上回り男女とも世界最高の水準を保っています。また平成18年の「人口動態統計」によると、合計特殊出生率は1.32で、4年ぶりにわずかですが回復しました。総人口では平成16年から平成17年にかけて人口減少が確認されましたが、平成18年は1億2,777万人で、出生率の回復や平均余命の伸びなどが影響し、前年と比べ微増で、ほぼ横ばいとなっています。

国立社会保障・人口問題研究所は、平成19年5月に「日本の都道府県別将来推計人口」を公表しました。「平成17年国勢調査」によれば、2000（平成12）年以降既に32道県で人口が減少していますが、「日本の都道府県別将来推計人口」の結果では、今後も人口が減少する都道府県は増加を続け、2010年から2015年にかけては42道府県、2020年から2025年にかけては沖縄県を除く46都道府県、2025年以降はすべての都道府県で人口が減少すると推計されました。自治体ごとの人口動向のみならず社会保障や福祉サービスの水準をも比較する時代になってきています。本資料では都道府県単位のデータは紙面の制約から収載していませんが、全国データの引用元を明記することで原資料を参照いただけるよう配慮しています。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

平成20年3月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 京極 高宣

社会保障統計年報の構成内容

第Ⅰ部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障給付費について
- 第4節 日本の将来推計人口(平成18年12月推計)について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
25—29	7	1
30—92	7	2
93—126	7	3
127—160	8	4

第Ⅱ部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
163—203	8	1
204—220	9	2

第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障給付及び再配分効果
- 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等
- 第4節 社会保険関係
- 第5節 高齢者保健(医療)福祉
- 第6節 医療供給と医療費
- 第7節 公衆衛生
- 第8節 福祉サービス
- 第9節 生活保護
- 第10節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第11節 関連制度・関係機関
- 第12節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第13節 財政
- 第14節 国際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
223—237	9	1
238—252	9	2
253—267	10	3
268—413	10	4
414—440	15	5
441—450	15	6
451—471	16	7
472—490	17	8
491—495	18	9
496—501	18	10
502—528	18	11
529—535	19	12
536—546	20	13
547—574	20	14

目次

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景－最近の経済・社会の動向－

1 景気の動向	25
2 財政・金融	26
3 雇 用	27
4 家計収支	28
5 人口・世帯	28

第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	30
2 高齢者保健医療福祉	35
3 児童福祉等	38
4 障害者福祉等	42
5 医療保険	47
6 年金保険	52
7 労働保険等	55
8 生活保護	58
9 保健医療と環境衛生	58
10 人材の確保と資質の向上	62
11 社会福祉基礎構造改革について	64
(表 1) 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・ 子育て応援プラン)の概要	65
(表 2) 少子化対策プラスワン(要点)	79
(表 3) 障害者基本計画(概要)	83
(表 4) 重点施策実施 5 年計画(抜粋)	86

第 3 節 社会保障給付費について

I 社会保障給付費の範囲	93
II 平成 17 年度社会保障給付費の概要	94
III 平成 17 年度社会保障財源の概要	99

統計表	101
【付録】OECD基準の社会支出の国際比較	122

第4節 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）について

結果および仮定の要約	127
I 日本の将来推計人口について	130
II 推計結果の概要	130
III 推計方法の概要	134

第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに	163
2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧	164
① 医療保険制度	164
② 年金制度	166
③ 業務災害補償制度	174
④ 雇用保険制度	178
⑤ 児童手当	182
⑥ 老人保健	183
⑦ 介護保険	184
3 老人福祉	185
① 施設福祉対策	185
② 介護保険制度におけるサービス	186
③ 介護保険制度における地域支援事業	187
4 身体障害者福祉施策	188
① 身体障害者在宅福祉施策の概要	188
② 身体障害者施設福祉施策の概要	190
5 障害児（者）施策	191
① 在宅福祉施策	191
② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要	192
③ 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系（平成18年10月から）	194
6 精神保健福祉関連制度の概要	195
7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧	196
8 社会（家族）手当	197
9 生活保護制度	198
〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略	200

2 審議会の整理合理化について	202
-----------------	-----

第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度	204
② 年金保険制度	206
③ 業務災害補償制度	208
④ 雇用保険制度	209
[参考] 1 社会保障制度審議会勧告等一覧	210
2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	212
3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧	215

第Ⅲ部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移	223
第2表 「日本の将来推計人口」の要約	224
第3表 年齢3区分別人口の推移	225
第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	226
第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）	227
第6表 人口動態	230
第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）	232
第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移	233
第9表 年次別死因順位及び死亡率	234
第10表 世帯数（世帯業態別）	235
第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移	235
第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	236
第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	236
第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	237
第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	237

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移	238
第17表 制度別社会保障給付費の推移	239
第18表 社会保障移転の推移	240
第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較	241
第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較	241
第21表 一般会計予算の内訳	242

目 次

第 22 表	社会保障給付費等の年次推移	243
第 23 表	社会保障関係費の推移	243
第 24 表	社会保障の給付と負担の見通し（平成 18 年 5 月推計）	244
第 25 表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	248
第 26 表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	248
第 27 表	世帯主の年齢階級別所得再分配状況	249
第 28 表	世帯類型別所得再分配状況	250
第 29 表	世帯構造別所得再分配状況	251
第 30 表	当初所得階級別所得再分配状況	252

第 3 節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第 31 表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の対国民所得比の推移	253
第 32 表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	254
第 33 表	国内総生産（支出側、名目）	256
第 34 表	家計（個人企業を含む）	258
第 35 表	常用労働者 1 人当たり平均月間現金給与額	259
第 36 表	1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	261
第 37 表	賞与支給状況	262
第 38 表	全世帯年平均 1 か月間の消費支出	262
第 39 表	勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出	263
第 40 表	年間収入階級別勤労者 1 世帯当たり年平均 1 か月間の収入と支出（全国）	264
第 41 表	消費者物価指数（中分類）	266
第 42 表	販売農家 1 戸当りの経営収支	267

第 4 節 社会保険関係

1 総 括

第 43 表	医療保険適用者数（制度別）	268
第 44 表	公的年金適用者数（制度別）	269
第 45 表	雇用保険適用者数（制度別）	269
第 46 表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	269
第 47 表	社会保険被保険者（組合員） 1 人当たり平均標準報酬月額（制度別）	270
第 48 表	制度別被保険者 1 人当たり診療費	271
第 49 表	公的年金受給権者数	272
第 50 表	公的年金における年金総額（制度別）	274
第 51 表	公的年金受給権者 1 人当たり年金額	276
第 52 表	公的年金積立金状況	278
第 53 表	年金財政指標	279
第 54 表	業務災害補償保険年金受給者数	282

第 55 表	業務災害補償保険年金支払総額	282
第 56 表	業務災害補償保険年金受給者 1 人当り金額	283
第 57 表	介護保険適用者数	284
第 58 表	介護保険認定者数	284
第 59 表	介護保険給付における介護給付・予防給付	285
第 60 表	介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費	285
第 61 表	介護保険保険料収納額	285
2 健康保険		
① 政府管掌健康保険		
第 62 表	政府管掌健康保険適用状況	286
第 63 表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	287
第 64 表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	288
第 65 表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	289
第 66 表	政府管掌健康保険給付決定状況	290
第 67 表	政府管掌健康保険診療費決定状況	294
第 68 表	政府管掌健康保険給付諸率	296
第 69 表	政府管掌健康保険収支状況	300
② 組管掌健康保険		
第 70 表	組管掌健康保険適用状況	301
第 71 表	組管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	302
第 72 表	組管掌健康保険適用状況（業態別）	303
第 73 表	組管掌健康保険平均保険料率	303
第 74 表	組管掌健康保険給付決定状況	304
第 75 表	組管掌健康保険診療費決定状況	307
第 76 表	組管掌健康保険給付諸率	308
第 77 表	組管掌健康保険収支状況	310
3 国民健康保険		
第 78 表	国民健康保険適用状況	311
第 79 表	国民健康保険給付決定状況	311
第 80 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	312
第 81 表	国民健康保険療養費等決定状況	312
第 82 表	国民健康保険療養の給付諸率	313
第 83 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	313
第 84 表	国民健康保険諸率	314
第 85 表	国民健康保険診療施設経理状況	315
第 86 表	国民健康保険料（税）収納状況	315
第 87 表	国民健康保険収支状況	316

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第 88 表	厚生年金保険適用状況	317
第 89 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	318
第 90 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	319
第 91 表	厚生年金保険年金受給権者状況	320
第 92 表	厚生年金保険一時金裁定状況	321
第 93 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	321
第 94 表	厚生年金保険保険料徴収状況	322
第 95 表	厚生年金保険収支状況	322

② 厚生年金基金

第 96 表	厚生年金基金適用状況	324
第 97 表	厚生年金基金年金受給権者状況	324
第 98 表	厚生年金基金一時金裁定状況	325
第 99 表	厚生年金基金給付 1 人当り金額	325

○ 参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第 100 表	加入件数	326
第 101 表	加入者数	326

5 国民年金

第 102 表	国民年金被保険者数	327
第 103 表	国民年金保険料収納済歳入額状況	327
第 104 表	拠出制年金受給権者状況	328
第 105 表	福祉年金受給権者状況	329
第 106 表	国民年金特別会計収支状況	330

6 農業者年金基金

第 107 表	農業者年金被保険者数	332
第 108 表	農業者年金受給権者状況	332
第 109 表	農業者年金年金勘定経理状況	333

7 国家公務員共済組合

第 110 表	国家公務員共済組合適用状況	334
第 111 表	国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	336
第 112 表	国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）	338
第 113 表	国家公務員共済組合短期部門給付諸率	339
第 114 表	国家公務員共済組合長期部門支払状況	341
第 115 表	国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	342
第 116 表	国家公務員共済組合長期部門 1 人当り金額	343
第 117 表	国家公務員共済組合短期経理状況	344
第 118 表	国家公務員共済組合長期経理状況	345

第 119 表	国家公務員共済組合業務経理状況	346
第 120 表	国家公務員共済組合保健経理状況	347
第 121 表	国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	348
第 122 表	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	349
8 地方公務員等共済組合		
第 123 表	地方公務員等共済組合適用状況	350
第 124 表	地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	352
第 125 表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）	355
第 126 表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	356
第 127 表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	358
第 128 表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	359
第 129 表	地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	360
第 130 表	地方公務員等共済組合短期経理状況	361
第 131 表	地方公務員等共済組合長期経理状況	362
第 132 表	地方公務員等共済組合業務経理状況	363
第 133 表	地方公務員等共済組合保健経理状況	363
9 私立学校教職員共済		
第 134 表	私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	364
第 135 表	私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	365
第 136 表	私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	366
第 137 表	私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	367
第 138 表	私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）	369
第 139 表	私立学校教職員共済短期部門給付諸率	370
第 140 表	私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	372
第 141 表	私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	373
第 142 表	私立学校教職員共済長期部門 1 人当り金額	374
第 143 表	私立学校教職員共済短期経理状況	375
第 144 表	私立学校教職員共済長期経理状況	376
第 145 表	私立学校教職員共済業務経理状況	377
第 146 表	私立学校教職員共済保健経理状況	377
10 農林漁業団体職員共済組合		
第 147 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	378
第 148 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	378
第 149 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	379
第 150 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	380
第 151 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	381
第 152 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	382
第 153 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	383

11 船員保険

第154表	船員保険適用状況	384
第155表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	385
第156表	船員保険疾病部門給付決定状況	386
第157表	船員保険疾病部門診療費決定状況	388
第158表	船員保険疾病部門給付諸率	389
第159表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	391
第160表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	391
第161表	船員保険年金部門（職務上）1人当り金額	391
第162表	船員保険失業部門給付決定状況	392
第163表	船員保険収支状況	393
第164表	船員保険保険料徴収状況	394

12 雇用保険

第165表	雇用保険適用状況	395
第166表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	396
第167表	雇用保険給付状況	397
第168表	一般求職者給付の状況	398
第169表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	399
第170表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	399

13 労働者災害補償保険

第171表	労働者災害補償保険適用状況	400
第172表	労働者災害補償保険給付支払状況	401
第173表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	402
第174表	労働者災害補償保険給付平均支払額	402
第175表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	402

14 公務災害補償

第176表	国家公務員災害補償費支払状況	403
第177表	国家公務員災害補償1件当り金額	403
第178表	地方公務員災害補償費支払状況	404
第179表	地方公務員災害補償1件当り補償費	404

15 介護保険

第180表	介護保険適用状況	405
第181表	介護保険要介護（要支援）認定者数	405
第182表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	406
第183表	介護保険居宅介護（支援）サービス受給者数	408
第184表	介護保険施設介護サービス受給者数	408
第185表	居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護別状況	409
第186表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	410

第 187 表	介護保険給付の高額介護（居宅支援）サービス費（世帯類型別）	410
第 188 表	介護保険における保険料収納額	412
第 189 表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	413

第 5 節 高齢者保健（医療）福祉

1 総括

第 190 表	介護保険施設等の比較	414
---------	------------	-----

2 老人福祉

第 191 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	416
第 192 表	職種別にみた従事者数	416
第 193 表	性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	422
第 194 表	性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	423

3 老人医療

第 195 表	老人医療受給対象者数	424
第 196 表	老人医療費の状況	424
第 197 表	制度別老人医療費の状況	425
第 198 表	老人医療費（診療費）の状況	425
第 199 表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	426
第 200 表	老人医療費と国民医療費の推移	427
第 201 表	老人医療費の負担	428
第 202 表	老人医療費の負担の状況	428
第 203 表	老人医療費拠出金積算内訳	429

4 老人保健施設

第 204 表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	430
---------	-------------------	-----

5 老人保健（ヘルス事業）

第 205 表	老人保健事業の概要	431
第 206 表	老人保健事業実施状況	434
第 207 表	老人保健健康手帳の交付状況	436
第 208 表	基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	437
第 209 表	基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	438
第 210 表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	439

第 6 節 医療供給と医療費

1 総括

第 211 表	国民医療費推計額	441
第 212 表	診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	442
第 213 表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	442

目 次

第 275 表	児童手当拠出金徴収状況	483
第 276 表	児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	484
第 277 表	児童手当制度の費用負担	485
3 社会福祉関係機関・施設等		
第 278 表	社会福祉行政機関等設置状況	486
第 279 表	社会福祉施設数（施設の種別）	487
第 280 表	生活福祉資金貸付状況	489
第 281 表	母子福祉資金貸付状況	489
第 282 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	490
第 9 節 生活保護		
第 283 表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	491
第 284 表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	491
第 285 表	扶助別人員	492
第 286 表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	492
第 287 表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	493
第 288 表	保護費（扶助別）	493
第 289 表	医療扶助決定状況（診療費分）	493
第 290 表	生活保護基準額改定の推移	494
第 291 表	保護施設の施設数及び在所者数	495
第 10 節 恩給・戦争犠牲者援護		
1 恩 給		
第 292 表	文官恩給年金受給権者状況	496
第 293 表	軍人恩給年金受給権者状況	496
第 294 表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	498
2 戦争犠牲者援護		
第 295 表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	500
第 296 表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	500
第 297 表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	500
第 298 表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	501
第 299 表	原爆被爆者対策状況	501
第 11 節 関連制度・関係機関		
1 関連制度		
① 住宅関係		
第 300 表	住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り 居住室の畳数（住宅の所有関係別）	502

第 301 表	住宅の所有関係別普通世帯数	503
第 302 表	住宅の所有関係別世帯数（地域別）	503
第 303 表	1 か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	504
第 304 表	公営住宅等建設戸数	504
第 305 表	住宅建設戸数	505
② 雇用関係一般		
第 306 表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	506
第 307 表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	507
第 308 表	就業者数（産業別、年平均）	508
第 309 表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	514
第 310 表	年齢別有効求人倍率	516
第 311 表	職業転換給付金関係予算の推移	517
第 312 表	地域別最低賃金額の改定状況	518
第 313 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	519
第 314 表	障害者雇用の現状	520
第 315 表	定年制等の状況	521

2 関係機関

第 316 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	522
第 317 表	年金資金運用基金の運用資産状況	524
第 318 表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）	525
第 319 表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	526
第 320 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	527
第 321 表	独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数	528
第 322 表	中小企業退職金共済加入状況	528
第 323 表	中小企業退職金共済支給状況	528

第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 324 表	医師数（業務別）	529
第 325 表	歯科医師数（業務別）	529
第 326 表	歯科衛生士数（就業場所別）	530
第 327 表	歯科技工士数（就業場所別）	530
第 328 表	薬剤師数（業務別）	530
第 329 表	看護職員需給見通し	531
第 330 表	保健師数（就業場所別）	532
第 331 表	助産師数（就業場所別）	532
第 332 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	533
第 333 表	就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	533
第 334 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	533

目 次

第 335 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	534
第 336 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	535

第 13 節 財 政

第 337 表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	536
第 338 表	一般会計歳入・歳出（目的別）	537
第 339 表	地方財政（普通会計）歳入歳出	538
第 340 表	地方の民生費と衛生費の状況	540
第 341 表	国内総支出に対する財政規模	544
第 342 表	国税及び地方税	545
第 343 表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	545
第 344 表	市町村税納税義務者数	546

第 14 節 国際統計及び比較

1 人 口

第 345 表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	547
第 346 表	平均寿命の国際比較	548
第 347 表	主要国の 65 歳以上人口比率の推移と予測	549
第 348 表	主要先進国の合計特殊出生率	552
第 349 表	諸外国の出生率	554

2 社会保障

第 350 表	I L O 条約及び勧告（社会保障関係）	555
第 351 表	国民負担率の国際比較等	557
第 352 表	日本の公的社会支出	558
第 353 表	日本の義務化されている私的社会支出	559

3 医 療

第 354 表	医療費費用負担制度の国際比較	560
第 355 表	医療費の対国内総生産比の国際比較	564
第 356 表	診療報酬支払方式の国際比較	565
第 357 表	医療供給に関する指標の国際比較（人口 1,000 人当たり）	565

4 年 金

第 358 表	諸外国の公的年金制度の概要	566
---------	---------------	-----

5 児童手当

第 359 表	主要国の児童手当	568
---------	----------	-----

6 労 働

第 360 表	主要国の失業者数及び失業率	570
第 361 表	年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2003 年）	570
第 362 表	国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）	571

第 363 表 労働費用構成の国際比較	571
7 国際協力	
第 364 表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移	572
第 365 表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移	572
8 国民所得	
第 366 表 国民所得（総額）	573
第 367 表 1人当り国民所得	574

第 I 部

社会保障の動向

第1節 社会保障の背景

——最近の経済・社会の動向——

1 景気の動向

日本経済をみると、平成14年初めから始まった今回の景気回復は、平成19年に入っても持続しているものとみられる。今回の景気回復は、単純な景気循環現象にとどまらず、バブル崩壊後に長期間続いた日本経済の低迷から抜け出すために進められた民間部門の厳しい合理化努力と、政府による構造改革の取組が相互に結び付いた結果という特徴がある。企業部門における雇用・設備・債務の三つの過剰はほぼ解消し、企業の収益力が高まるとともに、主要金融機関の不良債権問題が正常化するなど、経済の重石となっていた構造的な問題も解消に向かった。

一方、今回の景気回復は、期間は長期化したものの、景気の長期回復を実感できていないといった指摘もある。さらに平成18年後半から、所得や家計消費の伸びに鈍化がみられ、企業部門の好調さの家計部門への波及に足踏みがみられる。企業部門も一部に弱い動きがみられるなど、景気回復が今後も持続するには、克服すべき課題も存在する。

国際経済面では、輸出については平成18年初めから、アジア向け、アメリカ向けを中心に増加基調で推移してきたが、平成18年半ば以降は、アメリカ経済の減速などを反映して横ばいで推移している。輸入については、平成18年初め以来、一時増加する局面もみられたがおおむね横ば

いの動きを示している。今回の景気回復には、輸出が大きく寄与している。この背景には、円安傾向で推移する為替と世界経済の回復がある。また、世界経済の動向をみると、G7のGDPは今回の景気回復局面において成長を続けている。

平成18年度のわが国の国内総生産(GDP)は、名目511兆8,770億円、実質553兆4,398億円となり、経済成長率は、名目1.6%、実質2.3%となった。わが国の実質経済成長率は、1990年代に入ってバブル崩壊後低下し、名目成長率は、緩やかなデフレが進展する中で弱い動きとなっており、特に平成10年以降は平成12年を除きマイナス成長となっていたが、平成15年度以降若干持ち直している。

賃金の動向を見ると、平成18年の現金給与総額(月額)は33万5,774円で、前年比0.3%増と2年連続で増加している。また、春季賃金交渉における賃上げ率も3年連続で前年を上回り、企業収益の改善が賃金に波及してきている。しかし、企業収益の賃金への配分は、業績連動型で賞与に反映される傾向が強まっており、また、基本給についても業績・成果主義の導入が進むなど、賃金制度に変化が見られる。

労働時間は、所定外労働時間が5年連続の増加となったうえに、所定内労働時間が微増となったことから、総労働時間も前年比0.5%増と増加に

第1部 社会保障の動向

転じた。また、壮年層の正規雇用労働者では長時間働く者の割合が高まっており、身体や精神の疲れを感じさせる働き方となっている。

平成19年の消費者物価は、総合指数は平成17年を100として100.3となり、前年と同水準となった。

資料：「平成19年度年次経済財政報告」（平成19年8月7日 内閣府HP）
「平成18年度国民経済計算確報」（平成19年12月26日 内閣府経済社会総合研究所HP）
「平成19年版労働経済の分析」（平成19年8月3日 厚生労働省HP）
「平成17年基準 消費者物価指数（全国 平成19年平均）」（平成20年1月25日 総務省統計局HP）

2 財政・金融

平成19年度予算は、23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化し、簡素で効率的な政府を実現するため、財政健全化の努力を継続することとされた。このため、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平18法47）に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等を適切に予算に反映させることとされた。歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出を厳しく抑制するとともに、足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額も前年度当初予算における公債発行額の減額幅（44,170億円）を上回る過去最大の減額幅を目指すこととされた。

平成19年度の一般会計予算の規模は82兆9,088億円（対前年度3兆2,228億円増）、一般歳出の規模は46兆9,784億円（対前年度6,124億円増）となっている。また、平成19年度における公債発行額は25兆4,320億円、公債依存度は30.7%となり、過去2番目の改善幅となっている。

社会保障予算については、高齢化の伸展等に伴い、経済の伸びを上回って給付と負担が増大していくことが見込まれる中で、改革努力を継続し、歳出の抑制を図っていく必要があるという考えのもと「基本方針2006」で示された歳出改革を着実に実施する観点から、雇用保険の国庫

負担の縮減、生活保護の見直し等の改革を推進することとされる一方、社会経済情勢の変化に対応し、国民の安心を確保する観点等から、歳出全体の効率化を図りつつ、喫緊の課題である少子化対策や医師確保対策、がん対策等に重点的に対応することとされた。その結果、社会保障関係費は、21兆1,409億円（対前年度比5,670億円、2.8%増）計上された。

平成19年度財政投融资計画策定に当たっては、資産・債務改革に取り組む一環として、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、対象事業の一層の重点化・効率化を図り、総額の抑制に努めることとした。財政投融资の規模は14兆1,622億円（対前年度当初計画比5.6%減）となった。厚生福祉については、5,866億円（18年度6,801億円）の財政投融资を予定し、このうち独立行政法人福祉医療機構において、高齢社会に対応するため、所要の貸付計画額を確保することとしたほか、独立行政法人国立病院機構等において、病院等の整備促進を図ることとされた。

一方、税制については、平成19年度税制改正では、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、経済の成長基盤を整備する観点から減価償却制度の抜本的見直しを行うとともに、中小企業関係税制、国際課税、組織再編税制・信託税制、金融・証券税制、住宅・土地税制、

納税環境整備等について所要の措置を講ずることとした。

金融政策については、日本銀行の現在の金融政策の大きな枠組みは、以下のとおりである。

- ① 新しい金融市場調節方式（日本銀行当座預金残高を主たる目標とする金融市場調節方式）
- ② 金融緩和の時間軸効果（量的緩和政策継続のコミットメント）
- ③ 長期国債の買入れ増額
- ④ 補完貸付制度（いわゆるロンバート型貸出制度）
- ⑤ 金融緩和の波及メカニズム強化（資産担保証券の買入措置等）

平成19年2月21日の政策委員会・金融政策決

定会合において、①の金融市場調節方針を「無担保コールレート（オーバーナイト物）を0.5%前後で推移するよう促すことが決定され、それ以降の会合では「現状維持」が続いている。

なお、平成18年3月9日の政策委員会・金融政策決定会合では、新たな金融政策運営の枠組みが導入されるとともに、改めて「物価の安定」についての考え方が整理された。

資料：「19年度予算」（財務省HP）

「平成19年度予算及び財政投融资計画の説明」（平成19年1月26日 財務省HP）

「平成19年度税制改正の要綱」（平成19年1月19日 財務省HP）

「金融政策」（日本銀行HP）

3 雇 用

平成18年の雇用失業情勢は、完全失業率が高水準ながらも緩やかな低下傾向で推移し、雇用者数も増加するなど、厳しさが残るものの改善に広がりが見られた。ただし、若年者の失業率は依然として高く、非正規雇用割合は引き続き上昇している。地方圏では雇用の改善が弱い地域もある。

新規求人とは平成14年初めから増加が続いている。産業別に見ると、平成14年後半からサービス業が増加しており、平成16年度以降は、サービス業、飲食店・宿泊業のほかに、医療・福祉の求人が増加している。

有効求人倍率は上昇傾向で推移し、平成18年平均では1.06倍と前年の0.95倍を0.11ポイント上回った。新規求人倍率も徐々に高まっており、平成18年平均では1.56倍と前年の1.46倍を0.1ポイント上回った。雇用形態別に有効求人倍率（平成18年10～12月期（季節調整値））を見ると、一般は0.95倍、パートは1.48倍となった。

平成19年3月の新規学卒者の就職率は、大卒

で96.3%（前年比1.0%増）と改善基調にある。

平成18年平均の就業者数は6,382万人（前年差26万人増）と3年連続で増加となった。雇用者数（非農林業）は平成18年平均で5,472万人（前年差79万人増）と4年連続で増加となった。就業者数・雇用者数とも、平成18年に入ると明らかに増加し、産業別に見ると、医療・福祉、サービス業、製造業等で雇用者が増加している反面、建設業では減少が続いている。平成15年から大企業で雇用者数が増加したが、平成16年半ばからは、中小規模の企業でも雇用改善の動きが見られるようになった。減少が続いていた男性の常雇（雇用契約が1年を超える雇用者）も、平成17年後半以降は増加に転じた。ただしこれは、正規の職員・従業員が増加ではなく、非正規の職員・従業員の増加によるものである。

平成18年平均の完全失業者数は275万人（前年差19万人減）となり、4年連続で減少した。離職理由別に見ると、高水準で推移していた非自

第1部 社会保障の動向

発的理由による離職者が平成15年以降4年連続で減少している。平成18年平均の完全失業率は男女計で4.1%と4年連続で低下し、平成19年に入っても低下傾向で推移しており、男性に比べると女性が相対的に良い傾向が平成11年頃から続いている。

地域ブロック別に見ると、有効求人倍率は、北

陸・東海・近畿で0.15ポイント以上の高い改善幅となっている一方で、北海道は0.02ポイントの改善にとどまっており、雇用失業情勢の厳しい地域では、改善に遅れが見られる。

資料：「平成19年版労働経済の分析」（平成19年8月3日
厚生労働省HP）

4 家計収支

平成18年の勤労者世帯（平均世帯人員2.80人、世帯主の平均年齢45.0歳）の実収入は、1世帯当たり1か月平均47万6,159円で、前年に比べ名目0.6%増、実質0.3%増となった。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得も、1世帯当たり1か月平均40万1,377円で、名目0.3%増、実質は前年と同水準になった。

勤労者世帯の消費支出の動向についても、平成18年には1世帯当たり1か月平均28万5,057円で、名目4.0%減、実質4.3%減となり、名目、実質とも3年ぶりに減少に転じた。

二人以上の世帯のうち勤労者世帯について、実質可処分所得と平均消費性向の関係の推移を見ると、昭和58年から平成9年にかけては、実質可処分所得が増加するにつれて、平均消費性向は低

下しており、両者は右肩下がり関係にあった。平成10年に実質可処分所得は減少に転じ、その後、平均消費性向は徐々に増加している。

また、直接税や社会保険料等の非消費支出は83,429円で、名目-2.3%と2年ぶりに減少に転じた。非消費支出の内訳を見ると、定率減税の縮減等にもない、所得税や住民税などの直接税が名目5.6%増となった。公的年金保険料、健康保険料などの社会保険料は名目0.3%の減少となったものの、介護保険料は名目6.8%の増加となった。

資料：「家計調査年報（二人以上の世帯）平成17年」（総務省統計局HP）

5 人口・世帯

平成18年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,777万人であり、前年とほぼ横ばいだった。これを年齢3区分別に見れば、年少人口（0～14歳）は1,743万5千人（総人口の13.6%）、生産年齢人口（15～64歳）は8,373万1千人（総人口の65.5%）、老年人口（65歳以上）は2,660

万4千人（総人口の20.8%）となっている。平成7年以後生産年齢人口は減少し続け、平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなった。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生・死亡中位推計によると、総人口は長期の人口減少過

程に入ると予測されている。老年人口の割合は平成17年現在の20.2%から平成26年には25%台に達し、4人に1人が65歳以上となり、その後も上昇を続け、平成35年に30%台に達し、平成64年には40%台となるものと予測されている。

世帯数は、平成18年6月1日現在で、4,753万1千世帯で平均世帯人員は2.65人となっている。世帯構造別に見ると、「核家族世帯」が2,803万世帯で、全世帯の59.0%を占めている。世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」は、846

万2千世帯で全世帯に占める割合は17.8%となっている。また、65歳以上の高齢者のみの世帯は843万4千世帯で、高齢者世帯の46.1%を占めている。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
「平成18年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）
「平成18年 国民生活基礎調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）



第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成18年簡易生命表によると、男の平均寿命は79.00年、女の平均寿命は85.81年で、前年と比較して男は0.44年、女は0.29年上回り、男女とも世界最高の水準を維持している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成18年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.32で6年ぶりに上昇し、平成14年と同率になったものの、少子化が進行するとともに、人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また財政赤字の拡大等の社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きが見られた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。同勧告は、平成3年から行ってきた社会保障についての理論及び将来像について

の検討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子どもの健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策等、広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立し、公布された。同法では、①公正で活力ある社会、②地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③豊かな社会、が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の大綱を定めること、等を規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、①高齢者の自立、参加及び選択の重視、②国民の生涯にわたる施策の体系的な展開、③地域の自主性の尊重、④施策の効果的推進、⑤関係行政機関の連携、⑥医療・福祉、

情報通信等に係る科学技術の活用、の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。

今日、少子・高齢化の進展、核家族化や女性の社会進出による家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、社会福祉制度は、かつてのような限られた者の救済だけでなく、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たすことが期待されている。こうした認識のもと、平成12年5月、第147回通常国会において、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、平成12年6月に公布された。同法では、①昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等、社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行うこと、②この見直しは、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資するものである、ということ趣旨とし、①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実・活性化、④地域福祉の推進を行う、ことを内容としている。

平成18年度以降には、以下のような社会保障関係法が成立した。

〔社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成18年6月14日

施行年月日：協定発効の日（一部を除く）

「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定」を実施するため、カナダの法令が適用される者について、厚生年金保険法等の公的年金各法の適用を免除するほか、給付の支給要件及び給付の額に関する特例等の措置を講ずる。

〔薬事法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月14日

施行年月日：公布の日から3年以内等

医薬品の適切な選択及び適正な使用に資するよう、医薬品をリスクの程度に応じて分類し、当該分類ごとに販売方法を定める等、医薬品の販売制度全般の見直しを行うとともに、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の製造、輸入、販売等を禁止する等、所要の改正を行う。

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕

公布年月日：平成18年6月15日

施行年月日：平成18年10月1日

就学前の子どもに関する教育及び保育並びに子育て支援事業の総合的な提供を行う幼稚園、保育所等の都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定施設（認定こども園）に係る助成等の特例措置を講ずる。

〔健康保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月21日

施行年月日：平成18年10月1日等

医療保険制度について、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」（平成15年3月28日閣議決定）等を踏まえ、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等所要の措置を講ずる。

〔良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月21日

施行年月日：平成19年4月1日等

第1部 社会保障の動向

少子高齢化の進展、国民の意識の変化等、医療を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立し、国民の医療に対する信頼を確保するため、医療法、医師法等について所要の改正を行う。

〔戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月23日

施行年月日：平成18年10月1日

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を継続して支給する等の改正を行う。

〔職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月21日

施行年月日：平成18年10月1日

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、青少年を対象として企業実習と座学を連結させて実施する職業訓練の促進に資する制度の創設等、所要の改正を行う。

〔雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年6月21日

施行年月日：平成19年4月1日等

労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性差別禁止の範囲の拡大、女性労働者の妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等の措置を講ずるとともに、女性の坑内労働に係る規制を緩和する。

〔がん対策基本法〕

公布年月日：平成18年6月23日

施行年月日：平成19年4月1日

がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の

充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、がん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成18年12月8日

施行年月日：平成19年4月1日等

適正な感染症対策の総合的推進を図る観点から、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立、感染症の分類の見直し、結核対策の法的位置づけの見直し等、所要の措置を講ずる。

〔児童手当法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年3月31日

施行年月日：平成19年4月1日

3歳未満の児童に係る児童手当・特例給付の額を、1月につき1万円×3歳未満の児童数に引き上げる。

〔国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年3月31日

施行年月日：平成19年4月1日

平成19年度から、基礎年金の給付にかかる国庫負担の額を3分の1に1,000分の32を加えた額とする。

〔戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年4月20日

施行年月日：平成19年10月1日

恩給の額の引き上げに準じ、遺族年金・遺族給与金の額を引き上げるとともに、障害年金・遺族年金・遺族給与金等の額の改定は、公的年金の引上率により自動的な改定を行うこととする。

〔雇用保険法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年4月23日

施行年月日：平成19年4月23日等

短時間労働被保険者とそれ以外の被保険者の区分を廃止するとともに、基本手当の受給資格要件の見直し、特例一時金の支給額の見直し、教育訓練給付の改正、育児休業者職場復帰給付金の額の暫定引上、高齢雇用継続給付に係る国庫負担の廃止等、所要の改正を行う。

〔国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律〕

〔国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律〕

〔地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年5月16日

施行年月日：平成19年8月1日

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務を希望する者について、短縮の方法、手続き、給与、退職手当の算定に係る在職期間の扱い等を詳細に定める。

〔短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年6月1日

施行年月日：平成20年4月1日等

短時間労働者を雇い入れたとき、事業主に労働条件等を文書等で明示する義務を課し、差別的取扱いを禁止するなど、雇用管理の改善等に関する措置を講じる。

〔児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年6月1日

施行年月日：平成20年4月1日

児童虐待防止法については、法の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するとともに、国及び地方公共団体の責務、安全確認義務、児童虐待を行った保護者に対する指導等、きめ細かに定める。児童福祉法については、要保護児童対策地域協議会の設置等について定める。

〔雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改

正する法律〕

公布年月日：平成19年6月8日

施行年月日：平成19年8月4日

雇用対策法については、法の目的として、国が雇用に関して必要な施策を総合的に講ずるに当たっては、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して行うべき事を明確化する。地方雇用開発促進法については、雇用開発促進地域や自発雇用創造地域の定義づけ等を行う。

〔救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法〕

公布年月日：平成19年6月27日

施行年月日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が疾病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性に鑑み、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、国民の健康の保持、安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的として定める。

〔社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成19年6月27日

施行年月日：平成20年3月1日等

これまでは、社会保障協定を結ぶごとに実施特例法を制定していたが、相手国がどこであっても実施特例法は共通なことから、国を問わない実施特例法を制定する。と同時に、これまでの7本の実施特例法を廃止する。

〔日本年金機構法〕

公布年月日：平成19年7月6日

施行年月日：平成22年4月1日までの間で政令で定める日等

政府管掌年金事業（厚生年金保険事業・国民年金事業）に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止するとともに、日本年金機構を

第1部 社会保障の動向

設立し、その業務運営の基本等なるべき事項等を定める。

〔国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年7月6日

施行年月日：平成20年4月1日等

国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講ずる。

〔厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成19年7月6日

施行年月日：平成19年7月6日

厚生年金保険や国民年金の年金記録を訂正したうえで裁定した場合、その裁定による年金については、消滅時効が完成した場合でも特例的に年金を支払う。

〔社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年12月5日

施行年月日：平成20年4月1日等

近年の社会福祉・介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士・介護福祉士の資質の確保及び向上、社会福祉士の活用場の充実を図るため、業務の定義を明確化するとともに、資格の取得方法、身体障害者福祉士等の任用の資格の見直し等を行う。

〔身体障害者補助犬法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年12月5日

施行年月日：平成20年4月1日等

事業主は、事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用を拒んではならない等の改正を行う。

〔労働契約法〕

公布年月日：平成19年12月5日

施行年月日：平成20年3月1日

就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等

に対応し、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資するため、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則や、労働契約と就業規則との関係等を定める。

〔最低賃金法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年12月5日

施行年月日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日

就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、最低賃金制度が十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとにすべての労働者に適用される最低賃金を決定しなければならないこととするとともに、その考慮要素の見直しを行い、罰則の整備等の措置を講ずる。

〔老人福祉法の一部を改正する法律〕

公布年月日：平成19年12月19日

施行年月日：平成19年12月19日

公的医療機関に該当する病院・診療所を設置する農業協同組合連合会が、特別養護老人ホームを設置することができるものとする。

〔厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律〕

公布年月日：平成19年12月19日

施行年月日：平成19年12月19日等

厚生年金制度に対する国民の信頼を確保することを目的とし、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除されていたにもかかわらず、事業主が保険料納付も被保険者の資格関係等の届出も行っていたことが明らかでない事案について、年金の保険給付の対象とするための年金記録訂正を行うとともに、事業主は時効消滅後も、納付すべきであった保険料を任意で納付することができることとする。

〔特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法〕

公布年月日：平成20年1月16日

施行年月日：平成20年1月16日

薬害によってC型肝炎に罹患した被害者に甚大な被害が生じ、その拡大を防止し得なかったことについての政府の責任を認め、特定C型肝炎ウイルス感染者及び相続人に対する支給に関し、必要な事項を定める。

資料：「平成18年 簡易生命表」（厚生労働省HP）
 「平成18年 人口動態統計（確定数）」（厚生労働省HP）
 「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、昭和45（1970）年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、平成18（2006）年10月1日現在では約2,660.4万人（全人口の20.8%）と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成18年12月推計の出生・死亡中位推計によれば、平成24（2012）年に3,000万人を突破し、平成67（2055）年の3,646万人（全人口の40.5%）へと急速な増加を続けるものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加もみられる。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人たちが積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

〔ゴールドプラン21の策定〕

政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」。平成元年策定）の全面的な見直しを行い、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」（「新ゴールドプラン」）を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービスの供給体制の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービスの供給体制の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。

高齢化がますます進行し、世界最高水準に達す

る一方で、平成12年度から介護保険法が施行され、その一環として全国の地方自治体において介護保険事業計画等が策定されること、同じく平成12年度から「健康日本21」とも連携して保健事業第4次計画が開始されること等から、政府は、平成11年12月、「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向」（「ゴールドプラン21」）を策定した。これは、介護保険法に基づくサービスを中核に据えながら、いかに地域の高齢者保健水準の向上を図るべきか、施策の大きな方向性を示したものである。

〔介護保険制度の普及と見直し〕

介護保険法は、平成6年12月の高齢者介護・自立支援システム研究会報告、平成7年7月の社会保障制度審議会勧告、老人保健福祉審議会や与党における検討を経て、平成8年11月29日に第139回臨時国会に提出され、以来約1年間にわたる国会審議を経て成立し、平成9年12月17日に公布された。

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い高齢者介護の問題が社会全体にとって大きな問題となり新たな社会的支援体制の確立が求められている中、福祉と医療に分かれている高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用者本位の仕組みとするとともに、増加する費用を社会全体の連帯によって、安定的に賄うことができるようにしようとするものである。制度の概要は以下のとおり。

- ① 保険者 市町村（特別区を含む）
- ② 市町村への支援 市町村に対する支援策とし

第1部 社会保障の動向

ては、要介護認定に係る事務経費の2分の1相当額を国が交付するとともに、都道府県に設置される財政安定化基金を通じての資金の貸付・交付や調整交付金の交付を通じて安定的な財政運営の確保を図り、また、実施体制面からも種々の支援策を講じることとしている。

- ③ 被保険者 第1号被保険者：65歳以上の者
第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者

- ④ 保険給付 保険者による適切な要介護認定を受けたうえで在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供。

当初、訪問通所サービスと短期入所サービスの利用限度額を別々に設定していたが、区分することによってサービスの選択性が低くなっていたため、平成14年1月からは限度額が一本化されている。

- ⑤ 公費負担 給付費の2分の1

- ⑥ 利用者負担 費用の1割（施設の場合の食費は厚生労働大臣が定める標準負担額だけだったが、平成17年10月からは居住費・食費部分は保険給付の対象外となり、所得に応じて自己負担することになった。）

- ⑦ 保険料 65歳以上の被保険者（第1号被保険者）のうち、一定額以上の高齢・退職年金受給者については、年金保険者による特別徴収（天引き）が行われ、それ以外の者については、市町村が個別に徴収。40歳から64歳の被保険者（第2号被保険者）は医療保険者が徴収のうえ一括して社会保険診療報酬支払基金に納付し、全国プールしたものを市町村に配付。

- ⑧ 施行日 在宅サービス、施設サービスともに平成12年4月1日から同時実施。

介護保険制度は、3年を1つの事業運営期間としており、各自治体は、3年ごとにそれぞれの自治体における介護サービスの見込み量や必要な介護サービスを確保するための方策等を定めた「介護保険事業計画」を策定することになる。この計

画における介護サービスの見込み量をもとに、保険料の水準が決定される。

平成15年4月から各自治体で介護保険事業計画の見直し、保険料の改定が行われたのに合わせ、各サービス事業者に支払われる介護報酬の見直しも行われた。介護報酬の改定については、保険料の上昇幅をできる限り抑制する見地から引下げを行いつつも、必要な介護サービスの確保と質の向上を図る観点から所要の財源を確保することとし、在宅分は平均で0.1%のプラス改定、施設分は4.0%のマイナス改定、全体で2.3%のマイナス改定となった。

平成15年5月から、介護保険法附則第2条において、施行後5年を目途として制度全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされていることを受け、平成16年7月には社会保障審議会介護保険部会で「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられ、「「介護予防」の視点から、高齢者の心身機能、活動、参加といった生活機能の低下を予防して、要介護状態に陥らない、あるいは状態が悪化しないようにすることを重視する「予防重視型システム」へと切り換えていくことが求められる」等の指摘がなされた。第162回通常国会に提出され、平成17年6月に成立した「介護保険法等の一部を改正する法律」により、平成18年4月（②は平成17年10月）から、①総合的な介護予防システムの確立、②施設給付の見直し、③新たなサービス体系の確立のための措置を講ずることとされた。この改正で「痴呆」という用語は「認知症」に見直された。

〔老人保健制度の見直し〕

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療

報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。

また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正について」の意見書がとりまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を目途に老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとしたうえで、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担（給付と負担の見直し）、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

なお、平成10年6月に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律により、近年の人口高齢化に伴い、退職者に係る老人医療費拠出金が増大していること及び老人加入率が著しく高い保険者数が増加してきていることを踏まえ、現行制度下における老人医療費拠出金の負担の公平化を図るため、退職者に係る老人医療費拠出金について、市町村国民健康保険が負担していた額の2分の1を、退職者医療制度において負担することとする改正が行われた。

平成12年4月からの介護保険制度の実施に合わせ、老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費、療養型病床群等の介護的色彩が強い医療費の公費

負担割合を5割とする仕組みを廃止し、老人保健制度による医療費に対する公費負担割合を3割に統一し、老人保健施設を要介護者に対しサービスを提供する施設として介護保険法に根拠を移す等の改正が行われた。

また、平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成14年10月から、高齢者の定率1割負担（一定以上所得者は2割）、老人医療の対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなった。

老人保健事業の一環として行われている生活習慣病予防や健康づくりを通じた介護予防は、平成17年の介護保険法の改正により、平成18年4月から、市町村の特性に応じて介護保険事業と一体的に整備し、有機的に連携させ、高齢者に最適な形で総合的に提供することが求められるようになった。

なお、平成20年4月から、「老人保健法」が改正されて「高齢者の医療の確保に関する法律」となることに伴い、老人保健事業として実施してきた「基本健康診査」等については、①40歳から74歳までの者は、特定健康診査及び特定保健指導として、医療保険者にその実施を義務づけることとし、75歳以上の者は、後期高齢者医療広域連合の努力義務である保健事業の一環として実施する方向とし、老人保健事業として実施してきた「歯周疾患検診」、「骨粗鬆症検診」等については、健康増進法に基づく事業として実施することとする。また、老人保健事業における基本健康診査の一環として実施されている「生活機能評価」は、介護保険法による地域支援事業の介護予防事業として実施することとなる。

【その他の制度・施策の動向】

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護

第1部 社会保障の動向

休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。平成13年11月の改正では、介護休業者の不利益取扱いの禁止が盛り込まれた。平成17年度からは介護休業の取得回数制限が緩和された。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。なお、高齢者の就業意欲に応えるため、平成11年度より、老人クラブとシルバー人材センター連合が共同で就業先の開拓や受け入れ体制の整備を検討することで生きがい促進のための臨時的・短期的な就業を支援する「高齢者の生きがい促進のための就業支援試行的事業」を実施している。

介護保険制度が実施された平成12年度には、高齢者が要介護状態になることを予防するためのサービス（介護予防）や、高齢者の自立した生活を支えるために必要なサービス（生活支援）によって高齢者の生活全体を支えることが重要であることから「介護予防・生活支援事業」が創設され、平成15年度には「介護予防・地域支え合い事業」に改称された。

また、平成15年度からは、高齢者自身の介護

予防の取組みを促進するため、「高齢者筋力向上トレーニング事業」を支援の対象に追加するとともに、歩行継続のための重要な要素である足指・爪のケア（フットケア）についても支援を開始した。この事業も、平成18年度からは市町村の「介護保険事業計画」「老人保健福祉計画」と併せて総合的に提供することが求められている。

現在、要介護者の2人に1人は介護や支援を必要とする認知症高齢者だが、今後の急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれている。そこで、平成17年度からの10年間を「認知症を知り地域をつくる10年間」とし、認知症を理解し、支援する人（認知症サポーター）が地域に数多く存在し、すべての町が認知症になっても安心して暮らせる地域になることを目標としている。

平成17年11月には、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成18年4月から施行されることとなった。

資料：「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
「平成18年10月1日現在推計人口」（総務省統計局HP）
「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成18年には増加に転じ約109.3万人となった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子ども数）で見ると、平成18年は1.32人で前年の1.26を大きく上回ったものの、総人口の規模を維持す

る水準（2.07人）を大きく下回った。少子化は、子ども同士のふれあいの減少等により自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金等の社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会の活力の低下等、社会経済全般に大きな影響を及ぼすと懸念されている。

また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子どもはおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は、新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質等、好ましくない影響を子どもたちに与えている。これらの子どもの成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等、様々な面において、次代の社会を担う子どもたちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

〔子ども・子育て応援プランの策定等〕

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、わが国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図ってきた。

平成11年12月、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣により、「少子化対策推進基本方針」が打ち出され、これまでの施策を見直した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が合意され、平成12年度から実施されることになった。

さらに、平成13年3月に政府・与党社会保障改革協議会でとりまとめられた「社会保障改革大綱」や経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営

及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）においても、子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化等、総合的な少子化対策の推進が重要な柱と位置づけられ、保育所の待機児童ゼロ作戦や必要な地域すべてにおける放課後児童の受け入れ体制の整備等が盛り込まれた。

また、夫婦出生力の低下という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、平成11年12月の「少子化対策推進基本方針」のもとで、もう一段の少子化対策を推進し、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」等、4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進すべく、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が策定された。

平成15年3月の少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策プラスワン」を発展させた形で「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。基本的な考え方は、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援（次世代育成支援）することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することである。具体的には、従来の「子育てと仕事の両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めることとされた。

平成15年2月に10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体や事業主の行動計画策定指針が示された。なお、成立時期は前後したが「少子化社会対策基本法」が同年9月に施行され、これに基づく少子化社会対策会議が招集され、平成16年6月に、少子化社会対策大綱が策定された。この大綱では、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家

庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯、の4つを重点課題として、集中的に施策を推進することとしている。

平成16年12月24日の少子化社会対策会議では、平成12年度から平成16年度までの新エンゼルプランに代わるものとして「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」を策定し、平成17年度から実施されることになった。子ども・子育て応援プランでは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示するとともに、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換の進捗状況が分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、内容や効果を評価しながら、この5年間に重点的に取り組むことが掲げられた。

平成19年2月6日に開催された第6回少子化社会対策会議では、関係大臣及び有識者から構成される「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を開催し、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的な考え方に置き、平成42年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及び実行を図るための検討を進め、平成19年12月18日に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定された。重点戦略では、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解消のため、働き方の改革と社会的基盤の構築を速やかに軌道に乗せることが明記されるとともに、「未来への投資」としての財政投入の規模も明示されている。

〔児童福祉法の改正〕

現行の児童家庭福祉制度の中心をなす児童福祉法は、法制定後半世紀を経る中で、児童をめぐる環境が大きく変化し、保育需要の多様化や児童を

めぐる問題の複雑化・多様化に適切に対応することが困難となっていた。中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、①児童保育施策体系、②要保護児童施策体系、③母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の3つの中間報告をとりまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第140回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、平成9年6月に成立し、公布された。同法は、①保育所に入所する仕組みを市町村の措置(行政処分)から保護者が保育所に関する情報に基づき希望する保育所を選択する仕組みに改めること、所得に応じた保育料負担方式から年齢等に応じた保育サービスの費用に基づき家計への影響をも考慮した負担方式に改めること、保育所がその機能を活用して地域住民に対して子育てに関する相談・助言を行うよう努めなければならないこと、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業と位置づけ普及を図ること等の児童保育施策の見直し、②児童をめぐる問題が複雑・多様化している状況等を踏まえ、教護院、養護施設、乳児院等の児童福祉施設の名称、対象児童、機能等の見直し、虐待等の困難な事例に対応できるよう都道府県審議会を活用した児童相談所の機能強化、地域における児童や家庭の相談支援体制強化のための児童家庭支援センターの創設等の児童の自立支援施策の充実、③母子寮の機能強化等、母子家庭の自立支援策の強化等を内容とするものである。

平成13年度には、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図るため、児童福祉法の改正が行われた。

平成15年3月、厚生労働省では、地域における子育て支援の取組みの強化を図るため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出し、平成15年7月9日に成立し、平成15年7月に公布された。この改正は「主として要保護児童や保育に欠ける児童に着目した法律」から「すべての子どものための法律」に改めることが主たるねらいであり、地域における子育て支援事業（①保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業、②保育所等において児童の養育を支援する事業、③居宅において児童の養育を支援する事業）を法定化するとともに、市町村がその必要な措置の実施に努めるものとした。併せて、市町村は子育て支援事業に関し情報提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあっせん、調整等を行う「子育て支援総合コーディネート」を行うこととした。

平成16年10月、厚生労働省では、児童虐待防止対策等の充実・強化及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じるため、「児童福祉法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年12月に公布された。この法律は、児童虐待防止対策等の充実・強化については、①児童相談に関する体制の充実、②児童福祉施設・里親等の見直し、③保護を要する児童に関する司法関与の強化を図ることとし、新たな小児慢性特定疾患対策の確立に関する措置としては、長期にわたり療養の必要な慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付等の事業を法律上の事業として位置づけるとともに、本事業に係る国の補助等について規定している。児童福祉法等の一部を改正する法律（平成16年法律第21号）による児童福祉法の改正で、児童保護費負担金の中で、公立保育所運営費負担金の一般財源化が行われた。

平成19年4月、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」を第

166回通常国会に提出し、6月1日に公布された。この法律は、①児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得たうえで、解錠等を伴う立ち入りを可能とする立入調査等の強化、②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できる制度の創設等、③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等について規定している。

【その他の制度・施策の動向】

平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく「福祉施設」が「児童育成事業」と改められ、それまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成12年6月から、総合的な少子化対策の一環として、児童手当の支給対象年齢を3歳未満から義務教育就学前（6歳に達した日以後最初の年度末）までに拡大されたのに続き、平成13年6月から、児童手当支給の所得制限が緩和された。平成16年4月からは児童手当の支給対象年齢が義務教育就学前（6歳に達した日以後最初の年度末）から小学校第3学年修了前までに拡大され、平成18年4月からは、三位一体改革の中で、①支給対象年齢が小学校修了前までに引き上げられ、②所得制限を緩和し、支給率がおおむね90%に引き上げられ、③公費部分の費用負担割合が国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1に変更された。平成19年4月からは、3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額は、出生順位にかかわらず一律1万円に引き上げられた。

平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けて出産育児一時金の支給も行われている。平成18年6月の改正により、出産育児一時金の支給

額が30万円から35万円に引き上げられた。

また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、介護休業も包括した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等、退職者の再雇用特別措置（努力義務）等が同年10月より実施されている。平成13年11月の改正では、労働者が就業しつつ子の養育等を容易にするための環境整備として、不利益取扱いの禁止、時間外労働の制限、勤務時間短縮等措置の対象年齢の引上げ（1歳未満→3歳未満）、子の看護休暇（努力義務）、等が平成14年4月より施行された。平成16年12月の改正では、①育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大、②育児休業期間を、特に必要な場合は1歳→1歳6カ月に延長、③介護休業

の取得回数制限の緩和、④子の看護休暇制度の創設（小学校就学の始期までの子が負傷や病気のと き1年度につき5労働日まで休暇取得可）、⑤育児休業給付及び介護休業給付の支給範囲の拡大、が平成17年4月1日から施行された。

なお、近年児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっており、児童虐待の早期発見・早期対応及び被虐待児童の適切な保護を行うため「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成12年11月に施行された。

また、近年の離婚件数の増大に伴い、母子家庭等が急増しているため、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」等が改正され、母子家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼をおき、福祉事務所を設置する地方公共団体において相談、情報提供体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に展開することとされた。

資料：「平成18年 人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省H1P）
「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

4 障害者福祉等

わが国の障害者総数は、身体障害（児）者約351.6万人（在宅者：平成13年、施設入所者：平成12年）、知的障害（児）者約54.7万人（在宅者：平成17年、施設入所者：平成16年）、精神障害者約302.8万人（平成17年）の計約997万人と推計され、わが国の総人口の約8%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策

に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして—」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念

の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」としてとりまとめられた。

〔障害者福祉サービスの支援費制度への移行〕

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体障害者（児）や知的障害者（児）の福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度とするため、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に、平成15年4月から移行した。

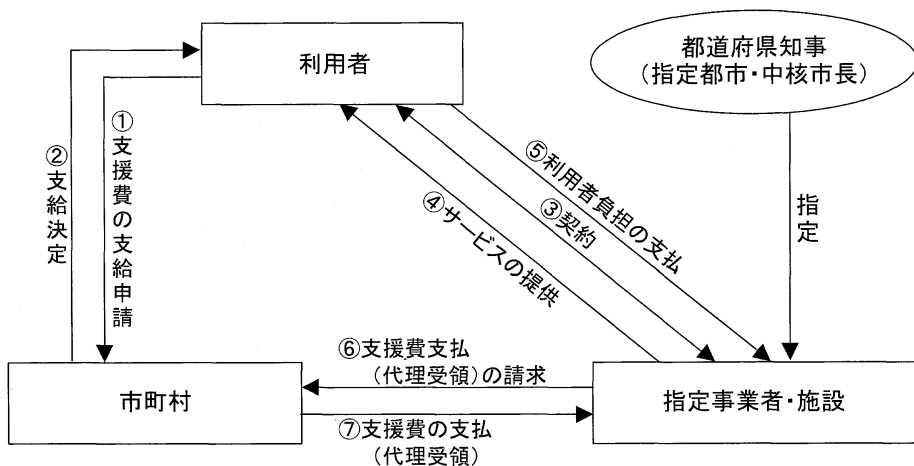
支援費制度においては、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところであり、事業者は、サービス提供の主体として、利用

者の選択に十分こたえることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。

基本的仕組み：

- (1) 障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支援費の支給申請を行う。
- (2) 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対して支援費の支給決定を行う。
- (3) 支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。
- (4) サービスを利用したときは、本人及び扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち、本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する（ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる）。

図 支援費制度の基本的仕組み



〔障害者基本計画の策定〕

平成7年12月、政府の障害者対策本部におい

て、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プランナーノーマライゼーション7か年戦

第1部 社会保障の動向

略一」(平成8～14年度)が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」(平成5～14年度)の具体化を図るための重点施策実施計画として位置づけられた。

「障害者対策に関する新長期計画」と「障害者プラン」が平成14年度に終了することに伴い、平成14年2月、障害者施策推進本部において、平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」の策定を決定し、検討を重ねた。12月、「障害者基本計画」が閣議決定され、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向が示された。新しい「障害者基本計画」は、リハビリテーションとノーマライゼーションのもと、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、生活支援、保健・医療等8つの分野について施策の基本的方向を定めている。

また、「障害者基本計画」に掲げた「共生社会」の実現に向け、障害者基本計画の前期5年間に於いて重点的に実施する施策及びその達成目標、計画の推進方策を定めた「重点施策実施5か年計画」も策定された。平成19年12月には、障害者基本計画の後期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等を定める「重点施策実施5か年計画」が策定された。

〔社会福祉事業法等の改正〕

平成11年1月に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会の意見具申「今後の障害者保健福祉施策のあり方について」を踏まえ、平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた。この改正は、障害者のノーマライゼーションや自己決定の理念の実現

を図り、障害者の地域生活を支援するため、①障害者福祉サービスの利用方法を従来の「措置」から契約による「利用制度」へ変更すること(支援費制度)、②知的障害者及び障害者福祉に関する事務を市町村へ移譲すること、③身体障害者生活訓練等事業、知的障害者デイサービス事業等障害者の地域生活を支援するための事業を法定化すること、等を主な内容とするものであり、一部を除き、平成15年度から実施されている。

〔障害者自立支援法の策定〕

支援費制度は、障害者の地域における自立・共生を進めるうえで重要な役割を果たしているが、サービス利用状況や提供体制に大きな地域差が生じていたり、対象外とされている精神障害者の扱い等、解決すべき課題も多く存在していた。社会保障審議会障害者部会等で検討を進め、平成16年10月には「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」により障害保健福祉施策の抜本的な見直し案が示された。これを踏まえた「障害者自立支援法」は、①障害者福祉サービスの一元化、②障害者がもっと働ける社会に、③地域の限られた社会資源を活用できるよう規制緩和、④公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化・明確化、⑤増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化、を主な内容とするものであり、第162回通常国会に提出され、平成17年11月に公布され、平成18年度から施行されている。

〔制度・施策の動向〕

① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成

6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児（者）に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児（者）通園事業を実施している。

平成14年5月には、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため「身体障害者補助犬法」が公布され、平成14年10月から順次施行されている。なお、平成19年12月に改正され、民間事業所に対し、身体障害者補助犬使用の受入義務化や、苦情の申出等について規定された。

② 知的障害者施策

知的障害者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置づけがなされることとなった。また、平成12年の改正では、第1条にこの法律の目的として「知的障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」が新たに規定され、知的障害者デイサービスセンター及び知的障害者デイサービス事業が法定化された。同時に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、これらの事業が第2種社会福祉事業として明文化された。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む知的障害者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック（全国知的障害者スポーツ大会）等の実施による活動の場を確保することにより、知的障害者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する知的障害者に適切

な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設ける等、その充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立し、平成8年5月に公布された。

なお、平成15年4月から、グループホームやショートステイの利用、施設入所等の知的障害者に関する事務等が市町村に移り、より地域に密着した施策が推進できるようになった。

③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するための改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることが絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位置づけ、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設（援護寮）、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容

第1部 社会保障の動向

とする改正が行われた。平成11年には、平成5年改正時の「5年後に見直す」規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮した医療を確保するため、精神医療審査会の機能強化、精神保健指定の役割の強化、医療保護入院の要件の明確化等の改正を行うとともに、緊急入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を創設し、保護者の義務を軽減した。さらに、精神障害者の保健福祉の充実を図るため、都道府県等に設置された精神保健福祉センターの機能を拡充し、社会復帰施設に「地域生活支援センター」を加え、また、居宅生活支援事業として、従来の地域生活援助事業に居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）を加えるとともに、福祉サービスの利用に関する相談・助言等の在宅精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として行う体制を整備する等の所要の改正が行われた。この改正により、平成14年度から市町村を中心として精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム）を実施するとともに、社会復帰施設、居宅生活支援事業等の利用に関する相談のほか、通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請の受理等を行うこととなった。

また、平成9年秋の臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

④ 発達障害者施策

自閉症や注意欠陥多動性障害などの発達障害について、理解の促進と地域において一貫した生活全般にわたる支援を図るため、平成17年に「発達障害者支援法」が施行され、健康診査による早期発見、適切な医療・保育などの提供、雇用支援など、保健医療、障害福祉、障害者雇用などの分野横断的な対策が、地域で一貫して推進されることとなった。

⑤ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進

等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度知的障害者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充等が行われた。

当時の法定雇用率は身体障害者のみを対象としていたため、知的障害者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできることとされていた。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、①近年、知的障害者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりを見せていること、②知的障害者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、③近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、知的障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、知的障害者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと（地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進等）等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する

る法律の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において成立し、平成9年4月に公布された。これに伴い、平成10年7月からの法定雇用率は、①常用労働者数56人以上の一般民間企業は1.8%、②常用労働者数48人以上の特殊法人は2.1%、③職員数48人以上の国・地方公共団体は2.1%（ただし、職員数50人以上規模の都道府県等の教育委員会は2.0%）となった。

また、平成14年1月の労働政策審議会意見書を受け、第154回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立し、平成14年5月に公布された。主な柱は、①障害者の職域等雇用の場の拡大、②障害者への総合的支援の充実、③精神障害者の雇用の促進、の3つである。

さらに、障害者の就業ニーズの高まりを受け、第162回通常国会に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会で成立し、平成17年6月に公布された。①精神障害者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障害者に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携等の支援、が主な内容である。

なお、同法には、障害者の雇用義務の軽減措置である除外率制度や除外職員制度は、障害者が一

定の職種に全く就き得ないことを想起させ、ノーマライゼーションの理念からみて適切でないため、段階的に廃止に向けて縮小することが盛り込まれており、平成16年4月から各除外率設定業種で10%縮小することとなり、除外職員制度についても、職種を限定するとともに障害者の雇用義務の軽減割合を縮小しつつ、除外率に転換することとなった。

民間企業の障害者実雇用率は、法定雇用率1.8%に対し、平成18年6月には1.52%、平成19年6月には1.55%となった。法定雇用率達成企業の割合も増加し、43.8%となった。特殊法人は、法定2.1%に対し、平成18年6月には1.56%、平成19年6月には1.97%となっている。平成18年にくらべ平成19年度の実雇用率は着実に進展しており、厚生労働省では未達成企業等に法定雇用率達成のための指導基準を変更し、指導強化を行うこととしている。

資料：「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

「平成19年版 障害者白書」（内閣府 ホームページ：政策統括官 総合企画調整担当）

「平成19年6月1日現在の障害者の雇用状況について」（平成19年11月20日 厚生労働省HP）

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成17年度の国民医療費は33兆1,289億円、国民1人当たりの医療費は25万9,300円に達している。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成17年度には35.1%に達している。今後も人口の高齢化の

進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

【最近の医療保険改正の動向】

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給

第1部 社会保障の動向

付のあり方、⑦保健施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置づけの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置づけの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、ここで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について（第2次報告）」がとりまとめられた。同報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。そのうえで、医療提供体制の見直し、これからの医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

同報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改

正について」の建議を厚生大臣に対して行った。同建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言している。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、①患者負担について、老人の入院を1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円（1月4回、2,000円限度）に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来の薬剤に対する一部負担を導入すること、②政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の85に改定すること等を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出された。同法は、平成9年6月に成立し公布され、同年9月から施行された。

平成10年に入り、経済情勢が一層悪化し、患者負担増が不況を深刻化させたという議論がなされたことから、平成11年7月から1年限りの措置として、高齢者の薬剤一部負担を全額国費により免除することとなった。

平成12年2月18日、抜本改革の第一歩として、①老人定率一割負担（月額上限つき）の導入、②高額療養費の見直し、③保険料率の上限は一般保険料のみを対象とし、介護保険料を含まないこと等を内容とする健保法等の改正案が第147回通常国会に提出されたが、廃案となった。なお、この改正案には、月額上限つきの老人定率一割負担制導入に伴い、老人の薬剤一部負担を廃止すること

が盛り込まれていたが、廃案となったため、与党3党の議員立法により、健保法が改正されるまでの間、国が引き続き老人薬剤一部負担を肩代わりすることとなった。その後、健保法等改正案は9月に召集された第150回臨時国会に提出され、12月に成立し公布され、平成13年1月から施行された。

その後も、引き続き経済の低迷、高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化といった医療制度を取り巻く環境の変化から、医療制度全般にわたる総合的な構造改革が求められた。厚生労働省は、平成13年9月に「医療制度改革試案」を公表し、政府・与党社会保障改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。平成14年3月、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が第154回通常国会に提出され、100時間に及ぶ審議の末、7月に成立し、8月に公布され、平成14年10月から平成15年4月からの2段階施行となった。改正の内容は、①患者一部負担金の見直し（15年4月）②健康保険の保険料における総報酬制の導入（15年4月）、③政府管掌健康保険の保険料の引上げ（15年4月）、④老人医療費拠出金の算定方法の見直し（14年10月）、⑤国民健康保険の財政基盤の強化（14年10月・15年4月）等である。

〔医療保険制度抜本改革の検討〕

医療費の伸びと経済成長との均衡が崩れ、このままでは医療保険の運営に支障が生じ必要な医療サービスを賄うことすら確保できなくなるおそれがあることから、国会の論議その他各方面から医療保険制度の抜本改革が求められており、与党3党は平成8年12月に与党医療保険制度改革協議会（与党協）を設置し、医療保険制度改革について検討を進め、平成9年4月に「医療制度改革の基本方針」をとりまとめた。

一方、厚生省では、国会における審議及び与党3党からの求めに応じ、平成9年8月に「21世紀の医療保険制度」（厚生省案）をとりまとめ、診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、医療保険の制度体系、高齢者医療制度等の改革案を提示

した。与党3党は、この厚生省案や各方面の意見を踏まえ、同年8月29日に医療提供体制、薬価制度、診療報酬体系、高齢者医療保険制度等について「21世紀の国民医療（与党協案）」をとりまとめ、抜本改革は平成12年を目途とするが、可能なものからできる限り速やかに実施することとした。

医療保険福祉審議会は、制度企画部会を設け、平成9年11月以降、与党協案を基本として抜本改革の審議を行った。抜本改革の内容は診療報酬体系、薬価基準制度、医療提供体制、高齢者医療制度等、広範多岐にわたっているが、12年の抜本改革に向け、①診療報酬体系の見直し、②薬価基準制度の見直し、③高齢者医療制度の見直し、④医療提供体制の見直し、の4つの課題を中心に検討が進められた。

平成13年省庁再編によって、従来の審議会組織が改編された。（後述「審議会の整理統合化」の表参照）社会保障審議会医療保険部会は平成13年9月より医療制度改革について検討を行い、同年11月社会保障審議会医療保険部会意見書（「平成14年度医療制度改革について」）が提出された。そこで議論された厚生労働省の「医療制度改革試案」では、①医療保険制度の給付と負担、②高齢者医療制度、③老人医療費の伸び率管理制度の3点を中心に提案がなされた。医療保険財政の深刻な状況や平成14年度医療制度改革の必要性、保険者の統合・再編の必要性、健康寿命の延伸のための健康づくり・疾病予防の推進、良質かつ効率的な医療を確保するための情報提供の推進を含めた医療供給体制の改革等、概ね共通認識が得られた部分もあるが、個別の項目については、意見の隔たりが大きく、全体的な意見の一致には至らなかった。

平成14年7月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」の附則には、少子高齢化がピークを迎える将来においても医療保険制度の安定的な運営を確保していくための課題が期限付きで盛り込まれた。特に、①保険者の統合及び再編を

第1部 社会保障の動向

含む医療保険制度の体系の在り方、②新しい高齢者医療制度の創設、③診療報酬の体系の見直し、の3点については、14年度中に「基本方針」を策定することとされた。

厚生労働省では、14年3月、厚生労働大臣を本部長とする医療制度改革推進本部を省内に設置し、①医療保険制度の体系の見直し、②診療報酬体系の見直し、③医療提供体制の改革、④医療保険制度の運営効率化に関する4つの検討チームを作って検討を進め、12月、『医療保険制度の体系の在り方』と『診療報酬体系の見直し』について（厚生労働省試案）を公表した。

15年3月には「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針（医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針）」が閣議決定され、今後の改革の基本的な方向が示された。基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けての実現を目指すこととされ、法律改正を伴わずに実施できるものは逐次実施し、法律改正を伴うものについてはおおむね2年を目途に順次制度改正に着手し、診療報酬体系に関する改革は16年4月の診療報酬改定から逐次実施することとされた。

15年9月には、14年に改正された老人保健法の規定に基づき、都道府県・市町村の老人医療費の伸びの適正化に向けた取り組みを支援することを目的とする「老人医療費の伸びを適正化するための指針（厚生労働大臣告示）」が策定された。

17年10月に厚生労働省は、15年3月閣議決定の「医療制度改革の基本方針」の具体化と17年6月閣議決定の「骨太の方針2005」への対応を目指し、国民的議論を進めるためのたたき台として「医療制度構造改革試案」を公表した。それを受け、17年12月に政府・与党医療改革協議会は「医療制度改革大綱」をまとめた。基本的な考え方は、①安心・信頼の医療の確保と予防の充実、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望し

た新たな医療保険制度体系の実現、である。

これを受け、平成18年2月、第164回通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。この法律の概要は、以下のとおりである。

- 1 医療費適正化の総合的な推進（①医療費適正化計画の策定〈20年4月〜〉、②保険者に対する一定の予防健診等の義務づけ〈20年4月〜〉、③保険給付の内容・範囲の見直し等〈18年10月〜・19年4月〜・20年4月〜〉、④介護療養型医療施設の廃止〈24年4月〜〉）
- 2 新たな高齢者医療制度の創設（①後期高齢者医療制度の創設〈20年4月〜〉、②前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設〈20年4月〜〉）
- 3 保険者の再編・統合（①国保の財政基盤強化〈18年4月〜、18年10月〜〉、②政管健保の公法人化〈20年10月〜〉、③地域型健保組合〈18年10月〜〉）
- 4 その他

【国民健康保険制度の動向】

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の20世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなさ

れている。平成10年の国民健康保険法改正では、退職者の老人医療費拠出金負担の見直し、老人保健拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限の引上げ、診療報酬の不正請求の防止等の措置が図られた。

〔診療報酬・薬価の改定〕

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化等が図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。また、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。さらに、平成10年4月の改定では、医療機関における人件費・物件費の上昇に対応するため、1.5%の引上げを行うとともに、診療報酬点数の合理化を行い、その分の財源を充実すべき報酬項目に振り向けることとし、併せて、薬剤費等の適正化を図るため、薬価を医療費ベースで2.7%（薬価ベースで9.7%）、医療材料価格を医療費ベースで0.1%引き下げることとされた。

平成12年4月の改定では、入院基本料の導入等包括払いの拡大が進められた。平成14年4月の改定では、賃金・物価の動向や厳しい経済動向を踏まえ、医師の技術料等に関する診療報酬本体について、初のマイナス改定となる $\Delta 1.3\%$ 、薬価について $\Delta 1.4\%$ 、合わせて2.7%の引下げが行われた。この改定においては、広範な項目について合理化を行う一方、医療の質の向上等の観点から、①小児入院医療の評価の充実、②がん緩和ケアチームによる診療等を評価、③年間症例数等の基準を設定する手術の範囲の拡大、④社会的入

院の保険給付の範囲見直し、⑤薬事法承認後で保険収載前の医薬品の投与等の特定療養費化、等メリハリの利いた重点的な評価が行われた。

平成16年4月の改定では、患者中心の、質が良く安心できる効率的な医療を確立する観点から、①小児医療について、専門的な入院医療や救急医療体制等に対する評価の充実、②精神医療について、医療保護入院等における適切な処遇の確保への対応や精神科在宅医療等に対する評価の充実、③平成15年4月から導入している急性期入院医療に係る診断群分類別包括評価（DPC）について、導入の影響の検証を引き続き行うとともに、調査協力医療機関についても、DPC方式を試行的に適用してデータ収集の拡大を図り、その評価を検証、等が進められた。

平成18年4月の改定は、診療報酬本体 $\Delta 1.36\%$ 、薬価等 $\Delta 1.8\%$ のマイナス改定となり、改定にあたっては、小児科・産科・麻酔科や救急医療等の医療の質の確保に配慮し、急性期医療の実態に即した看護配置を適切に評価したものとす一方、慢性期入院医療等の効率化の余地があると思われる領域は適正化を図ることが前出の「医療制度改革大綱」（17年12月、政府・与党医療改革協議会）で方向づけられている。

なお、薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。平成12年4月の基準改定では、従来のR幅方式が廃止され、代わって逆ざや防止のための調整幅方式（2%）が導入された。

〔医療提供体制〕

医療提供体制についても、これまで「その他の病床」として整理があいまいになっていた病床区分を、主として急性期の患者を対象とした「一般病床」と、主として慢性期の患者を対象とした「療

第1部 社会保障の動向

養病床」とに区分すること等を内容とする医療法改正案が、平成12年の健保法等改正案とともに国会に提出され、12月に成立し、平成13年3月から施行された。

平成15年8月末までに、病院の開設者がいずれかを選択することとなっていたが、全国では、平成17年10月1日現在の病院病床数で、一般病床が90万4千床(55.4%)、療養病床が35万9千床(22.0%)となった。

平成18年2月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サー

ビスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第164回通常国会に提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。

資料：「平成17年 国民医療費」(厚生労働省HP)

「平成17年度 老人医療事業年報」(厚生労働省保険局)

「平成19年版 厚生労働白書」(厚生労働省 監修、ぎょうせい)

「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」(厚生労働省HP)

「保険と年金の動向 2007年版」(「厚生」の指標)臨時増刊、厚生統計協会)

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、すべての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成17年度末現在のわが国の国民年金被保険者数は7,045万人、受給権者数は2,434万人、被用者年金被保険者数は3,762万人、受給権者数は1,382万人、年金支給総額は約42.6兆円にのぼる。平成18年の国民生活基礎調査によれば、「高齢者世帯」の所得を種類別に見ると、「公的年金・恩給」が211万9千円(総所得の70.2%)で最も多く、公的年金・恩給を受給している「高齢者世帯」の中で「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は59.9%となっており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成19年4月時点で、老齢基礎年金(40年加入の場合)は月額66,008円、サラリーマン夫婦(第2号被保険者の厚生年金(平均的な賃金で40年加入)と2人分の老齢基礎年金の合計)は月額232,592円となっている。

【最近の年金改正の動向】

平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。

また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善(なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の改定方法については、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法(可処分所得スライド)に改めることとされた。)と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険

法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

平成11年度の財政再計算においては、少子・高齢化の急速な進行、経済基調等の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから将来の負担を過重なものとなしないう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定した制度を構築すること等が重要な課題となっていた。それに先立ち年金審議会では、平成9年5月27日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金の自主運用のあり方等幅広く検討した。平成9年12月5日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組み合わせについて5つの選択肢を提示した。平成10年3月には次期改正に向けた「有識者調査」を実施し、その結果を5月に公表した。年金審議会では、論点整理に示された論点について検討を深め、平成10年10月に意見書を取りまとめた。この意見書を踏まえて、政府は、①報酬比例部分の厚生年金の給付水準の5%適正化、②65歳以降の年金の改定方式の変更、③特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げ、④60歳台後半の在職老齢年金の導入、⑤学生の国民年金保険料納付の特例制度導入、⑥国民年金保険料の半額免除制度の導入、⑦総報酬制の導入等を盛り込んだ年金改正法案を平成11年の国会に提出した。同法案は平成12年3月に成立し、平成12年4月から順次施行された。

〔平成16年年金制度改革〕

その後も、公的年金制度を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、厳しい経済情勢、雇用の流動化、女性のライフスタイルの変化等、急速に変化してきている。この状況を踏まえ、平成16年の年金制度改革に向け、公的年金制度を持続可能で安定的なものとするため、平成14年1月に社会保障審議会年金部会が発足し、公的年金の財政方式、

制度体系や給付と負担の基本的なあり方について、検討が進められた。平成14年12月、厚生労働省は、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表した。その後も各方面で検討が進められ、平成15年9月には坂口厚労相試案「16年年金改革における給付と負担の見直しについて」が公表された。それを受けて11月には厚生労働省案「持続可能な安心できる年金制度構築に向けて」も公表された。

平成16年2月、年金改正法案を国会に提出し、平成16年6月に成立し、平成16年10月から順次施行された。同法案には、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、国民年金及び厚生年金保険について、①基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げ、②今後の保険料水準を法定、③年金額の水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入、④在職老齢年金制度の見直し、⑤育児期間に対する配慮措置の拡充、⑥離婚時等における厚生年金保険の標準報酬分割制度の創設、⑦国民年金保険料の徴収強化の措置等を講ずることが盛り込まれたほか、企業年金制度について、厚生年金基金制度の改善や企業年金の通算措置の拡充についても盛り込まれた。

〔公的年金制度長期的安定のための措置等〕

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月には、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った「年金数理部会第3次報告書」を、平成5年12月には、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等について提言を行った「年金数理部会第4次報告書」をそれぞれ発表した。さらに平成10年3月には「年金数理部会第5次報告書」を発表し、公的年金制度の長期的安定のためには現行の段階保険料設定の方法を見直す必要がある

との提言を行った。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に全国共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乘せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告がとりまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置づけについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うこと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、等も決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生

年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR共済、JT共済、NTT共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、年金額は、前年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、最近の全国消費者物価指数は対前年比で下落傾向にある。しかし、平成14年度までは社会経済情勢にかんがみ、特例として物価スライドを行わないこととするための特例法が制定された。平成15年度においては、現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなっている中で、保険料を負担する現役世代との均衡を考慮し、高齢者等の生活にも配慮して、(本来なら平成12年度からの累積で-2.6%だが)平成14年分だけの-0.9%スライドさせる特例法が制定された。平成16年度においても、平成15年度と同様、平成15年の消費者物価の下落分(-0.3%)のみスライドさせる特例法が制定された。これらの特例法により、年金額は本来の額より1.7%かさ上げされた水準となった。平成16年の年金改正により、今後物価が上昇したときに年金額を引き上げないことで、かさ上げ分(物価スライド特例措置)を相殺解消することとされた。

〔確定給付企業年金法の制定〕

少子・高齢化の進展、雇用の流動化、厳しい経済金融情勢等、公的年金制度を取り巻く環境は急速に変化している。企業がその従業員に対し、公的年金である厚生年金の上乗せ給付を行う確定給付型の企業年金としては、厚生年金基金と適格退職年金等があるが、近年の厳しい経済環境のもと、企業倒産等の際に年金資産が十分に確保されていない等の事例が出てきており、受給権を保護するための制度整備が必要となってきた。確定給付企

業年金法は、積立義務を定める等、受給権保護の措置を统一的に定めるとともに、確定給付型の企業年金を再編成し、国民に信頼される制度として再構築しようとするもので、政府は平成9年6月から関係省庁による企業年金に係る基本法の策定の検討を開始し、平成12年12月に法案要綱をとりまとめた。同法案は平成13年2月の第151回通常国会に提出され、6月8日に可決・成立し、6月15日に公布され、平成14年4月から施行された。

【確定拠出年金法の制定】

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金である。

従来の確定給付型の企業年金等には、①中小零細企業に十分普及していない、②転職の際の年金

資産の移換（ポータビリティ）が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難、といった問題があり、公的年金に上乘せされる新たな選択肢として、確定拠出年金の導入が求められていた。平成11年1月以降、関係省庁による検討が進められ、12月に制度の概要案がまとめられ、平成12年3月の第147回通常国会に法案が提出され、廃案・再提出の末、第151回通常国会において、平成13年6月22日に可決・成立し、6月29日に公布され、平成13年10月から施行された。

資料：「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）

「保険と年金の動向 2007年版」（「厚生」の指標）臨時増刊、厚生統計協会）

「平成18年 国民生活基礎調査」（厚生労働省HP）

7 労働保険等

〔労災保険・労働安全衛生の動向〕

平成17年度における労災保険の適用労働者は4,919万人で、前年度比1.3%の増加となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあるものの、近年その減少率に鈍化傾向がみられ、平成17年度に新たに保険給付の支払を受けた被災労働者数（全国）は、業務災害による者が55万1,663人、通勤災害による者が5万6,367人、全体で60万8,030人となっており、前年度に比べ4,546人（0.8%）の増加となっている。給付費支払額は、年金受給者の累増等を反映して年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成17年度には51.3%となっている。

平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一

部を改正する法律」が成立した。近年、厳しい雇用環境を背景として、長時間労働や仕事によるストレス等を原因とする脳・心臓疾患、精神障害や自殺に関する労災請求が増加していることから、「過労死」等を予防するため、平成13年4月から「二次健康診断等給付」が創設された。

平成18年2月には「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立し、一部を除いて3月から施行され、時効によって労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した者に対し「特別遺族給付金」が支給される等の措置が講じられ、石綿を取り扱う作業に従事したために中皮腫や肺がん等を発症した労働者等やその遺族への、より迅速で適正な保護・救済が行われることとなった。

また、厚生労働省では、事業場における労働者の心の健康の保持増進を図るため、事業者が行うことが望ましい基本的なメンタルヘルスケアの具体的な実施方法を総合的に示した「事業場にお

ける労働者の心の健康づくりのための指針」を平成12年8月に策定し、普及・定着を図るとともに、時間外労働の削減と一定以上の時間外労働を行わせた場合の健康管理措置等について定めた「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を平成14年2月に策定し、啓発周知・指導を行ってきた。また、メンタルヘルス対策として平成12年8月に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を策定し、平成16年10月には「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を公表し、周知をはかってきた。平成17年12月の「労働安全衛生法」の改正により、平成18年度からは、一定以上の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導の実施が、事業者には義務づけられ、面接指導の際にはメンタルヘルス面のチェックを行うこととされた。これらを踏まえ、平成18年3月に「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が改定されるとともに、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が策定された。

〔雇用保険の動向〕

雇用保険については、平成13年度まで過去最高の水準で推移してきた平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は、平成17年度は前年度を下回り63万人、平成18年度は58万人とさらに減少した。

平成6年6月には「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高年齢雇用継続給付（60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者に支給）及び育児休業給付（1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給）の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成14年度実績は、高年齢雇用継続給付が1,437億円、育児休業給付が、基本給付金について563億円、職場復帰給付金（復帰後6か月雇用時点で給付）について145億円となっている。

なお、平成10年の「雇用保険法及び船員保険

法の一部を改正する法律」により、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援するための給付及び介護休業する労働者の雇用の継続を図るための給付を創設するとともに、高年齢求職者給付金の額等の改正、失業等給付に係る国庫負担の見直し等を行う改正が行われた。

また、平成12年3月の第147回通常国会において、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に対応するため、①基本手当の所定給付日数の中高年リストラ層等への重点化、②育児休業給付及び介護休業給付の改善、③国庫負担及び雇用保険料率の見直し等を内容とする改正が審議され、平成13年4月から施行された。

続いて平成14年8月には、雇用保険率を100分の2引き上げる旨の告示も出され、10月から施行された。

さらに、平成15年1月の第156回通常国会においては、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮したうえで、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする改正が審議され、15年5月から施行された。

平成19年2月の第166回通常国会では、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する課題に対応するため、①高年齢雇用継続給付に係る国庫負担廃止、②失業等給付の弾力料率を拡大し、保険料率を引き下げ、③雇用保険三事業のうち、雇用福祉事業を廃止、④短時間労働被保険者の区分をなくし、被保険者資格と受給資格要件を一本化、⑤育児休業給付制度の暫定的拡充、⑥教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直し等を内容とする改正が審議され、平成19年4月から順次施行された。

〔若年失業者・高齢者の雇用の確保等〕

近年増加している若年失業者への対応としては、短期間のトライアル雇用として受け入れる企業に支援を行い、その後常用雇用への移行を図る「若年者トライアル雇用事業」を平成13年12月から実施している。これにより、平成18年度に48,282人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した43,130人の79.6%にあたる34,326人が常用雇用に移行する等の効果があがっている。

また、平成15年6月には、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣により、すべてのやる気のある若者の職業的自立を促進し、若年失業者等の増加傾向の転換を目標とした「若者自立・挑戦プラン」が策定され、平成16年12月には同プランの実効性・効率性を高めるため「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」も策定され、産業界、教育界の協力の下、関係者が一体となって若年者の雇用問題の解決に向けての取り組みが進められている。

平成18年3月の第164回通常国会において、①実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）の創設など若者支援の強化、②労働者の自発的な職業能力開発の促進等、③円滑な技能継承の促進等を内容とする「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律」が審議され、平成18年10月から施行された。実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）は、平成18年度は、標準5か月間の短期訓練を約28,000人が受講し、18年1月末までに修了した受講者の3か月後の就職率は74.8%となった。

また、平成18年12月には、「多様な機会のある社会」推進会議が「再チャレンジ支援総合プラン」を取りまとめ、2010年までにフリーターをピーク時の8割に減少させることを目標に、①ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施、②若年者トライアル雇用事業の実施、日本版デュ

アルシステムの推進、ハローワークにおけるフリーター常用就職支援事業の実施、フリーター等若者に対する農業就業の支援の実施等の各種対策を最大限効果的かつ効率的に実施し、平成18年度には、フリーター35万1千人（速報値）の常用雇用化を実現した。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務等を内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる（施行は平成10年4月）とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。

さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、家庭、官公庁等から仕事を請け負い、委任により引き受け、おおむね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るため、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

平成16年6月の改正では、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、③高齢者等の再就職援助の強化等の措置が講じられた。

なお、「平成19年6月1日現在の高齢者の雇用状況」によると、51人以上規模企業の92.7%が高齢者雇用確保措置を実施しており、前年同期比8.7%増となった。雇用確保措置の内訳は、「定年の定め廃止」が2.1%、「定年の引き上げ」が12.1%、「継続雇用制度の導入」が85.8%となっている。希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は38.8%で、70歳までの雇用確保措置を実施した企業は11.9%となった。今後は、50人以

下規模企業への助言・指導を重点化するとともに、「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組むことが課題となっている。

資料：「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「平成19年6月1日現在の高齢者の雇用状況」（厚生労働省HP）

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民の生活水準の向上に即した改善が図られてきている。平成19年度については、据置となり、世帯当たりの生活扶助基準は16万180円（標準3人世帯、1級地-1の場合）となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成6年度から横ばい傾向となり、平成8年度後半からは増加傾向に転じている。平成18年度の被保護人員は151万3,892人となっている。保護率について見ると、平成18年度は11.8%となっている。

平成15年8月、社会保障審議会福祉部会に、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が設置された。同専門委員会では平成16年度においても引き続き保護基準の在り方について議論をすすめ、平成16年12月には報告書がまとめられた。それを踏まえ、老齢加算（平成16年度から）母子加算（平成17年度から）を3年かけて段階的に廃止するとともに、実施機関が組織的に被保護世帯の自立・就労を応援する制度に転換することを目的として、平成17年度から自立支援プログ

ラムが導入された。平成18年度末現在、824地方公共団体で2,119のプログラムが策定・実施されており、19年度には、すべての地方公共団体がプログラムを策定・実施することとされている。これら就労支援の取り組みは、平成19年2月にまとめられた「成長力底上げ戦略」の就労支援戦略における主な施策の一つとして盛り込まれている。

平成17年4月国と地方による「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」が「三位一体改革」に基づき、生活保護制度等の在り方について幅広く検討するとともに、給付の適正化に資する改革を推進する目的で設置され9回の会合が開かれた。結果として、政府・与党の平成18年度までの国庫補助負担金の改革及び税源移譲の合意において生活保護費負担金はその対象にはならなかった。

資料：「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「平成20年版社会保障便利事典」（法研）
「新たなセーフティネットの提案」（平成18年10月 新たなセーフティネット研究会・全国知事会・全国市長会）

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心と

する慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施

策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

〔医療提供体制の整備等〕

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏（日常生活圏）単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具中をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大に対応するための療養型病床群制度の診療所への拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とするものである。同法律案は、平成8年11月、第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年10月、第

141回臨時国会において可決成立し、平成9年12月に公布された。

また、高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するとともに、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図るため、「医療法の一部を改正する法律案」が平成12年3月の第147回通常国会に提出された。その後、継続審議となり、平成12年12月に可決成立し公布され、平成13年3月から施行された。この改正で、従前の「その他の病床」（結核病床、精神病床、感染症病床を除いた病床）を「一般病床」と「療養病床」に区分するとともに、それらの人員配置基準が定められた。なお、新たな病床区分に係る届出は平成15年8月まで、人員配置基準については平成18年2月まで、経過措置が設けられている。

平成13年9月、厚生労働省は「21世紀の医療提供の姿」を公表し、医療の将来像（イメージ）を示すとともに、この将来像に向けて当面取り組むべき施策の内容とスケジュールを示した。「医療の将来像（イメージ）」は、①「患者の選択の尊重と情報提供」として、医療に関する適切な情報提供が行われ、患者が医療機関を選択し、治療方針の決定に患者の意向が尊重される等、患者も自覚と責任をもって医療に参加できるようになること、②「質の高い効率的な医療提供体制」として、患者の選択に対応して医療機関側は医療の質や患者サービスの向上で競い、医療の重点化、効率化と質の向上が進むこと、特に急性期病床と長期療養病床の機能分化が進むこと、③「国民の安心のための基盤づくり」として、地域（二次医療圏）で充足した医療が提供され、医療安全対策や救急医療等安心が確保され、さらに情報提供の基盤として電子カルテ等IT化が進むこと、の3点を基本的視点としている。

平成14年4月からは、医療に関する情報開示を進め、患者の選択の拡大を図る観点から、医療機

関による広告について大幅な規制緩和が行われた。

平成15年8月、厚生労働省は「医療提供体制の改革のビジョン」をとりまとめ、医療提供体制の分野ごとの将来像のイメージやその実現に向けて当面進めるべき施策を示した。ビジョンでは、今後の医療提供体制の改革は、患者と医療人との信頼関係の下、患者が健康に対する自覚を高め、医療への参加意識を持つとともに、予防から治療までのニーズに応じた医療サービスが提供される患者本位の医療を確立することを基本として進めるべきであるとし、「患者の視点の尊重」、「質が高く効率的な医療の提供」、「医療の基盤整備」の3つの視点に立って改革を進める必要があるとしている。

平成18年2月、少子高齢化の進行、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、より質の高い効率的な医療サービスを提供するための改革を推進するべく「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」が第164回通常国会に提出され、6月14日に成立し、21日に公布された。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成18年度には55.8%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健セン

ターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所政令市へ権限移譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。

【健康づくり対策】

健康づくり対策については、がん、脳卒中、心臓病といった生活習慣病等の国民的課題を改善し一層の健康増進を図るため、従来の健康に関する計画を質的にも大きく転換し、健康に生きることが出来る期間の延長とともに生活の質（QOL）の向上を目的として、厚生労働省では、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。ここでは、国民の健康増進、疾病予防等のために保健医療上重要な課題となる対象分野を「栄養」、「運動」、「休養」、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」、「糖尿病」、「循環器病」、「がん」に設定し、平成22年を目途とした到達すべき具体的数値目標を定め、達成するための諸施策を体系化しており、平成12年4月から実施されている。

また、政府は、平成14年3月には「健康増進法案」を第154回通常国会に提出した。同法案は、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに積極的に推進するための法的基盤を整備するため、①健康づくりを総合的に推進するため、国が全国的な目標や基本的な方向を提示するための基本方針を策定すること、②地域の実情に応じた健康づくりを進めるため、地方公共団体において、健康増進計画を策定すること、③職域、地域、学校等の健康診査を、生涯を通じた自らの健康づくりに一層活用できるものとするため、共通の指針を定めること、等を内容として

おり、平成14年7月に成立し、8月に公布され、平成15年5月から施行された。

さらに、平成17年度から、国民の健康寿命を2年程度伸ばすことを目標に、①生活習慣病対策の推進、②女性のがん緊急対策、③介護予防の推進、に係る施策を進めるとともにそれらを支える科学技術の振興を図るため「健康フロンティア戦略」を10か年戦略として推進している。平成19年4月には、さらに内容を発展させた「新健康フロンティア戦略」が策定された。平成28年度までの10年間に、国民が自ら取り組んでいくべき分野として「子どもの健康」、「女性の健康」、「メタボリックシンドローム克服」、「がん克服」、「こころの健康」、「介護予防」、「歯の健康」、「食の選択」、「運動・スポーツ」の9つの分野を取り上げ、それぞれの分野において対策を進めることとされた。また、これらの対策を支援する「家庭・地域」、「人間活動領域拡張」、「研究開発」の分野についても、対策を進めることとされた。

また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を利用するの支援も行われている。

〔がん対策〕

がんは、昭和56年からずっと死因の第1位であり、平成19年には336,000人亡くなっている。

昭和59年度から開始された「対がん10か年総合戦略」、平成6年度から開始された「がん克服新10か年戦略」により、診断や治療技術も一定の進歩を遂げてきた。さらに平成16年度からは、がん罹患率と死亡率の激減を目指して、「がん研究の推進」に加え、「がん予防の推進」や「がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備」を柱とする「第3次対がん10か年総合戦略」に基づいて、がん対策に取り組んでいる。

また、厚生労働省では、平成17年5月にがん対策推進本部を設置し、8月には「がん対策推進アクションプラン2005」を策定し、第3次対が

ん10か年総合戦略のさらなる推進を図っている。

平成18年6月の第164回通常国会では、がんが依然として国民の生命及び健康にとって重要な課題となっている現状にかんがみ、議員立法として「がん対策基本法案」が審議され成立し、平成19年4月1日から施行された。

〔感染症対策〕

公衆衛生審議会は、新興・再興感染症の出現や、感染症を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえた新しい時代の感染症対策について検討を重ね、平成9年12月「新しい時代の感染症対策について」と題する意見書を厚生大臣に提出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」等を国会に提出した。同法案は第142回通常国会に提出されたが継続審議とされ、その後、平成10年10月、第143回臨時国会において可決成立し公布され、平成11年4月から施行された。

なお、平成14年11月から、国内には発症の報告がないものの重症患者の3～15%の致命率を持つ「ウエストナイル熱」を四類感染症に位置づけ、平成15年7月から、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」を感染症法上の指定感染症と位置づけ、より迅速に対応することとされた。

平成18年12月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、適正な感染症対策の総合的推進を図る観点から、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立、感染症の分類の見直し、結核対策の法的位置づけの見直し等、所要の措置を講ずることとされた。

またエイズ対策では、依然として感染の拡大が

続いていることから、平成11年10月に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」に基づいて効果的なエイズ対策が総合的に推進されている。エイズ対策の総合的な推進のための予算規模は平成19年度で83億円にのぼっている。

〔環境衛生対策等その他の施策〕

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化等の総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。また、「バーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。

一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内

外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成9年度より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。平成13年6月にも、管理業務の第三者への委託を制度化するとともに、利用者の多い未規制水道や貯水槽水道の管理体制の強化についての措置を講ずることを内容とした水道法の改正が行われた。

食品安全対策としては、牛海綿状脳症（BSE）の発生や基準違反の残留農薬、偽装表示等食品に関する様々な問題を契機に食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっている状況を踏まえ、平成15年2月、①食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、②食品健康影響評価（リスク評価）を行う食品安全委員会の設置等を内容とする「食品安全基本法案」が第156回通常国会に提出され、平成15年5月に可決・成立し公布され、7月から施行された。また、この法律や農林水産省の関係法律と相まって、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法や健康増進法も改正された。

資料：「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「保険と年金の動向 2007年版」（「厚生指針」臨時増刊、厚生統計協会）
「処方せん受取状況の推計（平成18年度集計）」（日本薬剤師会HP）
「平成19年 人口動態統計の年間推計」（厚生労働省HP）

10 人材の確保と資質の向上

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。旧厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉

関係者111万人が必要となるとされていた。また、平成11年12月には新ゴールドプランの見直しが行われ、ゴールドプラン21が策定され、平成16年度までのマンパワー等整備目標として、訪問介護員（ホームヘルパー）225百万時間（35万人）、

訪問看護ステーション 44 百万時間 (9,900 か所)、短期入所生活介護 (ショートステイ) 4,785 千週 (9.6 万人分)、介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 36 万人分、等が位置づけられている。さらに、訪問介護員 (ホームヘルパー) については、平成 14 年 12 月の「新障害者プラン」において、平成 14 年度末まで緊急整備目標として 6 万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成 4 年 6 月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、訪問介護員 (ホームヘルパー) 等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」(いわゆる「人材確保法」)が成立した。同法により「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成 4 年 6 月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立した。同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」は、同年 12 月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、離職の防止、再就業の支援、養成分の確保、資質の向上等総合的な看護職員確保対策が推進されている。平

成 17 年末の看護職員就業者数は 130.8 万人だが、平成 17 年 12 月に策定された「第六次看護職員需給見通し」においては、平成 22 年の需要見通し 1,406,400 人に対し、供給見通しは 1,390,500 人で供給率 98.9%を見込んでいる。

今後増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等、多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査 (ボランティアセンター事業年報 2005) によれば、ボランティア活動者の数は、平成 17 年 4 月現在で約 739 万人に達している。全国の都道府県及び市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが多数設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

また、平成 4 年 5 月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

良質な医療サービスが安定的に提供されるためには、それを担う医療従事者の確保とともに資質の向上が重要だが、医療技術の高度化、専門化が進む中、患者を全人的に診られる医師の養成が求められていることから、平成 16 年 4 月から卒後臨床研修を必修化することとなった。具体的には、①研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるよう研修医の処遇を確保し、②幅広い基本的な診療能力が身につけられるよう、基本となる診療分野 (内科、外科、救急部門 (麻酔科を含む)、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療) の研修を必修とし、③臨床研修病院の指定基準を見直し、研修医に対する適切な指導体制を有する地域の医療機関等が連携して医師臨床研修に参加できるような取組みを進めることとしている。

薬剤師についても、医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の適正使用という社会的要請に応えるため、医療の担い手としての質の高さが求められてきたことから、平成18年4月から大学での薬学教育が4年から6年に延長され、薬剤師国家試験の受験資格も6年の課程を修了し

た者に与えられることとなった。

資料：「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「ボランティアセンター事業年報2005」（全国社会福祉協議会）

11 社会福祉基礎構造改革について

昭和20年代に形づくられた現在の社会福祉の基礎制度を取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、核家族化等の急速な進展により、その対象者が一部の経済的な生活困窮者から国民一般に普遍化する等、大きく変化している。こうした状況変化に伴う福祉需要の増大・多様化に適切に対応すべく、近年、介護保険制度創設や児童福祉法改正等の各個別分野においては施策の充実が図られてきたが、一方、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度、福祉事務所等社会福祉の基礎構造については、社会福祉事業法制定以来、約半世紀の間、その基本的枠組みが維持されたままであり、時代の要請にそぐわない部分が種々生じていた。

こうした動きを踏まえ、厚生省では平成9年8月から「社会福祉事業等の在り方に関する検討会」が開催され、社会福祉の基礎構造について議論された結果、同年11月、検討会報告として「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」がとりまとめられ、国民の信頼と納得の得られる福祉サービスが提供されるよう改革の基本的方向が示された。さらに、同年11月からは、中央社会福祉審議会において社会福祉構造改革分科会を設置し、検討会での論点整理を参考にしつつ審議を行い、平成10年6月、同分科会としての中間報告をとりまとめ、新しい社会福祉制度の方向性、改革の具体的内容等が示された。その後も検討が続けられ、平成12年2月、第147回国会で「社

会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が審議され、平成12年5月29日に可決成立し、6月7日に公布・施行された。改正の趣旨は、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度等社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行い、平成12年4月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止等に資することである。これにより、平成15年4月から、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者と直接契約をし、市町村が利用者に支援費を支給する「支援費制度」に移行した。

また、福祉サービスの利用者を支援する仕組みとして、平成11年から成年後見制度に併せて「地域福祉権利擁護事業」が開始され、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行っている。

資料：「平成19年版 厚生労働白書」（厚生労働省 監修、ぎょうせい）
「国民の福祉の動向 2007年版」（「厚生指針」臨時増刊、厚生統計協会）

(表1)

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の概要

I 策定の趣旨

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を策定し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとしているが、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、この「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を策定する。

本計画では、大綱に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げ、それに向けて、この5年間に施策を重点的に取り組んでいくこととする。

今後、本計画に基づき、夢と希望にあふれる若者が生まれ、家庭を築き、安心と喜びを持って子育てに当たっていくことを社会全体で応援する環境が整ってきたという実感の持てるよう、内容や効果を評価しながら、政府を挙げて取組を強力に進めていく。

II 施策の内容・目標

1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち

(1) 若者の就労支援の充実

○若者が早くから仕事に接し、考える機会を持つことができ、就業を自らの人生において積極的に位置づけられるようにすることを通じて、若者の生活基盤の強化を図り、自立を促す。

具体的施策	平成18年度までの達成目標
初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進	
キャリア探索プログラムの推進	
インターンシップ（就業体験）の推進	
若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）における支援の推進	
若年者試行雇用の活用	常用雇用移行率 80%
日本版デュアルシステムの推進	
キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進 約2万人（15年度）	約5万人
職場定着の促進	新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率を 毎年度対前年度比で減少

目指すべき社会の姿

◇若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるようになる（早期に若年失業者等の増加傾向を転換（フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて、低下を示すような状況を目指す））

(2) 奨学金事業の充実

○若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう支援する。

具体的施策	今後5年間の目標
日本学生支援機構奨学金事業の充実	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

目指すべき社会の姿

◇教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由で修学を断念することのないようにする

(3) 体験活動を通じた豊かな人間性の育成

○子どもたちが、様々な自然体験・社会体験活動の機会を持ち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるようにする。

具体的施策	今後5年間の目標
子どもの多様な活動の機会や場所づくりの推進	
地域ボランティア活動の推進	
学校における体験活動の充実	全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動が実施されるようになること
青少年の自立を支援する体験活動の充実	全国に普及 (平成19年度までに達成)
こどもエコクラブ事業の推進 ・小中学生のこどもエコクラブ登録者数 82,299人(15年度)	11万人(平成18年度までの目標)
子どもパークレンジャー事業の推進	
農林漁業体験活動等の推進	
都市公園の整備	
河川空間を活用した体験活動の推進	
自然・社会教育活動等の場としての海岸づくり	

目指すべき社会の姿

◇ボランティア体験、自然体験、社会体験活動の機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

(4) 子どもの学びの支援

○子どもたちが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を推進するため、魅力ある公立学校づくりをはじめとする子どもたちの学びを支援する。

具体的施策
義務教育改革の推進
「生きる力」の育成
地域に開かれ信頼される学校づくり
特色ある高等学校づくり

目指すべき社会の姿

◇子どもたちが、「確かな学力」、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」をはぐくむことができる学校教育が推進される

2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

○職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図り、男性も女性もともに、社会の中で個性と能力を発揮しながら、子育てにしっかりと力と時間を注ぐことができるようにする。

① 企業等におけるもう一段の取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
一般事業主行動計画の策定・実施の支援	行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合 大企業 100% 中小企業 25% 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数 計画策定企業の20%以上
ファミリー・フレンドリー企業の普及促進 ・表彰企業数 227企業（16年度までの累計）	700企業（21年度までの累計）

第1部 社会保障の動向

② 育児休業制度等についての取組の推進

具体的施策	今後5年間の目標
育児休業制度の定着 ・育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 61.4% (14年)	100%
育児休業の取得促進、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普及促進	
時間外労働の制限、深夜業の免除、子の看護休暇の制度の定着	

③ 男性の子育て参加の促進

具体的施策	今後5年間の目標
男性の子育て参加促進に向けた取組の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合 計画策定企業の20%以上

④ 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現

具体的施策	今後5年間の目標
個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進	
仕事と生活の調和キャンペーンの推進（「短時間集中」型の働き方等の普及）	官公庁と大企業のすべてが取組
長時間にわたる時間外労働の是正 〔週労働時間60時間以上の雇用者の割合12.2%（15年）〕	長時間にわたる時間外労働を行っている者 1割以上減少
年次有給休暇の取得促進 ・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率 47.4%（15年度）	少なくとも55%以上
パートタイム労働者の均衡処遇の推進	パートタイム労働者と通常の労働者との均衡処遇に向けた環境の整備を進める企業の割合が増加する
柔軟な転換制度の導入の推進	
多様就業型ワークシェアリングの普及促進	
テレワークの普及促進 ・就業人口に占めるテレワーカー（※）の比率 6.1%（14年）	20%（平成22年までの目標）
公務員の勤務形態の弾力化・多様化	

（※）情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方をする人。

⑤ 安心して妊娠・出産し働き続けられる職場環境の整備

具体的施策	今後5年間の目標
妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの是正	
母性健康管理対策の推進	
企業におけるポジティブ・アクションの普及促進 ・取組企業の割合 29.5% (15年度)	40%

⑥ 再就職等の促進

具体的施策	今後5年間の目標
再就職準備支援の推進	
育児時間に配慮した職業訓練等の推進	
両立支援ハローワークにおける再就職の援助等の推進	
求人年齢の上限の緩和促進 ・公共職業安定所における全求人に占める年齢不問求人 の割合 15.2% (15年度)	30% (平成17年度)
求職者の保育所利用の促進	

目指すべき社会の姿

- ◇希望する者すべてが安心して育児休業等を取得できる職場環境となる（育児休業取得率 男性10%、女性80%/小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25%）
- ◇男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる（育児期の男性の育児等の時間が先進国並みに）
- ◇働き方を見直し、多様な人材を効果的に育成活用することにより、労働生産性が上昇するとともに、育児期にある男女の長時間労働が是正される
- ◇働き方の多様な選択肢が用意される
- ◇育児期に離職を余儀なくされる者の割合が減るとともに、育児が一段落した後の円滑な再就職が可能となる

3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

- これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会や子どもや家庭の大切さを考える機会を持つことができるようにする。

具体的施策	今後5年間の目標
乳幼児とふれあう機会の拡大	すべての保育所、児童館、保健センターにおいて受入を推進
生命の大切さや家庭の役割等に関する学校教育の充実	
安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	全市町村で実施

目指すべき社会の姿

- ◇様々な場において、中・高校生が乳幼児とふれあう機会をもてるようになる
- ◇多くの若者が子育てに肯定的なイメージを持つようになる（子育てに肯定的なイメージを持つ割合が増える）
- ◇全国の市町村において地域住民や関係者を交えた子育てを応援する各種の取組が行われるようになる

4. 子育ての新たな支え合いと連帯

(1) きめ細かい地域子育て支援の展開

- 働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていく。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

① 気軽に利用できる子育て支援の拠点の整備

具体的施策	平成16年度	平成21年度
地域における子育て支援の拠点の整備（※）	2,954 か所	6,000 か所（全国の中学校区の約6割で実施）
・つどいの広場事業の推進（※）	171 か所	1,600 か所
・地域子育て支援センター事業の推進（※）	2,783 か所	4,400 か所
一時・特定保育の推進（※）	5,935 か所	9,500 か所（全国の中学校区の約9割で実施）
商店街の空き店舗を活用した子育て支援事業の推進		
子育て短期支援事業の推進		
・ショートステイ事業の推進（※）	569 か所	870 か所（全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施）
・トワイライトステイ事業の推進（※）	310 か所	560 か所（全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施）

② 就学前の教育・保育の充実

具体的施策
幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実
幼稚園就園奨励事業の推進
幼稚園と保育所の連携、就学前教育・保育と小学校の連携
総合施設の制度化
幼稚園及び保育所における自己評価や第三者評価の推進

③ 地域住民による主体的な子育て支援の促進

具体的施策	平成 16 年度	平成 21 年度
ファミリー・サポート・センターの推進 (※)	368 か所	710 か所 (全国の市区町村の約 4分の1で実施)
シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業の推進		
地域住民による子どもの基本的生活習慣の形成の促進		
子育てNPOや子育てサークルの育成		
老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進		全市町村で実施 (今後5年間の目標)

目指すべき社会の姿

◇すべての子育て家庭が歩いていける場所に気兼ねなく親子で集まって、相談や交流ができるようになる（子育て支援拠点がすべての中学校区に1か所以上ある）

◇孤独な子育てをなくす（誰にも子育てについて相談できない人の割合や誰にも預けられない人の割合が減る）

(2) 子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実

○「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービスのより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。

(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す（平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定）。

① 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開

具体的施策	平成 16 年度	平成 21 年度
保育所の受入れ児童数の拡大 (※)	203 万人	215 万人

第1部 社会保障の動向

② 放課後児童対策の充実

具体的施策	平成16年度	平成21年度
放課後児童クラブの推進（※）	15,133 か所	17,500 か所 (全国の小学校区の約4分の3で実施)

③ 多様な保育ニーズへの対応

具体的施策	平成16年度	平成21年度
延長保育の推進（※）	12,783 か所	16,200 か所 (全国の保育所の約7割で実施)
休日保育の推進（※）	666 か所	2,200 か所 (全国の保育所の約1割で実施)
夜間保育の推進（※）	66 か所	140 か所 (人口30万人以上の市の約5割で実施)
乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）の推進（※）	507 か所	1,500 か所 (全国の市町村の約4割で実施)

目指すべき社会の姿

- ◇全国どこでも保育サービスが利用できるようになる（保育所待機児童が50人以上いる市町村をなくす）
- ◇就業形態に対応した保育ニーズが満たされるようになる（保育ニーズが満たされていると考える保護者の割合が増える）

(3) 家庭教育支援の充実

- 基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たす家庭教育を支援する。

具体的施策	今後5年間の目標
家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進	全市町村で家庭教育に関する講座が開設されるようになること
ITを活用した家庭教育支援手法の普及	全国に普及

目指すべき社会の姿

- ◇家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される（しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る）

(4) 特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進

- 児童虐待の防止やその適切な対応、障害児やひとり親家庭などの多様なニーズへの対応を図り、すべ

ての子どもと子育てを大切にしていく。

① 児童虐待防止対策の推進

具体的施策	平成 16 年度	平成 21 年度（今後 5 年間）
虐待防止ネットワークの設置	1,243 市町村	全市町村
乳児健診未受診児など生後 4 か月までに全乳児の状況の把握		全市町村で実施
育児支援家庭訪問事業の推進		
児童相談所の夜間対応等の体制整備		全都道府県・指定都市で実施
虐待対応のための協力医療機関の充実		全都道府県・指定都市で実施
個別対応できる一時保護所の環境改善		全都道府県・指定都市で実施
児童家庭支援センターの整備	51 か所	100 か所 (都道府県に 2 か所、指定都市に 1 か所程度設置)
情緒障害児短期治療施設の整備		
施設の小規模化の推進	299 か所	845 か所（児童養護施設等において 1 施設あたり 1 か所程度で小規模ケアを実施）
里親の拡充 ・児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率 8.1%（15 年度） ・専門里親登録者総数 146 人（15 年度）		15% 500 人
自立援助ホームの整備	26 か所	60 か所 (都道府県・指定都市に 1 か所程度で実施)
虐待対策に関する最新の知見の集積及び調査・研究		
学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究		

② 母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進

具体的施策	今後 5 年間の目標
総合的な自立に向けた支援の推進	
・子育て・生活支援策の推進	
・就業支援策の推進 資格取得者総数 118 人（15 年）	母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置 自立支援教育訓練給付金事業を全都道府県・市等で実施 高等技能訓練促進費事業による資格取得者全員の就業を目指す 1,300 人

③ 障害児等への支援の推進

具体的施策	平成19年度までに達成する目標（※）
地域における障害のある児童とその家族への支援	
・訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の推進	ホームヘルパーを約6万人確保（障害者・難病分を含む）
・障害児通園（児童デイサービス）事業の推進	約11,000人分整備
・重症心身障害児（者）通園事業の推進	約280か所整備
・障害児（者）短期入所（ショートステイ）事業の推進	約5,600人分整備（障害者・難病分を含む）
障害児の活動する場の確保等の推進	
発達障害に対する一貫した支援	
・自閉症・発達障害支援センターの整備 21都道府県・指定都市（平成16年度）	60都道府県・指定都市（平成19年度までに達成）
小児慢性特定疾患対策の推進	

※本目標は、重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）に基づくもの

目指すべき社会の姿

- ◇児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる（児童虐待死の撲滅を目指す）
- ◇全国どこでも養育困難家庭の育児への不安や負担感が軽減される支援を受けられるようになる
- ◇虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境の中で育まれるようになる
- ◇母子家庭等の安定、自立した生活が確保されるようになる
- ◇障害のある子どもの「育ち」を支援し、一人ひとりの適性に応じた社会的・職業的な自立が促進される

(5) いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備

- どこでも、子どもの病気や出産の緊急時に適切に対応できる体制を整備し、妊娠、出産、育児の安心・安全を確保するとともに、子どもの健やかな育ちを支援する。

① 子どもの病気に対し適切に対応できる体制整備

具体的施策	平成 16 年度	平成 21 年度（今後 5 年間）
小児救急医療体制の推進	221 地区	404 地区
小児科医師等の確保・育成 ・かかりつけ医を持っている子どもの割合 81.7%（12 年）		小児科医師数が適正に配置され た医療施設数の増加 100%
小児医療の診療報酬上の適切な評価		

② 子どもの健やかな成長の促進

具体的施策	今後 5 年間の目標
予防接種の推進	予防接種の接種率向上
「食育」の推進	取組を推進している市町村・保育所の割合 100%
子どもの生活習慣の改善	肥満児の割合を減少傾向に 〔14 年度 10.6%〕
喫煙防止対策の推進	妊娠・育児中の両親の喫煙率の低下 〔13 年度 父親 35.9% 母親 12.2%〕
母乳育児の推進	母乳育児の割合を増加傾向に 〔12 年度 44.8%〕
家庭内等における子どもの事故 防止対策の推進	対策に取り組んでいる市町村の割合 100%

③ 子どもの心と身体の問題への対応

具体的施策	今後 5 年間の目標
子どものこころの健康支援の推進	子どものこころの健康に関する研修を受けている 小児科医、精神科医（子どもの診療に関わる医師） の割合 100%
学校における心身の健康相談等 の充実	
思春期保健対策等の推進	思春期保健対策に取り組んでいる地方自治体の割 合 100% 10 代の人工妊娠中絶率の低下 〔12 年度 12.1（人口千対）〕 10 代の性感染症罹患率の低下 〔12 年度 性器クラミジア感染症 男子 196.0、女 子 968.0（人口 10 万対）〕

第1部 社会保障の動向

④ 妊娠・出産の安全・安心の確保

具体的施策	今後5年間の目標
「いいお産」の普及 ・妊娠・出産について満足している者の割合 84.4% (12年度)	100%
周産期医療ネットワークの整備 28都道府県 (平成16年度)	全都道府県 (平成19年度までに達成)
周産期医療の診療報酬上の適切な評価	

⑤ 不妊に悩む者への支援

具体的施策	平成16年度	平成21年度 (今後5年間)
不妊専門相談センターの整備	51都道府県市	95都道府県市 (全都道府県・指定都市・中核市で設置)
特定不妊治療費助成事業の推進	87都道府県市	95都道府県市 (全都道府県・指定都市・中核市で実施)

⑥ 成育医療の推進

具体的施策
成育医療に関する全国的なネットワークの構築

目指すべき社会の姿

- ◇周産期、乳幼児期の安全が確保される (周産期、新生児、乳児・幼児死亡率の世界最高水準を維持・向上する)
- ◇全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる (すべての小児救急医療圏で小児救急医療体制が整備されるなど、小児医療体制が充実している)

(6) 子育てに安心、安全な住まいやまちづくり

○妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して住み、街に出ることができるようする。

① 子育てに適した住宅の確保等の支援

具体的施策
子育てを支援するゆとりのある住宅取得等の支援
シックハウス対策の推進

② 子育てバリアフリーなどの推進

具体的施策	今後5年間の目標
建築物のバリアフリー化の促進 ・2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、ハートビル法に基づく利用円滑化基準を満たすものの割合 約3割(15年度)	約4割(平成19年度までに達成)
公共交通機関のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設(鉄道駅・航空旅客ターミナル等)のバリアフリー化(段差の解消)の割合 44.1%(15年度) ・公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合 鉄道車両・軌道車両 23.7%(15年度) ノンステップバス 9.3%(15年度) 船舶 4.4%(15年度) 航空機 32.1%(15年度)	原則100%(平成22年までに達成) 約30%(平成22年までに達成) 20～25%(平成22年までに達成) 約50%(平成22年までに達成) 約40%(平成22年までに達成)
・歩行空間のバリアフリー化の推進 ・1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合 道路 25%(15年度) 信号機 約4割(14年度)	約5割(平成19年度までに達成) 約8割(平成19年度までに達成)
あんしん歩行エリアの整備 ・エリア内の死傷事故の抑止割合	約2割 (歩行者・自転車事故については約3割) (平成19年度までに達成)
安全・快適な道路交通環境の整備	
都市公園のバリアフリー化等の推進	
河川空間のバリアフリー化の推進	
海岸保全施設のバリアフリー化の推進	
歩車分離式信号の運用の推進	
建築物における事故防止対策の推進	
劇場等において、乳幼児同伴に配慮した区画された観覧室の設置の促進	
子育てバリアフリーの意識啓発等の推進	子育てバリアフリーマップの取組を全市町村で浸透

第1部 社会保障の動向

輸送分野における子育て支援活動の推進	
育児にかかる製品の安全性の確保	

③ 子どもの安全の確保

具体的施策
子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進
「安全・安心まちづくり」の推進

目指すべき社会の姿

◇妊婦、子ども及び子ども連れの人に対して配慮が行き届き安心して外出できるようになる（妊婦、子ども及び子ども連れの人が安心して外出できると感じる割合が増える）

(7) 経済的負担の軽減

具体的施策
税制の在り方について検討

Ⅲ 検討課題

社会保障給付について、大きな比重を占める高齢者関係給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にとらわれることなく次世代育成支援の推進を図る。

併せて、我が国の人口が転換期を迎えるこれからの5年間で重要な時期であるとの認識のもと、社会全体で次世代の育成を効果的に支援していくため、地域や家族の多様な子育て支援、働き方に関わる施策、児童手当等の経済的支援など多岐にわたる次世代育成支援施策について、総合的かつ効率的な視点に立って、その在り方等を幅広く検討する。

少子化対策プラスワン（要点）

基本的考え方

- 「夫婦出生力の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進。
- 「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進。

主な取組

すべての働きながら子どもを育てている人のために

1 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

- 子育て期間における残業時間の縮減
- 子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得
- 短時間正社員制度の普及

2 仕事と子育ての両立の推進

- 育児休業取得率（男性10%、女性80%）、子どもの看護休暇制度の普及率（25%）、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率（25%）として、具体的目標を設定
- 目標達成に向け、様々な促進策を展開

3 保育サービス等の充実

- 待機児童ゼロ作戦の推進
- パートタイムなどで働いている方々のための新しい「特定保育事業」（※）の創設
※週2～3日、午前又は午後のみ利用といった柔軟な保育サービスを提供
- 保育ママについて、利用者の必要に応じた、利用日数・時間の弾力化

子育てしているすべての家庭のために

1 地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入

- 子育て中の親が集まる「つどいの場」づくり、地域の高齢者や子育て経験のある方等による子育て支援を推進
- 「子育て支援相談員」による子育て支援情報の発信
- 子どもとサービスをつなぐ「子育て支援委員会」の小中学校区単位での設置

2 子育てを支援する生活環境の整備（子育てバリアフリー）

- 公共施設等への託児室、授乳コーナー、乳幼児に配慮したトイレの設置促進
- 「子育てバリアフリー」マップの作成、配布

3 社会保障における「次世代」支援

- 年金制度における配慮（年金額計算における育児期間への配慮の検討）

4 教育に伴う経済的負担の軽減

- 若者が自立して学べるようにするための奨学金制度の充実

次世代を育む親となるために

1 親になるための出会い、ふれあい

- 中高生の赤ちゃんとのふれあいの場の拡充

2 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

- 体験活動や世代間交流の推進

3 若者の安定就労や自立した生活の促進

- 若年者に対する職業体験機会の提供、職業訓練の推進、就労支援など

4 子どもの健康と安心・安全の確保

- 食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）
- 安全で快適な「いいお産」の普及

5 不妊治療

- 子どもを産みたい方々に対する不妊治療対策の充実と支援の在り方の検討

今後の推進方策

- (※)「多様就業型ワークシェアリング」も視野に入れる。

少子化社会への対応を進める際の留意点

～「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ（平成14年9月13日）抜粋～

(1) 「子どもにとっての幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。

(2) 「産む産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追いつめることになってはならないこと。

(3) 「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚するしない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重すること。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(案)のポイント

参考

I 重点戦略策定の視点

- 今後の労働力人口の急速な減少と、結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離の拡大
- 人口減少下で、持続的な経済発展の基盤として必要なこと
 - ・ 「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」
 - ・ 「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の2点の同時達成

その鍵は「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」の解決に

「二者択一構造」解消のための「車の両輪」→速やかに軌道に乗せる必要

働き方の改革による
仕事と生活の調和の実現

「親の就労と子どもの育成の両立」
「家庭における子育て」を包括的に
支援する枠組み（社会的基盤）の構築

II 仕事と生活の調和の実現

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（国民的な取組の大きな方向性の提示）
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の
を策定 施策の方針）

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、
家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多
様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が
可能な社会

②健康で豊かな生活のため
の時間が確保できる社会

③多様な働き方・生き方が
選択できる社会

各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定

（代表例）

- 就業率（②、③にも関連）
<女性（25～44才）>
64.9% → 69～72%
- <高齢者（60～64才）>
52.6% → 60～61%
- フリーターの数
187万人 → 144.7万人以下

- 週労働時間60時間以上の雇用
者の割合
10.8% → 半減
- 年次有給休暇取得率
46.6% → 完全取得

- 第1子出産前後の女性の継続
就業率
38.0% → 55%
- 育児休業取得率
（女性）72.3% → 80%
- （男性）0.50% → 10%
- 男性の育児・家事関連時間
（6歳未満児がいる家庭）
60分/日 → 2.5時間/日

（いずれも 現状 → 10年後）

社会全体としての進捗状況を把握・評価し、政策に反映

関係者が果たすべき役割

企業と働く者

協調して生産性の向上に努めつつ、職
場の意識や職場風土の改革とあわせ働
き方の改革に自主的に取り組む

国・地方公共団体

国民運動を通じた気運の醸成、制度的
枠組みの構築や環境整備などの促進・
支援策への積極的な取組、地域の実情
に応じた展開

Ⅲ 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方

①親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- 就業希望者を育児休業と保育（あるいはその組合せ）で切れ目なくカバーできる体制、仕組みの構築
- そのための制度の弾力化（短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、家庭的保育など保育サービスの提供手段の多様化）
- 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行

②すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- 一時預かりをすべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして再構築（一定のサービス水準の普遍化）
- 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施

③すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

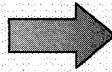
- 妊婦健診の望ましい受診回数確保のための支援の充実
- 各種地域子育て支援の面的展開（全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の整備）
- 安全・安心な子どもの放課後の居場所の設置
- 家庭的な環境における養護の充実など、適切な養育を受けられる体制の整備

（社会的コストの試算）

効果的な財政投入の必要性

児童・家族関連社会支出額
（19年度推計）約4兆3,300億円
（対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%）

※現在の費用構成は、国・地方公共団体の公費が約8割、企業・個人の保険料等が約2割



推計追加所要額 1.5~2.4兆円
【希望者すべてが就業した場合や就業率がスウェーデン並みとなった場合等を仮定した試算】

※フランスの家族関係支出を日本の人口規模に換算すると約10.6兆円

- 上記の考え方に示した給付・サービスの充実、とりわけ仕事と家庭の両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要
- これは単なるコストではなく「未来への投資」として、効果的な財政投入が必要
- 諸外国と比較しても特に厳しい財政状況の下で、その費用を次世代の負担によって賄うことのないよう、必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要

《具体的な制度設計の検討》

- 給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国・地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき

《先行して取り組むべき課題》

- 制度設計の検討とともに、家庭的保育の制度化や一時預かり事業等の法律的な位置づけの明確化、地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援の行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応、社会的養護体制の充実などの課題について20年度において先行実施すべき

Ⅳ 利用者の視点に立った点検・評価とその反映

- 利用者の視点に立った点検・評価手法を構築
- 平成21年度までの現行のプラン（「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画）の見直しに当たって、利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映（PDCAサイクルを確立）

Ⅴ おわりに ～支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革～

- 施策の必要性と有効性について十分に国民に説明し、理解を浸透
- 自然に子育ての喜びや大切さを感じられるよう社会全体の意識改革のための国民運動

資料：第3回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議参考資料

障害者基本計画（概要）

1 計画期間

平成15年度から24年度

2 計画の考え方

国民誰もが人格と個性を尊重して相互に支え合う共生社会の実現。

3 4つの横断的な視点

施策を推進する4つの横断的な視点を取り上げ、施策推進の基本方針を明確化。

（4つの視点）

- 社会のバリアフリー化
 - ・ ハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化
 - ・ ユニバーサルデザインの観点からのまちづくり、ものづくりの推進
- 利用者本位の支援
 - ・ 障害者一人一人のニーズに対応したライフサイクルの全段階を通じた支援
 - ・ 多様かつ十分なサービス確保のため企業等の積極活用も含め、供給主体を拡充
 - ・ NPOや地域住民団体との連携・協力の推進
- 障害の特性を踏まえた施策の展開
 - ・ 個々の障害の特性に応じた適切な施策の推進
 - ・ 現在障害者施策の対象になっていない障害等にも対応
 - ・ WHOのICF（国際生活機能分類）の活用方策を検討
- 総合的かつ効果的な施策の推進
 - ・ 広域的かつ計画的観点からの施策推進、施策体系の見直し等

4 4つの重点課題

重点的に取り組むべき4つの課題を打ち出し、施策を重点化

（4つの重点課題）

- 活動し、参加する力の向上
 - ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーションの推進
 - ・ 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の推進
 - ・ IT革命への対応
- 活動し、参加する基盤の整備
 - ・ 地域での自立生活を可能とするため、住宅、公共施設、交通等の基盤整備と日常生活支援体制の充実
 - ・ 雇用・就業など経済自立基盤の強化

第1部 社会保障の動向

- 精神障害者施策の総合的な取組
入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備へ
- アジア太平洋地域における域内協力の強化

5 新規・重点施策

- 啓発・広報
 - ・ 共生社会の理念の普及
 - ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
- 生活支援
 - ・ 身近な地域での相談窓口の総合化とケアマネジメント体制の整備
 - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進
 - ・ 障害者本人による政策決定プロセスへの関与等の検討など本人活動の支援
 - ・ 各種障害への対応
高次脳機能障害、強度行動障害、盲ろう等の重度・重複障害への対応の在り方の検討、難病患者等への支援策の充実等
 - ・ 施設サービスの再構築
入所施設は、真に必要な場合に限定。施設は在宅サービスの拠点として位置付け、相互利用、身近で利用できる施設を整備。入所施設については、施設の小規模化、個室化を推進
 - ・ サービスの質の向上
第三者機関によるサービス評価の検討、苦情解決体制の周知
- 生活環境
 - ・ ユニバーサルデザインに配慮した生活環境
 - ・ ハートビル法、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化の推進
 - ・ 交通安全対策、防災、防犯対策を充実
- 教育・育成
 - ・ 学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などにも対応
 - ・ 関係機関の役割分担の下に適切な支援を行うための個別支援計画を策定するなど一貫した相談支援体制の整備
 - ・ 盲・聾・養護学校、療育機関に専門機能を有する地域センターとしての役割を付与
 - ・ 特殊教育に係る免許制度の改善
 - ・ 福祉、医療、労働など幅広い分野との連携を強化
- 雇用・就業
 - ・ 能力を最大限発揮して働くことができるための条件整備
 - ・ 雇用率制度について、
精神障害者を対象とすることを検討
除外率制度の段階的縮小・廃止
 - ・ 特例子会社制度の積極活用
 - ・ 短時間雇用、在宅就業等の多様な雇用・就業形態の促進

- ・ ITを活用した雇用の促進
- ・ 官公需における障害者雇用率達成状況等への配慮の方法を検討
- ・ 障害者の創業・起業を支援
- ・ 保健福祉、教育と連携した職業リハビリテーション
- ・ 職業能力開発における民間教育機関等の活用
- ・ 雇用の場における人権の擁護
- 保健・医療
 - ・ 精神疾患、難治性疾患等についての関係機関によるサービス提供体制の充実と連携
 - ・ 保健・医療サービス等に関する自主的な情報公開と第三者評価、情報提供
 - ・ うつ対策等の自殺予防対策、思春期や心的外傷体験への相談体制
 - ・ 精神医療における人権確保のための精神医療審査会の機能充実、適正化
 - ・ 心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療の確保
 - ・ 最新の知見や技術を活用した研究開発の推進
- 情報・コミュニケーション
 - ・ 情報バリアフリー化の推進
情報活用能力向上のための人的支援、使いやすい情報通信機器の開発・普及、公共調達において障害者に配慮した情報通信機器の調達に努力等
 - ・ 電子投票の導入
 - ・ IT活用による就業の推進
- 国際協力
「アジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されたことを踏まえた対応

6 推進体制

- ・ 重点施策実施計画の策定
- ・ 市町村計画の策定支援
- ・ 計画の必要に応じた見直し
- ・ 関係する各種法令の見直し等による将来的に必要な法制的整備について検討

重点施策実施5か年計画(抜粋)

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組～

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

1 啓発・広報

○基本方針
障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について国民の協力を得るため、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進する。

①啓発・広報活動の推進

- 共生社会の理念の普及等
- 精神障害、知的障害、発達障害等に係る一層の理解促進
- 障害者権利条約及び障害者関連法令の周知
- 障害者の利活用への配慮等に係る啓発・広報の充実
- 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
- 関係機関の連携・協力による啓発・広報の推進
- 「心のバリアフリー」の推進

②福祉教育等の推進

- 相互理解の促進
- 障害者を理解するための教育の推進

③公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

- 行政機関、企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進

④ボランティア活動の推進

- ボランティア活動及び企業等の社会貢献活動の理解促進

2 生活支援

○基本方針
利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する。
また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図り、地域生活を支援するための技術開発を促進する。

①利用者本位の生活支援体制の整備

- 利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化

- 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実
- 乳幼児期における障害児への支援
- 成年後見制度の利用促進等による権利擁護
- 矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進
- ②地域移行の推進
 - 障害福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な基盤整備
 - 精神障害者の退院促進と地域移行の推進
 - 障害者に対する住宅セーフティネットの構築
 - 障害児の居場所の確保
 - 身体障害者補助犬法への理解の促進
 - 発達障害者施策の推進
- ③スポーツ、文化芸術活動の振興
 - スポーツ、文化芸術活動の振興
- ④福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援
 - 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援
- ⑤専門職種の養成・確保
 - 福祉人材の養成確保

3 生活環境

○基本方針

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進する。

このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、防災、防犯対策を推進する。

- ①住宅、建築物のバリアフリー化の推進
 - 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進
 - 障害者等の利用に配慮した住宅ストックの形成の推進
 - 建築物のバリアフリー化の推進
 - 官庁施設のバリアフリー化の推進
 - 地方公共団体による公共施設等のバリアフリー化の推進
- ②公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進
 - 旅客施設のバリアフリー化の推進
 - 車両等のバリアフリー化の推進
 - 都市公園のバリアフリー化の推進
 - 路外駐車場のバリアフリー化の推進
 - 歩行空間のバリアフリー化の推進

第1部 社会保障の動向

- 高速道路等のサービスエリア等のバリアフリー化の推進
- 河川利用の拠点施設のバリアフリー化の推進
- 港湾緑地のバリアフリー化の推進
- 国立公園のバリアフリー化の推進
- 森林総合利用施設のバリアフリー化の推進
- ソフト施策の推進
- ③安全な交通の確保
 - バリアフリー対応型信号機等の整備の促進
- ④運転免許取得希望者等に対する利便の向上
 - 持ち込み車両等による障害者等に配慮した教習等の実施
 - 聴覚障害者に配慮した免許制度の推進
- ⑤防災、防犯対策の推進
 - 防災対策の推進
 - 災害時の支援体制等の整備
 - 障害者の消費トラブル等の防止
 - 防犯・安全ネットワークの充実
 - 交番における障害者等の利用に配慮した施策の推進
 - 防犯性能の高い建物部品の普及促進

4 教育・育成

○基本方針

発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。

また、障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図る。

- ①一貫した相談支援体制の整備
 - 個別の支援計画の策定・活用の推進
 - 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備
- ②専門機関の機能の充実と多様化
 - 特別支援学校の小・中学校等に対する支援の推進
- ③指導力の向上と研究の推進
 - 特別支援学校教諭免許保有率の向上
 - 特別支援教育に関する教員研修の促進
 - 障害に関する外部専門家の学校における活用
 - 国立特別支援教育総合研究所における教育現場のニーズを踏まえた重点的な研究や研修の実施、教育情報の提供

④社会的及び職業的自立の促進

- 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓
- 障害者の職業自立に対する理解啓発の促進
- 特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施
- 障害学生の支援の充実
- 放送大学における視聴者のニーズに応じた多様な字幕番組の制作

⑤施設のバリアフリー化の促進

- 特別支援教育に係る施設整備計画策定事例の周知

5 雇用・就業

○基本方針

雇用・就業は、障害者が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障害者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、職業的自立を図るため、雇用政策に加え、福祉政策や教育政策と連携した支援等を通じて障害者の就労支援のさらなる充実・強化を図る。

①障害者の雇用の場の拡大

- 障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進
- 各府省・各地方公共団体における「チャレンジ雇用」の推進等
- 公的機関における障害者雇用の一層の促進
- 精神障害者、発達障害者等の雇用促進

[障害者の能力や特性に応じた働き方の支援]

- 障害者の在宅就業の促進
- 短時間労働による障害者雇用の促進
- 農業法人等への障害者雇用の推進

②総合的支援施策の推進

[雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化]

- ハローワークを中心とした「チーム支援」の充実・強化等
- 障害者職業センターにおける専門的支援の推進
- 障害者就業・生活支援センターの全国展開と支援の充実
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の推進
- 中途障害者等の雇用継続のための支援
- 関係機関が連携して職業自立の支援を行うための個別の支援計画の策定・活用の推進

[一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化]

- トライアル雇用の推進
- 福祉施設から一般就労への移行の促進
- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

第1部 社会保障の動向

- 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組の推進
- 特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進
- 高等学校・大学における就労支援の推進
- 障害者の就労に対する理解啓発の促進

[障害者の職業能力開発の推進]

- 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進
- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充

6 保健・医療

○基本方針

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実し、障害者のQOL（生活の質）を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図り、障害の予防・早期発見・早期治療に努める。

また、こころの病についても医療的ケアの充実を図り、「うつ」や自殺の防止を推進する。

- ①障害の原因となる疾病等の予防・治療
 - 生活習慣の改善による循環器病等の減少
 - 糖尿病の予防・治療の継続
 - 難治性疾患に関する病因・病態の解明
- ②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
 - 高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等
 - 障害者の健康維持とQOL（生活の質）の向上
 - 認知症疾患に対する専門医療の提供等
- ③精神保健・医療施策の推進
 - 一般医のうつ病診断技術の向上
 - 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する知識の普及
 - 精神科救急医療体制の確保
 - 医療刑務所におけるリハビリテーション機器の更新整備
- ④研究開発の推進
 - 再生医療の手法を取り入れた研究の推進
 - うつ病等の精神疾患に関する研究
- ⑤専門職種の養成・確保
 - 精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成

7 情報・コミュニケーション

○基本方針

I T（情報通信技術）の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害特性に対応した情報提供の充実を図り、障害によりデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進する。

①情報バリアフリー化の推進

- 障害者 I T 総合推進事業の実施の促進
- 障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及支援
- 障害者の利用する I T 機器に関する J I S 規格の適切な見直し
- ホームページ等のバリアフリー化に係る普及・啓発の推進
- 政府広報関連ウェブサイトの障害者対応推進
- 関係行政機関による障害者にとって分かりやすい広報の推進

②社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

- 電子投票の実施の促進
- 日常生活用具給付等事業の適正な運用の促進
- テレワークの普及・啓発の推進
- ユビキタスネット技術の研究開発の推進
- 障害者が障害を意識することなく使える情報コミュニケーション機器の研究開発

③情報提供の充実

- 聴覚障害者情報提供施設の整備の促進
- 字幕番組、解説番組及び手話番組の制作の促進
- 映画の字幕付与の促進
- 視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業等の利用の促進
- 視覚障害者を対象とした広報の充実
- 障害者の自立した食生活の実現に資する情報提供の推進
- 障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方の検討

④コミュニケーション支援体制の充実

- 手話通訳者等の養成、派遣の促進

8 国際協力

○基本方針

「びわこプラスファイブ」の採択等を踏まえ、障害者団体間の交流、政府や民間団体による各種協力の実施等によるアジア太平洋地域への協力関係の強化に努める。また、障害者権利条約の締結に向け必要な国内法令の整備を図る。

①国際協力の推進

- 政府開発援助を通じた国際協力の推進

第1部 社会保障の動向

②障害者問題に関する国際的な取組への参加

○国連における取組への参加

③情報の提供・収集

○国立特別支援教育総合研究所における国内外への教育情報の提供

II 計画の推進方策

- ・ 本計画の推進に当たっては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。
- ・ 本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、その進捗状況を毎年度、中央障害者施策推進協議会に報告する。
- ・ 障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。
- ・ 本計画の推進に当たり、地方公共団体と緊密な連携協力を図るため、都道府県との会議を毎年開催するとともに、市町村に対し障害者計画に係る技術的協力を行う。

第3節 社会保障給付費について

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微小 (0.05 未満) の場合	0.0
推計数が表章単位の 1/2 未満の場合	0
減少数 (率) の場合	△

I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILO では、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

- (1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅
(9) 生活保護その他

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中を含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記の ILO 基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。なお、ILO 基準に従えば、児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体等が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も上記の基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

ILO は 1949 年以来 19 回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security” としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO 該当 URL は <http://www.ilo.org/public/english/protection/secsoc/areas/stat/css/index.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含

第1部 社会保障の動向

まれる。なお、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。

3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲1. ①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。
4. 社会保障給付費は、原則5年間隔で過去からの連続性を考慮しつつ、費目の分類等について改訂を行っている。平成17年度は改訂時期に当たるため、過去に遡り必要な改訂を行った。

主な改訂は、

- ・平成16年度以降、公立保育所運営費負担金の一般財源化に伴い地方自治体が負担している額の推計値を含めた
- ・社会保障財源において、「解散厚生年金基金等徴収金」を収入の「他制度からの移転」から「その他」へ変更したことである。

Ⅱ 平成17年度社会保障給付費の概要

1. 平成17年度の社会保障給付費の総額は87兆9,150億円である。

(1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が28兆1,094億円(32.0%)、「年金」が46兆2,930億円(52.7%)、「福祉その他」が13兆5,126億円(15.4%)である。

(2) 平成17年度社会保障給付費の対前年度伸び率は2.3%であり、対国民所得比は23.91%である。

(3) 国民1人当たり社会保障給付費は68万8,100円であり、1世帯当たりでは184万4,700円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成16年度	平成17年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	859,709 (100.0)	879,150 (100.0)	19,441	2.3
医療	271,454 (31.6)	281,094 (32.0)	9,640	3.6
年金	455,188 (52.9)	462,930 (52.7)	7,742	1.7
福祉その他	133,066 (15.5)	135,126 (15.4)	2,060	1.5
介護対策(再掲)	56,289 (6.5)	58,795 (6.7)	2,506	4.5

(注) () 内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

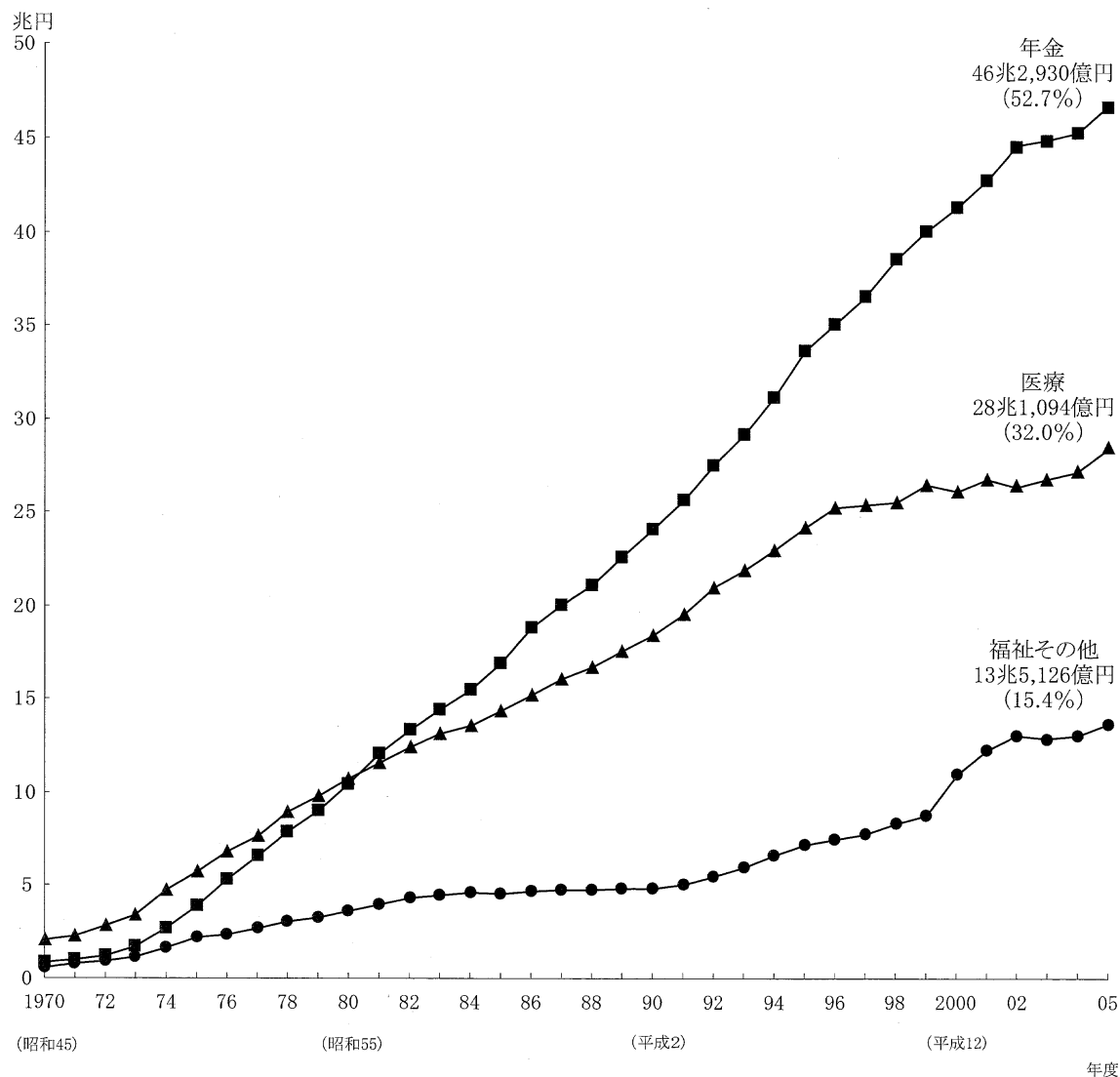
社会保障給付費	平成16年度		平成17年度		対前年度増加分
		%		%	
計		23.69		23.91	%ポイント 0.22
医療		7.48		7.65	0.17
年金		12.54		12.59	0.05
福祉その他		3.67		3.68	0.01
介護対策(再掲)		1.55		1.60	0.05

表3 1人（1世帯）当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成16年度	平成17年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	千円 673.3	千円 688.1	千円 14.8	% 2.2
1世帯当たり	1,833.8	1,844.7	10.8	0.6

(注) 1世帯当たり社会保障給付費 = (世帯人員総数 / 世帯総数) × 1人当たり社会保障給付費によって算出した。

図1 社会保障給付費の部門別推移



第1部 社会保障の動向

2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.0%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.3%であり、この二つの機能で81.3%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.2%)、「家族」(3.6%)、「生活保護その他」(2.6%)、「障害」(2.3%)、「失業」(1.5%)、「労働災害」(1.1%)、「住宅」(0.4%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成16年度	平成17年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	859,709 (100.0)	879,150 (100.0)	19,441	2.3
高齢	431,922 (50.2)	439,597 (50.0)	7,675	1.8
遺族	62,527 (7.3)	63,684 (7.2)	1,156	1.8
障害	19,732 (2.3)	19,995 (2.3)	263	1.3
労働災害	9,763 (1.1)	9,704 (1.1)	△ 58	△ 0.6
保健医療	265,383 (30.9)	275,067 (31.3)	9,684	3.6
家族	29,817 (3.5)	31,306 (3.6)	1,489	5.0
失業	14,442 (1.7)	13,444 (1.5)	△ 998	△ 6.9
住宅	3,130 (0.4)	3,305 (0.4)	175	5.6
生活保護その他	22,993 (2.7)	23,048 (2.6)	56	0.2

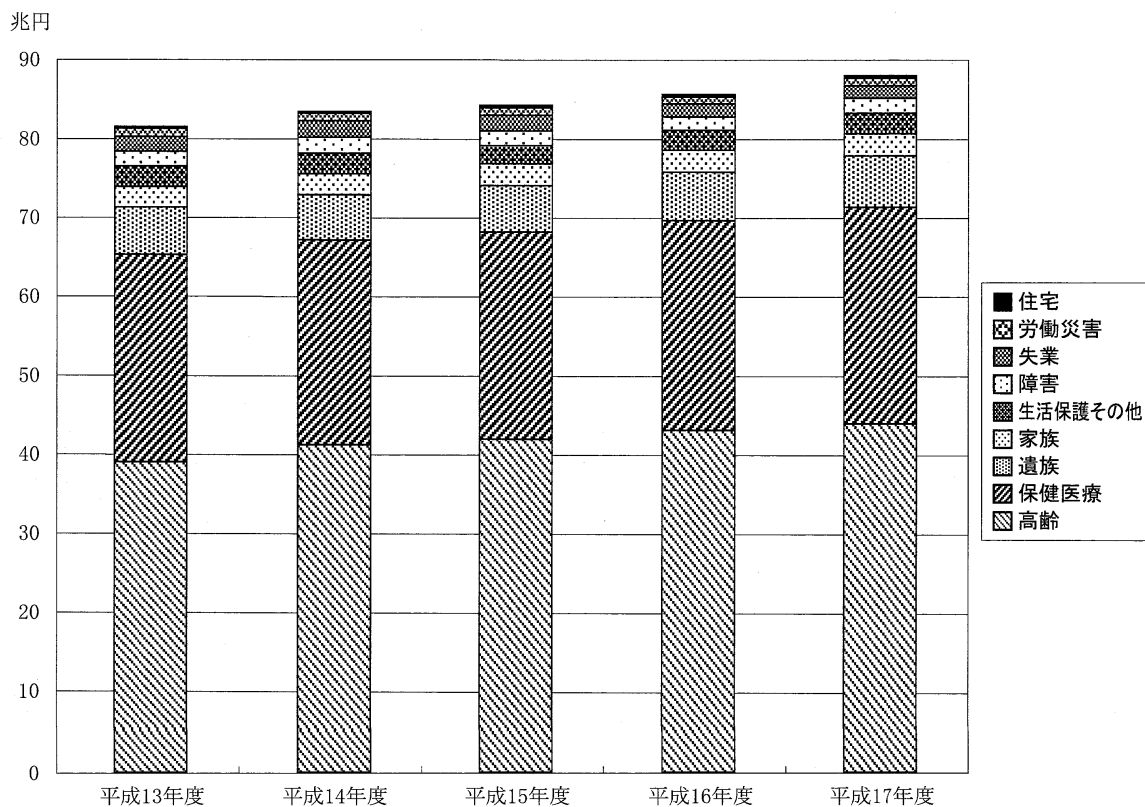
(注)

1. ()内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、参考：機能別社会保障給付費の項目説明を参照。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成16年度	平成17年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.69	23.91	0.22
高齢	11.90	11.96	0.06
遺族	1.72	1.73	0.01
障害	0.54	0.54	0.00
労働災害	0.27	0.26	△ 0.01
保健医療	7.31	7.48	0.17
家族	0.82	0.85	0.03
失業	0.40	0.37	△ 0.03
住宅	0.09	0.09	0.00
生活保護その他	0.63	0.63	△ 0.01

図2 機能別社会保障給付費の推移



第1部 社会保障の動向

3. 年金保険給付費、老人保健（医療分）給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた高齢者関係給付費は、平成17年度には61兆7,079億円となり、社会保障給付費に対する割合は70.2%である。

表6 高齢者関係給付費

	平成16年度	平成17年度	対前年度伸び率
社会保険給付費	859,709 (100.0)	879,150 (100.0)	2.3
年金保険給付費	438,143	446,690	2.0
老人保健（医療分）給付費	105,879	106,669	0.7
老人福祉サービス給付費	61,125	62,465	2.2
高年齢雇用継続給付費	1,389	1,256	△ 9.6
計	606,537 (70.6)	617,079 (70.2)	1.7
	万人	万人	%
60歳以上人口	3,353	3,434	2.4
65歳以上人口	2,488	2,576	3.5
70歳以上人口	1,753	1,830	4.4
75歳以上人口	1,107	1,164	5.1

(注)

1. ()内は社会保障給付費に占める割合である。
2. 老人福祉サービス給付費は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。
3. 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。
4. 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなっており、平成17年10月には74歳に引き上げられている。したがって、上記「老人保健（医療分）給付費」の平成16年度と平成17年度の額も対象になる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成17年度国民医療費（厚生労働省）」によると、平成17年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は5.7%の増加である。

Ⅲ 平成17年度社会保障財源の概要

平成17年度の社会保障財源の総額は117兆5,220億円である。

(1) 項目別割合をみると、社会保険料が46.6%、税が25.6%、他の収入が27.9%となっている。

(2) 対前年度比は19.0%の増加となった。

表7 項目別社会保障財源

	平成16年度	平成17年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	987,382 (100.0)	1,175,220 (100.0)	187,838	19.0
I 社会保険料	537,541 (54.4)	547,072 (46.6)	9,531	1.8
事業主拠出	262,256 (26.6)	263,603 (22.4)	1,347	0.5
被保険者拠出	275,285 (27.9)	283,469 (24.1)	8,184	3.0
II 税	289,691 (29.3)	300,848 (25.6)	11,157	3.9
国	217,012 (22.0)	220,521 (18.8)	3,509	1.6
地方	72,679 (7.4)	80,327 (6.8)	7,648	10.5
III 他の収入	160,149 (16.2)	327,300 (27.9)	167,151	104.4
資産収入	70,005 (7.1)	188,465 (16.0)	118,460	169.2
その他	90,145 (9.1)	138,835 (11.8)	48,691	54.0

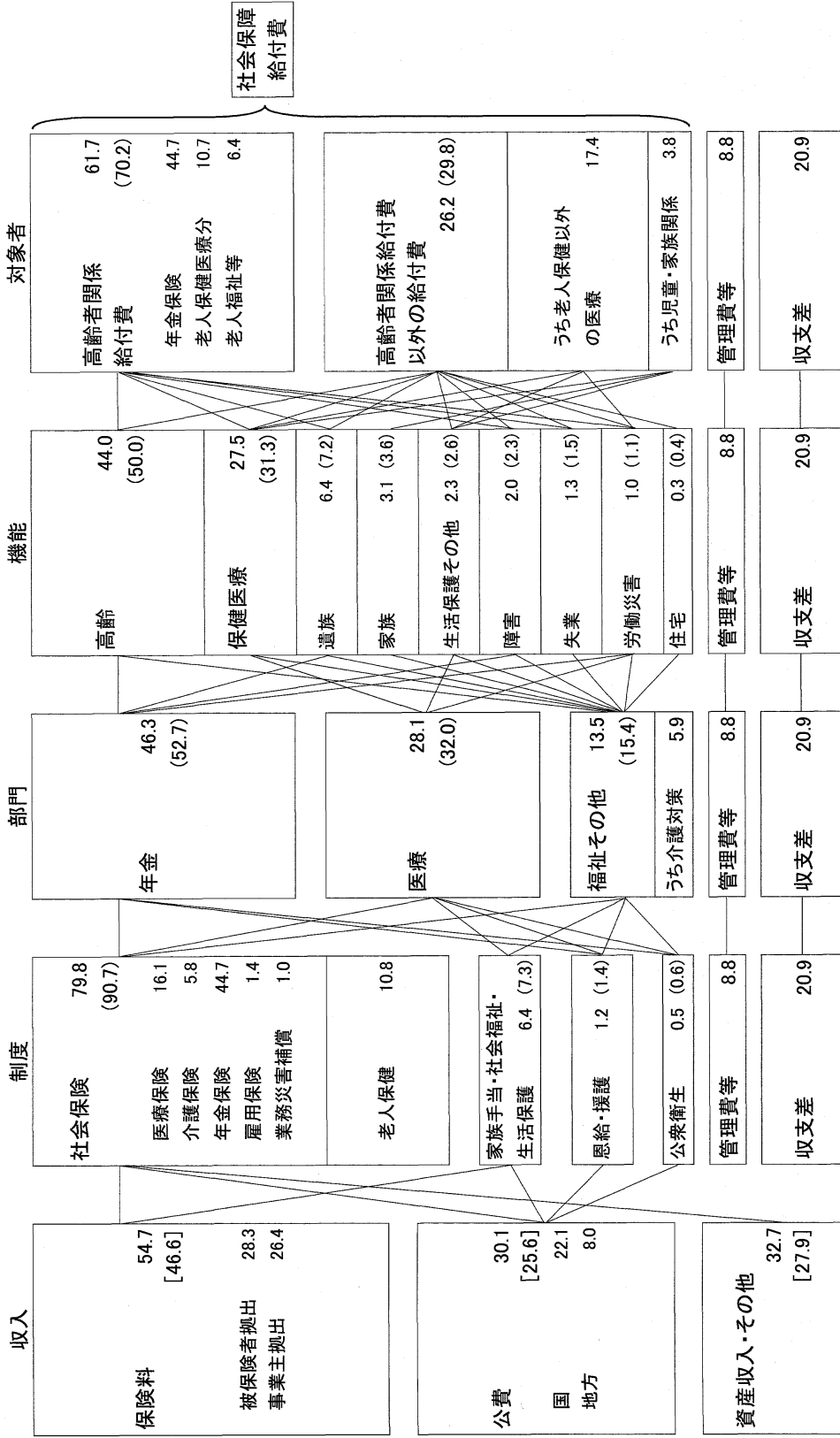
(注)

1. ()内は構成割合である。

2. 「他の収入」については、厚生年金等における積立金の運用収入は時価ベースで評価していること等に留意する必要がある。

(単位 兆円、%)

図3 収入、制度、部門、機能、対象者からみた社会保障給付費 (2005 (平成17) 年度)



(注)

- 「児童・家族関係」は、社会保障給付費のうち、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等である。
- 平成17年度の社会保障収入は117.5兆円(他制度からの移転を除く)であり、[]内は社会保障収入に対する割合。
- 平成17年度の社会保障給付費は87.9兆円であり、()内は社会保障給付費に対する割合。

統計表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社 会 保 障 給 付 費							
	計 (億円)	医療 (億円)	構成割合 (%)	年金・福祉その他 (億円)		構成割合 (%)		
1950(昭和25)	1,261	646	51.2	615		48.8		
1951(26)	1,571	804	51.1	768		48.9		
1952(27)	2,194	1,149	52.3	1,046		47.7		
1953(28)	2,577	1,480	57.5	1,096		42.5		
1954(29)	3,841	1,712	44.6	2,129		55.4		
1955(30)	3,893	1,919	49.3	1,974		50.7		
1956(31)	3,986	2,018	50.6	1,969		49.4		
1957(32)	4,357	2,224	51.0	2,133		49.0		
1958(33)	5,080	2,099	41.3	2,981		58.7		
1959(34)	5,778	2,523	43.7	3,255		56.3		
1960(35)	6,553	2,942	44.9	3,611		55.1		
1961(36)	7,900	3,850	48.7	4,050		51.3		
1962(37)	9,219	4,699	51.0	4,520		49.0		
1963(38)	11,214	5,885	52.5	5,329		47.5		
				年金 (億円)	構成割合 (%)	福祉その他 (億円)	構成割合 (%)	
1964(39)	13,475	7,328	54.4	3,056	22.7	3,091	22.9	
1965(40)	16,037	9,137	57.0	3,508	21.9	3,392	21.2	
1966(41)	18,670	10,766	57.7	4,199	22.5	3,705	19.8	
1967(42)	21,644	12,583	58.1	4,947	22.9	4,114	19.0	
1968(43)	25,096	14,679	58.5	5,835	23.3	4,582	18.3	
1969(44)	28,752	16,975	59.0	6,935	24.1	4,842	16.8	
1970(45)	35,239	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8	
1971(46)	40,258	22,505	55.9	10,192	25.3	7,561	18.8	
1972(47)	49,845	28,111	56.4	12,367	24.8	9,367	18.8	
1973(48)	62,587	34,270	54.8	16,758	26.8	11,559	18.5	
1974(49)	90,270	47,208	52.3	26,782	29.7	16,280	18.0	
1975(50)	117,693	57,132	48.5	38,831	33.0	21,730	18.5	
1976(51)	145,165	68,098	46.9	53,415	36.8	23,652	16.3	
1977(52)	168,868	76,256	45.2	65,880	39.0	26,732	15.8	
1978(53)	197,763	89,167	45.1	78,377	39.6	30,219	15.3	
1979(54)	219,832	97,743	44.5	89,817	40.9	32,272	14.7	
1980(55)	247,736	107,329	43.3	104,525	42.2	35,882	14.5	
1981(56)	275,638	115,221	41.8	120,420	43.7	39,997	14.5	
1982(57)	300,973	124,118	41.2	133,404	44.3	43,451	14.4	
1983(58)	319,733	130,983	41.0	144,108	45.1	44,642	14.0	
1984(59)	336,396	135,654	40.3	154,527	45.9	46,216	13.7	
1985(60)	356,798	142,830	40.0	168,923	47.3	45,044	12.6	
1986(61)	385,918	151,489	39.3	187,620	48.6	46,809	12.1	
1987(62)	407,337	160,001	39.3	199,874	49.1	47,462	11.7	
1988(63)	424,582	166,726	39.3	210,459	49.6	47,397	11.2	
1989(平成元)	448,822	175,279	39.1	225,407	50.2	48,136	10.7	
1990(2)	472,203	183,795	38.9	240,420	50.9	47,989	10.2	

第1部 社会保障の動向

1991(3)	501,346	195,056	38.9	256,145	51.1	50,145	10.0
1992(4)	538,280	209,395	38.9	274,013	50.9	54,872	10.2
1993(5)	568,039	218,059	38.4	290,376	51.1	59,603	10.5
1994(6)	604,660	228,656	37.8	310,084	51.3	65,920	10.9
1995(7)	647,243	240,520	37.2	334,986	51.8	71,738	11.1
1996(8)	675,402	251,711	37.3	349,548	51.8	74,143	11.0
1997(9)	694,087	252,987	36.4	363,996	52.4	77,104	11.1
1998(10)	721,333	253,989	35.2	384,105	53.2	83,239	11.5
1999(11)	750,338	263,863	35.2	399,112	53.2	87,363	11.6
2000(12)	781,191	259,953	33.3	412,012	52.7	109,225	14.0
2001(13)	813,928	266,309	32.7	425,714	52.3	121,905	15.0
2002(14)	835,584	262,643	31.4	443,781	53.1	129,159	15.5
2003(15)	842,582	266,048	31.6	447,845	53.2	128,689	15.3
2004(16)	859,709	271,454	31.6	455,188	52.9	133,066	15.5
2005(17)	879,150	281,094	32.0	462,930	52.7	135,126	15.4

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

第2表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

（単位：%）

年 度	社会保障給付費(対国民所得比)				国民所得 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73		44,346
1952(27)	4.21	2.20	2.01		52,159
1953(28)	4.29	2.47	1.83		60,015
1954(29)	5.83	2.60	3.23		65,917
1955(30)	5.58	2.75	2.83		69,733
1956(31)	5.05	2.56	2.49		78,962
1957(32)	4.91	2.51	2.41		88,681
1958(33)	5.41	2.24	3.18		93,829
1959(34)	5.23	2.28	2.95		110,421
1960(35)	4.86	2.18	2.68		134,967
1961(36)	4.91	2.39	2.52		160,819
1962(37)	5.15	2.63	2.53		178,933
1963(38)	5.31	2.79	2.53		210,993
1964(39)	5.60	3.05	1.27	1.29	240,514
1965(40)	5.98	3.41	1.31	1.26	268,270
1966(41)	5.90	3.40	1.33	1.17	316,448
1967(42)	5.76	3.35	1.32	1.10	375,477
1968(43)	5.74	3.36	1.33	1.05	437,209
1969(44)	5.52	3.26	1.33	0.93	521,178
1970(45)	5.77	3.40	1.40	0.97	610,297
1971(46)	6.11	3.41	1.55	1.15	659,105
1972(47)	6.40	3.61	1.59	1.20	779,369
1973(48)	6.53	3.58	1.75	1.21	958,396
1974(49)	8.03	4.20	2.38	1.45	1,124,716
1975(50)	9.49	4.61	3.13	1.75	1,239,907
1976(51)	10.34	4.85	3.80	1.68	1,403,972
1977(52)	10.85	4.90	4.23	1.72	1,557,032
1978(53)	11.51	5.19	4.56	1.76	1,717,785
1979(54)	12.07	5.36	4.93	1.77	1,822,066
1980(55)	12.19	5.28	5.14	1.77	2,032,410
1981(56)	13.01	5.44	5.68	1.89	2,118,783
1982(57)	13.68	5.64	6.06	1.97	2,200,091
1983(58)	13.82	5.66	6.23	1.93	2,312,854
1984(59)	13.83	5.58	6.36	1.90	2,431,547
1985(60)	13.67	5.47	6.47	1.73	2,610,890
1986(61)	14.39	5.65	7.00	1.75	2,680,934
1987(62)	14.45	5.68	7.09	1.68	2,818,190
1988(63)	13.97	5.48	6.92	1.56	3,039,679
1989(平成元)	13.93	5.44	7.00	1.49	3,222,073
1990(2)	13.56	5.28	6.90	1.38	3,483,454
1991(3)	13.51	5.26	6.90	1.35	3,710,807
1992(4)	14.57	5.67	7.42	1.49	3,693,238
1993(5)	15.39	5.91	7.87	1.62	3,690,327
1994(6)	16.16	6.11	8.29	1.76	3,740,795
1995(7)	17.29	6.43	8.95	1.92	3,742,775
1996(8)	17.74	6.61	9.18	1.95	3,806,211
1997(9)	18.17	6.62	9.53	2.02	3,819,989
1998(10)	19.55	6.88	10.41	2.26	3,689,215
1999(11)	20.59	7.24	10.95	2.40	3,643,409
2000(12)	21.01	6.99	11.08	2.94	3,718,039
2001(13)	22.53	7.37	11.78	3.37	3,613,335
2002(14)	23.49	7.38	12.47	3.63	3,557,610
2003(15)	23.53	7.43	12.51	3.59	3,580,792
2004(16)	23.69	7.48	12.54	3.67	3,629,009
2005(17)	23.91	7.65	12.59	3.68	3,676,303

（資料）国民所得出所は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和30-52年度は同「長期遡及主要系列国民経済計算報告」、昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、昭和55-平成7年度は内閣府経済社会総合研究所「平成17年版国民経済計算年報」、平成8-17年度は同「平成19年版国民経済計算年報」による。

第3表 社会保障給付費・国民所得の対前年度伸び率の推移

(単位 %)

年 度	社会保障給付費				国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		—
1952(27)	39.7	42.9	36.2		17.6
1953(28)	17.5	28.8	4.8		15.1
1954(29)	49.0	15.7	94.3		9.8
1955(30)	1.4	12.1	△ 7.3		5.8
1956(31)	2.4	5.2	△ 0.3		13.2
1957(32)	9.3	10.2	8.3		12.3
1958(33)	16.6	△ 5.6	39.8		5.8
1959(34)	13.7	20.2	9.2		17.7
1960(35)	13.4	16.6	10.9		22.2
1961(36)	20.6	30.9	12.2		19.2
1962(37)	16.7	22.1	11.6		11.3
1963(38)	21.6	25.2	17.9		17.9
1964(39)	20.2	24.5	15.3		14.0
1965(40)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
1966(41)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
1967(42)	15.9	16.9	17.8	11.0	18.7
1968(43)	15.9	16.7	18.0	11.4	16.4
1969(44)	14.6	15.6	18.9	5.7	19.2
1970(45)	22.6	22.3	23.4	22.2	17.1
1971(46)	14.2	8.4	19.0	27.7	8.0
1972(47)	23.8	24.9	21.3	23.9	18.2
1973(48)	25.6	21.9	35.5	23.4	23.0
1974(49)	44.2	37.8	59.8	40.8	17.4
1975(50)	30.4	21.0	45.0	33.5	10.2
1976(51)	23.3	19.2	37.6	8.8	13.2
1977(52)	16.3	12.0	23.3	13.0	10.9
1978(53)	17.1	16.9	19.0	13.0	10.3
1979(54)	11.2	9.6	14.6	6.8	6.1
1980(55)	12.7	9.8	16.4	11.2	11.5
1981(56)	11.3	7.4	15.2	11.5	4.2
1982(57)	9.2	7.7	10.8	8.6	3.8
1983(58)	6.2	5.5	8.0	2.7	5.1
1984(59)	5.2	3.6	7.2	3.5	5.1
1985(60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	7.4
1986(61)	8.2	6.1	11.1	3.9	2.7
1987(62)	5.6	5.6	6.5	1.4	5.1
1988(63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	7.9
1989(平成元)	5.7	5.1	7.1	1.6	6.0
1990(2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	8.1
1991(3)	6.2	6.1	6.5	4.5	6.5
1992(4)	7.4	7.4	7.0	9.4	△ 0.5
1993(5)	5.5	4.1	6.0	8.6	△ 0.1
1994(6)	6.4	4.9	6.8	10.6	1.4
1995(7)	7.0	5.2	8.0	8.8	0.1
1996(8)	4.4	4.7	4.3	3.4	1.7
1997(9)	2.8	0.5	4.1	4.0	0.4
1998(10)	3.9	0.4	5.5	8.0	△ 3.4
1999(11)	4.0	3.9	3.9	5.0	△ 1.2
2000(12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.0	2.0
2001(13)	4.2	2.4	3.3	11.6	△ 2.8
2002(14)	2.7	△ 1.4	4.2	6.0	△ 1.5
2003(15)	0.8	1.3	0.9	△ 0.4	0.7
2004(16)	2.0	2.0	1.6	3.4	1.3
2005(17)	2.3	3.6	1.7	1.5	1.3

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年 度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国民所得	
	実額 (千円)	指数 1973年=100	実額 (千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.3	52.5	6.0
1952(27)	2.6	4.5	60.8	6.9
1953(28)	3.0	5.2	69.0	7.8
1954(29)	4.4	7.7	74.7	8.5
1955(30)	4.4	7.7	78.2	8.9
1956(31)	4.4	7.7	87.6	10.0
1957(32)	4.8	8.4	97.6	11.1
1958(33)	5.5	9.6	102.3	11.6
1959(34)	6.2	10.8	119.2	13.6
1960(35)	7.0	12.2	144.5	16.4
1961(36)	8.4	14.6	170.6	19.4
1962(37)	9.7	16.9	188.1	21.4
1963(38)	11.7	20.4	219.5	25.0
1964(39)	13.7	23.9	247.6	28.2
1965(40)	16.2	28.2	273.2	31.1
1966(41)	18.9	32.9	319.6	36.4
1967(42)	21.6	37.7	375.0	42.7
1968(43)	24.8	43.2	431.7	49.1
1969(44)	28.0	48.9	508.7	57.9
1970(45)	33.7	58.7	586.0	66.7
1971(46)	37.9	66.1	621.7	70.7
1972(47)	46.3	80.8	724.9	82.5
1973(48)	57.4	100.0	879.1	100.0
1974(49)	81.6	142.3	1,018.1	115.8
1975(50)	105.1	183.3	1,108.7	126.1
1976(51)	128.4	223.8	1,242.4	141.3
1977(52)	147.9	257.9	1,364.7	155.2
1978(53)	171.7	299.3	1,492.2	169.7
1979(54)	189.3	329.9	1,569.6	178.5
1980(55)	211.6	368.9	1,737.3	197.6
1981(56)	233.8	407.5	1,798.1	204.5
1982(57)	253.5	441.9	1,854.1	210.9
1983(58)	267.5	466.3	1,935.9	220.2
1984(59)	279.6	487.4	2,022.2	230.0
1985(60)	294.8	513.8	2,158.3	245.5
1986(61)	317.2	553.0	2,204.8	250.8
1987(62)	333.2	580.9	2,306.9	262.4
1988(63)	345.9	603.0	2,477.9	281.9
1989(平成元)	364.3	635.0	2,616.7	297.6
1990(2)	382.0	665.9	2,819.3	320.7
1991(3)	404.2	704.6	2,991.8	340.3
1992(4)	432.5	754.0	2,966.9	337.5
1993(5)	455.3	793.7	2,955.7	336.2
1994(6)	483.6	843.0	2,987.6	339.8
1995(7)	515.4	898.5	2,982.3	339.2
1996(8)	536.6	935.4	3,026.1	344.2
1997(9)	550.1	959.0	3,029.3	344.6
1998(10)	570.3	994.1	2,918.2	331.9
1999(11)	592.3	1,032.5	2,876.7	327.2
2000(12)	615.5	1,072.9	2,930.2	333.3
2001(13)	639.4	1,114.7	2,841.0	323.2
2002(14)	655.7	1,143.0	2,792.5	317.6
2003(15)	660.2	1,150.9	2,806.0	319.2
2004(16)	673.3	1,173.7	2,842.1	323.3
2005(17)	688.1	1,199.5	2,877.3	327.3

第5表 高齢者関係給付費の推移

年 度	年金保険 給付費	老人保健 (医療分) 給付費	老人福祉 サービス 給付費	高齢者 雇用継続 給付費	計			社会保障給付費	
					対前年度 伸び率	給付費に 占める割合		対前年度 伸び率	
	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	億円	%
1973(昭和48)	10,757	4,289	596	—	15,642	—	25.0	62,587	—
1974(49)	19,205	6,652	877	—	26,734	70.9	29.6	90,270	44.2
1975(50)	28,924	8,666	1,164	—	38,754	45.0	32.9	117,693	30.4
1976(51)	40,697	10,780	1,489	—	52,965	36.7	36.5	145,165	23.3
1977(52)	50,942	12,872	1,798	—	65,612	23.9	38.9	168,868	16.3
1978(53)	61,329	15,948	2,060	—	79,336	20.9	40.1	197,763	17.1
1979(54)	70,896	18,503	2,306	—	91,706	15.6	41.7	219,832	11.2
1980(55)	83,675	21,269	2,570	—	107,514	17.2	43.4	247,736	12.7
1981(56)	97,903	24,280	2,822	—	125,004	16.3	45.4	275,638	11.3
1982(57)	109,552	27,450	3,129	—	140,131	12.1	46.6	300,973	9.2
1983(58)	120,122	32,660	3,306	—	156,088	11.4	48.8	319,733	6.2
1984(59)	130,497	35,534	3,467	—	169,498	8.6	50.4	336,396	5.2
1985(60)	144,549	40,070	3,668	—	188,288	11.1	52.8	356,798	6.1
1986(61)	163,140	43,584	4,316	—	211,041	12.1	54.7	385,918	8.2
1987(62)	175,081	46,638	4,278	—	225,997	7.1	55.5	407,337	5.6
1988(63)	185,889	49,824	4,569	—	240,282	6.3	56.6	424,582	4.2
1989(平成元)	201,126	53,730	5,106	—	259,962	8.2	57.9	448,822	5.7
1990(2)	216,182	57,331	5,749	—	279,262	7.4	59.1	472,203	5.2
1991(3)	231,909	61,976	6,552	—	300,437	7.6	59.9	501,346	6.2
1992(4)	249,728	66,685	7,456	—	323,869	7.8	60.2	538,280	7.4
1993(5)	266,199	71,394	8,171	—	345,764	6.8	60.9	568,039	5.5
1994(6)	286,248	77,804	9,066	—	373,117	7.9	61.7	604,660	6.4
1995(7)	311,565	84,525	10,902	117	407,109	9.1	62.9	647,243	7.0
1996(8)	326,713	92,166	11,537	369	430,784	5.8	63.8	675,402	4.4
1997(9)	341,699	96,392	12,743	567	451,401	4.8	65.0	694,087	2.8
1998(10)	362,379	101,092	13,797	773	478,041	5.9	66.3	721,333	3.9
1999(11)	378,061	109,443	15,106	954	503,564	5.3	67.1	750,338	4.0
2000(12)	391,729	103,469	35,698	1,086	531,982	5.6	68.1	781,191	4.1
2001(13)	406,178	107,216	44,873	1,250	559,517	5.2	68.7	813,928	4.2
2002(14)	425,025	107,125	50,792	1,437	584,379	4.4	69.9	835,584	2.7
2003(15)	429,959	106,343	55,387	1,489	593,178	1.5	70.4	842,582	0.8
2004(16)	438,143	105,879	61,125	1,389	606,537	2.3	70.6	859,709	2.0
2005(17)	446,690	106,669	62,465	1,256	617,079	1.7	70.2	879,150	2.3

(注) 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなっており、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費(厚生労働省)」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増である。

第6表 児童・家族関係給付費の推移

年 度	総計									
	児童手当計					合計		出産 関係費	対前年度 伸び率	給付費に 占める割合
	児童手当	児童扶養 手当等	児童福祉 サービス	育児休業 給付						
億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	
1975(昭和50)	1,829	1,444	385	3,549	—	5,378	1,229	6,608	—	5.6
1976(51)	2,333	1,691	642	4,258	—	6,591	915	7,505	13.6	5.2
1977(52)	2,509	1,695	814	4,802	—	7,311	1,702	9,013	20.1	5.3
1978(53)	2,834	1,719	1,114	5,243	—	8,076	1,683	9,759	8.3	4.9
1979(54)	3,180	1,785	1,396	5,744	—	8,924	1,668	10,591	8.5	4.8
1980(55)	3,560	1,778	1,782	5,998	—	9,558	1,639	11,197	5.7	4.5
1981(56)	3,790	1,641	2,149	6,225	—	10,014	2,149	12,163	8.6	4.4
1982(57)	4,109	1,660	2,449	6,386	—	10,494	2,240	12,735	4.7	4.2
1983(58)	4,365	1,650	2,715	6,138	—	10,503	2,260	12,763	0.2	4.0
1984(59)	4,544	1,637	2,908	6,408	—	10,952	2,641	13,593	6.5	4.0
1985(60)	4,617	1,589	3,027	6,836	—	11,453	3,060	14,513	6.8	4.1
1986(61)	4,604	1,605	3,000	7,635	—	12,239	3,161	15,401	6.1	4.0
1987(62)	4,574	1,558	3,016	7,356	—	11,931	3,150	15,080	△ 2.1	3.7
1988(63)	4,500	1,488	3,012	7,555	—	12,055	3,105	15,160	0.5	3.6
1989(平成元)	4,465	1,454	3,011	8,046	—	12,511	2,990	15,501	2.3	3.5
1990(2)	4,449	1,391	3,059	8,532	—	12,981	3,005	15,986	3.1	3.4
1991(3)	4,439	1,381	3,058	9,327	—	13,766	3,104	16,870	5.5	3.4
1992(4)	5,267	2,173	3,094	9,691	—	14,958	3,692	18,650	10.6	3.5
1993(5)	5,072	1,942	3,130	10,424	6	15,502	3,775	19,277	3.4	3.4
1994(6)	4,928	1,710	3,218	10,768	5	15,701	4,224	19,925	3.4	3.3
1995(7)	5,112	1,612	3,500	11,177	327	16,616	4,497	21,113	6.0	3.3
1996(8)	5,201	1,536	3,666	13,312	507	19,021	4,594	23,615	11.8	3.5
1997(9)	5,304	1,497	3,807	12,809	559	18,672	4,586	23,259	△ 1.5	3.4
1998(10)	5,370	1,486	3,885	13,336	603	19,310	4,687	23,997	3.2	3.3
1999(11)	5,524	1,547	3,977	14,188	643	20,355	4,617	24,972	4.1	3.3
2000(12)	7,116	2,917	4,199	14,963	721	22,801	4,618	27,419	9.8	3.5
2001(13)	8,574	4,062	4,512	15,876	1,078	25,527	4,606	30,133	9.9	3.7
2002(14)	8,964	4,315	4,649	16,766	1,241	26,970	4,543	31,513	4.6	3.8
2003(15)	9,158	4,365	4,792	16,724	1,304	27,186	4,440	31,626	0.4	3.8
2004(16)	11,236	5,909	5,327	17,180	1,370	29,786	4,443	34,229	8.2	4.0
2005(17)	11,579	6,300	5,279	18,268	1,428	31,274	4,363	35,637	4.1	4.1

第7表 制度別社会保障給付費の推移

年 度		1996 (平成8)	1997 (平成9)	1998 (平成10)	1999 (平成11)	2000 (平成12)
給 付 費	総計	67,540,185	69,408,687	72,133,280	75,033,754	78,119,108
	医療保険	15,019,579	14,665,248	14,360,954	14,436,281	14,572,699
	老人保健	9,300,376	9,777,650	10,188,446	11,026,058	10,447,419
	介護保険	—	—	—	—	3,252,114
	年金保険	32,671,304	34,169,859	36,237,881	37,806,127	39,172,913
	雇用保険等	2,209,496	2,313,828	2,703,379	2,836,289	2,664,958
	業務災害補償	1,045,874	1,054,426	1,044,118	1,025,530	1,018,528
	家族手当	520,129	530,420	537,013	552,367	711,649
	生活保護	1,502,467	1,606,257	1,682,009	1,814,815	1,929,889
	社会福祉	2,832,488	2,915,792	3,082,738	3,312,714	2,186,116
	公衆衛生	587,477	552,680	537,943	539,865	554,917
	恩給	1,659,031	1,599,757	1,547,077	1,486,055	1,419,745
	戦争犠牲者援護	191,963	222,770	211,723	197,651	188,161
構 成 割 合	総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	医療保険	22.2	21.1	19.9	19.2	18.7
	老人保健	13.8	14.1	14.1	14.7	13.4
	介護保険	—	—	—	—	4.2
	年金保険	48.4	49.2	50.2	50.4	50.1
	雇用保険等	3.3	3.3	3.7	3.8	3.4
	業務災害補償	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3
	家族手当	0.8	0.8	0.7	0.7	0.9
	生活保護	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5
	社会福祉	4.2	4.2	4.3	4.4	2.8
	公衆衛生	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7
	恩給	2.5	2.3	2.1	2.0	1.8
	戦争犠牲者援護	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2

(注)

1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
2. 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
3. 雇用保険等は雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。
4. 老人保健制度においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなっており、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費（厚生労働省）」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増である。

(単位 百万円、割合%)

2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)
81,392,831	83,558,384	84,258,195	85,970,892	87,915,013
14,791,576	14,439,575	14,711,798	15,276,653	16,141,036
10,804,055	10,801,187	10,722,379	10,675,768	10,753,916
4,122,775	4,666,117	5,110,400	5,577,221	5,823,169
40,617,812	42,502,502	42,995,871	43,814,337	44,668,954
2,713,358	2,619,154	2,024,562	1,528,279	1,435,313
1,015,412	982,922	973,367	958,723	953,185
857,359	896,364	915,765	1,123,641	1,157,903
2,060,403	2,186,944	2,365,553	2,552,832	2,592,255
2,315,038	2,460,362	2,469,305	2,644,687	2,636,963
560,460	544,067	592,919	535,923	547,416
1,350,930	1,280,425	1,204,272	1,131,933	1,058,666
183,654	178,763	172,005	150,895	146,238
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18.2	17.3	17.5	17.8	18.4
13.3	12.9	12.7	12.4	12.2
5.1	5.6	6.1	6.5	6.6
49.9	50.9	51.0	51.0	50.8
3.3	3.1	2.4	1.8	1.6
1.2	1.2	1.2	1.1	1.1
1.1	1.1	1.1	1.3	1.3
2.5	2.6	2.8	3.0	2.9
2.8	2.9	2.9	3.1	3.0
0.7	0.7	0.7	0.6	0.6
1.7	1.5	1.4	1.3	1.2
0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

第8表 機能別社会保障給付費の推移（平成13～17年度）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
社会保障給付費	81,392,831	83,558,384	84,258,195
I 高齢	38,951,513	41,238,195	42,007,917
現金給付	34,531,218	36,246,586	36,569,425
退職年金	33,929,004	35,190,854	35,987,688
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	—	—	—
退職（老齢）給付金	552,734	995,544	518,800
その他の現金給付	49,479	60,187	62,937
現物給付	4,420,295	4,991,610	5,438,491
II 遺族	6,005,682	6,087,524	6,168,727
現金給付	6,004,893	6,086,813	6,168,104
遺族年金	5,884,224	5,966,577	6,048,610
一括給付金	11,164	10,299	10,378
遺族給付金	—	—	—
その他の現金給付	109,506	109,937	109,116
現物給付	789	711	623
埋葬費	—	—	—
その他	789	711	623
III 障害	1,905,031	1,939,144	1,949,298
現金給付	1,692,407	1,715,825	1,727,152
障害年金	1,645,885	1,669,335	1,680,606
軽度障害年金	—	—	—
早期退職年金	—	—	—
一括給付金	343	350	386
障害給付金	—	—	—
その他の現金給付	46,179	46,140	46,161
現物給付	212,623	223,319	222,146
IV 労働災害	1,034,006	1,001,203	991,249
被保険者に対する現金給付	494,118	481,670	473,042
短期現金給付	186,819	178,465	172,921
長期現金給付（年金）	237,411	235,370	233,322
その他の現金給付	69,888	67,834	66,798
遺族に対する現金給付	267,952	271,298	271,656
定期的給付	245,343	248,466	248,539
その他の現金給付	22,609	22,832	23,117
現物給付	271,936	248,235	246,551
医療の現物給付	269,986	246,046	244,280
その他の現物給付	1,950	2,189	2,271
V 保健医療	26,200,579	25,829,243	26,076,687
現金給付	928,655	912,661	896,714
疾病給付	251,035	240,733	235,582
出産給付	460,350	454,080	443,724
その他の現金給付	217,270	217,849	217,409
現物給付（保健）	25,271,925	24,916,582	25,179,973
VI 家族	2,555,908	2,700,178	2,721,735
現金給付	968,323	1,023,623	1,049,291
定期的現金給付	968,323	1,023,623	1,049,291
その他の現金給付	—	—	—
現物給付	1,587,585	1,676,555	1,672,444
VII 失業	2,652,439	2,547,179	1,947,088
現金給付	2,652,439	2,547,179	1,947,088
正規失業手当	2,255,704	2,152,741	1,631,601
特別失業手当	250,397	242,050	166,847
退職／余剰手当	—	—	—
その他の現金給付	146,339	152,388	148,640
現物給付	—	—	—
VIII 住宅	220,058	250,321	279,623
現金給付	220,058	250,321	279,623
家賃補助金	220,058	250,321	279,623
現物給付	—	—	—
家賃補助	—	—	—
家主補助金	—	—	—
その他の現物給付	—	—	—
IX 生活保護その他	1,867,616	1,965,398	2,115,873
現金給付	696,762	765,015	823,449
定期的現金給付	692,053	759,912	817,534
その他の現金給付	4,709	5,103	5,916
現物給付	1,170,855	1,200,383	1,292,424

(注) 第8表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類に従って算出したものである。

(単位 百万円)

平成16年度	平成17年度
85,970,892	87,915,013
43,192,160	43,959,653
37,188,028	37,825,636
36,724,189	37,614,277
—	—
—	—
402,665	150,926
61,174	60,434
6,004,132	6,134,016
6,252,736	6,368,386
6,252,220	6,367,958
6,147,198	6,261,849
11,431	12,228
—	—
93,591	93,882
517	427
—	—
517	427
1,973,151	1,999,479
1,749,186	1,772,131
1,702,198	1,725,255
—	—
—	—
381	355
—	—
46,607	46,521
223,965	227,348
976,269	970,440
461,604	455,091
166,465	163,501
230,525	227,556
64,614	64,034
269,540	272,464
247,211	248,508
22,330	23,956
245,125	242,884
242,737	240,272
2,388	2,612
26,538,335	27,506,743
904,681	914,097
243,371	257,934
444,084	436,038
217,227	220,124
25,633,654	26,592,646
2,981,717	3,130,575
1,263,761	1,303,815
1,263,761	1,303,815
—	—
1,717,956	1,826,760
1,444,236	1,344,429
1,444,236	1,344,429
1,212,014	1,093,731
149,852	182,914
—	—
82,370	67,784
—	—
313,019	330,472
313,019	330,472
313,019	330,472
—	—
—	—
—	—
—	—
2,299,270	2,304,838
879,120	880,915
869,296	872,926
9,825	7,988
1,420,150	1,423,923

第9表 平成17年度社会保障費用①

	収			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,285,505	3,286,543	—	934,885
(B) 組合管掌健康保険	2,874,935	3,510,295	—	10,585
2. 国民健康保険	4,101,638	—	—	3,840,544
退職者医療制度（再掲）	739,801	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	2,911,826
4. 介護保険	983,536	—	—	1,495,067
5. 厚生年金保険	10,029,216	10,029,216	—	4,581,838
6. 厚生年金基金等	504,449	1,129,123	—	474
7. 国民年金	1,948,002	—	—	1,795,096
8. 農業者年金基金等	164,812	—	—	153,180
9. 船員保険	19,534	44,387	—	4,280
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	23,314	—	2,189
11. 日本私立学校振興・共済事業団	244,933	239,556	—	54,091
12. 雇用保険	1,192,797	1,717,364	—	497,761
13. 労働者災害補償保険	—	1,051,844	—	1,281
家族手当				
14. 児童手当	—	192,290	—	317,430
公務員				
15. 国家公務員共済組合	764,639	1,233,700	—	159,795
16. 存続組合等	—	339,480	—	619
17. 地方公務員等共済組合	2,232,020	3,425,388	—	2,881
18. 旧令共済組合等	—	478	—	12,137
19. 国家公務員災害補償	—	12,689	—	—
20. 地方公務員等災害補償	0	26,669	—	—
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	6,216	—	—
22. 国家公務員恩給	913	37,852	—	134
23. 地方公務員恩給	—	53,849	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	—	—	—	483,115
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	—	—	—	1,973,780
26. 社会福祉	—	—	—	1,699,912
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	—	—	—	1,119,235
総 計	28,346,929	26,360,251	—	22,052,135

(注)

- 第9表については、各制度の年報等による平成17年度決算の数値を、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類に従って単純集計したものである。
- 「老人保健」は、医療、特定療養費の支出及び老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費の支出に関するもののみを計上しており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上している。
- 国民年金は、福祉年金及び基礎年金を含む。
- 厚生年金保険及び国民年金の資産収入は、「厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書（平成17年度）」中、年金積立金の運用実績（承継資産の損益を含む場合）を参照して計上している。
- 厚生年金基金等は、石炭鉱業年金基金を含む。
- 農業者年金基金等は、国民年金基金を含む。
- 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分（3階部分）の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
- 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
- 家族手当は、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

(単位 百万円)

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計	
—	14	23,693	7,530,640	2	7,530,642	1. (A)
—	62,707	387,651	6,846,172	—	6,846,172	1. (B)
1,750,384	—	467,186	10,159,752	2,102,808	12,262,561	2.
—	—	—	739,801	2,102,808	2,842,609	
1,454,179	—	—	4,366,005	6,056,981	10,422,986	3.
1,746,334	116	133,841	4,358,894	1,877,329	6,236,222	4.
—	9,189,311	9,731,259	43,560,840	2,432,347	45,993,186	5.
—	6,648,416	9,714	8,292,176	84,414	8,376,591	6.
—	653,428	2,017,819	6,414,345	12,970,983	19,385,328	7.
—	452,154	13,436	783,582	—	783,582	8.
—	1,652	1,526	71,379	—	71,379	9.
—	4,706	779,097	809,305	—	809,305	10.
7,646	133,107	1,122	680,456	17,774	698,230	11.
—	2,907	12,360	3,423,188	—	3,423,188	12.
—	105,617	238,139	1,396,881	—	1,396,881	13.
200,880	—	2,478	713,078	—	713,078	14.
—	210,022	45,001	2,413,157	281,260	2,694,417	15.
—	21,616	340	362,055	—	362,055	16.
388,947	1,359,198	16,825	7,425,259	376,293	7,801,552	17.
—	79	—	12,694	—	12,694	18.
—	—	—	12,689	—	12,689	19.
—	1,437	2,031	30,136	—	30,136	20.
—	—	—	6,216	—	6,216	21.
—	—	—	38,899	—	38,899	22.
—	—	—	53,849	—	53,849	23.
237,601	—	—	720,716	—	720,716	24.
657,190	—	—	2,630,970	—	2,630,970	25.
1,589,512	—	—	3,289,425	—	3,289,425	26.
—	—	—	1,119,235	—	1,119,235	27.
8,032,674	18,846,485	13,883,518	117,521,994	26,200,191	143,722,185	

10. 平成9年4月より「旧公共企業体職員共済組合」は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金に統合されたが、一部年金給付については、「16. 存続組合等」に引き継がれている。

11. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。

12. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。

備考 社会保障費用の項目説明

1. 収入項目

(1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。

(2) 他制度からの移転：政府管掌健康保険が組合管掌健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかる療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金。国民年金が年金保険制度から受け取る基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金、介護保険が各健康保険の拠出によって支払基金より移転される交付金等。

(3) その他の収入：受取延滞金、損害賠償金、手数料、繰入金、繰越金、雑収入等。

第9表 平成17年度社会保障費用②

	支 給			
	疾 病 ・ 出 産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の現物
社会保険				
1. 健康保険				
(A) 政府管掌健康保険	3,688,678	307,275	—	—
(B) 組合管掌健康保険	2,841,356	252,431	—	—
2. 国民健康保険	7,772,203	95,560	—	—
退職者医療制度（再掲）	2,406,050	—	—	—
3. 老人保健	10,666,876	—	—	—
4. 介護保険	—	—	—	—
5. 厚生年金保険	—	—	—	—
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—
7. 国民年金	—	—	—	—
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—
9. 船員保険	16,001	2,110	4,509	—
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
11. 日本私立学校振興・共済事業団	92,249	8,228	—	—
12. 雇用保険	—	89,495	—	—
13. 労働者災害補償保険	—	—	224,932	2,575
家族手当				
14. 児童手当	—	—	—	—
公務員				
15. 国家公務員共済組合	220,211	20,543	—	—
16. 存続組合等	—	—	—	—
17. 地方公務員等共済組合	643,916	83,286	—	—
18. 旧令共済組合等	48	1,679	—	—
19. 国家公務員災害補償	—	—	3,613	14
20. 地方公務員等災害補償	—	—	7,173	23
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	44	—
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
24. 公衆衛生	465,921	107,508	—	—
公的扶助及び社会福祉				
25. 生活保護	1,332,360	217	—	—
26. 社会福祉	128,208	—	—	—
戦争犠牲者				
27. 戦争犠牲者	1,076	—	—	—
総 計	27,869,103	968,333	240,272	2,612

2. 支出項目

- (1) 管理費：業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等。
- (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- (3) その他の支出：支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、當舖費、組合債費、保険料等還付金等。
- (4) 他制度への移転：医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金。年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、各健康保険から拠出される介護納付金等。

(単位 百万円)

出		付			
災 害		年 金	失業・雇用対策	家族手当	
現 金	年金以外の現金				
年 金	年金以外の現金				
—	—	—	—	—	1. (A)
—	—	—	—	—	1. (B)
—	—	—	—	—	2.
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	3.
—	—	—	—	—	4.
—	—	21,986,253	—	—	5.
—	—	1,515,479	—	—	6.
—	—	14,609,743	—	—	7.
—	—	193,489	—	—	8.
5,824	2,058	—	2,621	—	9.
—	—	46,267	—	—	10.
—	—	230,953	—	—	11.
—	—	—	1,341,808	—	12.
477,583	191,087	—	—	—	13.
—	—	—	—	629,962	14.
4,023	—	1,665,257	—	—	15.
4,563	—	40,203	—	—	16.
6,611	—	4,361,791	—	—	17.
—	—	4,323	—	—	18.
6,542	2,519	—	—	—	19.
16,669	3,904	—	—	—	20.
6,128	44	—	—	—	21.
—	—	38,765	—	—	22.
—	—	53,849	—	—	23.
—	—	1,828	—	—	24.
—	—	—	—	—	25.
—	—	—	—	527,941	26.
—	—	1,016,903	—	—	27.
527,944	199,612	45,765,102	1,344,429	1,157,903	

第9表 平成17年度社会保障費用③

	支						管理費
	給			付		計	
	介護対策		その他				
	現物	現金	医療以外の現物	現金			
社会保険							
1. 健康保険							
(A) 政府管掌健康保険	—	—	—	20,641	4,016,594	63,038	
(B) 組管掌健康保険	—	—	—	14,188	3,107,975	123,072	
2. 国民健康保険	—	—	—	38,698	7,906,461	222,592	
退職者医療制度(再掲)	—	—	—	—	2,406,050	—	
3. 老人保健	—	—	—	—	10,666,876	—	
4. 介護保険	5,763,761	59,408	—	—	5,823,169	210,507	
5. 厚生年金保険	—	—	—	—	21,986,253	75,256	
6. 厚生年金基金等	—	—	—	—	1,515,479	133,390	
7. 国民年金	—	—	—	—	14,609,743	128,197	
8. 農業者年金基金等	—	—	—	—	193,489	10,840	
9. 船員保険	—	2	—	578	33,702	1,640	
10. 農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—	46,267	2,238	
11. 日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	1,992	333,423	4,060	
12. 雇用保険	—	1,389	—	—	1,432,693	114,685	
13. 労働者災害補償保険	—	—	—	—	896,177	46,869	
家族手当							
14. 児童手当	—	—	62,860	—	692,821	2,043	
公務員							
15. 国家公務員共済組合	—	65	—	4,556	1,914,655	6,600	
16. 存続組合等	—	—	—	—	44,766	1,254	
17. 地方公務員等共済組合	—	913	—	11,570	5,108,087	35,105	
18. 旧令共済組合等	—	—	—	—	6,050	242	
19. 国家公務員災害補償	—	—	—	—	12,689	—	
20. 地方公務員等災害補償	—	—	—	—	27,770	1,774	
21. 旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—	6,216	—	
22. 国家公務員恩給	—	—	—	—	38,765	134	
23. 地方公務員恩給	—	—	—	—	53,849	—	
公衆保健サービス							
24. 公衆衛生	3,297	—	55,903	1	634,457	2,014	
公的扶助及び社会福祉							
25. 生活保護	50,675	—	—	1,209,003	2,592,255	38,715	
26. 社会福祉	—	—	2,399,096	46,799	3,102,044	17,555	
戦争犠牲者							
27. 戦争犠牲者	—	—	427	93,882	1,112,289	6,946	
総計	5,817,732	61,778	2,518,286	1,441,909	87,915,013	1,248,764	

(単位 百万円)

出					収支差	
運用損失	その他	小計	他制度への移転	支出合計		
—	153,580	4,233,213	3,180,501	7,413,714	116,928	1. (A)
—	520,257	3,751,304	2,509,532	6,260,836	585,336	1. (B)
—	542,838	8,671,891	3,389,787	12,061,678	200,883	2.
—	—	2,406,050	—	2,406,050	436,559	
—	46,527	10,713,403	—	10,713,403	△ 290,417	3.
—	147,270	6,180,946	176	6,181,122	55,101	4.
—	4,203,149	26,264,658	11,376,288	37,640,945	8,352,241	5.
1,763	33,637	1,684,269	—	1,684,269	6,692,322	6.
—	311,349	15,049,288	2,500,931	17,550,219	1,835,108	7.
—	8,938	213,267	—	213,267	570,315	8.
—	1,952	37,294	26,388	63,681	7,697	9.
—	760,800	809,305	—	809,305	0	10.
—	1,178	338,661	246,581	585,241	112,989	11.
—	351,302	1,898,680	—	1,898,680	1,524,509	12.
—	167,979	1,111,025	—	1,111,025	285,856	13.
—	6,173	701,038	—	701,038	12,041	14.
—	2,154	1,923,409	645,702	2,569,111	125,306	15.
—	12	46,032	433,745	479,777	△ 117,722	16.
—	1,315	5,144,507	1,857,264	7,001,771	799,781	17.
—	6,347	12,639	—	12,639	55	18.
—	—	12,689	—	12,689	0	19.
—	514	30,058	—	30,058	78	20.
—	—	6,216	—	6,216	0	21.
—	—	38,899	—	38,899	0	22.
—	—	53,849	—	53,849	0	23.
—	84,245	720,716	—	720,716	0	24.
—	—	2,630,970	—	2,630,970	0	25.
—	169,825	3,289,425	—	3,289,425	0	26.
—	—	1,119,235	—	1,119,235	0	27.
1,763	7,521,344	96,686,884	26,166,894	122,853,778	20,868,407	

第10表 社会保障財源の項目別推移

年 度	被保険者拠出		事業主拠出		公費負担		国庫負担	割合
		割合		割合		割合		
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6
1954(29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0
1957(32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3
1960(35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5
1961(36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4
1962(37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5
1963(38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4
1964(39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1
1965(40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3
1966(41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0
1967(42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7
1968(43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6
1969(44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4
1970(45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4
1971(46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1
1972(47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,096	29.7	20,041	25.7
1973(48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2
1974(49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6
1975(50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0
1976(51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1
1977(52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9
1978(53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7
1979(54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9
1980(55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2
1981(56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3
1982(57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9
1983(58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,644	29.9	111,057	26.5
1984(59)	118,918	26.7	132,208	29.7	131,142	29.4	115,417	25.9
1985(60)	131,583	27.1	144,363	29.7	138,059	28.4	117,880	24.3
1986(61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,984	27.9	119,920	23.4
1987(62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,322	27.2	121,474	22.8
1988(63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,899	28.4	137,404	24.0
1989(平成元)	163,037	27.0	188,134	31.2	153,186	25.4	127,420	21.1
1990(2)	184,985	27.9	210,206	31.7	161,974	24.4	134,559	20.3
1991(3)	200,343	28.3	224,342	31.7	170,286	24.1	141,106	19.9
1992(4)	208,474	28.2	234,789	31.8	180,766	24.5	147,363	19.9
1993(5)	216,892	28.2	242,599	31.6	188,316	24.5	153,403	20.0
1994(6)	225,468	28.3	249,454	31.3	194,766	24.5	156,934	19.7
1995(7)	244,146	28.7	268,075	31.5	207,901	24.4	165,683	19.5
1996(8)	252,511	29.0	274,649	31.5	213,323	24.5	168,348	19.3
1997(9)	262,394	29.1	285,840	31.7	217,552	24.1	171,127	19.0
1998(10)	263,358	29.5	286,449	32.1	219,898	24.6	171,697	19.2
1999(11)	261,087	26.9	284,271	29.3	246,626	25.4	195,064	20.1
2000(12)	266,589	29.6	283,106	31.4	252,184	28.0	197,066	21.9
2001(13)	274,720	30.4	286,537	31.7	266,922	29.5	207,075	22.9
2002(14)	274,731	31.1	284,054	32.2	267,141	30.3	205,520	23.3
2003(15)	273,797	26.1	272,505	26.0	277,854	26.5	211,416	20.2
2004(16)	275,285	27.9	262,256	26.6	289,691	29.3	217,012	22.0
2005(17)	283,469	24.1	263,603	22.4	300,848	25.6	220,521	18.8

(注)

1. 第10表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。但し、「社会保障特別税」はわが国では存在しないため表示していない。

(単位 億円、割合%)

他の公費	割合	資産収入		その他		合計
			割合		割合	
260	12.9	22	1.1	117	5.8	2,023
470	10.6	96	2.2	124	2.8	4,417
346	5.9	148	2.5	245	4.2	5,839
391	4.2	458	4.9	224	2.4	9,260
423	3.7	621	5.4	319	2.8	11,545
502	3.7	787	5.8	448	3.3	13,616
624	3.8	965	5.9	549	3.4	16,353
845	4.4	1,203	6.3	567	3.0	19,137
994	4.1	1,516	6.3	921	3.8	23,996
1,145	4.0	1,938	6.7	1,536	5.3	28,850
1,280	3.8	2,459	7.3	2,030	6.0	33,820
1,457	3.6	3,087	7.7	2,349	5.9	39,933
1,624	3.6	3,925	8.7	536	1.2	45,247
1,995	3.6	4,796	8.8	864	1.6	54,681
2,196	3.4	6,158	9.5	957	1.5	64,978
3,055	3.9	7,535	9.7	1,226	1.6	77,877
4,232	4.3	9,137	9.3	1,095	1.1	98,202
5,701	4.2	11,737	8.7	1,678	1.2	134,988
6,903	4.1	14,641	8.7	2,249	1.3	167,375
7,972	4.0	17,391	8.7	4,094	2.0	200,483
9,086	3.9	20,894	8.9	3,515	1.5	234,987
10,344	3.8	23,815	8.8	5,114	1.9	269,571
11,595	3.9	27,284	9.1	5,502	1.8	298,251
12,473	3.7	32,682	9.7	5,929	1.8	335,258
13,250	3.5	38,830	10.4	6,098	1.6	374,123
13,635	3.4	44,366	11.1	5,841	1.5	400,793
14,587	3.5	49,943	11.9	6,654	1.6	419,642
15,725	3.5	55,581	12.5	7,535	1.7	445,384
20,179	4.2	62,020	12.8	9,748	2.0	485,773
23,064	4.5	68,872	13.4	8,793	1.7	512,442
23,848	4.5	71,981	13.5	11,713	2.2	533,637
25,495	4.4	74,309	13.0	13,025	2.3	573,062
25,766	4.3	77,015	12.8	21,796	3.6	603,167
27,416	4.1	83,580	12.6	22,932	3.5	663,678
29,180	4.1	89,374	12.6	23,395	3.3	707,739
33,403	4.5	90,810	12.3	24,368	3.3	739,207
34,913	4.5	95,171	12.4	25,428	3.3	768,405
37,831	4.8	93,630	11.8	32,389	4.1	795,707
42,219	5.0	98,118	11.5	33,028	3.9	851,268
44,975	5.2	96,594	11.1	34,146	3.9	871,223
46,425	5.2	104,424	11.6	31,169	3.5	901,380
48,201	5.4	89,989	10.1	32,928	3.7	892,622
51,562	5.3	144,381	14.9	34,669	3.6	971,035
55,118	6.1	64,976	7.2	34,731	3.8	901,585
59,847	6.6	43,464	4.8	32,283	3.6	903,926
61,620	7.0	16,124	1.8	40,170	4.6	882,219
66,439	6.3	152,229	14.5	71,107	6.8	1,047,492
72,679	7.4	70,005	7.1	90,145	9.1	987,382
80,327	6.8	188,465	16.0	138,835	11.8	1,175,220

2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は含まない。

第1部 社会保障の動向

第11表 社会保障財源の項目別推移（平成13～17年度）

(単位 百万円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
合計	90,392,584	88,221,872	104,749,205	98,738,173	117,521,994
I 社会保険料	56,125,696	55,878,434	54,630,178	53,754,121	54,707,181
事業主拠出	28,653,657	28,405,372	27,250,489	26,225,584	26,360,251
民間事業主拠出	23,511,410	23,334,507	22,275,300	21,323,333	21,515,951
公的事業主拠出	5,142,247	5,070,865	4,975,189	4,902,251	4,844,301
被保険者拠出	27,472,038	27,473,062	27,379,688	27,528,537	28,346,929
被用者拠出	20,933,815	20,707,898	20,389,369	20,456,230	21,148,942
自営業者及び年金受給者拠出	6,538,224	6,765,163	6,990,319	7,072,308	7,197,987
II 税	26,692,161	26,714,085	27,785,418	28,969,119	30,084,810
普通税	26,692,161	26,714,085	27,785,418	28,969,119	30,084,810
国	20,707,501	20,552,036	21,141,553	21,701,236	22,052,135
地方	5,984,660	6,162,049	6,643,865	7,267,883	8,032,674
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	7,574,727	5,629,353	22,333,609	16,014,933	32,730,004
資産収入	4,346,421	1,612,356	15,222,875	7,000,469	18,846,485
その他	3,228,306	4,016,997	7,110,734	9,014,464	13,883,518
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

対前年度比

(単位 %)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
合計	0.26	△ 2.40	18.73	△ 5.74	19.02
I 社会保険料	2.10	△ 0.44	△ 2.23	△ 1.60	1.77
事業主拠出	1.21	△ 0.87	△ 4.07	△ 3.76	0.51
民間事業主拠出	1.54	△ 0.75	△ 4.54	△ 4.27	0.90
公的事業主拠出	△ 0.28	△ 1.39	△ 1.89	△ 1.47	△ 1.18
被保険者拠出	3.05	0.00	△ 0.34	0.54	2.97
被用者拠出	1.77	△ 1.08	△ 1.54	0.33	3.39
自営業者及び年金受給者拠出	7.39	3.47	3.33	1.17	1.78
II 税	5.84	0.08	4.01	4.26	3.85
普通税	5.84	0.08	4.01	4.26	3.85
国	5.08	△ 0.75	2.87	2.65	1.62
地方	8.58	2.96	7.82	9.39	10.52
目的税	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—
地方	—	—	—	—	—
III 他の収入	△ 24.03	△ 25.68	296.73	△ 28.29	104.37
資産収入	△ 33.11	△ 62.90	844.14	△ 54.01	169.22
その他	△ 7.05	24.43	77.02	26.77	54.01
IV 積立金からの受入	—	—	—	—	—

(注) 第11表は、ILO事務局「第19次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く）に従って算出したものである。

参考：機能別社会保障給付費の項目説明

社会保障給付費	ILO定義	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供される全ての給付が対象	厚生年金：老齢年金 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 各種共済組合：退職共済年金 各種恩給 介護保険の給付および社会福祉の老人福祉サービス等 (注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金および一時金 各種共済組合：遺族年金および一時金 戦争犠牲者：遺族等年金等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	厚生年金：障害年金および一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金および一時金 公衆衛生：予防接種事故救済給付 社会福祉：特別児童扶養手当等給付金、身体障害者保護費等
労働災害	保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象	労働者災害補償保険、船員保険、公務員の災害補償保険
保健医療	病気、障害、出産による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 (傷病で休職中の所得保障を含む)	健康保険制度（組合管掌健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険）の療養給付・出産給付、傷病手当金等 各種共済組合：短期（医療）給付・出産給付、休業給付 公衆衛生：予防接種事故救済給付・現金給付等 (注) 労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」に含む (注) 生活保護の医療扶助は「生活保護その他」に含む
家族	子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象	雇用保険等の育児休業給付、介護休業給付 児童手当 公衆衛生：家族介護手当、介護加算 社会福祉：児童扶養手当、児童福祉サービス（児童保護費、児童健全育成事業等）
失業	失業した保護対象者に提供される給付が対象	雇用保険、船員保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定事業 (注) 雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」に含む (注) 雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む
住宅	住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）	生活保護制度：住宅扶助費
生活保護その他	定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金及び現物給付が対象	生活保護：諸扶助費 各種共済組合：災害見舞金等 (注) ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」に含む

(注) ILO 定義とは「第19次社会保障費用調査」の基準である。

【付 録】

OECD 基準の社会支出の国際比較

我が国の社会保障給付費は、従来からILO基準でとりまとめられており、過去からの推移をみる上では重要な指標であるが、同基準の諸外国のデータが1996年以降更新されず、今後も更新される見込みがない。

一方、やや範囲が異なるがOECD基準の社会支出は比較的新しい年次まで諸外国のデータが公表されており、本報告書においても、OECDの推計結果を掲載しているところである。

OECD基準の社会支出は、ILO基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

OECD 基準による我が国の社会支出

OECD基準による我が国の社会支出は、2003年度で91.9兆円である。政策分野別にみると、高齢が最も多く42.9兆円(46.7%)、次いで保健30.4兆円(33.1%)、遺族6.3兆円(6.8%)の順になっている。

社会支出の対前年度伸び率は1.0%、対国内総生産比は18.6%となっている。

参考表1 日本の社会支出の推移

(単位 億円)

	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	対前年度 伸び率(%)
高齢	305,240 (40.5)	324,115 (41.3)	334,781 (41.5)	373,474 (44.1)	396,779 (44.9)	419,951 (46.2)	429,044 (46.7)	2.2
遺族	54,971 (7.3)	56,708 (7.2)	58,423 (7.2)	59,814 (7.1)	61,129 (6.9)	61,947 (6.8)	62,780 (6.8)	1.3
障害、業務 災害、傷病	33,116 (4.4)	33,253 (4.2)	31,689 (3.9)	33,050 (3.9)	39,020 (4.4)	39,310 (4.3)	39,202 (4.3)	△ 0.3
保健	293,264 (38.9)	296,885 (37.9)	304,066 (37.7)	297,657 (35.1)	305,676 (34.6)	299,071 (32.9)	303,932 (33.1)	1.6
家族	23,618 (3.1)	28,751 (3.7)	29,766 (3.7)	32,588 (3.8)	35,272 (4.0)	36,663 (4.0)	36,849 (4.0)	0.5
積極的 労働政策	15,639 (2.1)	13,027 (1.7)	14,732 (1.8)	14,653 (1.7)	14,416 (1.6)	14,400 (1.6)	14,888 (1.6)	3.4
失業	21,364 (2.8)	24,127 (3.1)	26,005 (3.2)	28,272 (3.3)	23,221 (2.6)	28,926 (3.2)	22,201 (2.4)	△ 23.2
住宅	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—
生活保護 その他	6,734 (0.9)	7,072 (0.9)	7,575 (0.9)	8,004 (0.9)	8,394 (0.9)	9,107 (1.0)	9,703 (1.1)	6.5
合計	753,945 (100.0)	784,118 (100.0)	807,037 (100.0)	847,512 (100.0)	883,906 (100.0)	909,375 (100.0)	918,598 (100.0)	1.0
国民所得比	19.7%	21.3%	22.2%	22.8%	24.5%	25.6%	25.7%	0.09
国内総生産比	14.8%	15.6%	16.2%	17.0%	17.9%	18.5%	18.6%	0.11

(注)

1. () 内は構成割合である。

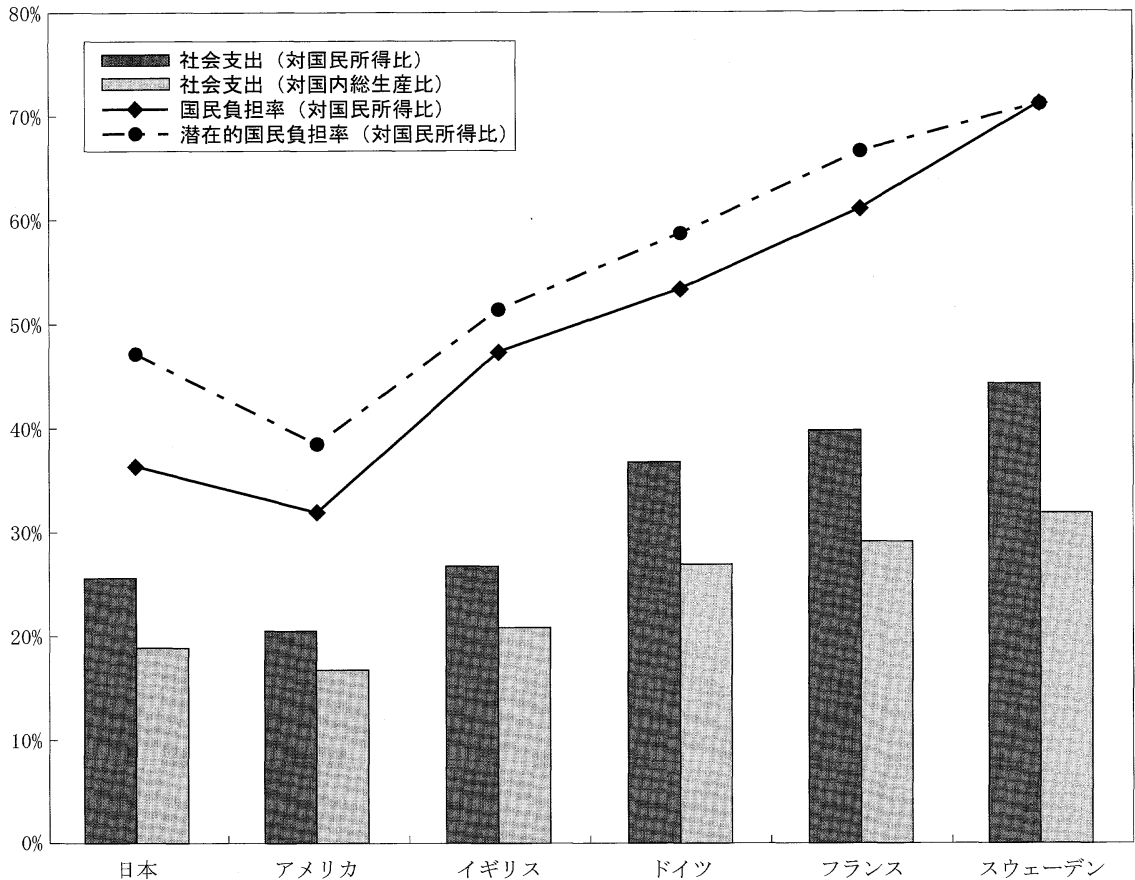
2. 国民所得比と国内総生産比の対前年度伸び率欄は、対前年度増加分(単位 %ポイント)である。

(資料) OECD Social Expenditure Database 2007ed. による。

OECD 基準の社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比で見ると、我が国は、アメリカよりは大きいヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。同時に(潜在的)国民負担率についても、同様の傾向が見られる。(参考図1)

参考図1 社会支出と(潜在的)国民負担率の国際比較(2003年)



参考表2 社会支出と(潜在的)国民負担率の国際比較(2003年)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会支出 (対国民所得比)	25.65%	20.55%	27.40%	39.17%	39.39%	44.14%
社会支出 (対国内総生産比)	18.60%	16.60%	21.38%	28.43%	28.90%	31.86%
国民負担率 (対国民所得比)	36.2%	31.8%	47.1%	53.3%	60.9%	71.0%
潜在的国民負担率(対国民所得比)	46.9%	38.3%	51.2%	58.4%	66.5%	71.1%

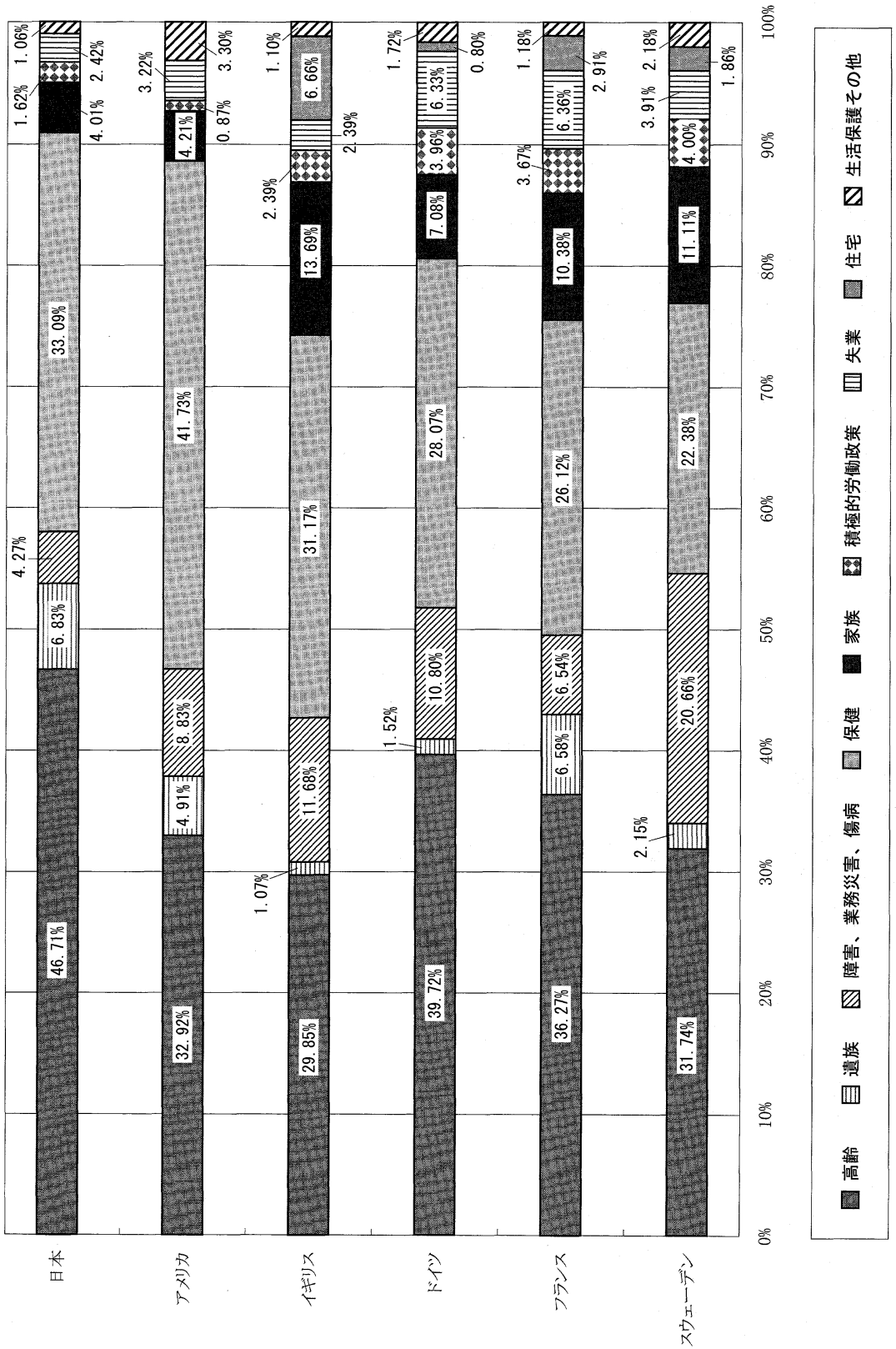
(注) (潜在的) 国民負担率には社会保障以外の負担も含む。

(資料) 諸外国は、OECD Social Expenditure Database 2007ed. による。

(SOCX, www.oecd.org/els/social/expenditure)

日本の国民所得及び国内総生産については、内閣府経済社会総合研究所「平成19年版国民経済計算年報」による(以下同じ)。(潜在的)国民負担率は、財務省調べ。

参考図2 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 (2003年)



参考表 3-1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較 (2003年)

	高齢	遺族	障害、 業務災害、 傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日本	11.98%	1.75%	1.09%	8.49%	1.03%	0.42%	0.62%	—	0.27%	25.65%
アメリカ	6.77%	1.01%	1.82%	8.58%	0.87%	0.18%	0.66%	—	0.68%	20.55%
イギリス	8.18%	0.29%	3.20%	8.54%	3.75%	0.65%	0.66%	1.82%	0.30%	27.40%
ドイツ	15.56%	0.60%	4.23%	11.00%	2.77%	1.55%	2.48%	0.31%	0.67%	39.17%
フランス	14.29%	2.59%	2.58%	10.29%	4.69%	1.45%	2.51%	1.15%	0.47%	39.39%
スウェーデン	14.01%	0.95%	9.12%	9.88%	4.91%	1.77%	1.72%	0.82%	0.96%	44.14%

参考表 3-2 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較 (2003年)

	高齢	遺族	障害、 業務災害、 傷病	保健	家族	積極的 労働政策	失業	住宅	生活保護 その他	合計
日本	8.69%	1.27%	0.79%	6.16%	0.75%	0.30%	0.45%	—	0.20%	18.60%
アメリカ	5.47%	0.82%	1.47%	6.93%	0.70%	0.14%	0.54%	—	0.55%	16.60%
イギリス	6.38%	0.23%	2.50%	6.66%	2.93%	0.51%	0.51%	1.42%	0.24%	21.38%
ドイツ	11.29%	0.43%	3.07%	7.98%	2.01%	1.13%	1.80%	0.23%	0.49%	28.43%
フランス	10.48%	1.90%	1.89%	7.55%	3.00%	1.06%	1.84%	0.84%	0.34%	28.90%
スウェーデン	10.11%	0.69%	6.58%	7.13%	3.54%	1.27%	1.24%	0.59%	0.70%	31.86%

(注) OECD Social Expenditure Database では、支出だけを集計しており、財源についての集計は行っていない。

参考表4 政策分野別社会支出の項目説明

	OECD 定義 (注1)	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上	厚生年金：老齢年金、脱退手当金等 国民年金：老齢年金、老齢福祉年金、外国人脱退一時金等 厚生年金基金、農業者年金基金等：老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等諸費、支援サービス等諸費 社会福祉：老人福祉費、在宅福祉事業費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種恩給
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上	厚生年金：遺族年金 国民年金：遺族年金、死亡一時金等 船員保険：遺族年金、葬祭料 各種共済組合：遺族年金、死亡一時金等、埋葬料等 戦争犠牲者：遺族等年金等 政管健保、組合健保：埋葬料等 国保：葬祭諸費 船員保険：葬祭料等 (注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「業務災害補償」に含む
障害、業務災害、傷病	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などをここに計上	厚生年金：障害年金、一時金 国民年金：障害年金 各種共済組合：障害年金、傷害一時金、傷病手当金、休業手当金 社会福祉：特別障害者手当等給付費負担金、身体障害者保護費、社会福祉諸費 国家公務員災害補償：休業補償、介護補償 地方公務員等災害補償：休業補償、介護補償 旧公共企業体職員業務災害：休業補償 労働者災害補償保険：休業補償、傷害一時金、施設整備費等 船員保険：業務災害関連給付、傷病手当金 政管健保、組合健保：傷病手当金等 公衆衛生：保健衛生諸費（ハンセン病療養所費補助金、エイズ予防対策事業委託費等）
保健	医療の現物給付をここに計上。OECD Health data file の公的医療支出の数値をここに援用（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）	OECD, Health Data 2007 の公的支出総額より、(財)医療経済研究機構推計による介護保険医療系サービス費（「高齢」に計上）と補装具費（「障害、業務災害、傷病」に計上）を控除。
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び家族を支援するために給付される現物給付（サービス）に当たる支出を計上 就学前教育費（2007ed より追加）	児童手当：給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費 政管健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 就学前教育費（OECD 図表で見る教育より就学前教育費のうち公費）
積極的労働政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む	雇用保険3事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）に係る支出及び一般会計より支出される公共雇用サービス（職業案内）等に係る支出
失業	失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働政策」に含まれる	雇用保険特別会計と船員保険から支出される失業等給付費 ただし育児休業給付と介護休業給付は「家族」に含まれる また教育訓練給付は積極的労働政策に含まれる
住宅	公的住宅や対個人の住宅費用を減らすために給付を計上	住宅支出を代表する統計数値が未整備なため不計上 (住宅扶助については、生活保護その他に計上)
生活保護その他 (注2)	上記に含まれないが社会的給付が行われている場合を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付	生活保護：生活扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助 社会福祉：災害救助関係給付、婦人保護費 公衆衛生：原爆被害者の給付

(注)

- OECD 定義とは OECD Social Expenditure database 2007ed. の基準である。
- OECD の英語表示で最後の政策分野は「他の政策分野」となっているが、邦訳では最も代表的な制度として生活保護を代表させた。

第4節 日本の将来推計人口 (平成18年12月推計)

—平成18(2006)年～平成67(2055)年—
附:参考推計 平成68(2056)年～平成117(2105)年

《結果および仮定の要約》

1. 平成18年12月推計

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。推計結果ならびに方法の概要は以下の通りである。

2. 推計結果（死亡中位推計）

出生率仮定 [長期の合計特殊 出生率]		中位仮定 [1.26]	高位仮定 [1.55]	低位仮定 [1.06]	平成14年1月推計 中位仮定 [1.39]
死亡率仮定 [長期の平均寿命]		死亡中位仮定 [男=83.67年] [女=90.34年]			男=80.95年 女=89.22年
総人口	平成17年(2005)	12,777万人	12,777万人	12,777万人	12,771万人
	↓				↓
	平成42年(2030)	11,522万人	11,835万人	11,258万人	11,758万人
	↓				↓
平成62年(2050)	9,515万人	10,195万人	8,997万人	10,059万人	
平成67年(2055)	8,993万人	9,777万人	8,411万人		
年少(0～14歳)人口	平成17年(2005)	1,759万人 13.8%	1,759万人 13.8%	1,759万人 13.8%	1,773万人 13.9%
	↓				↓
	平成42年(2030)	1,115万人 9.7%	1,348万人 11.4%	942万人 8.4%	1,323万人 11.3%
	↓				↓
平成62年(2050)	821万人 8.6%	1,109万人 10.9%	622万人 6.9%	1,084万人 10.8%	
平成67年(2055)	752万人 8.4%	1,058万人 10.8%	551万人 6.6%		
生産年齢(15～64歳)人口	平成17年(2005)	8,442万人 66.1%	8,442万人 66.1%	8,442万人 66.1%	8,459万人 66.2%
	↓				↓
	平成42年(2030)	6,740万人 58.5%	6,820万人 57.6%	6,649万人 59.1%	6,958万人 59.2%
	↓				↓
平成62年(2050)	4,930万人 51.8%	5,321万人 52.2%	4,610万人 51.2%	5,389万人 53.6%	
平成67年(2055)	4,595万人 51.1%	5,073万人 51.9%	4,213万人 50.1%		

老年 (65歳以上) 人口	平成17年(2005)	2,576万人 20.2%	2,576万人 20.2%	2,576万人 20.2%	2,539万人 19.9%
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成42年(2030)	3,667万人 31.8%	3,667万人 31.0%	3,667万人 32.6%	3,477万人 29.6%
	↓	↓	↓	↓	↓
平成62年(2050)	3,764万人 39.6%	3,764万人 36.9%	3,764万人 41.8%	3,586万人 35.7%	
平成67年(2055)	3,646万人 40.5%	3,646万人 37.3%	3,646万人 43.4%		

3. 推計方法

人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について仮定を設け、コーホート要因法により将来の人口を推計した。仮定は、各要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって設定した。

(1) 出生仮定の要約

1990年生まれ女性コーホート(参照コーホート)の結婚および出生指標に仮定を設け、年長のコーホートの実績値または統計的推定値から参照コーホートの仮定値を経て、2005年生まれコーホートまで徐々に変化し、以後は一定となるものと仮定した。

仮定の種類	出生仮定指標	前提			合計特殊出生率			平成14年 1月推計
		現在の実績値 1955年生まれの世代		仮定 1990年生まれの世代 (参照コーホート)	平成17年 (2005) 実績	平成42年 (2030)	平成67年 (2055)	平成62年 (2050)
中位の仮定	(1) 平均初婚年齢	24.9歳	→ 上昇	28.2歳				
	(2) 生涯未婚率	5.8%	→ 上昇	23.5%	1.26	1.24	1.26	1.39
	(3) 夫婦完結出生児数	2.16人	→ 減少	1.70人				
	(4) 離死別再婚効果	0.952	→ 減少	0.925				
高位の仮定	(1) 平均初婚年齢		→ 上昇	27.8歳				
	(2) 生涯未婚率	同上	→ 上昇	17.9%	1.26	1.53	1.55	1.63
	(3) 夫婦完結出生児数		→ 減少	1.91人				
	(4) 離死別再婚効果		→ 減少	0.938				
低位の仮定	(1) 平均初婚年齢		→ 上昇	28.7歳				
	(2) 生涯未婚率	同上	→ 上昇	27.0%	1.26	1.04	1.06	1.10
	(3) 夫婦完結出生児数		→ 減少	1.52人				
	(4) 離死別再婚効果		→ 減少	0.918				

注：本推計での生涯未婚率は人口動態統計による日本人女性コーホート50歳時累積初婚率より算出している。参照コーホートの生涯未婚率の仮定値は、前回推計と同定義とした場合、中位20.4%、高位14.6%、低位24.1%となる。

出生性比：2001～05年の出生性比（105.4）を一定とした。

(2) 死亡仮定の要約

1970～2005年の死亡実績に基づき、「死亡中位」（男性83.67年、女性90.34年）の仮定を設定するとともに、パラメータの信頼区間に従い「死亡高位」（男性82.41年、女性89.17年）、「死亡低位」（男性84.93年、女性91.51年）の仮定を設定した（括弧内は平成67(2055)年の平均寿命）。

	実績 平成17(2005)年	死亡中位仮定 平成67(2055)年	平成14年1月推計 平成62(2050)年
男性	78.53年	83.67年	80.95年
女性	85.49年	90.34年	89.22年

(3) 国際人口移動仮定の要約

日本人については1995年10月1日～2005年9月30日（同時多発テロおよび新型肺炎の影響年を除く）の男女年齢各歳別入国超過率の平均値を一定とした。外国人については、入国超過数を仮定し、2006年の男性25千人、女性26千人から2025年に男性33千人、女性42千人となり、その後一定と仮定した。

日本の将来推計人口 (平成18年12月推計)

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行った。以下、その概要を報告する。本推計は旧人口問題研究所時代を含め、同研究所による全国将来推計人口の公表としては13回目にあたる。

I 日本の将来推計人口について

日本の将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡、および国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいてわが国の将来の人口規模ならびに年齢構成等の人口構造の推移について推計を行ったものである。将来の出生、死亡等の推移は不確定であることから、本推計では複数の仮定に基づく複数の推計を行い、これらにより将来の人口推移について一定幅の見通しを与えるものとしている。

推計の対象は、外国人を含め、日本に常住する総人口を対象とする。これは国勢調査の対象と同一の定義である。推計の期間は、平成17(2005)年国勢調査を出発点として、平成67(2055)年までを推計の期間とし、各年10月1日時点の人口について推計する。ただし、参考として平成117(2105)年までの人口(各年10月1日時点)を計算して附した。

推計の方法は、人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について年齢別に仮定を設け、コーホート要因法により将来の男女別年齢別人口を推計した。仮定の設定は、それぞれの要因に関する実績統計に基づき、人口統計学的な投影手法によって行った(詳しくは「III 推計方法の概要」参照)。

II 推計結果の概要

日本の将来推計人口では、将来の出生推移について中位、高位、低位の3仮定を設けているが、今回の推計では死亡推移についても中位、高位、低位の3仮定を設けることとした。以下では、まず出生3仮定と死亡中位仮定を組み合わせた3推計の結果の概要について記述し、次いで出生3仮定と死亡高位、および死亡低位とを組み合わせた結果の概要について記述する。なお、以下の記述では各推計はその出生仮定と死亡仮定の組み合わせにより、たとえば出生中位(死亡中位)推計などと呼ぶことにする。

〔出生3仮定（死亡中位仮定）の推計結果〕

1. 総人口の推移

人口推計の出発点である平成17（2005）年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,777万人であった。出生中位推計の結果に基づけば、この総人口は、以後長期の人口減少過程に入る。平成42（2030）年の1億1,522万人を経て、平成58（2046）年には1億人を割って9,938万人となり、平成67（2055）年には8,993万人になるものと推計される（表1-1、図1-1）。

出生高位推計によれば、総人口は平成65（2053）年に1億人を割って9,944万人となり、平成67（2055）年に9,777万人になるものと推計される（表1-2、図1-1）。

一方、出生低位推計では平成54（2042）年に1億人を割り、平成67（2055）年には8,411万人になるものと推計される（表1-3、図1-1）。

2. 年齢3区分別人口規模、および構成の推移

(1) 年少（0～14歳）人口、および構成比の推移

出生数は昭和48年（1973）年の209万人から平成17（2005）年の106万人まで減少してきた。その結果、年少（0～14歳）人口も1980年代初めの2,700万人規模から平成17（2005）年国勢調査の1,752万人まで減少した。

出生中位推計の結果によると、年少人口は平成21（2009）年に1,600万人台へと減少する（表1-1、図1-3）。その後も減少が続き、平成51（2039）年には1,000万人を割り、平成67（2055）年には752万人の規模になるものと推計される。

出生高位ならびに低位推計によって、今後の出生率仮定の違いによる年少人口の傾向をみると、出生高位推計においても、年少人口は減少傾向に向かい、平成67（2055）年には1,058万人となる（表1-2）。出生低位推計では、より急速な年少人口減少が見られ、現在の年少人口1,759万人から、平成39（2027）年には1,000万人を割り、平成67（2055）年には551万人となる（表1-3）。

一方、年少人口割合を見ると、出生中位推計によれば、平成17（2005）年の13.8%から減少を続け、平成37（2025）年に10.0%となった後、平成57（2045）年に9.0%を経て、平成67（2055）年には8.4%となる（表1-1、図1-4）。

出生高位推計では、年少人口割合の減少はやや緩やかで、平成24（2012）年に13%台を割り、平成67（2055）年に10.8%となる（表1-2）。

出生低位推計では、年少人口割合の減少は急速で、平成22（2010）年に13%台を切り、平成31（2019）年に10%を割り込んだ後、平成67（2055）年に6.6%となる（表1-3）。

(2) 生産年齢（15～64歳）人口、および構成比の推移

生産年齢人口（15～64歳）は戦後一貫して増加を続け、平成7（1995）年の国勢調査では8,716万人に達したが、その後減少局面に入り、平成17（2005）年国勢調査によると8,409万人となった。

出生中位推計の結果によれば、平成24（2012）年には8,000万人を割り、平成67（2055）年には4,595万人となる（表1-1、図1-3）。

出生高位ならびに低位推計では、生産年齢人口は平成32(2020)年までは中位推計と同一である。その後の出生仮定による違いをみると、高位推計では生産年齢人口の減少のペースはやや遅く、平成67(2055)年に5,073万人となる(表1-2)。低位推計では、生産年齢人口はより早いペースで減少し、平成38(2026)年に7,000万人を割り、平成58(2046)年に5,000万人をも割り込んで、平成67(2055)年には4,213万人となる(表1-3)。

出生中位推計による生産年齢人口割合は、平成17(2005)年の66.1%から減少を続け、平成32(2020)年には60.0%に縮小した後、平成48(2036)年に現在の水準よりおよそ10ポイント低い56.4%を経て、平成67(2055)年には51.1%となる(表1-1、図1-4)。

出生高位推計においても、生産年齢人口割合は当初から一貫して減少を示し、平成67(2055)年には中位推計結果より0.8ポイント高い51.9%となる。

出生低位推計では、生産年齢人口割合の減少は年少人口の急速な減少にともなって一定の期間は相対的に緩やかとなるため60.0%に縮小するのは中位推計より遅い平成38(2026)年である。しかし、その後に減少は加速し、平成67(2055)年には50.1%と中位推計より1ポイント低くなる。

(3) 老年(65歳以上)人口、および構成比の推移

老年(65歳以上)人口の推移は、死亡仮定が同一の場合、50年間の推計期間を通して出生3仮定で同一となる。すなわち、老年人口は平成17(2005)年現在の2,576万人から、団塊世代が参入を始める平成24(2012)年に3,000万人を上回り、平成32(2020)年には3,590万人へと増加する(表1-1、表1-2、表1-3、図1-3)。その後しばらくは緩やかな増加期となるが、平成42(2030)年に3,667万人となった後、第二次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の平成54(2042)年に3,863万人でピークを迎える。その後は一貫した減少に転じ、平成67(2055)年には3,646万人となる。

老年人口割合を見ると、平成17(2005)年現在の20.2%(約5人に1人)から、出生3仮定推計とも平成35(2013)年には25.2%で4人に1人を上回り、その後出生中位推計では、平成47(2035)年に33.7%で3人に1人を上回り、50年後の平成67(2055)年には40.5%、すなわち2.5人に1人が老年人口となる(表1-1、図1-2)。

出生高位推計では、平成49(2037)年に33.4%で3人に1人を上回り、平成67(2055)年には37.3%、すなわち2.7人に1人が老年人口である(表1-2、図1-2)

また、出生低位推計では、平成45(2033)年には33.6%で3人に1人を上回り、平成67(2055)年には43.4%、すなわち2.3人に1人が老年人口となる(表1-3、図1-2)

将来の出生水準の違いによる高齢化の程度の差を、出生高位と出生低位の推計結果の比較によってみると、平成42(2030)年には出生低位推計では32.6%、出生高位推計では31.0%と1.6ポイントの差があるが、この差はその後さらに拡大し、平成67(2055)年には、出生低位43.4%、出生高位37.3%と6.1ポイントの差が生じる(図1-2)。

すでに見たように老年人口自体の増加は、平成32(2020)年頃より減速し、平成54(2042)年にピークに減少するにもかかわらず、出生3仮定ともに向こう50年間老年人口割合が増加を続けるのは、年少人口、ならびに生産年齢人口の減少が続くことによる相対的な増大が続くからである。

3. 従属人口指数の推移

生産年齢人口に対する年少人口と老年人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度を表すための指標として従属人口指数がある。出生中位推計に基づく老年従属人口指数（老年人口を生産年齢人口で除した値）は、平成17（2005）年現在の31%（働き手3.3人で高齢者1人を扶養）から2020年代には50%（2人で1人を扶養）を超えて上昇し、平成67（2055）年には79%（1.3人で1人を扶養）となるものと推計される（表1-4）。一方、年少従属人口指数（年少人口を生産年齢人口で除した値）は、平成17（2005）年現在の21%（働き手4.8人で年少者1人を扶養）の水準から今後16～20%の水準の範囲で推移する。低出生率によって年少人口が減少するにもかかわらず、平成37（2025）年頃より年少従属人口指数が一定水準以下に大きく低下しないのは、親世代に当たる生産年齢人口も同時に減少していくからである。

年少従属人口指数と老年従属人口指数を合わせた値を従属人口指数と呼び、生産年齢人口に対する全体の扶養負担の程度を表す。出生中位推計における従属人口指数は、生産年齢人口の縮小傾向のもとで、平成17（2005）年現在の51.3%から平成42（2030）年に70.9%に上昇し、その後平成67（2055）年に95.7%に達する。

出生高位推計における従属人口指数は、出生中位推計に比べ年少従属人口指数が高いため当初これより高く推移するが、2045年以降は逆転し、平成67（2055）年には92.7%となる。逆に出生低位推計における従属人口指数は、当初出生中位推計の同指標より低く推移するが、平成53（2041）年に逆転し、平成67（2055）年には99.6%に達する。

4. 人口ピラミッドの変化

日本の人口ピラミッドは、過去における出生数の急増減、たとえば昭和20（1945）～21（1946）年終戦にともなう出生減、昭和22（1947）～24（1949）年の第1次ベビーブーム、昭和25（1950）～32（1957）年の出生減、昭和41（1966）年の丙午（ひのえうま）の出生減、昭和46（1971）年～49（1974）年の第2次ベビーブームとその後の出生減などにより、著しい凹凸を持つ人口ピラミッドとなっている（図1-5（1））。

平成17（2005）年の人口ピラミッドは第1次ベビーブーム世代が50歳代の後半、第2次ベビーブーム世代が30歳代前半にあるが、出生中位推計によってその後の形状の変化を見ると、平成42（2030）年に第1次ベビーブーム世代は80歳代の前半、第2次ベビーブーム世代は50歳代後半となる。したがって、平成42（2030）年頃までの人口高齢化は第1次ベビーブーム世代が高年齢層に入ることを中心とするものであることがわかる（図1-5（2））。

その後、平成67（2055）年までの高齢化の進展は、第2次ベビーブーム世代が高年齢層に入るとともに、低い出生率の下で世代ごとに人口規模が縮小して行くことを反映したものとなっている（図1-5（3））。

〔出生3仮定（死亡高位仮定、および死亡低位仮定）の推計結果〕

1. 死亡高位仮定による推計結果の概要

死亡高位推計は死亡中位推計よりも高い死亡率、すなわち死亡率改善のペースが遅く、平均寿命が

低めに推移することを仮定した推計である。したがって、死亡数は多くなり、同じ出生仮定の下では人口は低めに推移する。すなわち、出生中位（死亡中位）推計による平成 67（2055）年の総人口が 8,993 万人であるのに対し、出生中位（死亡高位）推計による同年の総人口は、8,819 万人にまで減少する。一方、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成を見ると、出生中位（死亡高位）推計による年少人口（構成比）は平成 67（2055）年で 751 万人（8.5%）、生産年齢人口（構成比）は 4,585 万人（52.0%）、老年人口（構成比）は 3,483 万人（39.5%）となっており、出生中位（死亡中位）推計の結果と比較した場合、老年人口が少なく、老年人口割合も低い推計結果となることが特徴である（表 2-1）。

死亡高位仮定においても、出生 3 仮定の違いにより総人口、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成の推移は異なるものとなっている（図 2-1、図 2-2）。平成 67（2055）年で見ると、総人口は出生高位では 9,603 万人、出生低位では 8,238 万人、老年人口割合は出生高位では 36.3%、出生低位では 42.3%となる（表 2-2、表 2-3）。とくに出生低位（死亡高位）推計に基づく総人口は、出生 3 仮定・死亡 3 仮定の組み合わせによる 9 推計のうちで最も少なく、また出生高位（死亡高位）推計に基づく老年人口割合は最も低い結果となっている。

2. 死亡低位仮定による推計結果の概要

死亡低位推計は死亡中位推計よりも低い死亡率、すなわち死亡率改善のペースが速く、平均寿命が高めに推移することを仮定した推計である。したがって、死亡数は少なくなり、同じ出生仮定の下では人口は高めに推移する。すなわち、出生中位（死亡中位）推計による平成 67（2055）年の総人口が 8,993 万人であるのに対し、出生中位（死亡低位）推計による平成 67（2055）年の総人口は、9,167 万人となる。一方、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成を見ると、出生中位（死亡低位）推計による年少人口（構成比）は平成 67（2055）年で 752 万人（8.2%）、生産年齢人口（構成比）は 4,604 万人（50.2%）、老年人口（構成比）は 3,810 万人（41.6%）となっており、出生中位（死亡中位）推計による結果と比較した場合、老年人口が多く、老年人口割合も高い推計結果となることが特徴である（表 3-1）。

死亡低位仮定においても、出生 3 仮定の違いにより総人口、年齢 3 区分別人口規模、およびその構成の推移は異なるものとなっている（図 3-1、図 3-2）。平成 67（2055）年で見ると、総人口は出生高位では 9,952 万人、出生低位では 8,584 万人、老年人口割合は出生高位では 38.3%、出生低位では 44.4%となる（表 3-2、表 3-3）。とくに出生高位（死亡低位）推計に基づく総人口は、出生 3 仮定・死亡 3 仮定の組み合わせによる 9 推計のうちで最も多く、また出生低位（死亡低位）推計に基づく老年人口割合は最も高い結果となっている。

Ⅲ 推計方法の概要

日本の将来推計人口における推計方法は、これまでと同様にコーホート要因法を基礎としている。コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法である。すでに生存する人口については、

加齢とともに生ずる死亡と国際人口移動を差し引いて将来の人口を求める。また、新たに生まれる人口については、再生産年齢人口に生ずる出生数とその生存数、ならびに人口移動数を順次算出して求め、翌年の人口に組み入れる。

このコーホート要因法によって将来人口を推計するためには、男女年齢別に分類された（1）基準人口、ならびに同様に分類された（2）将来の出生率（および出生性比）、（3）将来の生残率、（4）将来の国際人口移動率（数）に関する仮定が必要である。本推計では、これらの仮定の設定については、これまでと同様に各要因に関する統計指標の実績値に基づいて、人口統計学的な投影を実施することにより行った。ただし、将来の出生、死亡等の推移は不確定であることから、本推計では複数の仮定を設定し、これらに基づく複数の推計を行うことによって将来の人口推移について一定幅の見通しを与えるものとしている。

1. 基準人口

推計の出発点となる基準人口は、総務省統計局『平成17年国勢調査』による平成17（2005）年10月1日現在男女年齢各歳別人口（総人口）を用いた。ただし、年齢「不詳」の人口を各歳別に按分して含めた（年齢「不詳」の按分は都道府県ごとに行い、これを合計して全国の人口としている）。

2. 出生率、および出生性比の仮定

本推計において将来の出生数を推計するためには、当該年次における女性の年齢別出生率が必要である。これを推計する方法として、本推計ではコーホート出生率法を用いた。これは女性の出生コーホートごとにそのライフコース上の出生過程を観察し、出生過程が完結していないコーホートについては、完結に至るまでの年齢ごとの出生率を推定する方法である。将来各年次の年齢別出生率ならびに合計特殊出生率は、コーホート別の率を年次別の率に組み換えることにより得る。なお、今回の推計では、出生率動向の測定の精密化を図る観点から、日本人女性に発生する出生に限定した出生率を対象に動向の把握を行い、これに基づいて総人口の出生動向を推計した。したがって、以下に記述する結婚、出生に関する指標の仮定値は、すべて日本人女性人口に関するものである。

コーホートの年齢別出生率は出生順位別に生涯の出生確率、出生年齢等を指標としたモデルによって統計的推定ないし仮定設定が行われた。すなわち、出生過程途上のコーホートでは、過程途上の実績値により生涯の出生過程の統計的推定を行うが、実績値が少ないか、あるいはまったく存在しない若いコーホートについては、参照コーホートに対して別途推計された指標をもとに各コーホートの出生過程完了時の指標を算出した。なお、参照コーホートは平成2（1990）年生まれとし、その初婚行動、夫婦の出生行動、ならびに離死別・再婚行動に関する各指標を実績統計に基づいて投影により求め、それらの結果として算定されるコーホート合計特殊出生率、ならびに出生順位別分布を定めた。

なお、出生率の将来推移は不確定であることから、出生仮定についてはこれまでと同様に以下の三つの仮定（中位、高位、低位）を設け、それぞれについて将来人口推計を行うこととした。これにより現状から見た出生変動にともなう将来人口の想定し得る変動幅を与えるものとしている。

（1）出生中位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は昭和30（1955）年出生コーホートの24.9歳から平成2（1990）年出生コーホートの28.2歳を経て、平成17（2005）年出生コーホートで28.3歳に至り以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は昭和30（1955）年出生コーホートの5.8%から平成2（1990）年出生コーホートの23.5%を経て、平成17（2005）年出生コーホートで23.6%に至り以後は変わらない。
- ③ 夫婦の完結出生児数は、晩婚・晩産の影響および夫婦の出生行動の変化によって変動する。夫婦の出生行動の変化を示す係数（結婚出生力変動係数）は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、平成2（1990）年出生コーホートの0.906を経て、平成17（2005）年出生コーホートで0.902に至り以後は変わらない。この係数と①②に示される初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は昭和28～32（1953～57）年出生コーホートの2.19人から平成2（1990）年出生コーホートの1.70人を経て、平成17（2005）年出生コーホートで1.69人まで低下し、以後は変わらない。
- ④ 出生率に対する離婚や死別、再婚の効果は、それらを経験した女性の完結出生児数とそれら配偶関係構造変化の動向により求めた。その結果、出生過程を完結した初婚どうし夫婦の出生水準を基準（1.0）として、離死別・再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.925まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.202を経て、平成17（2005）年出生コーホートの1.198に至り以後は変わらない。

以上により得られたコーホート年齢別出生率を年次別の出生率に組み替え、さらに実績から求めた外国人女性出生率とのモーメント間の関係を一定と仮定して総人口の出生率を構成した。この出生率構成に対応する人口動態統計と同定義の出生率（外国籍女性が生んだ日本国籍出生児も含めた出生率一下式参照）を推計の際に算出することができるが、その結果によれば合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.29となった後、平成25（2013）年の1.21まで穏やかに低下し、その後やや上昇に転じて平成42（2030）年の1.24を経て、平成67（2055）年には1.26へと推移する（表4-1、図4-1）。

人口動態統計の合計特殊出生率の定義

$$\text{(合計特殊出生率)} = \sum_{\text{年齢(15~49歳)合計}} \frac{\left[\begin{array}{l} \text{日本人女性の} \\ \text{の出生数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{外国人女性の生んだ} \\ \text{日本国籍児の数※} \end{array} \right]}{\text{(日本人女性人口)}}$$

※外国人女性の生んだ日本国籍児とは、日本人を父とする児である。

(2) 出生高位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は平成2（1990）年出生コーホートの27.8歳まで進み、平成17（2005）年出生コーホートまでほぼ同水準で推移し以後は変わらない。
- ② 生涯未婚率は平成2（1990）年出生コーホートの17.9%を経て、平成17（2005）年出生コーホートで17.1%に至り以後は変わらない。
- ③ 夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生

コーホートを基準（1.0）として以後一旦低下するが、平成2（1990）年出生コーホートまでに再び1.0に回復する。この係数と上記の初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は平成2（1990）年出生コーホートの1.91人を経て、平成17（2005）年出生コーホート以後はほぼ水準で変わらない。

- ④ 出生率に対する離死別、再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.938まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.467を経て、平成17（2005）年出生コーホートの1.478に至り以後は変わらない。

以上に対応する人口動態統計と同定義の合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.32となった後、平成42（2030）年に1.53を経て、平成67（2055）年には1.55へと推移する（表4-1、図4-1）。

(3) 出生低位の仮定について

- ① コーホート別にみた女性の平均初婚年齢は平成2（1990）年出生コーホートの28.7歳を経て、平成17（2005）年出生コーホートで28.8歳に至り以後は変わらない。

- ② 生涯未婚率は平成2（1990）年出生コーホートの27.0%まで進み、平成17（2005）年出生コーホートで27.4%に至り以後は変わらない。

- ③ 夫婦の出生行動の変化を示す結婚出生力変動係数は、妻が昭和10（1935）～29（1954）年出生コーホートを基準（1.0）として以後低下し、平成2（1990）年出生コーホートの0.838を経て、平成17（2005）年出生コーホートで0.825に至り以後は変わらない。この係数と上記の初婚行動の変化によって、夫婦の完結出生児数は平成2（1990）年出生コーホートの1.52人まで低下し、平成17（2005）年出生コーホートで1.49人に至り以後は変わらない。

- ④ 出生率に対する離死別、再婚の効果は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値0.952から平成2（1990）年出生コーホートの0.918まで進み以後は変わらない。

以上、①～④の結果から、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は、昭和30（1955）年出生コーホートの実績値1.964から平成2（1990）年出生コーホートの1.022を経て、平成17（2005）年出生コーホートの0.999に至り以後は変わらない。

以上に対応する人口動態統計と同定義の合計特殊出生率は、平成17（2005）年の実績値1.26から平成18（2006）年に1.27となった後、平成38（2026）年に1.03台まで低下し、その後わずかに上昇を示して平成67（2055）年には1.06へと推移する（表4-1、図4-1）。

将来の出生数を男児と女児に分けるための出生性比（女児数100に対する男児数の比）については、2001～2005年の5年間の実績値である105.4を、平成18（2006）年以降一定として用いた。

3. 生残率の仮定（将来生命表）

ある年の人口から翌年の人口を推計するには男女年齢各歳別の生残率が必要である。将来の生残率を得るためには将来生命表を作成する必要がある。本推計ではこれを作成する方法として現在国際的

に標準的な方法とされるリー・カーター・モデルを採用しつつ、これに対して世界の最高水準の平均寿命を示すわが国の死亡動向の特徴に適合させるため、新たな機構を加えて用いた。リー・カーター・モデルは、「平均的な」年齢別死亡率、死亡の一般的水準（死亡指数）、「死亡の一般的水準が変化するときの」年齢別死亡率変化率および誤差項に分解することで、死亡の一般的水準の変化に応じて年齢ごとに異なる変化率を記述するモデルである。本推計では過去の死亡率曲線にロジスティック曲線を当てはめて、その年齢シフト量と勾配に関するパラメータを推定し、これによる高齢死亡率の年齢シフトを考慮した上でリー・カーター・モデルを適用することによって、死亡率改善の著しいわが国の死亡状況に適合させた。

死亡指数の将来推計にあたっては、最近35年間に徐々に緩やかになっている死亡水準の変化を反映させるために、昭和45（1970）年以降のデータを用い、男女の死亡率の整合性を図る観点から両者同時に関数当てはめを行った。年齢シフト量については過去10年間の死亡指数との線形関係を用いて将来推計し、勾配については直近の平均値（男性10年分、女性15年分）を将来に向けて固定した。

なお今回の推計では、近年の死亡水準の改善が従来の理論の想定を超えた動向を示しつつあることから、今後の死亡率推移ならびに到達水準については不確実性が高いものと判断し、複数の仮定を与えることによって一定の幅による推計を行うものとした。すなわち、標準となる死亡率推移の死亡指数パラメータの分散をブートストラップ法により求めて99%信頼区間を推定し、死亡指数が信頼区間の上限を推移する高死亡率推計である「死亡高位」仮定、下限を推移する低死亡率推計である「死亡低位」仮定を付加した。

以上の手続きにより求められたパラメータと変数から最終的に平成67（2055）年までの死亡率を男女別各歳別で算出し、将来生命表を推計した。

(1) 死亡中位の仮定について

標準的な将来生命表に基づくと、平成17（2005）年に男性78.53年、女性85.49年であった平均寿命は、平成22（2010）年には男性79.51年、女性86.41年、平成42（2030）年には男性81.88年、女性88.66年、平成67（2055）年には男性83.67年、女性90.34年となる（表4-2、図4-2）。

(2) 死亡高位の仮定について

死亡高位の仮定では、中位仮定に比べて死亡率が高めに、したがって平均寿命は低めに推移する。その結果、この仮定においては、平成67（2055）年の平均寿命は男性82.41年、女性89.17年となる。

(3) 死亡低位の仮定について

死亡低位の仮定では、中位仮定に比べて死亡率が低めに、したがって平均寿命は高めに推移する。その結果、この仮定においては、平成67（2055）年の平均寿命は男性84.93年、女性91.51年となる。

4. 国際人口移動率（数）の仮定

国際人口移動の状況は、わが国における国際化の進展や経済情勢の変化にともなって大きく変化する。さらに、わが国の入国管理政策や規制、あるいは諸外国における経済・社会情勢、同時多発テロや新型肺炎の流行などに見られる一時的諸事情によっても変動する。

実績を見ると国際人口移動の動向は、日本人と外国人では異なった推移を示している。また理論的には外国人の入国数は、わが国の人口規模ならびに年齢構造とは独立に生じ得る。そのため、本推計においては国際人口移動の仮定は日本人と外国人とに分け、日本人の入国超過率、ならびに外国人の入国超過数の2種類について仮定を設定した。

日本人の国際人口移動の実績を見ると、概ね出国超過を示しており、またその動向は比較的安定していることから、1995～2005年における日本人の男女年齢別入国超過率（純移動率）の平均値を求め（ただし、同時多発テロおよび新型肺炎の影響年である2001～2004年を除く）、偶然変動を除くために平滑化を行った上で平成18（2006）年以降の日本人の入国超過率として設定した。

外国人の国際人口移動の実績を見ると、近年大きな変動がみられるものの概ね入国超過数が増加傾向を示している。主要な相手国ごとの入国超過数の実績動向を将来に投影して平成18（2006）年から平成37（2025）年まで男女別入国超過数を求めた。なお、平成38（2026）年以降は一定とした。また、男女別外国人入国者の年齢別割合は、2000年以降比較的安定していることから、2000～2005年の平均値を補整し、平成18（2006）年以降一定とした（表4-3～4-5、図4-3～4-5）。

表1-1 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数:[出生中位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21(2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22(2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23(2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24(2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25(2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26(2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27(2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28(2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29(2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30(2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31(2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32(2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33(2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34(2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35(2023)	120,735	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36(2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37(2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38(2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39(2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40(2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41(2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42(2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43(2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44(2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45(2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46(2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47(2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48(2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49(2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50(2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51(2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52(2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53(2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54(2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55(2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56(2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0
57(2045)	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58(2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59(2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60(2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61(2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62(2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63(2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64(2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65(2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66(2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67(2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-2 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、65歳以上）別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,777	17,451	83,729	26,597	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,761	17,305	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,703	17,158	82,334	28,211	13.4	64.5	22.1
21(2009)	127,603	16,971	81,644	28,987	13.3	64.0	22.7
22(2010)	127,463	16,766	81,285	29,412	13.2	63.8	23.1
23(2011)	127,285	16,566	81,015	29,704	13.0	63.6	23.3
24(2012)	127,072	16,347	79,980	30,745	12.9	62.9	24.2
25(2013)	126,824	16,112	78,859	31,852	12.7	62.2	25.1
26(2014)	126,543	15,883	77,727	32,934	12.6	61.4	26.0
27(2015)	126,232	15,643	76,807	33,781	12.4	60.8	26.8
28(2016)	125,890	15,415	76,025	34,450	12.2	60.4	27.4
29(2017)	125,519	15,196	75,346	34,977	12.1	60.0	27.9
30(2018)	125,119	15,006	74,732	35,380	12.0	59.7	28.3
31(2019)	124,690	14,837	74,199	35,655	11.9	59.5	28.6
32(2020)	124,234	14,700	73,635	35,899	11.8	59.3	28.9
33(2021)	123,750	14,530	73,156	36,064	11.7	59.1	29.1
34(2022)	123,241	14,365	72,744	36,131	11.7	59.0	29.3
35(2023)	122,706	14,218	72,278	36,210	11.6	58.9	29.5
36(2024)	122,148	14,086	71,755	36,307	11.5	58.7	29.7
37(2025)	121,567	13,967	71,245	36,354	11.5	58.6	29.9
38(2026)	120,964	13,860	70,734	36,371	11.5	58.5	30.1
39(2027)	120,340	13,760	70,193	36,388	11.4	58.3	30.2
40(2028)	119,696	13,664	69,595	36,438	11.4	58.1	30.4
41(2029)	119,032	13,570	68,952	36,510	11.4	57.9	30.7
42(2030)	118,347	13,477	68,200	36,670	11.4	57.6	31.0
43(2031)	117,643	13,383	67,758	36,502	11.4	57.6	31.0
44(2032)	116,919	13,287	66,951	36,681	11.4	57.3	31.4
45(2033)	116,176	13,188	66,137	36,851	11.4	56.9	31.7
46(2034)	115,415	13,087	65,287	37,041	11.3	56.6	32.1
47(2035)	114,636	12,981	64,406	37,249	11.3	56.2	32.5
48(2036)	113,842	12,872	63,472	37,498	11.3	55.8	32.9
49(2037)	113,032	12,758	62,495	37,779	11.3	55.3	33.4
50(2038)	112,208	12,640	61,482	38,087	11.3	54.8	33.9
51(2039)	111,373	12,517	60,502	38,354	11.2	54.3	34.4
52(2040)	110,529	12,391	59,611	38,527	11.2	53.9	34.9
53(2041)	109,676	12,261	58,796	38,619	11.2	53.6	35.2
54(2042)	108,817	12,129	58,057	38,632	11.1	53.4	35.5
55(2043)	107,954	11,994	57,355	38,605	11.1	53.1	35.8
56(2044)	107,090	11,860	56,708	38,522	11.1	53.0	36.0
57(2045)	106,225	11,725	56,092	38,407	11.0	52.8	36.2
58(2046)	105,362	11,593	55,524	38,245	11.0	52.7	36.3
59(2047)	104,502	11,462	54,961	38,079	11.0	52.6	36.4
60(2048)	103,645	11,335	54,375	37,934	10.9	52.5	36.6
61(2049)	102,793	11,212	53,787	37,794	10.9	52.3	36.8
62(2050)	101,947	11,094	53,212	37,641	10.9	52.2	36.9
63(2051)	101,106	10,980	52,672	37,453	10.9	52.1	37.0
64(2052)	100,269	10,872	52,148	37,248	10.8	52.0	37.1
65(2053)	99,435	10,769	51,652	37,014	10.8	51.9	37.2
66(2054)	98,605	10,672	51,180	36,753	10.8	51.9	37.3
67(2055)	97,775	10,579	50,733	36,463	10.8	51.9	37.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-3 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上) 別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡中位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,754	17,429	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,625	17,170	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,416	16,871	82,334	28,211	13.2	64.6	22.1
21(2009)	127,149	16,518	81,644	28,987	13.0	64.2	22.8
22(2010)	126,829	16,132	81,285	29,412	12.7	64.1	23.2
23(2011)	126,458	15,738	81,015	29,704	12.4	64.1	23.5
24(2012)	126,037	15,312	79,980	30,745	12.1	63.5	24.4
25(2013)	125,569	14,858	78,859	31,852	11.8	62.8	25.4
26(2014)	125,059	14,399	77,727	32,934	11.5	62.2	26.3
27(2015)	124,508	13,920	76,807	33,781	11.2	61.7	27.1
28(2016)	123,920	13,445	76,025	34,450	10.8	61.4	27.8
29(2017)	123,296	12,973	75,346	34,977	10.5	61.1	28.4
30(2018)	122,637	12,525	74,732	35,380	10.2	60.9	28.8
31(2019)	121,946	12,093	74,199	35,655	9.9	60.8	29.2
32(2020)	121,224	11,690	73,635	35,899	9.6	60.7	29.6
33(2021)	120,471	11,273	73,133	36,064	9.4	60.7	29.9
34(2022)	119,690	10,949	72,610	36,131	9.1	60.7	30.2
35(2023)	118,881	10,678	71,993	36,210	9.0	60.6	30.5
36(2024)	118,047	10,436	71,305	36,307	8.8	60.4	30.8
37(2025)	117,190	10,220	70,615	36,354	8.7	60.3	31.0
38(2026)	116,309	10,028	69,910	36,371	8.6	60.1	31.3
39(2027)	115,408	9,856	69,163	36,388	8.5	59.9	31.5
40(2028)	114,485	9,700	68,348	36,438	8.5	59.7	31.8
41(2029)	113,542	9,556	67,476	36,510	8.4	59.4	32.2
42(2030)	112,578	9,420	66,488	36,670	8.4	59.1	32.6
43(2031)	111,594	9,291	65,801	36,502	8.3	59.0	32.7
44(2032)	110,589	9,164	64,744	36,681	8.3	58.5	33.2
45(2033)	109,562	9,038	63,674	36,851	8.2	58.1	33.6
46(2034)	108,516	8,911	62,564	37,041	8.2	57.7	34.1
47(2035)	107,448	8,780	61,419	37,249	8.2	57.2	34.7
48(2036)	106,361	8,644	60,219	37,498	8.1	56.6	35.3
49(2037)	105,254	8,502	58,974	37,779	8.1	56.0	35.9
50(2038)	104,130	8,352	57,691	38,087	8.0	55.4	36.6
51(2039)	102,989	8,196	56,439	38,354	8.0	54.8	37.2
52(2040)	101,834	8,032	55,275	38,527	7.9	54.3	37.8
53(2041)	100,666	7,861	54,187	38,619	7.8	53.8	38.4
54(2042)	99,488	7,684	53,173	38,632	7.7	53.4	38.8
55(2043)	98,303	7,502	52,196	38,605	7.6	53.1	39.3
56(2044)	97,112	7,316	51,274	38,522	7.5	52.8	39.7
57(2045)	95,918	7,128	50,383	38,407	7.4	52.5	40.0
58(2046)	94,724	6,941	49,538	38,245	7.3	52.3	40.4
59(2047)	93,530	6,755	48,696	38,079	7.2	52.1	40.7
60(2048)	92,338	6,572	47,831	37,934	7.1	51.8	41.1
61(2049)	91,149	6,395	46,961	37,794	7.0	51.5	41.5
62(2050)	89,966	6,224	46,101	37,641	6.9	51.2	41.8
63(2051)	88,787	6,062	45,271	37,453	6.8	51.0	42.2
64(2052)	87,612	5,909	44,454	37,248	6.7	50.7	42.5
65(2053)	86,441	5,766	43,660	37,014	6.7	50.5	42.8
66(2054)	85,273	5,633	42,887	36,753	6.6	50.3	43.1
67(2055)	84,106	5,510	42,133	36,463	6.6	50.1	43.4

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表1-4 人口の平均年齢、および年齢構造指数：[出生中位・高位・低位（死亡中位）推計]

年次	出生中位(死亡中位)推計				出生高位(死亡中位)推計				出生低位(死亡中位)推計			
	平均年齢		従属人口指数(%)		平均年齢		従属人口指数(%)		平均年齢		従属人口指数(%)	
	(歳)	総数	年少人口	老年人口	(歳)	総数	年少人口	老年人口	(歳)	総数	年少人口	老年人口
平成17(2005)	43.3	51.3	20.8	30.5	43.3	51.3	20.8	30.5	43.3	51.3	20.8	30.5
18(2006)	43.7	52.6	20.8	31.8	43.7	52.6	20.8	31.8	43.7	52.6	20.8	31.8
19(2007)	44.0	53.8	20.8	33.1	44.0	53.9	20.8	33.1	44.0	53.7	20.7	33.1
20(2008)	44.4	54.9	20.7	34.3	44.3	55.1	20.8	34.3	44.4	54.8	20.5	34.3
21(2009)	44.7	56.0	20.5	35.5	44.6	56.3	20.8	35.5	44.8	55.7	20.2	35.5
22(2010)	45.1	56.5	20.3	36.2	45.0	56.8	20.6	36.2	45.2	56.0	19.8	36.2
23(2011)	45.4	56.7	20.0	36.7	45.3	57.1	20.4	36.7	45.6	56.1	19.4	36.7
24(2012)	45.8	58.3	19.9	38.4	45.6	58.9	20.4	38.4	45.9	57.6	19.1	38.4
25(2013)	46.1	60.1	19.7	40.4	45.9	60.8	20.4	40.4	46.3	59.2	18.8	40.4
26(2014)	46.4	61.9	19.6	42.4	46.2	62.8	20.4	42.4	46.7	60.9	18.5	42.4
27(2015)	46.8	63.3	19.3	44.0	46.5	64.3	20.4	44.0	47.1	62.1	18.1	44.0
28(2016)	47.1	64.4	19.1	45.3	46.8	65.6	20.3	45.3	47.4	63.0	17.7	45.3
29(2017)	47.4	65.2	18.8	46.4	47.0	66.6	20.2	46.4	47.8	63.6	17.2	46.4
30(2018)	47.7	65.8	18.5	47.3	47.3	67.4	20.1	47.3	48.2	64.1	16.8	47.3
31(2019)	48.0	66.2	18.2	48.1	47.6	68.0	20.0	48.1	48.5	64.4	16.3	48.1
32(2020)	48.3	66.7	17.9	48.8	47.8	68.7	20.0	48.8	48.8	64.6	15.9	48.8
33(2021)	48.6	66.9	17.6	49.3	48.0	69.2	19.9	49.3	49.2	64.7	15.4	49.3
34(2022)	48.9	67.1	17.4	49.7	48.3	69.4	19.7	49.7	49.5	64.8	15.1	49.8
35(2023)	49.2	67.4	17.2	50.2	48.5	69.8	19.7	50.1	49.8	65.1	14.8	50.3
36(2024)	49.4	67.7	17.0	50.7	48.7	70.2	19.6	50.6	50.1	65.6	14.6	50.9
37(2025)	49.7	68.1	16.8	51.2	48.9	70.6	19.6	51.0	50.4	66.0	14.5	51.5
38(2026)	49.9	68.4	16.7	51.7	49.1	71.0	19.6	51.4	50.7	66.4	14.3	52.0
39(2027)	50.2	68.8	16.6	52.2	49.3	71.4	19.6	51.8	51.0	66.9	14.3	52.6
40(2028)	50.4	69.4	16.6	52.8	49.5	72.0	19.6	52.4	51.3	67.5	14.2	53.3
41(2029)	50.6	70.0	16.5	53.5	49.6	72.6	19.7	53.0	51.5	68.3	14.2	54.1
42(2030)	50.9	70.9	16.5	54.4	49.8	73.5	19.8	53.8	51.8	69.3	14.2	55.2
43(2031)	51.1	71.1	16.5	54.6	49.9	73.6	19.8	53.9	52.0	69.6	14.1	55.5
44(2032)	51.3	72.2	16.5	55.7	50.1	74.6	19.8	54.8	52.3	70.8	14.2	56.7
45(2033)	51.5	73.3	16.6	56.7	50.2	75.7	19.9	55.7	52.5	72.1	14.2	57.9
46(2034)	51.7	74.6	16.6	57.9	50.4	76.8	20.0	56.7	52.8	73.4	14.2	59.2
47(2035)	51.8	75.9	16.7	59.2	50.5	78.0	20.2	57.8	53.0	74.9	14.3	60.6
48(2036)	52.0	77.4	16.8	60.6	50.6	79.4	20.3	59.1	53.2	76.6	14.4	62.3
49(2037)	52.2	79.1	16.9	62.2	50.7	80.9	20.4	60.5	53.4	78.5	14.4	64.1
50(2038)	52.4	81.0	17.0	64.0	50.8	82.5	20.6	61.9	53.7	80.5	14.5	66.0
51(2039)	52.5	82.8	17.1	65.7	50.9	84.1	20.7	63.4	53.9	82.5	14.5	68.0
52(2040)	52.7	84.3	17.2	67.2	51.1	85.4	20.8	64.6	54.1	84.2	14.5	69.7
53(2041)	52.9	85.7	17.2	68.5	51.2	86.5	20.9	65.7	54.3	85.8	14.5	71.3
54(2042)	53.0	86.8	17.2	69.7	51.2	87.4	20.9	66.5	54.5	87.1	14.5	72.7
55(2043)	53.2	87.9	17.2	70.7	51.3	88.2	20.9	67.3	54.7	88.3	14.4	74.0
56(2044)	53.4	88.7	17.1	71.6	51.4	88.8	20.9	67.9	55.0	89.4	14.3	75.1
57(2045)	53.5	89.5	17.0	72.5	51.5	89.4	20.9	68.5	55.2	90.4	14.1	76.2
58(2046)	53.7	90.1	17.0	73.2	51.6	89.8	20.9	68.9	55.4	91.2	14.0	77.2
59(2047)	53.8	90.8	16.9	73.9	51.7	90.1	20.9	69.3	55.6	92.1	13.9	78.2
60(2048)	54.0	91.5	16.8	74.7	51.8	90.6	20.8	69.8	55.8	93.0	13.7	79.3
61(2049)	54.1	92.3	16.7	75.5	51.8	91.1	20.8	70.3	56.0	94.1	13.6	80.5
62(2050)	54.3	93.0	16.7	76.4	51.9	91.6	20.8	70.7	56.2	95.2	13.5	81.6
63(2051)	54.4	93.7	16.6	77.1	52.0	92.0	20.8	71.1	56.4	96.1	13.4	82.7
64(2052)	54.6	94.3	16.5	77.8	52.1	92.3	20.8	71.4	56.6	97.1	13.3	83.8
65(2053)	54.7	94.8	16.5	78.4	52.1	92.5	20.8	71.7	56.8	98.0	13.2	84.8
66(2054)	54.9	95.3	16.4	78.9	52.2	92.7	20.9	71.8	57.0	98.8	13.1	85.7
67(2055)	55.0	95.7	16.4	79.4	52.3	92.7	20.9	71.9	57.2	99.6	13.1	86.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図1-1 総人口の推移－出生中位・高位・低位（死亡中位）推計－

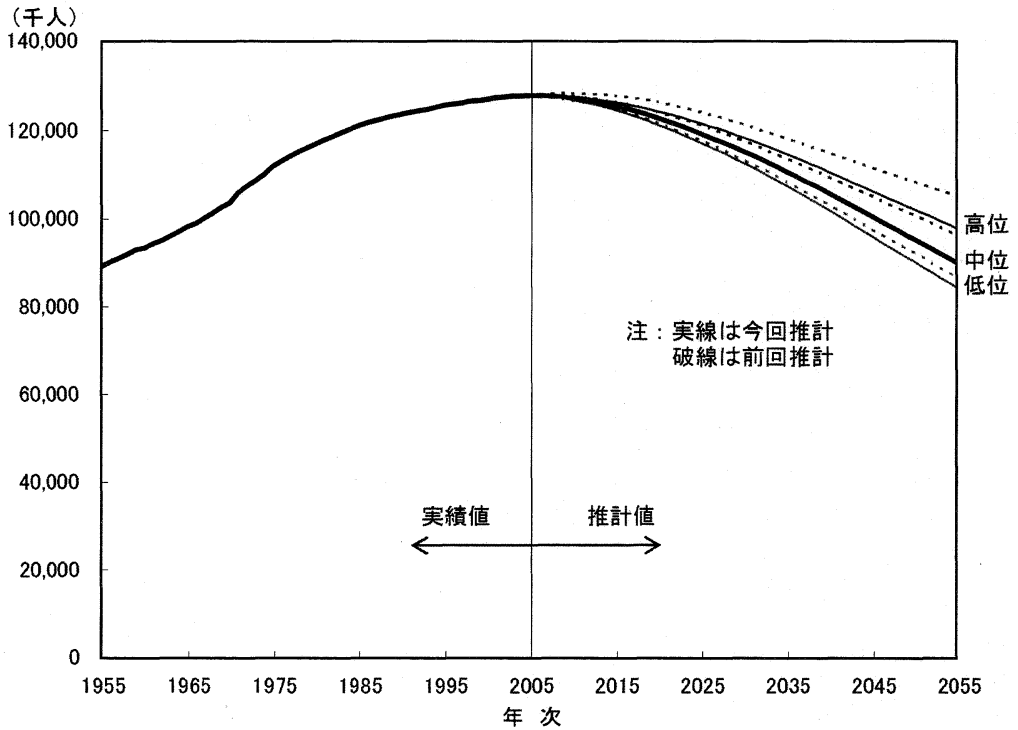


図1-2 老年（65歳以上）人口割合の推移－出生中位・高位・低位（死亡中位）推計－

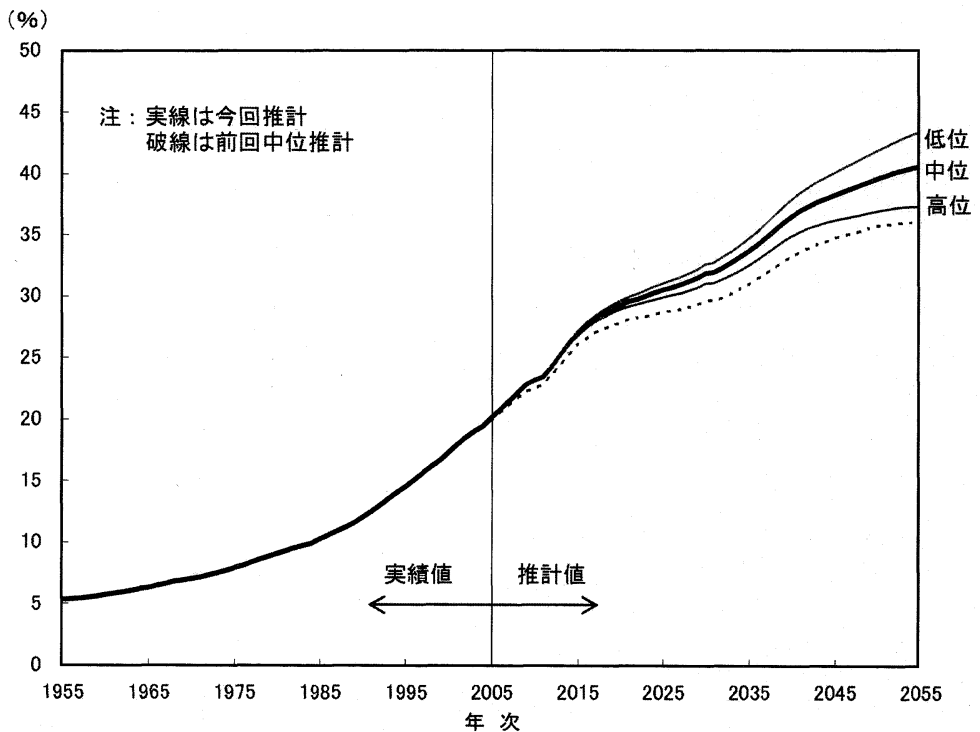


図1-3 年齢3区分別人口の推移－出生中位（死亡中位）推計－

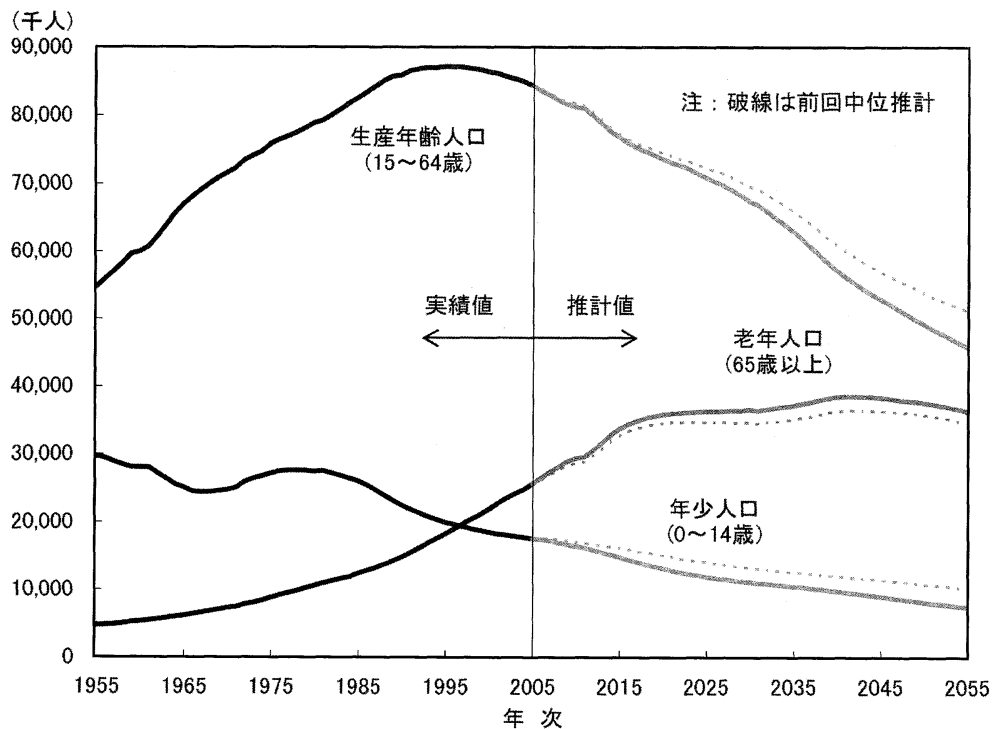


図1-4 年齢3区分別人口割合の推移－出生中位（死亡中位）推計－

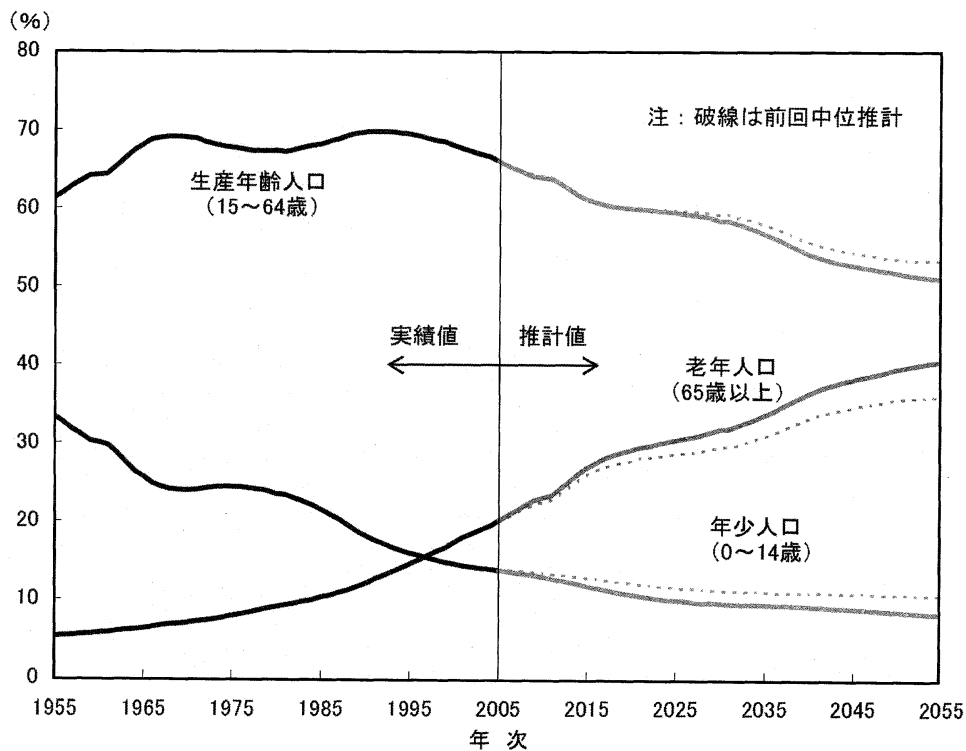
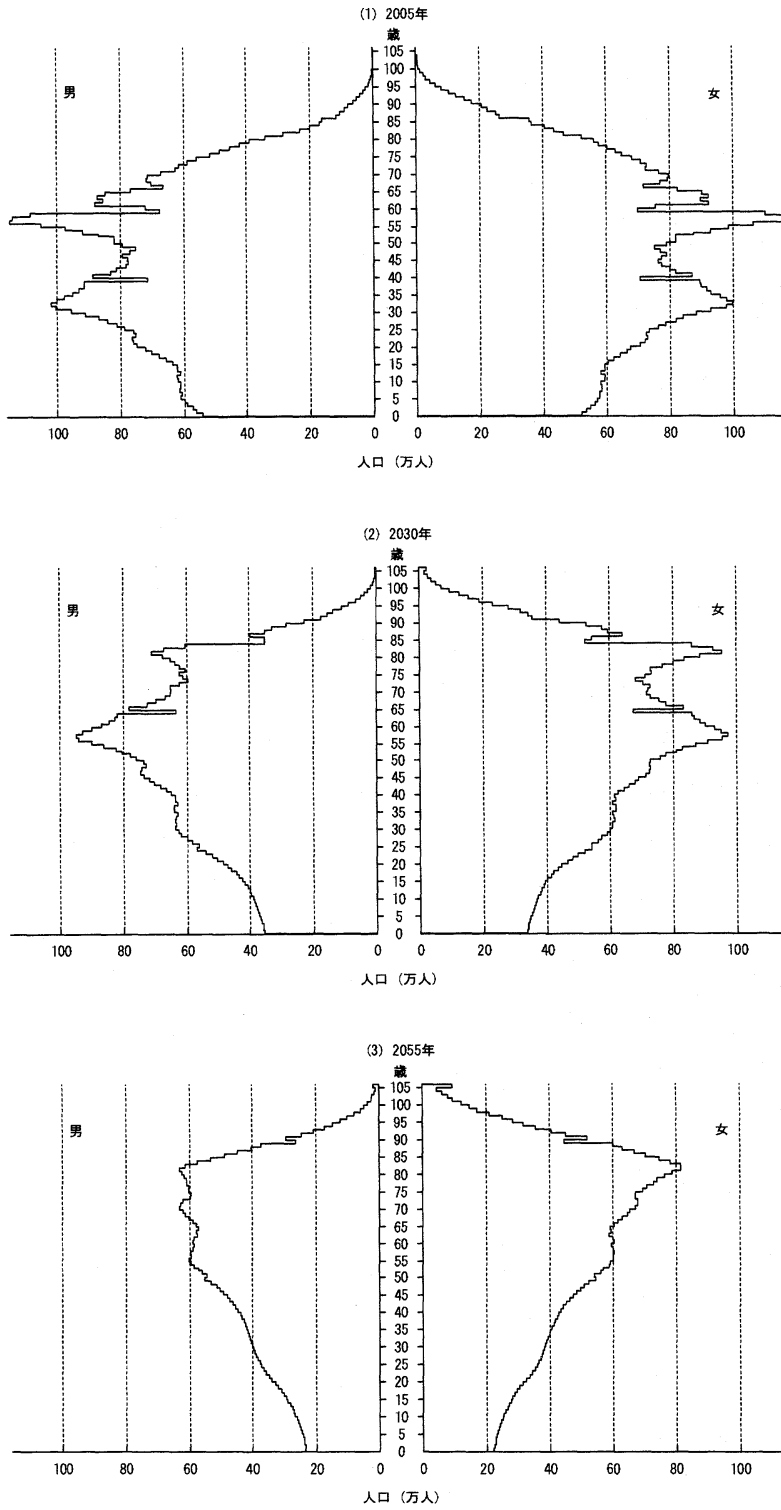


図1-5 人口ピラミッドの変化：出生中位（死亡中位）推計



《死亡高位・低位仮定推計結果》

表2-1 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,736	17,436	83,725	26,575	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,632	17,237	83,001	27,393	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,469	17,022	82,321	28,125	13.4	64.6	22.1
21(2009)	127,257	16,763	81,627	28,868	13.2	64.1	22.7
22(2010)	126,998	16,478	81,263	29,257	13.0	64.0	23.0
23(2011)	126,693	16,192	80,989	29,513	12.8	63.9	23.3
24(2012)	126,343	15,878	79,950	30,515	12.6	63.3	24.2
25(2013)	125,951	15,540	78,826	31,584	12.3	62.6	25.1
26(2014)	125,517	15,199	77,691	32,627	12.1	61.9	26.0
27(2015)	125,044	14,839	76,768	33,436	11.9	61.4	26.7
28(2016)	124,531	14,483	75,983	34,065	11.6	61.0	27.4
29(2017)	123,981	14,130	75,301	34,551	11.4	60.7	27.9
30(2018)	123,395	13,799	74,684	34,911	11.2	60.5	28.3
31(2019)	122,774	13,484	74,148	35,142	11.0	60.4	28.6
32(2020)	122,121	13,197	73,581	35,343	10.8	60.3	28.9
33(2021)	121,437	12,888	73,084	35,465	10.6	60.2	29.2
34(2022)	120,723	12,618	72,617	35,489	10.5	60.2	29.4
35(2023)	119,983	12,377	72,080	35,526	10.3	60.1	29.6
36(2024)	119,218	12,155	71,482	35,582	10.2	60.0	29.8
37(2025)	118,430	11,951	70,890	35,589	10.1	59.9	30.1
38(2026)	117,618	11,764	70,289	35,565	10.0	59.8	30.2
39(2027)	116,785	11,592	69,652	35,541	9.9	59.6	30.4
40(2028)	115,931	11,433	68,948	35,550	9.9	59.5	30.7
41(2029)	115,057	11,285	68,191	35,581	9.8	59.3	30.9
42(2030)	114,163	11,145	67,319	35,699	9.8	59.0	31.3
43(2031)	113,249	11,012	66,747	35,491	9.7	58.9	31.3
44(2032)	112,317	10,883	65,805	35,630	9.7	58.6	31.7
45(2033)	111,367	10,757	64,850	35,760	9.7	58.2	32.1
46(2034)	110,398	10,632	63,855	35,912	9.6	57.8	32.5
47(2035)	109,412	10,506	62,824	36,083	9.6	57.4	33.0
48(2036)	108,410	10,379	61,736	36,295	9.6	56.9	33.5
49(2037)	107,392	10,248	60,603	36,540	9.5	56.4	34.0
50(2038)	106,359	10,113	59,432	36,814	9.5	55.9	34.6
51(2039)	105,314	9,973	58,292	37,050	9.5	55.4	35.2
52(2040)	104,259	9,827	57,240	37,192	9.4	54.9	35.7
53(2041)	103,194	9,676	56,262	37,256	9.4	54.5	36.1
54(2042)	102,123	9,520	55,359	37,243	9.3	54.2	36.5
55(2043)	101,046	9,360	54,494	37,193	9.3	53.9	36.8
56(2044)	99,967	9,196	53,683	37,088	9.2	53.7	37.1
57(2045)	98,886	9,029	52,903	36,953	9.1	53.5	37.4
58(2046)	97,805	8,862	52,171	36,773	9.1	53.3	37.6
59(2047)	96,726	8,694	51,444	36,589	9.0	53.2	37.8
60(2048)	95,650	8,529	50,694	36,428	8.9	53.0	38.1
61(2049)	94,577	8,366	49,940	36,271	8.8	52.8	38.4
62(2050)	93,508	8,207	49,199	36,102	8.8	52.6	38.6
63(2051)	92,442	8,054	48,490	35,898	8.7	52.5	38.8
64(2052)	91,378	7,908	47,795	35,675	8.7	52.3	39.0
65(2053)	90,316	7,767	47,126	35,423	8.6	52.2	39.2
66(2054)	89,255	7,635	46,478	35,143	8.6	52.1	39.4
67(2055)	88,193	7,509	45,852	34,833	8.5	52.0	39.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表2-2 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,751	17,451	83,725	26,575	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,699	17,305	83,001	27,393	13.6	65.0	21.5
20(2008)	127,604	17,157	82,321	28,125	13.4	64.5	22.0
21(2009)	127,465	16,970	81,627	28,868	13.3	64.0	22.6
22(2010)	127,285	16,765	81,263	29,257	13.2	63.8	23.0
23(2011)	127,066	16,564	80,989	29,513	13.0	63.7	23.2
24(2012)	126,810	16,345	79,950	30,515	12.9	63.0	24.1
25(2013)	126,521	16,110	78,826	31,584	12.7	62.3	25.0
26(2014)	126,199	15,880	77,691	32,627	12.6	61.6	25.9
27(2015)	125,845	15,640	76,768	33,436	12.4	61.0	26.6
28(2016)	125,460	15,412	75,983	34,065	12.3	60.6	27.2
29(2017)	125,044	15,193	75,301	34,551	12.1	60.2	27.6
30(2018)	124,598	15,002	74,684	34,911	12.0	59.9	28.0
31(2019)	124,122	14,833	74,148	35,142	11.9	59.7	28.3
32(2020)	123,619	14,696	73,581	35,343	11.9	59.5	28.6
33(2021)	123,089	14,526	73,099	35,465	11.8	59.4	28.8
34(2022)	122,533	14,361	72,684	35,489	11.7	59.3	29.0
35(2023)	121,953	14,213	72,214	35,526	11.7	59.2	29.1
36(2024)	121,351	14,081	71,688	35,582	11.6	59.1	29.3
37(2025)	120,726	13,962	71,175	35,589	11.6	59.0	29.5
38(2026)	120,079	13,855	70,660	35,565	11.5	58.8	29.6
39(2027)	119,411	13,754	70,116	35,541	11.5	58.7	29.8
40(2028)	118,723	13,659	69,515	35,550	11.5	58.6	29.9
41(2029)	118,014	13,565	68,869	35,581	11.5	58.4	30.1
42(2030)	117,285	13,471	68,115	35,699	11.5	58.1	30.4
43(2031)	116,537	13,377	67,669	35,491	11.5	58.1	30.5
44(2032)	115,771	13,281	66,860	35,630	11.5	57.8	30.8
45(2033)	114,986	13,182	66,044	35,760	11.5	57.4	31.1
46(2034)	114,185	13,080	65,193	35,912	11.5	57.1	31.5
47(2035)	113,368	12,975	64,310	36,083	11.4	56.7	31.8
48(2036)	112,535	12,865	63,376	36,295	11.4	56.3	32.3
49(2037)	111,690	12,751	62,398	36,540	11.4	55.9	32.7
50(2038)	110,832	12,633	61,385	36,814	11.4	55.4	33.2
51(2039)	109,965	12,510	60,405	37,050	11.4	54.9	33.7
52(2040)	109,090	12,383	59,515	37,192	11.4	54.6	34.1
53(2041)	108,209	12,253	58,700	37,256	11.3	54.2	34.4
54(2042)	107,324	12,121	57,960	37,243	11.3	54.0	34.7
55(2043)	106,437	11,986	57,258	37,193	11.3	53.8	34.9
56(2044)	105,550	11,851	56,610	37,088	11.2	53.6	35.1
57(2045)	104,664	11,717	55,994	36,953	11.2	53.5	35.3
58(2046)	103,781	11,584	55,425	36,773	11.2	53.4	35.4
59(2047)	102,903	11,454	54,861	36,589	11.1	53.3	35.6
60(2048)	102,029	11,326	54,275	36,428	11.1	53.2	35.7
61(2049)	101,161	11,203	53,686	36,271	11.1	53.1	35.9
62(2050)	100,298	11,085	53,111	36,102	11.1	53.0	36.0
63(2051)	99,439	10,971	52,570	35,898	11.0	52.9	36.1
64(2052)	98,584	10,863	52,046	35,675	11.0	52.8	36.2
65(2053)	97,732	10,760	51,549	35,423	11.0	52.7	36.2
66(2054)	96,881	10,662	51,077	35,143	11.0	52.7	36.3
67(2055)	96,030	10,569	50,628	34,833	11.0	52.7	36.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表2-3 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡高位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,729	17,428	83,725	26,575	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,564	17,169	83,001	27,393	13.5	65.1	21.5
20(2008)	127,317	16,870	82,321	28,125	13.3	64.7	22.1
21(2009)	127,012	16,517	81,627	28,868	13.0	64.3	22.7
22(2010)	126,651	16,131	81,263	29,257	12.7	64.2	23.1
23(2011)	126,238	15,737	80,989	29,513	12.5	64.2	23.4
24(2012)	125,775	15,310	79,950	30,515	12.2	63.6	24.3
25(2013)	125,267	14,856	78,826	31,584	11.9	62.9	25.2
26(2014)	124,715	14,397	77,691	32,627	11.5	62.3	26.2
27(2015)	124,122	13,917	76,768	33,436	11.2	61.8	26.9
28(2016)	123,490	13,442	75,983	34,065	10.9	61.5	27.6
29(2017)	122,822	12,970	75,301	34,551	10.6	61.3	28.1
30(2018)	122,117	12,522	74,684	34,911	10.3	61.2	28.6
31(2019)	121,380	12,090	74,148	35,142	10.0	61.1	29.0
32(2020)	120,610	11,687	73,581	35,343	9.7	61.0	29.3
33(2021)	119,811	11,270	73,076	35,465	9.4	61.0	29.6
34(2022)	118,984	10,945	72,549	35,489	9.2	61.0	29.8
35(2023)	118,130	10,674	71,929	35,526	9.0	60.9	30.1
36(2024)	117,252	10,432	71,238	35,582	8.9	60.8	30.3
37(2025)	116,350	10,217	70,545	35,589	8.8	60.6	30.6
38(2026)	115,426	10,025	69,837	35,565	8.7	60.5	30.8
39(2027)	114,480	9,852	69,087	35,541	8.6	60.3	31.0
40(2028)	113,514	9,696	68,268	35,550	8.5	60.1	31.3
41(2029)	112,526	9,552	67,394	35,581	8.5	59.9	31.6
42(2030)	111,518	9,416	66,403	35,699	8.4	59.5	32.0
43(2031)	110,490	9,287	65,713	35,491	8.4	59.5	32.1
44(2032)	109,443	9,160	64,653	35,630	8.4	59.1	32.6
45(2033)	108,376	9,034	63,582	35,760	8.3	58.7	33.0
46(2034)	107,289	8,906	62,471	35,912	8.3	58.2	33.5
47(2035)	106,183	8,775	61,325	36,083	8.3	57.8	34.0
48(2036)	105,059	8,639	60,125	36,295	8.2	57.2	34.5
49(2037)	103,916	8,497	58,879	36,540	8.2	56.7	35.2
50(2038)	102,758	8,348	57,596	36,814	8.1	56.1	35.8
51(2039)	101,585	8,191	56,345	37,050	8.1	55.5	36.5
52(2040)	100,400	8,027	55,181	37,192	8.0	55.0	37.0
53(2041)	99,205	7,856	54,093	37,256	7.9	54.5	37.6
54(2042)	98,001	7,679	53,079	37,243	7.8	54.2	38.0
55(2043)	96,792	7,497	52,102	37,193	7.7	53.8	38.4
56(2044)	95,579	7,311	51,180	37,088	7.6	53.5	38.8
57(2045)	94,365	7,123	50,288	36,953	7.5	53.3	39.2
58(2046)	93,151	6,936	49,443	36,773	7.4	53.1	39.5
59(2047)	91,939	6,750	48,601	36,589	7.3	52.9	39.8
60(2048)	90,731	6,567	47,736	36,428	7.2	52.6	40.1
61(2049)	89,526	6,390	46,865	36,271	7.1	52.3	40.5
62(2050)	88,326	6,219	46,005	36,102	7.0	52.1	40.9
63(2051)	87,130	6,057	45,176	35,898	7.0	51.8	41.2
64(2052)	85,938	5,904	44,359	35,675	6.9	51.6	41.5
65(2053)	84,749	5,761	43,565	35,423	6.8	51.4	41.8
66(2054)	83,562	5,628	42,791	35,143	6.7	51.2	42.1
67(2055)	82,375	5,505	42,037	34,833	6.7	51.0	42.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図2-1 総人口の推移—出生高位・中位・低位（死亡高位）推計—

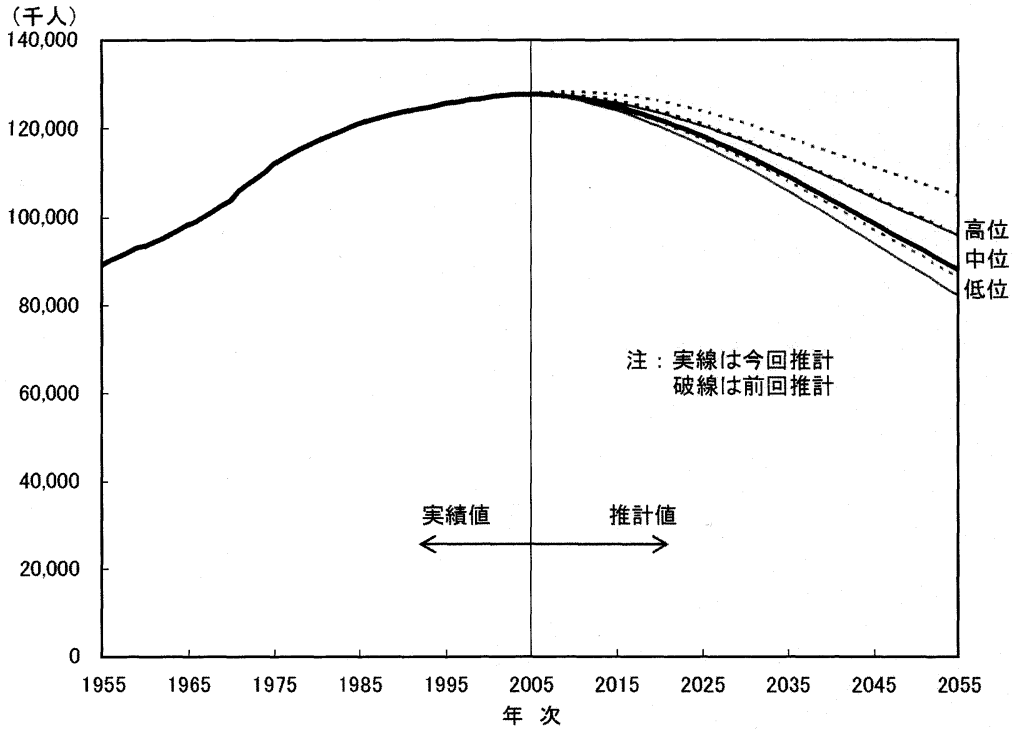


図2-2 老年（65歳以上）人口割合の推移—出生中位・高位・低位（死亡高位）推計—

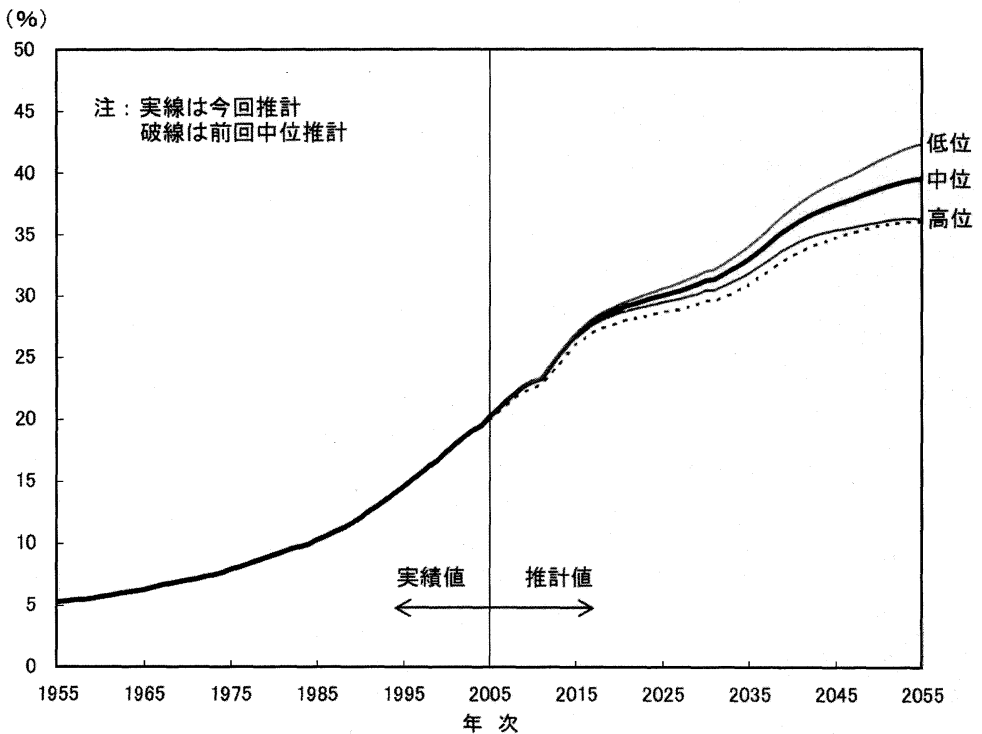


表3-1 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生中位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,788	17,437	83,733	26,619	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,756	17,238	83,018	27,500	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,667	17,024	82,346	28,297	13.3	64.5	22.2
21(2009)	127,533	16,764	81,661	29,107	13.1	64.0	22.8
22(2010)	127,352	16,481	81,306	29,565	12.9	63.8	23.2
23(2011)	127,127	16,194	81,041	29,891	12.7	63.7	23.5
24(2012)	126,858	15,881	80,009	30,967	12.5	63.1	24.4
25(2013)	126,548	15,544	78,892	32,112	12.3	62.3	25.4
26(2014)	126,199	15,203	77,762	33,234	12.0	61.6	26.3
27(2015)	125,811	14,844	76,845	34,122	11.8	61.1	27.1
28(2016)	125,386	14,488	76,065	34,832	11.6	60.7	27.8
29(2017)	124,924	14,136	75,389	35,399	11.3	60.3	28.3
30(2018)	124,427	13,806	74,778	35,843	11.1	60.1	28.8
31(2019)	123,897	13,491	74,248	36,158	10.9	59.9	29.2
32(2020)	123,335	13,205	73,687	36,444	10.7	59.7	29.5
33(2021)	122,743	12,895	73,196	36,651	10.5	59.6	29.9
34(2022)	122,122	12,626	72,736	36,761	10.3	59.6	30.1
35(2023)	121,474	12,385	72,206	36,884	10.2	59.4	30.4
36(2024)	120,799	12,163	71,613	37,024	10.1	59.3	30.6
37(2025)	120,100	11,960	71,028	37,113	10.0	59.1	30.9
38(2026)	119,378	11,773	70,433	37,172	9.9	59.0	31.1
39(2027)	118,633	11,601	69,802	37,230	9.8	58.8	31.4
40(2028)	117,866	11,442	69,104	37,320	9.7	58.6	31.7
41(2029)	117,079	11,294	68,353	37,433	9.6	58.4	32.0
42(2030)	116,273	11,154	67,484	37,634	9.6	58.0	32.4
43(2031)	115,445	11,021	66,919	37,505	9.5	58.0	32.5
44(2032)	114,598	10,892	65,981	37,725	9.5	57.6	32.9
45(2033)	113,731	10,767	65,030	37,935	9.5	57.2	33.4
46(2034)	112,844	10,642	64,037	38,165	9.4	56.7	33.8
47(2035)	111,936	10,517	63,008	38,412	9.4	56.3	34.3
48(2036)	111,010	10,389	61,922	38,698	9.4	55.8	34.9
49(2037)	110,064	10,259	60,790	39,016	9.3	55.2	35.4
50(2038)	109,101	10,124	59,618	39,360	9.3	54.6	36.1
51(2039)	108,121	9,984	58,477	39,661	9.2	54.1	36.7
52(2040)	107,127	9,838	57,424	39,865	9.2	53.6	37.2
53(2041)	106,120	9,688	56,446	39,986	9.1	53.2	37.7
54(2042)	105,103	9,532	55,544	40,027	9.1	52.8	38.1
55(2043)	104,076	9,372	54,678	40,026	9.0	52.5	38.5
56(2044)	103,042	9,208	53,868	39,966	8.9	52.3	38.8
57(2045)	102,004	9,042	53,089	39,873	8.9	52.0	39.1
58(2046)	100,963	8,874	52,358	39,731	8.8	51.9	39.4
59(2047)	99,921	8,707	51,631	39,583	8.7	51.7	39.6
60(2048)	98,879	8,541	50,882	39,456	8.6	51.5	39.9
61(2049)	97,839	8,379	50,128	39,332	8.6	51.2	40.2
62(2050)	96,803	8,220	49,387	39,195	8.5	51.0	40.5
63(2051)	95,769	8,067	48,678	39,024	8.4	50.8	40.7
64(2052)	94,740	7,921	47,984	38,835	8.4	50.6	41.0
65(2053)	93,714	7,781	47,315	38,619	8.3	50.5	41.2
66(2054)	92,691	7,648	46,668	38,376	8.3	50.3	41.4
67(2055)	91,669	7,522	46,042	38,104	8.2	50.2	41.6

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表3-2 総人口、年齢3区分(0~14歳、15~64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生高位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,803	17,451	83,733	26,619	13.7	65.5	20.8
19(2007)	127,823	17,306	83,018	27,500	13.5	64.9	21.5
20(2008)	127,802	17,159	82,346	28,297	13.4	64.4	22.1
21(2009)	127,740	16,972	81,661	29,107	13.3	63.9	22.8
22(2010)	127,639	16,767	81,306	29,565	13.1	63.7	23.2
23(2011)	127,499	16,567	81,041	29,891	13.0	63.6	23.4
24(2012)	127,325	16,348	80,009	30,967	12.8	62.8	24.3
25(2013)	127,118	16,114	78,892	32,112	12.7	62.1	25.3
26(2014)	126,880	15,885	77,762	33,234	12.5	61.3	26.2
27(2015)	126,612	15,645	76,845	34,122	12.4	60.7	26.9
28(2016)	126,315	15,417	76,065	34,832	12.2	60.2	27.6
29(2017)	125,987	15,199	75,389	35,399	12.1	59.8	28.1
30(2018)	125,631	15,009	74,778	35,843	11.9	59.5	28.5
31(2019)	125,246	14,840	74,248	36,158	11.8	59.3	28.9
32(2020)	124,834	14,704	73,687	36,444	11.8	59.0	29.2
33(2021)	124,396	14,534	73,211	36,651	11.7	58.9	29.5
34(2022)	123,933	14,370	72,803	36,761	11.6	58.7	29.7
35(2023)	123,445	14,222	72,339	36,884	11.5	58.6	29.9
36(2024)	122,933	14,090	71,819	37,024	11.5	58.4	30.1
37(2025)	122,398	13,972	71,313	37,113	11.4	58.3	30.3
38(2026)	121,840	13,865	70,804	37,172	11.4	58.1	30.5
39(2027)	121,261	13,765	70,266	37,230	11.4	57.9	30.7
40(2028)	120,660	13,669	69,671	37,320	11.3	57.7	30.9
41(2029)	120,039	13,576	69,030	37,433	11.3	57.5	31.2
42(2030)	119,397	13,482	68,281	37,634	11.3	57.2	31.5
43(2031)	118,736	13,388	67,842	37,505	11.3	57.1	31.6
44(2032)	118,054	13,292	67,037	37,725	11.3	56.8	32.0
45(2033)	117,354	13,194	66,225	37,935	11.2	56.4	32.3
46(2034)	116,634	13,092	65,377	38,165	11.2	56.1	32.7
47(2035)	115,895	12,987	64,496	38,412	11.2	55.7	33.1
48(2036)	115,139	12,878	63,563	38,698	11.2	55.2	33.6
49(2037)	114,367	12,764	62,586	39,016	11.2	54.7	34.1
50(2038)	113,579	12,646	61,573	39,360	11.1	54.2	34.7
51(2039)	112,777	12,524	60,592	39,661	11.1	53.7	35.2
52(2040)	111,964	12,398	59,701	39,865	11.1	53.3	35.6
53(2041)	111,141	12,268	58,886	39,986	11.0	53.0	36.0
54(2042)	110,310	12,136	58,147	40,027	11.0	52.7	36.3
55(2043)	109,473	12,002	57,446	40,026	11.0	52.5	36.6
56(2044)	108,632	11,867	56,799	39,966	10.9	52.3	36.8
57(2045)	107,790	11,733	56,184	39,873	10.9	52.1	37.0
58(2046)	106,948	11,600	55,616	39,731	10.8	52.0	37.2
59(2047)	106,106	11,470	55,053	39,583	10.8	51.9	37.3
60(2048)	105,268	11,343	54,468	39,456	10.8	51.7	37.5
61(2049)	104,433	11,221	53,880	39,332	10.7	51.6	37.7
62(2050)	103,603	11,102	53,306	39,195	10.7	51.5	37.8
63(2051)	102,778	10,989	52,765	39,024	10.7	51.3	38.0
64(2052)	101,958	10,881	52,242	38,835	10.7	51.2	38.1
65(2053)	101,143	10,778	51,746	38,619	10.7	51.2	38.2
66(2054)	100,331	10,680	51,275	38,376	10.6	51.1	38.2
67(2055)	99,520	10,588	50,828	38,104	10.6	51.1	38.3

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

表3-3 総人口、年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別人口および年齢構造係数：[出生低位(死亡低位)推計]

年次	人口(1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成 17(2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,780	17,429	83,733	26,619	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,687	17,170	83,018	27,500	13.4	65.0	21.5
20(2008)	127,515	16,871	82,346	28,297	13.2	64.6	22.2
21(2009)	127,287	16,519	81,661	29,107	13.0	64.2	22.9
22(2010)	127,005	16,133	81,306	29,565	12.7	64.0	23.3
23(2011)	126,671	15,739	81,041	29,891	12.4	64.0	23.6
24(2012)	126,290	15,313	80,009	30,967	12.1	63.4	24.5
25(2013)	125,863	14,860	78,892	32,112	11.8	62.7	25.5
26(2014)	125,396	14,401	77,762	33,234	11.5	62.0	26.5
27(2015)	124,889	13,922	76,845	34,122	11.1	61.5	27.3
28(2016)	124,344	13,447	76,065	34,832	10.8	61.2	28.0
29(2017)	123,764	12,976	75,389	35,399	10.5	60.9	28.6
30(2018)	123,149	12,528	74,778	35,843	10.2	60.7	29.1
31(2019)	122,502	12,096	74,248	36,158	9.9	60.6	29.5
32(2020)	121,823	11,693	73,687	36,444	9.6	60.5	29.9
33(2021)	121,116	11,277	73,188	36,651	9.3	60.4	30.3
34(2022)	120,381	10,952	72,668	36,761	9.1	60.4	30.5
35(2023)	119,619	10,681	72,055	36,884	8.9	60.2	30.8
36(2024)	118,832	10,439	71,369	37,024	8.8	60.1	31.2
37(2025)	118,019	10,224	70,682	37,113	8.7	59.9	31.4
38(2026)	117,184	10,032	69,980	37,172	8.6	59.7	31.7
39(2027)	116,326	9,860	69,236	37,230	8.5	59.5	32.0
40(2028)	115,447	9,704	68,423	37,320	8.4	59.3	32.3
41(2029)	114,547	9,559	67,554	37,433	8.3	59.0	32.7
42(2030)	113,626	9,424	66,568	37,634	8.3	58.6	33.1
43(2031)	112,684	9,295	65,885	37,505	8.2	58.5	33.3
44(2032)	111,721	9,168	64,829	37,725	8.2	58.0	33.8
45(2033)	110,737	9,042	63,760	37,935	8.2	57.6	34.3
46(2034)	109,731	8,915	62,652	38,165	8.1	57.1	34.8
47(2035)	108,704	8,784	61,508	38,412	8.1	56.6	35.3
48(2036)	107,655	8,648	60,309	38,698	8.0	56.0	35.9
49(2037)	106,585	8,506	59,063	39,016	8.0	55.4	36.6
50(2038)	105,496	8,357	57,780	39,360	7.9	54.8	37.3
51(2039)	104,388	8,200	56,527	39,661	7.9	54.2	38.0
52(2040)	103,264	8,036	55,363	39,865	7.8	53.6	38.6
53(2041)	102,126	7,865	54,274	39,986	7.7	53.1	39.2
54(2042)	100,976	7,688	53,261	40,027	7.6	52.7	39.6
55(2043)	99,816	7,506	52,284	40,026	7.5	52.4	40.1
56(2044)	98,649	7,321	51,362	39,966	7.4	52.1	40.5
57(2045)	97,477	7,133	50,471	39,873	7.3	51.8	40.9
58(2046)	96,302	6,945	49,626	39,731	7.2	51.5	41.3
59(2047)	95,127	6,759	48,785	39,583	7.1	51.3	41.6
60(2048)	93,952	6,577	47,920	39,456	7.0	51.0	42.0
61(2049)	92,780	6,399	47,049	39,332	6.9	50.7	42.4
62(2050)	91,613	6,229	46,189	39,195	6.8	50.4	42.8
63(2051)	90,449	6,067	45,359	39,024	6.7	50.1	43.1
64(2052)	89,291	5,914	44,542	38,835	6.6	49.9	43.5
65(2053)	88,138	5,771	43,748	38,619	6.5	49.6	43.8
66(2054)	86,988	5,638	42,974	38,376	6.5	49.4	44.1
67(2055)	85,840	5,515	42,221	38,104	6.4	49.2	44.4

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

図3-1 総人口の推移－出生中位・高位・低位（死亡低位）推計－

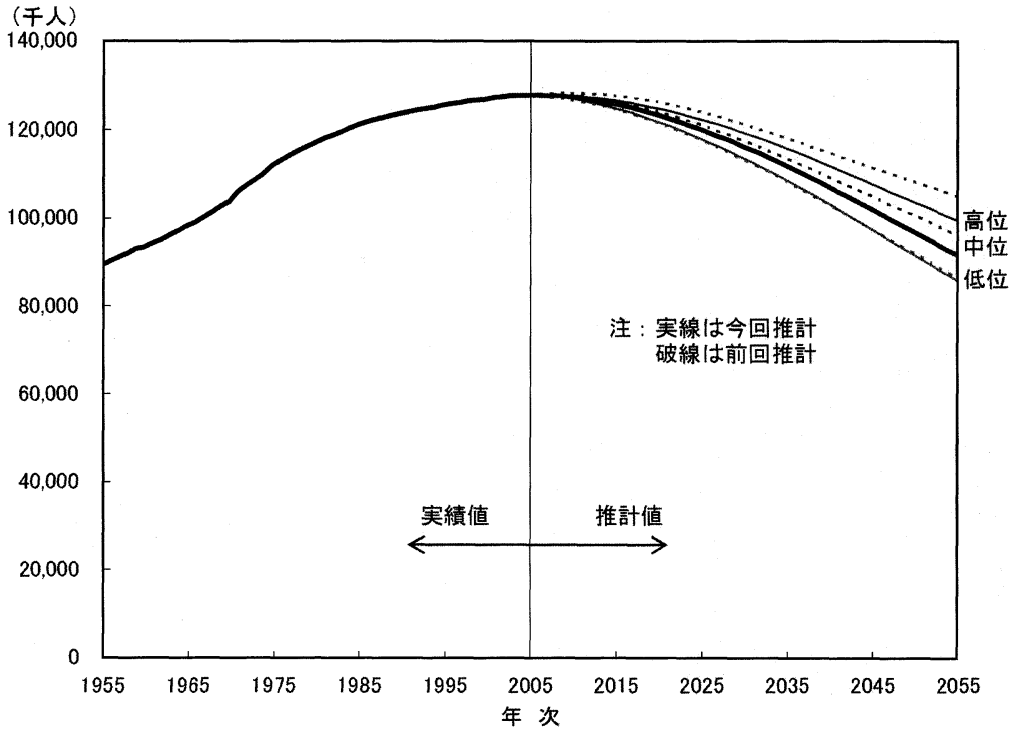
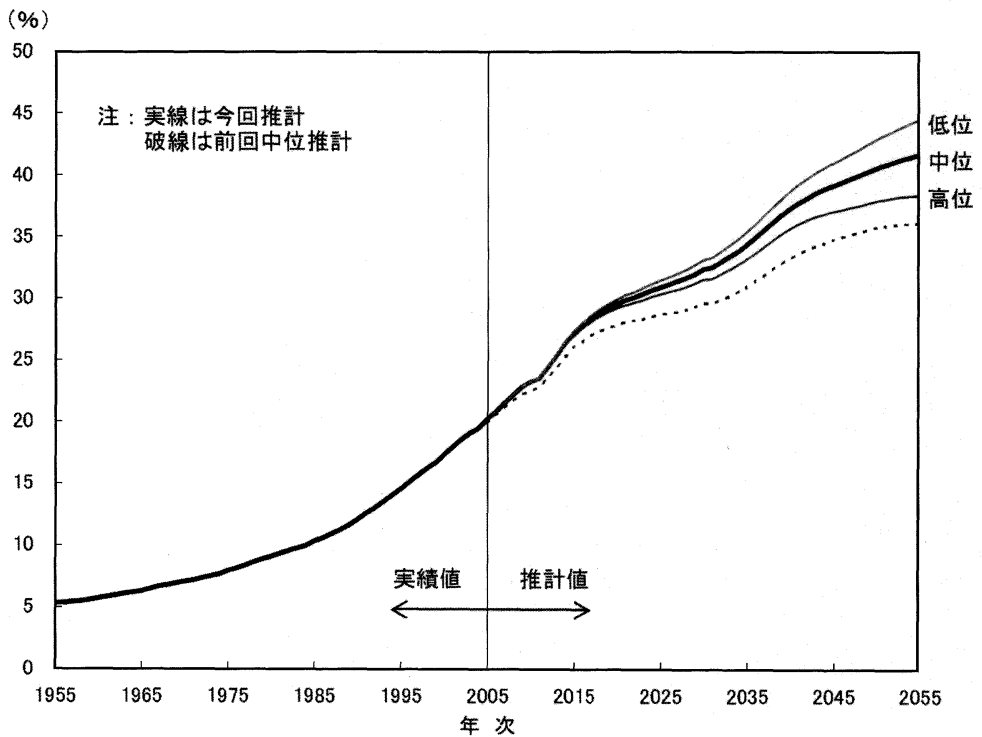


図3-2 老年（65歳以上）人口割合の推移－出生中位・高位・低位（死亡低位）推計－



《仮定値》

表4-1 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

年次	中位	高位	低位
平成 17(2005)	1.2601	1.2601	1.2601
18(2006)	1.2942	1.3243	1.2662
19(2007)	1.2467	1.3170	1.1626
20(2008)	1.2297	1.3179	1.1185
21(2009)	1.2232	1.3214	1.0980
22(2010)	1.2184	1.3282	1.0806
23(2011)	1.2152	1.3383	1.0666
24(2012)	1.2135	1.3516	1.0560
25(2013)	1.2134	1.3677	1.0486
26(2014)	1.2148	1.3853	1.0441
27(2015)	1.2171	1.4033	1.0418
28(2016)	1.2199	1.4210	1.0410
29(2017)	1.2227	1.4376	1.0411
30(2018)	1.2252	1.4528	1.0415
31(2019)	1.2273	1.4664	1.0421
32(2020)	1.2289	1.4783	1.0425
33(2021)	1.2302	1.4885	1.0426
34(2022)	1.2311	1.4971	1.0423
35(2023)	1.2320	1.5042	1.0417
36(2024)	1.2328	1.5100	1.0409
37(2025)	1.2335	1.5145	1.0400
38(2026)	1.2343	1.5181	1.0393
39(2027)	1.2351	1.5209	1.0386
40(2028)	1.2360	1.5231	1.0383
41(2029)	1.2371	1.5249	1.0382
42(2030)	1.2382	1.5264	1.0384
43(2031)	1.2394	1.5277	1.0389
44(2032)	1.2408	1.5289	1.0397
45(2033)	1.2422	1.5301	1.0407
46(2034)	1.2436	1.5311	1.0419
47(2035)	1.2450	1.5322	1.0433
48(2036)	1.2465	1.5332	1.0448
49(2037)	1.2479	1.5342	1.0463
50(2038)	1.2492	1.5351	1.0478
51(2039)	1.2505	1.5360	1.0491
52(2040)	1.2517	1.5368	1.0504
53(2041)	1.2528	1.5376	1.0516
54(2042)	1.2538	1.5383	1.0527
55(2043)	1.2548	1.5389	1.0538
56(2044)	1.2557	1.5395	1.0547
57(2045)	1.2566	1.5401	1.0556
58(2046)	1.2574	1.5407	1.0564
59(2047)	1.2582	1.5412	1.0571
60(2048)	1.2589	1.5418	1.0578
61(2049)	1.2597	1.5424	1.0584
62(2050)	1.2604	1.5429	1.0591
63(2051)	1.2611	1.5435	1.0598
64(2052)	1.2618	1.5441	1.0605
65(2053)	1.2625	1.5447	1.0613
66(2054)	1.2632	1.5454	1.0622
67(2055)	1.2640	1.5461	1.0630

平成17(2005)年は実績値である。死亡中位推計による。

表4-2 平均寿命の推移：死亡中位・死亡高位・死亡低位推計

年次	死亡中位 (年)		
	男	女	男女差
平成 17(2005)	78.53	85.49	6.96
18(2006)	78.85	85.78	6.93
19(2007)	79.02	85.94	6.92
20(2008)	79.19	86.10	6.91
21(2009)	79.35	86.25	6.90
22(2010)	79.51	86.41	6.90
23(2011)	79.66	86.55	6.89
24(2012)	79.80	86.69	6.89
25(2013)	79.94	86.82	6.88
26(2014)	80.08	86.95	6.87
27(2015)	80.22	87.08	6.86
28(2016)	80.35	87.20	6.85
29(2017)	80.49	87.33	6.84
30(2018)	80.61	87.45	6.83
31(2019)	80.73	87.57	6.84
32(2020)	80.85	87.68	6.83
33(2021)	80.96	87.78	6.83
34(2022)	81.07	87.89	6.82
35(2023)	81.18	87.99	6.81
36(2024)	81.29	88.09	6.80
37(2025)	81.39	88.19	6.79
38(2026)	81.50	88.28	6.79
39(2027)	81.60	88.38	6.78
40(2028)	81.70	88.48	6.78
41(2029)	81.79	88.57	6.78
42(2030)	81.88	88.66	6.78
43(2031)	81.97	88.74	6.78
44(2032)	82.06	88.83	6.77
45(2033)	82.14	88.90	6.76
46(2034)	82.23	88.98	6.76
47(2035)	82.31	89.06	6.75
48(2036)	82.39	89.14	6.74
49(2037)	82.47	89.21	6.74
50(2038)	82.55	89.28	6.73
51(2039)	82.63	89.36	6.73
52(2040)	82.71	89.43	6.72
53(2041)	82.78	89.50	6.72
54(2042)	82.85	89.57	6.72
55(2043)	82.92	89.64	6.72
56(2044)	82.99	89.71	6.72
57(2045)	83.05	89.77	6.72
58(2046)	83.12	89.83	6.72
59(2047)	83.18	89.89	6.71
60(2048)	83.25	89.95	6.70
61(2049)	83.31	90.01	6.70
62(2050)	83.37	90.07	6.69
63(2051)	83.43	90.12	6.69
64(2052)	83.50	90.18	6.68
65(2053)	83.56	90.24	6.68
66(2054)	83.62	90.29	6.67
67(2055)	83.67	90.34	6.67

平成17(2005)年は実績値である。

表4-2 平均寿命の推移：死亡中位・死亡高位・死亡低位推計（つづき）

年次	(年)					
	死亡高位			死亡低位		
	男	女	男女差	男	女	男女差
平成 17(2005)	78.53	85.49	6.96	78.53	85.49	6.96
18(2006)	78.51	85.47	6.96	79.19	86.10	6.90
19(2007)	78.66	85.61	6.96	79.39	86.28	6.89
20(2008)	78.80	85.75	6.95	79.58	86.47	6.88
21(2009)	78.94	85.88	6.94	79.76	86.64	6.88
22(2010)	79.07	86.00	6.93	79.93	86.80	6.87
23(2011)	79.20	86.12	6.92	80.11	86.96	6.86
24(2012)	79.33	86.24	6.92	80.28	87.12	6.84
25(2013)	79.45	86.36	6.91	80.45	87.28	6.83
26(2014)	79.57	86.48	6.90	80.61	87.44	6.82
27(2015)	79.68	86.59	6.91	80.77	87.59	6.82
28(2016)	79.79	86.69	6.90	80.92	87.73	6.82
29(2017)	79.89	86.79	6.89	81.06	87.87	6.81
30(2018)	79.99	86.88	6.89	81.21	88.01	6.79
31(2019)	80.09	86.97	6.88	81.36	88.14	6.78
32(2020)	80.19	87.06	6.87	81.50	88.27	6.77
33(2021)	80.29	87.15	6.87	81.64	88.40	6.76
34(2022)	80.38	87.24	6.86	81.77	88.53	6.76
35(2023)	80.47	87.33	6.86	81.90	88.66	6.76
36(2024)	80.56	87.41	6.85	82.02	88.78	6.76
37(2025)	80.64	87.49	6.85	82.15	88.89	6.75
38(2026)	80.72	87.57	6.85	82.27	89.01	6.74
39(2027)	80.80	87.65	6.85	82.39	89.12	6.73
40(2028)	80.87	87.72	6.85	82.51	89.23	6.72
41(2029)	80.95	87.79	6.84	82.63	89.34	6.71
42(2030)	81.02	87.86	6.84	82.74	89.44	6.70
43(2031)	81.09	87.92	6.83	82.85	89.55	6.70
44(2032)	81.16	87.99	6.83	82.95	89.66	6.71
45(2033)	81.23	88.05	6.82	83.06	89.76	6.70
46(2034)	81.29	88.11	6.82	83.16	89.85	6.69
47(2035)	81.36	88.18	6.82	83.26	89.94	6.68
48(2036)	81.42	88.24	6.81	83.36	90.03	6.68
49(2037)	81.49	88.30	6.81	83.46	90.12	6.67
50(2038)	81.55	88.35	6.80	83.55	90.21	6.66
51(2039)	81.61	88.41	6.80	83.65	90.30	6.65
52(2040)	81.67	88.47	6.80	83.74	90.39	6.64
53(2041)	81.72	88.53	6.80	83.83	90.47	6.64
54(2042)	81.78	88.58	6.80	83.92	90.56	6.64
55(2043)	81.83	88.63	6.80	84.00	90.64	6.64
56(2044)	81.88	88.69	6.80	84.09	90.73	6.64
57(2045)	81.93	88.73	6.80	84.17	90.81	6.64
58(2046)	81.98	88.78	6.80	84.25	90.88	6.63
59(2047)	82.03	88.83	6.79	84.33	90.96	6.63
60(2048)	82.08	88.87	6.79	84.41	91.03	6.62
61(2049)	82.13	88.92	6.79	84.49	91.10	6.61
62(2050)	82.18	88.96	6.78	84.57	91.17	6.60
63(2051)	82.22	89.00	6.78	84.64	91.24	6.60
64(2052)	82.27	89.05	6.78	84.72	91.31	6.59
65(2053)	82.32	89.09	6.77	84.79	91.38	6.58
66(2054)	82.36	89.13	6.77	84.86	91.45	6.58
67(2055)	82.41	89.17	6.77	84.93	91.51	6.58

平成17(2005)年は実績値である。

表4-3 男女、年齢別日本人入国超過率

期末年齢	男	女	期末年齢	男	女
0	-0.00435	-0.00441	55	-0.00076	0.00005
1	-0.00340	-0.00341	56	-0.00068	0.00010
2	-0.00223	-0.00224	57	-0.00064	0.00012
3	-0.00118	-0.00121	58	-0.00064	0.00011
4	-0.00054	-0.00058	59	-0.00061	0.00012
5	-0.00034	-0.00036	60	-0.00053	0.00015
6	-0.00035	-0.00034	61	-0.00039	0.00021
7	-0.00020	-0.00016	62	-0.00025	0.00024
8	-0.00008	-0.00007	63	-0.00017	0.00022
9	-0.00001	-0.00002	64	-0.00013	0.00020
10	0.00002	0.00000	65	-0.00009	0.00019
11	0.00004	0.00001	66	-0.00002	0.00021
12	0.00020	0.00020	67	0.00002	0.00021
13	0.00035	0.00031	68	0.00004	0.00018
14	0.00035	0.00013	69	0.00007	0.00015
15	0.00031	-0.00001	70	0.00011	0.00012
16	0.00019	-0.00011	71	0.00014	0.00012
17	-0.00006	-0.00028	72	0.00014	0.00013
18	-0.00047	-0.00078	73	0.00012	0.00013
19	-0.00093	-0.00150	74	0.00009	0.00011
20	-0.00130	-0.00214	75	0.00008	0.00007
21	-0.00134	-0.00237	76	0.00007	0.00004
22	-0.00097	-0.00202	77	0.00005	0.00002
23	-0.00055	-0.00155	78	0.00004	0.00002
24	-0.00033	-0.00122	79	0.00004	0.00002
25	-0.00023	-0.00084	80	0.00005	0.00001
26	-0.00023	-0.00047	81	0.00004	0.00001
27	-0.00023	-0.00011	82	0.00004	0.00001
28	-0.00021	0.00000	83	0.00002	0.00001
29	-0.00022	-0.00009	84	0.00001	0.00001
30	-0.00029	-0.00021	85	-0.00001	0.00001
31	-0.00038	-0.00026	86	-0.00002	0.00001
32	-0.00046	-0.00024	87	-0.00003	0.00000
33	-0.00049	-0.00019	88	-0.00003	0.00001
34	-0.00047	-0.00011	89	-0.00003	0.00001
35	-0.00042	-0.00004	90	0.00000	0.00000
36	-0.00040	0.00004	91	0.00000	0.00000
37	-0.00043	0.00014	92	0.00000	0.00000
38	-0.00052	0.00021	93	0.00000	0.00000
39	-0.00059	0.00028	94	0.00000	0.00000
40	-0.00062	0.00033	95	0.00000	0.00000
41	-0.00062	0.00037	96	0.00000	0.00000
42	-0.00062	0.00037	97	0.00000	0.00000
43	-0.00062	0.00032	98	0.00000	0.00000
44	-0.00063	0.00025	99	0.00000	0.00000
45	-0.00066	0.00016	100	0.00000	0.00000
46	-0.00071	0.00009	101	0.00000	0.00000
47	-0.00076	0.00004	102	0.00000	0.00000
48	-0.00080	0.00002	103	0.00000	0.00000
49	-0.00081	0.00000	104	0.00000	0.00000
50	-0.00081	-0.00002	105+	0.00000	0.00000
51	-0.00082	-0.00003			
52	-0.00085	-0.00004			
53	-0.00086	-0.00004			
54	-0.00084	0.00000			

日本人人口に対する日本人入国超過率。

表4-4 男女別外国人入国超過数

(人)

期末年	男	女	期末年	男	女	期末年	男	女
2006	25,890	26,462	2013	30,106	37,518	2020	32,384	40,838
2007	26,677	28,972	2014	30,518	38,263	2021	32,617	41,067
2008	27,390	31,079	2015	30,896	38,891	2022	32,833	41,261
2009	28,038	32,848	2016	31,244	39,421	2023	33,034	41,427
2010	28,627	34,334	2017	31,564	39,869	2024	33,220	41,567
2011	29,165	35,583	2018	31,859	40,247	2025	33,393	41,686
2012	29,656	36,634	2019	32,132	40,567			

表4-5 男女、年齢別外国人入国超過年齢割合

期末年齢	男	女	期末年齢	男	女
0	-0.00180	-0.00044	55	-0.00198	-0.00136
1	0.00326	0.00243	56	-0.00222	-0.00153
2	0.00474	0.00309	57	-0.00275	-0.00181
3	0.00304	0.00183	58	-0.00336	-0.00199
4	-0.00004	-0.00005	59	-0.00364	-0.00197
5	-0.00219	-0.00115	60	-0.00340	-0.00185
6	-0.00212	-0.00087	61	-0.00278	-0.00171
7	-0.00102	-0.00012	62	-0.00227	-0.00154
8	0.00045	0.00072	63	-0.00201	-0.00137
9	0.00185	0.00143	64	-0.00197	-0.00119
10	0.00267	0.00182	65	-0.00192	-0.00106
11	0.00283	0.00189	66	-0.00157	-0.00095
12	0.00305	0.00214	67	-0.00118	-0.00090
13	0.00457	0.00297	68	-0.00091	-0.00087
14	0.00626	0.00221	69	-0.00086	-0.00080
15	0.00836	0.00228	70	-0.00083	-0.00068
16	0.01844	0.01240	71	-0.00067	-0.00053
17	0.04253	0.03911	72	-0.00055	-0.00043
18	0.07496	0.07820	73	-0.00049	-0.00040
19	0.10608	0.11587	74	-0.00048	-0.00041
20	0.12761	0.13681	75	-0.00046	-0.00041
21	0.13486	0.13368	76	-0.00037	-0.00036
22	0.12916	0.11243	77	-0.00027	-0.00027
23	0.11464	0.08625	78	-0.00031	-0.00019
24	0.09288	0.06304	79	-0.00044	-0.00014
25	0.06653	0.04632	80	-0.00052	-0.00011
26	0.04411	0.03684	81	-0.00046	-0.00011
27	0.03086	0.03207	82	-0.00034	-0.00013
28	0.02283	0.02817	83	-0.00023	-0.00013
29	0.01665	0.02326	84	-0.00019	-0.00010
30	0.01133	0.01749	85	-0.00018	-0.00007
31	0.00706	0.01187	86	-0.00018	-0.00005
32	0.00418	0.00738	87	-0.00014	-0.00003
33	0.00196	0.00430	88	-0.00009	-0.00002
34	-0.00073	0.00252	89	-0.00004	-0.00001
35	-0.00356	0.00211	90	0.00001	0.00000
36	-0.00551	0.00242	91	0.00000	0.00000
37	-0.00594	0.00277	92	0.00000	0.00000
38	-0.00532	0.00280	93	0.00000	0.00000
39	-0.00438	0.00253	94	0.00000	0.00000
40	-0.00325	0.00225	95	0.00000	0.00000
41	-0.00194	0.00224	96	0.00000	0.00000
42	-0.00083	0.00232	97	0.00000	0.00000
43	-0.00010	0.00198	98	0.00000	0.00000
44	0.00001	0.00134	99	0.00000	0.00000
45	-0.00021	0.00078	100	0.00000	0.00000
46	-0.00043	0.00037	101	0.00000	0.00000
47	-0.00042	0.00003	102	0.00000	0.00000
48	-0.00042	-0.00024	103	0.00000	0.00000
49	-0.00054	-0.00054	104	0.00000	0.00000
50	-0.00075	-0.00082	105+	0.00000	0.00000
51	-0.00107	-0.00108			
52	-0.00150	-0.00129			
53	-0.00177	-0.00136			
54	-0.00185	-0.00134			

男女別外国人入国超過数を1とした場合の年齢別割合。

図4-1 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

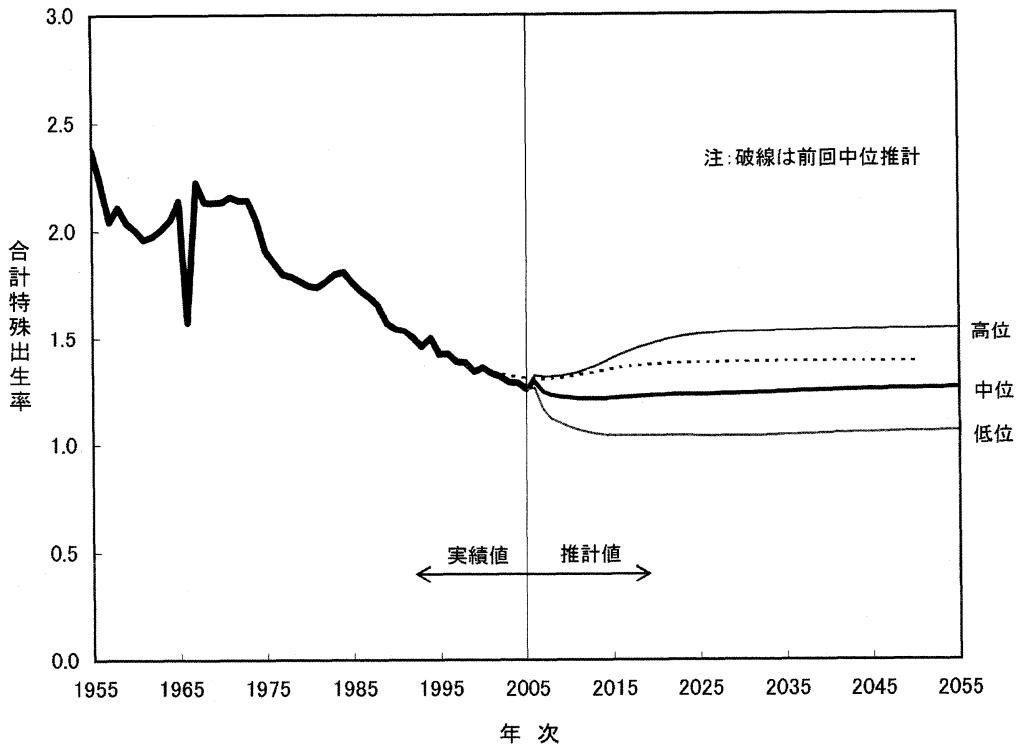


図4-2 平均寿命の推移：中位・高位・低位推計

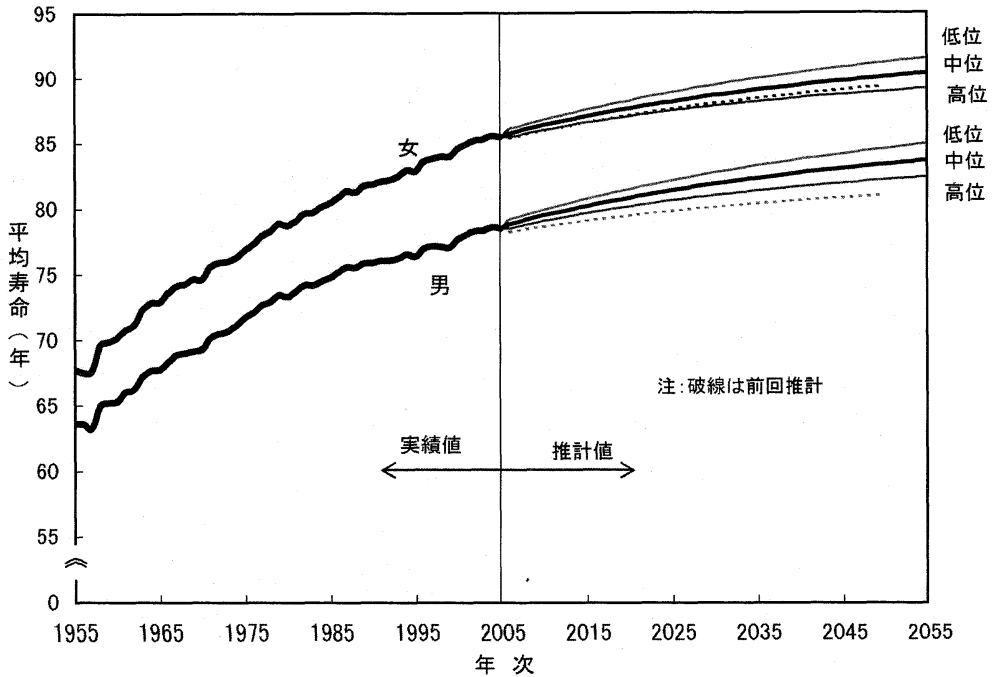


図4-3 男女、年齢別日本人入国超過率

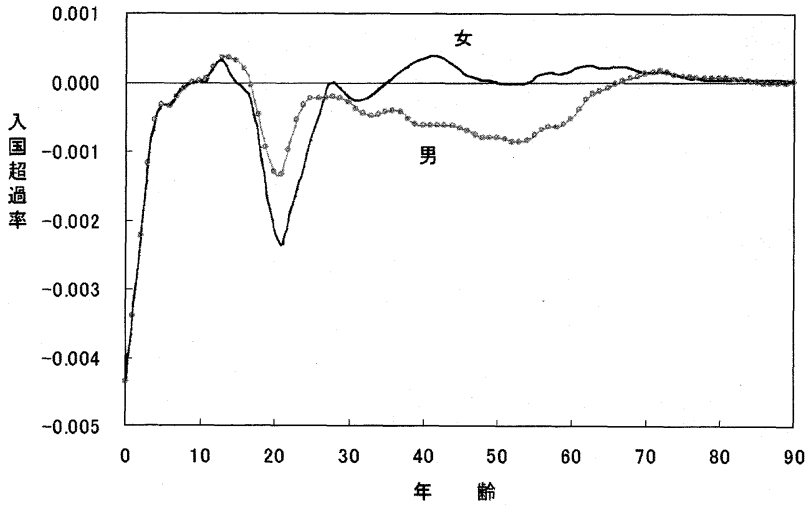


図4-4 男女別外国人入国超過率

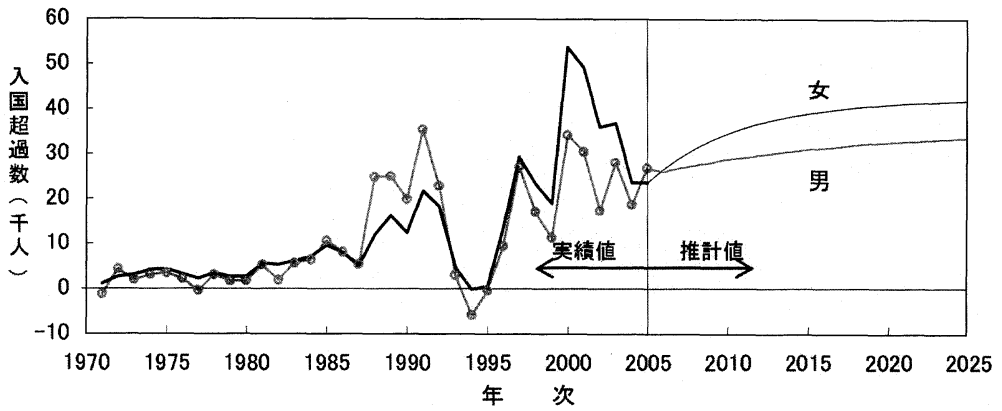
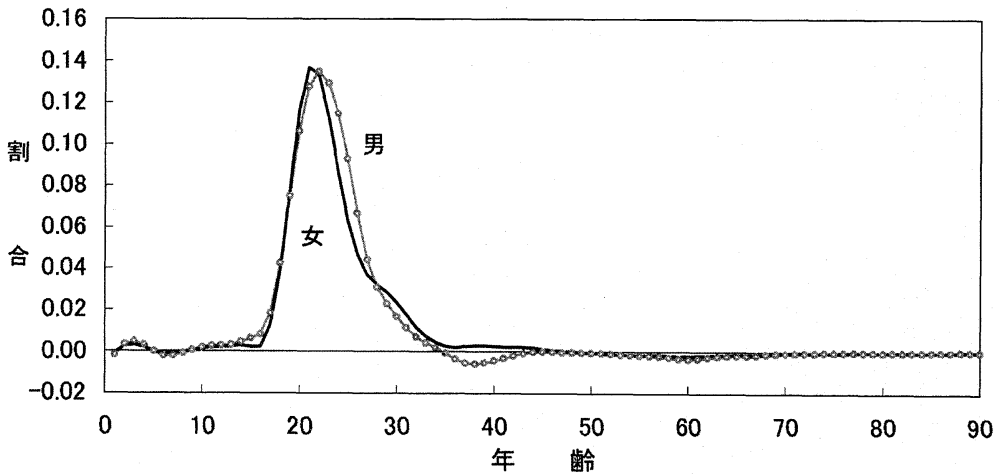


図4-5 男女、年齢別外国人入国超過年齢割合



第Ⅱ部

社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに

中央省庁再編（中央省庁等改革基本法）によって、総理府社会保障制度審議会事務局が平成13年1月6日をもって廃止された。そのため本統計年報において平成11年版まで掲載してきた同事務局の推計「社会保障関係総費用」の更新ができなくなった。これまで本節、1. 社会保障の体系は社会保障制度審議会の「勧告」に基づく社会保障制度の定義において整理してきた。基本的にその枠組みが変更されることは無いが、「社会保障関係総費用」において採用されてきた3分類すなわち「狭義の社会保障」「広義の社会保障」「社会保障関連制度」の区分による、費用を示すことができない。そこで代わりに社会保障費用統計としては、国立社会保障・人口問題研究所が推計公表している「社会保障給付費」を掲載し、理解の助けとなるよう配慮した。

なお、社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- 1 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
(1) 高齢 (2) 遺族 (3) 障害 (4) 労働災害 (5) 保健医療 (6) 家族 (7) 失業 (8) 住宅
(9) 生活保護その他
- 2 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- 3 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。
あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職 域		
根 拠 法 〔施 行〕		健康保険法 (大11.4.22法70) 〔昭2.1.1〕		船員保険法 (昭14.4.6法73) 〔昭和15.6.1〕
対 象		一 般 被 用 者	法第3条第2項の規定 による労働者	船 員
経 営 主 体 (平成18年3月末現在)		政 府	各 種 健 康 保 険 組 合 (1,561)	政 府
加 入 者 数 (平成18年3月末現在)		19,156千人 (家族数16,493千人)	15,054千人 (15,065千人)	15千人 (10千人)
財 源	一般掛金率 本人使用者}計	4.1% } 8.2% 4.1% }	3.304% } 7.396% 4.093% } (平成18年2月末現在の 平均)	1級日額 ~ 13級日額 150円 3,010円
	国庫負担・補助 (平成18年度予算)	給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出金分16.4%	事務費の全額 給付費の補助(定額)	給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出金分16.4%
保 険 給 付	診療等 (一部負担)	3歳未満 3歳~69歳 70歳以上	2割 3割 1割(現役並み所得者は3割)	
	入院時食事療養費	標準負担額	・一般 1食260円 ・低所得者 1食210円	但し、91日目以降は1食160円
	高額療養費	自己負担限度額が80,100円+(医療費-267,000円)×1% (低所得者は35,400円、上位所得者は ※ ① 世帯合算(同一月に21,000円以上の負担が複数生じた場合はこれを合算して世帯単位で高 ② 多数該当世帯の負担軽減(12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額は ③ 長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等については、		
	出産育児一時金	350,000円		
	家族出産育児一時金	350,000円		
	埋 葬 料	50,000円	50,000円	標準報酬月額×2/3 (最低額100,000円)
	家族埋葬料	50,000円		標準報酬月額×2/3 (最低額50,000円)
休 業 給 付	傷病手当金	1日につき標準報酬日額×2/3 1年6月まで	1日につき最大月間標準 賃金日額総額×1/45相当額 6月(結核性1.5年)まで	1日につき標準報酬日額 ×2/3 3年まで
	出産手当金	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日(多胎 妊娠の場合は、98日)から分娩日後56日まで	1日につき月間標準賃金 日額総額×1/45相当額	1日につき標準報酬日額 ×2/3 分娩日以前未就労期間、 分娩日後56日分まで
	休業手当金	—		
災 害 給 付	弔 慰 金	—		
	家族弔慰金	—		
	災害見舞金	—		

- (注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第3条第2項被保険者を使用する事業主の
2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。
3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。
4 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入す
5 老人保健制度による医療の対象者は、各医療保険制度加入の75歳以上の者(平成14年9月末に70歳に達しているものを
6 低所得者は、市町村民税非課税世帯に属する者等である。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成19(2007)年4月現在

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員共済組合 地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済 私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険 国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国 家 公 務 員	地 方 公 務 員	私 立 学 校 教 職 員	一般国民(農業者・自営業者等)	被用者保険の退職者	
各省庁等共済組合 (21)	各地方公務員等共済組合 (54)	日本私立学校振興・団 共 済 事 業 団	各市町村 (特別区) (1,835)	各国民健康 保険組合 (166)	各市町村
1,105千人 (1,387千人)	2,844千人 (3,407千人)	475千人 (368千人)	47,693千人	3,934千人	退職者 7,993千人
2.74%~4.30% } 2.74%~4.30% } 5.48~ 8.61% (平成19年9月1日現在)	4.39% } 4.39% } 8.78% (平成19年9月1日現在)	3.36% } 3.36% } 6.72% (平成18年3月末現在)	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額)(市町村) 161,161円(17年度)		
事務費の全額	〔各地方公共 体が事務費の 全額負担〕	事務費の一部	事務費の全額 給付費等の 43%	給付費等の 32~52%	なし

・低所得者のうち特に所得の低い者(70歳~74歳) 1食100円

150,000円+(医療費-500,000円)×1%を超える場合その超える額を支給する
額療養費を支給)

44,400円(低所得者24,600円、上位所得者83,400円)

自己負担限度額は10,000円。ただし、人工透析を行う慢性腎不全の患者で70歳未満の上位所得者は、自己負担限度額が20,000円)

条例・規定の定めるところによる (基準額350,000円)			条例・規定の定めるところによる *(基準額350,000円)
条例・規定の定めるところによる (基準額350,000円)			—
50,000円	50,000円	50,000円	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5 万円程度としているところが多い)
50,000円	50,000円	50,000円	—
1日につき標準報酬日額× 2/3 1年6月(結核性3年)まで	1日につき給料日額×2/3に 一定係数を乗じた額 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額× 2/3に一定係数を乗じた額 1年6月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額× 2/3	1日につき給料日額×2/3に 一定係数を乗じた額	1日につき標準給与日額× 2/3に一定係数を乗じた額	
分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から分娩日後56日まで			
1日につき標準報酬日額×50/100	1日につき標準報酬日額× 50/100	1日につき標準報酬日額× 50/100	—
標準報酬月額×1/100	給料月額×1/100	標準給与月額×1/100	—
標準報酬月額×70/100	給料月額×70/100	標準給与月額×70/100	—
損害の程度に応じ標準報酬月 額の半月分~3月分	損害の程度に応じ給料の半月 分~3月分	損害の程度に応じ標準給与月 額の半月分~3月分	—

設立する健康保険組合にあつては、日雇拋出金を含む)

る者及びその家族については政管健保並である。
含む)と65歳以上75歳未満の寝たきりの状態にある者である。

② 年金制度

平成19(2007)年9月現在

制度の種類		国	民	年	金
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕			
対象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であつて、20歳以上60歳未満の者				
経営主体	政 府				
被保険者数 (平成17年度末現在)	第1号被保険者2,190万人 第2号被保険者3,762万人 第3号被保険者1,092万人				
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額14,100円 ^(注1) (付加保険料)月額400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }			
	国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ^(注2) 、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額			
給付	支給要件	年 金 額			
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 ^(注3) 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある)		$792,100円 \times \frac{\left(\frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\text{免除月数}}\right) \times \frac{1}{3} + \left(\frac{\text{保険料3/4免除月数}}{\text{免除月数}}\right) \times \frac{1}{2} + \left(\frac{\text{保険料1/2免除月数}}{\text{免除月数}}\right) \times \frac{2}{3} + \left(\frac{\text{保険料1/4免除月数}}{\text{免除月数}}\right) \times \frac{5}{6}}{480^{(注4)}}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある	
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給		200円×付加保険料納付済月数	
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る ^(注5)) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給		1級 990,100円+加算額 2級 792,100円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)	
遺族給付	遺族基礎年金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1)被保険者 (2)被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者		子のある妻に支給する場合 792,100円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円) 子に支給する場合 792,100円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)を子の数で割った額	
	寡婦年金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く)		第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4	
	死亡一時金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給		保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円)付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算	

(注) 1) 平成19年4月現在。毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。
 2) 平成16年度から引き上げに着手し、19年度は1/3+32/1000。21年度までに1/2に引き上げる。
 3) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。
 4) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
 5) 平成28年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成19(2007)年9月現在

制度の種類		厚生年金保険					
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕					
対象		70歳未満の一般被用者、船員、日本鉄道(JR)・日本たばこ産業(JT)・日本電信電話(NTT)の役員、農林漁業団体等職員					
経営主体		政 府					
加入者数 (平成17年度末現在)		3,302万人					
財源	掛金率 本人使用者計	(一般男子と女子) (坑内員及び船員) (日本鉄道) ^{注2)} (日本たばこ) ^{注2)} (農林漁業) ^{注3)}	7.498%	7.976%	7.845%	7.775%	7.883%
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 ^{注4)} 等、事務費の全額	7.498%	7.976%	7.845%	7.775%	7.883%
給付		支給要件		年金額			
老 齢 給 付	老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合は加算	(平均標準報酬額× $\frac{7,125^{注5)}}{1000}$ ×平成15年3月までの加入期間月数)+(平均標準報酬額× $\frac{5,481^{注5}}{1000}$ ×平成15年4月以降の加入期間月数)+加給年金額(配偶者227,900円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円)×改定率 (注)従前額保障等のための経過措置がある				
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達した後65歳になるまで支給 (注)支給開始年齢は引上げ途上であり、昭和36年4月2日(女子は昭和41年4月2日)以降生まれの人には支給されない。	(1,628円×改定率×生年月日に応じた率×加入期間月数)+上記額(報酬比例+加給) (注)従前額保障等のための経過措置がある				
障 害 給 付	障害厚生年金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	1級 老齢厚生年金額(報酬比例)×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金額(報酬比例)+加給年金額 3級 老齢厚生年金額(報酬比例、最低保障594,200円) (注)3級には障害基礎年金は対象外				
	障害手当金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齢厚生年金額(報酬比例)×2(最低保障1,168,000円)				
遺 族 給 付	遺族厚生年金	次のいずれかに該当した場合に支給	老齢厚生年金額×3/4				
	順位	(1) 被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要)	(注)子のある妻か子が受給する場合、遺族基礎年金も支給される				
	配偶者	(2) 障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで594,200円を加算				
	子	(3) 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき					
	父母						
	孫						
	祖父母						

- (注) 1) 平成19年9月現在。なお、毎年9月分から0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。
 2) 日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業の各共済組合は平成9年4月に厚生年金保険に統合された。なお、厚生年金の保険料率が追いつくまでの間、日本鉄道及び日本たばこ産業に使用される被保険者の保険料率は据え置かれる。
 3) 農林漁業団体職員共済組合は平成14年4月に、厚生年金保険に統合された。
 4) 平成16年度から引き上げに着手し、19年度は1/3+32/1000。21年度までに1/2に引き上げる。
 5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.230}{1000}$ とする。
 6) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000} \text{円} \sim \frac{5.562}{1000}$ 円となる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

制度の種類		国家公務員共済組合	
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)〔昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正)〕	
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員	
経営主体		国家公務員共済組合連合会	
加入者数 (平成17年度末現在)		108万人	
財源	掛金率 本人 使用者	(連合会) 7.448% } 14.896%〔一般組合員〕 7.448% }	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 ^(注1) 等、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老 齡 給 付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給(特別支給)	{(平均標準報酬月額× $\frac{7.125^{(注2)}}$ ×平成15年3月以前の組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{5.481^{(注3)}}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{1.425^{(注4)}}$ ×平成15年3月以前の組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{1.096^{(注5)}}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)}×0.985+加給年金額(配偶者227,900円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき227,900円、3人目以上は1人につき75,900円) (注)総報酬額の導入などの改正に伴う経過措置がある
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	{(1,676円 ^(注6) ×組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{7.125^{(注2)}}$ ×組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{5.481^{(注3)}}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{1.425^{(注4)}}$ ×加入期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{1.096^{(注5)}}$ ×平成15年4月以後の組合員期間月数)}×0.985+加給年金額(同上)
障 害 給 付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障594,200円)
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額×2(最低保障1,188,400円)
遺 族 給 付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金額×3/4
	順位	(1)組合員が死亡したとき	子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで594,200円を加算
	配偶者	(2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき	
	子	(3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
	父母	(4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	孫		
	祖父母		

(注) 1) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。

2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.23}{1000}$ とする。

3) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.562}{1000}$ とする。

4) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.475}{1000} \sim \frac{1.397}{1000}$ とする。

5) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{0.365}{1000} \sim \frac{1.075}{1000}$ とする。

6) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,143円~1,730円となる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成19(2007)年9月現在

制度の種類		地方公務員共済組合		私立学校教職員共済	
根拠法〔施行〕		地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152)〔昭37.12.1〕		私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245)〔昭29.1.1〕	
対象		地方公務員		私立学校教職員	
経営主体 (平成17年度末現在)		各地方公務員共済組合(67組合)		日本私立学校振興・共済事業団	
加入者数 (平成17年度末現在)		307万人		45万人	
財源	掛金率	7.223% } 7.223% } 14.446%		5.761% } 5.761% } 11.522%	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3 ^(注1) 等、 事務費の全額(地方公共団体負担)		基礎年金拠出金の1/3 ^(注1) 等、 事務費の一部	
給付		支給要件	年金額	支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)	(国家公務員共済組合に同じ)
	障害給付				
遺族給付	障害共済年金				
	障害一時金				
遺族給付	遺族共済年金				
	順位				
	配偶者	1			
	子	2			
	父母	3			
	孫	4			
	祖父母	4			

(注) 1) 平成16年度から引き上げに着手し、21年度までに1/2に引き上げる。

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

第2部 社会保障の体系と現状

平成19(2007)年4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1〕	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)	
経営主体 (平成18年度末現在)		各厚生年金基金(687基金)	
加入者数 (平成18年度末現在)		531万人	
財源	免除料 本人使用者計	1.2%~2.5% } 2.4%~5.0% 1.2%~2.5% }	
	国庫負担	なし	
給付		支給要件	年金額
老齢給付		(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 一定率又は定額給付など ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)

平成19(2007)年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象		国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)	
経営主体 (平成18年度末現在)		各国民年金基金 72基金 地域型国民年金基金・職能型国民年金基金	
加入者数 (平成18年度末現在)		69万2千人	
財源	保険料 (掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
	国庫負担	国民年金本体の付加年金と同様、事務費	
給付		支給要件	年金額
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型の5種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一時金	遺族一時金	保証期間のあるタイプの年金に加入していた人が、年金を受ける前や保証期間分の年金をすべて受ける前に亡くなった場合に、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給	加入する口数によって、受け取る年金額が決まる

資料：法研「厚生年金基金の手引」「国民年金基金の手引」

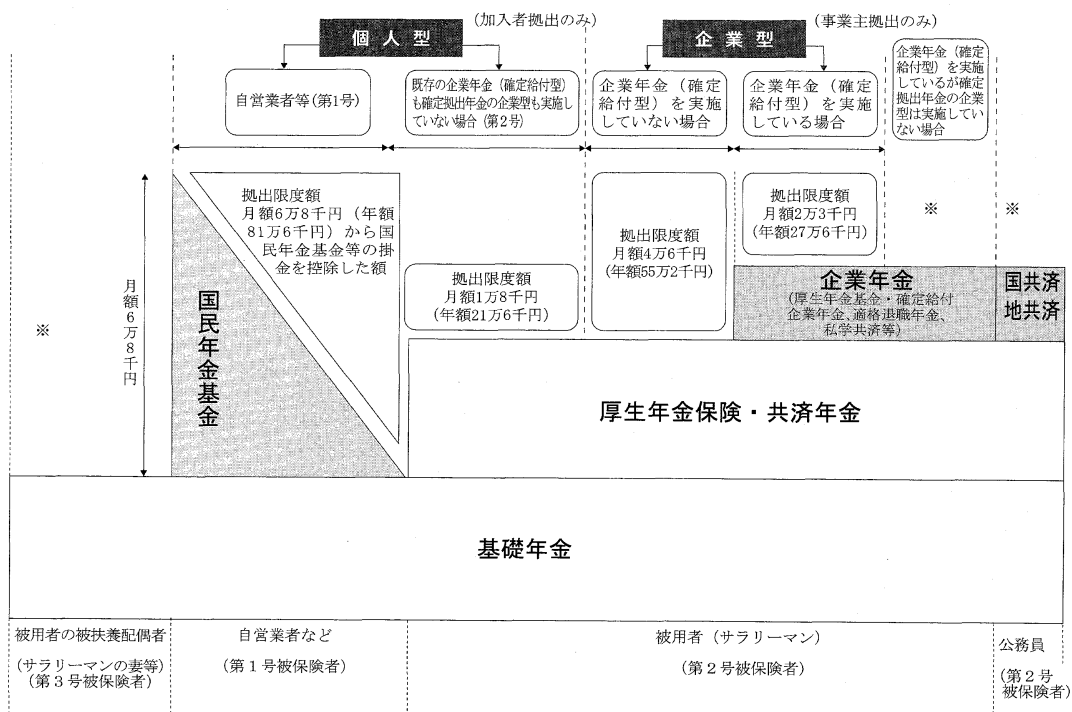
	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根 拠 法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)	法人税法 (制度創設：昭和37年)
設 立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企业年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企业年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の認可を受ける	信託契約・生保契約等について国税庁長官の承認（平成14年4月以降新たなものは認められず、既存のものは平成24年3月末までに他制度へ移行等する必要あり）
運 営 主 体	厚生年金基金	基金型企业年金：企業年金基金 規約型企业年金：事業主	事業主
給 付			
①給付水準	厚生年金の代行部分の5割以上の上乗せ給付 ※平成17年4月1日前に設立の基金は1割以上	なし	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛 金 負 担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分は大半が事業主負担	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
財 政 検 証	5年ごと（新設基金は3年後）に財政再計算を実施 給付債務等に見合った積立金の積立を義務づけ (継続基準、非継続基準、積立上限額)	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 給付債務等に見合った積立金の積立を義務づけ (継続基準、非継続基準、積立上限額)	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施 財政検証の義務はなし
受 託 者 責 任	制度の管理・運営に関わる者の忠実義務などを規定	同左	明文規定はない
情 報 開 示	財務状況等について加入者等への情報開示	同左	明文規定はない
税制上の取扱い			
①掛 金	事業主負担：損金算入 加入者負担：社会保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除
②積立金	代行相当分の3.23倍に相当する水準を超える部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税 (平成19年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税 (平成19年度までは凍結)	本人掛金を除いた部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税 (平成19年度までは凍結)
③給 付	年 金：雑所得課税 (公的年金等控除) 一時金：退職所得課税 (一定額控除)	年 金：雑所得課税 (公的年金等控除) 一時金：退職所得課税 (一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)	年 金：雑所得課税 (公的年金等控除) 一時金：退職所得課税 (一定額控除) (いずれも本人拠出分を除く)

資料：法研「厚生年金基金の手引」

		確定拠出年金			
		企業型年金加入者		個人型年金加入者	
		厚生年金被保険者		国民年金第1号被保険者	厚生年金被保険者
		企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
加入資格	60歳未満の企業型年金規約に定めた者		20歳以上60歳未満の自営業者	60歳未満の企業従業員	
拠出方法	企業拠出		自己拠出	自己拠出(原則給与天引き)	
税制	拠出時	損金算入(年額27万6,000円が拠出限度)	損金算入(年額55万2,000円が拠出限度)	所得控除(年額81万6,000円が拠出限度)	所得控除(年額21万6,000円が拠出限度)
	運用時	運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成19年度末まで課税停止中)		運用益については非課税(年金資産には特別法人税が課されるが、特別法人税は平成19年度末まで課税停止中)	
	給付時	老齢給付金において、一時金：退職所得控除／年金：公的年金等控除		老齢給付金において、一時金：退職所得控除／年金：公的年金等控除	
運用商品	運営管理機関が示した商品のなかから加入者が選択		加入者が運営管理機関の用意する複数のプランのなかから1つのプランを選択		
給付方法	老齢給付金を60歳から受けるには10年以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること		老齢給付金を60歳から受けるには10年以上の加入期間が必要。加入期間によって支給開始が繰り下げられ、遅くとも70歳までに受け取りを開始すること		
ポータビリティ	あり(ただし、規約の定めで掛金が事業主に返還される場合あり)		あり		
途中引き出し	不可(ただし例外的に脱退一時金制度あり)		不可(ただし脱退一時金が支給される)		

資料：ライフデザイン研究所「平成14年版企業年金白書」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



(注) ※は確定拠出年金の加入対象外。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

制度の種類		農 業 者 年 金 基 金	
根 拠 法〔施行〕		農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕 平成13年改正法施行	
対 象		農業者	
経 営 主 体		農業者年金基金	
加 入 者 数		6万3千人	
財 源	保 険 料	通常保険料 政策支援を受けない者が納付する保険料 月額 2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定	
		特例保険料 認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料 月額 基本となる保険料2万円から補助額(2割、3割及び5割)を除いた額	
	国庫負担	政策支援(保険料の国庫補助)にあたる部分	
給 付		支 給 要 件	年 金 額
(平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった)			
年 金	農業者老齢年金(新制度)	65歳に達したとき (60歳まで繰上げ受給可)	納付した保険料及びその運用収入の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
	特例付加年金(新制度)	①65歳到達、②農業経営の廃止(経営継承)、③60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件全てを満たしたとき(農業廃止後60歳まで繰上げ受給可)	国庫助成額及びその運用収入の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して農林水産大臣が定める数で除して得た額
一時金	死亡一時金(新制度)	加入者及び受給権者が80歳に達する前に死亡したとき	死亡した日の翌月から80歳に達する月までに、そのものに支給されることとなる農業者老齢年金の額の現価に相当する額
(旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった)			
経過措置 加入者への	脱退一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある場合	納付済保険料総額の約3割
	特例脱退一時金(旧制度)	旧制度の加入者や待期者で、旧制度の保険料納付済期間等と特別カラ期間を合算した期間が20年以上ある場合	将来年金を受給するか特例脱退一時金を受給するか選択 納付済保険料総額の8割に相当する額
経過措置 受給者への	農業者老齢年金(旧制度)	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金(旧制度)	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド」

③ 業務災害補償制度

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
営 主 体		政府(厚生労働省)	
対 象 人 員 (平成17年度末現在)		4,918万人	
財 源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.45～11.8%	
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助	
負傷・疾病に対するもの		右以外の場合	療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付)	
		療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔労働福祉事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級) 〔労働福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)
障害に対するもの	年 金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)	
	一 時 金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)	
遺族に対するもの	年 金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔労働福祉事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)	
	一 時 金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔労働福祉事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円(労働者の死亡当時の遺族補償給付(遺族給付)の受給権者に支給)	
介護に対するもの		介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月104,590円、随時介護は52,300円)、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	
二次健康診断に対するもの		二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導	
労働福祉事業		労災病院、特別支給金、義肢等補装具支給等	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。

2 労災保険では、休業(補償)給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

資料:厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成19(2007)年9月現在

船 員 保 険
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103) [昭22.12.1]
船 員
政 府
6万5千人
6.4%
支給費用のうち船員法を超える部分の一部
(受給に加入期間による制限はない)
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり
傷病手当金 4月まで1日につき標準報酬日額の全額 4月をこえる1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉事業〕 傷病手当特別支給金 4月をこえる1日につき標準報酬日額の20%
障害年金 最終標準報酬月額額の10.4月分(1級)～4.4月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%
障害手当金 最終標準報酬月額額の20月分(1級)～2月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)～8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%
遺族年金 最終標準報酬月額額の5.5月分(加給金の対象となる子の数0人)～8.2月分(加給金の対象となる子の数3人以上) 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%
○遺族年金を受ける遺族がない場合に支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 受給期間3月まで 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8%
介護料 介護の費用として支出した額(上限額: 常時介護は月104,590円、随時介護は月52,300円)、あるいは一律定額
葬祭料 最終標準報酬月額額の2月分(最終標準報酬月額が315,000円未満の場合は、315,000円+1月分)
なし
船員保険病院、特別支給金、義肢等補装具支給等

の各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う(スライド制)。

第2部 社会保障の体系と現状

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	91万6千人(平成17年度末現在)		306万人(平成17年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり		
	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉事業〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3ヵ月間の平均日額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級) 〔福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率	
障害に対するもの	年 金	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 1,460万円(1級)~450万円(7級) (通勤途上の場合、910万円(1級)~285万円(7級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率	
	一 時 金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別援護金 295万円(8級)~40万円(14級) (通勤途上の場合、185万円(8級)~25万円(14級)) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率	
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,970円、随時介護は52,490円)		
遺族に対するもの	年 金	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合、1,200万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率	
	一 時 金	○遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1,000日分~400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 1,860万円~744万円 (通勤途上の場合、1,200万円~480万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率	
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

国家公務員災害補償に同じ

資料：法研「社会保障便利事典」

制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
	国庫負担			
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)		
障害に対するもの	年金	<p>障害共済年金〔公務上〕</p> <p>厚生年金相当部分(①) + 300月以下分の職域年金相当部分(②) + 300月超分の職域年金相当部分(③)</p> <p>☆①・②・③とも平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間については、$\frac{7.125}{1000}$は$\frac{5.481}{1000}$と、$\frac{19}{100}$は$\frac{14.615}{100}$と、$\frac{1.425}{1000}$は$\frac{1.096}{1000}$となる。</p> <p>$(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{組合員}^{\text{注1)}} \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{\text{①}} + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times 12 \times \frac{19}{100} \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{\text{②}}$</p> <p>$+ (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{1.425}{1000} \times (\text{組合員}(300\text{月を越えるとき}) - 300\text{月}) \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{\text{③}}$</p> <p>☆1級の場合は、①の額×$\frac{125}{100}$と②の支給乗率$\frac{19}{100}$は$\frac{28.5}{100}$と、$\frac{14.615}{100}$は$\frac{21.923}{100}$と、③の支給乗率$\frac{1.425}{1000}$は$\frac{1.781}{1000}$と、$\frac{1.096}{1000}$は$\frac{1.37}{1000}$となる。</p>		
	遺族に対するもの	年金	<p>遺族共済年金〔公務上〕</p> <p>・短期要件</p> <p>$(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{組合員}^{\text{注1)}} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{3.20600}{1000} \times \text{組合員}^{\text{注1)}} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$</p> <p>・長期要件</p> <p>$(\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{9.5 \sim 7.125}{1000} \times \text{組合員} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) + (\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \times \frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000} \times \text{組合員} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$</p> <p>☆すべて平成15年4月前と以後の期間に分けて計算し、平成15年4月以後の期間については、$\frac{7.125}{1000}$は$\frac{5.481}{1000}$と、$\frac{3.20600}{1000}$は$\frac{2.46600}{1000}$となる。また、$\frac{9.5 \sim 7.125}{1000}$は$\frac{7.308 \sim 5.481}{1000}$と、$\frac{2.85000 \sim 3.20450}{1000}$は$\frac{2.19200 \sim 2.46550}{1000}$となる。</p>	

(注)1) 組合員期間月数が300月未満のときは、300月として計算する。

資料：法研「社会保障便利事典」

④ 雇用保険制度

制度の種別		雇 用 保 険																																																																														
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116)		〔昭50.4.1〕																																																																												
対 象		一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者																																																																												
保 険 者		政 府																																																																														
被 保 険 者 数 (平成18年度末現在)		3,615万人																																																																														
財 源	保 険 料 率 本人使用者計	0.60% } 1.50% { 農林水産業、清酒製造業については、0.70% } 1.70% 0.90% } { 建設業については、0.70% } 1.80% (うち0.3% (建設業は0.4%) は二事業分)																																																																														
	国 庫 負 担	求職者給付費は給付費の原則1/4 (日雇労働求職者は1/3、高齢求職者給付はなし)、就職促進給付及び教育訓練給付はなし、雇用継続給付は給付費の原則1/8 (高齢雇用継続給付はなし) * 当分の間、本来の負担額の55%に引き下げ																																																																														
失 業 等 給 付	求 職 者 給 付	基 本 手 当	(1) 受給要件…離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月以上(倒産・解雇等による離職の場合は、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であっても可) (2) 日 額…前職賃金(賞与等を除く)の8割~5割(60歳以上65歳未満の者については、8割~4.5割) (3) 給付日数 ①倒産・解雇等による離職者(③を除く)	基本手当の日額の30(当分の間40)日分に相当する特例一時金を支給 特例一時金の支給を受ける前に安所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、その訓練等が終わるまで、基本手当を支給	高齢求職者給付金 (1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>算定基礎期間</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>30日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>50日分</td> </tr> </tbody> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分を支給	算定基礎期間	給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分																																																																					
			算定基礎期間			給付金額																																																																										
			1年未満			30日分																																																																										
			1年以上			50日分																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="5">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上 35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上 45歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 60歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上 65歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上 35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上 45歳未満	180日	240日	270日	330日	45歳以上 60歳未満	150日	180日	210日	240日	60歳以上 65歳未満					②倒産・解雇等以外の事由による離職者(③を除く)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">全 年 齢</th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	全 年 齢	被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		90日	120日	150日			③就職困難者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td rowspan="2">150日</td> <td colspan="4">300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 65歳未満</td> <td colspan="4">360日</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	45歳未満	150日	300日				45歳以上 65歳未満	360日			
		被保険者であった期間																																																																														
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																																											
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																																																											
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日																																																																											
35歳以上 45歳未満		180日	240日	270日	330日																																																																											
45歳以上 60歳未満		150日	180日	210日	240日																																																																											
60歳以上 65歳未満																																																																																
全 年 齢	被保険者であった期間																																																																															
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																																											
	90日	120日	150日																																																																													
	被保険者であった期間																																																																															
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																																											
45歳未満	150日	300日																																																																														
45歳以上 65歳未満		360日																																																																														
技 能 習 得 手 当	(1) 受講手当…日額500円 (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	同左*	—																																																																													
寄 宿 手 当	月額10,700円	同左*	—																																																																													
傷 病 手 当	基本手当日額と同額	—	—																																																																													

平成19(2007)年9月現在

		船 員 保 険																																																							
		船員保険法(失業部門創設)昭14.4.6法73 [昭22.11.1]																																																							
日 雇 労 働 者		船 員																																																							
政		府																																																							
2万5千人		5万人																																																							
次の印紙保険料を左に加えて納付 1級 $\left. \begin{matrix} 88円 \\ 88円 \end{matrix} \right\} 176円$ 2級 $\left. \begin{matrix} 73円 \\ 73円 \end{matrix} \right\} 146円$ 3級 $\left. \begin{matrix} 48円 \\ 48円 \end{matrix} \right\} 96円$		0.9% } 0.9% } 1.8%																																																							
給付費の1/3		求職者給付は1/4(就職促進手当・高齢求職者給付金を除く)、雇用継続給付は1/8																																																							
給付日額(第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円)の13日～17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 イ. 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ロ. 第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合(①の場合を除く) ③第3級給付金 その他の場合 なお、継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して78日分以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付を支給		・失業保険金 (1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)日額…標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～5割 (3)給付日数 ①一般の離職者(②、③に該当する者を除く) <table border="1" data-bbox="642 780 1206 880"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上 5年未満</td> <td>5年以上 10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>日 数</td> <td>50日</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </table> ②障害者等の就職困難者 <table border="1" data-bbox="642 915 955 1051"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>110日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>110日</td> <td>360日</td> </tr> </table> ③特定受給資格者(倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者) <table border="1" data-bbox="642 1085 1206 1298"> <tr> <td>被保険者であった期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上 5年未満</td> <td>5年以上 10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> <td>20年以上</td> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="4">50日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上35歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> </table> ・高齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後に失業したとき、失業保険金の支給に代えて支給 <table border="1" data-bbox="642 1414 1206 1476"> <tr> <td>算定基礎期間</td> <td>高齢求職者給付金の額</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>失業保険金日額の 50日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の 30日分</td> </tr> </table> *給付日数の延長は次の2種類 イ. 職業補導延長給付 ロ. 全国延長給付		被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	日 数	50日	90日	90日	120日	150日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上	45歳未満	110日	300日	45歳以上60歳未満	110日	360日	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	50日	90日	120日	180日	—	30歳以上35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上45歳未満	90日	180日	240日	270日	45歳以上60歳未満	180日	240日	270日	330日	算定基礎期間	高齢求職者給付金の額	1年以上	失業保険金日額の 50日分	1年未満	失業保険金日額の 30日分
被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																				
日 数	50日	90日	90日	120日	150日																																																				
被保険者であった期間	1年未満	1年以上																																																							
45歳未満	110日	300日																																																							
45歳以上60歳未満	110日	360日																																																							
被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																																				
30歳未満	50日	90日	120日	180日	—																																																				
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日																																																				
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日																																																				
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日																																																				
算定基礎期間	高齢求職者給付金の額																																																								
1年以上	失業保険金日額の 50日分																																																								
1年未満	失業保険金日額の 30日分																																																								
—		(1)受講手当…原則として日額500円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費																																																							
—		月額10,700円																																																							
—		傷病給付金 失業保険金日額と同額																																																							

第2部 社会保障の体系と現状

制度の種別		雇 用 保 険		
根拠法〔施行〕		雇用保険法(昭49.12.28法116)		[昭50.4.1]
対 象		一 般 雇 用 者	短 期 雇 用 者	高 年 齢 雇 用 者
失 業 給 付	就職促進給付	(1)就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…支給残日数の30% ③常用就職支度手当…基本手当日額の13.5日～27日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (3)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(①②を除く)	—
	教育訓練給付金	(1)受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年(ただし、初回に限り1年)以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることが要件 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣が予め指定 (2)支 給 額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の20%(上限10万円)	—	—
	高年齢雇用継続給付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2)支 給 額…60歳以後の賃金の15%(各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は減額した率) (3)支給期間…65歳に達する月までの期間(失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—
	育児休業給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支 給 額…原則として、休業前賃金の50%(30%を休職期間中、残額は職場復帰後6ヵ月間雇用された後) (3)支給期間…1歳未満(特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月)の子を養育する期間	—	—
	介護休業給付	(1)受給要件…家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2)支 給 額…原則として、休業前賃金の40% (3)支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月(一定の要件に該当する場合には、通算93日)を経過する日まで	—	—
備 考		基本手当日額は1,656円～7,775円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—
二 事 業		(1)雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇 (2)能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促		

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」

平成19(2007)年9月現在

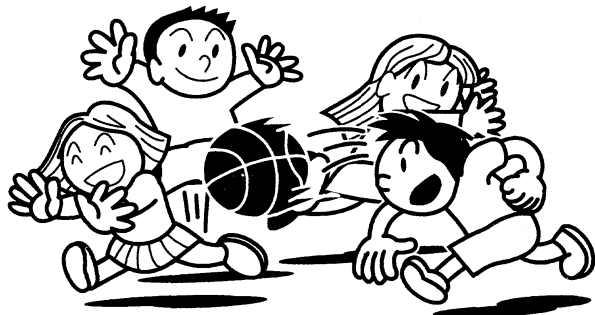
船 員 保 険	
船員保険法(失業部門創設)昭14.4.6法73 [昭22.11.1]	
日 雇 労 働 者	船 員
同左(①②を除く) (③の基本手当は日雇労働) (求職者給付金と読み替え)	(1)就業促進手当 ①就業手当…失業保険金日額の30% ②再就職手当…失業保険金の支給残日数×失業保険金日額の30%相当額 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当
—	支給要件期間に応じて、教育訓練費用の20%または40%
—	(1)高齢雇用継続基本給付金 ・対象月報酬月額15%を限度 (2)高齢再就職給付金 ・対象月報酬月額15%を限度
—	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に休業していた日数を乗じて得た額の30% (2)育児休業者職場復帰給付金 ・休業開始時報酬月額の10%に休業月数を乗じた額を一時金で支給
—	介護休業給付金 ・給付基礎日額に休業していた日数を乗じて得た額の40%
1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満	失業保険金日額は2,620円～7,810円
用の安定を図る事業。 進するための事業。	福祉事業…健康保持増進、療養の資金、用具の貸し付け、福祉増進の事業等

⑤ 児童手当

平成19(2007)年5月1日現在

制度の種類		児童手当				
根拠法〔施行〕		児童手当法(昭46.5.27法73)〔昭47.1.1〕				
対象		一般国民				
経営主体		政府				
受給者数 (平成18年2月末現在)		748万5千人				
財源			3歳未満			
			非被用者	被用者	特例給付分	公務員等
	国庫		児童手当に要する費用の 1/3	児童手当に要する費用の 1/10	—	—
	地方公共団体	都道府県	1/3	1/10	—	—
		市町村	1/3	1/10	—	—
	事業主		—	7/10	10/10	所属庁10/10
			3歳以上小学校修了前			
			非被用者	被用者	特例給付分	公務員等
	国庫		児童手当に要する費用の 1/3			—
	地方公共団体	都道府県	1/3			—
市町村		1/3			—	
事業主		—			所属庁10/10	
児童手当	支給対象者及び支給要件		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校修了前の児童の養育者 ・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・父母以外の者の場合は児童の生計を維持していること ・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない(所得制限4人世帯574.0万円未満、ただし給与所得者には646万円未満) 			
	手当額		<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 一律月額10,000円 ・3歳以上小学校修了前 第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円 			

資料：厚生労働省「厚生労働白書」



⑥ 老人保健

平成19(2007)年1月現在

制度の種類		老人保健																		
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80)〔施行昭58.2.1〕																		
経営主体		各市町村(特別区)																		
対象人員 (平成18年2月末現在)		1,386万9千人																		
保健事業		医療以外の保健事業	医療																	
対象		40歳以上の者	75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害者(平成14年9月30日に70歳以上だった者は、75歳未満の間も引き続き対象者)																	
財源	医療等給付費交付金		医療等に要する費用の1/2																	
	国庫負担	医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療等に要する費用の4/12																	
	共地 団方 体公	都道府県	同上 1/3																	
	市町村	同上 1/3	同上 1/12																	
	事務費交付金		全額																	
保健事業の種類		健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等	医療、入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費、移送費及び高額医療費																	
一部負担金等		健康診査に要する費用の一部を徴収することができる	定率1割負担のほか現役並み所得者に3割負担を導入 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">負担限度額/月</th> </tr> <tr> <th>外来 (個人ごと)</th> <th>入院(世帯合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当 44,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td></td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者のうち特に所得の低い者</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		負担限度額/月		外来 (個人ごと)	入院(世帯合算)	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当 44,400円)	一般	12,000円	44,400円	低所得者		24,600円	低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円
	負担限度額/月																			
	外来 (個人ごと)	入院(世帯合算)																		
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当 44,400円)																		
一般	12,000円	44,400円																		
低所得者		24,600円																		
低所得者のうち特に所得の低い者	8,000円	15,000円																		

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生統計協会「保険と年金の動向」

⑦ 介護保険

平成19(2007)年4月現在

制度の種類		介護保険		
根拠法〔施行〕		平9.12.17法123〔平12.4.1〕		
経営主体		市町村(地方自治体)		
対象		一般国民		
対象人員 (平成18年3月末現在)		2,587万7千人(第1号被保険者)	4,275万5千人(第2号被保険者)	
財源		第1号被保険者(65歳以上)	第2号被保険者(40~64歳)	
	保険料	19%	31%	
	国庫負担	25%		
	地方公共団体	都道府県	12.5%	
		市町村	12.5%	
自己負担	1割			
給付	保険給付(介護サービス)には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる		要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障害が特定疾病(外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期認知症などの加齢にともなって生じる心身の変化に起因する疾病)によって生じた者である人	
備考	保険料は原則年金より天引き		保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、16種類の疾病	

資料：厚生統計協会「保険と年金の動向」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する
	養護老人ホーム	65歳以上の者であって、環境上の理由や経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する
	軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する
	老人短期入所施設	65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護する
利用型	老人福祉センター	無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する
	老人介護支援センター	老人福祉に関する情報の提供並びに相談及び指導、主として居宅において介護を受ける老人等と関係機関との連絡調整等を総合的に行う
通所型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
《居宅サービス》	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の世話をを行う
訪問入浴介護	入浴車等により居宅を訪問して浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者について、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をを行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者が指定居宅サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
《地域密着型サービス》	
小規模多機能型居宅介護	要介護者に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型（定員30人未満）の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話をを行う
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型（定員30人未満）の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行う

資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

③ 介護保険制度における地域支援事業

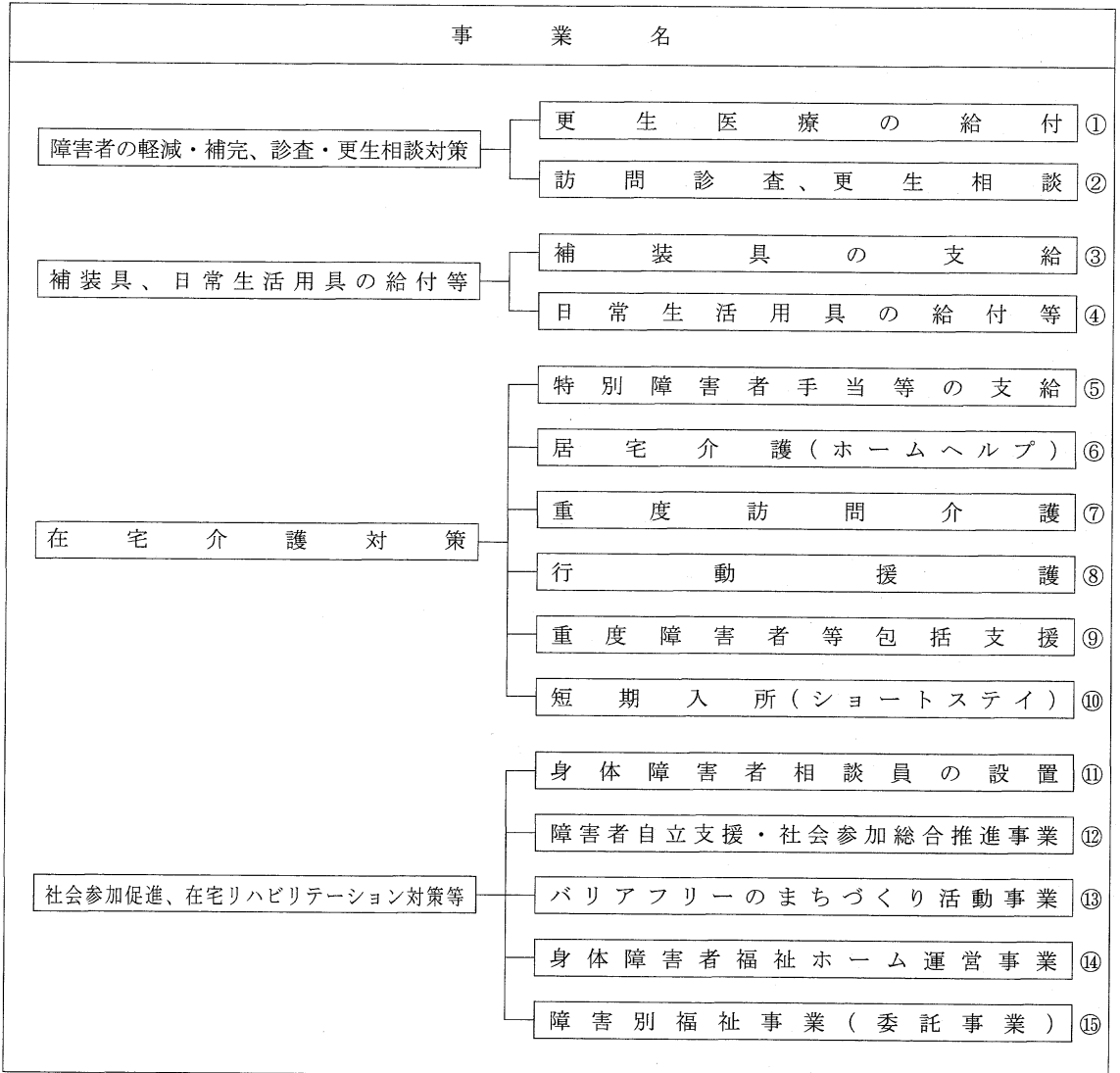
介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業（平成18年度から、この事業の創設に伴い「介護予防・地域支え合い対策事業」は廃止）

サービスの種類	サービスの内容
《必須事業》	
介護予防事業	第1号被保険者の要介護状態等となることの防止または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業
《包括的支援事業》	
介護予防ケアマネジメント事業	特定高齢者（要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態の高齢者）が要介護状態等となることを予防するため、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
総合相談・支援事業	被保険者の心身の状況、居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施設に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上および福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
権利擁護事業	被保険者に対する虐待の防止およびその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
包括的・継続的マネジメント事業	保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画および施設サービス計画の検証、心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組みを通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
《任意事業》	
介護給付費適正化事業	介護給付等に要する費用の適正化のための事業
家族支援事業	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
その他の事業	その他介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活上の支援のため必要な事業

資料：法研「介護保険ハンドブック」

4 身体障害者福祉施策

① 身体障害者在宅福祉施策の概要



番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	障害者等の身体機能を補完又は代替する用具（補装具）の購入又は修理に通常要する費用の100分の90に相当する額を支給する。
④	障害者等の日常生活上の便宜を図るため告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。 ・介護・調練支援用具 ・自立生活支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・排泄管理支援用具 ・居宅生活動作補助用具
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当 (月額) 26,440円 ・障害児福祉手当 (月額) 14,380円 ・福祉手当(経過措置分) (月額) 14,380円
⑥	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。
⑦	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
⑧	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
⑨	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
⑩	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護及び日常生活の世話を行う。
⑪	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑫	障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、情報支援、文化・スポーツ活動等自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上を図れるよう、必要な自立支援等推進施策及び社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施する。
⑬	障害者や高齢者などの社会参加の基盤となるバリアフリーのまちづくりの整備を進めるため、当事者自らが実地に点検・調査を行い、これを反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を実施する。
⑭	身体上の障害のために家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑮	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修等事業等)、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修等事業)、福祉機器開発普及等事業、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要	
施設福祉施策	更生施設	肢体不自由者更生施設*	障害の程度の如何に関わりなく相当程度の作業能力を回復しうる見込のある人を対象とし、更生訓練を行う施設
		視覚障害者更生施設*	あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等職業についての知識技能、訓練を行う施設
		聴覚・言語障害者更生施設*	更生に必要な治療及び訓練を行う施設
		内部障害者更生施設*	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設
	生活施設	身体障害者療護施設*	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		身体障害者福祉ホーム*	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
	作業施設	身体障害者授産施設*	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
		身体障害者通所授産施設*	身体障害者授産施設の一種であり、内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる
		身体障害者小規模通所授産施設*	通所施設である授産施設であって、常時利用する者が20人未満10人以上であるもの
		身体障害者福祉工場*	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な身体障害者等のための施設
	地域利用施設	身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
		身体障害者福祉センター（B型）	在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
		障害者更生センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
		点字図書館	視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の製作貸出し等を行う施設
		点字出版施設	点字刊行物を出版する施設
		聴覚障害者情報提供施設	字幕（手話）入ビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設
補装具製作施設		補装具の製作または修理を行う施設	
盲人ホーム 盲導犬訓練施設		あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るため施設を利用させ、技術の指導を行う施設 盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設	

(注) *印は、平成23年度末までの経過措置
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

5 障害児（者）施策

① 在宅福祉施策

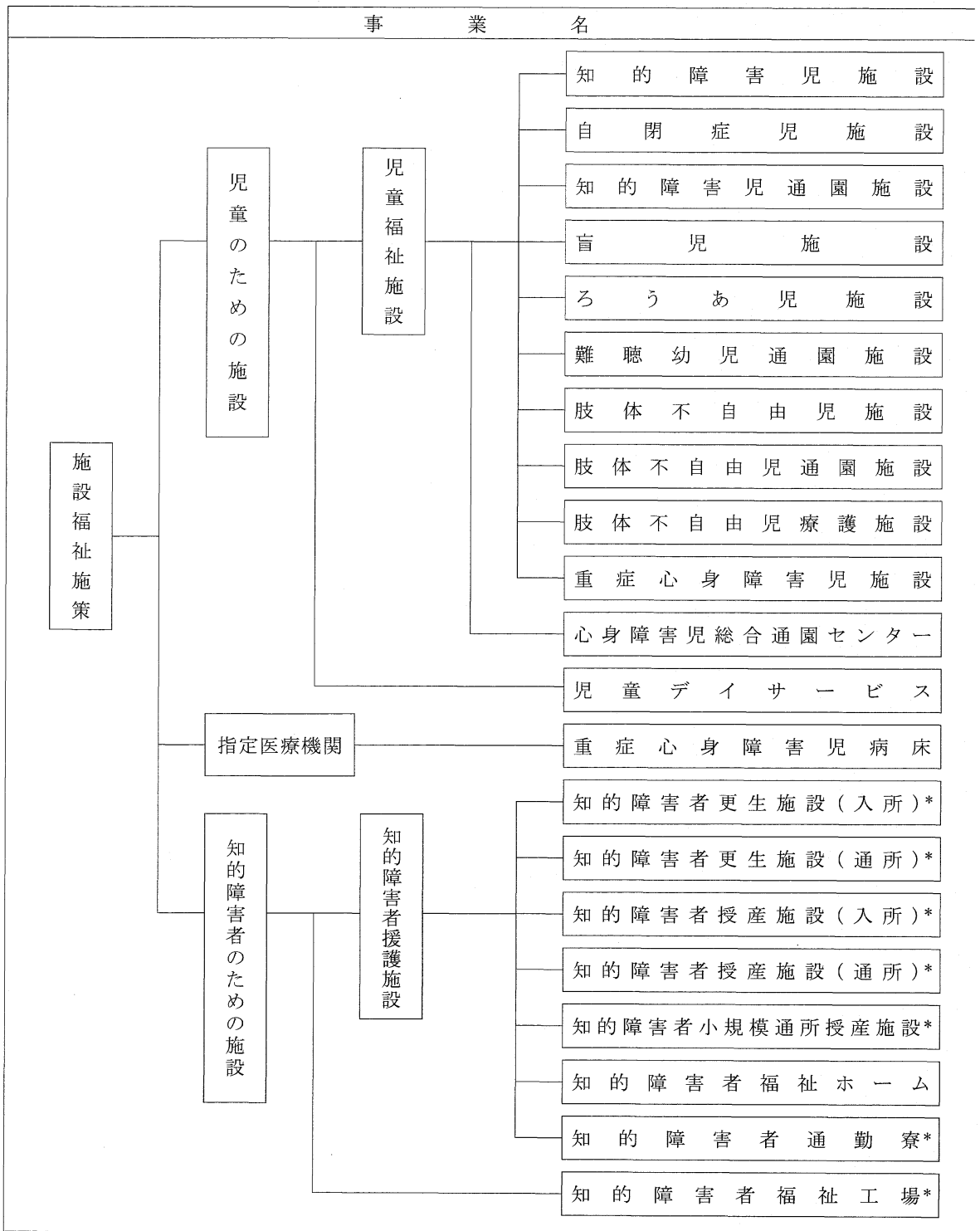
障害児（者）に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	知的障害者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査等 健康診査(乳幼児、1歳6か月児、3歳児) 育成医療の給付	—
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児（者）通園事業	—
在宅 サービス	補装用具の支給 日常生活用具の給付等 居宅介護等① 短期入所(ショートステイ)事業② 障害児（者）地域療育等支援事業	同 左 同 左 同 左 同 左
就労関連	—	職親制度③
総合的 サービス	相談指導(児童相談所等)	療育手帳制度④ 相談指導(福祉事務所等)

各種主要施策の概要

- ① 自宅で、入浴、排せつ、食事介護等を行う。
- ② 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。
- ③ 事業経営者等が知的障害者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、自立更生を図る。
- ④ 知的障害児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

② 障害児・知的障害者施設福祉施策の概要



(注) *印は、平成23年度末までの経過措置
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

事業の概要

知的障害の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

自閉症を主たる症状とする児童を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

盲児(強度の弱視児を含む)を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設

ろうあ児(強度の難聴児を含む)を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をする施設

強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて指導訓練を行う施設

上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

上肢、下肢または体幹の機能障害のある児童を通園させて治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設

病院に入院することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させる施設

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設

心身障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなくその障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う

知的障害者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設

知的障害者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設

知的障害者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設

知的障害者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設

通所施設である授産施設であって、常時利用する者が20人未満10人以上であるもの

就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設

就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間通所させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設

一般企業に就労できない知的障害者を雇用し、社会的自立を促進する施設

③ 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系（平成18年10月から）

平成18年9月までのサービス

平成18年10月からのサービス

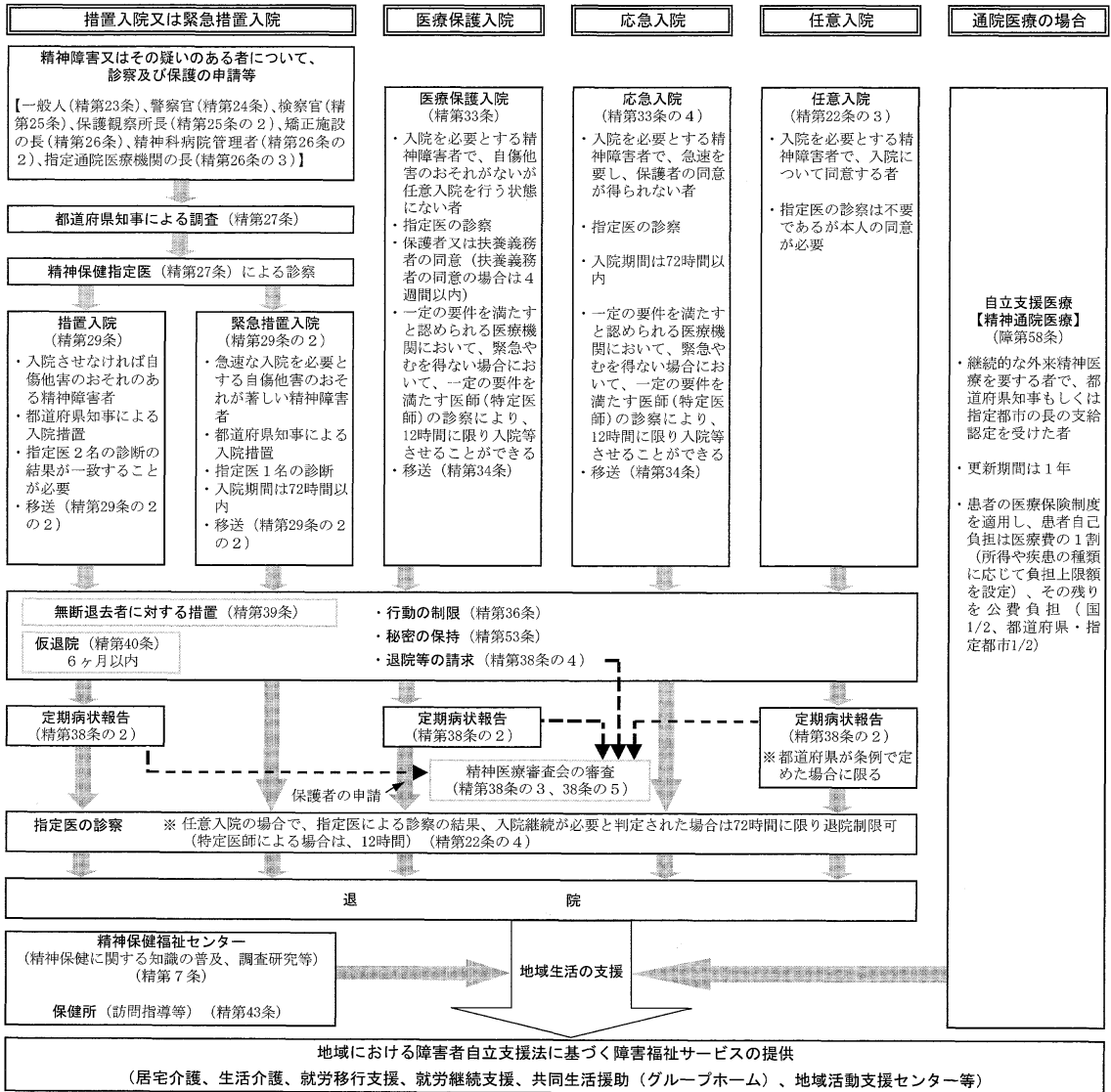
居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・児・精)	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの	介護給付	
	デイサービス (身・知・児・精)	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの		
	ショートステイ (身・知・児・精)	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの		
	グループホーム (知・精)	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの		
施設サービス	重症心身障害児施設(児)	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの		訓練等給付
	療護施設(身)	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの		
	更生施設(身・知)	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの		
	授産施設 (身・知・精)	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの		
	福祉工場 (身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの		
	通勤寮(知)	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行うもの		
	福祉ホーム (身・知・精)	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの		
	生活訓練施設(精)		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
			就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
			共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの	
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援するもの	地域生活支援事業		
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設			
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うもの			

(注) 1 表中の「身」は身体障害者、「知」は知的障害者、「精」は精神障害者、「児」は障害児

2 従来の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等については、平成24年3月までの経過措置期間中に新体系のサービスに移行することとされている。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

6 精神保健福祉関連制度の概要

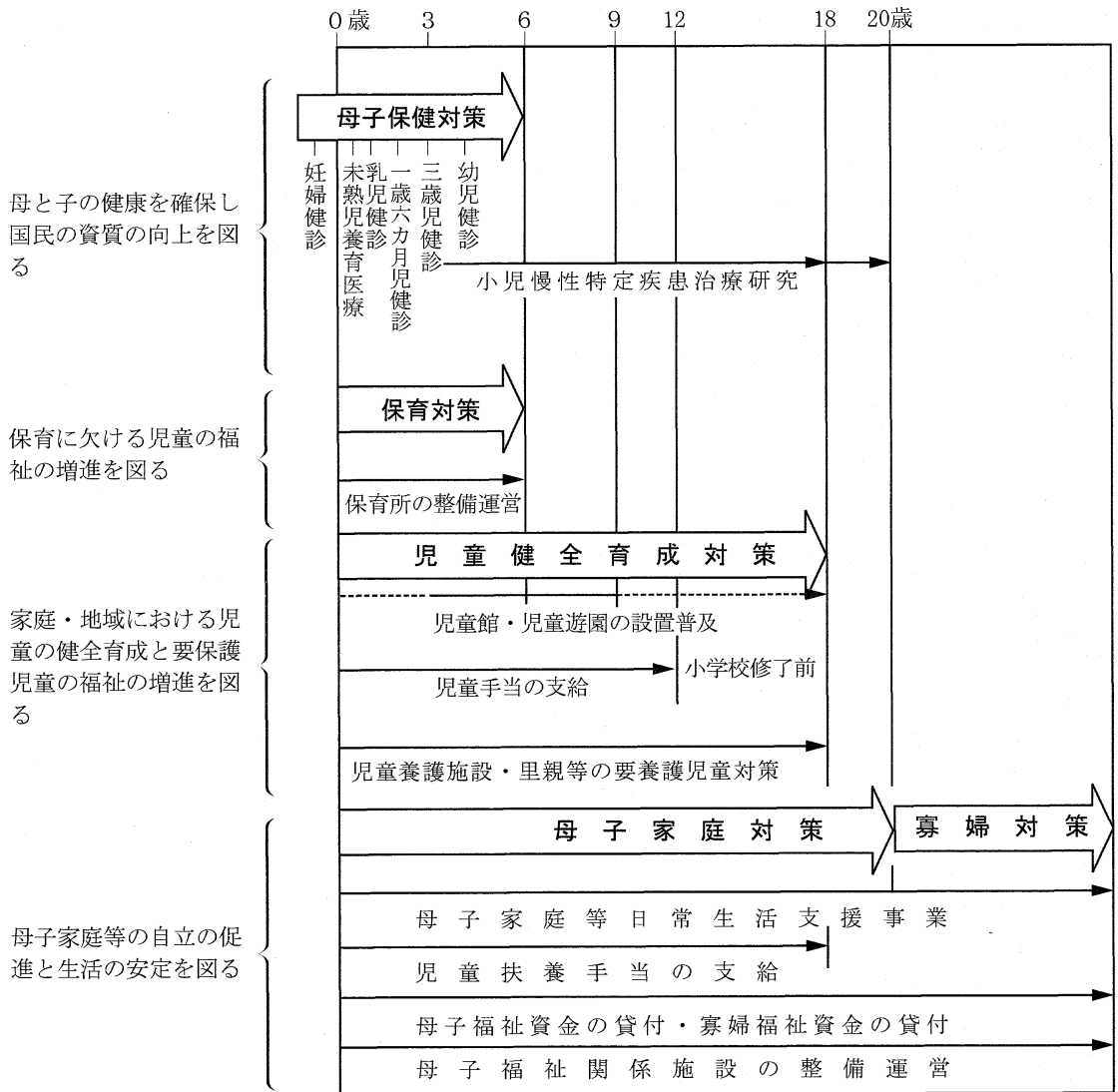


(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号):「精」、障害者自立支援法(平成17年法律第123号):「障」と略する。

2 「都道府県知事」とあるのは、「都道府県又は指定都市市長」と読み替える。

資料:厚生労働省「平成19年版厚生労働白書」

7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生統計協会「国民の福祉の動向」

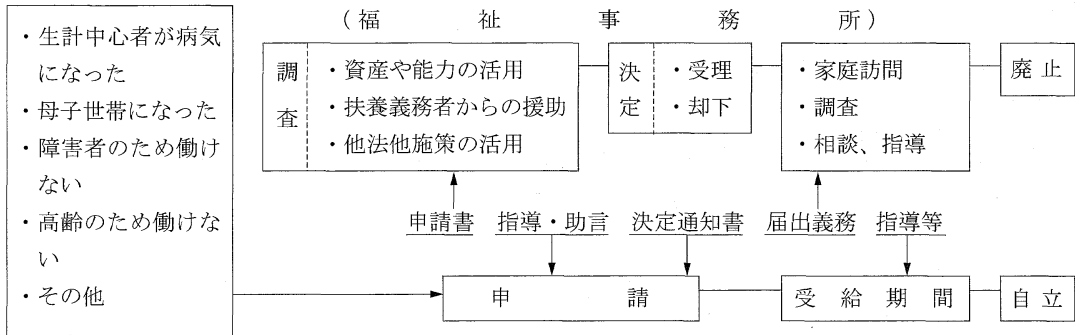
8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当(主なもの)	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護養育している母等	精神または身体に障害を有する20歳未満の障害児を監護している父母または養育者（その児童と同居して監護し、生計を維持している者）	①特別障害者手当 20歳以上であつて日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者 ②障害児福祉手当 20歳未満であつて日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者	3歳未満の児童を監護し、かつ、これと一定の生計維持関係にある者 また、3歳以上小学校修了前の児童を監護し、かつ、これと一定の生計維持関係にある者に対して、児童手当に相当する特例給付を支給	原子爆弾の傷害作用に起因する病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現に負傷または疾病の状態にある人	被爆者で、原爆の影響に関する11障害のいずれかの障害を伴う疾病にかかっている、医療特別手当、特別手当または原子爆弾小頭症手当を受給していない人
手当額月額 (平成19年度)	○児童1人 収入130万円未満 41,720円 収入130万円以上 365万円未満 41,710円 ～9,850円 (所得に応じて 10円きざみ) ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級(重度) 50,750円 2級(中度) 33,800円	①特別障害者手当 26,440円 ②障害児福祉手当 14,380円 経過措置による 福祉手当 14,380円	3歳未満一律 10,000円 3歳～小学校 修了前 ○第1子及び 第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	137,430円	33,800円
所得制限額 (収入ベース) (平成18年度)	○本人 (2人世帯) 365.0万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 610.0万円	○本人 (4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○本人 (2人世帯) 565.6万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○児童手当 (4人世帯) ^注 574.0万円 ○特例給付 (4人世帯) ^注 646.0万円 注:扶養親族3人	なし	なし

資料：厚生労働省「厚生労働白書」、厚生統計協会「国民の福祉の動向」、法研「社会保障便利事典」

9 生活保護制度

[生活保護の流れ]



[生活保護費の決め方]

(最低生活費の計算)

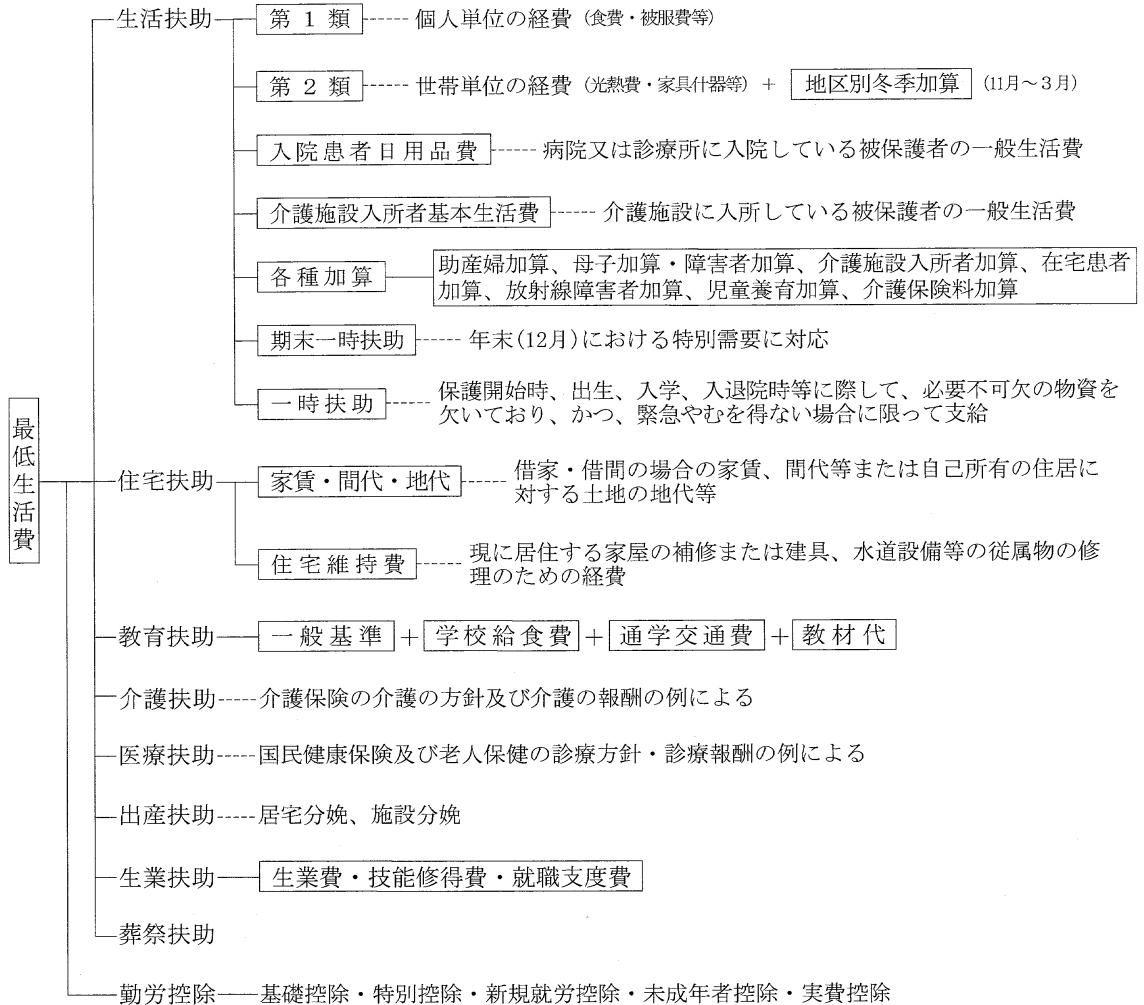
生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	= 最低生活費
生活費	家賃等	義務教育費	介護費	医療費	

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算) 平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額

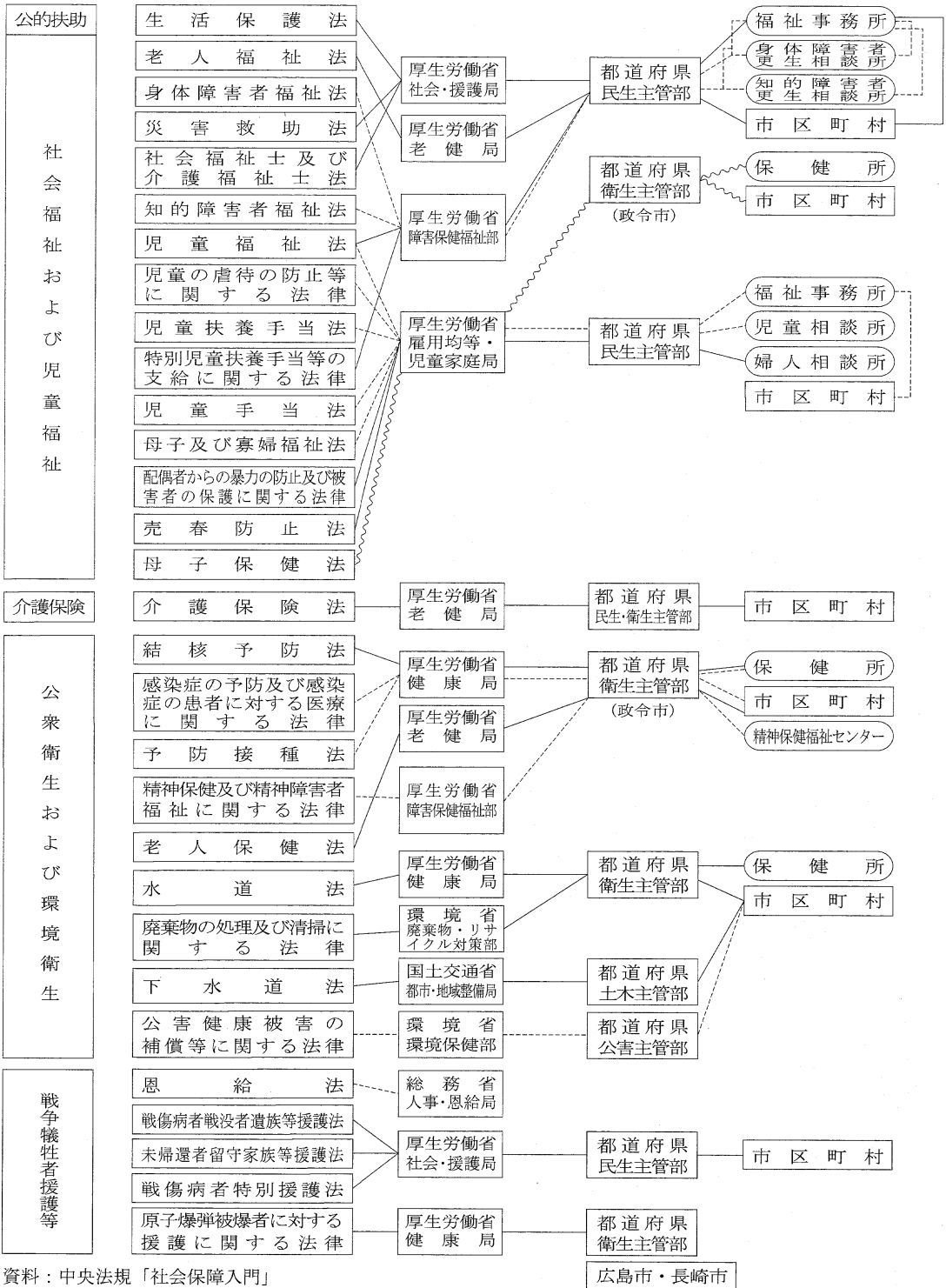
(扶助額の計算) 最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

[最低生活費の体系]

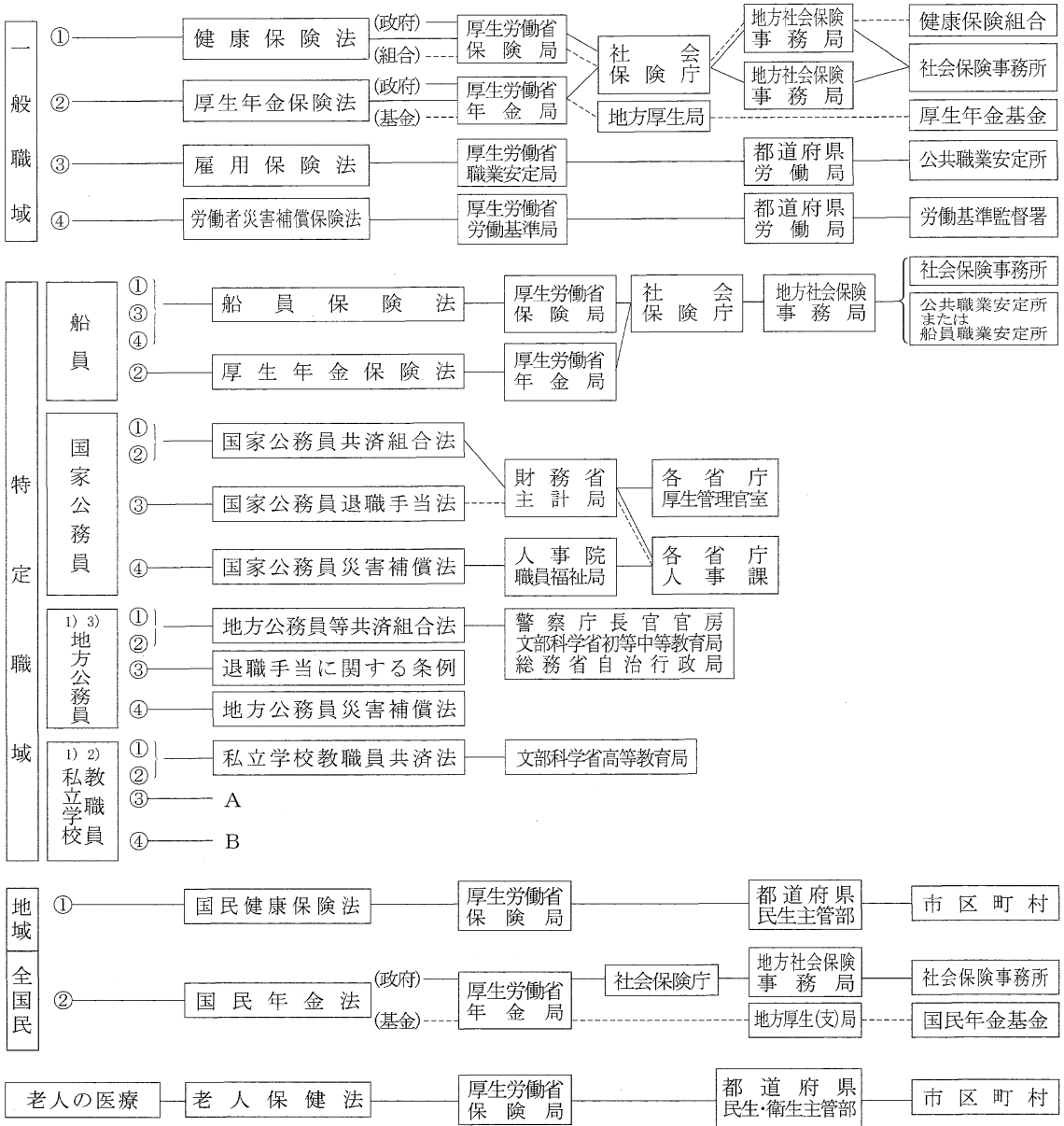


資料：厚生労働省「厚生労働白書」、中央法規「社会保障入門」

〔参考〕1 社会保障制度の種類と行政機構の概略



資料：中央法規「社会保障入門」



備考 制度①…医療保険
 ②…年金保険
 ③…雇用保険(これに代わるものを含む)
 ④…労災保険(//)

法律A：雇用保険法
 B：労働者災害補償保険法

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けているものもある。
 2) 「私立学校教職員」のうちには②において厚生年金保険法の適用を受けているものもある。
 3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③においてAの適用を受けているものもある。

資料：中央法規「社会保障入門」

〔参考〕2 審議会の整理合理化について

人口問題審議会

厚生統計協議会

医療審議会

中央社会福祉審議会

身体障害者福祉審議会

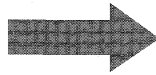
* 障害程度の認定

↳ 疾病・障害認定審査会へ移管

中央児童福祉審議会

医療保険福祉審議会

年金審議会



社会保障審議会

- ・社会保障制度横断的な基本事項
 - ・社会保障各制度の在り方
- など

中央障害者施策推進協議会

(内閣府へ移管)

厚生科学審議会

公衆衛生審議会

* 予防接種被害認定等

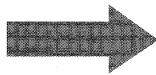
↳ 疾病・障害認定審査会へ移管

生活環境審議会

* 化学物質、家庭用品

↳ 薬事・食品衛生審査会へ移管

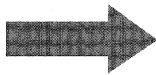
中央環境衛生適正化審議会



厚生科学審議会

- ・公衆衛生に関する重要事項
 - ・所管に係る科学技術
- など

原子爆弾被爆者医療審議会



疾病・障害認定審査会

- ・原爆医療給付認定
 - ・障害程度の認定
(身体障害者福祉審議会から移管)
 - ・予防接種被害認定
(公衆衛生審議会から移管)
- など

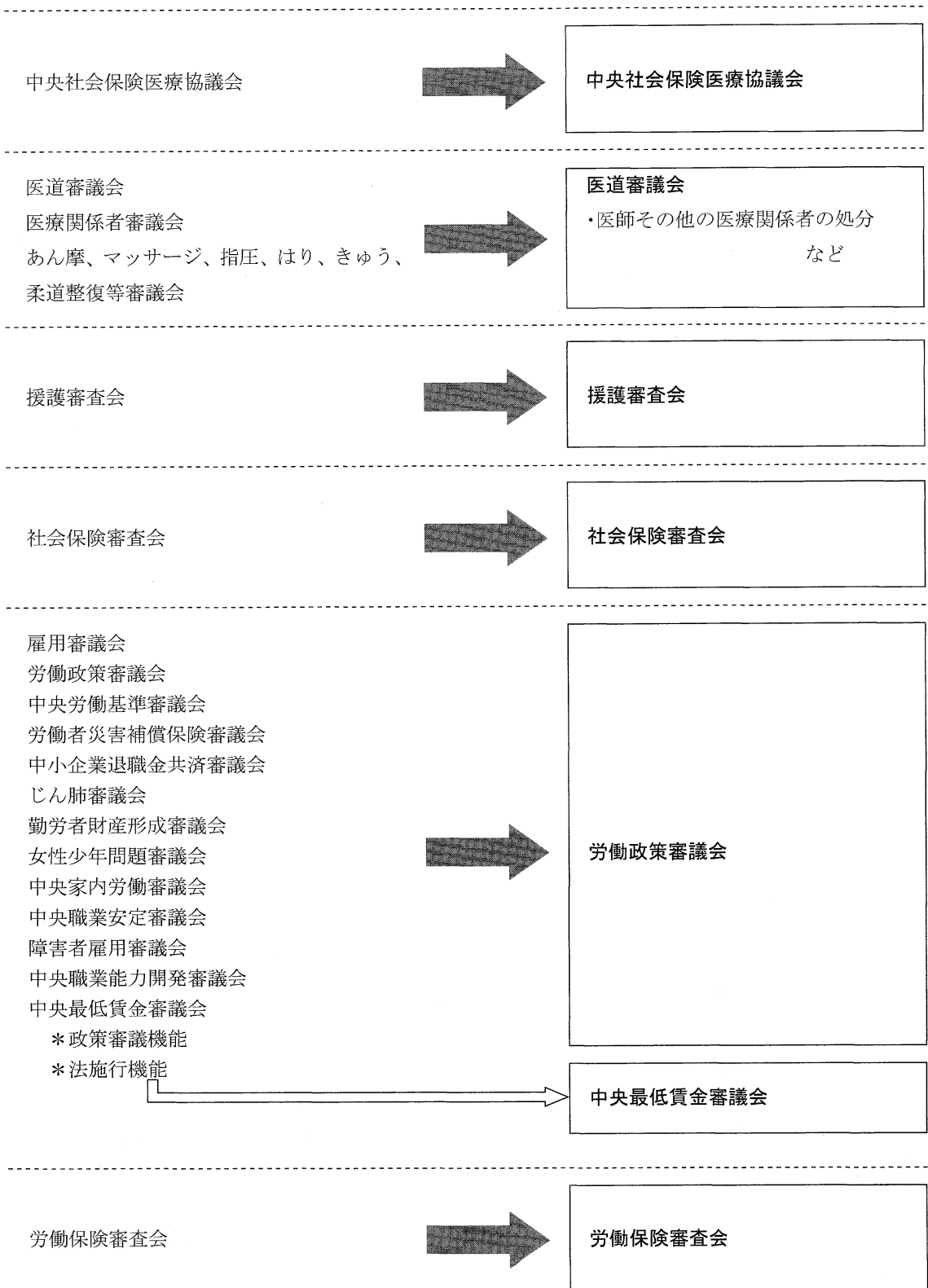
食品衛生調査会

中央薬事審議会



薬事・食品衛生審議会

- ・薬事、食品、化学物質、家庭用品規制
- など



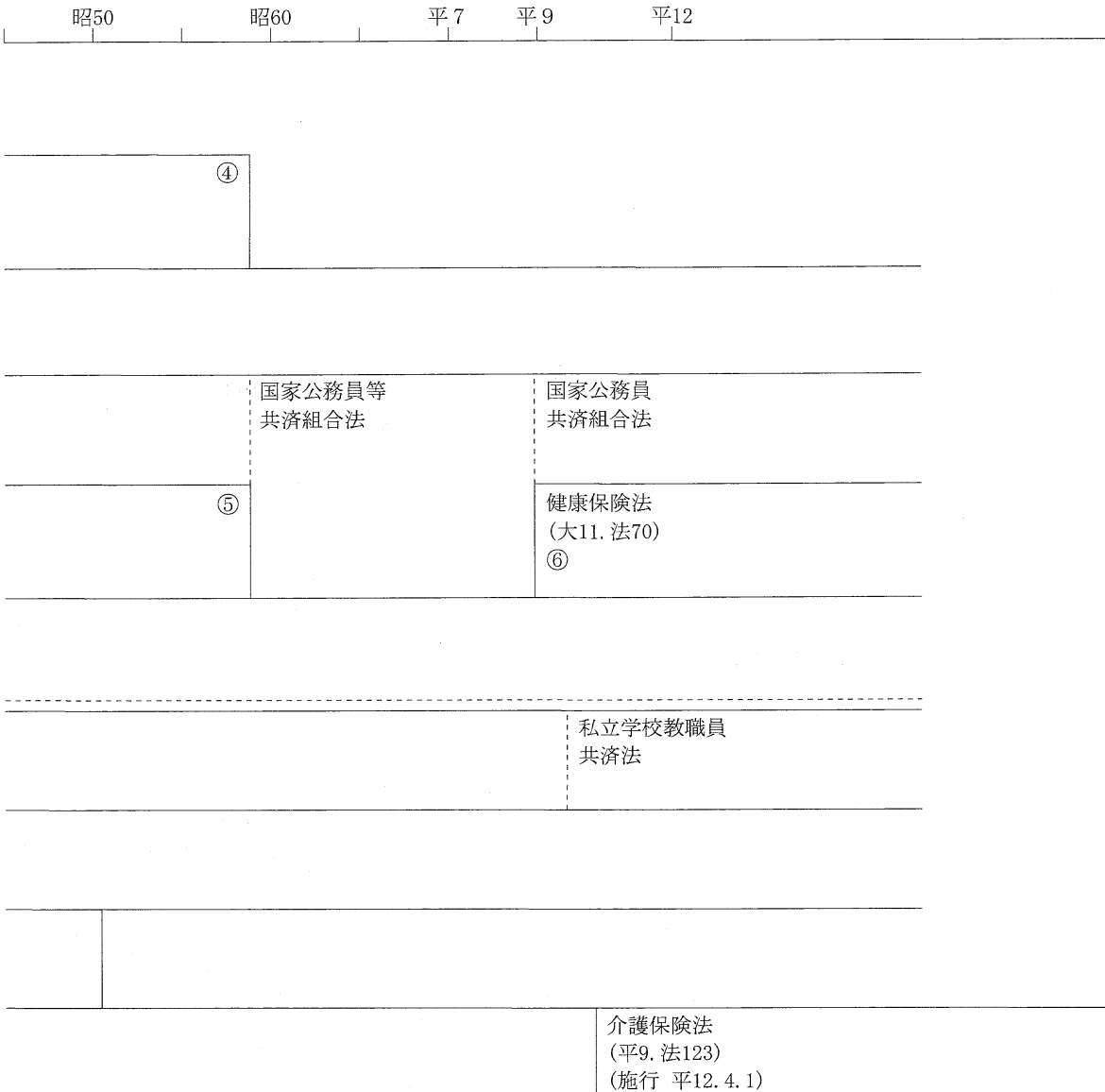
第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)			
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)		
	船 員			船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公 務 員 等	国家公務員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。		政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法134) (施行 昭33.7.1)
		適役 職 法 人 員			公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法152) (施行 昭31.7.1)		
		地方公務員			政府職員共済組合令 (昭15.勅827)	国家公務員 共済組合法	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)
	私立 学 校 教 職 員			健康保険法(大11.法70)	市町村職員 共済組合法 (昭29.法204)	① 私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)	
農 林 漁 業 団 体 職 員			健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)				
非 被 用 者				旧国民健康保険法(昭13.法60) ②		国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③	
全 国 民							

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。



- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者		労働者年金保険法(昭16.法60)(施行昭17.6.1)	旧厚生年金保険法(昭19.法21)(施行昭19.10.1) ①	厚生年金保険法(昭29.法115)(施行昭29.5.1)		
	日雇労働者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)			国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)	
	船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法②	恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)
		役職 適用法人		大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給付を実施していた。			公共企業体職員等共済組合法(昭31.法134)(施行昭31.7.1)
		地方公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)
				退職年金条例③	旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭29.法204)	
					町村職員恩給組合法(昭27.法118)		
	私立学校教職員		財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足) ④		私立学校教職員共済組合法(昭28.法245)(施行昭29.1.1) ⑤		
	農林漁業 団体職員				厚生年金保険法(昭29.法115)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.法99)(施行昭34.1.1)	
非被用者					国民年金法(昭34.法141)(施行昭34.11.1)	農業者年金基金法(昭45.法78号)(施行昭46.1.1)	

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

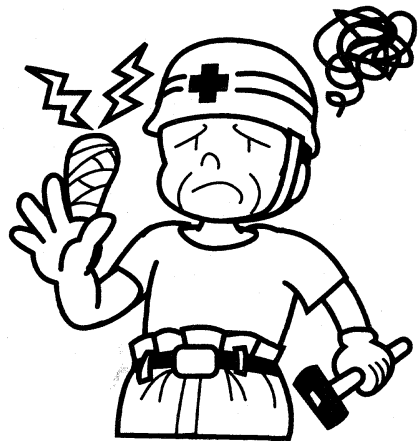
昭50	昭60	平7	平9	平12	平14
					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 確定給付企業年金法 (平13. 法50) (施行 平14. 4. 1) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 確定拠出年金法 (平13. 法88) (施行 平13. 10. 1) </div>
	厚生年金保険法 (昭29. 法115) (昭61. 4. 1統合)				
	国家公務員等 共済組合法		国家公務員 共済組合法		
	⑥		⑧	厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平9. 4. 1統合)	
					⑨ 厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平14. 4. 1統合)

- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
- ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。
- ⑧ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体(日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業)の各共済組合は厚生年金保険に統合された。
- ⑨ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。

③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60		
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行 昭2.1.1)①			労働者災害補償保険法(昭22.法50)(施行 昭22.9.1)				
		労働者災害扶助責任保険法②(昭6.法55)		労働者年金保険法	旧厚生年金保険法				
船員					船員保険法(昭14.法73)(施行 昭15.6.1)	昭和22年法103号をもって労災補償部門を明確に区分			
公務員等	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。			③ 国家公務員災害補償法(昭26.法191)(施行 昭26.7.1)				
	役員				旧国家公務員共済組合法(昭23.法69)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行 昭33.7.1)			
	適用法人				〔業務災害補償〕に関する協約		労働者災害補償保険法(適用昭60.4.1)④		
地方公務員				国家公務員共済組合法(施行 昭33.7)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行 昭37.12.1)				
				市町村職員共済組合法(昭29.法204)	災害補償に関する条例	地方公務員災害補償法(昭42.法121)(施行 昭42.12.1)			

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。



④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者			退職積立金及退職手当法(昭11.法42)	失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1)①		雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1)②	
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員			国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)			
	役職 適用法人					雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③	
	地方公務員			退職手当に関する条例			

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用



[参考] 1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勸 告 等
昭和24年 ～ 昭和29年	24. 8. 1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24. 9. 13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24. 11. 14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25. 10. 16 社会保障制度に関する勧告
	26. 7. 24 社会保障制度推進に関する申入書
	26. 10. 20 社会保障制度推進に関する件
	27. 4. 16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27. 5. 20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27. 12. 23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28. 12. 10 年金制度の整備改革に関する件
	29. 1. 11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
	29. 3. 1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)
	29. 12. 24 社会保障制度の推進に関する要望
〃 結核対策の強化改善に関する申入書	
昭和30年 ～ 昭和39年	30. 3. 30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件
	〃 結核対策の強化改善に関する件
	●31. 11. 8 医療保障制度に関する勧告について
	32. 12. 19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33. 6. 14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33. 10. 6 年金制度の通算等について(答申)
	〃 中小企業労働者等福利共済制度について
	35. 8. 1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35. 10. 12 公的年金積立金の運用についての要望
	36. 10. 26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36. 11. 10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37. 8. 22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38. 2. 25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
	38. 12. 21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)
	39. 12. 17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)

	勸 告 等
昭和40年～昭和49年	<p>40. 2. 10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)</p> <p>40. 6. 1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)</p> <p>40. 9. 15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申</p> <p>41. 8. 25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨</p> <p>42. 6. 21 公害対策について(申入れ)</p> <p>〃 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)</p> <p>42. 12. 15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)</p> <p>43. 12. 23 申入書(社会保障の推進について)</p> <p>45. 12. 19 医療保険制度について(意見)</p> <p>〃 申入書(社会保障の推進について)</p> <p>46. 6. 22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)</p> <p>●46. 9. 13 医療保険制度の改革について(答申)</p> <p>48. 9. 18 申入れ(生活扶助基準改訂について)</p> <p>48. 11. 19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—</p> <p>48. 12. 6 社会保障制度における家族の取り扱いについて</p> <p>49. 10. 7 当面の社会保障施策について(意見)</p>
昭和50年～昭和59年	<p>●50. 12. 1 今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について(建議)</p> <p>●52. 12. 19 皆年金下の新年金体系</p> <p>53. 2. 10 共済組合制度に関する意見</p> <p>54. 2. 13 共済組合制度に関する意見</p> <p>●54. 10. 18 高齢者の就業と社会保険年金—続・皆年金下の新年金体系—</p> <p>●55. 12. 12 老人保健医療対策について(意見)</p>
昭和60年～	<p>●60. 1. 24 老人福祉の在り方について(建議)</p> <p>60. 4. 10 公的年金制度に関する意見</p> <p>H. 12. 14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)</p> <p>2. 12. 19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)</p> <p>●7. 7. 4 社会保障体制の再構築(勸告)—安心して暮らせる21世紀の社会を目指して—</p> <p>11. 6. 17 介護保険の確実な実施に向けて(会長談話) 発表</p> <p>●12. 9. 14 新しい世紀に向けた社会保障(意見)</p> <p>●13. 1. 6 中央省庁等再編に伴い社会保障制度審議会廃止(機能は経済財政諮問会議及び社会保障審議会に引き継ぐ)</p>

〔参考〕2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌課程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 －労働経済の構造変化と安定成長の条件－
1977(S52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち －その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S58)	技術的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦 －明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 －雇用の多様化と労働時間短縮－
1987(S62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々 －社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして (厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっの社会システムの再構築 豊かさのコスト－廃棄物問題を考える－	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち －皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造－	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年 －活発化する民間サービスと社会参加活動－	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために －子育ての社会的支援を考える－	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療 －「質」「情報」「選択」そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応

第2部 社会保障の体系と現状

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障 —家族の社会的支援のために—	労働経済の分析
1997(H9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上 をめざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢 化への対応
1998(H10)	創造的発展への基礎固め	少子社会を考える —子どもを産み育てることに 「夢」を持てる社会を—	中長期的にみた働き方と生活の 変化
1999(H11)	経済再生への挑戦	社会保障と国民生活	急速に変化する労働市場と新た な雇用の創出
2000(H12)	新しい世の中が始まる	新しい高齢者像を求めて —21世紀 の高齢社会を迎えるにあたって—	高齢社会の下での若年と中年 のベストミックス
年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001(H13)	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支 援する厚生労働行政	情報通信技術 (IT) の革新と雇 用
2002(H14)	改革なくして成長なしII	現役世代の生活像 —経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその 背景
2003(H15)	改革なくして成長なしIII	活力ある高齢者像と世代間の 新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様 化
2004(H16)	改革なくして成長なしIV	現代生活を取り巻く健康リス ク —情報と協働でつくる安 全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな 生活の実現に向けた課題
2005(H17)	改革なくして成長なしV	地域とともに支えるこれから の社会保障	人口減少社会における労働政策 の課題
2006(H18)	成長条件が復元し、新たな成 長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と支 え合いの循環 —「地域」への 参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活
2007(H19)	生産性上昇に向けた挑戦	医療構造改革のめざすもの	ワークライフバランスと雇用シ ステム

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。



〔参考〕 3 平成13年1月以降の審議会意見書等一覧

平成13年2月27日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針について（答申）	社会保障審議会
平成13年11月26日	平成14年度医療制度改革について（意見書）	社会保障審議会医療保険部会
平成13年12月14日	女性自身の貢献がみのる年金制度（報告書）	女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会
平成14年1月9日	今後の障害者雇用施策の充実強化について（意見書）	労働政策審議会
平成14年1月24日	中小企業退職金共済制度の改正について（建議）	労働政策審議会
平成14年1月28日	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）	社会保障審議会福祉部会
平成14年3月12日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について（答申）	社会保障審議会
平成14年3月28日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成14年6月3日	平成15年度予算編成の基本的考え方（建議）	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年7月1日	介護報酬体系の見直しについて	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年7月23日	中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革	総合規制改革会議
平成14年7月25日	社会保障負担等のあり方に関する研究会報告書	社会保障負担等のあり方等に関する研究会
平成14年8月23日	今後の難病対策の在り方について（中間報告）	厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会
平成14年9月13日	「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる～いのちを愛おしむ社会へ～」（中間とりまとめ）	少子化社会を考える懇談会
平成14年11月20日	平成15年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成14年11月26日	保健師助産師看護師行政処分の考え方	医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会
平成14年12月5日	年金改革の骨格に関する方向性と論点（改革議論のたたき台）	厚生労働省年金局
平成14年12月9日	介護報酬見直しの考え方	社会保障審議会介護給付費分科会
平成14年12月13日	医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について	医道審議会医道分科会
平成14年12月17日	「医療保険制度の体系の在り方」「診療報酬体系の見直し」について（厚生労働省試案）	厚生労働省保険局
平成14年12月19日	今後の精神保健医療福祉施策について（報告書）	社会保障審議会障害者部会
平成14年12月20日	ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム（報告）	男女共同参画会議影響調査専門調査会
平成14年12月25日	今後のたばこ対策の基本的考え方について（意見具申）	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成14年12月26日	雇用保険制度の見直しについて（報告書）	労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会
平成14年12月26日	職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について（建議）	労働政策審議会

第2部 社会保障の体系と現状

平成15年2月7日	今後の化学物質の審査及び規制の在り方について(報告書)	厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会
平成15年3月12日	多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して(報告書)	雇用と年金に関する研究会
平成15年3月13日	株式を含む分散投資の是非に関する意見	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年3月26日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会
平成15年3月26日	これからの医業経営の在り方に関する検討会(最終報告書)	これからの医業経営の在り方に関する検討会
平成15年4月28日	水質基準の見直し等について(答申)	厚生科学審議会生活環境水道部会
平成15年4月30日	医療提供体制の改革のビジョン	医療提供体制の改革に関する検討チーム
平成15年5月21日	精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書	厚生科学審議会生殖補助医療部会
平成15年6月9日	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(報告書)	看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会
平成15年6月9日	平成16年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年6月10日	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会(報告書)	診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会
平成15年6月16日	今後の社会保障改革の方向性に関する意見	社会保障審議会
平成15年6月18日	児童虐待の防止等に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会
平成15年6月26日	2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～(報告書)	高齢者介護研究会
平成15年6月27日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(閣議決定)	経済財政諮問会議
平成15年7月28日	10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインー精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するかー	厚生労働科学研究事業
平成15年7月31日	今後の高齢者雇用対策について～雇用と年金との接続を目指して～(報告書)	今後の高齢者雇用対策に関する研究会
平成15年8月7日	社会連帯による次世代育成支援に向けて(報告書)	次世代育成支援施策の在り方に関する研究会
平成15年8月27日	運用利回りの範囲について(検討結果の報告)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成15年9月5日	16年年金改革における給付と負担の見直しについて(坂口厚労相試案)	厚生労働大臣
平成15年9月12日	年金制度改正に関する意見	社会保障審議会年金部会
平成15年9月19日	若者の未来のキャリアを育むために～若年者キャリア支援政策の展開～(報告書)	若年者キャリア支援研究会
平成15年10月27日	社会的養護のあり方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会児童部会

平成15年11月17日	持続可能な安心できる年金制度構築に向けて(厚生労働省案)	厚生労働省
平成15年11月26日	平成16年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会財政制度分科会
平成15年12月16日	労働委員会の審査迅速化等を図るための方策について(建議)	労働政策審議会
平成15年12月24日	公的年金財政状況報告ー平成13年度ー	社会保障審議会年金数理部会
平成15年12月25日	仕事と家庭の両立支援対策の充実について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月8日	育児休業給付制度及び介護休業給付制度の見直しについて(報告書)	労働政策審議会職業安定分科会 雇用保険部会
平成16年1月20日	今後の高齢者雇用対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年1月29日	高齢者リハビリテーションのあるべき方向	高齢者リハビリテーション研究会
平成16年3月9日	歯科医師国家試験制度改善検討部会(報告書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年3月22日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成16年3月25日	「こころのバリアフリー宣言」ー精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針ー	心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会
平成16年5月17日	平成17年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成16年5月19日	健康フロンティア戦略	与党 幹事長・政調会長会議
平成16年7月5日	抗がん剤併用療法に関する報告書	薬事・食品衛生審議会
平成16年7月13日	今後の障害保健福祉施策について(中間的な取りまとめ)	社会保障審議会障害者部会
平成16年7月23日	アレルギー物質を含む食品に関する表示について(検討報告書)	食品の表示に関する共同会議 (薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会等)
平成16年7月30日	介護保険制度の見直しに関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年8月末	新型インフルエンザ対策報告書	新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会
平成16年9月6日	労働者の健康情報の保護に関する検討会(報告書)	労働者の健康情報の保護に関する検討会
平成16年9月28日	歯科医師臨床研修検討部会(意見書)	医道審議会歯科医師分科会
平成16年9月30日	今後の医療情報ネットワーク基盤のあり方について(最終報告)	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成16年10月25日	生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて(中間報告)	老人保健事業の見直しに関する検討会
平成16年11月19日	平成17年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成16年12月8日	社会福祉法人制度の見直しについて(意見書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月10日	「被保険者・受給者の範囲」の拡大に関する意見	社会保障審議会介護保険部会
平成16年12月15日	生活保護制度の在り方に関する専門委員会(報告書)	社会保障審議会福祉部会
平成16年12月15日	今後の障害者雇用施策の充実強化についてー就業機会の拡大による職業的自立を目指してー(意見書)	労働政策審議会

第2部 社会保障の体系と現状

平成16年12月17日	今後の労働時間対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月24日	就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について(審議のまとめ)	中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議
平成16年12月24日	「痴呆」に替わる用語に関する検討会報告書	「痴呆」に替わる用語に関する検討会
平成16年12月27日	今後の労働安全衛生対策について(建議)	労働政策審議会
平成16年12月27日	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
平成17年1月7日	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	医療情報ネットワーク基盤検討会
平成17年1月18日	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会(報告書)	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会
平成17年3月24日	厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用に関する基本方針の変更について(答申)	社会保障審議会年金資金運用分科会
平成17年5月17日	医療制度のあり方について～制度存続のための公的給付費の効率化・重点化～	日本経済団体連合会
平成17年6月6日	平成18年度予算編成の基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成17年6月8日	医師の臨床研修における修了等の基準に関する提言	医道審議会医師分科会医師臨床研修部会
平成17年6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005	経済財政諮問会議
平成17年8月1日	医療提供体制に関する意見中間まとめ	社会保障審議会医療部会
平成17年9月15日	今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
平成17年11月30日	医療保険制度改革について(意見書)	社会保障審議会医療保険部会
平成17年12月1日	医療制度改革大綱	政府・与党医療改革協議会
平成17年12月8日	医療提供体制に関する意見	社会保障審議会医療部会
平成17年12月21日	今後の職業能力開発施策の在り方について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	今後の男女雇用機会均等対策について(建議)	労働政策審議会
平成17年12月27日	生涯を通じた医療と保健と福祉－改革と推進のヴィジョン(2005～2009)－	日本医師会
平成18年1月18日	平成18年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)	中央社会保険医療協議会診療報酬基本問題小委員会
平成18年3月31日	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	内閣府規制改革・民間開放推進会議
平成18年4月28日	被用者年金制度の一元化等に関する基本方針(閣議決定)	被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会
平成18年5月26日	今後の社会保障の在り方について	社会保障の在り方に関する懇談会
平成18年6月14日	歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について(建議)	財政制度等審議会
平成18年6月19日	標準的な健診・保健指導プログラム(暫定版)	標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会

平成18年6月20日	新しい少子化対策(閣議決定)	少子化社会対策会議
平成18年7月7日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	経済財政諮問会議
平成18年10月25日	新たなセーフティネットの提案	全国知事会及び全国市長会「新たなセーフティネット検討会」
平成18年11月22日	平成19年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成18年12月12日	介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見	社会保障審議会福祉部会
平成18年12月25日	高齢社会における医療報酬体系のあり方に関する研究会報告書	国保中央会
平成18年12月26日	今後のパートタイム労働対策について(建議)	労働政策審議会建議
平成19年1月17日	労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会報告書	労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会
平成19年3月13日	市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書	市町村保健活動の再構築に関する検討会
平成19年3月26日	標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)	標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会
平成19年3月27日	医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン	厚生労働省
平成19年4月18日	新健康フロンティア戦略	新健康フロンティア戦略賢人会議
平成19年5月21日	終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン	終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会
平成19年6月15日	がん対策推進基本計画	がん対策推進協議会
平成19年6月19日	経済財政改革の基本方針2007	経済財政諮問会議
平成19年7月10日	企業年金制度の施行状況の検証結果	企業年金研究会
平成19年7月18日	これまでの議論を踏まえた整理	医療施設体系のあり方に関する検討会
平成19年8月9日	「上質な市場社会」に向けて(報告書)	雇用労働政策の基軸・方向性に関する研究会
平成19年8月10日	病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する検討会報告書	病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する検討会
平成19年10月10日	後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子	社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会
平成19年11月19日	平成20年度予算の編成等に関する建議	財政制度等審議会
平成19年11月20日	抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(答申)	税制調査会
平成19年11月29日	社会的養護体制の充実を図るための方策について(報告書)	社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会
平成19年11月30日	生活扶助基準に関する検討会報告書	生活扶助基準に関する検討会
平成19年12月3日	平成20年度診療報酬改定の基本方針	社会保障審議会
平成19年12月7日	障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書)	与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム
平成19年12月21日	今後の雇用労働政策の基本的考え方について(建議)	労働政策審議会

第2部 社会保障の体系と現状

平成20年1月17日	日本経済の進路と戦略	経済財政諮問会議
平成20年1月25日	社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書	社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会
平成20年1月30日	レセプト情報等の活用に関する検討会 報告書	レセプト情報等の活用に関する検討会

第Ⅲ部

社会保障関係統計資料編

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

		平成14年1月 将来推計人口		平成18年12月将来推計人口							
		〔中位〕		中位		高位		低位			
基準人口		平成12年10月1日 国勢調査人口		平成17年10月1日国勢調査人口							
平均寿命		平成12年 (2000)	平成62年 (2050)	平成17年(2005)			平成67年(2055)				
		男 77.64	→ 80.95	男	78.53	→	83.67	女	85.49	→	90.34
		女 84.62	→ 89.22								
合計特殊出生率 (最低値)		平成12年 (2000)	1.36	平成17年 (2005)	1.26	平成17年 (2005)	1.26	平成17年 (2005)	1.26	平成17年 (2005)	1.26
			↓		↓		↓		↓		↓
		平成19年 (2007)	1.31	平成42年 (2030)	1.24	平成42年 (2030)	1.53	平成42年 (2030)	1.04	平成42年 (2030)	1.04
			↓		↓		↓		↓		↓
		平成62年 (2050)	1.39	平成67年 (2055)	1.26	平成67年 (2055)	1.55	平成67年 (2055)	1.06	平成67年 (2055)	1.06
		千人		千人		千人		千人		千人	
総人口	平成17(2005)年	127,708		127,768		127,768		127,768		127,768	
	22(2010)年	127,473		127,176		127,463		126,829		126,829	
	32(2020)年	124,107		122,735		124,234		121,224		121,224	
	42(2030)年	117,580		115,224		118,347		112,578		112,578	
	52(2040)年	109,338		105,695		110,529		101,834		101,834	
	62(2050)年	100,593		95,152		101,947		89,966		89,966	
	ピーク	平成18(2006)年 127,741		平成17(2005)年 127,768		平成18(2006)年 127,777		平成17(2005)年 127,768		平成17(2005)年 127,768	
		%		%		%		%		%	
65歳以上人口比率	平成17(2005)年	19.9		20.2		20.2		20.2		20.2	
	22(2010)年	22.5		23.1		23.1		23.2		23.2	
	32(2020)年	27.8		29.2		28.9		29.6		29.6	
	42(2030)年	29.6		31.8		31.0		32.6		32.6	
	52(2040)年	33.2		36.5		34.9		37.8		37.8	
	62(2050)年	35.7		39.6		36.9		41.8		41.8	

(注) 平成17年は、総務省統計局「国勢調査報告」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成18年12月推計ー」

第3表 年齢3区分別人口の推移

(単位 万人)

区 分	総 人 口	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30 (1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35 (1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40 (1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45 (1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50 (1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55 (1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60 (1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
7 (1995)	12,557	15.9	69.4	14.5	23.0
12 (2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
13 (2001)	12,729	14.4	67.7	18.0	21.2
14 (2002)	12,744	14.2	67.3	18.5	21.1
15 (2003)	12,762	14.0	66.9	19.0	21.0
16 (2004)	12,769	13.9	66.6	19.5	20.8
17 (2005)	12,777	13.7	65.8	20.1	20.8
18 (2006)	12,777	13.7	65.5	20.8	20.8
平成22年(2010)	12,718	13.0	63.9	23.1	20.3
27 (2015)	12,543	11.8	61.2	26.9	19.3
32 (2020)	12,274	10.8	60.0	29.2	17.9

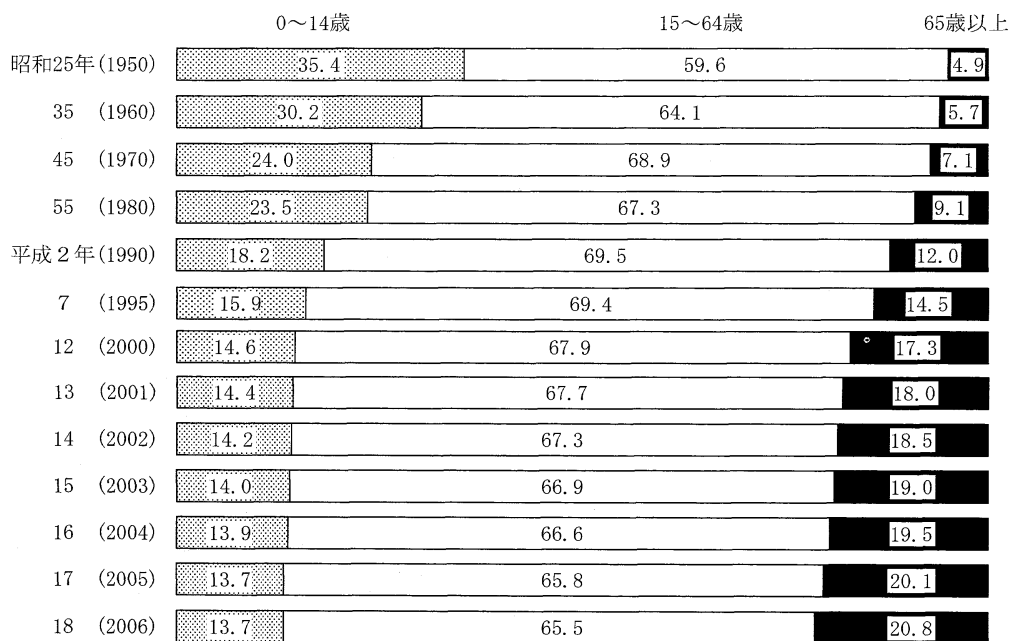
(注) 年齢不詳を含む。

資料：平成18年以前は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

平成22年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成18年12月推計ー」の中位推計値

〈年齢別人口の割合の推移〉

(数字は%)



(小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成18年10月1日現在(単位 千人)

区 分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,770	62,330	65,440	126,154	61,568	64,586
0～4歳	5,504	2,820	2,684	5,452	2,791	2,658
5～9	5,923	3,036	2,886	5,873	3,010	2,861
10～14	6,008	3,080	2,928	5,961	3,056	2,906
15～19	6,424	3,296	3,128	6,348	3,259	3,089
20～24	7,312	3,749	3,563	7,116	3,656	3,460
25～29	8,014	4,073	3,941	7,790	3,966	3,826
30～34	9,644	4,887	4,758	9,440	4,793	4,649
35～39	9,273	4,681	4,591	9,087	4,601	4,487
40～44	7,982	4,018	3,963	7,834	3,953	3,881
45～49	7,694	3,857	3,837	7,586	3,808	3,778
50～54	8,419	4,199	4,221	8,333	4,159	4,175
55～59	10,825	5,360	5,464	10,752	5,323	5,429
60～64	8,143	3,961	4,182	8,092	3,935	4,156
65～69	7,624	3,644	3,980	7,585	3,625	3,961
70～74	6,813	3,132	3,683	6,786	3,118	3,667
75～79	5,412	2,334	3,079	5,392	2,325	3,069
80～84	3,658	1,351	2,308	3,643	1,343	2,301
85～89	1,941	579	1,361	1,934	575	1,358
90歳以上	1,153	271	883	1,152	271	880
(再掲)						
0～14歳	17,435	8,936	8,498	17,286	8,857	8,425
15～64	83,730	42,081	41,648	82,378	41,453	40,930
65歳以上	26,601	11,311	15,294	25,591	11,053	14,540

資料：総務省統計局「平成18年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）

（単位 千人）

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成17(2005)年	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18(2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19(2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20(2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21(2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22(2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23(2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24(2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25(2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26(2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27(2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28(2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29(2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30(2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31(2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32(2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33(2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34(2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35(2023)	120,375	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36(2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37(2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38(2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39(2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40(2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41(2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42(2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43(2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44(2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45(2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46(2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47(2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48(2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49(2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50(2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51(2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52(2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53(2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54(2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55(2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56(2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0

第3部 社会保障関係統計資料編

(単位 千人)

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成57(2045)年	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58(2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59(2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60(2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61(2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62(2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63(2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64(2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65(2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66(2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67(2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5
68(2056)	88,882	7,397	45,336	36,149	8.3	51.0	40.7
69(2057)	87,825	7,286	44,707	35,832	8.3	50.9	40.8
70(2058)	86,757	7,181	44,086	35,491	8.3	50.8	40.9
71(2059)	85,679	7,081	43,437	35,161	8.3	50.7	41.0
72(2060)	84,592	6,987	42,778	34,827	8.3	50.6	41.2
73(2061)	83,495	6,897	42,130	34,468	8.3	50.5	41.3
74(2062)	82,390	6,810	41,468	34,112	8.3	50.3	41.4
75(2063)	81,278	6,726	40,795	33,758	8.3	50.2	41.5
76(2064)	80,162	6,644	40,127	33,391	8.3	50.1	41.7
77(2065)	79,043	6,563	39,452	33,028	8.3	49.9	41.8
78(2066)	77,923	6,483	38,788	32,653	8.3	49.8	41.9
79(2067)	76,805	6,402	38,133	32,269	8.3	49.6	42.0
80(2068)	75,691	6,322	37,507	31,863	8.4	49.6	42.1
81(2069)	74,585	6,240	36,901	31,444	8.4	49.5	42.2
82(2070)	73,488	6,158	36,325	31,005	8.4	49.4	42.2
83(2071)	72,403	6,074	35,735	30,594	8.4	49.4	42.3
84(2072)	71,332	5,990	35,185	30,157	8.4	49.3	42.3
85(2073)	70,276	5,904	34,665	29,706	8.4	49.3	42.3
86(2074)	69,237	5,818	34,166	29,253	8.4	49.3	42.3
87(2075)	68,216	5,732	33,686	28,798	8.4	49.4	42.2
88(2076)	67,213	5,645	33,223	28,345	8.4	49.4	42.2
89(2077)	66,229	5,558	32,775	27,896	8.4	49.5	42.1
90(2078)	65,263	5,472	32,341	27,450	8.4	49.6	42.1
91(2079)	64,316	5,387	31,918	27,011	8.4	49.6	42.0
92(2080)	63,387	5,304	31,505	26,578	8.4	49.7	41.9
93(2081)	62,475	5,222	31,100	26,152	8.4	49.8	41.9
94(2082)	61,579	5,143	30,703	25,733	8.4	49.9	41.8
95(2083)	60,699	5,065	30,311	25,322	8.3	49.9	41.7
96(2084)	59,834	4,991	29,925	24,918	8.3	50.0	41.6

(単位 千人)

区 分	人 口				割 合 (%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成97(2085)年	58,983	4,919	29,543	24,521	8.3	50.1	41.6
98(2086)	58,146	4,850	29,164	24,132	8.3	50.2	41.5
99(2087)	57,322	4,783	28,789	23,750	8.3	50.2	41.4
100(2088)	56,511	4,720	28,415	23,376	8.4	50.3	41.4
101(2089)	55,712	4,658	28,044	23,010	8.4	50.3	41.3
102(2090)	54,925	4,600	27,674	22,651	8.4	50.4	41.2
103(2091)	54,150	4,543	27,306	22,300	8.4	50.4	41.2
104(2092)	53,386	4,489	26,939	21,958	8.4	50.5	41.1
105(2093)	52,634	4,436	26,575	21,623	8.4	50.5	41.1
106(2094)	51,894	4,384	26,214	21,296	8.4	50.5	41.0
107(2095)	51,165	4,334	25,855	20,976	8.5	50.5	41.0
108(2096)	50,449	4,285	25,501	20,663	8.5	50.5	41.0
109(2097)	49,746	4,236	25,152	20,357	8.5	50.6	40.9
110(2098)	49,055	4,188	24,809	20,057	8.5	50.6	40.9
111(2099)	48,377	4,140	24,473	19,764	8.6	50.6	40.9
112(2100)	47,712	4,093	24,144	19,475	8.6	50.6	40.8
113(2101)	47,061	4,045	23,824	19,192	8.6	50.6	40.8
114(2102)	46,424	3,998	23,512	18,914	8.6	50.6	40.7
115(2103)	45,800	3,951	23,209	18,640	8.6	50.7	40.7
116(2104)	45,189	3,903	22,916	18,371	8.6	50.7	40.7
117(2105)	44,592	3,856	22,631	18,105	8.6	50.8	40.6

(注) 1 各年10月1日現在人口。

2 平成17年は、総務省統計局「国勢調査」(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成18年12月推計ー」

第6表 人口動態

区 分	人 口	出 生		死 亡		自然増加	
		実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
昭和30年(1955)	* 89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6
35 (1960)	* 93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6
40 (1965)	* 98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4
45 (1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
50 (1975)	* 111,251,507	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56 (1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57 (1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58 (1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59 (1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60 (1985)	* 120,265,700	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61 (1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62 (1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63 (1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2 (1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3 (1991)	123,102,000	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4 (1992)	123,476,000	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5 (1993)	123,788,000	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6 (1994)	124,069,000	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7 (1995)	* 124,298,947	1,187,064	9.6	922,139	7.4	264,925	2.1
8 (1996)	124,709,000	1,206,555	9.7	896,211	7.2	310,344	2.5
9 (1997)	124,963,000	1,191,665	9.5	913,402	7.3	278,263	2.2
10 (1998)	125,252,000	1,203,147	9.6	936,484	7.5	266,663	2.1
11 (1999)	125,432,000	1,177,669	9.4	982,031	7.8	195,638	1.6
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
13 (2001)	127,291,000	1,170,662	9.3	970,331	7.7	200,331	1.6
14 (2002)	127,435,000	1,153,855	9.2	982,379	7.8	171,476	1.4
15 (2003)	127,619,000	1,123,610	8.9	1,014,951	8.0	108,659	0.9
16 (2004)	127,687,000	1,110,721	8.8	1,028,602	8.2	82,119	0.7
17 (2005)	* 127,767,994	1,062,530	8.4	1,083,796	8.6	△ 21,266	△ 0.2
18 (2006)	127,770,000	1,092,674	8.7	1,084,450	8.6	8,224	0.1

- (注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は
2 昭和50年以降は、沖縄県を含む。
3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。
4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。
5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和50年以前は、妊娠満
6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」
上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率 (出生千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (出産千対)	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,839	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.4	199,016	1.60
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.4	206,955	1.66
4,403	3.7	39,546	32.1	7,624	6.4	775,651	6.2	222,635	1.78
4,380	3.6	38,988	31.4	7,447	6.2	784,595	6.3	243,183	1.94
4,010	3.4	38,452	31.6	7,102	6.0	762,028	6.1	250,529	2.00
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
3,599	3.1	37,467	31.0	6,476	5.5	799,999	6.4	285,911	2.27
3,497	3.0	36,978	31.1	6,333	5.5	757,331	6.0	289,836	2.30
3,364	3.0	35,330	30.5	5,929	5.3	740,191	5.9	283,854	2.25
3,122	2.8	34,365	30.0	5,541	5.0	720,417	5.7	270,804	2.15
2,958	2.8	31,818	29.1	5,149	4.8	714,265	5.7	261,917	2.08
2,864	2.6	30,911	27.5	5,100	4.7	730,971	5.7	257,475	2.04

総人口(日本に定住している外国人を含む)であり、昭和45年以降は日本人人口である。

28週以後の数値である)

第7表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

区分	昭和22年 (1947)	25~27 (1950~ 1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《男》														
0歳	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.38	77.72	78.32	78.36	78.64	78.56	79.00
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.87	73.10	73.66	73.68	73.96	73.88	74.30
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.94	68.15	68.71	68.72	69.00	68.93	69.34
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	57.16	58.33	58.87	58.89	59.15	59.08	59.49
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.55	48.69	49.21	49.23	49.49	49.43	49.83
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.96	39.13	39.64	39.67	39.93	39.86	40.25
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.75	29.91	30.42	30.47	30.70	30.63	31.00
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.28	21.44	21.93	21.98	22.17	22.09	22.41
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.97	13.97	14.32	14.35	14.51	14.39	14.69
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	7.13	7.96	8.25	8.26	8.39	8.22	8.45
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	5.05	5.76	5.97	5.95	6.07	5.89	6.09
90	—	—	—	—	—	3.28	3.51	3.58	4.10	4.29	4.26	4.36	4.15	4.32
95	—	—	—	—	—	—	—	2.60	2.97	3.10	3.10	3.21	2.93	3.08
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.26	2.28	2.41	2.08	2.20
《女》														
0歳	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.85	84.60	85.23	85.33	85.59	85.52	85.81
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	78.29	79.95	80.55	80.65	80.88	80.81	81.10
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	73.34	74.98	75.60	75.69	75.92	75.84	76.13
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	63.46	65.08	65.69	65.79	66.01	65.93	66.22
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.65	55.26	55.86	55.97	56.18	56.12	56.41
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.91	45.52	46.12	46.22	46.44	46.38	46.66
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	34.43	36.01	36.58	36.68	36.90	36.84	37.12
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	25.31	26.85	27.40	27.49	27.74	27.66	27.92
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.76	18.19	18.69	18.75	18.98	18.88	19.12
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	9.47	10.60	11.02	11.04	11.23	11.13	11.32
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.67	7.61	7.94	7.95	8.10	7.99	8.13
90	—	—	—	—	—	3.82	4.18	4.64	5.29	5.56	5.57	5.69	5.53	5.66
95	—	—	—	—	—	—	—	3.33	3.73	3.88	3.93	4.02	3.77	3.88
100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.73	2.84	2.96	2.54	2.63

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

2 昭和40年以前は、沖縄県を含まない。

資料：平成2年以前及び平成7、12、17年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」
それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移

区 分	昭和35年 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
結 核	34.2	15.4	5.5	3.0	2.6	2.1	2.0	1.8	1.9	1.8	1.8	1.8
悪 性 新 生 物	100.4	116.3	139.1	177.2	211.6	235.2	238.8	241.7	245.4	253.9	258.3	261.0
心疾患(高血圧性を除く)	73.2	86.7	106.2	134.8	112.0	116.8	117.8	121.0	126.5	126.5	137.2	137.2
脳 血 管 疾 患	160.7	175.8	139.5	99.4	117.9	105.5	104.7	103.4	104.7	102.3	105.3	101.7
肺 炎	40.2	27.1	28.4	55.6	64.1	69.2	67.8	69.4	75.3	75.7	85.0	85.0
肝 疾 患	14.3	16.6	16.3	16.1	13.7	12.8	12.6	12.3	12.5	12.6	13.0	12.9
不慮の事故	41.7	42.5	25.1	26.2	36.5	31.4	31.4	30.7	30.7	30.3	31.6	30.3
自 殺	21.6	15.3	17.7	16.4	17.2	24.1	23.3	23.8	25.5	24.0	24.2	23.7

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

区分	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和25年 (1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び 気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30 (1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
40 (1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50 (1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
60 (1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び 気管支炎	42.7	不慮の事故及び 有害作用	24.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故及び 有害作用	26.2
7 (1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
13 (2001)	悪性新生物	238.8	心疾患	117.8	脳血管疾患	104.7	肺炎	67.8	不慮の事故	31.4
14 (2002)	悪性新生物	241.7	心疾患	121.0	脳血管疾患	103.4	肺炎	69.4	不慮の事故	30.7
15 (2003)	悪性新生物	245.4	心疾患	126.5	脳血管疾患	104.7	肺炎	75.3	不慮の事故	30.7
16 (2004)	悪性新生物	253.9	心疾患	126.5	脳血管疾患	102.3	肺炎	75.7	不慮の事故	30.3
17 (2005)	悪性新生物	258.3	心疾患	137.2	脳血管疾患	105.3	肺炎	85.0	不慮の事故	31.6
18 (2006)	悪性新生物	261.0	心疾患	137.2	脳血管疾患	101.7	肺炎	85.0	不慮の事故	30.3

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。
 2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。
 3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったがこれは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。
 4 「心疾患」は、「心疾患（高血圧性を除く）」である。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

(単位 千世帯)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《推計数》							
総 数	45,545	45,664	46,005	45,800	46,323	47,043	47,531
雇用者・自営業者等の世帯	45,545	44,813	45,654	45,610	45,949	46,522	47,038
常 雇 者 世 帯	26,317	25,439	25,488	25,430	24,577	25,253	26,143
臨 時 雇 用 者 世 帯	918	1,008	1,055	1,113	1,363	1,880	1,924
日 雇 労 働 者 世 帯	276	261	303	280	226	465	438
自 営 業 者 世 帯	6,328	6,826	6,374	6,482	6,866	6,134	5,887
そ の 他 の 世 帯	11,705	11,280	12,434	12,304	12,916	12,790	12,647
世 帯 業 態 不 詳	・	851	351	190	374	522	493
農 耕 世 帯	・	・	・	・	・	・	・
《構成割合》(%)							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	100.0	98.1	99.2	99.6	99.2	98.9	99.0
常 雇 者 世 帯	57.8	55.7	55.4	55.5	53.1	53.7	55.0
臨 時 雇 用 者 世 帯	2.0	2.2	2.3	2.4	2.9	4.0	4.0
日 雇 労 働 者 世 帯	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5	1.0	0.9
自 営 業 者 世 帯	13.9	14.9	13.9	14.2	14.8	13.0	12.4
そ の 他 の 世 帯	25.7	24.7	27.0	26.9	27.9	27.2	26.6
世 帯 業 態 不 詳	・	1.9	0.8	0.4	0.8	1.1	1.0
農 耕 世 帯	・	・	・	・	・	・	・

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
 2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯
 3 平成10年以降の農耕世帯については調査していないため、雇用者・自営業者等の世帯に振り分けられている。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	国保加入世帯	被用者保険 加入世帯	国保・被用者 保険加入世帯	その他の世帯		不 詳
					被保護世帯	その他の世帯	
《推計数》							
昭和60年(1985)	37,226	11,803	19,234	5,301	474	414	・
平成2年(1990)	40,273	12,575	20,644	6,111	407	535	・
7 (1995)	40,770	13,057	20,600	6,437	342	335	・
12 (2000)	45,545	16,211	21,546	7,006	782	・	・
13 (2001)	45,664	16,948	20,513	6,882	809	・	512
14 (2002)	46,005	17,385	20,473	7,055	829	・	263
15 (2003)	45,800	17,201	20,487	7,189	802	・	122
16 (2004)	46,323	16,886	19,446	7,910	1,091	・	990
17 (2005)	47,043	17,874	19,866	7,805	1,014	・	484
18 (2006)	47,531	17,623	20,739	7,676	1,185	・	308
《構成割合》(%)							
昭和60年(1985)	100.0	31.7	51.7	14.2	1.3	1.1	・
平成2年(1990)	100.0	31.2	51.3	15.2	1.0	1.3	・
7 (1995)	100.0	32.0	50.5	15.8	0.8	0.8	・
12 (2000)	100.0	35.6	47.3	15.4	1.7	・	・
13 (2001)	100.0	37.1	44.9	15.1	1.8	・	1.1
14 (2002)	100.0	37.8	44.5	15.3	1.8	・	0.6
15 (2003)	100.0	37.6	44.7	15.7	1.8	・	0.3
16 (2004)	100.0	36.5	42.0	17.1	2.4	・	2.1
17 (2005)	100.0	38.0	42.2	16.6	2.2	・	1.0
18 (2006)	100.0	37.1	43.6	16.1	2.5	・	0.6

(注) 1 その他の世帯の「被保護世帯」「その他の世帯」は、平成8年以前の区分である。
 2 被保護世帯：生活保護法による何らかの扶助を受けている者が一人でもいる世帯
 3 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯
 4 被用者保険加入世帯：健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯
 5 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 資料：昭和60年は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」
 平成2年以降は、同部「国民生活基礎調査」
 平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》					
昭和60年(1985)	37,226	2,192	508	99	34,427
平成2年(1990)	40,273	3,113	543	102	36,515
7 (1995)	40,770	4,390	483	84	35,812
12 (2000)	45,545	6,261	597	83	38,604
13 (2001)	45,664	6,654	587	80	38,343
14 (2002)	46,005	7,182	670	86	38,067
15 (2003)	45,800	7,250	569	73	37,908
16 (2004)	46,323	7,874	627	90	37,732
17 (2005)	47,043	8,349	691	79	37,924
18 (2006)	47,531	8,462	788	89	38,192
《構成割合》(%)					
昭和60年(1985)	100.0	5.9	1.4	0.3	92.5
平成2年(1990)	100.0	7.7	1.3	0.3	90.7
7 (1995)	100.0	10.8	1.2	0.2	87.8
12 (2000)	100.0	13.7	1.3	0.2	84.8
13 (2001)	100.0	14.6	1.3	0.2	84.0
14 (2002)	100.0	15.6	1.5	0.2	82.7
15 (2003)	100.0	15.8	1.2	0.2	82.8
16 (2004)	100.0	17.0	1.4	0.2	81.5
17 (2005)	100.0	17.7	1.5	0.2	80.6
18 (2006)	100.0	17.8	1.7	0.2	80.4

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」

平成2年以降は、同部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》								
昭和60年(1985)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
平成2年(1990)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
7 (1995)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
12 (2000)	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
13 (2001)	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
14 (2002)	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
15 (2003)	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
16 (2004)	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
17 (2005)	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
18 (2006)	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65
《構成割合》(%)								
昭和60年(1985)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	・
平成2年(1990)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
7 (1995)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	・
12 (2000)	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	・
13 (2001)	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	・
14 (2002)	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	・
15 (2003)	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	・
16 (2004)	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	・
17 (2005)	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	・
18 (2006)	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	・

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」

平成2年以降は、同部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	単 独 世 帯			核 家 族 世 帯				三世代世帯	その他の世帯
		総 数	住み込み 寄宿舎等	その他	総 数	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚の 子のみの世帯	片親と未婚の 子のみの世帯		
《推計数》										
昭和60年(1985)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718	5,672	1,959
平成2年(1990)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060	5,428	2,245
7 (1995)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478
12 (2000)	45,545	10,988	1,388	9,600	26,938	9,422	14,924	2,592	4,823	2,796
13 (2001)	45,664	11,017	1,226	9,790	26,894	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909
14 (2002)	46,005	10,800	1,044	9,756	27,682	9,887	14,954	2,841	4,603	2,919
15 (2003)	45,800	10,673	929	9,744	27,352	9,781	14,900	2,670	4,769	3,006
16 (2004)	46,323	10,817	960	9,857	28,061	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934
17 (2005)	47,043	11,580	914	10,667	27,872	10,295	14,609	2,968	4,575	3,016
18 (2006)	47,531	12,043	859	11,184	28,025	10,198	14,826	3,002	4,326	3,137
《構成割合》(%)										
昭和60年(1985)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2	5.3
平成2年(1990)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5	5.6
7 (1995)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1
12 (2000)	100.0	24.1	3.0	21.1	59.1	20.7	32.8	5.7	10.6	6.1
13 (2001)	100.0	24.1	2.7	21.4	58.9	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4
14 (2002)	100.0	23.5	2.3	21.2	60.2	21.5	32.5	6.2	10.0	6.3
15 (2003)	100.0	23.3	2.0	21.3	59.7	21.4	32.5	5.8	10.4	6.6
16 (2004)	100.0	23.4	2.1	21.3	60.6	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3
17 (2005)	100.0	24.6	1.9	22.7	59.2	21.9	31.1	6.3	9.7	6.4
18 (2006)	100.0	25.3	1.8	23.5	59.0	21.5	31.2	6.3	9.1	6.6

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」

平成2年以降は、同部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	全世帯数	65 歳 以 上 の 者 の い る 世 帯								
		総 数	全世帯に占 める割合(%)	単独世帯	夫 婦 の み の 世 帯		夫婦(片親 と未婚の子 のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	
					総 数	一方が65歳 未満の世帯				ともに65歳 以上の世帯
《推計数》										
昭和60年(1985)	37,226	9,400	25.3	1,131	1,795	799	996	1,012	4,313	1,150
平成2年(1990)	40,273	10,816	26.9	1,613	2,314	914	1,400	1,275	4,270	1,345
7 (1995)	40,770	12,695	31.1	2,199	3,075	1,024	2,050	1,636	4,232	1,553
12 (2000)	45,545	15,647	34.4	3,079	4,234	1,252	2,982	2,268	4,141	1,924
13 (2001)	45,664	16,367	35.8	3,179	4,545	1,288	3,257	2,563	4,179	1,902
14 (2002)	46,005	16,848	36.6	3,405	4,822	1,260	3,563	2,633	4,001	1,987
15 (2003)	45,800	17,273	37.7	3,411	4,845	1,251	3,594	2,727	4,169	2,120
16 (2004)	46,323	17,864	38.6	3,730	5,252	1,353	3,899	2,931	3,919	2,031
17 (2005)	47,043	18,532	39.4	4,069	5,420	1,349	4,071	3,010	3,947	2,088
18 (2006)	47,531	18,285	38.5	4,102	5,397	1,283	4,114	2,944	3,751	2,091
《構成割合》(%)										
平成60年(1985)	・	100.0	・	12.0	19.1	8.5	10.6	10.8	45.9	12.2
平成2年(1990)	・	100.0	・	14.9	21.4	8.4	12.9	11.8	39.5	12.4
7 (1995)	・	100.0	・	17.3	24.2	8.1	16.1	12.9	33.3	12.2
12 (2000)	・	100.0	・	19.7	27.1	8.0	19.1	14.5	26.5	12.3
13 (2001)	・	100.0	・	19.4	27.8	7.9	19.9	15.6	25.5	11.6
14 (2002)	・	100.0	・	20.2	28.6	7.5	21.1	15.6	23.7	11.8
15 (2003)	・	100.0	・	19.7	28.1	7.2	20.8	15.8	24.1	12.3
16 (2004)	・	100.0	・	20.9	29.4	7.6	21.8	16.4	21.9	11.4
17 (2005)	・	100.0	・	22.0	29.2	7.3	22.0	16.2	21.3	11.3
18 (2006)	・	100.0	・	22.4	29.5	7.0	22.5	16.1	20.5	11.4

(注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」

平成2年以降は、同部「国民生活基礎調査」

平成12年以降は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第16表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位：億円、%)

区分	国民所得(分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
昭和45年度(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364	—	5.8
50 (1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,693	30.4	9.5	118,260	30.2	9.5
55 (1980)	2,032,410	9.5	287,422	12.4	14.4	247,736	12.7	12.2	249,082	12.3	12.5
60 (1985)	2,610,890	7.4	405,548	6.8	15.6	356,798	6.1	13.7	357,639	6.3	13.7
平成2年度(1990)	3,483,454	8.1	538,714	6.5	15.6	472,203	5.2	13.6	481,924	7.0	13.8
3 (1991)	3,710,808	6.5	568,844	5.6	15.7	501,346	6.2	13.5	510,247	5.9	13.8
4 (1992)	3,693,236	△ 0.5	621,521	9.3	16.8	538,280	7.4	14.6	546,916	7.2	14.8
5 (1993)	3,690,327	△ 0.1	672,330	8.2	18.1	568,039	5.5	15.4	573,694	4.9	15.5
6 (1994)	3,740,795	1.4	702,644	4.5	18.8	604,660	6.4	16.2	609,816	6.3	16.3
7 (1995)	3,742,775	0.1	750,400	6.8	19.7	647,243	7.0	17.3	647,317	6.1	17.3
8 (1996)	3,806,211	3.3	778,773	3.8	19.9	675,402	4.4	17.7	676,933	4.6	17.9
9 (1997)	3,819,989	0.4	787,377	1.1	20.2	694,087	2.8	18.2	693,354	2.4	18.1
10 (1998)	3,689,215	△ 3.4	・	・	・	721,333	3.9	19.6	719,883	3.8	19.3
11 (1999)	3,643,409	△ 1.2	・	・	・	750,338	4.0	20.6	747,499	3.8	20.4
12 (2000)	3,718,039	2.0	・	・	・	781,191	4.1	20.0	788,897	5.5	21.2
13 (2001)	3,613,335	△ 2.8	・	・	・	813,928	4.2	22.5	818,326	3.7	22.6
14 (2002)	3,557,610	△ 1.5	・	・	・	835,584	2.7	23.5	835,986	2.2	23.5
15 (2003)	3,580,792	0.7	・	・	・	842,582	0.8	23.5	848,233	1.5	23.7
16 (2004)	3,629,009	1.3	・	・	・	859,709	2.0	23.7	868,683	2.4	23.9
17 (2005)	3,676,303	1.3	・	・	・	879,150	2.3	23.9	884,267	1.8	24.1

(注) 「社会保障関係総費用」は、決算額である。平成10年度以降は、省庁再編により社会保障制度審議会がなくなったために算出されていない。

資料：「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。平成2年度以降は、93SNA基準による。

「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第17表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 計	78,119,108	81,392,831	83,558,384	84,258,195	85,970,892	87,915,013
医 療 保 険	14,572,699	14,791,576	14,439,575	14,711,798	15,276,653	16,141,036
老 人 保 健	10,447,419	10,804,055	10,801,187	10,722,379	10,675,768	10,753,916
介 護 保 険	3,252,114	4,122,775	4,666,117	5,110,400	5,577,221	5,823,169
年 金 保 険	39,172,913	40,617,812	42,502,502	42,995,871	43,814,337	44,668,954
雇 用 保 険 等	2,664,958	2,713,358	2,619,154	2,024,562	1,528,279	1,435,313
業 務 災 害 補 償	1,018,528	1,015,412	982,922	973,367	958,723	953,185
家 族 手 当	711,649	857,359	896,364	915,765	1,123,641	1,157,903
生 活 保 護	1,929,889	2,060,403	2,186,944	2,365,553	2,552,832	2,592,255
社 会 福 祉	2,186,116	2,315,038	2,460,362	2,469,305	2,644,687	2,636,963
公 衆 衛 生	554,917	560,460	544,067	592,919	535,923	547,416
恩 給	1,419,745	1,350,930	1,280,425	1,204,272	1,131,933	1,058,666
戦 争 犠 牲 者 援 護	188,161	183,654	178,763	172,005	150,895	146,238

- (注) 1 「老人保健」には、医療を含む保健事業すべてが計上されている。
 2 「家族手当」には、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
 3 「雇用保険等」には、雇用保険の総額と船員保険の失業・雇用対策の給付を含む。
 4 「老人保健制度」においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成13年度以前、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度でそれぞれ対象となる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「国民医療費(厚生労働省)」によると、75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は、平成14年度0.5%増、平成15年度3.8%増、平成16年度5.7%増、平成17年度5.7%増である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第18表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
1. 社 会 保 障 給 付	69,282.3	72,020.6	73,652.9	74,514.2	76,534.8	78,317.8
(1)特 別 会 計	38,035.6	39,336.0	40,481.1	40,888.7	41,794.5	42,902.8
a. 厚生保険 (除児童手当)	23,384.0	23,850.0	24,350.1	24,675.8	25,500.0	26,011.3
(a)健康保険	4,239.3	4,235.4	4,012.0	3,870.5	3,968.6	4,031.7
(b)厚生年金	19,144.7	19,614.6	20,338.1	20,805.3	21,531.4	21,979.6
b. 国民年金	11,180.2	11,922.2	12,666.0	13,328.4	13,919.4	14,606.1
c. 労働保険	3,422.8	3,518.9	3,423.1	2,846.9	2,340.0	2,251.2
(a)労災保険	937.9	937.6	907.3	901.2	885.0	882.5
(b)雇用保険	2,484.9	2,581.3	2,515.8	1,945.8	1,455.1	1,368.7
d. 船員保険	48.7	44.8	41.9	37.6	35.0	34.2
(a)疾病給付	35.0	31.7	28.8	26.6	25.5	25.0
(b)年金給付	6.2	6.3	6.3	6.2	6.4	6.5
(c)失業給付	7.5	6.8	6.8	4.7	3.1	2.6
(2)国民健康保険	6,088.3	6,238.4	6,382.3	6,765.8	7,342.8	7,801.5
(3)老人保健医療	10,263.9	10,771.8	10,667.0	10,684.0	10,579.5	10,487.9
(4)共 済 組 合	7,586.2	7,689.8	7,420.0	7,387.5	7,414.0	7,419.8
a. 国家公務員共済組合	1,926.1	1,936.9	1,931.6	1,925.5	1,920.1	1,911.0
(a)短期経理	247.2	251.5	247.8	242.2	244.2	243.7
(b)長期経理	1,679.0	1,685.4	1,683.8	1,683.3	1,675.9	1,667.2
b. 地方公務員共済組合	4,883.7	4,957.4	4,965.0	4,977.7	5,003.6	5,009.6
(a)短期経理	742.9	759.3	737.7	718.6	728.2	733.6
(b)長期経理	4,140.8	4,198.2	4,227.3	4,259.1	4,275.4	4,276.0
c. そ の 他	776.4	795.4	523.5	484.3	490.3	499.3
(a)短期経理	101.8	102.8	100.7	97.3	100.0	101.6
(b)長期経理	674.5	692.6	422.8	387.0	390.4	397.6
(5)組合管掌健康保険	3,183.1	3,189.9	3,121.4	2,983.5	3,026.2	3,096.4
(6)児童手当	294.3	401.3	428.3	432.2	585.4	621.2
(7)基金	247.3	236.9	453.7	228.4	214.8	207.5
(8)介護保険	3,583.5	4,156.6	4,699.1	5,144.1	5,577.6	5,780.7
2. 無基金雇用者社会給付	2,700.5	2,763.3	2,768.7	2,967.5	2,769.3	2,609.4
うち公務災害補償	12.0	11.1	11.5	11.6	10.5	10.7
3. 社会扶助給付	6,906.9	7,048.7	7,177.0	7,341.5	7,564.1	7,499.5
うち恩給	1,428.8	1,359.8	1,288.5	1,211.7	1,138.8	1,071.6
合 計	78,889.7	81,832.6	83,598.6	84,823.3	86,868.3	88,426.7

(注) 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第19表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

(単位 億円、%)

区 分	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	対前年度比	
			増加額	伸び率
合 計	859,709 (100.0)	879,150 (100.0)	19,441	2.3
医 療	271,454 (31.6)	281,094 (32.0)	9,640	3.6
年 金	455,188 (52.9)	462,930 (52.7)	7,742	1.7
福 祉 そ の 他	133,066 (15.5)	135,126 (15.4)	2,060	1.5
介 護 対 策 (再 掲)	56,289 (6.5)	58,795 (6.7)	2,506	4.5

(注) ()内は構成割合である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第20表 高齢者関係給付費の前年度との比較

(単位 億円、%)

区 分	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	対前年度伸び率
社 会 保 障 給 付 費	859,709 (100.0)	879,150 (100.0)	2.3
合 計	606,537 (70.6)	617,079 (70.2)	1.7
年 金 保 険 給 付 費	438,143	446,690	2.0
老 人 保 健 (医 療 分) 給 付 費	105,879	106,669	0.7
老 人 福 祉 サ ー ビ ス 給 付 費	61,125	62,465	2.2
高 年 齢 雇 用 継 続 給 付 費	1,389	1,256	△ 9.6
	万人	万人	
60 歳 以 上 人 口	3,353	3,434	2.4
65 歳 以 上 人 口	2,488	2,576	3.5
70 歳 以 上 人 口	1,753	1,830	4.4
75 歳 以 上 人 口	1,107	1,164	5.1

(注) 1 ()内は社会保障給付費に占める割合である。

2 「老人福祉サービス給付費」は、介護対策給付費と介護保険以外の在宅福祉サービス費等からなる。

3 「高年齢雇用継続給付費」は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が25%以上低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の15%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。

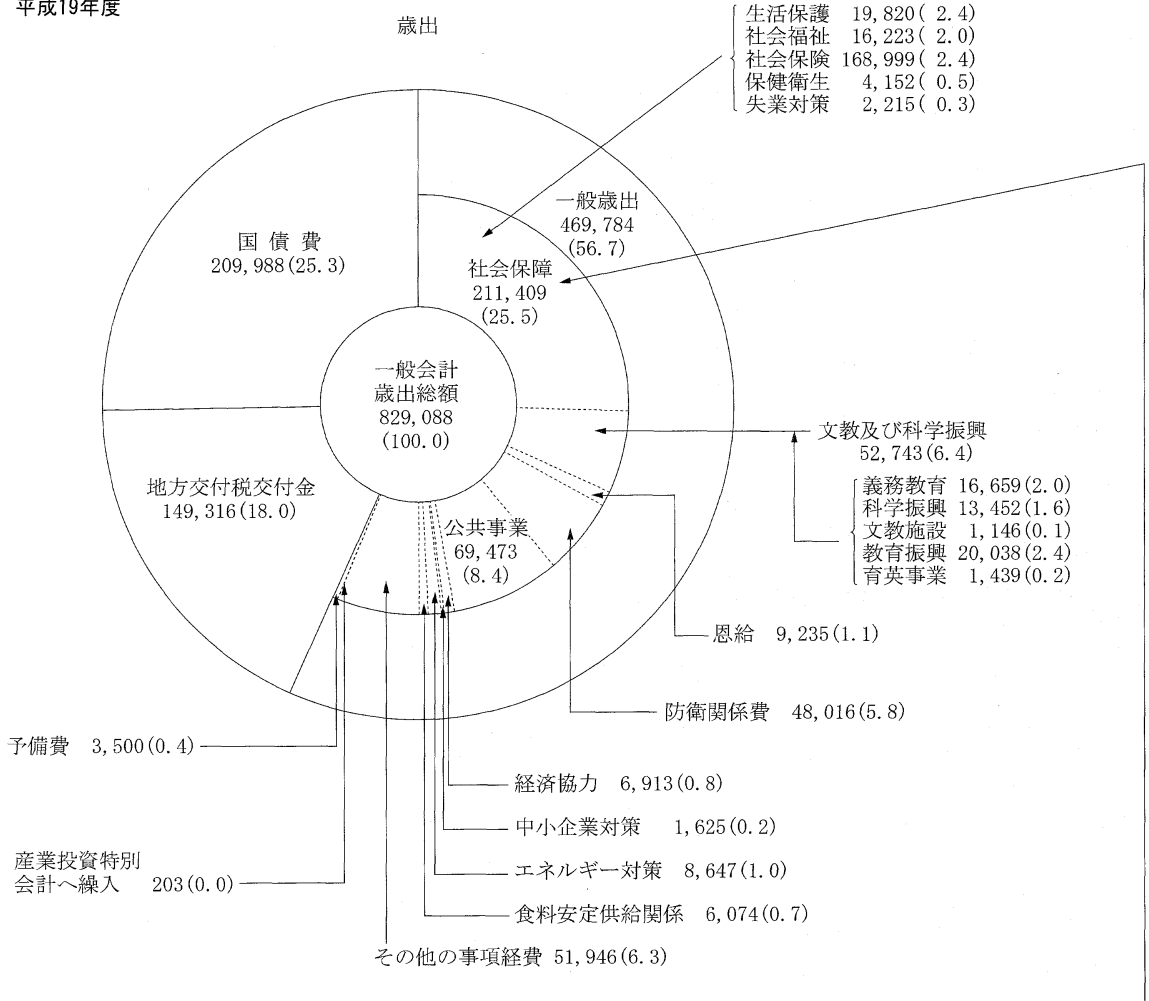
4 「老人保健制度」においては、対象年齢を平成14年10月より5年間で段階的に70歳以上から75歳以上へ引き上げることとなり、平成17年10月には74歳に引き上げられている。したがって、上記「老人保健(医療分)給付費」の平成16年度と平成17年度の額も対象になる年齢が異なっていることに留意する必要がある。なお、「平成17年度国民医療費(厚生労働省)」によると、平成17年度の75歳以上の国民医療費の対前年度伸び率は5.7%の増加である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第21表 一般会計予算の内訳

(単位 億円、%)

平成19年度

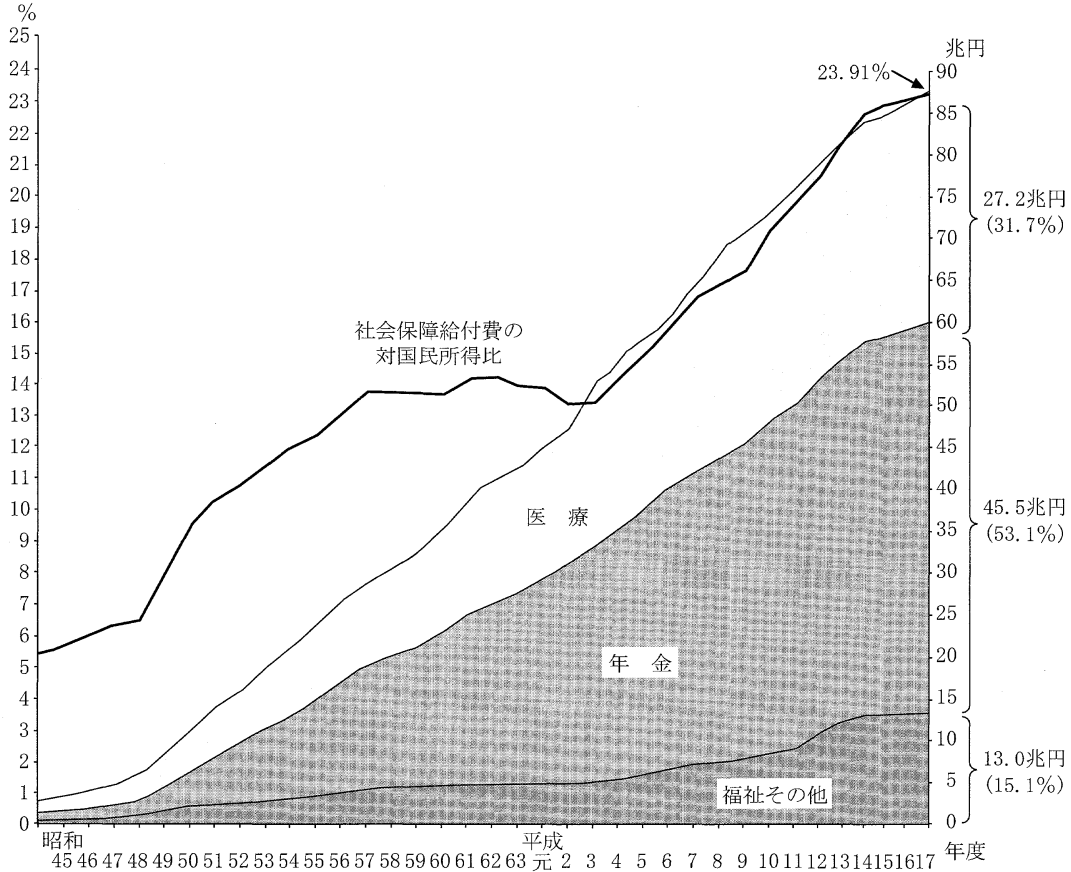


社会保障内訳

区分	19年度予算	区分	19年度予算
1 医療	84,285	3 介護	19,485
(1) 国民健康保険	33,168	(1) 給付費負担金等	15,206
(2) 政府管掌健康保険	8,383	(2) 2号保険料国庫負担	4,237
(3) 老人医療給付費	30,654	(3) 財政安定化基金	42
(4) 生保・医療扶助	9,843		
(5) その他の他	2,237	4 福祉・その他	37,334
(老人医療費再掲)	(42,171)	(1) 生活扶助	6,307
2 年金	70,305	(2) 保育所運営費	3,127
(1) 厚生年金	51,659	(3) 雇用保険	1,846
(2) 国民年金	18,436	(4) その他の他	26,054
(3) 福祉年金	210	(生活保護費再掲)	(19,525)
		合計	211,409

資料：財務省広報「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第22表 社会保障給付費等の年次推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成

第23表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区分	平成2年度 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
一般歳出	353,731	421,417	480,914	475,472	475,922	476,320	472,829	463,660	469,784
厚生労働省予算	115,652	140,115	155,054	186,684	193,787	201,910	208,178	209,417	214,769
社会保障関係費	116,154	139,244	167,666	182,795	189,907	197,970	203,808	205,739	211,409
生活保護費	11,087	10,532	12,306	13,837	15,217	17,489	19,230	20,461	19,820
社会福祉費	24,056	34,728	36,580	17,218	17,271	16,339	16,443	15,117	16,223
社会保険費	71,953	84,700	109,551	141,584	146,514	153,802	158,638	161,621	168,999
保健衛生対策費	5,587	6,348	5,434	5,276	5,142	5,034	4,832	4,213	4,152
失業対策費	3,471	2,936	3,795	4,881	5,764	5,307	4,664	4,327	2,215
《対前年伸び率》(%)									
一般歳出	3.8	3.1	2.6	△ 2.3	0.1	0.1	△ 0.7	△ 1.9	1.3
厚生労働省予算	6.7	2.9	△ 4.6	3.5	3.8	4.2	3.1	0.6	2.6
《構成比》(%)									
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活保護費	9.5	7.6	7.3	7.6	8.0	8.8	9.4	9.9	9.4
社会福祉費	20.7	24.9	21.8	9.4	9.1	8.3	8.1	7.3	7.7
社会保険費	61.9	60.8	65.3	77.5	77.2	77.7	77.8	78.6	79.9
保健衛生対策費	4.8	4.6	3.2	2.9	2.7	2.5	2.4	2.0	2.0
失業対策費	3.0	2.1	2.3	2.7	3.0	2.7	2.3	2.1	1.0

(注) 1 「厚生労働省予算」の平成12年度以前は、「厚生省予算」である。

2 「社会保険費」には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は「失業対策費」に含まれている。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第24表 社会保障の給付と負担の見通し（平成18年5月推計）

社会保障の給付と負担の見通し

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考) 2025年度 (平成37)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	105 (110)	24.2 (25.3)	116 (126)	25.3 (27.4)	141 (162)	26.1 (30.0)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (56)	12.5 (12.9)	59 (64)	12.8 (13.8)	65 (75)	12.0 (13.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)	48 (56)	8.8 (10.3)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (20)	4.2 (4.5)	21 (23)	4.5 (4.9)	28 (32)	5.3 (5.8)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)	17 (20)	3.1 (3.7)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	101 (105)	23.3 (24.3)	114 (121)	24.8 (26.3)	143 (165)	26.5 (30.5)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)		
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)		
国民所得	375.6	—	433	—	461	—	540	—

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。
 4 経済前提はAケース。

《社会保障に係る負担の内訳》

【部門別】	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
年金	39.5 (39.6)	10.5 (10.5)	49 (50)	11.4 (11.6)	56 (58)	12.1 (12.5)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.5 (8.0)	37 (40)	8.0 (8.7)
福祉等	15.8 (16.2)	4.2 (4.3)	19 (21)	4.5 (4.8)	22 (24)	4.7 (5.1)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	9 (10)	2.0 (2.3)	10 (12)	2.3 (2.7)
【保険料・公費別】						
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	65 (67)	14.9 (15.4)	73 (77)	15.9 (16.6)
年金	31.0 (31.2)	8.3 (8.3)	37 (38)	8.7 (8.8)	43 (43)	9.3 (9.4)
医療	16.3 (16.8)	4.3 (4.5)	19 (20)	4.4 (4.7)	21 (23)	4.6 (5.0)
福祉等	6.7 (6.8)	1.8 (1.8)	8 (9)	1.9 (2.0)	9 (10)	2.0 (2.2)
うち介護	2.8 (2.9)	0.7 (0.8)	4 (4)	0.8 (1.0)	4 (5)	1.0 (1.2)
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.4 (8.9)	41 (45)	8.9 (9.7)
年金	8.4 (8.4)	2.2 (2.2)	12 (12)	2.7 (2.8)	13 (14)	2.8 (3.0)
医療	11.2 (11.7)	3.0 (3.1)	13 (14)	3.0 (3.3)	15 (17)	3.4 (3.7)
福祉等	9.2 (9.4)	2.4 (2.5)	11 (12)	2.6 (2.8)	13 (14)	2.7 (3.0)
うち介護	3.8 (4.0)	1.0 (1.1)	5 (6)	1.1 (1.3)	6 (7)	1.3 (1.5)

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。
 4 経済前提はAケース。

【参考】社会保障の給付と負担の見通し…Bケース（低目の経済成長）

	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)		(参考) 2025年度 (平成37)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	89.8 (91.0)	23.9 (24.2)	104 (109)	25.3 (26.5)	115 (125)	26.5 (28.8)	136 (158)	27.7 (32.1)
年金	47.4 (47.3)	12.6 (12.6)	54 (55)	13.1 (13.5)	58 (63)	13.4 (14.5)	62 (73)	12.5 (14.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.9 (8.4)	37 (40)	8.5 (9.2)	48 (56)	9.7 (11.4)
福祉等	14.9 (15.2)	4.0 (4.1)	18 (19)	4.4 (4.7)	20 (22)	4.6 (5.0)	27 (29)	5.4 (6.0)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	8 (10)	2.0 (2.4)	10 (12)	2.3 (2.8)	16 (19)	3.2 (3.8)
社会保障に係る負担	82.8 (84.3)	22.0 (22.4)	99 (103)	24.1 (25.2)	111 (118)	25.7 (27.3)	137 (158)	27.8 (32.0)
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	63 (65)	15.4 (15.9)	71 (74)	16.4 (17.1)		
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.7 (9.3)	40 (44)	9.3 (10.2)		
国民所得	375.6	—	411	—	432	—	492	—

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

【参考】社会保障に係る負担の内訳…Bケース（低目の経済成長）

【部門別】	2006年度 (平成18)		2011年度 (平成23)		2015年度 (平成27)	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
年金	39.5 (39.6)	10.5 (10.5)	48 (49)	11.7 (11.9)	53 (55)	12.4 (12.8)
医療	27.5 (28.5)	7.3 (7.6)	32 (34)	7.9 (8.4)	37 (40)	8.5 (9.2)
福祉等	15.8 (16.2)	4.2 (4.3)	19 (20)	4.6 (4.9)	21 (23)	4.8 (5.3)
うち介護	6.6 (6.9)	1.8 (1.8)	8 (10)	2.0 (2.4)	10 (12)	2.3 (2.8)
【保険料・公費別】						
保険料負担	54.0 (54.8)	14.4 (14.6)	63 (65)	15.4 (15.9)	71 (74)	16.4 (17.1)
年金	31.0 (31.2)	8.3 (8.3)	36 (37)	8.8 (8.9)	41 (41)	9.4 (9.6)
医療	16.3 (16.8)	4.3 (4.5)	19 (20)	4.7 (4.9)	21 (23)	4.9 (5.3)
福祉等	6.7 (6.8)	1.8 (1.8)	8 (8)	1.9 (2.0)	9 (10)	2.0 (2.2)
うち介護	2.8 (2.9)	0.7 (0.8)	4 (4)	0.9 (1.0)	4 (5)	1.0 (1.2)
公費負担	28.8 (29.5)	7.7 (7.8)	36 (38)	8.7 (9.3)	40 (44)	9.3 (10.2)
年金	8.4 (8.4)	2.2 (2.2)	12 (12)	2.8 (2.9)	13 (14)	3.0 (3.2)
医療	11.2 (11.7)	3.0 (3.1)	13 (14)	3.2 (3.5)	15 (17)	3.6 (3.9)
福祉等	9.2 (9.4)	2.4 (2.5)	11 (12)	2.7 (2.9)	12 (13)	2.8 (3.1)
うち介護	3.8 (4.0)	1.0 (1.1)	5 (6)	1.2 (1.4)	6 (7)	1.3 (1.6)

- (注) 1 「%」は対国民所得。額は、各年度の名目額（将来の額は現在価格ではない）。
 2 公費は、2009年度に基礎年金国庫負担割合が1/2に引き上げられたものとしている。
 3 カッコ外の数値は改革反映、カッコ内の数値は改革前のもの。

[見通しの前提等]

- 1 この「社会保障の給付と負担の見通し」は、この間の社会保障制度改革を踏まえ、将来の社会保障給付の規模とこれを賄う社会保険料及び公費の規模について、見通しを作成したものである。
- 2 前提
見通しの前提は、概略以下のとおりである。なお、結果については、前提の設定方法等により変わり得るものであり、また、見通しの対象期間が中長期にわたることから幅をもって見るべきものである。
 - (1) 経済前提は、見通しの対象期間が中長期にわたることを考慮し、2011年度までは「構造改革と経済財政の中期展望－2005年度改定 参考試算」(2006. 1. 18)を、2012年度以降は2004年の年金財政再計算の前提を用いて、A（並の経済成長）及びB（低目の経済成長）の2ケースを置いている（詳細は「経済前提」）。
 - (2) 人口前提は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2002. 1) の中位推計を用いている。
 - (3) 社会保障制度は直近のものを前提としている。ただし、医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律案(国会提出中)などによる医療制度改革（案）によるものを前提としており、仮定のものである。このため、見通しにおいては、医療制度改革（案）が行われない場合であって、これに併せて2004年の年金制度改革及び2005年の介護保険制度改革が行われなかったこととしたケースも置いている（詳細は「この間の社会保障制度改革等」）。
- 3 各制度の計算方法
 - (1) 年金…2004年財政再計算に経済前提を織り込んで算定している。
 - (2) 医療…2006年度予算を足元とし、改革実施前では、1人当たり医療費の伸び（一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2%（1995年度～1999年度実績平均、ただし、加入者の年齢構成の変化による増減分（高齢化分）と制度改正による一時的な伸びの増減分を除いたもの））を基準に、高齢化、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
 - (3) 介護…2006年度予算を足元とし、今後のサービス利用状況、高齢化、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
 - (4) その他…2006年度予算を足元とし、受給者1人当たり給付費が名目賃金で伸びると仮定し、人口増減の影響等を織り込んで算定している。
- 4 その他
 - (1) 「給付」は、これまでの見通しと同様、以下のものは含まれていない。
 - ・医療、福祉サービス等の自己負担(利用時一部負担)
 - ・医療、福祉等の施設整備のために直接支出された国庫や地方公共団体の補助金等
 - ・医療、年金等の保険者又は地方公共団体等の事務処理に要する人件費等の費用、地方公共団体の単独事業の費用等
 - (2) 「負担」は、これまでの見通しと同様、「公費」は所要額であり、「保険料」は法定の料率(厚生年金等)又は給付等に要する料率(医療等)である。
 - (3) 2006年度の数値は、予算ベースである。

[この間の社会保障制度改革等]

- 年金制度改革
2004年の年金制度改革は、
 - (1) マクロ経済スライドの導入；
給付について、将来の被保険者数の減少や平均余命の伸びを踏まえ、給付水準の伸びを抑制する「マクロ経済スライド」を導入
 - (2) 将来の保険料の固定；
負担について、改革前は25.9%までの引上げが必要であった厚生年金保険料率について、保険料の水準を2017年度まで段階的に18.3%まで引き上げた後は将来にわたり固定〔国民年金は2017年度以降、2004年度価格16,900円で固定〕
 - (3) 基礎年金の国庫負担割合の引上げ；
2009年度までに1/2へ引上げ（2006年度予算では約35.8%）
等である。
これらにより、2015年度の年金の総給付費は、改革前に比べ対国民所得で1.0ポイント低下し、12.8%となる。*
- 介護保険制度改革
2005年の介護保険制度改革は、
 - (1) 介護予防への重点化等；
介護予防への重点化、地域ケアの推進のための新たなサービス体系の確立及びサービスの質の向上
 - (2) 利用者負担の見直し；
在宅と施設の給付範囲の不均衡の是正及び年金との重複給付の調整を図る観点から、食費・居住費の利用者負担の見直し
等により、給付費の急増の回避と保険料負担の上昇の抑制を図るものであり、2005年10月と2006年4月には計△2.4%の介護報酬改定を行っている。また、医療制度改革（案）においては、介護保険適用の療養病床の廃止が盛り込まれている。
これらにより、2015年度の介護の総給付額は、改革前に比べ対国民所得で0.4ポイント低下し、対国民所得2.3%となる。*

○ 医療制度改革（案）

医療制度改革関連法案(国会提出中)に基づく措置は、

- (1) 安心・信頼の医療の確保と予防の重視；
質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制を確立するとともに、疾病の予防を重視した保健医療体系に転換
- (2) 医療費適正化の総合的な推進；
医療費の伸びが過大とならないよう、糖尿病等の生活習慣病の患者・予備群の減少、平均在院日数の短縮を図るなどの計画的な医療費の適正化対策を推進
現役並みの所得がある高齢者の患者負担の3割への引上げ、療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担の見直し等の公的保険給付の内容・範囲の見直し
- (3) 新たな医療保険制度体系の実現；
高齢世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、新たな高齢者医療制度を創設するとともに、保険財政の基盤の安定を図るために都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合を推進
- (4) 療養病床の再編成；
療養病床は医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定して医療保険で対応し、医療の必要度の低い高齢者は、老健施設又は在宅、居住系サービス等で対応

等である。

また、2006年4月には Δ 3.16%の診療報酬改定を行っている。

これらにより、2015年度の医療の総給付額は、改革前に比べ対国民所得で0.7ポイント低下し、対国民所得8.0%となる。^{*}

※効果数値はAケース

【経済前提】

○この見通しの経済前提は、以下のとおり、Aケース（並の経済成長）、Bケース（低めの経済成長）の2ケースを置いている。

*いずれも名目		2006年度 (平成18)	2007年度 (平成19)	2008年度 (平成20)	2009年度 (平成21)	2010年度 (平成22)	2011年度 (平成23)	2012年度以 (平成24～)
物価上昇率	並(Aケース)	0.5%	1.1%	1.6%	1.9%	2.1%	2.2%	1.0%
	低目(Bケース)	0.5%	1.1%	1.5%	1.8%	1.9%	1.8%	1.0%
賃金上昇率	並(Aケース)	2.0%	2.7%	3.1%	3.4%	3.2%	3.2%	2.1%
	低目(Bケース)	2.0%	2.1%	2.3%	2.5%	2.2%	2.2%	1.8%
運用利回り	並(Aケース)	1.9%	2.6%	3.1%	3.5%	3.9%	4.1%	3.2%
	低目(Bケース)	1.9%	2.5%	3.0%	3.5%	3.8%	3.9%	3.1%
名目国民所得の伸び率	並(Aケース)	2.0%	2.5%	2.9%	3.1%	3.1%	3.2%	1.6%
	低目(ケース)	2.0%	1.9%	2.1%	2.2%	2.1%	2.2%	1.3%

○ 2011年度までは

- ・ Aケースは「改革と展望－2005年度改定 参考試算」の基本ケース、Bケースは同試算のリスクケースに基づく。なお、同試算においては、全要素生産性（TFP）上昇率が、基本ケースでは2004年度の1.0%から5年間で1.2%程度に高まり、リスクケースでは0.7%程度とされている。

○ 2012年度以降

- ・ 物価上昇率は、消費者物価上昇率の過去20年（1983年～2002年）の平均が1.0%であることから、1.0%と設定。
- ・ 賃金上昇率と運用利回りは、社会保障審議会年金資金運用分科会報告（2003.8.27）を基に設定（構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み（年次経済財政報告（内閣府））に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計）。なお、同分科会報告における全要素生産性（TFP）上昇率は、1.0%、0.7%及び0.4%の3ケースであり、0.7%がAケース、0.4%がBケースに対応。
- ・ 国民所得の伸び率は、賃金上昇率に労働力人口の変化率を加えて設定（労働力人口の変化率：2012年以降は Δ 0.5%）。

第25表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区 分	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①+ 社会保障給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+現物給付) ④	再分配による 改善度	社会保障による 改善度	税による 改善度
平成5年(1993)	0.4394	0.3887	0.3693	0.3645	17.0	12.7	5.0
8 (1996)	0.4412	0.3798	0.3660	0.3606	18.3	15.2	3.6
11 (1999)	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
14 (2002)	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
17 (2005)	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2

(注) 1 再分配による改善度=1-④/①
 2 社会保障による改善度=1-②/①×④/③
 3 税による改善度=1-③/②
 4 平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。
 資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第26表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

平成17年度

所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総 数	5,698	100.0	—	5,698	100.0	—
50万円未満	1,336	23.4	23.4	99	1.7	1.7
50 ～ 100	273	4.8	28.2	247	4.3	6.1
100 ～ 150	280	4.9	33.2	321	5.6	11.7
150 ～ 200	239	4.2	37.3	374	6.6	18.3
200 ～ 250	233	4.1	41.4	365	6.4	24.7
250 ～ 300	205	3.6	45.0	371	6.5	31.2
300 ～ 350	263	4.6	49.6	398	7.0	38.2
350 ～ 400	209	3.7	53.3	377	6.6	44.8
400 ～ 450	218	3.8	57.1	324	5.7	50.5
450 ～ 500	216	3.8	60.9	287	5.0	55.5
500 ～ 550	214	3.8	64.7	303	5.3	60.8
550 ～ 600	165	2.9	67.6	206	3.6	64.4
600 ～ 650	171	3.0	70.6	233	4.1	68.5
650 ～ 700	137	2.4	73.0	203	3.6	72.1
700 ～ 750	149	2.6	75.6	202	3.5	75.6
750 ～ 800	138	2.4	78.0	179	3.1	78.8
800 ～ 850	178	3.1	81.2	177	3.1	81.9
850 ～ 900	134	2.4	83.5	130	2.3	84.2
900 ～ 950	128	2.2	85.7	119	2.1	86.3
950 ～ 1,000	103	1.8	87.6	103	1.8	88.1
1,000万円以上	709	12.4	100.0	680	11.9	100.0
平均当初(再分配)所得	465.8万円 (年額)			549.5万円 (年額)		

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第27表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

平成17年(単位 人、万円)

区 分	総数	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数	5,698	258	252	343	384	448	560	690	642	627	601	891
世帯人員数	2.78	1.75	2.86	3.22	3.57	3.62	3.28	2.99	2.59	2.54	2.36	2.25
有業人員数	1.39	0.95	1.34	1.42	1.59	1.81	2.07	1.97	1.53	1.16	0.84	0.73
当初所得	465.8	274.7	506.2	560.1	676.6	732.3	738.8	730.2	434.3	305.7	183.8	198.1
総所得	569.8	279.5	515.3	575.4	695.2	766.8	774.6	759.2	554.1	509.2	407.6	402.9
可処分所得	472.2	242.0	429.6	474.4	568.5	624.8	628.1	605.4	457.6	435.1	354.5	347.5
再分配所得	549.5	259.0	463.9	516.4	610.0	672.2	703.9	673.4	528.0	518.2	445.4	498.6
再分配係数(%)	18.0	△ 5.7	△ 8.4	△ 7.8	△ 9.9	△ 8.2	△ 4.7	△ 7.8	21.6	69.5	142.3	151.7
拋出合計額	97.6	37.5	85.7	101.0	126.7	142.0	146.5	153.8	96.5	74.1	53.1	55.3
税金	45.4	12.7	33.6	43.2	56.8	65.4	67.8	76.1	47.3	35.0	24.1	26.5
社会保険料計	52.2	24.8	52.0	57.8	69.9	76.6	78.7	77.8	49.2	39.1	29.0	28.8
年金	24.3	14.7	29.5	33.3	37.9	40.8	41.8	41.6	20.9	10.7	6.4	7.9
医療	22.1	8.8	19.7	21.2	25.9	28.6	29.6	29.0	23.7	22.0	16.2	14.8
介護・その他	5.8	1.3	2.8	3.4	6.2	7.2	7.4	7.2	4.6	6.3	6.4	6.1
受給合計額	181.4	21.9	43.4	57.4	60.0	81.9	111.6	97.0	190.1	286.6	314.7	355.8
現金給付	104.0	4.8	9.0	15.4	18.6	34.6	35.8	29.0	119.7	203.5	223.8	204.8
(再掲)年金・恩給	99.2	0.9	4.7	9.0	14.3	29.5	31.9	23.9	111.1	199.8	218.5	201.9
現物給付	77.3	17.1	34.3	42.0	41.4	47.4	75.8	68.0	70.4	83.1	90.9	151.1
(再掲)医療	62.2	10.6	18.8	25.4	34.7	40.7	60.8	51.8	57.2	67.4	77.8	124.5
(再掲)介護	12.2	0.5	0.3	3.6	0.1	5.7	15.0	15.5	11.4	13.4	12.3	26.4
ジニ係数												
当初所得	0.5263	0.3725	0.3148	0.2973	0.3063	0.3283	0.3540	0.3908	0.5185	0.6411	0.7392	0.7793
再分配所得	0.3873	0.3658	0.3005	0.2924	0.2995	0.3204	0.3413	0.3683	0.3902	0.3963	0.3944	0.4466
改善度(%)	26.4	1.8	4.5	1.6	2.2	2.4	3.6	5.8	24.7	38.2	46.6	42.7

(注) 1 総数には、年齢不詳を含む。

2 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第28表 世帯類型別所得再分配状況

平成17年 (単位 人、万円)

区 分	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯
世帯数	5,698	4,373	1,233	83
世帯人員数	2.78	3.14	1.53	2.82
有業人員数	1.39	1.69	0.33	0.95
当初所得	465.8	578.2	84.8	191.1
総所得	569.8	654.4	292.8	232.8
可処分所得	472.2	536.8	261.3	206.5
再分配所得	549.5	605.8	370.7	249.4
再分配係数(%)	18.0	4.8	337.3	30.5
拠出合計額	97.6	117.6	31.4	26.3
税金	45.4	54.4	15.8	7.6
社会保険料	52.2	63.2	15.6	18.7
年金	24.3	31.3	0.4	9.3
医療	22.1	25.7	10.2	8.3
介護・その他	5.8	6.1	5.1	1.0
受給合計額	181.4	145.2	317.4	84.5
現金給付	104.0	76.1	208.0	41.6
(再掲)年金・恩給	99.2	71.6	204.0	5.1
現物給付	77.3	69.0	109.4	42.9
(再掲)医療	62.2	54.3	93.1	26.1
(再掲)介護	12.2	11.3	16.4	0.0
ジニ係数				
当初所得	0.5263	0.4252	0.8223	0.4581
再分配所得	0.3873	0.3618	0.4129	0.3724
改善度(%)	26.4	14.9	49.8	18.7

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第29表 世帯構造別所得再分配状況

平成17年(単位 人、万円)

区 分	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	一人親と 未婚の子 のみの世帯	三世帯 世帯	その他の 世帯
世 帯 数	5,698	1,232	1,321	1,671	366	706	402
世 帯 人 員 数	2.78	1.00	2.00	3.68	2.36	5.21	3.24
有 業 人 員 数	1.39	0.45	0.90	1.89	1.24	2.57	1.79
当 初 所 得	465.8	160.3	339.9	695.1	297.8	753.8	509.0
総 所 得	569.8	240.8	513.8	744.4	376.2	891.6	647.4
可 処 分 所 得	472.2	206.7	427.7	606.6	320.4	741.1	539.4
再 分 配 所 得	549.5	254.5	510.3	654.2	392.7	897.8	678.8
再 分 配 係 数(%)	18.0	58.7	50.1	△ 5.9	31.9	19.1	33.4
抛 出 合 計 額	97.6	34.2	86.0	137.8	55.8	150.4	108.0
税 金	45.4	16.2	43.8	64.1	22.9	63.9	49.9
社 会 保 険 料 計	52.2	18.0	42.2	73.6	32.9	86.5	58.2
年 金	24.3	7.6	15.2	38.6	15.7	40.9	24.7
医 療	22.1	7.9	20.8	28.6	13.4	36.1	25.9
介 護 ・ そ の 他	5.8	2.5	6.2	6.4	3.7	9.6	7.5
受 給 合 計 額	181.4	128.4	256.4	96.8	150.7	294.5	277.8
現 金 給 付	104.0	80.6	173.8	49.3	78.4	137.8	138.4
(再掲) 年金・恩給	99.2	73.8	170.7	46.0	64.6	134.0	133.5
現 物 給 付	77.3	47.8	82.6	47.5	72.3	156.7	139.4
(再掲) 医療	62.2	41.0	75.8	38.7	60.0	114.4	89.9
(再掲) 介護	12.2	6.8	6.7	2.8	8.5	35.6	48.8
ジ ニ 係 数							
当 初 所 得	0.5263	0.6898	0.6407	0.3437	0.4664	0.3353	0.4828
再 分 配 所 得	0.3873	0.4013	0.3423	0.2873	0.3821	0.2967	0.3743
改 善 度(%)	26.4	41.8	46.6	16.4	18.1	11.5	22.5

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第30表 当初所得階級別所得再分配状況

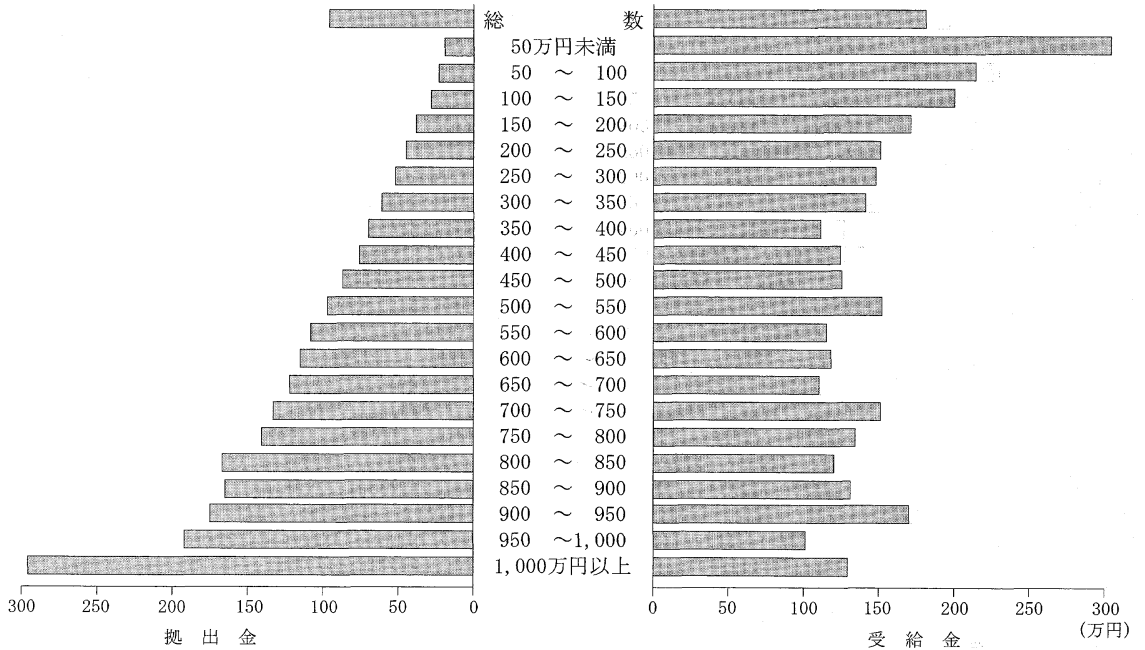
平成17年(単位 万円)

当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総 数	465.8	569.8	549.5	18.0	45.4	52.2	181.4
50万円未満	4.6	199.2	289.5	6,220.2	6.8	12.3	304.0
50 ～ 100	73.9	212.6	264.9	258.5	8.3	15.0	214.3
100 ～ 150	121.4	253.6	292.7	141.0	10.7	18.2	200.1
150 ～ 200	173.8	278.2	307.3	76.9	13.4	24.8	171.8
200 ～ 250	224.2	317.6	330.0	47.2	16.2	29.0	151.0
250 ～ 300	272.0	367.9	368.1	35.3	18.7	33.8	148.5
300 ～ 350	320.6	397.1	400.3	24.9	21.9	39.4	141.0
350 ～ 400	373.9	450.0	414.5	10.9	24.8	45.9	111.3
400 ～ 450	421.3	478.4	468.8	11.3	29.0	47.7	124.3
450 ～ 500	472.9	529.3	510.3	7.9	33.4	54.5	125.4
500 ～ 550	522.4	590.3	577.3	10.5	38.9	58.7	152.5
550 ～ 600	574.7	634.5	581.5	1.2	41.7	66.4	115.0
600 ～ 650	621.5	679.4	624.6	0.5	44.8	70.5	118.4
650 ～ 700	673.5	723.3	662.1	△ 1.7	46.4	75.9	110.9
700 ～ 750	723.5	781.2	741.1	2.4	54.3	79.4	151.2
750 ～ 800	771.5	835.5	765.0	△ 0.8	57.3	84.0	134.8
800 ～ 850	821.6	874.0	775.1	△ 5.7	76.6	90.3	120.5
850 ～ 900	872.2	928.1	838.8	△ 3.8	72.4	92.7	131.7
900 ～ 950	924.0	986.9	918.4	△ 0.6	78.8	96.9	170.1
950 ～ 1,000	970.8	1,027.0	879.5	△ 9.4	99.0	93.5	101.2
1,000万円以上	1,391.8	1,450.6	1,225.0	△ 12.0	169.4	127.3	129.9

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

《当初所得階級別1世帯当たり再分配金額》



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成17年所得再分配調査報告書」

第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第31表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の対国民所得比の推移

(単位 %)

区 分	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度 (1995)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
60 (1985)	34.4	24.0	10.4
61 (1986)	35.5	24.9	10.6
62 (1987)	37.0	26.4	10.6
63 (1988)	37.9	27.3	10.6
平成元年度 (1989)	38.4	27.6	10.8
2 (1990)	38.2	27.6	10.6
3 (1991)	37.1	26.5	10.6
4 (1992)	36.0	24.9	11.1
5 (1993)	35.9	24.6	11.3
6 (1994)	34.8	23.1	11.6
7 (1995)	36.2	23.7	12.5
8 (1996)	36.4	23.7	12.7
9 (1997)	37.1	24.0	13.1
10 (1998)	37.2	23.6	13.5
11 (1999)	36.7	23.1	13.6
12 (2000)	37.3	23.7	13.6
13 (2001)	38.0	23.7	14.3
14 (2002)	36.8	22.3	14.5
15 (2003)	36.3	21.8	14.5
16 (2004)	36.9	22.5	14.4
17 (2005)	38.2	23.7	14.5
18 (2006)	39.2	24.5	14.6
19 (2007)	39.7	25.1	14.6

(注) 1 平成17年度までは実績、平成18年度は実績見込み、平成19年度は見通しである。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

3 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担率は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

資料：財務省ホームページ「財政関係諸資料」

第32表 国民所得及び国民可処分所得の配分(名目)

《実数》 (単位 10億円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
1. 雇用者報酬	271,267.1	267,971.7	261,150.4	256,304.2	256,269.5	259,583.9
(1) 賃金・俸給	231,970.5	227,552.7	220,215.6	218,563.1	218,638.9	221,587.3
(2) 雇主の社会負担	39,296.5	40,419.0	40,934.8	37,741.1	37,630.5	37,996.6
a. 雇主の現実社会負担	27,874.1	28,328.5	28,167.7	27,142.0	26,419.9	27,070.8
b. 雇主の帰属社会負担	11,422.5	12,090.5	12,767.1	10,599.1	11,210.7	10,925.8
2. 財産所得(非企業部門)	16,644.9	11,038.7	9,166.5	8,149.9	10,847.7	14,042.8
(a) 受取	40,677.6	34,006.0	31,117.7	28,744.9	30,360.6	33,216.2
(b) 支払	24,032.7	22,967.3	21,951.3	20,595.0	19,512.9	19,173.5
(1) 一般政	△ 7,077.3	△ 6,425.3	△ 6,479.1	△ 6,162.6	△ 4,986.8	△ 3,417.6
a. 利子取	△ 7,468.5	△ 6,799.9	△ 6,838.3	△ 6,513.5	△ 5,316.4	△ 3,737.8
(a) 受取	9,262.5	8,819.6	7,607.3	6,755.8	7,039.8	8,290.9
(b) 支払	16,731.0	15,619.5	14,445.5	13,269.3	12,356.1	12,028.7
b. 法人企業の分配所得(受取)	656.2	651.9	648.6	640.4	629.4	622.5
(a) 配当(受取)	22.1	16.7	16.3	16.2	12.5	15.1
(b) 準法人企業所得からの引き出し(受取)	634.0	635.2	632.4	624.1	616.9	607.3
c. 保険契約者に帰属する財産所得(受取)	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
d. 貸付料取	△ 265.2	△ 277.5	△ 289.8	△ 289.8	△ 300.1	△ 302.6
(a) 受取	42.7	42.4	39.1	35.5	30.1	28.8
(b) 支払	307.9	319.9	328.9	325.3	330.2	331.3
(2) 家計	23,566.8	17,403.8	15,564.9	14,240.1	15,696.3	17,238.3
a. 利子取	6,038.6	482.5	△ 1,350.7	△ 1,793.9	△ 1,935.4	△ 3,478.6
(a) 受取	12,520.8	7,027.7	5,387.1	4,791.6	4,539.1	3,044.2
(b) 支払(消費者負債利子)	6,482.2	6,545.2	6,737.8	6,585.5	6,474.5	6,522.8
b. 配当(受取)	2,907.7	2,303.2	3,118.2	3,514.8	3,424.9	7,436.4
c. 保険契約者に帰属する財産所得(受取)	11,858.2	11,521.9	10,473.6	9,555.9	9,700.8	10,395.8
d. 貸付料(受取)	2,762.3	3,096.1	3,323.9	2,963.3	3,006.1	2,884.7
(3) 対家計民間非営利団体	155.4	60.3	80.7	72.4	138.2	222.0
a. 利子取	144.7	43.8	60.8	55.9	122.4	208.1
(a) 受取	642.3	512.7	485.7	455.5	457.1	481.3
(b) 支払	497.6	468.9	424.9	399.6	334.7	273.2
b. 配当(受取)	1.5	1.3	1.5	1.8	2.1	2.6
c. 保険契約者に帰属する財産所得(受取)	0.6	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7
d. 貸付料取	8.7	14.6	17.9	14.3	12.9	10.6
(a) 受取	22.7	28.4	32.0	29.7	30.2	28.1
(b) 支払	14.0	13.8	14.1	15.4	17.3	17.4
3. 企業所得(法人企業の分配所得受払後)	83,891.9	82,323.1	85,444.1	93,625.1	95,783.7	94,003.6
(1) 民間法人企業	44,403.4	41,164.5	41,992.7	47,080.8	50,834.0	47,797.7
a. 非金融法人企業	35,116.4	31,355.0	31,492.4	34,857.4	38,661.6	35,791.9
b. 金融機関	9,287.0	9,809.4	10,500.4	12,223.4	12,172.4	12,005.8
(2) 公的企業	1,197.2	3,590.1	4,542.5	6,164.2	5,770.4	7,864.9
a. 非金融法人企業	△ 270.3	△ 206.1	△ 233.8	344.9	957.6	1,085.0
b. 金融機関	1,467.5	3,796.2	4,776.3	5,819.3	4,812.7	6,779.9
(3) 個人企業	38,291.3	37,568.5	38,908.9	40,380.1	39,179.4	38,341.0
a. 農林水産業	2,758.8	2,723.4	2,700.7	2,860.3	2,784.7	2,710.6
b. その他の産業(非農林水産・非金融)	16,547.8	15,018.2	15,709.0	16,279.1	14,725.9	13,559.6
c. 持ち家	18,984.7	19,826.9	20,499.2	21,240.7	21,668.8	22,070.8
4. 国民所得(要素費用表示)	371,803.9	361,333.5	355,761.0	358,079.2	362,900.9	367,630.3
5. 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	38,335.1	38,152.9	37,307.8	36,787.8	38,004.5	39,391.2
6. 国民所得(市場価格表示)	410,139.0	399,486.4	393,068.8	394,867.0	400,905.4	407,021.5
7. その他の経常移転(純)	△ 745.8	△ 498.1	△ 850.8	△ 684.2	△ 748.5	△ 582.6
(1) 非金融法人企業・金融機関	△ 14,160.3	△ 13,612.1	△ 12,052.5	△ 12,577.8	△ 15,351.8	△ 17,487.7
a. 民間	△ 12,641.9	△ 11,789.2	△ 11,066.9	△ 12,060.9	△ 14,535.7	△ 16,450.5
b. 公的	△ 1,518.3	△ 1,822.9	△ 985.6	△ 516.9	△ 816.1	△ 1,037.2
(2) 一般政	41,782.9	39,062.7	31,080.3	29,135.2	31,009.4	35,741.4
(3) 家計(個人企業を含む)	△ 34,151.1	△ 31,964.3	△ 25,929.8	△ 23,706.5	△ 22,774.3	△ 24,850.7
(4) 対家計民間非営利団体	5,782.7	6,015.5	6,051.2	6,464.8	6,368.3	6,014.4
8. 国民可処分所得	409,393.2	398,988.3	392,218.0	394,182.8	400,156.9	406,438.9
(1) 非金融法人企業・金融機関	31,440.3	31,142.5	34,482.7	40,667.2	41,252.5	38,174.9
a. 民間	31,761.5	29,375.3	30,925.8	35,020.0	36,298.3	31,347.2
b. 公的	△ 321.2	1,767.2	3,556.9	5,647.2	4,954.3	6,827.8
(2) 一般政	73,040.7	70,790.3	61,909.0	59,760.4	64,027.1	71,715.0
(3) 家計(個人企業を含む)	298,974.0	290,979.8	289,694.4	287,218.0	288,370.8	290,312.6
(4) 対家計民間非営利団体	5,938.2	6,075.8	6,131.9	6,537.2	6,506.5	6,236.4

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。
 2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払
 3 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

《構成比》

(単位 %)

区 分		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
1.	雇 用 者 報 酬	73.0	74.2	73.4	71.6	70.6	70.6
(1)	賃 金 ・ 俸 給	62.4	63.0	61.9	61.0	60.2	60.3
(2)	雇 主 の 社 会 負 担	10.6	11.2	11.5	10.5	10.4	10.3
a.	雇 主 の 現 実 社 会 負 担	7.5	7.8	7.9	7.6	7.3	7.4
b.	雇 主 の 非 企 業 部 門	3.1	3.3	3.6	3.0	3.1	3.0
2.	財 産 所 得 (非 企 業 部 門)	4.5	3.1	2.6	2.3	3.0	3.8
	(a) 受 取	10.9	9.4	8.7	8.0	8.4	9.0
	(b) 支 払	6.5	6.4	6.2	5.8	5.4	5.2
(1)	一 般 政 府	△ 1.9	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.4	△ 0.9
a.	利 子 取 得	△ 2.0	△ 1.9	△ 1.9	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.0
	(a) 受 取	2.5	2.4	2.1	1.9	1.9	2.3
	(b) 支 払	4.5	4.3	4.1	3.7	3.4	3.3
b.	法 人 企 業 の 分 配 所 得 (受 取)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	(a) 配 当 (受 取)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(b) 準 法 人 企 業 所 得 からの 引 き 出 し (受 取)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
c.	保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 (受 取)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
d.	賃 貸 料 取 得	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1
	(a) 受 取	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(b) 支 払	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2)	家 計 子 取 得	6.3	4.8	4.4	4.0	4.3	4.7
a.	利 子 取 得	1.6	0.1	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.9
	(a) 受 取	3.4	1.9	1.5	1.3	1.3	0.8
	(b) 支 払 (消 費 者 負 債 利 子)	1.7	1.8	1.9	1.8	1.8	1.8
b.	配 当 (受 取)	0.8	0.6	0.9	1.0	1.4	2.0
c.	保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 (受 取)	3.2	3.2	2.9	2.7	2.7	2.8
d.	賃 貸 料 (受 取)	0.7	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
(3)	対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
a.	利 子 取 得	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	(a) 受 取	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	(b) 支 払	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
b.	配 当 (受 取)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
c.	保 険 契 約 者 に 帰 属 する 財 産 所 得 (受 取)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
d.	賃 貸 料 取 得	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(a) 受 取	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(b) 支 払	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3.	企 業 所 得 (法 人 企 業 の 分 配 所 得 受 払 後)	22.6	22.8	24.0	26.1	26.4	25.6
(1)	民 間 法 人 企 業	11.9	11.4	11.8	13.1	14.0	13.0
a.	非 金 融 法 人 企 業	9.4	8.7	8.9	9.7	10.7	9.7
b.	金 融 機 関 業	2.5	2.7	3.0	3.4	3.4	3.3
(2)	公 的 企 業	0.3	1.0	1.3	1.7	1.6	2.1
a.	非 金 融 法 人 企 業	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.1	0.3	0.3
b.	金 融 機 関 業	0.4	1.1	1.3	1.6	1.3	1.8
(3)	個 人 企 業	10.3	10.4	10.9	11.3	10.8	10.4
a.	農 林 水 産 業	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7
b.	そ の 他 の 産 業 (非 農 林 水 産 ・ 非 金 融)	4.5	4.2	4.4	4.5	4.1	3.7
c.	持 ち 家	5.1	5.5	5.8	5.9	6.0	6.0
4.	国 民 所 得 (要 素 費 用 表 示)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5.	生 産 ・ 輸 入 品 に 課 せ ら れ る 税 (控 除) 補 助 金	10.3	10.6	10.5	10.3	10.5	10.7
6.	国 民 所 得 (市 場 価 格 表 示)	110.3	110.6	110.5	110.3	110.5	110.7
7.	そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2
(1)	非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	△ 3.8	△ 3.8	△ 3.4	△ 3.5	△ 4.2	△ 4.8
a.	民 間 的 的	△ 3.4	△ 3.3	△ 3.1	△ 3.4	△ 4.0	△ 4.5
b.	公 的 的	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.3
(2)	一 般 政 府	11.2	10.8	8.7	8.1	8.5	9.7
(3)	家 計 (個 人 企 業 を 含 む)	△ 9.2	△ 8.8	△ 7.3	△ 6.6	△ 6.3	△ 6.8
(4)	対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.6
8.	国 民 可 処 分 所 得	110.1	110.4	110.2	110.1	110.3	110.6
(1)	非 金 融 法 人 企 業 ・ 金 融 機 関	8.5	8.6	9.7	11.4	11.4	10.4
a.	民 間 的 的	8.5	8.1	8.7	9.8	10.0	8.5
b.	公 的 的	△ 0.1	0.5	1.0	1.6	1.4	1.9
(2)	一 般 政 府	19.6	19.6	17.4	16.7	17.6	19.5
(3)	家 計 (個 人 企 業 を 含 む)	80.4	80.5	81.4	80.2	79.5	79.0
(4)	対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8	1.7

第33表 国内総生産（支出側、名目）

《実数》

(単位 10億円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
1. 民間最終消費支出	283,125.3	283,348.9	283,200.6	282,563.2	284,372.4	287,528.7
(1) 家計最終消費支出	277,863.6	277,779.5	277,565.6	276,598.8	278,211.9	281,089.2
a. 国内家計最終消費支出	275,305.3	275,551.7	274,952.7	274,482.6	275,561.6	278,879.5
b. 居住者家計の海外での直接購入	2,828.7	2,500.7	2,974.5	2,787.9	3,473.8	3,088.1
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)	270.4	272.9	361.6	671.7	823.5	878.4
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	234,892.7	233,946.4	233,253.5	231,717.8	232,949.3	235,381.8
持ち家の帰属家賃	42,970.9	43,833.1	44,312.1	44,881.0	45,262.6	45,707.5
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	5,261.8	5,569.5	5,634.9	5,964.4	6,160.6	6,439.5
2. 政府最終消費支出	85,739.0	87,663.8	87,680.8	88,613.3	89,789.9	90,678.0
(再掲)						
家計現実最終消費	330,895.1	332,483.5	332,330.0	331,794.1	334,521.4	338,175.5
政府現実最終消費	37,969.2	38,529.3	38,551.3	39,382.4	39,640.9	40,031.2
3. 総資本形成	129,058.7	118,762.7	112,797.0	113,375.9	115,188.6	118,658.1
(1) 総固定資本形成	127,092.2	119,441.1	112,998.7	112,472.2	113,497.2	117,419.0
a. 民間住宅	92,776.8	87,344.8	83,043.2	85,333.4	89,490.7	93,416.7
(a) 住	20,324.2	18,515.4	17,927.8	17,936.4	18,413.5	18,430.2
(b) 企業設	72,452.6	68,829.4	65,115.4	67,397.0	71,077.3	74,986.5
b. 公的	34,315.4	32,096.2	29,955.5	27,138.8	24,006.4	24,002.2
(a) 住宅	1,066.6	1,001.5	909.9	787.7	629.1	538.6
(b) 企業設	7,287.3	6,668.9	6,116.0	5,301.2	5,084.6	5,129.0
(c) 一般政	25,961.5	24,425.9	22,929.7	21,049.9	18,292.7	18,334.6
(2) 在庫品増加	1,966.5	△ 678.4	△ 201.8	903.6	1,691.5	1,239.1
a. 民間企業	1,706.6	△ 791.5	△ 324.9	844.5	1,413.6	994.1
(a) 製品在	470.2	△ 461.8	△ 108.2	6.6	△ 21.7	159.3
(b) 仕掛品在	772.6	△ 417.8	315.3	885.0	346.8	702.0
(c) 流通在	402.1	△ 204.5	△ 128.7	△ 113.5	134.4	△ 26.2
(d) 原材料在	61.6	292.7	△ 403.3	66.4	954.1	159.0
b. 公的	260.0	113.1	123.1	59.1	277.9	245.0
(a) 公的企業	197.7	37.1	66.8	11.4	170.7	178.4
(b) 一般政	62.2	76.0	56.3	47.7	107.2	66.5
4. 財貨・サービスの純輸出	6,195.8	3,869.2	6,197.0	9,195.2	8,929.4	6,502.0
(1) 財貨・サービスの輸出	55,632.4	52,272.5	56,679.0	60,375.7	67,038.7	74,902.1
a. 財貨の輸出	49,804.7	46,185.9	50,113.5	53,366.3	58,830.0	65,172.2
b. サービスの輸出	5,827.7	6,086.6	6,565.5	7,009.4	8,208.7	9,729.9
(含む非居住者家計の国内での直接輸入)						
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	49,436.6	48,403.3	50,482.0	51,180.5	58,109.3	68,400.0
a. 財貨の輸入	38,429.1	37,322.9	38,739.5	40,354.7	45,672.9	55,609.0
b. サービスの輸入	11,007.5	11,080.4	11,742.5	10,825.8	12,436.4	12,791.1
(含む居住者家計の海外での直接購入)						
5. 国内総生産(支出側)	504,118.8	492,644.7	489,875.2	493,747.5	498,280.4	503,366.8
(参考) 海外からの所得の純受取	6,950.0	8,541.7	8,041.1	8,786.3	10,028.8	13,203.8
海外からの所得	12,197.5	13,716.0	12,517.8	12,787.4	14,749.4	19,163.7
(控除) 海外に対する所得	5,247.5	5,174.3	4,476.7	4,001.1	4,720.6	5,959.9
国民総所得	511,068.8	502,186.4	497,916.3	502,533.8	508,309.2	516,570.6
(参考) 国内需要	497,923.0	489,775.5	483,678.2	484,552.3	489,351.0	496,864.8
民間需要	377,608.7	369,902.3	365,918.8	368,741.1	375,276.8	381,939.5
公的需	120,314.3	119,873.2	117,759.5	115,811.2	114,074.2	114,925.2

(注) 1 民間需要＝民間最終消費支出＋民間住宅＋民間企業設備＋民間在庫品増加
 公的需要＝政府最終消費支出＋公的固定資本形成＋公的在庫品増加

2 国内需要＝民間需要＋公的需要

3 国民総所得＝国内総支出＋海外からの所得の純受取

4 93SNA基準による。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

《構成比》

(単位 %)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
1. 民間最終消費支出	56.2	57.4	57.8	57.2	57.1	57.1
(1) 家計最終消費支出	55.1	56.3	56.7	56.0	55.8	55.8
a. 国内家計最終消費支出	54.6	55.8	56.1	55.6	55.3	55.4
b. 居住者家計の海外での直接購入	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入 (再掲)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)	46.6	47.4	47.6	46.9	46.8	46.8
持ち家の帰属家賃	8.5	8.9	9.0	9.1	9.1	9.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
2. 政府最終消費支出	17.0	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0
(再掲)						
家計現実最終消費支出	65.6	67.4	67.8	67.2	67.1	67.2
政府現実最終消費支出	7.5	7.8	7.9	8.0	8.0	8.0
3. 国内総資本形成	25.6	24.1	23.0	23.0	23.1	23.6
(1) 総固定資本形成	25.2	24.2	23.1	22.8	22.8	23.3
a. 民間	18.4	17.7	17.0	17.3	18.0	18.6
(a) 住宅	4.0	3.8	3.7	3.6	3.7	3.7
(b) 企業設 備的	14.4	13.9	13.3	13.7	14.3	14.9
b. 公	6.8	6.5	6.1	5.5	4.8	4.8
(a) 住宅	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
(b) 企業設 備的	1.4	1.4	1.2	1.1	1.0	1.0
(c) 一般政 府	5.1	4.9	4.7	4.3	3.7	3.6
(2) 在庫品増加	0.4	△ 0.1	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
a. 民間企業	0.3	△ 0.2	△ 0.1	0.2	0.3	0.2
(a) 製品在庫	0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.0
(b) 仕掛品在庫	0.2	△ 0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
(c) 流通在庫	0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	0.0	△ 0.0
(d) 原材料在庫	0.0	0.1	△ 0.1	0.0	0.2	0.0
b. 公	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
(a) 公的企業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 一般政府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	1.2	0.8	1.3	1.9	1.8	1.3
(1) 財貨・サービスの輸出	11.0	10.6	11.6	12.2	13.5	14.9
a. 財貨の輸出	9.9	9.4	10.2	10.8	11.8	12.9
b. サービスの輸出 (含む非居住者家計の国内での直接輸入)	1.2	1.2	1.3	1.4	1.6	1.9
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	9.8	9.8	10.3	10.4	11.7	13.6
a. 財貨の輸入	7.6	7.6	7.9	8.2	9.2	11.0
b. サービスの輸入 (含む居住者家計の海外での直接購入)	2.2	2.2	2.4	2.2	2.5	2.5
5. 国内総生産(支出側)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	1.4	1.7	1.6	1.8	2.0	2.6
海外からの所得	2.4	2.8	2.6	2.6	3.0	3.8
(控除) 海外に対する所得	1.0	1.0	0.9	0.8	0.9	1.2
国民総所得	101.4	101.7	101.6	101.8	102.0	102.6
(参考) 国内 民間 公的	98.8 74.9 23.9	99.2 74.9 24.3	98.7 74.7 24.0	98.1 74.7 23.5	98.2 75.3 22.9	98.7 75.9 22.8

第34表 家計(個人企業を含む)

(単位 金額:10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率(%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向(%)	限界消費性向(%)	限界貯蓄性向(%)
昭和55年度(1980)	158,179.5	132,381.6	27,063.4	17.0	13,666.5	10,450.2	3,216.3	83.7	76.5	23.5
60(1985)	205,546.2	176,133.6	31,651.1	15.2	9,105.5	9,566.3	△ 279.1	85.7	105.1	△ 3.1
61(1986)	210,324.7	182,474.8	30,288.2	14.2	4,778.5	6,341.2	△ 1,362.9	86.8	132.7	△ 28.5
62(1987)	218,288.2	192,474.3	28,527.5	12.9	7,963.5	9,999.5	△ 1,760.7	88.2	125.6	△ 22.1
63(1988)	231,809.3	203,892.1	30,946.4	13.2	13,521.1	11,417.8	2,418.9	88.0	84.4	17.9
平成元年度(1989)	248,524.5	217,844.3	34,306.6	13.6	16,715.2	13,952.2	3,360.2	87.7	83.5	20.1
2(1990)	265,961.7	234,345.8	35,469.0	13.1	17,437.2	16,501.5	1,162.4	88.1	94.6	6.7
3(1991)	286,991.8	247,277.7	43,591.7	15.0	21,030.1	12,931.9	8,122.7	86.2	61.5	38.6
4(1992)	294,292.0	255,204.8	42,781.5	14.4	7,300.2	7,927.1	△ 810.2	86.7	108.6	△ 11.1
5(1993)	296,829.4	261,899.6	38,881.2	12.9	2,537.4	6,694.8	△ 3,900.3	88.2	263.8	△ 153.7
6(1994)	306,130.6	268,931.5	40,559.2	13.1	9,301.2	7,031.9	1,678.0	87.8	75.6	18.0
7(1995)	303,169.9	273,685.4	33,187.6	10.8	△ 2,960.7	4,753.9	△ 7,371.6	90.3	△ 160.6	249.0
8(1996)	305,447.1	276,593.1	32,158.0	10.4	2,277.2	2,907.7	△ 1,029.6	90.6	127.7	△ 45.2
9(1997)	309,841.5	277,895.4	35,624.2	11.4	4,394.4	1,302.3	3,466.2	89.7	29.6	78.9
10(1998)	307,439.6	277,321.7	33,113.5	10.7	△ 2,401.9	△ 573.7	△ 2,510.7	90.2	23.9	104.5
11(1999)	306,787.5	278,370.9	31,056.5	10.0	△ 652.1	1,049.2	△ 2,057.0	90.7	△ 160.9	315.4
12(2000)	298,974.0	277,863.6	23,743.4	7.9	△ 7,813.5	△ 507.3	△ 7,313.1	92.9	6.5	93.6
13(2001)	290,979.8	277,779.5	15,129.9	5.2	△ 7,994.2	△ 84.1	△ 8,613.5	95.5	1.1	107.7
14(2002)	289,694.4	277,565.6	13,246.9	4.6	△ 1,285.4	△ 213.9	△ 1,883.0	95.8	16.6	146.5
15(2003)	287,218.0	276,598.8	11,230.9	3.9	△ 2,476.4	△ 966.8	△ 2,016.0	96.3	39.0	81.4
16(2004)	288,370.8	278,211.9	9,712.6	3.4	1,152.8	1,613.1	△ 1,518.3	96.5	139.9	△ 131.7
17(2005)	290,312.6	281,089.2	8,897.6	3.1	1,941.8	2,877.3	△ 815.0	96.8	148.2	△ 42.0

(注) 1 平均消費性向=最終消費支出÷可処分所得
 限界消費性向=最終消費支出対前年増加額÷可処分所得対前年増加額
 限界貯蓄性向=貯蓄対前年増加額÷可処分所得対前年増加額

2 93SNA基準による。

資料:「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

第35表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区 分		平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
調 査 産 業 計	現金給与総額	398,069	397,366	387,638	389,664	376,964	380,438	384,401
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	308,930 89,139	309,254 88,112	305,700 81,938	307,471 82,193	299,380 77,584	300,918 79,520	302,746 81,655
鉱 業	現金給与総額	456,449	458,207	392,711	388,970	463,445	479,117	489,827
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	351,138 105,311	351,659 106,548	318,540 74,171	311,753 77,217	358,168 105,277	366,560 112,557	370,750 119,077
建 設 業	現金給与総額	455,622	455,503	420,069	416,362	433,235	439,553	443,778
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	369,261 86,361	372,338 83,165	348,473 71,596	350,670 65,692	360,297 72,938	363,114 76,439	367,131 76,647
製 造 業	現金給与総額	406,707	406,089	401,469	410,817	419,768	419,656	425,059
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	314,680 92,027	315,259 90,830	316,698 84,771	322,218 88,599	328,447 91,321	326,251 93,405	328,519 96,540
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額	605,360	610,385	612,601	616,521	609,847	613,131	615,812
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	444,182 161,178	444,898 165,487	450,423 162,178	452,025 164,496	454,828 155,019	457,743 155,388	458,143 157,669
運 輸 ・ 通 信 業	現金給与総額	408,243	402,474	396,045	385,891	374,000	.	.
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	323,014 85,229	320,068 82,406	321,834 74,211	314,521 71,370	303,460 70,540	.	.
情 報 通 信 業	現金給与総額	.	550,175	525,493	523,920	510,869	510,588	513,642
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	.	406,302 143,873	395,148 130,345	398,919 125,001	390,086 120,783	391,443 119,145	393,214 120,428
運 輸 業	現金給与総額	.	386,944	383,556	374,401	365,068	368,143	374,835
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	.	312,436 74,508	316,036 67,520	310,131 64,270	301,065 64,003	303,491 64,652	306,738 68,097
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	307,103	309,285	291,587	299,203	262,599	.	.
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	242,326 64,777	244,899 64,386	232,886 58,701	236,930 62,273	214,791 47,808	.	.
卸 売 ・ 小 売 業	現金給与総額	.	337,231	317,362	328,331	288,445	296,964	306,425
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	.	264,997 72,234	252,717 66,645	257,361 70,970	233,384 55,061	237,138 59,826	243,787 62,638
金 融 ・ 保 険 業	現金給与総額	546,375	546,340	531,018	528,343	545,160	555,495	572,943
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	399,779 146,596	403,896 142,444	394,448 136,570	399,498 128,845	412,907 132,253	420,962 134,533	420,030 152,913
不 動 産 業	現金給与総額	445,355	438,783	416,321	422,642	447,208	448,584	445,950
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	336,915 108,440	332,937 105,846	319,600 96,721	323,379 99,263	349,874 97,334	348,292 100,292	345,353 100,597
飲 食 店 、 宿 泊 業	現金給与総額	.	180,462	169,513	171,003	170,769	173,473	168,348
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	.	156,084 24,378	149,210 20,303	151,734 19,269	152,271 18,498	155,320 18,153	151,815 16,533
医 療 、 福 祉	現金給与総額	.	405,294	398,449	394,484	375,474	375,596	378,010
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	.	314,697 90,597	314,906 83,543	313,202 81,282	301,110 74,364	301,639 73,957	304,039 73,971
教 育 、 学 習 支 援 業	現金給与総額	.	514,000	522,305	515,037	492,557	493,951	492,985
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	.	375,327 138,673	380,197 142,108	377,722 137,315	365,583 126,974	367,843 126,108	366,158 126,827
複 合 サ ー ビ ス 業	現金給与総額	.	382,456	374,271	366,400	344,204	342,616	344,960
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	.	291,203 91,253	289,354 84,917	283,138 83,262	271,179 73,025	270,120 72,496	270,152 74,808
サ ー ビ ス 業	現金給与総額	403,621	340,427	328,124	329,095	317,945	319,083	320,820
	きまって支給する給与 特別に支払われた給与	310,885 92,736	269,447 70,980	265,168 62,956	266,916 62,179	259,521 58,424	259,904 59,179	260,809 60,011

(注) 1 年平均である。

2 日本標準産業分類の改訂(平成14年3月)に伴い、平成13年より新産業分類となった。

3 平成13~16年は、新産業分類に基づき再集計を行ったため、昨年公表の数値とは異なる場合がある。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分		平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
調 査 産 業 計	現金給与総額	355,474	351,335	343,480	341,898	332,784	334,910	335,774
	きまって支給する給与	283,846	281,882	278,933	278,747	272,047	272,802	272,614
	特別に支払われた給与	71,628	69,453	64,547	63,151	60,737	62,108	63,160
鉱 業	現金給与総額	396,948	389,831	346,588	327,815	358,364	377,486	351,119
	きまって支給する給与	319,916	317,885	297,933	278,587	300,173	317,207	299,553
	特別に支払われた給与	77,032	71,946	48,655	49,228	58,191	60,279	51,566
建 設 業	現金給与総額	380,680	373,442	355,879	351,947	362,100	361,699	362,273
	きまって支給する給与	325,946	322,159	311,313	312,892	317,768	316,588	316,960
	特別に支払われた給与	54,734	51,283	44,566	39,055	44,332	45,111	45,313
製 造 業	現金給与総額	371,452	368,915	363,937	369,290	380,183	380,885	385,754
	きまって支給する給与	295,195	294,608	294,665	298,233	305,117	304,003	305,977
	特別に支払われた給与	76,257	74,307	69,272	71,057	75,066	76,882	79,777
電気・ガス・熱供給・水道業	現金給与総額	590,222	597,995	596,036	587,893	588,395	593,082	584,940
	きまって支給する給与	433,894	437,803	439,088	434,346	441,503	445,151	438,026
	特別に支払われた給与	156,328	160,192	156,948	153,547	146,892	147,931	146,914
運 輸 ・ 通 信 業	現金給与総額	396,076	382,738	375,961	368,844	359,514	.	.
	きまって支給する給与	316,788	308,818	308,773	304,804	296,413	.	.
	特別に支払われた給与	79,288	73,920	67,188	64,040	63,101	.	.
情 報 通 信 業	現金給与総額	.	506,783	481,966	488,120	481,023	475,554	478,740
	きまって支給する給与	.	382,115	369,632	380,811	376,100	372,729	375,627
	特別に支払われた給与	.	124,668	112,334	107,309	104,923	102,825	103,113
運 輸 業	現金給与総額	.	367,917	363,471	358,645	352,187	355,908	361,903
	きまって支給する給与	.	302,334	303,863	301,875	295,582	297,779	301,780
	特別に支払われた給与	.	65,583	59,608	56,770	56,605	58,129	60,123
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	271,644	268,636	256,376	256,586	234,953	.	.
	きまって支給する給与	222,712	221,886	214,159	213,658	199,252	.	.
	特別に支払われた給与	48,932	46,750	42,217	42,928	35,701	.	.
卸 売 ・ 小 売 業	現金給与総額	.	299,024	286,396	288,429	266,160	269,487	270,544
	きまって支給する給与	.	244,080	236,029	236,927	222,271	223,731	224,291
	特別に支払われた給与	.	54,944	50,367	51,502	43,889	45,756	46,253
金 融 ・ 保 険 業	現金給与総額	492,507	491,290	482,315	478,921	489,378	500,013	506,305
	きまって支給する給与	363,932	365,955	362,802	366,767	375,141	380,468	378,223
	特別に支払われた給与	128,575	125,335	119,513	112,154	114,237	119,545	128,082
不 動 産 業	現金給与総額	414,075	395,857	387,949	393,553	399,312	400,984	413,979
	きまって支給する給与	323,981	316,445	312,574	317,389	320,743	319,981	330,529
	特別に支払われた給与	90,094	79,412	75,375	76,164	78,569	81,003	83,450
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	現金給与総額	.	156,272	148,511	141,102	141,974	141,616	136,316
	きまって支給する給与	.	141,236	136,595	130,933	131,811	131,741	127,211
	特別に支払われた給与	.	15,036	11,916	10,169	10,163	9,875	9,105
医 療 ・ 福 祉	現金給与総額	.	357,829	350,755	345,603	331,556	328,189	329,146
	きまって支給する給与	.	280,157	278,744	276,022	268,509	266,357	266,945
	特別に支払われた給与	.	77,672	72,011	69,581	63,047	61,832	62,201
教 育 ・ 学 習 支 援 業	現金給与総額	.	464,295	470,928	461,037	442,642	441,679	432,344
	きまって支給する給与	.	342,862	346,524	342,865	333,301	333,409	326,278
	特別に支払われた給与	.	121,433	124,404	118,172	109,341	108,270	106,066
複 合 サ ー ビ ス 業	現金給与総額	.	383,341	369,234	361,451	347,835	345,021	348,160
	きまって支給する給与	.	288,932	283,540	278,095	270,850	270,438	271,308
	特別に支払われた給与	.	94,409	85,694	83,356	76,985	74,583	76,852
サ ー ビ ス 業	現金給与総額	369,424	324,309	318,443	314,411	307,214	309,737	309,243
	きまって支給する給与	289,216	263,093	263,890	261,208	256,226	257,651	256,303
	特別に支払われた給与	80,208	61,216	54,553	53,203	50,988	52,086	52,940

(注) 1 年平均である。

2 日本標準産業分類の改訂(平成14年3月)に伴い、平成13年より新産業分類となった。

3 平成13~16年は、新産業分類に基づき再集計を行ったため、昨年公表の数値とは異なる場合がある。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

第36表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

《事業所規模1~4人》

各年7月末日現在(単位 円)

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調 査 産 業 計									
平成12年	196,688	197,387	189,996	271,969	274,334	240,222	141,247	137,911	167,359
13年	194,764	194,991	192,618	266,762	269,157	236,454	141,610	137,814	171,555
14年	193,762	194,304	188,442	263,756	265,558	238,670	140,013	136,808	165,392
15年	193,570	194,865	178,949	261,063	263,454	222,999	138,328	136,203	157,544
16年	192,588	193,295	184,488	260,356	262,449	228,616	138,302	135,865	161,495
17年	190,888	191,790	180,934	259,779	261,485	234,011	138,027	136,108	155,448
18年	190,749	191,460	183,071	261,290	262,943	237,309	138,571	136,514	157,139
平成18年									
鉱 業	225,441	231,849	…	267,307	266,272	…	…	…	…
建 設 業	255,226	263,200	198,452	283,085	284,531	263,723	153,069	156,185	146,445
製 造 業	212,190	216,570	178,893	268,715	270,321	246,019	136,647	134,429	146,529
電気・ガス・熱供給・水道業	246,987	246,476	…	256,026	255,669	…	…	…	—
情 報 通 信 業	255,175	255,747	241,060	338,691	335,250	473,014	170,554	172,803	130,404
運 輸 業	230,834	232,740	171,004	260,968	260,814	271,396	156,561	159,332	120,342
卸 売 ・ 小 売 業	185,584	186,628	173,779	260,591	262,384	232,730	136,460	135,124	149,191
金 融 ・ 保 険 業	243,389	242,079	264,720	337,849	332,707	425,359	164,451	165,992	140,236
不 動 産 業	191,483	192,492	178,478	222,196	223,080	206,353	159,439	159,201	161,787
飲 食 、 宿 泊 業	116,154	112,283	154,481	191,457	192,461	184,490	92,732	88,561	139,992
医 療 、 福 祉	176,544	171,450	246,007	250,690	250,380	253,602	166,772	161,398	244,518
教 育 、 学 習 支 援 業	127,907	127,886	128,542	180,239	180,807	…	102,239	101,033	129,261
複 合 サ ー ビ ス 事 業	253,351	253,435	…	308,145	308,481	…	198,428	198,579	…
サ ー ビ ス 業	195,788	196,734	184,755	260,723	262,892	228,049	151,626	150,349	164,478

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

第37表 賞与支給状況

(調査産業計)

区 分	夏季賞与 (6、7、8月)				年末賞与 (11、12、翌年1月)			
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きま ま っ て 支 給 す る 給 与 に 対 す る 支 給 割 合	所 定 内 給 与 に 対 す る 支 給 割 合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きま ま っ て 支 給 す る 給 与 に 対 す る 支 給 割 合	所 定 内 給 与 に 対 す る 支 給 割 合
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
《事業所規模5人以上》								
平成12年 (2000)	442,921	0.1	1.13	1.19	471,809	△ 1.6	1.20	1.27
13 (2001)	438,079	△ 1.6	1.10	1.15	454,251	△ 4.1	1.14	1.20
14 (2002)	412,853	△ 7.1	1.04	1.09	432,261	△ 5.6	1.10	1.16
15 (2003)	418,818	2.0	1.05	1.10	428,475	△ 0.9	1.10	1.15
16 (2004)	405,462	△ 1.5	1.04	1.09	430,278	2.2	1.12	1.19
17 (2005)	410,618	1.3	1.04	1.10	433,214	1.0	1.12	1.19
18 (2006)	416,054	1.3	1.05	1.11	433,825	0.1	1.13	1.20
《事業所規模30人以上》								
平成12年 (2000)	507,440	△ 1.6	1.31	1.40	551,096	△ 1.9	1.44	1.55
13 (2001)	512,649	0.2	1.30	1.39	534,604	△ 3.7	1.38	1.48
14 (2002)	474,148	△ 8.5	1.19	1.27	506,671	△ 5.6	1.28	1.38
15 (2003)	482,566	2.3	1.22	1.30	501,277	△ 1.3	1.28	1.37
16 (2004)	465,776	△ 1.0	1.20	1.29	493,999	1.1	1.30	1.40
17 (2005)	470,286	0.5	1.20	1.29	402,218	1.5	1.32	1.43
18 (2006)	486,392	3.4	1.22	1.31	505,650	0.7	1.32	1.42

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きままって支給する給与（又は所定内給与）に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きままって支給する給与（又は所定内給与）」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

第38表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

事 項	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《全 国》							
集 計 世 帯 数	7,803	7,782	7,769	7,747	7,742	7,891	7,854
世 帯 人 員 数	3.24	3.22	3.19	3.21	3.19	3.17	3.16
有 業 人 員 数	1.47	1.46	1.41	1.41	1.39	1.42	1.41
消 費 支 出	317,133	308,692	306,129	302,623	304,203	300,531	294,943
食 料	73,844	71,534	71,286	70,260	70,116	68,699	68,111
住 居	20,787	20,018	20,256	20,237	19,474	19,254	18,115
光 熱 ・ 水 道	21,477	21,367	21,014	20,900	20,990	21,492	22,278
家 具 ・ 家 事 用 品	11,018	11,151	10,512	10,292	9,961	10,047	9,734
被 服 及 び 履 物	16,188	15,170	14,565	13,967	13,572	13,339	12,776
保 健 医 療	11,323	11,549	11,590	12,339	12,215	13,020	12,787
交 通 ・ 通 信	36,208	36,420	36,469	37,505	39,272	38,717	37,864
教 育	13,860	12,765	12,795	13,303	13,581	12,475	12,650
教 養 娯 楽	32,126	31,418	31,000	30,234	31,262	30,729	30,040
そ の 他 の 消 費 支 出	80,302	77,300	76,644	73,586	73,760	72,759	70,588
現 物 総 額	11,114	10,622	9,944	9,473	9,352	9,652	9,177
《人口5万以上の都市》							
集 計 世 帯 数	6,836	6,831	6,827	6,818	6,815	6,867	6,834
世 帯 人 員 数	3.21	3.18	3.16	3.16	3.15	3.12	3.11
有 業 人 員 数	1.43	1.42	1.38	1.37	1.35	1.35	1.34
消 費 支 出	321,332	311,439	309,978	309,421	308,438	303,465	298,981
現 物 総 額	10,965	10,409	9,732	9,098	8,787	8,889	8,794

(注) 平成17年以降は、農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

第39表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

区 分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《全 国》						
集 計 世 帯 数	4,532	4,475	4,464	4,427	4,381	4,289
世 帯 人 員 数	3.47	3.46	3.49	3.48	3.46	3.43
有 業 人 員 数	1.66	1.64	1.63	1.63	1.66	1.67
収 入 総 額	1,040,564	1,011,609	994,333	1,008,118	998,810	990,162
実 収 入	551,160	538,277	524,542	530,028	524,585	525,719
勤 め 先 収 入	514,328	504,452	493,643	501,122	493,829	495,003
世 帯 主 収 入	449,310	438,613	431,520	436,616	425,706	431,284
世帯主の配偶者の収入	52,949	55,154	53,155	55,507	57,338	53,346
他の世帯員収入	12,070	10,685	8,968	8,999	10,785	10,373
事 業 ・ 内 職 収 入	4,322	3,102	2,696	2,902	2,735	2,780
農 林 漁 業 収 入	104	36
そ の 他 の 実 収 入	32,510	30,723	28,203	26,004	27,916	27,898
実 収 入 以 外 の 収 入	407,180	394,768	394,637	403,957	399,061	390,622
預 貯 金 引 出	364,984	360,032	356,588	362,364	359,502	352,543
保 険 取 金	5,299	6,042	5,052	4,144	5,171	4,370
借 入 金	11,318	4,564	6,118	9,228	7,161	5,469
掛 買	17,860	18,283	19,382	20,795	21,911	22,957
そ の 他	7,720	5,847	7,496	7,426	5,317	5,283
繰 入 金	82,223	78,564	75,154	74,133	75,164	73,821
支 出 総 額	1,040,564	1,011,609	994,333	1,008,118	998,810	990,162
実 支 出	421,479	416,427	409,903	415,899	412,928	404,502
消 費 支 出	335,042	330,651	325,823	330,836	329,499	320,231
食 料	73,180	73,396	71,606	72,025	70,947	69,403
住 居	22,168	21,528	22,248	20,804	21,839	20,292
光 熱 ・ 水	21,072	20,740	20,712	20,909	21,328	21,998
家 具 ・ 家 事 用 品	11,319	10,801	10,378	10,419	10,313	9,954
被 服 及 び 履 物	16,192	15,823	15,450	14,893	14,971	14,430
保 健 医 療	10,760	10,456	11,498	11,531	12,035	11,463
交 通 ・ 通 信	43,955	43,544	44,622	47,218	46,986	45,769
教 養 娛 楽	17,668	17,499	18,021	19,714	18,561	18,713
教 養 娛 楽	33,522	33,142	32,303	33,710	32,847	31,421
そ の 他 の 消 費 支 出	85,206	83,721	78,985	79,613	79,671	76,786
非 消 費 支 出	86,437	85,776	84,081	85,063	83,429	84,271
実 支 出 以 外 の 支 出	539,572	520,213	512,280	521,571	513,814	514,604
預 貯 金	415,402	405,397	397,466	405,830	401,296	407,379
保 険 掛 金	41,056	40,590	37,901	35,318	35,174	31,691
借 金 返 済	40,090	40,021	36,982	39,223	35,577	37,369
掛 買 払	16,104	15,907	16,831	17,695	18,300	19,495
そ の 他	26,920	18,297	23,100	23,504	23,467	18,670
繰 越 金	79,513	74,968	72,150	70,649	72,067	71,057
現 物 総 額	9,935	9,456	8,728	8,498	8,992	8,612
《人口5万以上の都市》						
集 計 世 帯 数	3,987	3,944	3,939	3,912	3,856	3,765
世 帯 人 員 数	3.43	3.44	3.43	3.44	3.41	3.40
有 業 人 員 数	1.62	1.60	1.59	1.59	1.61	1.61
収 入 総 額	1,049,423	1,023,104	1,013,497	1,018,645	1,000,528	1,003,466
実 収 入	554,556	541,932	530,401	532,614	525,956	532,071
実 収 入 以 外 の 収 入	412,973	401,854	406,532	411,266	400,256	397,347
繰 入 金	81,893	79,318	76,564	74,765	74,316	74,048
支 出 総 額	1,049,423	1,023,104	1,013,497	1,018,645	1,000,528	1,003,466
実 支 出	422,786	419,856	415,396	417,737	412,082	408,487
実 支 出 以 外 の 支 出	547,214	527,382	524,622	529,694	517,338	523,920
繰 越 金	79,422	75,866	73,479	71,213	71,108	71,059
現 物 総 額	9,902	9,374	8,329	8,149	8,423	8,630

(注) 平成17年以降は、農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

第40表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）

区 分	平 均	200万円未満	200万円以上 250万円未満	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500	500～550
集 計 世 帯 数	4,289	61	96	116	194	249	310	296	307
世 帯 人 員 数	3.43	2.72	2.82	3.03	3.24	3.19	3.28	3.26	3.33
有 業 人 員 数	1.67	1.31	1.36	1.43	1.49	1.40	1.45	1.56	1.55
収 入 総 額	990,162	321,682	523,133	514,531	565,376	610,354	682,503	710,777	821,282
実 収 入	525,719	166,969	247,393	250,133	282,780	311,857	344,608	365,571	410,658
勤め先収入	495,003	139,339	210,135	221,856	257,404	285,690	315,952	338,939	376,811
世帯主収入	431,284	134,635	196,229	203,708	235,656	262,544	284,773	309,204	343,151
世帯主の配偶者の収入	53,346	2,707	9,598	12,283	17,344	18,472	25,690	26,053	27,130
他の世帯員収入	10,373	1,997	4,308	5,866	4,404	4,673	5,489	3,682	6,531
事業・内職収入	2,780	856	1,429	2,928	961	2,144	1,325	1,537	1,046
農林漁業収入	36	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の実収入	27,898	26,774	35,829	25,349	24,415	24,022	27,331	25,095	32,800
実収入以外の収入	390,622	111,104	209,137	211,854	226,053	233,572	272,737	278,618	348,042
繰 入 金	73,821	43,609	66,603	52,544	56,543	64,924	65,157	66,588	62,582
支 出 総 額	990,162	321,682	523,133	514,531	565,376	610,354	682,503	710,777	821,282
実 支 出	404,502	132,059	229,633	234,265	240,650	253,899	278,655	295,658	327,753
消費支出	320,231	118,178	205,331	208,302	209,969	217,262	234,444	245,179	271,479
食 料	69,403	37,549	50,346	53,392	53,105	53,147	56,211	58,389	60,102
住 居	20,292	14,603	22,253	22,480	22,421	22,717	22,962	22,960	24,132
光熱・水道	21,998	15,136	17,765	17,507	18,610	18,919	19,606	19,113	19,685
家具・家事用品	9,954	3,621	6,174	7,778	5,865	6,762	7,332	7,312	7,869
被服及び履物	14,430	4,599	7,302	8,453	7,674	8,793	9,664	9,435	10,490
保健医療	11,463	3,421	8,653	7,668	9,278	8,913	9,590	9,834	9,562
交通・通信	45,769	15,000	32,837	31,109	30,054	29,288	35,487	34,743	49,314
教 育	18,713	1,768	4,359	5,597	9,526	8,814	10,319	11,274	10,762
教養娯楽	31,421	7,394	14,840	16,213	17,501	18,436	19,274	21,348	24,740
その他の消費支出	76,786	15,087	40,801	38,106	35,936	41,474	43,999	50,771	54,824
非消費支出	84,271	13,881	24,302	25,963	30,681	36,637	44,211	50,479	56,274
実支出以外の支出	514,604	143,821	223,703	229,793	267,147	288,241	338,979	350,437	430,745
繰 越 金	71,057	45,802	69,797	50,473	57,579	68,214	64,869	64,681	62,784

資料：総務省統計局「家計調査年報」

平成18年(2006) (単位 円、人)

550～600	600～650	650～700	700～750	750～800	800～900	900～ 1,000	1,000～ 1,250	1,250～ 1,500	1,500万円 以上
273	298	265	255	216	391	286	392	154	130
3.40	3.38	3.51	3.49	3.56	3.56	3.70	3.63	3.87	3.64
1.63	1.65	1.64	1.67	1.76	1.74	1.81	1.88	2.18	2.11
838,471	900,542	930,535	994,431	1,059,475	1,148,974	1,329,180	1,442,875	1,669,504	2,047,345
429,722	471,591	484,934	527,208	565,600	614,527	706,360	799,247	947,342	1,178,986
400,487	445,038	457,738	496,568	539,896	585,274	678,063	765,883	896,005	1,123,371
355,534	397,957	409,409	446,267	481,556	520,652	600,207	654,224	671,209	837,007
38,524	40,338	41,895	43,145	50,574	55,477	64,959	88,999	190,313	242,991
6,429	6,742	6,435	7,156	7,766	9,146	12,897	22,660	34,483	43,373
1,689	1,870	1,999	1,979	3,792	2,652	3,946	3,538	4,459	17,519
382	0	0	0	6	0	0	0	333	0
27,163	24,683	25,197	28,660	21,906	26,600	24,351	29,827	46,545	38,096
340,065	355,977	375,574	387,678	419,033	455,493	541,079	559,142	623,159	746,770
68,684	72,974	70,027	79,545	74,842	78,954	81,742	84,486	99,002	121,589
838,471	900,542	930,535	994,431	1,059,475	1,148,974	1,329,180	1,442,875	1,669,504	2,047,345
330,765	360,943	369,315	403,312	435,556	473,711	536,258	587,607	682,336	861,619
273,086	292,818	300,445	321,151	345,273	372,332	412,505	440,865	499,765	595,792
63,710	66,093	69,840	70,691	74,263	78,263	83,600	86,757	97,474	99,427
19,464	19,719	15,672	15,859	16,853	16,596	23,430	20,024	17,527	25,638
21,363	21,754	21,688	22,594	23,653	23,873	25,800	25,273	26,490	27,651
8,641	9,580	9,971	10,207	10,170	11,574	13,643	12,153	16,529	19,854
12,459	13,053	12,733	14,930	14,620	17,087	18,706	21,349	27,242	34,355
12,269	10,343	10,793	11,143	13,271	12,163	12,381	16,550	13,934	17,000
37,961	45,545	46,681	52,447	50,186	50,438	55,164	56,941	62,447	74,533
12,935	14,222	15,940	17,808	19,519	28,528	31,642	33,851	31,837	37,736
25,987	27,277	30,492	35,136	34,859	39,365	42,756	46,882	51,768	61,412
58,297	65,231	66,634	70,336	87,880	94,445	105,383	121,085	154,518	198,186
57,678	68,125	68,870	82,161	90,283	101,379	123,752	146,742	182,571	265,827
440,934	470,688	495,160	514,143	552,796	599,606	715,649	775,986	893,404	1,081,520
66,772	68,911	66,060	76,976	71,124	75,658	77,274	79,282	93,764	104,206

第41表 消費者物価指数（中分類）

平成17年(2005)=100

区 分	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
《全 国》 平成12年平均 (2000)	102.2	101.6	100.3	100.2	117.5	106.0	97.6	101.3	96.1	109.4	98.2
13 (2001)	101.5	101.0	100.5	100.8	113.3	103.7	98.2	100.4	97.1	106.1	98.0
14 (2002)	100.6	100.2	100.4	99.6	109.2	101.4	97.1	99.8	98.1	103.8	98.2
15 (2003)	100.3	100.0	100.3	99.1	105.9	99.5	100.4	99.9	98.7	102.3	99.1
16 (2004)	100.3	100.9	100.1	99.2	102.4	99.3	100.4	99.7	99.3	100.9	99.7
17 (2005)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18 (2006)	100.3	100.5	100.0	103.6	97.9	100.8	99.4	100.3	100.7	98.5	100.9
《人口5万以上の都市》 平成12年平均 (2000)	102.6	101.6	101.3	100.6	118.1	106.2	97.7	101.7	96.1	109.4	98.1
13 (2001)	101.7	100.9	101.1	101.4	113.7	103.8	98.3	100.7	97.1	106.1	98.0
14 (2002)	100.8	100.2	100.9	100.1	109.2	101.4	97.2	100.2	98.2	103.8	98.1
15 (2003)	100.5	100.0	100.5	99.6	106.1	99.6	100.4	100.2	98.8	102.4	99.0
16 (2004)	100.5	101.0	100.3	99.6	102.5	99.3	100.4	100.0	99.3	100.9	99.6
17 (2005)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18 (2006)	100.2	100.5	100.0	103.1	97.9	100.9	99.4	100.2	100.6	98.6	100.9

資料：総務省統計局「消費者物価指数年報」

第42表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区 分	平成15年度 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
集 計 戸 数	4,306	6,915	6,979
経 営 収 支 の 総 括			
農 業			
粗 収 益	3,808	3,890	3,976
経 営 費	2,511	2,628	2,741
所 得	1,297	1,262	1,235
農 業 外			
収 入	2,481	2,491	2,449
支 出	242	250	258
所 得	2,239	2,241	2,191
年 金 等 の 収 入	1,572	1,575	1,598
総 所 得	5,113	5,083	5,029
租 税 公 課 諸 負 担	735	743	748
可 処 分 所 得	4,378	4,340	4,281
(参考)			
推 計 家 計 費		4,216	4,231
分 析 指 標			
農 業 依 存 度	36.6	36.0	36.0
農 業 所 得 率	34.1	32.4	31.1

(注) 1 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家である。

2 調査対象区分の変更により、平成15年については平成16年との接続を図るために項目の組替えを行った。

資料：農林水産省統計情報部「経営形態別経営統計（個別経営）」

第4節 社会保険関係

1 総括

第43表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	103,645	117,037	124,260	126,353	126,744	126,862	127,103	127,182
被 用 者 保 険	60,282	72,501	81,191	78,725	76,447	75,626	75,524	75,555
被 保 険 者	28,146	31,753	37,926	39,246	38,137	37,996	38,255	38,721
被 扶 養 者	32,136	40,748	43,265	39,479	38,310	37,630	37,269	36,834
政府管掌健康保険								
一 般 被 保 険 者	26,020	31,289	36,666	36,758	35,851	35,522	35,616	35,652
被 保 険 者	13,183	14,562	17,983	19,451	18,812	18,815	18,931	19,158
被 扶 養 者	12,837	16,727	18,683	17,307	17,039	16,707	16,686	16,493
法第3条第2項被保険者	1,192	518	155	47	34	31	28	25
被 保 険 者	638	318	103	31	22	19	17	15
被 扶 養 者	554	200	52	15	12	11	11	10
組合管掌健康保険	21,236	27,502	32,009	31,677	30,568	30,144	29,990	30,119
被 保 険 者	9,697	11,431	14,668	15,182	14,790	14,655	14,787	15,054
被 扶 養 者	11,539	16,071	17,341	16,495	15,778	15,488	15,203	15,065
船 員 保 険	741	672	409	228	198	185	174	168
被 保 険 者	262	212	137	84	73	69	66	65
被 扶 養 者	479	460	272	145	124	116	108	103
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	2,960	3,042	2,805	2,652	2,599	2,571	2,536	2,496
組 合 員	1,149	1,200	1,158	1,145	1,130	1,123	1,116	1,109
被 扶 養 者	1,811	1,842	1,647	1,507	1,469	1,448	1,419	1,387
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,203	2,072	1,475	・	・	・	・	・
組 合 員	789	807	513	・	・	・	・	・
被 扶 養 者	1,414	1,265	962	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	5,583	6,803	6,902	6,539	6,368	6,339	6,341	6,252
組 合 員	2,237	2,902	2,963	2,905	2,854	2,852	2,870	2,846
被 扶 養 者	3,346	3,901	3,939	3,634	3,514	3,487	3,471	3,407
私立学校教職員共済	347	603	770	826	828	835	839	843
組 合 員	191	321	401	448	455	461	468	475
被 扶 養 者	156	282	369	377	373	373	371	369
国 民 健 康 保 険	43,363	44,536	43,069	47,628	50,297	51,236	51,579	51,627

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

2 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。

3 法第3条第2項被保険者の「被扶養者数」は、昭和45、55年度は社会保険庁推定数値。

第44表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	51,934	59,032	66,311	70,491	70,907	70,731	70,724	70,870
厚生年金保険	22,260	25,239	30,997	32,192	32,144	32,121	32,491	33,022
（再掲）旧三共済	・	・	・	456	809	787	767	750
（再掲）厚生年金基金	3,910	5,964	9,845	11,396	10,386	8,351	6,152	5,310
船員保険（再掲）	262	205	126	74	66	63	61	60
国家公務員共済組合 （各省各庁組合）	1,149	1,179	1,126	1,119	1,102	1,091	1,086	1,082
国家公務員等共済組合 （適用法人組合）	789	788	496	・	・	・	・	・
地方公務員等共済組合	2,536	3,225	3,286	3,239	3,181	3,151	3,111	3,069
私立学校教職員共済	194	319	373	406	429	434	442	448
農林漁業団体職員共済組合	407	481	498	467	447	440	432	423
国民年金	24,337	27,596	29,535	33,068	33,604	33,494	33,163	32,826
（再掲）農業者年金	787	1,057	574	258	72	68	65	63

(注) 1 「船員保険」は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。

2 「農業者年金」の昭和45年度数値は、昭和46年9月末現在。

3 「農業者年金」の平成13年度以降は、平成14年1月の制度改正により区分等の変更があったため、平成12年度以前との連続性はない。

第45表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	21,401	25,295	31,586	33,632	33,717	34,027	34,685	35,312
雇用保険	21,220	25,128	31,483	33,569	33,662	33,975	34,634	35,262
船員保険	181	167	103	63	55	52	51	50

第46表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	31,507	37,193	47,713	52,967	52,518	52,299	52,659	53,231
労働者災害補償保険	26,530	31,840	43,222	48,546	48,195	47,922	48,552	49,185
船員保険	262	205	127	76	67	63	62	61
国家公務員災害補償								
国家公務員	1,423	1,125	1,081	1,106	1,076	1,162	934	916
公共企業体職員	789	807	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	2,503	3,216	3,283	3,239	3,181	3,151	3,111	3,069

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

第47表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
政府管掌健康保険								
一般被保険者	49,960	167,852	251,505	290,472	286,186	284,274	283,624	283,466
法第3条第2項被保険者	1,899	5,870	10,604	13,893	13,318	13,116	12,822	13,174
組管掌健康保険	61,915	210,985	315,243	372,650	369,726	371,556	371,872	370,811
船員保険								
普通保険	66,200	234,778	323,582	372,001	369,469	386,646	383,845	381,364
失業保険	71,316	245,662	343,582	397,399	396,882	410,448	407,874	406,203
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	60,730	190,796	339,463
短期適用	.	.	.	416,170	412,119	407,764	412,154	414,625
長期適用	.	.	.	410,007	406,373	402,646	406,543	408,832
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	62,716	173,546	358,471
地方公務員等共済組合	65,643	204,035	292,057	365,905	364,899	361,942	362,784	362,746
私立学校教職員共済	50,731	199,827	302,599	378,558	379,681	391,079	380,025	380,307
厚生年金保険	54,806	188,534	273,684	318,688	314,489	313,893	313,679	313,204
厚生年金基金	57,726	202,550	293,162	349,231	348,824	345,509	336,809	331,022
農林漁業団体職員共済組合	43,986	165,201	238,183	295,153	296,582	295,961	295,482	295,097
(参考)国民年金	450	3,770	8,400	13,300	13,300	13,300	13,300	13,580

(注) 1 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金月額である。

2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。

3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。

4 平成2年度以降の「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。

第48表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
政府管掌健康保険							
一般被保険者	172,608	176,482	186,303	181,769	164,761	164,115	164,962
被保険者分	107,009	108,183	100,204	96,311	80,333	79,390	79,729
被扶養者分	65,599	68,299	86,099	85,458	84,428	84,725	85,233
法第3条第2項被保険者	246,433	208,368	226,293	215,109	172,211	168,532	171,307
被保険者分	196,079	170,048	133,305	131,056	89,473	88,514	90,175
被扶養者分	50,354	38,320	92,988	84,053	82,738	80,018	81,132
組管管掌健康保険	143,855	141,206	158,605	157,804	144,998	145,134	146,129
被保険者分	75,280	82,466	84,928	83,582	71,285	71,162	71,252
被扶養者分	68,575	58,740	73,677	74,222	73,713	73,972	74,877
船員保険	260,687	215,891	234,912	223,829	209,719	208,556	210,680
被保険者分	124,783	143,720	144,693	135,478	122,991	122,382	121,269
被扶養者分	135,904	72,171	90,219	88,351	86,728	86,174	89,411
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	149,003	158,185	163,567	163,120	153,473	150,042	152,752
組合員分	72,402	78,333	72,321	71,865	63,722	60,884	61,861
被扶養者分	76,601	79,852	91,246	91,255	89,751	89,158	90,891
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	161,595	181,433
組合員分	82,510	85,731
被扶養者分	79,085	95,702
地方公務員等共済組合	158,764	175,271	182,575	180,489	167,958	163,158	169,241
組合員分	85,180	97,184	98,151	97,395	86,354	82,456	85,326
被扶養者分	73,584	78,087	84,424	83,094	81,604	80,702	83,915
私立学校教職員共済	145,417	160,420	165,663	160,667	149,192	145,528	148,285
組合員分	94,568	102,072	100,302	97,460	88,381	86,038	88,658
被扶養者分	50,849	58,348	65,361	63,207	60,811	59,490	59,627
国民健康保険	97,993	207,418	291,396	286,910	288,406	292,268	301,244
1世帯当り医療費	279,268	488,434	580,132	560,853	561,909	566,692	578,812

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。

2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。

なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。

3 平成2年度以降は、老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

4 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

第49表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	3,074,220	3,314,262	9,829,857	35,667,818	41,946,678	44,430,980	46,570,898	49,039,775
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	1,536,952	2,029,461	6,559,504	29,576,029	35,287,726	37,519,860	39,408,218	41,632,381
老 齡 基 礎 年 金	.	.	973,344	11,763,913	14,269,266	15,458,502	16,639,321	17,908,710
老 齡 厚 生 年 金 (老 齡 相 当)	.	.	1,294,713	6,417,604	7,758,305	8,440,781	9,054,158	9,550,566
(通 老 相 当)	.	.	823,128	4,621,473	5,719,685	6,278,069	6,821,090	7,277,814
退 職 共 済 年 金								
国 共 済								
{ 各 省 各 庁 組 合	.	.	140,880	367,572	420,179	450,577	483,275	509,393
{ 適 用 法 人 組 合	.	.	78,912
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	268,726	900,766	1,043,157	1,116,218	1,190,684	1,250,316
私 立 学 校 教 職 員 共 済	.	.	44,063	154,441	175,596	187,737	200,149	209,736
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	47,479	173,329	203,913	216,142	229,314	238,890
厚 生 年 金 基 金	41,758	690,701	1,923,638	4,682,329	5,292,172	5,009,869	4,469,078	4,405,537
恩 給								
{ 文 官	100,507	61,626	27,221	8,645	6,602	5,760	5,051	4,359
{ 軍 人	1,256,409	1,187,941	892,517	470,422	386,979	345,855	307,216	269,431
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	138,278	89,193	44,883	15,535	11,872	10,350	8,882	7,629
障 害 年 金	136,104	132,317	1,098,871	1,653,665	1,773,981	1,834,491	1,899,308	1,958,343
障 害 基 礎 年 金	.	.	904,093	1,309,985	1,395,812	1,440,793	1,487,669	1,530,875
障 害 厚 生 年 金	.	.	87,196	261,221	299,499	316,597	335,860	353,001
障 害 共 済 年 金								
国 共 済								
{ 各 省 各 庁 組 合	.	.	1,460	6,813	8,082	8,694	9,360	9,974
{ 適 用 法 人 組 合	.	.	423
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	4,208	17,181	20,513	22,599	24,681	26,767
私 立 学 校 教 職 員 共 済	.	.	264	1,163	1,315	1,429	1,557	1,653
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	875	3,272	3,574	3,555	3,516	3,466
恩 給								
{ 文 官	1,292	1,101	718	346	295	278	254	231
{ 軍 人	134,389	130,917	99,238	53,127	44,326	39,971	35,833	31,792
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	423	299	172	87	72	66	60	54
船 員 保 険 (職 務 上)	-	-	224	470	493	509	518	530
遺 族 年 金	1,401,164	1,152,484	2,171,482	4,438,124	4,884,971	5,076,629	5,263,372	5,449,051
遺 族 基 礎 年 金	.	.	206,834	317,321	308,770	303,542	297,507	289,880
遺 族 厚 生 年 金	.	.	755,145	2,612,574	3,025,982	3,209,682	3,392,016	3,578,957
遺 族 共 済 年 金								
国 共 済								
{ 各 省 各 庁 組 合	.	.	41,926	147,202	168,131	178,529	188,830	199,139
{ 適 用 法 人 組 合	.	.	36,528
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	91,019	314,639	357,877	379,979	401,558	423,488
私 立 学 校 教 職 員 共 済	.	.	8,866	31,717	36,346	38,560	40,780	42,972
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	13,580	50,347	54,353	53,188	51,967	50,720
恩 給								
{ 文 官	96,339	92,077	68,813	39,318	33,813	30,928	28,327	25,886
{ 軍 人	1,223,970	980,110	881,620	884,483	864,357	849,552	832,325	810,385
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	80,855	80,297	66,524	39,136	33,852	31,151	28,513	26,027
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	627	1,387	1,490	1,518	1,549	1,597

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。
 2 恩給の「老齡年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	5,976,687	16,823,448	20,296,449	13,379,249	12,090,892	11,400,124	10,718,822	10,023,171
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	4,528,024	12,128,225	13,094,960	7,974,557	7,097,362	6,636,827	6,187,927	5,734,090
厚生年金保険	520,073	2,022,741	3,464,916	2,596,421	2,386,734	2,249,486	2,112,622	1,972,604
船 員 保 険	13,945	40,308
国 共 済	120,366	287,006	364,542	256,481	233,129	221,488	210,164	198,234
{ 各省各庁組合	169,534	281,252	398,974
{ 適用法人組合	228,418	567,067	798,673	564,229	514,396	488,862	463,232	436,674
地方公務員等共済組合	3,590	10,430	16,350	11,282	10,252	9,741	9,259	8,748
私立学校教職員共済	17,684	60,106	87,055	63,722	58,582	56,037	53,332	50,706
農林漁業団体職員共済組合	—	5,323,938	6,752,662	4,297,230	3,784,223	3,526,596	3,275,298	3,019,835
国民年金	3,454,414	3,535,377	1,211,788	185,192	110,046	84,617	64,020	47,289
{ 老 齡 年 金	94,743	1,945,213	4,626,376	3,635,783	3,343,204	3,180,235	3,015,017	2,841,958
{ 老 齡 福 祉 年 金	90,157	1,349,589	2,349,413	1,730,666	1,578,839	1,491,439	1,403,755	1,312,786
通算老齡年金(通算退職年金)	290	9,025
厚生年金保険	150	4,320	9,686	6,877	6,228	5,920	5,590	5,236
船 員 保 険	19	290	871
国 共 済	940	26,620	47,554	33,683	30,624	29,023	27,414	25,690
{ 各省各庁組合	2,681	23,947	32,853	17,012	14,300	13,062	11,992	10,856
{ 適用法人組合	506	16,308	28,417	18,701	16,635	15,496	14,394	13,282
地方公務員等共済組合	—	515,114	2,157,582	1,828,844	1,696,578	1,625,295	1,551,872	1,474,108
私立学校教職員共済	543,396	1,091,445	546,299	349,793	320,658	305,633	290,838	275,867
農林漁業団体職員共済組合	95,166	200,598	239,710	163,892	152,921	146,459	140,126	133,727
国民年金	3,869	5,857
{ 障 害 年 金	2,895	4,809	7,712	5,334	4,916	4,730	4,483	4,268
{ 障 害 福 祉 年 金	3,658	4,188	4,682
通算老齡年金(通算退職年金)	3,946	11,011	21,472	14,359	13,108	12,525	11,968	11,424
厚生年金保険	202	529	962	583	499	473	447	418
船 員 保 険	732	2,173	3,161	2,310	2,147	2,068	1,990	1,904
国 共 済	48,040	236,568	268,600	163,315	147,067	139,378	131,824	124,126
{ 障 害 年 金	384,888	625,712
{ 障 害 福 祉 年 金	801,229	1,651,466	2,023,127	1,418,777	1,329,355	1,277,133	1,224,760	1,170,984
遺族年金(通算遺族を含む)	482,243	1,112,414	1,505,043	1,124,893	1,057,684	1,015,232	973,045	930,423
厚生年金保険	18,427	32,372
船 員 保 険	31,567	75,657	96,001	70,967	65,512	62,932	60,277	57,611
国 共 済	59,133	95,561	103,373
{ 各省各庁組合	41,967	130,038	183,000	139,328	129,780	125,072	120,094	114,939
{ 適用法人組合	1,242	7,466	12,395	8,390	7,580	7,172	6,801	6,380
地方公務員等共済組合	4,820	16,274	24,172	19,037	17,926	17,313	16,711	16,109
私立学校教職員共済	122,051	124,658	42,652	2,278	584	203	61	46
農林漁業団体職員共済組合	78	166	58	4	—	—	—	—
国民年金	6,700	6,059	1,568	29	10	7	7	7
{ 母 子 年 金	—	49,190	54,865	53,851	50,279	49,202	47,764	45,469
{ 準母子年金	32,845	1,600
{ 遺 児 年 金	156	11
{ 寡 婦 年 金	95	299	1,555	295	273	259	246	241
{ 母子福祉年金	56	81	406	295	273	259	246	241
{ 準母子福祉年金	—	—	1,149
船 員 給 付	39	218
国 共 済	9,200	6,800	4,132	44	40	37	34	31
{ 各省各庁組合	212	146	95	44	40	37	34	31
{ 適用法人組合	8,968	6,641	4,037
地方公務員等共済組合	20	13

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

第50表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	345,432	1,387,461	8,244,535	31,582,275	36,095,886	37,696,451	38,526,497	40,038,459
老 齢 年 金 (退 職 年 金)	122,601	283,293	5,298,699	25,478,704	29,491,222	30,895,082	31,498,606	32,769,759
老 齢 基 礎 年 金	.	.	372,487	7,795,288	9,527,065	10,248,095	11,008,660	11,874,758
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	.	.	2,287,685	10,876,675	12,457,042	13,310,548	13,674,460	14,229,512
(通老相当)	.	.	282,434	1,300,340	1,535,822	1,637,427	1,712,654	1,770,627
退 職 共 済 年 金								
国共済								
{ 各省各庁組合	.	.	343,119	770,731	818,382	848,800	859,816	883,209
{ 適用法人組合	.	.	149,389
地方公務員等共済組合	.	.	669,297	1,976,194	2,176,528	2,284,131	2,345,721	2,436,326
私立学校教職員共済	.	.	48,427	177,654	192,756	202,542	208,344	216,026
農林漁業団体職員共済組合	.	.	63,879	198,880	28,548	30,746	27,251	27,887
厚 生 年 金 基 金	892	68,745	489,660	2,040,760	2,476,568	2,084,862	1,442,366	1,139,598
恩 給								
{ 文 官	22,449	64,063	34,461	12,218	9,559	8,602	7,720	6,883
{ 軍 人	64,610	43,011	490,715	306,244	251,360	224,185	198,781	174,046
{ 都道府県知事裁定	34,650	107,474	67,146	23,720	17,592	15,143	12,832	10,888
障 害 年 金	24,441	171,948	977,236	1,546,323	1,629,755	1,659,335	1,701,075	1,742,755
障 害 基 礎 年 金	.	.	729,130	1,202,378	1,273,291	1,298,645	1,332,929	1,368,041
障 害 厚 生 年 金	.	.	58,209	200,122	228,045	238,515	251,747	263,723
障 害 共 済 年 金								
国共済								
{ 各省各庁組合	.	.	1,643	7,162	8,406	8,967	9,585	10,196
{ 適用法人組合	.	.	340
地方公務員等共済組合	.	.	5,387	20,914	24,941	27,211	29,597	31,991
私立学校教職員共済	.	.	269	1,228	1,375	1,483	1,599	1,707
農林漁業団体職員共済組合	.	.	905	3,275	1,032	1,050	957	930
恩 給								
{ 文 官	390	2,190	1,947	1,057	895	842	779	713
{ 軍 人	23,913	169,125	178,534	108,953	90,517	81,355	72,617	64,176
{ 都道府県知事裁定	138	633	473	242	205	184	166	152
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	399	992	1,047	1,084	1,101	1,125
遺 族 年 金	198,390	932,220	1,968,600	4,557,249	4,974,909	5,142,034	5,326,816	5,525,945
遺 族 基 礎 年 金	.	.	135,836	248,589	243,366	237,710	232,616	227,023
遺 族 厚 生 年 金	.	.	587,863	2,603,747	3,026,128	3,189,407	3,367,400	3,558,076
遺 族 共 済 年 金								
国共済								
{ 各省各庁組合	.	.	55,583	225,139	255,466	268,002	281,541	295,718
{ 適用法人組合	.	.	45,747
地方公務員等共済組合	.	.	120,308	495,923	565,959	596,588	629,023	664,433
私立学校教職員共済	.	.	5,791	23,518	27,088	28,630	30,282	32,040
農林漁業団体職員共済組合	.	.	12,780	53,681	10,259	10,266	9,053	8,807
恩 給								
{ 文 官	11,607	68,884	68,132	44,346	37,712	34,307	31,225	28,337
{ 軍 人	177,332	857,197	864,730	811,716	765,295	737,104	709,070	678,051
{ 都道府県知事裁定	9,451	6,139	70,751	47,683	40,554	36,915	33,445	30,203
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	1,079	2,908	3,082	3,106	3,162	3,258

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。
 2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。
 3 平成3年度以降の「厚生年金」は、基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	499,097	8,857,568	16,198,037	12,799,016	11,505,325	10,763,815	10,096,656	9,449,855
老 齡 年 金 (退 職 年 金)	374,339	6,760,927	12,616,635	9,775,695	8,730,029	8,135,644	7,599,596	7,078,937
厚生年金保険	89,032	2,443,658	5,820,604	5,301,399	4,832,199	4,499,263	4,197,775	3,903,135
船 員 保 險	3,205	65,394
国 共 済	40,119	449,559	793,355	640,924	580,391	545,337	514,643	484,034
〔各省各庁組合 適用法人組合〕	62,968	475,041	875,227
地方公務員等共済組合	91,679	990,889	1,913,554	1,588,513	1,450,035	1,366,107	1,290,952	1,218,437
私立学校教職員共済	850	13,563	31,229	24,814	22,460	21,094	19,938	18,712
農林漁業団体職員共済組合	3,580	65,499	143,588	125,415	10,752	11,186	9,215	8,767
国民年金	—	1,430,985	2,616,655	2,018,331	1,788,855	1,658,108	1,541,011	1,426,600
〔老 齡 年 金 老 齡 福 祉 年 金〕	82,906	826,339	422,423	76,299	45,339	34,549	26,063	19,251
通算老齡年金(通算退職年金)	6,355	484,513	1,302,977	1,176,789	1,069,789	1,005,599	947,642	890,539
厚生年金保険	6,213	410,410	853,078	728,393	660,686	616,158	575,995	536,505
船 員 保 險	24	2,797
国 共 済	8	1,957	6,748	5,638	5,114	4,804	4,535	4,252
〔各省各庁組合 適用法人組合〕	1	145	503
地方公務員等共済組合	39	11,238	32,908	27,634	25,145	23,677	22,316	20,935
私立学校教職員共済	55	7,595	17,774	10,583	8,858	7,980	7,278	6,580
農林漁業団体職員共済組合	15	4,936	13,319	10,088	813	826	668	618
国民年金	—	45,435	378,647	394,454	369,173	352,153	336,849	321,649
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	35,353	558,980	550,880	405,515	367,985	346,892	328,304	310,888
厚生年金保険	12,724	167,712	269,678	209,411	194,416	183,773	174,571	166,005
船 員 保 險	656	6,828
国 共 済	540	6,186	14,565	11,097	10,129	9,633	9,040	8,521
〔各省各庁組合 適用法人組合〕	568	4,039	6,993
地方公務員等共済組合	960	15,848	44,470	32,299	29,149	27,415	25,943	24,586
私立学校教職員共済	35	475	1,402	929	798	753	705	659
農林漁業団体職員共済組合	113	2,014	4,415	3,694	372	379	322	309
国民年金	5,439	135,935	209,357	148,085	133,119	124,938	117,723	110,807
〔障 害 年 金 障 害 福 祉 年 金〕	14,318	219,943
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	81,309	1,043,254	1,715,071	1,440,176	1,336,748	1,274,955	1,220,428	1,168,822
厚生年金保険	47,922	669,675	1,204,185	1,109,119	1,046,243	997,828	955,731	915,886
船 員 保 險	2,676	28,981
国 共 済	3,836	60,398	108,665	94,168	86,931	82,747	78,992	75,473
〔各省各庁組合 適用法人組合〕	7,183	74,028	109,378
地方公務員等共済組合	6,072	106,705	205,841	184,270	171,761	164,113	157,087	150,425
私立学校教職員共済	151	3,720	7,344	5,857	5,346	5,038	4,797	4,537
農林漁業団体職員共済組合	398	9,261	18,940	17,901	1,545	1,616	1,295	1,253
国民年金	11,560	80,811	36,597	2,141	545	190	62	48
〔母 子 年 金 準 母 子 年 金〕	7	109	51	4	—	—	—	—
〔遺 児 年 金〕	433	2,284	922	23	7	5	5	5
〔寡 婦 年 金〕	—	6,766	23,148	26,694	24,370	23,418	22,460	21,195
〔母 子 福 祉 年 金〕	1,066	513
〔準 母 子 福 祉 年 金〕	5	3
船 員 給 付	11	288	3,832	751	691	649	615	604
国 共 済	5	92	887	751	691	649	615	604
〔各省各庁組合 適用法人組合〕	—	—	2,945
地方公務員等共済組合	6	196
公 務 災 害 給 付	1,730	9,606	8,642	90	83	76	71	65
国 共 済	31	179	163	90	83	76	71	65
〔各省各庁組合 適用法人組合〕	1,694	9,398	8,479
地方公務員等共済組合	5	29

(注) 1 「老齡年金(退職年金)」には特例老齡年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

第51表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
老 齡 年 金 (退 職 年 金)								
老 齡 基 礎 年 金	・	・	382,688	622,644	667,663	662,942	661,605	663,072
老 齡 厚 生 年 金 (老 齡 相 当)	・	・	1,766,944	2,138,119	2,068,525	2,039,226	1,978,664	1,974,939
(通 老 相 当)	・	・	343,123	748,377	743,032	733,125	726,734	734,077
退 職 共 済 年 金								
国 共 済 { 各 省 各 庁 組 合	・	・	2,435,541	2,096,816	1,947,700	1,883,807	1,779,145	1,733,845
適 用 法 人 組 合	・	・	1,893,109	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	2,490,630	2,193,904	2,086,481	2,046,313	1,970,062	1,948,568
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	1,099,040	1,150,303	1,097,723	1,078,859	1,040,942	1,029,989
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	1,345,416	1,147,412	140,002	142,249	118,837	116,735
厚 生 年 金 基 金	21,361	99,529	254,549	435,843	467,968	416,151	322,744	258,674
恩 給 { 文 官	223,358	1,039,545	1,265,971	1,413,307	1,447,867	1,493,472	1,528,313	1,579,123
軍 人	51,424	36,206	549,810	650,998	649,545	648,205	647,041	645,976
都 道 府 県 知 事 裁 定	250,582	1,204,960	1,496,023	1,526,875	1,481,848	1,463,099	1,444,733	1,427,174
障 害 年 金								
障 害 基 礎 年 金	・	・	806,477	917,856	912,222	901,340	895,985	893,633
障 害 厚 生 年 金	・	・	1,057,708	1,240,076	1,235,053	1,223,334	1,220,968	1,220,876
障 害 共 済 年 金								
国 共 済 { 各 省 各 庁 組 合	・	・	1,125,342	1,051,250	1,040,103	1,031,367	1,023,996	1,022,260
適 用 法 人 組 合	・	・	803,783	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	1,280,181	1,217,301	1,215,863	1,204,091	1,199,178	1,195,152
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	1,018,939	1,055,788	1,045,967	1,037,789	1,026,702	1,032,846
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	1,034,286	1,000,901	288,754	295,221	272,131	268,400
恩 給 { 文 官	301,858	1,989,101	2,711,699	3,054,798	3,034,881	3,028,586	3,065,161	3,086,385
軍 人	177,939	1,291,849	1,799,049	2,050,811	2,042,068	2,035,343	2,026,530	2,018,631
都 道 府 県 知 事 裁 定	326,241	2,117,057	2,750,000	2,778,851	2,850,069	2,786,576	2,765,567	2,813,389
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	1,781,250	2,110,351	2,124,323	2,129,792	2,125,446	2,123,398
遺 族 年 金								
遺 族 基 礎 年 金	・	・	656,739	783,400	788,178	783,121	781,886	783,161
遺 族 厚 生 年 金	・	・	889,630	1,061,954	1,055,795	1,045,335	1,040,778	1,038,790
遺 族 共 済 年 金								
国 共 済 { 各 省 各 庁 組 合	・	・	1,325,741	1,529,458	1,519,446	1,501,168	1,490,975	1,484,983
適 用 法 人 組 合	・	・	1,252,382	・	・	・	・	・
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	1,321,790	1,576,164	1,581,435	1,570,055	1,566,457	1,568,952
私 立 学 校 教 職 員 共 済	・	・	653,169	741,499	745,287	742,479	742,563	745,595
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	941,090	1,066,217	188,748	193,007	174,197	173,646
恩 給 { 文 官	120,481	748,113	990,104	1,127,869	1,115,311	1,109,239	1,102,312	1,094,688
軍 人	144,883	874,593	980,842	917,730	885,392	867,639	851,915	836,702
都 道 府 県 知 事 裁 定	116,888	76,454	1,063,541	1,218,381	1,197,986	1,185,018	1,172,978	1,160,433
船 員 保 険 (職 務 上)	・	・	1,720,893	2,096,364	2,068,632	2,046,395	2,041,300	2,040,106

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。
 2 恩給の「老齡年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
老 齡 年 金 (退 職 年 金)								
厚生年金保険	171,191	1,208,092	1,679,869	2,041,810	2,024,607	2,000,130	1,986,997	1,978,671
船員保険	229,831	1,622,358
国共済	333,308	1,566,375	2,176,306	2,498,914	2,489,569	2,462,152	2,448,768	2,441,732
〔各省各庁組合〕								
〔適用法人組合〕	371,418	1,689,023	2,193,694
地方公務員等共済組合	401,365	1,747,393	2,395,917	2,815,369	2,818,908	2,794,463	2,786,837	2,790,267
私立学校教職員共済	236,769	1,300,384	1,910,031	2,199,426	2,190,758	2,165,495	2,153,397	2,138,995
農林漁業団体職員共済組合	202,443	1,089,725	1,649,394	1,968,157	183,541	199,627	172,787	172,892
国民年金	—	268,783	387,500	469,682	472,714	470,172	470,495	472,410
〔老齡年金〕								
〔老齡福祉年金〕	24,000	233,734	348,595	412,000	412,000	408,293	407,100	407,100
通算老齡年金(通算退職年金)								
厚生年金保険	68,913	304,100	363,103	420,874	418,463	413,130	410,325	408,677
船員保険	82,759	309,917
国共済	53,333	453,009	696,676	819,823	821,151	811,473	811,214	812,046
〔各省各庁組合〕								
〔適用法人組合〕	52,632	500,000	577,497
地方公務員等共済組合	41,489	422,164	692,013	820,415	821,102	815,799	814,051	814,925
私立学校教職員共済	20,515	317,159	541,016	622,070	619,419	610,955	606,916	606,157
農林漁業団体職員共済組合	29,644	302,674	468,698	539,434	48,894	53,301	46,430	46,511
国民年金	—	88,204	175,496	215,685	217,599	216,670	217,060	218,199
障 害 年 金 (疾 病 年 金)								
厚生年金保険	133,703	836,060	1,125,018	1,277,736	1,271,351	1,254,777	1,245,812	1,241,374
船員保険	169,553	1,165,785
国共済	186,528	1,286,338	1,888,615	2,080,369	2,060,463	2,036,632	2,016,496	1,996,586
〔各省各庁組合〕								
〔適用法人組合〕	155,276	964,422	1,493,592
地方公務員等共済組合	243,284	1,439,288	2,071,069	2,249,414	2,223,775	2,188,784	2,167,702	2,152,170
私立学校教職員共済	173,267	897,921	1,457,380	1,593,314	1,600,146	1,592,641	1,576,385	1,576,712
農林漁業団体職員共済組合	154,372	926,829	1,396,710	1,598,920	173,354	183,493	161,755	162,263
国民年金	113,218	574,613	779,438	906,748	905,162	896,396	893,035	892,700
〔障害年金〕								
〔障害福祉年金〕	37,200	351,508
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)								
厚生年金保険	99,373	602,002	800,100	985,977	989,183	982,857	982,207	984,376
船員保険	145,222	895,249
国共済	121,519	798,313	1,131,915	1,326,921	1,326,948	1,314,857	1,310,486	1,310,041
〔各省各庁組合〕								
〔適用法人組合〕	121,472	774,667	1,058,091
地方公務員等共済組合	144,685	820,568	1,124,814	1,322,563	1,323,479	1,312,150	1,308,031	1,308,742
私立学校教職員共済	121,578	498,259	592,497	698,102	705,255	702,444	705,329	711,144
農林漁業団体職員共済組合	82,573	569,067	783,551	940,307	86,213	93,325	77,469	77,792
国民年金	94,715	248,262	858,037	939,810	932,712	935,182	1,009,361	1,039,674
〔母子年金〕								
〔準母子年金〕	89,744	656,627	879,310	1,035,500	—	—	—	—
〔遺児年金〕	64,627	376,960	588,010	784,448	746,900	715,857	713,714	713,714
〔寡婦年金〕	—	137,548	421,908	495,706	484,694	475,956	470,230	466,134
〔母子福祉年金〕	32,455	320,625
〔準母子福祉年金〕	32,051	272,727
船 員 給 付								
国共済	89,286	1,135,802	2,184,729	2,547,234	2,529,484	2,505,398	2,498,439	2,505,245
〔各省各庁組合〕								
〔適用法人組合〕	—	—	2,563,098
地方公務員等共済組合	153,846	899,083
公 務 災 害 給 付								
国共済	146,226	1,226,027	1,715,789	2,035,932	2,069,525	2,063,297	2,084,059	2,095,806
〔各省各庁組合〕								
〔適用法人組合〕	188,894	1,415,148	2,100,322
地方公務員等共済組合	250,000	2,230,769

(注) 1 「船員保険」には寡婦年金、遺児年金を含む。

2 平成2年度以降の「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 平成3年度以降の「厚生年金保険」は、基金代行支給分を含む。

第52表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	7,964,568	48,610,970	138,714,453	255,263,685	249,280,854	246,788,123	235,463,347	232,067,545
厚生年金保険	4,420,194	27,983,796	76,860,463	136,880,413	137,702,330	137,411,035	137,661,892	132,402,046
厚生年金基金	187,058	5,020,242	25,853,067	57,956,748	51,159,790	48,560,319	36,798,066	37,313,695
国民年金	727,124	2,638,731	4,356,319	10,545,404	10,635,443	10,585,779	10,423,755	9,875,965
船員保険	110,757	410,679	69,557	111,754	104,078	106,858	111,964	119,361
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	668,552	2,631,396	5,740,766	8,595,085	8,674,678	8,693,759	8,703,354	9,757,951
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	466,264	1,341,812	2,162,060
地方公務員等共済組合	1,207,585	7,466,385	20,485,949	36,150,680	37,465,805	37,829,707	38,061,885	38,808,249
私立学校教職員共済	55,474	468,022	1,709,999	3,012,269	3,136,754	3,180,162	3,210,237	3,318,002
農林漁業団体職員共済組合	121,560	649,907	1,476,273	2,011,332	401,975	420,505	492,195	472,275

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、平成9年度より時価、平成8年度以前は簿価である。

資料：厚生年金基金は、平成15年度以前は厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」、平成16年度以降は厚生労働省年金局調べ

私立学校教職員共済は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第53表 年金財政指標

平成12年度(2000年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,192	15,366	9,014	3.57	—	17.9	13.0	91.0	6.1
国共済連合会	1,119	631	592	1.89	2.73	20.9	16.6	89.3	7.3
地共済連合会	3,239	1,499	1,394	2.32	3.41	16.1	12.5	72.8	12.4
私学共済	406	182	68	5.98	—	13.8	9.7	74.3	11.9
農林年金	467	256	151	3.09	—	24.1	19.0	100.3	5.0

平成13年度(2001年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	31,576	16,250	9,486	3.33	—	18.8	13.7	97.2	5.9
国共済連合会	1,110	645	601	1.85	2.61	21.5	17.1	95.2	7.3
地共済連合会	3,207	1,546	1,434	2.24	3.23	16.7	13.0	78.3	12.3
私学共済	408	191	72	5.65	—	14.3	10.1	79.2	11.7
農林年金	459	269	157	2.93	—	25.3	19.8	110.7	4.8

平成14年度(2002年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係る 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,144	17,444	10,145	3.17	—	19.8	14.4	104.7	5.6
国共済連合会	1,102	660	610	1.81	2.53	22.1	17.5	97.2	7.2
地共済連合会	3,181	1,588	1,471	2.16	3.06	17.5	13.7	84.5	12.0
私学共済	429	200	77	5.60	—	14.2	10.1	83.0	11.4

第3部 社会保障関係統計資料編

平成15年度(2003年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年 金 扶養比率	保険に係る 年金扶養比 率	総 合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,121	18,460	10,690	3.00	—	17.3	12.6	117.2	5.5
国共済連合会	1,091	678	620	1.76	2.43	17.4	13.7	98.0	7.0
地共済連合会	3,151	1,634	1,511	2.09	2.86	14.4	11.3	89.3	11.4
私学共済	434	211	81	5.34	—	11.3	8.0	86.2	10.7

平成16年度(2004年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年 金 扶養比率	保険に係る 年金扶養比 率	総 合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,491	19,392	11,167	2.91	—	17.8	12.9	123.8	5.3
国共済連合会	1,086	699	629	1.73	2.32	17.1	13.2	98.3	7.2
地共済連合会	3,111	1,681	1,552	2.00	2.67	15.4	12.1	93.5	10.9
私学共済	442	221	86	5.14	—	11.5	8.0	86.8	10.5

平成17年度(2005年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年 金 扶養比率	保険に係る 年金扶養比 率	総 合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	33,022	20,114	11,523	2.87	—	17.8	12.9	120.8	5.2
国共済連合会	1,082	713	633	1.71	2.26	16.7	12.9	93.0	7.4
地共済連合会	3,069	1,713	1,578	1.95	2.55	16.2	13.0	82.7	10.5
私学共済	448	229	89	5.02	—	11.8	8.2	74.0	10.3

(注) 1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。
 2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給者（老齢・退年相当）を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満了している者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、

$$\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left[\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right]}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度に係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○収支比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、保険料収入と運用収入の計に対してどれ位の比率になっているかを表す指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金とその何年分に相当しているかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

第54表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	153,656	202,492	224,920	226,343	227,592	228,210	228,362
障 害 補 償 年 金	58,815	84,786	97,211	98,075	98,636	98,746	98,638
労働者災害補償保険	57,276	83,310	95,489	96,310	96,862	96,979	96,846
国家公務員災害補償							
国家公務員	396	490	524	537	554	530	532
公共企業体職員	564
地方公務員災害補償	579	986	1,198	1,228	1,220	1,237	1,260
傷 病 補 償 年 金	21,773	20,814	13,509	12,308	12,001	11,710	11,185
労働者災害補償保険	21,607	20,653	13,392	12,202	11,900	11,617	11,099
国家公務員災害補償							
国家公務員	71	61	45	38	38	31	33
地方公務員災害補償	95	100	72	68	63	62	53
遺 族 補 償 年 金	73,068	96,892	114,200	115,960	116,955	117,754	118,539
労働者災害補償保険	67,871	92,800	109,505	111,208	112,191	112,978	113,739
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,044	1,392	1,577	1,598	1,608	1,605	1,607
公共企業体職員	2,290
地方公務員災害補償	1,863	2,700	3,118	3,154	3,156	3,171	3,193

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第55表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	164,791,118	302,289,518	394,509,075	397,552,907	396,899,421	394,135,646	393,544,643
障 害 補 償 年 金	52,933,337	110,301,551	155,723,668	157,725,996	157,903,525	157,097,713	156,578,825
労働者災害補償保険	50,468,972	107,302,275	151,387,183	153,027,287	153,291,595	152,446,324	151,865,353
国家公務員災害補償							
国家公務員	480,397	883,880	1,192,145	1,338,562	1,378,958	1,279,225	1,293,089
公共企業体職員	1,155,942
地方公務員災害補償	828,026	2,115,396	3,144,340	3,360,147	3,232,972	3,372,164	3,420,383
傷 病 補 償 年 金	35,974,870	50,920,240	39,245,961	35,823,918	34,371,515	33,420,547	31,876,810
労働者災害補償保険	35,622,119	50,421,033	38,792,040	35,380,907	34,012,707	33,064,429	31,551,461
国家公務員災害補償							
国家公務員	140,235	159,487	150,860	144,152	125,249	105,862	117,406
地方公務員災害補償	212,516	339,720	303,061	298,859	233,559	250,256	207,943
遺 族 補 償 年 金	75,882,911	141,067,727	199,539,446	204,002,993	204,624,381	203,617,386	205,089,008
労働者災害補償保険	69,468,344	133,114,151	187,693,566	192,094,755	192,954,166	191,595,188	193,280,337
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,288,428	2,459,444	3,772,496	3,685,035	3,788,532	3,841,940	3,705,406
公共企業体職員	2,578,285
地方公務員災害補償	2,547,854	5,494,132	8,073,384	8,223,203	7,881,683	8,180,258	8,103,264

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第56表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和55年度 (1980)	平成2年度 (1990)	12 (2000)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
障 害 補 償 年 金							
労働者災害補償保険	881,154	1,287,988	1,585,389	1,558,903	1,582,577	1,571,952	1,568,112
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,213,124	1,803,837	2,275,086	2,492,667	2,489,094	2,413,632	2,430,618
公共企業体職員	2,049,543	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	1,430,097	2,145,432	2,624,658	2,736,276	2,649,977	2,726,082	2,714,590
傷 病 補 償 年 金							
労働者災害補償保険	1,648,638	2,441,342	2,896,658	2,899,599	2,858,211	2,846,211	2,842,730
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,975,141	2,614,541	3,352,444	3,793,474	3,296,026	3,414,903	3,557,754
地方公務員災害補償	2,237,011	3,397,200	4,209,181	4,394,985	3,707,286	4,036,387	3,923,455
遺 族 補 償 年 金							
労働者災害補償保険	1,023,535	1,434,420	1,714,018	1,727,347	1,719,872	1,695,863	1,699,332
国家公務員災害補償							
国家公務員	1,234,126	1,766,842	2,392,198	2,306,029	2,356,052	2,393,732	2,305,791
公共企業体職員	1,125,889	・	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	1,367,708	2,034,864	2,589,283	2,607,230	2,497,365	2,579,709	2,537,822

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

第57表 介護保険適用者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
保 険 者 数	2,877	2,863	2,729	2,249	1,681
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	16,684,774	17,183,112	17,574,655	18,009,851	18,543,601
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	23,168,174	23,933,684	24,493,527	25,111,368	25,877,564
65歳以上75歳未満	13,423,681	13,708,839	13,736,013	13,871,221	14,124,955
75歳以上	9,744,493	10,224,845	10,757,514	11,240,147	11,752,609
第2号被保険者数	42,817,000	42,645,000	42,618,000	42,723,000	42,755,000

(注) 1 「保険者数」とは、市町村（広域連合及び一部事務組合を含む）及び特別区の数である。

2 「第2号被保険者数」は、厚生労働省老健局調べによる。

第58表 介護保険認定者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
被 保 険 者 数	2,985,683	3,445,186	3,838,924	4,085,859	4,323,332
第1号被保険者数	2,877,249	3,324,156	3,704,095	3,942,808	4,175,295
65歳以上75歳未満	519,537	600,225	653,722	674,786	681,550
75歳以上	2,357,712	2,723,931	3,050,373	3,268,022	3,493,745
第2号被保険者数	105,434	121,030	134,829	143,051	148,037

第59表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計 (単位 金額: 千円、千単位数)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《件数》					
合 計	59,891,371	71,935,326	82,746,730	91,863,440	98,280,213
居宅介護(支援)サービス	51,743,899	63,315,200	73,724,094	82,488,613	88,619,876
施設介護サービス	8,147,472	8,620,126	9,022,636	9,374,827	9,660,337
《単位数》					
合 計	402,712,059	457,719,061	502,697,802	550,991,332	583,554,042
居宅介護(支援)サービス	168,963,236	208,676,640	249,878,707	287,965,564	312,833,717
施設介護サービス	233,748,823	249,042,421	252,819,095	263,025,768	270,720,325
《費用額》					
合 計	4,591,924,164	5,192,877,587	5,689,085,504	6,202,539,616	6,310,909,517
居宅介護(支援)サービス	1,756,333,796	2,169,445,868	2,594,628,865	2,980,379,701	3,233,499,965
施設介護サービス	2,835,590,367	3,023,431,719	3,094,456,639	3,222,159,915	3,077,409,552
《支給額》					
合 計	4,088,447,098	4,626,077,825	5,065,320,567	5,522,082,311	5,658,200,522
居宅介護(支援)サービス	1,592,646,138	1,968,830,998	2,356,804,164	2,706,356,863	2,937,046,729
施設介護サービス	2,495,800,960	2,657,246,826	2,708,516,403	2,815,725,448	2,721,153,793

(注) 平成13年度累計以降は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

第60表 介護保険給付の高額介護(居宅支援)サービス費

(単位 金額: 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《件数》					
合 計	3,825,969	4,646,713	5,044,722	5,648,198	6,916,817
世帯合算	377,199	523,718	652,567	777,290	952,780
その他の他	3,448,770	4,122,995	4,392,155	4,870,908	5,964,037
《支給額》					
合 計	25,809,562	31,473,901	33,709,943	37,306,598	51,313,522
世帯合算	3,281,567	4,336,277	5,068,349	5,924,416	7,345,213
その他の他	22,527,994	27,137,623	28,641,594	31,382,182	43,968,311

(注) 平成17年度は、10月の制度改正前後で変更があったため、別建ての集計であるがここでは合算している。

第61表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
調 定 額 累 計	596,503,271	815,845,858	950,649,658	969,057,340	995,228,480
収 納 額 累 計	588,128,315	802,913,314	934,518,814	951,814,328	976,887,483
還 付 未 済 額(別掲)	851,746	859,795	947,185	1,234,575	1,163,482
不 納 欠 損 額	718	1,449	38,510	136,269	831
未 収 額	8,373,112	12,917,969	16,096,229	17,107,076	18,297,681
減 免 額(別掲)	200,548	328,127	701,423	1,206,330	838,342

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第62表 政府管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
事業所数	1,541,989	1,522,868	1,496,270	1,488,205	1,498,226	1,515,290
被保険者数	19,450,872	19,124,131	18,811,690	18,815,485	18,930,749	19,158,318
男	12,240,349	12,026,592	11,869,125	11,841,254	11,909,632	12,009,883
女	7,210,523	7,097,539	6,942,565	6,974,231	7,021,117	7,146,435
強制適用	18,245,184	17,921,466	17,658,329	17,748,884	17,929,973	18,185,414
任意包括適用	583,144	566,723	534,367	512,848	501,940	498,692
任意継続適用 (再掲)	622,544	635,942	618,994	553,753	498,836	472,212
介護保険第2号被保険者数	9,665,692	9,468,794	9,340,126	9,324,228	9,398,668	9,500,061
男	6,147,589	6,038,698	5,968,283	5,951,900	5,991,036	6,035,300
女	3,518,103	3,430,096	3,371,843	3,372,328	3,407,632	3,464,761
被扶養者数 (再掲)	17,306,965	17,174,814	17,039,149	16,706,702	16,685,610	16,493,297
介護保険第2号被扶養者数	3,347,197	3,331,141	3,316,970	3,279,896	3,287,959	3,260,338
被保険者1人当り被扶養者数	0.890	0.898	0.906	0.888	0.881	0.861
平均標準報酬月額	290,472	289,250	286,186	284,274	283,624	283,466
男	334,989	332,502	327,605	325,133	323,906	323,640
女 (再掲)	214,902	215,960	215,374	214,902	215,295	215,952
介護保険第2号被保険者	326,343	324,515	320,273	317,710	316,173	315,358
男	384,705	380,884	374,224	370,575	368,149	367,034
女	224,361	225,277	224,778	224,408	224,791	225,344

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
印紙購入通帳数	3,210	2,883	2,627	2,411	2,160	2,007
(事業所数)						
有効手帳所有者数	31,460	27,751	22,450	19,466	17,052	15,393
(被保険者数)						
男	21,590	19,835	16,566	14,347	12,588	11,487
女	9,870	7,916	5,884	5,119	4,464	3,906
(再掲)						
介護保険第2号被保険者数	22,494	20,161	16,621	14,482	12,581	11,131
被扶養者数	15,102	13,648	11,984	11,241	10,573	9,852
(再掲)						
介護保険第2号被扶養者数	3,889	3,673	3,201	2,933	2,671	2,550
被保険者1人当り被扶養者数	0.480	0.492	0.534	0.577	0.620	0.640
平均賃金日額	13,893	13,468	13,318	13,116	12,822	13,174
(再掲)						
介護保険第2号被保険者	14,553	13,957	13,695	13,541	12,908	13,500

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
資料：社会保険庁「事業年報」

第63表 政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成17年度末現在

標準報酬 月額	被保険者数			
	計	男	女	(再掲)介護保険
(千円) 総数	19,156,318	12,009,883	7,146,435	9,500,061
98	479,424	236,022	243,402	213,657
104	83,088	21,402	61,686	44,082
110	152,402	38,213	114,189	81,034
118	278,839	73,786	205,053	145,849
126	299,703	66,237	233,466	160,369
134	407,476	98,912	308,564	207,179
142	458,922	113,493	345,429	223,403
150	713,670	243,748	469,922	335,154
160	684,471	218,997	465,474	295,328
170	699,991	249,577	450,414	284,695
180	761,135	312,258	448,877	292,405
190	698,165	300,579	397,586	254,496
200	1,296,479	671,442	625,037	500,859
220	1,399,016	800,815	598,201	501,703
240	1,306,644	848,278	458,366	486,656
260	1,334,213	948,863	385,350	546,899
280	1,261,431	978,608	282,823	555,254
300	1,112,568	861,914	250,654	543,020
320	820,109	669,825	150,284	419,469
340	687,404	576,330	111,074	382,698
360	665,856	564,009	101,847	404,288
380	599,271	522,580	76,691	393,167
410	658,245	568,332	89,913	464,334
440	438,845	389,048	49,797	330,603
470	290,065	261,776	28,289	228,559
500	327,450	277,859	49,591	250,647
530	155,430	141,965	13,465	126,980
560	130,522	117,480	13,042	105,167
590	143,592	123,605	19,987	111,298
620	67,330	61,207	6,123	54,191
650	63,808	57,057	6,751	50,144
680	38,497	35,163	3,334	30,442
710	86,262	73,375	12,887	63,563
750	46,138	41,056	5,082	35,502
790	68,303	57,333	10,970	50,804
830	38,602	34,620	3,982	29,117
880	41,753	36,642	5,111	31,448
930	23,650	21,307	2,343	17,886
980	337,549	296,170	41,379	247,712

資料：社会保険庁「事業年報」

第64表 政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成18年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,533,222	19,110,045	11,857,296	11,857,296	286,489	328,293	218,144
農 林 水 産 業	15,837	135,390	96,813	96,813	265,407	293,769	194,230
鉱 業	3,922	48,154	39,798	39,798	315,363	334,325	225,054
総 合 工 事 業	113,665	971,862	808,578	808,578	313,786	333,441	216,455
職 別 工 事 業	76,605	413,954	342,208	342,208	320,585	339,816	228,860
設 備 工 事 業	75,220	549,955	460,633	460,633	328,596	348,223	227,380
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	32,341	714,320	377,408	377,408	251,862	315,784	180,256
織 維 製 品 製 造 業	22,623	268,482	119,725	119,725	236,412	317,930	170,803
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	18,996	182,365	139,705	139,705	270,624	294,325	193,006
紙 製 品 製 造 業	6,163	116,914	84,074	84,074	289,850	325,564	198,420
印 刷 ・ 同 関 連 産 業	19,913	222,190	157,438	157,438	314,883	348,457	233,252
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	24,589	465,242	336,375	336,375	307,454	344,251	211,406
金 属 工 業	38,535	553,117	442,282	442,282	321,119	345,213	224,973
機 械 器 具 製 造 業	62,895	1,356,781	1,006,973	1,006,973	308,808	345,131	204,245
そ の 他 の 製 造 業	23,650	317,187	222,390	222,390	301,806	341,471	208,752
卸 売 業	115,543	1,265,082	879,160	879,160	317,775	357,679	226,870
飲 食 料 品 小 売 業	50,903	475,853	261,523	261,523	255,207	309,938	188,424
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	147,962	1,438,270	832,222	832,222	279,308	326,706	214,220
金 融 ・ 保 険 業	17,838	176,234	108,847	108,847	327,887	383,901	237,410
不 動 産 業	67,191	321,009	201,619	201,619	309,874	346,427	248,145
道 路 貨 物 運 送 業	27,939	646,808	580,459	580,459	297,142	306,371	216,403
そ の 他 の 運 輸 業	22,632	658,330	573,378	573,378	272,947	282,178	210,648
情 報 通 信 業	44,187	447,670	325,232	325,232	333,140	362,551	255,013
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	8,644	96,998	75,722	75,722	319,178	345,436	225,726
飲 食 店	37,900	318,125	195,343	195,343	265,828	304,844	203,754
宿 泊 業	12,283	226,148	124,191	124,191	244,291	284,074	195,831
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	70,636	1,517,598	351,876	351,876	290,526	410,884	254,196
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	45,398	1,087,060	282,762	282,762	230,820	271,994	216,345
教 育 ・ 学 習 支 援 業	20,670	278,232	127,063	127,063	263,907	312,827	222,788
複 合 サ ー ビ ス 業	11,439	257,684	161,706	161,706	240,079	271,453	187,220
物 品 賃 貸 業	8,504	112,974	77,317	77,317	297,149	332,965	219,489
対 個 人 サ ー ビ ス 業	30,969	331,980	160,723	160,723	268,061	318,141	221,061
労 働 者 派 遣 業	6,828	265,260	145,542	145,542	233,834	261,804	199,830
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	33,174	742,586	496,956	496,956	252,497	281,834	193,143
修 理 業	37,750	258,809	212,035	212,035	300,877	318,257	222,090
娯 楽 業	13,938	310,290	182,159	182,159	278,649	318,784	221,590
廃 棄 物 処 理 業	13,100	158,624	129,490	129,490	319,362	331,786	264,142
学 術 研 究 機 関	3,317	43,046	20,820	20,820	304,599	387,292	227,136
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	30,148	205,702	111,439	111,439	288,241	336,867	230,755
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	105,853	761,532	492,593	492,593	318,423	359,972	242,322
公 務	13,522	392,228	112,719	112,719	178,612	203,038	168,762

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

第65表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
徴 収 決 定 額	6,296,716,982	6,422,224,804	6,245,309,446	6,552,855,203	6,622,009,927	6,709,093,658
前年度より繰越額(再掲)	150,217,693	167,405,584	179,180,816	175,329,183	155,384,590	139,044,393
収 納 済 額	6,116,881,466	6,220,772,958	6,047,042,011	6,374,109,788	6,461,924,939	6,567,663,863
不 納 欠 損 額	10,884,847	20,239,181	21,333,352	22,176,970	20,355,294	15,657,477
収 納 未 済 額	168,950,668	181,212,665	176,934,083	156,568,445	139,729,694	125,772,317
収 納 率 (%)	97.1	96.9	96.8	97.3	97.6	97.9

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《印紙売さばき状況》						
印 紙 枚 数 (枚)	4,420,232	3,824,769	3,202,237	2,883,535	2,724,779	2,503,611
第 1 級	3,429	2,628	2,110	1,909	2,600	2,139
2	16,109	12,981	11,831	10,914	10,758	8,366
3	74,196	53,037	39,263	31,936	29,780	25,120
4	107,374	99,266	89,860	80,489	69,539	60,729
5	251,453	177,099	152,972	132,563	113,375	104,135
6	213,535	171,267	159,141	149,090	136,083	105,934
7	402,109	334,948	322,087	314,353	291,562	303,456
8	936,514	874,621	722,878	705,882	720,621	644,606
9	946,817	870,943	707,385	628,213	581,724	490,383
10	520,318	426,100	308,882	265,036	259,273	257,296
11	433,465	340,318	290,787	257,596	279,230	270,363
12	311,515	280,675	243,812	192,434	128,509	125,794
13	203,398	180,886	151,229	113,120	101,725	105,290
《保険料徴収状況》						
徴 収 決 定 額	1,081,931	1,007,763	882,923	861,262	833,683	785,386
収 納 済 額	1,061,992	981,025	853,366	830,866	811,410	774,725
不 納 欠 損 額	538	54	3,709	1,850	9,155	18
収 納 未 済 額	19,401	26,684	25,848	28,545	13,117	10,643

(注) 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

資料：社会保険庁「事業年報」

第66表 政府管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数	321,644,555	329,905,245	329,689,007	325,254,088	339,986,292	348,947,647
	金額	4,199,899,233	4,197,767,319	4,057,740,936	3,791,881,972	3,886,134,266	4,003,170,041
被 保 険 者 分	件数	174,219,315	177,863,015	175,590,098	167,078,787	173,770,325	177,339,334
	金額	2,510,861,875	2,496,580,700	2,382,346,066	2,057,620,420	2,078,373,055	2,124,321,469
診 療 費	件数	131,431,945	131,608,151	127,938,524	120,377,511	123,801,902	125,335,674
	日数	287,911,959	281,203,775	265,866,544	240,937,742	239,560,281	236,694,045
	金額	1,930,103,643	1,907,695,549	1,799,359,070	1,489,065,756	1,480,158,753	1,497,704,202
薬 剤 支 給	件数	35,735,021	39,050,820	40,523,748	39,635,848	42,389,963	43,959,831
	枚数	52,746,214	56,552,045	56,739,886	53,771,086	56,455,270	57,501,343
	金額	197,690,162	224,232,083	236,962,551	222,107,821	237,873,680	257,296,015
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,887,939	1,818,039	1,722,913	1,572,723	1,528,265	1,508,580
	日数	22,460,084	21,072,635	19,242,973	16,727,625	15,795,905	15,233,259
	金額	31,904,847	29,697,175	27,254,382	23,793,016	22,548,712	21,839,441
訪問看護療養費	件数	6,012	6,359	6,391	6,058	6,586	7,347
	日数	38,924	43,862	44,646	43,676	46,762	53,122
	金額	287,397	323,106	329,541	281,854	310,318	354,078
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1,503	1,730	1,595	1,687	1,796	1,818
	日数	67,201	73,231	65,394	57,765	48,976	45,407
	金額	10,828	12,907	11,741	10,340	7,897	7,060
療 養 費	件数	5,134,588	5,390,215	5,437,512	5,384,715	5,857,049	6,268,755
	金額	33,938,921	35,798,276	35,569,317	31,150,138	32,334,962	34,289,310
看 護 費	件数	—	—	·	·	·	·
	日数	—	—	·	·	·	·
	金額	—	—	·	·	·	·
移 送 費	件数	122	128	114	117	124	133
	金額	8,284	9,205	6,018	6,679	8,636	7,372
高 額 療 養 費	件数	608,685	580,288	523,774	570,844	601,006	624,906
	金額	55,005,129	51,525,612	46,399,255	67,225,060	77,556,559	79,901,524
傷 病 手 当 金	件数	1,008,618	929,560	865,943	819,481	818,500	844,218
	日数	32,388,123	29,563,934	27,592,900	26,131,911	26,203,381	27,146,797
	金額	167,193,989	151,058,121	140,894,137	131,706,163	131,521,291	135,610,904
埋 葬 料	件数	44,319	42,949	41,615	39,023	38,688	39,763
	金額	13,734,243	13,197,763	12,552,028	11,577,606	11,463,504	11,578,611
出 産 育 児 一 時 金	件数	124,691	126,778	125,584	121,868	127,046	128,572
	金額	37,407,300	38,033,478	37,675,252	36,560,426	38,113,842	38,571,592
分 娩 費	件数	—	—	·	·	·	·
	金額	—	—	·	·	·	·
出 産 手 当 金	件数	123,811	126,037	125,298	121,635	127,665	128,317
	日数	10,698,259	10,926,611	10,910,194	10,598,744	11,123,528	11,198,811
	金額	43,577,131	44,997,427	45,332,775	44,135,562	46,474,902	47,161,360
育 児 手 当 金	件数	—	—	·	·	·	·
	金額	—	—	·	·	·	·
被 扶 養 者 分	件数	147,370,150	151,986,295	153,656,286	154,828,258	159,818,326	162,194,344
	金額	1,682,131,925	1,694,520,960	1,661,763,870	1,660,172,263	1,674,986,147	1,686,481,949
診 療 費	件数	111,266,771	112,407,617	111,723,988	111,067,696	113,240,572	113,878,498
	日数	239,402,492	236,803,812	229,552,342	224,573,896	222,972,475	219,254,878
	金額	1,367,488,950	1,364,040,767	1,325,564,972	1,288,366,135	1,282,418,315	1,282,549,428
薬 剤 支 給	件数	32,430,167	35,769,797	38,092,764	39,742,524	42,203,743	43,638,853
	枚数	50,464,185	54,954,402	57,118,587	58,930,862	61,594,136	62,718,615
	金額	133,878,376	153,113,039	165,761,831	190,845,966	203,531,941	214,507,910
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,889,202	1,846,986	1,767,929	1,704,531	1,633,793	1,586,048
	日数	23,464,749	22,431,225	20,953,736	19,693,076	18,678,259	17,858,711
	金額	32,687,169	30,980,040	29,064,079	27,320,062	26,104,565	25,060,683

訪問看護療養費	件数	25,507	28,203	31,228	34,103	38,076	42,048
	日数	151,879	175,095	197,950	223,095	245,645	275,034
	金額	988,532	1,138,575	1,285,238	1,449,543	1,635,235	1,847,344
入院時食事療養費	件数	883	921	951	1,191	1,267	1,172
(標準負担額差額支給)	日数	36,499	37,727	32,723	39,718	38,900	32,416
	金額	6,976	7,067	5,857	7,340	6,975	5,841
療養費	件数	2,834,986	2,994,072	3,060,810	3,188,120	3,505,188	3,791,729
	金額	17,990,712	18,720,335	18,933,900	19,944,412	21,785,282	23,252,168
看護費	件数	—	—	・	・	・	・
	日数	—	—	・	・	・	・
	金額	—	—	・	・	・	・
移送費	件数	119	119	111	151	137	139
	金額	4,819	5,668	9,776	6,620	4,110	5,577
高額療養費	件数	410,169	394,027	368,049	419,307	459,009	470,569
	金額	27,810,228	26,265,935	24,452,590	37,560,703	44,945,634	45,931,436
家族埋葬料	件数	95,941	86,062	84,150	89,392	82,732	90,396
	金額	9,594,045	8,606,200	8,415,008	8,939,251	8,273,309	9,039,562
家族出産育児一時金	件数	305,607	305,477	294,235	285,774	287,602	280,940
	金額	91,682,118	91,643,334	88,270,618	85,732,232	86,280,780	84,282,000
配偶者分娩費	件数	—	—	・	・	・	・
	金額	—	—	・	・	・	・
配偶者育児手当金	件数	—	—	・	・	・	・
	金額	—	—	・	・	・	・
高齢受給者分(一般)	件数	・	・	312,675	2,622,339	5,108,140	7,593,766
	金額	・	・	5,759,386	48,789,888	93,335,276	141,725,290
診療費	件数	・	・	227,320	1,888,752	3,639,719	5,370,262
	日数	・	・	570,533	4,763,751	8,973,990	12,996,343
	金額	・	・	4,851,857	40,590,182	76,727,559	115,466,625
薬剤支給	件数	・	・	85,329	733,333	1,467,785	2,222,316
	枚数	・	・	132,352	1,129,810	2,206,958	3,262,587
	金額	・	・	807,788	7,379,762	15,048,862	23,912,035
入院時食事療養費	件数	・	・	4,781	39,099	74,123	111,468
(標準負担額差額支給除く)	日数	・	・	67,805	550,802	1,033,829	1,542,796
	金額	・	・	98,622	804,689	1,518,176	2,279,588
訪問看護療養費	件数	・	・	26	254	636	1,188
	日数	・	・	128	1,865	4,867	7,939
	金額	・	・	1,119	15,255	40,679	67,042
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	・	・	70,100	615,616	1,150,146	1,659,024
	金額	・	・	1,199,010	10,497,959	19,531,980	28,225,913
診療費	件数	・	・	51,848	449,591	830,166	1,189,246
	日数	・	・	124,054	1,058,281	1,909,310	2,658,428
	金額	・	・	1,022,598	8,811,146	16,225,460	23,188,063
薬剤支給	件数	・	・	18,241	165,977	319,780	469,487
	枚数	・	・	27,270	244,637	463,574	661,927
	金額	・	・	158,316	1,527,374	3,009,558	4,634,889
入院時食事療養費	件数	・	・	1,024	8,981	16,495	23,113
(標準負担額差額支給除く)	日数	・	・	11,897	105,303	190,944	260,176
	金額	・	・	17,635	156,763	285,518	390,087
訪問看護療養費	件数	・	・	11	48	199	291
	日数	・	・	65	364	1,448	1,648
	金額	・	・	461	2,676	11,444	12,874
世帯合算高額療養費	件数	55,090	55,935	59,848	109,088	139,356	161,179
	金額	6,905,433	6,665,658	6,672,604	14,801,442	19,907,808	22,415,421

- (注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 4 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 5 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 6 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 435,214 金額 7,224,852	398,259 7,025,616	344,432 6,010,885	252,742 3,820,985	237,665 3,603,355	223,727 3,401,480
被 保 險 者 分	件数 336,339 金額 5,697,789	303,832 5,654,702	259,572 4,857,050	170,848 2,683,576	155,172 2,473,088	142,816 2,283,827
診 療 費	件数 243,915 日数 726,093 金額 4,125,804	213,093 663,708 3,864,223	178,701 546,382 3,023,242	116,749 304,449 1,711,960	104,324 269,566 1,534,033	94,553 243,458 1,373,274
薬 剤 支 給	件数 75,705 枚数 133,965 金額 476,337	72,308 125,921 470,703	64,534 109,062 425,816	43,209 67,395 268,702	39,779 60,441 250,366	36,835 54,554 248,345
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 3,887 日数 58,548 金額 83,165	3,675 56,443 80,883	2,900 43,323 63,323	1,866 24,889 36,714	1,631 21,334 31,429	1,394 17,378 25,624
訪問看護療養費	件数 4 日数 41 金額 293	8 55 423	6 51 352	2 3 25	— — —	— — —
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数 7 日数 193 金額 24	8 367 69	10 220 30	11 361 48	8 212 28	12 311 53
療 養 費	件数 8,697 金額 77,789	8,332 76,927	7,119 65,688	5,666 48,531	5,230 41,227	6,209 38,234
看 護 費	件数 — 日数 — 金額 —	— — —	· · ·	· · ·	· · ·	· · ·
移 送 費	件数 — 金額 —	— —	— —	— —	2 21	— —
高 額 療 養 費	件数 1,190 金額 92,741	1,193 109,633	1,000 91,610	762 82,703	640 78,455	660 76,632
特 別 療 養 費	件数 1,310 金額 14,110	1,064 15,207	1,125 18,727	1,147 15,635	1,827 17,774	1,286 20,967
傷 病 手 当 金	件数 5,411 日数 155,904 金額 806,484	7,744 219,855 1,016,421	7,004 204,345 1,151,458	3,245 92,930 506,145	3,296 94,417 503,629	3,209 89,084 488,504
埋 葬 料	件数 78 金額 14,611	69 15,947	50 9,384	44 9,499	40 8,683	40 9,122
出 産 育 児 一 時 金	件数 12 金額 3,600	6 1,800	12 3,600	6 1,800	14 4,200	6 1,800
出 産 手 当 金	件数 10 日数 940 金額 2,832	7 677 2,465	11 792 3,818	7 605 1,815	12 1,057 3,241	6 520 1,274
被 扶 養 者 分	件数 98,829 金額 1,518,894	94,397 1,367,191	84,217 1,134,656	78,090 1,058,606	75,343 1,004,341	71,241 942,906
診 療 費	件数 73,809 日数 201,874 金額 1,282,395	68,820 181,166 1,136,677	60,065 151,535 932,838	55,021 135,219 832,048	52,209 124,095 773,191	49,043 114,210 730,134
薬 剤 支 給	件数 21,598 枚数 36,893 金額 105,868	22,270 36,988 112,823	20,945 33,736 105,605	20,017 31,533 115,684	19,841 30,398 114,421	19,093 28,507 111,126
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数 1,826 日数 30,162 金額 42,829	1,539 23,993 33,311	1,157 17,992 25,538	1,130 16,261 22,981	1,037 14,951 21,222	942 14,469 20,975

訪問看護療養費	件数	27	13	27	12	—	—
	日数	227	98	202	46	—	—
	金額	1,449	633	1,245	313	—	—
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数	8	1	2	5	5	10
	日数	268	42	667	428	185	123
	金額	43	5	183	91	42	22
療養費	件数	1,776	1,919	1,719	1,652	1,694	1,708
	金額	14,952	14,596	13,116	12,451	13,321	13,280
移送費	件数	—	—	1	3	—	—
	金額	—	—	10	93	—	—
高額療養費	件数	528	431	444	432	389	367
	金額	31,207	26,225	21,392	36,225	35,568	33,516
特別療養費	件数	911	746	878	797	1,044	892
	金額	7,952	6,619	8,728	6,821	15,275	7,453
家族埋葬料	件数	97	114	74	67	85	60
	金額	9,700	11,400	7,400	6,700	8,500	6,000
家族出産育児一時金	件数	75	83	62	84	76	68
	金額	22,500	24,900	18,600	25,200	22,800	20,400
高齢受給者分	件数	・	・	596	3,744	7,086	9,602
	金額	・	・	14,073	70,342	118,897	164,880
診療費	件数	・	・	469	2,808	5,290	6,950
	日数	・	・	1,350	7,948	14,935	18,872
	金額	・	・	12,877	60,812	99,814	134,724
薬剤支給	件数	・	・	127	897	1,772	2,607
	枚数	・	・	223	1,465	2,959	4,141
	金額	・	・	991	8,341	17,625	28,209
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	・	・	11	46	66	84
	日数	・	・	135	550	795	1,020
	金額	・	・	205	805	1,183	1,489
訪問看護療養費	件数	・	・	—	—	—	—
	日数	・	・	—	—	—	—
	金額	・	・	—	—	—	—
特別療養費	件数	・	・	—	39	24	45
	金額	・	・	—	384	275	458
世帯合算高額療養費	件数	46	30	47	60	64	68
	金額	8,168	3,723	5,106	8,460	7,029	9,866

- (注) 1 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
- 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 4 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
- 5 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 6 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第67表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
被 保 険 者 分	件数 131,431,945	131,608,151	127,938,524	120,377,511	123,801,902	125,335,674
	日数 287,911,959	281,203,775	265,866,544	240,937,742	239,560,281	236,694,045
	金額 1,930,103,643	1,907,695,549	1,799,359,070	1,489,065,756	1,480,158,753	1,497,704,202
一 般 診 療	件数 106,393,800	106,428,783	102,822,697	96,633,667	99,309,088	100,130,547
	日数 223,077,201	217,036,029	202,978,572	182,531,476	181,045,128	177,766,468
	金額 1,604,472,399	1,579,317,924	1,480,353,037	1,235,024,849	1,227,677,618	1,243,679,680
入 院	件数 2,033,395	1,960,447	1,864,354	1,703,142	1,656,457	1,634,731
	日数 26,113,266	24,572,801	22,530,597	19,567,839	18,521,836	17,845,526
	金額 626,137,992	612,051,165	573,460,866	469,189,097	454,879,525	457,558,612
入 院 外	件数 104,360,405	104,468,336	100,958,343	94,930,525	97,652,631	98,495,816
	日数 196,963,935	192,463,228	180,447,975	162,963,637	162,523,292	159,920,942
	金額 978,334,407	967,266,759	906,892,171	765,835,752	772,798,093	786,121,068
歯 科 診 療	件数 25,038,145	25,179,368	25,115,827	23,743,844	24,492,814	25,205,127
	日数 64,834,758	64,167,746	62,887,972	58,406,266	58,515,153	58,927,577
	金額 325,631,244	328,377,625	319,006,033	254,040,907	252,481,135	254,024,522
被 扶 養 者 分	件数 111,266,771	112,407,617	111,723,988	111,067,696	113,240,572	113,878,498
	日数 239,402,492	236,803,812	229,552,342	224,573,896	222,972,475	219,254,878
	金額 1,367,488,950	1,364,040,767	1,325,564,972	1,288,366,135	1,282,418,315	1,282,549,428
一 般 診 療	件数 92,720,367	93,930,909	93,064,218	92,474,803	94,023,824	94,436,869
	日数 196,173,925	194,502,609	187,619,890	183,160,892	181,415,115	178,177,069
	金額 1,202,584,642	1,200,140,973	1,163,795,950	1,128,705,327	1,122,213,447	1,123,851,032
入 院	件数 2,128,129	2,089,571	2,011,352	1,941,412	1,872,979	1,823,139
	日数 26,995,129	25,895,707	24,313,707	22,855,775	21,759,321	20,848,836
	金額 532,640,236	527,503,123	509,640,489	459,805,627	448,655,626	445,917,781
入 院 外	件数 90,592,238	91,841,338	91,052,866	90,533,391	92,150,845	92,613,730
	日数 169,178,796	168,606,902	163,306,183	160,305,117	159,655,794	157,328,233
	金額 669,944,406	672,637,850	654,155,461	668,899,700	673,557,821	677,933,251
歯 科 診 療	件数 18,546,404	18,476,708	18,659,770	18,592,893	19,216,748	19,441,629
	日数 43,228,567	42,301,203	41,932,452	41,413,004	41,557,360	41,077,809
	金額 164,904,307	163,899,793	161,769,022	159,660,807	160,204,869	158,698,397
高 齢 受 給 者 (一 般)	件数 .	.	227,320	1,888,752	3,639,719	5,370,262
	日数 .	.	570,533	4,763,751	8,973,990	12,996,343
	金額 .	.	4,851,857	40,590,182	76,727,559	115,466,625
入 院	件数 .	.	5,014	41,189	77,799	116,948
	日数 .	.	75,919	615,777	1,155,426	1,724,009
	金額 .	.	2,102,146	17,433,070	32,873,137	50,028,933
入 院 外	件数 .	.	197,389	1,634,469	3,148,806	4,623,741
	日数 .	.	426,659	3,569,248	6,734,660	9,654,746
	金額 .	.	2,347,847	19,744,971	37,492,208	56,001,308
歯 科	件数 .	.	24,917	213,094	413,114	629,573
	日数 .	.	67,955	578,726	1,083,904	1,617,588
	金額 .	.	401,864	3,412,141	6,362,214	9,436,384
高 齢 受 給 者 (一 定 以 上 所 得 者)	件数 .	.	51,848	449,591	830,166	1,189,246
	日数 .	.	124,054	1,058,281	1,909,310	2,658,428
	金額 .	.	1,022,598	8,811,146	16,225,460	23,188,063
入 院	件数 .	.	1,100	9,469	17,333	24,348
	日数 .	.	14,292	120,732	219,567	298,501
	金額 .	.	460,689	3,818,934	7,166,337	10,117,452
入 院 外	件数 .	.	43,710	377,902	696,665	992,718
	日数 .	.	91,612	778,926	1,405,194	1,947,447
	金額 .	.	474,057	4,245,243	7,720,706	11,151,641
歯 科	件数 .	.	7,038	62,220	116,168	172,180
	日数 .	.	18,150	158,623	284,549	412,480
	金額 .	.	87,852	746,969	1,338,418	1,918,970

(注) 1 老人保健対象者分を除く。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
被 保 険 者 分	件数 243,915	213,093	178,701	116,749	104,324	94,553
	日数 726,093	663,708	546,382	304,449	269,566	243,458
	金額 4,125,804	3,864,223	3,023,242	1,711,960	1,534,033	1,373,274
一 般 診 療	件数 208,669	181,827	151,394	96,441	86,154	78,022
	日数 624,113	574,012	469,509	248,691	220,670	199,329
	金額 3,589,299	3,379,386	2,619,110	1,459,258	1,313,155	1,175,273
入 院	件数 4,282	3,983	3,131	2,028	1,759	1,505
	日数 67,694	64,292	49,621	28,570	24,593	19,836
	金額 1,362,741	1,387,149	1,106,068	597,758	545,600	460,717
入 院 外	件数 204,387	177,844	148,263	94,413	84,395	76,517
	日数 556,419	509,720	419,888	220,121	196,077	179,493
	金額 2,226,558	1,992,237	1,513,042	861,500	767,555	714,556
歯 科 診 療	件数 35,246	31,266	27,307	20,308	18,170	16,531
	日数 101,980	89,696	76,873	55,758	48,896	44,129
	金額 536,505	484,837	404,132	252,702	220,877	198,001
被 扶 養 者 分	件数 73,809	68,820	60,065	55,021	52,209	49,043
	日数 201,874	181,166	151,535	135,219	124,095	114,210
	金額 1,282,395	1,136,677	932,838	832,048	773,191	730,134
一 般 診 療	件数 62,190	58,153	50,441	46,181	43,486	40,970
	日数 169,730	151,996	126,163	112,419	101,875	93,838
	金額 1,149,295	1,013,683	827,327	738,170	681,929	646,593
入 院	件数 1,934	1,682	1,245	1,223	1,114	1,019
	日数 32,815	26,550	19,947	17,996	16,605	15,644
	金額 551,618	457,960	385,064	350,333	309,819	293,066
入 院 外	件数 60,256	56,471	49,196	44,958	42,372	39,951
	日数 136,915	125,446	106,216	94,423	85,270	78,194
	金額 597,677	555,723	442,263	387,837	372,110	353,527
歯 科 診 療	件数 11,619	10,667	9,624	8,840	8,723	8,073
	日数 32,144	29,170	25,372	22,800	22,220	20,372
	金額 133,100	122,994	105,512	93,878	91,261	83,541
高 齢 受 給 者	件数 .	.	469	2,808	5,290	6,950
	日数 .	.	1,350	7,948	14,935	18,872
	金額 .	.	12,877	60,812	99,814	134,724
入 院	件数 .	.	13	46	69	98
	日数 .	.	145	635	870	1,321
	金額 .	.	7,159	25,420	32,976	45,065
入 院 外	件数 .	.	412	2,438	4,674	6,064
	日数 .	.	1,080	6,357	12,480	15,407
	金額 .	.	5,007	30,224	57,580	77,455
歯 科	件数 .	.	44	324	547	788
	日数 .	.	125	956	1,585	2,144
	金額 .	.	711	5,168	9,259	12,204

(注) 1 老人保健対象者分を除く。

2 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。

3 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第68表 政府管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

区 分			平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《被保険者分》								
診 療 費	1000人当件数		6,823.48	6,894.25	6,847.94	6,494.22	6,640.26	6,672.15
	1件当日数		2.19	2.14	2.08	2.00	1.94	1.89
	1件当金額		14,685	14,495	14,064	12,370	11,956	11,950
	1人当金額		100,204	99,934	96,311	80,333	79,390	79,729
一 般 診 療	1000人当件数		5,523.59	5,575.24	5,503.61	5,213.27	5,326.56	5,330.37
	1件当日数		2.10	2.04	1.97	1.89	1.82	1.78
	1件当金額		15,081	14,839	14,397	12,780	12,362	12,421
	1人当金額		83,299	82,732	79,236	66,628	65,848	66,206
入 院	1000人当件数		105.57	102.70	99.79	91.88	88.85	87.02
	1件当日数		12.84	12.53	12.08	11.49	11.18	10.92
	1件当金額		307,927	312,200	307,592	275,484	274,610	279,898
	1人当金額		32,507	32,062	30,695	25,312	24,398	24,358
入 院 外	1000人当件数		5,418.02	5,472.54	5,403.82	5,121.39	5,237.72	5,243.35
	1件当日数		1.89	1.84	1.79	1.72	1.66	1.62
	1件当金額		9,375	9,259	8,983	8,067	7,914	7,981
	1人当金額		50,792	50,670	48,542	41,316	41,450	41,849
歯 科 診 療	1000人当件数		1,299.89	1,319.01	1,344.33	1,280.95	1,313.70	1,341.78
	1件当日数		2.59	2.55	2.50	2.46	2.39	2.34
	1件当金額		13,005	13,042	12,701	10,699	10,308	10,078
	1人当金額		16,906	17,202	17,075	13,705	13,542	13,523
看 護 費	1000人当日数		—	—	·	·	·	·
	1日当金額		—	—	·	·	·	·
傷 病 手 当 金	1000人当件数		51.19	47.58	45.26	43.15	42.85	43.86
	1人当日数		1.64	1.51	1.44	1.30	1.37	1.41
	1件当金額		165,765	162,505	162,706	160,719	160,686	160,635
埋 葬 料	1000人当件数		2.25	2.20	2.17	2.05	2.03	2.07
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数		6.33	6.49	6.56	6.42	6.65	6.68
出 産 手 当 金	1000人当件数		6.28	6.45	6.55	6.41	6.68	6.67
	1件当金額		351,965	357,018	361,800	362,852	364,038	367,538
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数		7,005.51	7,199.36	7,202.74	7,278.37	7,481.42	7,567.93
	1件当日数		2.15	2.11	2.05	2.02	1.97	1.93
	1件当金額		12,290	12,135	11,865	11,600	11,325	11,262
	1人当金額		86,099	87,363	85,458	84,428	84,725	85,233
一 般 診 療	1000人当件数		5,837.81	6,015.98	5,999.77	6,059.96	6,211.83	6,275.91
	1件当日数		2.12	2.07	2.02	1.98	1.93	1.89
	1件当金額		12,970	12,777	12,505	12,206	11,935	11,901
	1人当金額		75,716	76,865	75,029	73,965	74,141	74,687
入 院	1000人当件数		133.99	133.83	129.67	127.22	123.74	121.16
	1件当日数		12.68	12.39	12.09	11.77	11.62	11.44
	1件当金額		250,286	252,446	253,382	236,841	239,541	244,588
	1人当金額		33,536	33,785	32,856	30,131	29,641	29,634
入 院 外	1000人当件数		5,703.82	5,882.15	5,870.10	5,932.74	6,088.09	6,154.75
	1件当日数		1.87	1.84	1.79	1.77	1.73	1.70
	1件当金額		7,395	7,324	7,184	7,388	7,309	7,320
	1人当金額		42,181	43,080	42,173	43,834	44,500	45,053
歯 科 診 療	1000人当件数		1,167.71	1,183.38	1,202.98	1,218.41	1,269.58	1,292.02
	1件当日数		2.33	2.29	2.25	2.23	2.16	2.11
	1件当金額		8,891	8,871	8,669	8,587	8,337	8,163
	1人当金額		10,383	10,497	10,429	10,463	10,584	10,546
看 護 費	1000人当日数		—	—	·	·	·	·
	1日当金額		—	—	·	·	·	·
家 族 埋 葬 料	1000人当件数		5.48	5.00	4.93	5.33	4.97	5.47
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数		17.44	17.75	17.23	17.02	17.28	16.99

《高齢受給者分（一般）》							
診療費	1000人当件数	・	・	7,777.61	15,874.18	16,201.79	16,505.41
	1件当日数	・	・	2.51	2.52	2.47	2.42
	1件当金額	・	・	21,344	21,490	21,081	21,501
	1人当金額	・	・	166,003	341,144	341,544	354,885
入院	1000人当件数	・	・	171.55	346.18	346.31	359.44
	1件当日数	・	・	15.14	14.95	14.85	14.74
	1件当金額	・	・	419,255	423,246	422,539	427,788
	1人当金額	・	・	71,924	146,518	146,331	153,763
入院外	1000人当件数	・	・	6,753.54	13,737.03	14,016.54	14,210.99
	1件当日数	・	・	2.16	2.18	2.14	2.09
	1件当金額	・	・	11,895	12,080	11,907	12,112
	1人当金額	・	・	80,330	165,948	166,892	172,119
歯科診療	1000人当件数	・	・	852.52	1,790.97	1,838.93	1,934.98
	1件当日数	・	・	2.73	2.72	2.62	2.57
	1件当金額	・	・	16,128	16,012	15,401	14,989
	1人当金額	・	・	13,750	28,678	28,321	29,003
《高齢受給者分（一定以上所得者）》							
診療費	1000人当件数	・	・	7,775.06	17,440.15	17,987.97	18,221.31
	1件当日数	・	・	2.39	2.35	2.30	2.24
	1件当金額	・	・	19,723	19,598	19,545	19,498
	1人当金額	・	・	153,348	341,794	351,572	355,281
入院	1000人当件数	・	・	164.95	367.31	375.57	373.05
	1件当日数	・	・	12.99	12.75	12.67	12.26
	1件当金額	・	・	418,808	403,309	413,450	415,535
	1人当金額	・	・	69,084	148,141	155,280	155,017
入院外	1000人当件数	・	・	6,554.70	14,659.25	15,095.28	15,210.16
	1件当日数	・	・	2.10	2.06	2.02	1.96
	1件当金額	・	・	10,846	11,234	11,082	11,233
	1人当金額	・	・	71,089	164,678	167,292	170,863
歯科診療	1000人当件数	・	・	1,055.41	2,413.58	2,517.12	2,638.10
	1件当日数	・	・	2.58	2.55	2.45	2.40
	1件当金額	・	・	12,483	12,005	11,521	11,145
	1人当金額	・	・	13,174	28,976	29,001	29,402

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 6 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成17年度の平均被保険者数：18,784,901人（70歳未満）、19,248,740人（総数）
 平成17年度の平均被扶養者数：15,047,517人（70歳未満）、16,538,625人（総数）
 平成17年度の平均加入者数：325,364人（高齢（一般））、65,267人（高齢（一定以上所得者））

資料：社会保険庁「事業年報」

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

区 分			平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《被保険者分》								
診 療 費	1000人当件数		7,880.94	7,636.10	7,746.62	6,101.73	6,019.53	6,208.78
	1件当日数		2.98	3.11	3.06	2.61	2.58	2.57
一 般 診 療	1件当金額		16,915	18,134	16,918	14,664	14,705	14,524
	1人当金額		133,305	138,473	131,056	89,473	88,514	90,175
	1000人当件数		6,742.13	6,515.70	6,562.94	5,040.29	4,971.09	5,123.25
	1件当日数		2.99	3.16	3.10	2.58	2.56	2.55
入 院	1件当金額		17,201	18,586	17,300	15,131	15,242	15,063
	1人当金額		115,971	121,099	113,539	76,265	75,769	77,173
	1000人当件数		138.35	142.73	135.73	105.99	101.49	98.83
	1件当日数		15.81	16.14	15.85	14.09	13.98	13.18
入 院 外	1件当金額		318,249	348,267	353,263	294,752	310,176	306,124
	1人当金額		44,030	49,708	47,948	31,241	31,481	30,253
	1000人当件数		6,603.78	6,372.97	6,427.15	4,934.37	4,869.62	5,024.45
	1件当日数		2.72	2.87	2.83	2.33	2.32	2.35
歯 科 診 療	1件当金額		10,894	11,202	10,205	9,125	9,095	9,339
	1人当金額		71,940	71,391	65,590	45,025	44,288	46,921
	1000人当件数		1,138.80	1,120.40	1,183.75	1,061.37	1,048.42	1,085.50
	1件当日数		2.89	2.87	2.82	2.75	2.69	2.67
看 護 費	1件当金額		15,222	15,507	14,800	12,443	12,156	11,978
	1人当金額		17,335	17,374	17,519	13,207	12,745	13,002
	1000人当日数		—	—	·	·	·	·
傷 病 手 当 金	1日当金額		—	—	·	·	·	·
	1000人当件数		167.79	265.78	288.92	160.68	180.82	199.97
埋 葬 料 (費)	1人当日数		4.83	7.55	8.43	4.60	5.18	5.55
	1件当金額		149,045	131,253	164,400	155,977	152,800	152,229
	1000人当件数		2.42	2.37	2.06	2.18	2.19	2.49
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数		0.37	0.21	0.50	0.30	0.77	0.37
出 産 手 当 金	1000人当件数		0.31	0.24	0.45	0.35	0.66	0.37
	1件当金額		283,172	352,172	347,102	259,300	270,078	212,300
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数		5,351.97	5,528.60	5,412.16	5,471.23	5,403.12	5,449.63
	1件当日数		2.74	2.63	2.52	2.46	2.38	2.33
	1件当金額		17,375	16,517	15,530	15,122	14,810	14,888
	1人当金額		92,988	91,314	84,053	82,738	80,018	81,132
一 般 診 療	1000人当件数		4,509.46	4,671.67	4,545.05	4,592.38	4,500.26	4,552.73
	1件当日数		2.73	2.61	2.50	2.43	2.34	2.29
	1件当金額		18,480	17,431	16,402	15,984	15,682	15,782
	1人当金額		83,337	81,433	74,547	73,406	70,571	71,852
入 院	1000人当件数		140.24	135.12	112.18	121.61	115.29	113.23
	1件当日数		16.97	15.78	16.02	14.71	14.91	15.35
	1件当金額		285,221	272,271	309,288	286,454	278,114	287,602
	1人当金額		39,998	36,790	34,696	34,837	32,063	32,565
入 院 外	1000人当件数		4,369.23	4,536.55	4,432.80	4,470.58	4,385.09	4,439.33
	1件当日数		2.27	2.22	2.16	2.10	2.01	1.96
	1件当金額		9,919	9,841	8,990	8,627	8,782	8,849
	1人当金額		43,338	44,644	39,850	38,566	38,510	39,284
歯 科 診 療	1000人当件数		842.51	856.92	867.17	879.04	902.75	897.07
	1件当日数		2.77	2.73	2.64	2.58	2.55	2.52
	1件当金額		11,455	11,530	10,963	10,620	10,462	10,348
	1人当金額		9,651	9,881	9,507	9,335	9,445	9,283
看 護 費	1000人当日数		—	—	·	·	·	·
	1日当金額		—	—	·	·	·	·
家 族 埋 葬 料	1000人当件数		6.18	8.04	5.87	5.88	7.82	5.95
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数		4.78	5.85	4.91	7.37	6.99	6.74

《高齢受給者分》							
診療費	1000人当件数	・	・	1,175.93	5,937.62	9,081.55	9,928.57
	1件当日数	・	・	2.88	2.83	2.82	2.72
	1件当金額	・	・	27,456	21,657	18,868	19,385
	1人当金額	・	・	32,287	128,588	171,354	192,463
入院	1000人当件数	・	・	32.60	97.27	118.45	140.00
	1件当日数	・	・	11.15	13.80	12.61	13.48
	1件当金額	・	・	550,655	552,617	477,907	459,844
	1人当金額	・	・	17,949	53,752	56,610	64,378
入院外	1000人当件数	・	・	1,033.01	5,155.24	8,024.03	8,662.86
	1件当日数	・	・	2.62	2.61	2.67	2.54
	1件当金額	・	・	12,154	12,397	12,319	12,773
	1人当金額	・	・	12,555	63,909	98,849	110,650
歯科診療	1000人当件数	・	・	110.32	685.11	939.06	1,125.71
	1件当日数	・	・	2.84	2.95	2.90	2.72
	1件当金額	・	・	16,161	15,950	16,927	15,488
	1人当金額	・	・	1,783	10,927	15,895	17,435

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 6 平成14年度より法改正のため「法第69条の7被保険者」が「法第3条第2項被保険者」に変更になった。
- 7 「高齢受給者」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成17年度の平均被保険者数：15,229人(70歳未満)、16,048人(総数)
平成17年度の平均被扶養者数：8,999人(70歳未満)、10,086人(総数)
平成17年度の平均加入者数：700人(高齢受給者)

資料：社会保険庁「事業年報」

第69表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	70,939	72,217	70,449	73,037	73,631	74,793
保 険 料 収 入	61,247	62,276	60,527	63,788	64,666	65,720
医 療 給 付 分	58,851	58,214	56,636	60,167	60,221	60,667
介 護 給 付 分	2,396	4,062	3,891	3,620	4,445	5,053
国 庫 補 助 分	9,522	9,768	9,741	9,042	8,802	8,939
医 療 給 付 分	8,878	9,057	9,091	8,321	7,942	7,963
介 護 給 付 分	644	711	649	721	860	976
そ の 他	170	173	181	206	163	133
支 出	72,484	76,927	76,037	72,389	71,167	73,299
保 険 給 付 費	42,290	42,534	41,008	38,534	38,956	40,501
医 療 給 付 費	37,221	37,634	36,331	33,625	33,754	35,173
現 金 給 付 費	5,069	4,890	4,677	4,909	5,203	5,328
老 人 保 健 拠 出 金	20,568	21,836	23,288	21,579	18,993	17,900
退 職 者 給 付 拠 出 金	5,086	5,816	6,539	6,693	6,888	7,951
介 護 納 付 金	3,016	5,252	3,960	4,398	5,246	5,954
そ の 他	1,524	1,499	1,242	1,185	1,084	993
収 支 差 引 残	△ 1,545	△ 4,710	△ 5,588	647	2,464	1,494
医 療 給 付 分	△ 1,569	△ 4,231	△ 6,169	704	2,405	1,419
介 護 給 付 分	24	△ 479	581	△ 57	59	75
国庫補助繰延べ返済額	—	2,885	—	—	—	—
事業運営安定資金残高	6,725	5,071	△ 524	△ 106	2,291	3,898
医 療 給 付 分	6,701	5,526	△ 649	△ 174	2,164	3,695
介 護 給 付 分	24	△ 455	125	68	127	203

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 法第3条第2項に係るものを含む。

3 支出の「その他」には、健康勘定から業務勘定への繰入が含まれる。

4 「事業運営安定資金残高」は、国庫補助繰延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 組管掌健康保険

第70表 組管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
組 合 数	1,756	1,722	1,674	1,622	1,584	1,561
被 保 険 者 数	15,182,187	14,936,439	14,790,093	14,655,434	14,786,699	15,053,571
男	11,111,775	10,939,919	10,753,093	10,599,145	10,564,108	10,666,236
女	4,070,412	3,996,520	4,037,000	4,056,289	4,222,591	4,387,335
(再掲)						
介護2号被保険者たる被保険者数	7,124,353	7,058,417	6,938,132	6,824,171	6,823,147	6,914,400
男	5,640,213	5,583,261	—	—	—	—
女	1,484,140	1,475,156	—	—	—	—
介護特定被保険者数	54,277	83,774	89,463	93,344	97,505	98,063
男	49,851	78,991	—	—	—	—
女	4,426	4,783	—	—	—	—
被 扶 養 者 数	16,494,530	16,081,393	15,778,140	15,488,225	15,202,951	15,065,275
(再掲)						
介護保険被扶養者数	3,544,953	3,473,203	3,394,523	3,324,722	3,265,907	3,237,524
扶 養 率	1.086	1.077	1.067	1.057	1.028	1.001
平均標準報酬月額	372,650	373,956	369,726	371,556	371,872	370,811
男	418,922	419,423	414,881	417,939	419,910	419,555
女	246,332	249,496	249,448	250,357	251,691	252,306
(再掲)						
介護保険被保険者	445,190	446,339	439,967	439,297	439,451	438,419
男	492,501	491,138	—	—	—	—
女	265,059	266,604	—	—	—	—

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第71表 組管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成17年度末現在

標準報酬 等級	被保険者数		
	計	男	女
総数	14,820,049	10,452,250	4,367,799
第1級	53,989	14,254	39,735
2	24,638	3,916	20,722
3	46,871	7,860	39,011
4	83,028	13,391	69,637
5	112,740	16,784	95,956
6	137,641	21,075	116,566
7	154,948	25,918	129,030
8	204,529	43,017	161,512
9	237,590	57,613	179,977
10	256,482	69,831	186,651
11	283,363	85,996	197,367
12	301,359	96,719	204,640
13	529,871	198,035	331,836
14	762,692	328,269	434,423
15	795,721	399,568	396,153
16	798,145	464,858	333,287
17	769,440	499,694	269,746
18	761,908	541,079	220,829
19	731,839	555,294	176,545
20	696,044	555,454	140,590
21	671,867	559,069	112,798
22	791,765	682,354	109,411
23	878,932	779,470	99,462
24	783,134	710,513	72,621
25	684,254	630,024	54,230
26	595,073	552,851	42,222
27	499,644	469,995	29,649
28	416,729	394,794	21,935
29	334,092	317,782	16,310
30	265,611	254,302	11,309
31	203,290	194,861	8,429
32	163,267	156,804	6,463
33	153,311	146,721	6,590
34	121,607	116,416	5,191
35	91,235	86,739	4,496
36	77,152	73,160	3,992
37	59,367	56,255	3,112
38	43,801	41,426	2,375
39	243,080	230,089	12,991

(注) 特例退職被保険者分を除く。
資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第72表 組保管掌健康保険適用状況（業態別）

平成18年3月末現在

区 分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総 数	1,561	15,053,571	10,666,236	4,387,335	370,811	419,555	252,306
単 一 ・ 連 合 組 合 の 計	1,278	9,354,839	6,882,831	2,472,008	390,363	438,192	257,190
化 学 工 業	150	816,462	645,197	171,265	410,687	450,152	262,014
窯業並びに土石業	25	77,770	62,632	15,138	396,223	429,666	257,857
紡 織 工 業	31	42,371	28,398	13,973	319,506	376,482	203,712
機 械 器 具 工 業	337	3,090,490	2,621,674	468,816	405,314	430,659	263,578
そ の 他 の 工 業	92	446,025	330,959	115,066	359,754	407,015	223,820
金 属 鉱 業	3	25,816	22,207	3,609	409,000	437,486	233,725
運 送 の 事 業	76	883,252	739,301	143,951	374,319	398,309	251,111
物 品 販 売 事 業	150	931,794	531,458	400,336	318,082	396,190	214,391
金 融 保 険 の 事 業	170	1,160,633	582,269	578,364	378,003	501,301	253,872
そ の 他 の 事 業	184	1,353,245	1,010,135	343,110	414,891	463,392	272,103
法人又は団体の事務所	60	526,981	308,601	218,380	419,947	484,401	328,865
総 合 組 合 の 計	283	5,698,732	3,783,405	1,915,327	338,715	385,651	246,002

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第73表 組保管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区 分	保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成10年度(1998)	85.12	37.22	47.90	100	44	56
11 (1999)	85.14	37.27	47.87	100	44	56
12 (2000)	85.51	37.51	48.00	100	44	56
13 (2001)	85.91	37.78	48.14	100	44	56
14 (2002)	81.46	35.99	45.47	100	44	56
15 (2003)	75.08	33.42	41.66	100	45	55
16 (2004)	74.15	33.07	41.08	100	45	55
17 (2005)	73.42	32.82	40.60	100	45	55

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第74表 組保管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 271,438,095 金額 3,101,213,149	278,460,165 3,108,260,621	280,018,960 3,047,278,896	277,284,314 2,884,743,773	287,794,346 2,930,164,639	295,129,812 3,001,427,876
被 保 険 者 分	件数 125,775,495 金額 1,653,219,990	128,625,342 1,657,080,469	129,152,544 1,620,698,455	124,339,155 1,430,222,043	129,909,773 1,453,094,886	133,858,902 1,495,369,076
診 療 費	件数 95,708,996 日数 193,907,431 金額 1,301,113,428	96,053,164 190,555,538 1,292,509,806	94,954,651 183,945,359 1,247,382,396	90,398,378 169,893,612 1,047,567,601	93,345,715 170,126,231 1,046,691,567	95,455,772 170,105,839 1,063,768,911
薬 剤 支 給	件数 25,730,832 枚数 36,450,889 金額 134,584,321	28,163,162 39,301,531 154,028,733	29,728,207 40,135,957 166,144,930	29,453,997 38,774,068 158,991,596	31,892,849 41,361,135 173,761,066	33,395,379 42,655,816 188,905,661
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数 1,172,491 日数 12,615,235 金額 18,014,516	1,139,522 11,964,390 16,939,113	1,108,407 11,232,493 15,968,918	1,042,504 10,160,335 14,488,127	1,011,901 9,642,758 13,798,180	1,003,348 9,351,398 13,417,447
訪問看護療養費	件数 4,358 日数 29,471 金額 218,935	4,647 33,059 244,862	4,947 35,436 261,584	4,724 33,862 218,676	5,215 37,251 247,422	5,783 38,994 265,240
入院時食事療養費 (差額支給分)	件数 142 日数 2,835 金額 681	192 5,036 1,249	146 3,916 824	146 3,068 522	171 3,661 672	125 2,516 377
療 養 費	件数 3,284,681 金額 18,768,097	3,415,423 19,544,988	3,514,713 19,863,595	3,471,718 17,911,843	3,611,106 16,808,267	3,901,674 18,300,918
高 額 療 養 費	件数 471,554 金額 38,432,563	425,242 34,095,034	394,277 31,706,502	445,909 48,503,568	467,777 54,017,257	473,126 54,570,513
看 護 費	件数 3 日数 41 金額 264	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
移 送 費	件数 214 金額 19,550	196 17,307	221 13,293	231 25,407	173 15,230	198 12,002
傷 病 手 当 金	件数 367,149 日数 11,306,973 金額 70,167,836	359,524 11,056,573 68,621,157	351,929 10,917,998 68,051,197	364,404 11,624,583 72,145,440	386,787 12,264,672 76,582,334	424,821 13,392,882 83,629,909
埋 葬 料	件数 21,816 金額 8,763,216	21,165 8,426,878	20,619 8,100,821	19,759 7,736,771	18,989 7,374,072	18,920 7,309,138
出 産 育 児 一 時 金	件数 94,183 金額 28,254,900	93,097 27,928,180	93,347 28,004,100	92,134 27,640,200	93,239 27,971,700	94,383 28,314,900
出 産 手 当 金	件数 91,567 日数 9,001,540 金額 34,881,683	89,530 8,491,603 34,723,162	89,487 7,578,483 35,200,295	87,755 7,471,248 34,992,292	87,752 7,567,591 35,827,119	88,721 7,682,233 36,874,060
被 扶 養 者 分	件数 145,617,360 金額 1,443,100,859	149,792,630 1,446,860,292	150,673,876 1,419,560,961	151,568,405 1,421,516,034	155,174,682 1,418,939,232	157,144,869 1,421,657,354
診 療 費	件数 108,871,866 日数 220,667,613 金額 1,155,603,358	109,815,522 218,927,363 1,149,420,773	108,658,548 211,091,474 1,117,721,047	107,832,162 207,585,525 1,090,589,981	109,155,387 204,317,328 1,077,399,264	109,627,330 201,038,215 1,075,448,343
薬 剤 支 給	件数 33,231,244 枚数 50,646,835 金額 128,001,232	36,412,235 54,935,103 145,217,983	38,439,056 56,670,575 155,321,116	40,098,383 58,358,783 176,215,243	42,229,378 60,727,236 187,865,254	43,534,608 61,632,219 197,178,926
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数 1,440,534 日数 15,434,498 金額 21,295,129	1,402,033 14,734,985 20,162,389	1,338,032 13,762,971 18,890,188	1,290,027 13,015,941 17,909,184	1,219,276 12,159,085 16,790,739	1,184,890 11,666,119 16,152,678
訪問看護療養費	件数 17,745 日数 106,981 金額 699,057	19,899 123,760 762,339	22,637 141,274 920,744	25,312 159,764 1,047,150	28,952 177,830 1,204,698	31,937 197,869 1,345,142

入院時食事療養費	件数	208	85	36	103	76	72
(差額支給分)	日数	2,419	2,221	569	1,914	2,056	1,308
	金額	1,606	376	103	379	462	256
第二家族療養費	件数	2,737,799	2,859,106	2,905,848	2,932,412	3,071,198	3,280,562
	金額	15,767,955	16,193,468	16,213,215	17,299,612	16,598,739	17,340,463
高額療養費	件数	401,525	336,570	312,448	354,781	375,578	370,047
	金額	24,262,897	20,061,081	18,848,595	29,487,437	33,271,221	32,471,702
看護費	件数	1	0	0	0	0	0
	日数	6	0	0	0	0	0
	金額	10	0	0	0	0	0
移送費	件数	198	161	151	148	146	161
	金額	15,615	10,372	9,153	8,648	14,830	6,844
家族埋葬料	件数	47,891	48,402	44,544	42,864	41,980	41,663
	金額	4,789,100	4,840,200	4,454,400	4,286,400	4,197,925	4,166,300
家族出産育児一時金	件数	308,883	300,650	290,608	282,240	271,987	258,489
	金額	92,664,900	90,191,311	87,182,400	84,672,000	81,596,100	77,546,700
高齢受給者分(一般)	件数	.	.	125,155	1,071,479	2,195,640	3,425,066
	金額	.	.	2,158,809	18,931,651	38,878,470	61,457,161
診療費	件数	.	.	90,235	763,349	1,548,280	2,399,120
	日数	.	.	218,651	1,872,795	3,714,088	5,651,839
	金額	.	.	1,789,573	15,562,509	31,705,737	49,613,300
薬剤支給	件数	.	.	34,896	307,971	647,007	1,025,310
	枚数	.	.	53,116	466,688	953,632	1,477,281
	金額	.	.	330,768	3,067,025	6,542,096	10,869,838
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数	.	.	1,790	14,432	29,995	46,291
	日数	.	.	25,702	201,481	415,104	636,583
	金額	.	.	37,384	295,268	613,180	941,634
訪問看護療養費	件数	.	.	24	159	353	636
	日数	.	.	131	794	2,024	3,580
	金額	.	.	1,084	6,849	17,457	32,389
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	.	.	20,116	209,629	396,853	558,439
	金額	.	.	312,161	3,411,255	6,285,087	8,800,023
診療費	件数	.	.	14,725	151,599	283,751	396,560
	日数	.	.	31,875	331,547	601,328	822,805
	金額	.	.	261,279	2,852,004	5,177,856	7,173,136
薬剤支給	件数	.	.	5,384	57,998	113,016	161,778
	枚数	.	.	7,827	82,158	156,619	219,815
	金額	.	.	46,292	512,852	1,021,346	1,513,008
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	件数	.	.	266	2,683	4,951	6,757
	日数	.	.	2,951	30,691	54,398	73,035
	金額	.	.	4,321	44,922	81,181	109,124
訪問看護療養費	件数	.	.	7	32	86	101
	日数	.	.	35	192	644	605
	金額	.	.	269	1,477	4,704	4,755
世帯合算高額療養費	件数	45,240	42,193	47,269	95,646	117,398	142,536
	金額	4,892,300	4,319,860	4,548,510	10,662,790	12,966,964	14,144,262

- (注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。
2 支払い基金事務費は含まれていない。
3 特定健康保険組合を含む。
4 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。
5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合件には含まれていない。
6 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
7 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
8 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
9 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	4,254,895	3,690,864	3,221,499	2,967,685	2,711,751	2,647,062
金額	75,140,282	78,101,851	74,121,691	83,613,907	83,402,085	84,449,193
被 保 険 者 分 件数	2,074,367	1,868,394	1,663,824	1,660,364	1,548,674	1,522,480
金額	44,637,395	46,659,566	44,960,812	51,229,419	51,815,844	53,367,507
一部負担還元金 件数	1,852,067	1,648,220	1,448,458	1,440,131	1,315,049	1,271,151
金額	25,958,480	27,769,562	26,011,410	31,025,154	30,285,653	30,045,431
傷病手当に関するもの 件数	156,550	155,758	152,510	158,824	171,401	187,029
金額	13,355,957	13,657,668	13,736,578	14,946,645	16,390,078	18,074,830
そ の 他 件数	65,750	64,416	62,856	61,409	62,224	64,300
金額	5,322,958	5,232,336	5,212,824	5,257,620	5,140,113	5,247,246
被 扶 養 者 分 件数	2,151,800	1,795,755	1,527,633	1,249,399	1,097,280	1,049,124
金額	29,765,417	30,480,265	28,075,457	30,108,585	29,099,811	28,323,660
家族療養附加金 件数	1,969,557	1,623,425	1,367,599	1,096,355	948,774	906,244
金額	23,836,037	24,790,512	22,620,062	24,729,094	23,813,839	23,137,626
そ の 他 件数	182,243	172,330	160,034	153,044	148,506	142,880
金額	5,929,380	5,689,753	5,455,395	5,379,491	5,285,972	5,186,034
合算高額療養附加金 件数	28,728	26,715	30,042	57,922	65,797	75,458
金額	737,470	962,020	1,085,422	2,275,903	2,486,430	2,758,026

(iii) 法定給付・附加給付合計

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	275,692,990	282,151,029	283,240,459	280,251,999	290,506,097	297,776,874
金額	3,176,353,431	3,186,362,472	3,121,400,587	2,968,357,680	3,013,566,724	3,085,877,069
被保険者分 件数	127,849,862	130,493,736	130,816,368	125,999,519	131,458,447	135,381,382
金額	1,697,857,385	1,703,740,035	1,665,659,267	1,481,451,462	1,504,910,730	1,548,736,583
被扶養者分 件数	147,769,160	151,588,385	152,201,509	152,817,804	156,271,962	158,193,993
金額	1,472,866,276	1,477,340,557	1,447,636,418	1,451,624,619	1,448,039,043	1,449,981,014

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。
資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第75表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
被保険者分	件数 95,708,996 日数 193,907,431 金額 1,301,113,428	96,053,164 190,555,538 1,292,509,806	94,954,651 183,945,359 1,247,382,396	90,398,378 169,893,612 1,047,567,601	93,345,715 170,126,231 1,046,691,567	95,455,772 170,105,839 1,063,768,911
一般診療	件数 75,461,837 日数 143,743,263 金額 1,051,252,610	75,830,874 141,270,123 1,042,407,678	74,520,342 135,019,497 1,000,677,730	71,115,585 124,423,201 851,055,621	73,624,363 124,960,814 852,585,731	75,026,817 124,462,184 867,726,446
入院	件数 1,265,192 日数 14,780,323 金額 387,730,036	1,233,372 14,033,293 381,041,857	1,205,312 13,212,432 366,941,139	1,135,082 11,971,470 307,200,584	1,104,693 11,368,152 299,301,148	1,094,822 11,008,443 300,421,827
入院外	件数 74,196,645 日数 128,962,940 金額 663,522,574	74,597,502 127,236,830 661,365,821	73,315,030 121,807,065 633,736,591	69,980,503 112,451,731 543,855,037	72,519,670 113,592,662 553,284,583	73,931,995 113,453,741 567,304,619
歯科診療	件数 20,247,159 日数 50,164,168 金額 249,860,818	20,222,290 49,285,415 250,102,128	20,434,309 48,925,862 246,704,666	19,282,793 45,470,411 196,511,980	19,721,352 45,165,417 194,105,836	20,428,955 45,643,655 196,042,465
被扶養者分	件数 108,871,866 日数 220,667,613 金額 1,155,603,358	109,815,528 218,927,363 1,149,420,773	108,658,548 211,091,474 1,117,721,047	107,832,162 207,585,525 1,090,589,981	109,155,387 204,317,328 1,077,399,264	109,627,330 201,038,215 1,075,448,343
一般診療	件数 89,502,233 日数 177,161,883 金額 993,108,395	90,605,320 176,235,375 988,934,859	89,384,269 169,522,187 960,486,972	88,776,065 166,855,977 936,474,849	89,669,827 163,899,911 924,540,423	89,910,934 161,133,812 924,329,885
入院	件数 1,640,654 日数 18,149,515 金額 395,062,273	1,600,150 17,369,556 388,207,509	1,540,106 16,329,655 376,785,518	1,486,007 15,460,065 341,128,005	1,413,173 14,515,176 328,160,798	1,378,086 13,958,820 326,095,774
入院外	件数 87,861,579 日数 159,012,368 金額 598,046,122	89,005,170 158,865,819 600,727,350	87,844,163 153,192,532 583,701,454	87,290,058 151,395,912 595,346,844	88,256,654 149,384,735 596,379,625	88,532,848 147,174,992 598,234,111
歯科診療	件数 19,369,633 日数 43,505,730 金額 162,494,963	19,210,202 42,691,988 160,485,914	19,274,279 41,569,287 157,234,075	19,056,097 40,729,548 154,115,132	19,485,560 40,417,417 152,858,841	19,716,396 39,904,403 151,118,458
高齢受給者(一般)	件数 . 日数 . 金額	90,235 218,651 1,789,573	763,349 1,872,795 15,562,509	1,548,280 3,714,088 31,705,737	2,399,120 5,651,839 49,613,300
一般診療	件数 . 日数 . 金額	79,478 190,440 1,624,725	669,576 1,624,881 14,140,459	1,354,124 3,220,967 28,915,750	2,087,456 4,879,657 45,232,298
入院	件数 . 日数 . 金額	1,902 28,447 726,285	15,530 226,868 6,391,124	32,005 469,754 13,500,356	49,001 716,459 21,099,747
入院外	件数 . 日数 . 金額	77,576 161,993 898,440	654,046 1,398,013 7,749,335	1,322,119 2,751,213 15,415,394	2,038,455 4,163,198 24,132,551
歯科診療	件数 . 日数 . 金額	10,757 28,211 164,848	93,773 247,914 1,422,050	194,156 493,121 2,789,987	311,664 772,182 4,381,002
高齢受給者(一定以上所得者)	件数 . 日数 . 金額	14,725 31,875 261,279	151,599 331,547 2,852,004	283,751 601,328 5,177,856	396,560 822,805 7,173,136
一般診療	件数 . 日数 . 金額	12,469 26,371 236,655	128,557 275,439 2,599,330	239,429 496,470 4,689,208	332,701 677,122 6,502,843
入院	件数 . 日数 . 金額	289 3,393 108,488	2,895 35,808 1,244,308	5,360 63,784 2,221,760	7,197 85,519 3,035,830
入院外	件数 . 日数 . 金額	12,180 22,978 128,167	125,662 239,631 1,355,022	234,069 432,686 2,467,448	325,504 591,603 3,467,013
歯科診療	件数 . 日数 . 金額	2,256 5,504 24,624	23,042 56,108 252,674	44,322 104,858 488,648	63,859 145,683 670,293

(注) 1 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第76表 組合管掌健康保険給付諸率

区 分		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	
《被保険者分》 診 療	費	1000人当件数	6,247.22	6,356.35	6,362.54	6,151.45	6,346.39	6,393.73
		1件当日数	2.03	1.98	1.94	1.88	1.82	1.78
		1件当日金額	13,594	13,456	13,137	11,588	11,213	11,144
		1人当日金額	84,928	85,532	83,582	71,285	71,162	71,252
	入 院	1000人当件数	82.58	81.62	80.76	77.24	75.11	73.33
		1件当日数	11.68	11.38	10.96	10.55	10.29	10.06
		1件当日金額	306,459	308,943	304,437	270,642	270,936	274,402
	入 院 外	1000人当件数	25,308	25,216	24,587	20,904	20,349	20,123
		1件当日数	4,843.04	4,936.51	4,912.55	4,762.05	4,930.47	4,952.04
		1件当日金額	1.74	1.71	1.66	1.61	1.57	1.53
	歯 科 診 療	1000人当件数	8,943	8,866	8,644	7,772	7,629	7,673
		1件当日金額	43,310	43,766	42,464	37,008	37,617	37,999
		1人当日金額	1,321.59	1,338.22	1,369.22	1,312.16	1,340.81	1,368.35
	薬 剤 支 給	1000人当件数	2.48	2.44	2.39	2.36	2.29	2.23
		1件当日金額	12,341	12,368	12,073	10,191	9,842	9,596
		1人当日金額	16,309	16,551	16,531	13,372	13,197	13,131
	入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	1,679.53	1,863.71	1,991.97	2,004.29	2,168.33	2,236.86
		1件当日金額	5,230	5,469	5,589	5,398	5,448	5,657
		1人当日金額	8,785	10,193	11,133	10,819	11,814	12,653
訪問看護療養費	1000人当件数	76.53	75.41	74.27	70.94	68.80	67.21	
	1件当日金額	10.76	10.50	10.13	9.75	9.53	9.32	
	1人当日金額	15,364	14,865	14,407	13,897	13,636	13,373	
入院時食事療養費 (差額支給)	1000人当件数	1,176	1,121	1,070	986	938	899	
	1件当日金額	0.28	0.31	0.33	0.32	0.35	0.39	
	1人当日金額	6.76	7.11	7.16	7.17	7.14	6.74	
療 養 費	1000人当件数	50,237	52,692	52,877	46,290	47,444	45,865	
	1件当日金額	14	16	18	15	17	18	
	1人当日金額	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
看 護 費	1000人当件数	19.96	26.23	26.82	21.01	21.41	20.13	
	1件当日金額	4,796	6,505	5,644	3,575	3,930	3,016	
	1人当日金額	0	0	0	0	0	0	
移 傷 病 送 手 当 費 金	1000人当件数	214.40	226.02	235.46	235.87	244.76	260.16	
	1件当日金額	5,714	5,723	5,652	5,159	4,655	4,691	
	1人当日金額	1,225	1,293	1,331	1,217	1,139	1,220	
埋 出 産 育 葬 一 時 料 金 金	1000人当件数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	1件当日金額	6,439	0	0	0	0	0	
	1人当日金額	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	
診 療 費	1000人当件数	23.85	23.68	23.47	24.66	26.13	28.25	
	1件当日金額	0.73	0.73	0.73	0.79	0.83	0.89	
	1人当日金額	191,115	190,867	193,366	197,982	197,996	196,859	
《被扶養者分》 診 療	1000人当件数	1.42	1.39	1.37	1.34	1.28	1.26	
	1件当日金額	6.12	6.13	6.22	6.24	6.30	6.28	
	1人当日金額	5.95	5.90	5.97	5.94	5.93	5.90	
入 院	1000人当件数	380,942	387,838	393,357	398,750	408,277	415,618	
	1件当日数	6,941.28	7,122.64	7,215.49	7,288.41	7,494.36	7,632.67	
	1件当日金額	2.03	1.99	1.94	1.93	1.87	1.83	
入 院 外	1000人当件数	10,614	10,467	10,287	10,114	9,870	9,810	
	1件当日金額	73,677	74,551	74,222	73,713	73,972	74,877	
	1人当日金額	104.60	103.79	102.27	100.44	97.03	95.95	
歯 科 診 療	1000人当件数	11.06	10.85	10.60	10.40	10.27	10.13	
	1件当日金額	240,796	242,607	244,649	229,560	232,216	236,629	
	1人当日金額	25,188	25,179	25,020	23,057	22,531	22,704	
薬 剤 支 給	1000人当件数	5,601.74	5,772.88	5,833.30	5,899.96	6,059.50	6,163.99	
	1件当日金額	1.81	1.78	1.74	1.73	1.69	1.66	
	1人当日金額	6,807	6,749	6,645	6,820	6,757	6,757	
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	38,129	38,963	38,761	40,240	40,946	41,651	
	1件当日金額	1,234.94	1,245.97	1,279.91	1,288.01	1,337.83	1,372.73	
	1人当日金額	2.25	2.22	2.16	2.14	2.07	2.02	
家族訪問看護療養費	1000人当件数	8,389	8,354	8,158	8,087	7,845	7,665	
	1件当日金額	10,360	10,409	10,441	10,417	10,495	10,521	
	1人当日金額	2,118.71	2,361.70	2,552.55	2,710.26	2,899.37	3,031.04	
入院時食事療養費 (差額支給)	1000人当件数	3,852	3,988	4,041	4,395	4,449	4,529	
	1件当日金額	8,161	9,419	10,314	11,910	12,898	13,728	
	1人当日金額	91.84	90.94	88.85	87.19	83.71	82.50	
入院時食事療養費 (差額支給)	1000人当件数	10.71	10.51	10.29	10.09	9.97	9.85	
	1件当日金額	14,783	14,381	14,118	13,883	13,771	13,632	
	1人当日金額	1,358	1,308	1,254	1,210	1,153	1,125	
入院時食事療養費 (差額支給)	1000人当件数	1.13	1.29	1.50	1.71	1.99	2.22	
	1件当日金額	6.03	6.22	6.24	6.31	6.14	6.20	
	1人当日金額	39,395	38,310	40,674	41,370	41,610	42,119	
入院時食事療養費 (差額支給)	1000人当件数	45	49	61	71	83	94	
	1件当日金額	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.00	
	1人当日金額	11.63	26.13	15.81	18.58	27.05	18.17	
診 療 費	1000人当件数	7,721	4,424	2,861	3,680	6,079	3,556	
	1件当日金額	0	0	0	0	0	0	

療	養	費	1000人当件数	174.55	185.44	192.91	197.76	209.93	226.89
			1件当金額	5,759	5,664	5,580	5,899	5,405	5,286
			1人当金額	1,005	1,050	1,076	1,167	1,135	1,199
看	護	費	1000人当日数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			1日当金額	1,667	0	0	0	0	0
家	族	移	送	費	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
家	族	埋	葬	料	2.90	2.99	2.82	2.77	2.75
家	族	出	産	金	18.71	18.55	18.39	18.21	17.85
家	族	出	産	金					
診	療	費	1000人当件数	.	.	14,939.57	16,036.07	16,562.69	16,909.50
			1件当日数	.	.	2.42	2.45	2.40	2.36
			1件当金額	.	.	19,832	20,387	20,478	20,680
			1人当金額	.	.	296,287	326,930	339,171	349,685
入	院		1000人当件数	.	.	314.90	326.25	342.37	345.37
			1件当日数	.	.	14.96	14.61	14.68	14.62
			1件当金額	.	.	381,853	411,534	421,820	430,598
			1人当金額	.	.	120,246	134,262	144,420	148,715
入	院	外	1000人当件数	.	.	12,843.71	13,739.88	14,143.34	14,367.46
			1件当日数	.	.	2.09	2.14	2.08	2.04
			1件当金額	.	.	11,581	11,848	11,660	11,839
			1人当金額	.	.	148,748	162,794	164,906	170,091
歯	科	診	療	1000人当件数	.	.	1,780.96	1,969.94	2,076.98
			1件当日数	.	.	2.62	2.64	2.54	2.48
			1件当金額	.	.	15,325	15,165	14,370	14,057
			1人当金額	.	.	27,293	29,874	29,846	30,878
薬	剤	支	給	1000人当件数	.	.	5,777.48	6,469.71	6,921.34
			1件当金額	.	.	9,479	9,959	10,111	10,602
			1人当金額	.	.	54,763	64,431	69,984	76,613
入	院	時	食	料	1000人当件数	.	.	296.36	303.18
(差	額	支	給	1件当日数	.	.	14.36	13.96
分	除	く)	1件当金額	.	.	20,885	20,459	20,443
			1人当金額	.	.	6,189	6,203	6,559	6,637
訪	問	看	護	療	1000人当件数	.	.	3.97	3.78
			1件当日数	.	.	5.46	4.99	5.73	5.63
			1件当金額	.	.	45,167	43,075	49,453	50,926
			1人当金額	.	.	179	144	187	228
《	高	齢	受	給	者	分	(一	定
》	以	上	所	得	者	》			
診	療	費	1000人当件数	.	.	17,062.57	16,906.32	17,805.66	18,042.86
			1件当日数	.	.	2.16	2.19	2.12	2.07
			1件当金額	.	.	17,744	18,813	18,248	18,088
			1人当金額	.	.	302,757	318,056	324,916	326,348
入	院		1000人当件数	.	.	334.88	322.85	336.35	327.43
			1件当日数	.	.	11.74	12.37	11.90	11.88
			1件当金額	.	.	375,391	429,813	414,507	421,819
			1人当金額	.	.	125,710	138,765	139,418	138,118
入	院	外	1000人当件数	.	.	14,113.56	14,013.83	14,688.06	14,809.10
			1件当日数	.	.	1.89	1.91	1.85	1.82
			1件当金額	.	.	10,523	10,783	10,542	10,651
			1人当金額	.	.	148,513	151,112	154,835	157,735
歯	科	診	療	1000人当件数	.	.	2,614.14	2,569.64	2,781.25
			1件当日数	.	.	2.44	2.44	2.37	2.28
			1件当金額	.	.	10,915	10,966	11,025	10,496
			1人当金額	.	.	28,533	28,178	30,663	30,496
薬	剤	支	給	1000人当件数	.	.	6,238.70	6,467.94	7,091.87
			1件当金額	.	.	8,598	8,843	9,037	9,352
			1人当金額	.	.	53,641	57,193	64,090	63,836
入	院	時	食	料	1000人当件数	.	.	308.23	299.21
(差	額	支	給	1件当日数	.	.	11.09	11.44
分	除	く)	1件当金額	.	.	16,244	16,743	16,397
			1人当金額	.	.	5,007	5,010	5,094	4,965
訪	問	看	護	療	1000人当件数	.	.	8.11	3.57
			1件当日数	.	.	5.00	6.00	7.49	5.99
			1件当金額	.	.	38,429	46,156	54,698	47,079
			1人当金額	.	.	312	165	295	216

(注) 1 特定健康保険組合を含む。

2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。

3 「1000人当件数」「1人当金額」は、それぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値である。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第77表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	6,281,220,289	6,438,094,559	6,393,986,381	6,422,997,181	6,334,151,167	6,344,762,942
保 険 料	5,704,024,541	5,715,408,513	5,614,335,150	5,960,603,913	5,909,804,707	5,907,323,369
国庫支出金	58,292,329	78,922,885	38,067,380	14,626,173	11,358,242	10,584,883
事務負担金	5,084,554	4,945,076	4,823,614	4,810,477	4,880,137	4,765,198
国庫補助金	53,207,775	73,977,809	33,243,766	9,815,696	6,478,105	5,819,685
前年度より繰越金	69,453,438	86,406,174	83,686,980	41,664,466	57,878,241	67,005,886
積立金より繰入金	206,928,642	294,171,124	403,296,736	181,181,664	115,954,874	113,456,339
その他の収入	242,521,339	263,185,863	254,600,135	224,920,965	239,155,103	246,392,465
支 出	6,008,658,005	6,190,895,308	6,176,386,724	5,987,095,155	5,768,932,626	5,783,695,402
保険給付費	3,171,016,257	3,199,491,273	3,125,505,365	2,999,563,333	2,999,897,577	3,107,975,347
老人保健拠出金	1,705,942,989	1,813,754,190	1,837,861,029	1,684,604,153	1,442,836,576	1,235,519,810
退職者給付拠出金	454,832,066	525,109,953	588,733,527	672,670,410	701,421,122	799,547,342
日雇拠出金	582,740	201,004	730,978	731,771	160,503	1,662
事務費	137,520,861	135,163,982	129,340,021	125,389,163	123,482,961	123,072,122
保健事業費	323,163,967	307,199,731	291,956,940	284,912,335	284,069,422	292,260,800
その他の支出	215,599,125	209,975,175	202,258,864	219,223,990	217,064,465	225,318,319
収支差引残	272,562,284	247,199,251	217,599,657	435,902,026	565,218,541	561,067,540
翌年度への繰越	86,377,289	86,586,573	45,462,776	60,742,155	69,009,776	100,343,605
法定準備金へ繰入	50,275,940	53,559,824	57,862,959	100,271,471	100,872,325	65,486,760
別途積立金へ繰入	127,978,315	104,145,143	112,334,115	272,979,146	392,079,254	387,643,095
そ の 他	7,930,740	2,907,711	1,939,807	1,909,254	3,257,186	7,594,080
年度末現在積立金	3,521,617,383	3,380,606,746	3,158,663,083	3,343,757,378	3,706,910,166	4,041,448,414
法定準備金	1,358,071,843	1,368,167,964	1,345,565,616	1,416,874,452	1,495,651,815	1,544,566,764
別途積立金	2,163,545,540	2,012,438,782	1,813,097,467	1,926,882,926	2,211,258,351	2,496,881,650

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第78表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
保 險 者 数	3,408	3,401	3,390	3,310	2,697	2,001
市 町 村	3,242	3,235	3,224	3,144	2,531	1,835
国 保 組 合	166	166	166	166	166	166
世 帯 数	23,747,087	24,613,450	25,467,002	26,167,328	26,611,691	27,013,516
市 町 村	21,948,183	22,833,889	23,713,339	24,436,613	24,897,226	25,302,112
国 保 組 合	1,798,904	1,779,561	1,753,663	1,730,715	1,714,465	1,711,404
被 保 険 者 数	47,627,952	48,952,557	50,296,678	51,235,980	51,578,554	51,627,351
市 町 村	43,374,015	44,769,558	46,190,812	47,199,726	47,608,601	47,693,024
国 保 組 合 (再掲)	4,253,937	4,182,999	4,105,866	4,036,254	3,969,953	3,934,327
介護保険第2号被保険者数	15,421,100	15,618,057	15,797,994	16,043,391	16,044,103	15,785,148
市 町 村	13,809,079	14,035,861	14,251,050	14,521,268	14,543,859	14,303,388
国 保 組 合	1,612,021	1,582,196	1,546,944	1,522,123	1,500,244	1,481,760

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第79表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 数 件数	655,308,436	696,898,470	733,253,096	768,567,081	802,863,116	829,137,910
金額	16,246,026,174	17,085,505,490	17,275,632,842	18,084,075,061	18,629,380,592	19,415,928,209
療 養 諸 費 件数	651,573,126	692,700,554	728,556,538	763,655,429	797,698,637	823,611,876
金額	16,120,747,037	16,956,476,111	17,143,689,284	17,950,509,740	18,495,030,690	19,281,789,327
療養の給付等 件数	636,712,599	677,237,050	712,069,070	745,337,266	778,285,339	802,976,075
金額	15,922,340,376	16,747,702,960	16,925,313,983	17,718,650,742	18,249,013,010	19,022,768,581
療 養 費 等 件数	14,860,527	15,463,504	16,487,468	18,318,163	19,413,298	20,635,801
金額	198,406,661	208,773,150	218,375,301	231,858,998	246,017,680	259,020,746
高額療養費(再掲) 件数	6,029,995	5,998,824	5,977,779	6,508,589	7,213,236	7,963,605
金額	550,552,522	548,843,547	543,942,434	606,970,166	646,310,886	670,404,739
医療給付費(再掲) 金額	13,867,279,871	14,553,310,206	14,632,223,253	15,172,827,334	15,653,499,012	16,362,918,787
その他の給付 件数	3,735,310	4,197,916	4,696,558	4,911,652	5,164,479	5,526,034
金額	125,279,137	129,029,379	131,943,558	133,565,321	134,349,902	134,138,882

(注) 1 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

2 老人保健分を含む。

3 平成6年度より、「療養の給付等」及び「療養費等」のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が導入された。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第80表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	636,712,599	677,237,050	709,535,933	742,118,872	773,383,139	803,620,991
金額	15,922,340,376	16,747,703,151	16,924,645,028	17,592,652,945	18,181,363,279	19,002,536,434
診 療 費 件数	484,803,143	504,861,307	519,904,662	536,801,837	553,675,809	570,548,434
日数	1,418,760,777	1,445,840,973	1,450,042,144	1,459,737,250	1,474,337,294	1,486,792,282
金額	13,776,445,971	14,308,609,811	14,283,249,473	14,703,647,471	15,080,637,046	15,635,759,877
入 院 件数	16,497,699	16,864,086	17,218,949	17,577,824	17,873,829	18,245,698
日数	309,448,568	315,257,638	315,654,016	319,409,257	322,916,362	327,678,203
金額	6,480,205,746	6,731,451,623	6,847,301,402	7,139,752,781	7,355,986,637	7,651,310,327
入 院 外 件数	406,069,088	423,455,779	434,777,158	448,412,569	461,251,533	474,516,640
日数	944,080,533	960,037,328	959,864,779	960,727,306	966,518,529	970,764,187
金額	6,230,435,037	6,466,449,529	6,305,694,609	6,422,808,750	6,558,647,026	6,798,656,563
歯 科 診 療 件数	62,236,356	64,541,442	67,908,555	70,811,444	74,550,447	77,786,096
日数	165,231,676	170,546,007	174,523,349	179,600,687	184,902,403	188,349,892
金額	1,065,805,188	1,110,708,659	1,130,253,462	1,141,085,940	1,166,003,383	1,185,792,987
入院時食事療養費 件数	15,494,138	15,809,801	16,153,639	16,438,160	16,720,097	17,087,476
金額	616,070,398	627,581,529	630,789,105	639,416,455	649,653,575	662,009,873
薬 剤 の 支 給 件数	151,553,126	171,995,133	189,241,056	204,926,894	219,277,668	232,608,788
金額	1,509,197,142	1,788,813,403	1,986,626,557	2,225,331,584	2,423,283,246	2,673,630,795
施設療養費 件数	8,838	△ 13	84	△ 175	△ 4	114
金額	967,036	△ 95,966	△ 32,132	△ 75,266	△ 16,762	10,187
訪問看護療養費 件数	347,492	380,623	390,131	390,316	429,666	463,655
金額	19,659,829	22,794,374	24,012,025	24,332,701	27,806,174	31,125,702

(注) 1 老人保健分を含む。

2 「入院時食事療養費」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

3 平成14年度より3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第81表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	14,860,527	15,463,504	16,411,181	18,268,025	19,444,244	20,636,622
金額	198,406,661	208,773,150	218,090,862	231,351,977	246,376,650	258,679,953
診 療 費 件数	479,060	201,578	256,299	411,849	227,277	242,238
金額	4,499,549	3,264,470	3,846,189	5,067,069	3,939,189	3,846,953
そ の 他 件数	14,381,467	15,261,926	16,154,882	17,856,176	19,216,967	20,394,384
金額	193,907,112	205,508,680	214,244,673	226,284,908	242,437,461	254,833,000

(注) 1 老人保健分を含む。

2 平成14年度より3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第82表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	
診 療 費	1000人当件数	10,254.43	10,425.45	10,443.42	10,529.15	10,730.45	11,025.24
	1件当日数	2.93	2.86	2.79	2.72	2.66	2.61
	1件当金額	28,417	28,342	27,473	27,391	27,237	27,405
	1人当金額	291,396	295,474	286,910	288,406	292,268	301,244
入 院	1000人当件数	348.96	348.25	345.88	344.78	346.40	352.58
	1件当日数	18.76	18.69	18.33	18.17	18.07	17.96
	1件当金額	392,795	399,159	397,661	406,180	411,551	419,349
	1人当金額	137,068	139,005	137,543	140,043	142,562	147,853
入 院 外	1000人当件数	8,589.07	8,744.41	8,733.45	8,795.43	8,939.23	9,169.53
	1件当日数	2.32	2.27	2.21	2.14	2.10	2.05
	1件当金額	15,343	15,271	14,503	14,323	14,219	14,328
	1人当金額	131,785	133,533	126,664	125,981	127,109	131,377
歯 科 診 療	1000人当件数	1,316.41	1,332.79	1,364.09	1,388.94	1,444.82	1,503.13
	1件当日数	2.65	2.64	2.57	2.54	2.48	2.42
	1件当金額	17,125	17,209	16,644	16,114	15,640	15,244
	1人当金額	22,544	22,936	22,704	22,382	22,598	22,914
療 養 費 等	1000人当件数	314.33	319.32	329.65	358.32	376.85	398.79

(注) 1 老人保健分を含む。

2 平成14年度より3月～2月ペース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第83表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	3,735,310	4,197,916	4,696,558	4,911,652	5,164,479	5,526,034
金額	125,279,137	129,029,379	131,943,558	133,565,321	134,349,902	134,138,882
葬 祭 給 付 件数	626,940	652,733	686,496	705,653	735,756	769,356
金額	31,125,648	32,408,221	34,186,177	35,179,818	36,738,548	38,692,662
出 産 育 児 給 付 件数	250,784	253,016	253,043	250,018	241,547	229,036
金額	76,824,443	77,517,741	77,773,125	76,928,206	74,549,406	70,639,731
そ の 他 件数	2,857,586	3,292,167	3,757,019	3,955,981	4,187,176	4,527,642
金額	17,329,045	19,103,417	19,984,255	21,457,297	23,061,948	24,806,490

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第84表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
保険料（税）現年分						
1世帯当調定額	166,990	165,660	163,842	160,282	160,346	161,161
被保険者1人当調定額	82,954	83,113	82,725	81,523	82,329	83,708
被保険者1人当収納額	76,686	76,440	75,661	74,436	75,059	76,344
収入（1人当金額）						
国庫支出金	73,986	78,297	74,873	78,152	78,792	73,394
事務費負担金	92	85	80	76	53	53
療養給付費等負担金	58,970	62,697	60,325	61,818	62,242	57,672
高額療養費共同事業負担金	・	・	・	938	977	1,041
普通調整交付金	11,529	12,202	11,417	12,706	12,945	12,245
特別調整交付金	3,109	3,163	2,922	2,478	2,426	2,242
その他	287	149	130	137	148	140
都道府県支出金	886	692	614	1,473	1,457	8,387
高額療養費共同事業負担金	・	・	・	934	977	1,041
第1号都道府県調整交付金	・	・	・	・	・	5,913
第2号都道府県調整交付金	・	・	・	・	・	1,018
その他	・	・	・	539	480	415
一般会計繰入金	6,762	7,156	7,392	7,513	7,472	7,456
支出（1人当金額）						
総務費	4,843	4,696	4,632	4,382	4,348	4,301
療養諸費	340,982	350,153	344,368	352,092	358,453	372,610
老人保健拠出金						
事務費	654	724	739	716	672	667
事業費	・	・	・	・	・	・
医療費	53,457	59,334	65,711	60,688	53,870	49,850
介護納付金	9,281	10,246	9,803	11,191	13,326	14,989
保健事業費	1,194	1,227	1,152	1,165	1,181	1,070

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

2 平成12年度以降の調定額は、介護納付金を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第85表 国民健康保険診療施設経理状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	84,698,299	84,751,179	84,311,851	88,869,873	87,305,997	82,979,082
診療収入	59,513,810	60,174,327	56,841,520	60,471,266	59,021,163	59,219,315
入院	3,007,949	3,036,823	2,937,752	6,548,846	6,553,275	6,635,558
外来	54,770,027	55,120,060	51,902,085	51,528,248	50,035,458	50,308,060
その他	1,735,834	2,017,444	2,001,683	2,394,172	2,432,430	2,275,697
国庫支出金	138,997	181,666	142,448	49,209	166,926	137,356
繰入金	16,067,028	15,628,150	17,129,963	16,779,028	17,221,279	14,170,868
他会計	12,237,225	11,843,804	11,661,892	11,663,490	11,514,453	11,027,764
基金	634,944	1,004,270	2,536,936	1,423,813	2,646,908	819,280
事業勘定	3,194,859	2,780,076	2,931,135	3,691,725	3,059,918	2,323,824
前年度繰越金	5,121,828	5,363,648	5,845,408	5,522,028	5,386,294	5,259,075
その他	3,856,635	3,403,387	4,352,513	6,048,342	5,510,335	4,192,468
支 出	82,133,397	81,820,762	81,934,162	86,175,841	84,410,884	80,720,349
総務費	43,730,121	42,895,249	41,995,712	44,935,176	45,058,578	44,216,910
医療費	28,023,014	28,509,177	27,603,476	27,864,985	27,311,838	27,254,285
給食費	361,418	362,434	322,453	372,734	363,310	349,609
施設整備費	2,671,764	3,165,212	5,328,110	5,837,942	3,228,698	1,487,440
公債費	2,978,835	3,017,984	3,094,968	3,196,059	3,178,770	3,417,355
その他	4,368,245	3,870,706	3,589,443	3,968,944	5,269,691	3,994,750
収支差引額	2,564,902	2,930,417	2,377,689	2,694,032	2,895,113	2,258,733
積立金保有額	14,376,259	11,256,129	9,540,688	8,191,809	6,901,106	8,500,096
市町村債	26,743,222	24,079,760	31,005,257	31,273,325	30,297,036	23,261,268

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第86表 国民健康保険料(税)収納状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
保険料(税)現年分						
調 定 額	3,921,865,202	4,024,827,488	4,118,275,229	4,156,228,462	4,247,897,554	4,331,708,397
収 納 額	3,625,526,103	3,701,673,102	3,766,626,347	3,794,937,438	3,872,793,140	3,950,643,384
収 納 率(%)	92.49	92.02	91.52	91.37	91.23	91.26

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 平成12年度以降の調定額は、介護納付金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

第87表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	10,025,266,969	10,552,768,329	10,491,264,682	11,383,987,421	11,764,758,426	12,262,560,583
保 険 料 (税)	3,721,484,602	3,816,395,471	3,886,582,858	3,924,154,378	4,010,123,762	4,101,637,832
国 庫 支 出 金	3,497,863,465	3,791,592,715	3,727,393,556	3,984,394,896	4,065,427,771	3,797,995,438
事 務 費 負 担 金	4,338,297	4,114,316	3,971,297	3,885,379	2,742,575	2,721,447
療 養 給 付 費 等 負 担 金	2,787,927,497	3,036,137,209	3,003,152,245	3,151,614,667	3,211,509,889	2,984,410,219
高 額 療 養 費 共 同 事 業 負 担 金	.	.	.	47,827,710	50,389,985	53,880,439
調 整 交 付 金	692,008,243	744,098,305	713,825,618	774,081,603	793,122,932	749,717,870
そ の 他	13,589,428	7,242,885	6,444,396	6,985,538	7,662,390	7,265,463
療 養 給 付 費 交 付 金	1,296,864,471	1,325,252,226	1,233,699,772	1,609,636,123	1,834,111,092	2,102,808,384
都 道 府 県 支 出 金	41,873,430	33,503,766	30,570,798	.	.	.
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	.	.	.	47,618,883	50,394,715	53,880,439
第1号都道府県調整交付金	305,974,018
第2号都道府県調整交付金	52,685,583
そ の 他	.	.	.	27,485,819	24,780,825	21,475,868
保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	248,191,116	271,772,543	293,969,791	.	.	.
保 険 税 軽 減 分	.	.	.	321,349,637	341,797,170	359,479,295
保 険 者 支 援 分	.	.	.	80,964,840	81,645,514	84,053,867
基 準 超 過 費 用	3,235,285	3,233,628	1,827,552	1,932,226	2,189,750	1,436,075
職 員 給 与 費 等	158,899,151	160,733,716	166,279,127	163,710,100	165,517,484	168,857,746
出 産 育 児 一 時 金 等	44,148,964	44,805,532	45,274,352	44,942,664	43,652,294	41,335,453
財 政 安 定 化 支 援 事 業	129,090,873	106,347,576	106,282,536	100,387,125	90,732,825	90,995,908
一 般 会 計 繰 入 金 そ の 他	319,710,019	346,530,804	367,986,652	383,051,545	385,548,170	385,834,390
基 金 繰 入 金	37,616,106	63,628,453	87,312,611	102,574,440	90,374,237	95,428,173
繰 越 金	334,004,579	391,595,895	385,700,702	342,097,613	311,600,981	315,893,149
そ の 他	192,284,908	197,376,003	158,384,376	249,687,132	266,861,835	282,788,965
支 出	9,667,499,951	10,220,236,104	10,222,992,084	11,165,191,378	11,536,037,201	12,061,677,894
総 務 費	228,968,504	227,396,664	230,576,794	223,426,746	224,358,514	222,591,685
保 険 給 付 費	6,112,130,166	6,262,880,300	5,847,421,696	6,792,748,436	7,314,878,809	7,933,958,925
一 般 被 保 険 者 分						
療 養 諸 費	3,967,995,877	4,051,653,425	3,749,927,198	4,397,149,232	4,615,236,434	4,875,242,085
高 額 療 養 費	467,474,682	464,970,637	460,205,732	468,382,219	481,115,455	490,894,744
退 職 被 保 険 者 等 分						
療 養 諸 費	1,444,085,980	1,508,489,445	1,396,624,256	1,629,235,778	1,891,985,920	2,226,214,840
高 額 療 養 費	83,385,848	84,160,251	84,048,382	138,881,203	165,591,229	179,830,682
育 児 諸 費	14,650	20,502	17,390	54,151	38,811	16,803
出 産 育 児 諸 費	76,850,019	77,551,982	77,811,782	76,950,947	74,578,898	70,703,593
葬 祭 諸 費	31,135,575	32,417,502	34,190,509	35,203,723	36,747,035	38,698,031
そ の 他	17,371,108	19,126,125	20,016,059	21,463,857	23,097,825	24,860,352
審 査 支 払 手 数 料	23,816,427	24,490,431	24,580,390	25,427,327	26,487,202	27,497,795
老 人 保 健 拠 出 金	2,558,239,641	2,908,369,165	3,308,064,172	3,130,522,144	2,814,211,195	2,614,136,978
介 護 納 付 金	438,791,681	496,178,978	488,017,105	570,540,593	687,586,400	775,650,166
保 健 事 業 費	56,453,425	59,406,683	57,333,998	59,370,165	60,935,271	55,355,959
直 診 勘 定 繰 出 金	5,224,712	5,227,306	6,069,037	6,551,034	6,964,519	5,572,128
基 金 等 積 立 金	.	.	38,501,326	26,713,835	34,734,118	28,742,732
前 年 度 繰 上 充 用 金	70,823,251	71,173,632	81,383,920	98,732,831	117,587,301	115,957,892
そ の 他	196,868,571	189,603,376	165,624,038	256,585,594	274,781,074	309,711,430
収 支 差 引 残	357,767,017	332,532,226	268,272,598	218,796,043	228,721,225	200,882,689
黒 字 保 険 者 分	428,929,398	413,875,760	367,215,490	336,316,196	345,945,508	328,858,045
赤 字 保 険 者 分	△ 71,162,381	△ 81,343,535	△ 98,942,892	△ 117,520,152	△ 117,224,283	△ 127,975,356
市 町 村 (組 合) 債	288,314	14,024	74,141	648,299	360,948	1,171,011
保 険 給 付 費 未 払 費	1,114,453	42,868	1,015,174	46,118	50,972	31,399

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第88表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
事業所数	1,674,165	1,651,493	1,628,841	1,618,113	1,626,166	1,642,717
船舶所有者数	6,327	6,092	5,879	5,653	5,505	5,384
被保険者数	32,192,494	31,575,928	32,144,195	32,120,748	32,491,043	33,021,689
男	21,507,818	21,087,129	21,414,352	21,304,555	21,441,634	21,679,095
女	10,608,106	10,418,661	10,662,649	10,752,532	10,987,209	11,281,653
坑内員	2,656	906	918	893	874	840
船員	73,802	69,232	66,276	62,768	61,326	60,101
任意継続	112	・	・	・	・	・
船員任意継続(再掲)	—	—	・	・	・	・
平均標準報酬月額	318,688	318,679	314,489	313,893	313,679	313,204
男	365,917	365,143	359,249	358,875	358,607	358,118
女	222,587	224,311	224,292	224,394	225,663	226,582
坑内員	369,175	376,364	392,061	378,782	371,176	363,271
船員	366,382	366,802	362,128	377,137	373,815	371,635
任意継続	267,625	・	・	・	・	・
船員任意継続(再掲)	—	—	・	・	・	・

(注) 任意継続には船員任意継続を含む。
資料：社会保険庁「事業年報」

第89表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成18年3月末現在

標準報酬		被保険者数				
等級	月額 (千円)	計	男	女	坑内員	船員
総数		33,021,689	21,679,095	11,281,653	840	60,101
第1級	98	400,418	164,932	234,364	4	1,118
2	104	99,927	20,095	79,708	—	124
3	110	185,986	37,045	148,701	—	240
4	118	339,823	72,593	266,833	—	397
5	126	395,738	72,392	323,120	—	226
6	134	524,461	105,659	418,421	2	379
7	142	594,943	125,923	468,730	4	286
8	150	869,765	252,044	616,894	5	822
9	160	897,126	255,001	641,753	3	369
10	170	935,537	299,820	635,231	3	483
11	180	1,025,897	378,685	646,104	1	1,107
12	190	984,119	381,133	602,148	17	821
13	200	1,777,465	825,306	950,402	15	1,742
14	220	2,127,395	1,095,638	1,030,193	12	1,552
15	240	2,069,848	1,219,483	848,201	29	2,135
16	260	2,093,009	1,379,242	711,217	27	2,523
17	280	1,829,718	1,301,188	525,810	29	2,691
18	300	1,857,454	1,390,661	462,753	20	4,020
19	320	1,535,051	1,211,722	320,201	75	3,053
20	340	1,362,609	1,114,015	244,997	255	3,342
21	360	1,317,771	1,105,797	208,477	40	3,457
22	380	1,362,406	1,178,927	179,407	41	4,031
23	410	1,504,345	1,319,046	180,378	51	4,870
24	440	1,197,237	1,079,833	113,345	41	4,018
25	470	958,859	882,254	73,150	64	3,391
26	500	904,400	818,068	83,400	32	2,900
27	530	641,641	602,025	37,495	34	2,087
28	560	531,564	499,063	30,951	15	1,535
29	590	468,121	432,078	34,778	4	1,261
30	620	2,229,056	2,059,427	164,491	17	5,121

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁「事業年報」

第90表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成18年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合 計	1,660,144	33,742,303	22,080,658	11,660,961	684	314,510	359,760	228,825	351,067
農 林 水 産 業	16,112	144,061	103,126	40,395	—	266,113	294,527	194,531	—
鉱 業	4,103	75,594	64,010	11,166	418	343,512	363,651	227,597	356,029
総 合 工 事 業	119,779	1,367,413	1,154,911	212,473	29	339,741	361,172	223,243	386,897
職 別 工 事 業	79,940	540,341	452,067	88,274	—	327,439	346,535	229,643	—
設 備 工 事 業	79,804	795,655	679,535	116,107	13	342,763	361,847	231,070	365,231
食料品・たばこ製造業	33,882	1,019,104	586,294	432,808	2	274,747	339,728	186,721	345,000
繊維製品製造業	24,217	391,877	183,663	208,214	—	255,513	335,006	185,394	—
木製品・家具等製造業	20,174	230,972	172,889	58,082	1	278,778	304,398	202,518	220,000
紙製品製造業	7,446	216,395	165,568	50,827	—	315,088	347,882	208,265	—
印刷・同関連産業	24,916	454,573	336,812	117,761	—	332,836	364,248	242,991	—
化学工業・同類似業	28,182	1,113,906	850,871	263,029	6	355,121	391,976	235,902	248,333
金 属 工 業	42,639	1,003,626	829,179	174,409	38	345,476	369,389	231,779	375,263
機械器具製造業	71,341	3,610,298	2,894,768	715,529	1	355,434	387,445	225,927	220,000
その他の製造業	26,260	860,333	676,431	183,882	20	362,432	397,397	233,815	337,000
卸 売 業	129,994	2,271,031	1,574,372	696,637	22	329,564	371,024	235,868	286,727
飲食料品小売業	53,126	724,051	413,716	310,335	—	270,447	328,433	193,144	—
飲食料品以外の小売業	157,725	2,562,706	1,480,414	1,082,288	4	282,443	334,081	211,810	270,000
金 融 ・ 保 険 業	21,200	1,347,817	715,862	631,955	—	363,205	456,853	257,122	—
不 動 産 業	69,660	478,887	319,375	159,512	—	323,125	360,387	248,521	—
道路貨物運送業	33,111	1,063,273	931,951	131,320	2	313,741	325,186	232,520	162,000
その他の運輸業	25,771	1,264,496	1,090,604	173,890	2	318,195	333,123	224,567	381,000
情 報 通 信 業	54,549	1,866,086	1,384,947	481,137	2	376,274	408,311	284,056	490,000
電気・ガス・熱供給・水道業	9,194	292,405	247,621	44,784	—	425,927	452,189	280,716	—
飲 食 店	38,898	528,747	325,632	203,114	1	265,097	305,173	200,848	260,000
宿 泊 業	12,831	303,870	175,241	128,628	1	253,445	293,553	198,802	220,000
医療業・保健衛生	77,232	1,988,848	468,633	1,520,212	3	288,181	377,570	260,625	139,333
社会保険・社会福祉・介護事業	47,253	1,174,437	330,610	843,812	15	238,151	287,416	218,848	308,800
教育・学習支援業	21,121	340,251	160,239	180,012	—	275,228	327,884	228,356	—
複 合 サ ー ビ ス 業	12,518	390,059	246,210	143,849	—	258,754	295,300	196,202	—
物 品 賃 貸 業	9,020	171,429	119,276	52,152	1	304,657	340,273	223,203	150,000
対個人サービス業	32,065	466,017	215,994	250,023	—	271,250	322,670	226,828	—
労働者派遣業	7,556	778,276	254,828	523,447	1	240,385	275,498	223,291	200,000
その他の対事業所サービス業	35,395	1,046,491	709,283	337,205	3	267,433	299,013	201,007	233,333
修 理 業	41,274	355,706	295,966	59,740	—	309,974	327,381	223,739	—
娯 楽 業	14,470	369,624	212,773	156,850	1	271,950	312,565	216,855	150,000
廃棄物処理業	13,565	178,044	141,852	36,188	4	309,535	324,741	249,924	347,500
学 術 研 究 機 関	3,585	76,600	42,373	34,226	1	333,770	410,247	239,081	620,000
政治・経済・文化団体	32,119	249,259	139,628	109,631	—	308,907	363,424	239,472	—
その他のサービス業	114,146	1,184,938	795,986	388,859	93	333,099	372,541	252,355	360,516
公 務	13,971	444,807	137,148	307,659	—	189,058	228,496	171,477	—

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調べ

第91表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	1,427,042	1,524,210	1,593,893	1,709,963	1,669,807	1,503,277
金額	1,736,747,001	1,514,838,831	1,418,785,140	1,459,845,698	1,364,842,217	1,195,127,445
老齢厚生年金 人員 (老齢相当)	620,835	670,829	709,057	758,703	710,600	602,053
金額	1,301,883,894	1,079,791,168	976,198,358	1,002,855,000	908,782,249	749,597,613
老齢厚生年金 人員 (通老相当)	522,753	565,341	585,391	642,654	643,157	572,978
金額	162,268,385	156,541,359	149,751,274	158,311,363	150,986,002	127,062,634
障害厚生年金 人員	26,474	26,988	28,285	28,054	31,028	29,486
金額	21,497,707	21,864,290	22,893,251	22,533,712	24,725,699	23,314,472
遺族厚生年金 人員	252,832	257,912	268,234	278,046	282,321	296,557
金額	249,536,653	255,374,879	268,763,159	275,102,408	279,309,726	294,299,853
老 齢 年 金 人員	340	274	245	255	211	195
金額	526,492	425,962	372,500	372,808	322,122	264,181
通算老齢年金 人員	3,374	2,474	2,341	1,945	2,140	1,698
金額	685,357	506,523	511,329	405,849	422,019	334,427
障 害 年 金 人員	254	253	241	212	229	229
金額	260,549	257,023	245,587	213,689	229,663	215,394
遺 族 年 金 人員	64	55	41	37	51	35
金額	57,633	56,238	36,647	34,970	48,211	28,200
通算遺族年金 人員	116	84	58	57	70	46
金額	30,329	21,390	13,035	15,898	16,527	10,673

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	19,528,744	20,558,557	21,979,649	23,147,746	24,232,672	25,109,878
金額	22,329,204,564	22,820,415,641	23,980,579,622	24,672,920,568	24,910,333,003	25,343,469,828
老齢厚生年金 人員 (老齢相当)	6,417,604	7,023,529	7,758,305	8,440,781	9,054,158	9,550,566
金額	10,876,675,498	11,443,136,562	12,457,041,879	13,310,548,330	13,674,460,358	14,229,511,923
老齢厚生年金 人員 (通老相当)	4,621,473	5,116,613	5,719,685	6,278,069	6,821,090	7,277,814
金額	1,300,339,517	1,399,114,654	1,535,821,683	1,637,426,857	1,712,654,078	1,770,627,409
障害厚生年金 人員	261,221	278,359	299,499	316,597	335,860	353,001
金額	200,121,612	212,682,718	228,045,461	238,515,258	251,746,923	263,722,648
遺族厚生年金 人員	2,612,574	2,790,739	3,025,982	3,209,682	3,392,016	3,578,957
金額	2,603,746,730	2,788,909,405	3,026,127,672	3,189,406,626	3,367,399,666	3,558,076,318
老 齢 年 金 人員	2,596,421	2,462,783	2,386,734	2,249,486	2,112,622	1,972,604
金額	5,301,399,045	5,015,681,151	4,832,198,522	4,499,263,498	4,197,774,559	3,903,135,065
通算老齢年金 人員	1,730,666	1,647,210	1,578,839	1,491,439	1,403,755	1,312,786
金額	728,392,524	690,734,227	660,685,535	616,158,246	575,995,457	536,505,117
障 害 年 金 人員	163,892	157,294	152,921	146,459	140,126	133,727
金額	209,410,790	200,319,463	194,416,318	183,773,440	174,570,661	166,005,229
遺 族 年 金 人員	1,010,077	972,112	950,847	913,367	876,271	838,872
金額	1,078,876,482	1,040,880,599	1,018,114,544	971,221,503	930,501,556	891,980,278
通算遺族年金 人員	114,816	109,918	106,837	101,865	96,774	91,551
金額	30,242,368	28,956,862	28,128,010	26,606,811	25,229,744	23,905,842

- (注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。
 2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
 3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。
 4 船員保険の旧法分を含む。
 5 基金代行支給分を含む。
 6 旧三共済を含む。平成14年度からは旧農林共済組合を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

第92表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	30,501	29,641	29,535	32,756	31,950	30,347
金額	11,095,969	10,938,746	10,943,492	12,282,180	11,012,869	9,624,187
障害手当金 件数	201	226	217	257	235	219
金額	322,390	358,867	345,004	405,367	369,931	337,210
脱退手当金 件数	16,178	14,213	12,588	11,992	11,000	9,464
金額	4,118,305	3,671,077	3,182,106	2,941,654	2,464,732	2,092,673
脱退一時金 件数	14,122	15,202	16,730	20,507	20,715	20,664
金額	6,655,275	6,908,803	7,416,382	8,935,159	8,178,206	7,194,303

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁「事業年報」

第93表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《年金》						
新 規 裁 定	1,259,649	1,034,298	930,441	891,069	856,856	840,789
老齢厚生年金(老齢相当)	2,097,811	1,610,385	1,377,459	1,322,833	1,280,077	1,246,611
老齢厚生年金(通老相当)	351,850	318,348	300,961	286,394	277,094	277,355
障害厚生年金	1,311,298	1,297,971	1,281,582	1,277,999	1,272,636	1,264,576
遺族厚生年金	1,087,567	1,085,338	1,091,281	1,075,753	1,071,194	1,066,757
老 齢 年 金	1,548,507	1,554,606	1,520,411	1,461,992	1,526,644	1,354,772
通 算 老 齢 年 金	203,129	204,738	218,423	208,663	197,205	196,953
障 害 年 金	1,025,784	1,015,898	1,019,035	1,007,963	1,002,894	940,585
遺 族 年 金	900,520	1,022,513	893,829	945,143	945,306	805,725
通 算 遺 族 年 金	261,459	254,646	224,750	270,438	236,090	232,015
年 度 末 現 在	1,414,679	1,399,037	1,392,034	1,376,151	1,350,108	1,349,053
老齢厚生年金(老齢相当)	2,138,119	2,086,498	2,068,525	2,039,226	1,978,664	1,974,939
老齢厚生年金(通老相当)	748,377	747,788	743,032	733,125	726,734	734,077
障害厚生年金	1,240,076	1,242,515	1,235,053	1,223,334	1,220,968	1,220,876
遺族厚生年金	1,061,954	1,060,296	1,055,795	1,045,335	1,040,778	1,038,790
老 齢 年 金	2,041,810	2,036,591	2,024,607	2,000,130	1,986,997	1,978,671
通 算 老 齢 年 金	420,874	419,336	418,463	413,130	410,325	408,677
障 害 年 金	1,277,736	1,273,535	1,271,351	1,254,769	1,245,812	1,241,374
遺 族 年 金	1,068,113	1,070,741	1,070,745	1,063,342	1,061,888	1,063,309
通 算 遺 族 年 金	263,399	263,441	263,280	261,197	260,708	261,120
《一時金》	363,790	369,041	370,526	374,960	344,691	317,138
障 害 手 当 金	1,603,930	1,587,907	1,589,880	1,577,304	1,574,174	1,539,772
脱 退 手 当 金	254,562	258,290	252,789	245,301	224,067	221,119
脱 退 一 時 金	471,270	454,467	443,298	435,713	394,796	348,156

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。

7 旧三共済を含む。平成14年度からは旧農林共済組合を含む。

資料：社会保険庁調べ

第94表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
徴 収 決 定 額	20,491,594,331	20,417,604,799	20,676,840,368	19,647,120,213	19,802,162,276	20,357,713,423
前年度からの繰越額	381,827,461	411,836,976	429,389,061	420,308,996	350,475,159	300,101,947
本 年 度 分	20,109,766,870	20,005,767,822	20,247,451,307	19,226,811,216	19,451,687,117	20,057,611,475
収 納 済 額	20,051,216,759	19,935,986,552	20,203,364,573	19,242,533,981	19,453,699,614	20,058,431,607
不 納 欠 損 額	25,519,148	48,604,253	50,228,591	52,090,675	47,181,026	35,067,321
収 納 未 済 額	414,858,424	433,013,994	423,247,204	352,495,557	301,281,637	264,214,495
収 納 率 (%)	97.9	97.6	97.7	97.9	98.2	98.5

資料：社会保険庁「事業年報」

第95表 厚生年金保険収支状況

(i) 厚生保険特別会計年勘定

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	30,698,925,264	29,788,556,772	30,888,444,786	31,102,189,489	32,847,701,976	38,573,966,680
保 険 料	20,051,216,759	19,935,986,552	20,203,364,573	19,242,533,981	19,453,699,614	20,058,431,607
国 庫 負 担 金	3,720,885,751	3,816,383,180	4,003,622,223	4,104,518,651	4,279,206,064	4,539,449,827
拠 出 金 収 入 等	634,731,798	592,786,688	2,124,535,660	552,228,046	490,097,002	472,136,814
国共済組合連合会等拠出金収入	32,716,859	32,716,859	27,292,226	37,249,860	38,322,337	38,391,810
積立金相当額納付金	188,778,744	162,133,485	1,724,256,336	172,692,180	137,371,020	138,215,782
職域等費用納付金	413,236,194	397,936,344	372,987,097	342,286,006	314,403,646	295,529,222
旧制度間調整法調整拠出金収入	・	・	・	・	・	・
国年特会より受入	1,957,354,774	1,556,579,221	1,424,025,239	1,392,064,117	1,606,020,560	1,947,360,790
積立金より受入	—	—	—	—	—	6,249,692,219
解散厚生年金基金等徴収金	・	・	・	3,496,506,727	5,385,413,212	3,456,753,382
利子（運用収入）	4,306,656,638	3,860,738,911	3,107,090,884	2,288,443,188	1,612,514,924	1,077,585,113
年金資金運用基金納付金	—	—	—	—	—	752,223,592
その他の収入	28,079,544	26,082,220	25,806,207	25,894,780	20,750,600	20,333,337
支 出	28,621,029,252	29,281,820,301	30,587,757,783	31,440,137,076	32,611,812,555	37,606,752,076
保 険 給 付 費	19,154,365,996	19,622,797,727	20,346,570,347	20,814,004,846	21,538,042,126	21,986,252,822
旧制度間調整法調整交付金	・	・	・	・	・	・
国年特会へ繰入	9,127,239,624	9,304,796,282	9,896,099,409	10,298,563,649	10,787,386,578	11,283,096,252
業務勘定へ繰入	220,874,349	231,155,470	220,216,891	207,509,001	190,646,916	4,240,160,431
その他の支出	118,549,283	123,070,822	124,871,135	120,059,580	95,736,935	97,242,572
差引収支過不足額	2,077,896,012	506,736,471	300,687,003	△ 337,947,586	235,889,421	967,214,604
積立金から補足	—	—	—	337,947,586	—	—
業務勘定から積立金への繰入	3,761,826	6,231,428	8,262,238	6,740,937	14,967,843	22,632,247
積立金へ繰入	2,081,657,838	512,967,899	308,949,242	6,740,937	250,857,264	998,846,851
年度末現在積立金	136,880,413,347	137,393,381,246	137,702,330,488	137,411,034,529	137,661,891,793	132,402,046,424

- (注) 1 収入の「国年特会(国民年金特別会計)より受入」とは、基礎年金給付に相当する部分に対する交付金であり、支出の「国年特会へ繰入」とは基礎年金拠出金である。
- 2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。
- 3 「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度末までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以降の積立金は預託残高と年金資金運用基金への運用寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成17年度末の時価ベースの積立金額は、約140.3兆円である。「平均運用利回り」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託金の運用利回りであり、平成13年度以降は財務省財政融資資金への預託分の運用利回りである。また、「積立金全体に係る平均運用利回り」は、財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の実用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りである。

(ii) 厚生保険特別会計業務勘定

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	628,152,515	629,884,656	588,496,610	569,240,245	539,802,386	4,597,357,606
国庫負担金	83,511,304	84,422,886	83,104,166	83,103,555	81,672,726	88,058,271
他勘定より受入	369,109,099	376,802,077	339,972,978	321,364,765	295,017,697	4,335,239,054
健康勘定より受入	148,234,750	145,646,607	119,756,087	113,855,764	104,370,781	95,078,623
年金勘定より受入	220,874,349	231,155,470	220,216,891	207,509,001	190,646,916	4,240,160,431
児童手当収入	137,716,509	136,899,332	136,982,743	134,741,469	133,691,715	135,190,520
特別保健福祉事業資金より受入	18,316,053	12,934,941	8,993,908	8,999,964	8,999,984	8,637,309
その他の収入	19,499,550	18,825,420	19,442,815	21,030,492	20,420,264	30,232,452
支 出	610,692,703	611,477,118	573,686,806	553,237,799	508,538,601	4,554,993,395
事務費	139,860,184	145,460,094	142,943,733	147,165,023	144,467,139	144,580,278
保健事業費	90,445,838	92,765,534	79,353,897	80,661,139	73,748,389	70,016,875
福祉事業費	218,353,635	217,933,885	200,844,644	177,744,051	144,671,168	114,127,999
特別保健福祉事業	18,304,094	12,925,196	8,972,732	8,998,943	8,999,984	8,637,309
児童手当勘定へ繰入	135,906,721	135,059,923	135,157,506	132,902,297	131,905,204	132,653,738
その他の支出	7,822,230	7,332,485	6,414,294	5,766,347	4,746,716	4,084,977,196
差引収支過不足額	17,459,812	18,407,538	14,809,804	16,002,446	31,263,785	42,364,211

(注) 「差引収支過不足額」のうち、特別保健福祉事業以外の事業に係るものについては、一部を健康勘定の事業運営安定資金と年金勘定の積立金に組み入れられ、残りは業務勘定において翌年度の歳入に繰り入れられる。
また、「差引収支過不足額」のうち、特別保健福祉事業に係るものについては、業務勘定の特別保健福祉事業資金に組み入れられる。

資料：社会保険庁「事業年報」

② 厚生年金基金

第96表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
基金数	1,801	1,737	1,656	1,357	838	687
設立事業所数	177,368	170,790	162,041	148,510	136,625	130,196
加入員数	11,395,527	10,871,483	10,385,707	8,351,440	6,152,009	5,309,784
男	8,298,011	7,941,899	7,590,266	6,000,623	4,413,866	3,784,701
女	3,097,478	2,929,584	2,795,441	2,350,817	1,738,143	1,525,083
坑内員	38	・	・	・	・	・
平均標準給与月額	349,231	350,795	348,824	345,509	336,809	331,022
男	392,351	393,213	390,061	387,245	374,439	366,767
女	233,713	235,803	236,856	238,975	241,253	241,419
坑内員	271,316	・	・	・	・	・

(注) 平成13年度より「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第97表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計件数	4,682,329	4,991,811	5,292,172	5,009,869	4,469,078	4,405,537
金額	2,040,760,257	2,269,244,569	2,476,567,606	2,084,861,775	1,442,366,237	1,139,597,692
基金裁定件数	3,512,433	3,698,697	3,863,745	3,422,589	2,709,054	2,481,443
金額	1,978,764,112	2,199,006,189	2,397,317,951	1,995,026,060	1,341,628,404	1,029,187,546
企業年金連合会裁定件数	1,169,896	1,293,114	1,428,427	1,587,280	1,760,024	1,924,094
金額	61,996,144	70,238,380	79,249,655	89,835,715	100,737,833	110,410,146

(注) 「企業年金連合会裁定」は、平成17年9月以前は「厚生年金基金連合会裁定」である。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」

平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第98表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合計 件数	457,637	495,169	510,631	462,632	302,828	242,725
金額	551,489,198	664,789,916	771,949,195	627,028,978	310,632,606	149,146,139
脱退一時金 件数	361,099	370,810	370,361	325,987	217,049	176,016
金額	134,548,633	144,717,641	158,433,861	126,406,338	70,136,233	45,232,593
遺族一時金 件数	14,277	14,830	15,064	14,384	10,979	8,802
金額	46,398,339	49,584,223	50,102,586	47,666,671	24,969,287	12,633,671
選択一時金 件数	82,261	109,529	125,206	122,261	74,800	57,907
金額	370,542,226	470,488,053	563,412,749	452,955,969	215,527,086	91,279,873

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：平成15年度以前は、厚生年金基金連合会「厚生年金基金事業年報」
平成16年度以降は、厚生労働省年金局調べ

第99表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
年金	435,843	454,593	467,968	470,045	322,744	258,674
一時金	1,205,080	1,342,552	1,511,755	1,355,352	1,025,772	614,466
脱退一時金	372,609	390,274	427,782	387,765	323,135	256,980
死亡一時金	3,249,866	3,343,508	3,325,982	3,313,868	2,274,277	1,435,318
選択一時金	4,504,470	4,295,557	4,499,886	3,704,828	2,281,378	1,576,318

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第100表 加入件数

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《適格退職年金》						
合 計	73,913	66,752	59,162	52,761	45,090	38,885
生 保 会 社	64,249	57,433	50,463	44,747	37,725	32,166
全 共 連	581	532	459	446	427	411
信 託 銀 行	9,083	8,787	8,240	7,568	6,938	6,308
《確定給付企業年金》						
合 計	・	15	312	987	1,432	1,941
生 保 会 社	・	3	89	329	563	931
全 共 連	・	—	3	6	10	11
信 託 銀 行	・	12	220	652	859	999

(注) 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

資料：(社)生命保険協会調べ

第101表 加入者数

年度末現在 (単位 万人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《適格退職年金》						
合 計	915	858	777	653	567	506
生 保 会 社	513	469	420	361	313	278
全 共 連	12	11	11	11	10	10
信 託 銀 行	390	377	345	281	243	217
《確定給付企業年金》						
合 計	・	3	135	314	384	430
生 保 会 社	・	0	14	64	87	96
全 共 連	・	—	0	0	0	0
信 託 銀 行	・	3	120	249	296	334

(注) 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

資料：(社)生命保険協会調べ

5 国民年金

第102表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 数	33,068,030	33,407,544	33,603,769	33,494,021	33,162,957	32,825,823
第1号被保険者	21,246,771	21,774,826	22,064,406	22,077,392	21,827,909	21,576,319
任意加入被保険者	290,573	299,060	303,510	322,508	341,612	327,166
第3号被保険者 (再掲)	11,530,686	11,333,658	11,235,853	11,094,121	10,993,436	10,922,338
付加保険料納付被保険者	781,545	718,368	679,687	688,809	764,512	772,238
強 制	242,159	122,416	102,002	94,009	89,414	86,748
任 意	539,386	595,952	577,685	594,800	675,098	685,490
保険料全額免除被保険者	・	・	・	・	・	5,382,943
保険料免除被保険者	3,697,626	3,759,364	2,808,646	3,090,354	3,268,948	・
法定免除	956,501	989,555	1,027,786	1,062,445	1,092,863	1,126,166
学生納付特例	・	・	・	・	・	1,760,373
若年者納付猶予	・	・	・	・	・	340,525
申請免除	2,741,125	2,769,809	1,780,860	2,027,909	2,176,085	・
全 額	・	・	1,436,907	1,649,462	1,761,775	2,155,879
半 額	・	・	343,953	378,447	414,310	532,984

(注) 「保険料全額免除被保険者」とは、法定免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予者、申請免除(全額)者をいう。
資料：社会保険庁「事業年報」

第103表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
印紙売りさばき 代金収納済額	1,859,624,703	1,833,537,356	・	・	・	・
保険料収納済歳入額	1,964,825,904	1,959,177,513	1,843,704,663	1,962,655,695	1,935,433,644	1,948,001,962
付加保険料(再掲)	3,613,147	3,475,599	・	・	・	・
印紙収入検認額	1,856,609,959	1,838,954,926	・	・	・	・
付加保険料(再掲)	3,599,233	3,459,251	・	・	・	・
現年度保険料	・	・	1,739,780,580	1,824,223,971	1,786,079,596	1,806,156,054
過年度保険料	92,331,855	100,469,750	103,924,083	138,431,724	149,354,048	141,845,908
付加保険料(再掲)	8,649	9,942	・	・	・	・
前納保険料	1,664,473	1,910,801	・	・	・	・
付加保険料(再掲)	5,265	6,407	・	・	・	・
追納保険料 (再掲)	14,219,616	17,842,036	・	・	・	・
前納保険料	・	・	390,685,342	408,518,334	420,111,755	540,728,423
追納保険料	・	・	18,795,918	26,654,838	33,167,290	31,384,704

(注) 1 平成14年度から法改正により保険料徴収が市町村から国になったため、区分に変更がある。
2 平成14年度以降の「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。
3 平成14年度以降の「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第104表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	559,870	560,777	563,902	535,287	501,317	498,186
金額	384,938,888	383,604,477	387,378,925	362,627,523	343,481,176	345,199,732
老齡基礎年金 人員	435,057	437,549	440,775	409,318	374,721	375,525
金額	281,570,449	281,078,664	284,698,055	258,455,536	238,756,061	243,824,702
障害基礎年金 人員	72,724	73,606	74,902	78,110	80,541	78,997
金額	65,581,577	66,382,672	67,412,926	69,503,829	71,384,740	69,756,971
遺族基礎年金 人員	45,164	43,320	42,217	41,980	40,587	38,588
金額	34,705,718	33,358,729	32,613,699	32,123,702	31,017,674	29,488,739
老 齡 年 金 人員	261	237	211	194	151	144
金額	138,523	122,834	111,692	102,218	77,110	73,331
通算老齡年金 人員	1,341	1,102	948	950	951	922
金額	237,733	194,806	152,353	148,847	151,107	139,687
障 害 年 金 人員	327	231	228	221	199	151
金額	282,119	197,588	194,424	181,852	164,309	124,570
母 子 年 金 人員	—	1	—	—	—	—
金額	—	1,267	—	—	—	—
準母子年金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
遺 児 年 金 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
寡 婦 年 金 人員	4,996	4,731	4,621	4,514	4,167	3,859
金額	2,422,770	2,267,916	2,195,777	2,111,541	1,930,176	1,791,733

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	19,736,770	20,668,965	21,652,589	22,543,518	23,431,323	24,393,056
金額	11,835,987,518	12,582,975,235	13,359,790,800	13,943,261,787	14,592,315,313	15,350,125,245
老齡基礎年金 人員	11,763,913	12,990,383	14,269,266	15,458,502	16,639,321	17,908,710
金額	7,795,287,972	8,646,255,856	9,527,065,079	10,248,095,417	11,008,660,116	11,874,757,715
障害基礎年金 人員	1,309,985	1,352,764	1,395,812	1,440,793	1,487,669	1,530,875
金額	1,202,377,510	1,237,747,808	1,273,290,567	1,298,644,619	1,332,928,775	1,368,041,077
遺族基礎年金 人員	317,321	313,849	308,770	303,542	297,507	289,880
金額	248,589,420	246,530,293	243,365,865	237,709,988	232,616,465	227,022,733
老 齡 年 金 人員	4,297,230	4,039,346	3,784,223	3,526,596	3,275,298	3,019,835
金額	2,018,331,120	1,903,094,852	1,788,854,586	1,658,107,685	1,541,010,822	1,426,600,245
通算老齡年金 人員	1,828,844	1,764,146	1,696,578	1,625,295	1,551,872	1,474,108
金額	394,454,001	382,149,592	369,173,144	352,153,401	336,849,050	321,648,752
障 害 年 金 人員	163,315	155,035	147,067	139,378	131,824	124,126
金額	148,085,475	140,438,150	133,119,446	124,937,859	117,723,476	110,807,246
母 子 年 金 人員	2,278	1,261	584	203	61	46
金額	2,140,887	1,176,925	544,704	189,842	61,571	47,825
準母子年金 人員	4	2	—	—	—	—
金額	4,142	2,071	—	—	—	—
遺 児 年 金 人員	29	17	10	7	7	7
金額	22,749	13,099	7,469	5,011	4,996	4,996
寡 婦 年 金 人員	53,851	52,162	50,279	49,202	47,764	45,469
金額	26,694,244	25,566,590	24,369,940	23,417,965	22,460,042	21,194,657

資料：社会保険庁「事業年報」

第105表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	58	48	29	25	23	7
金額	23,896	19,776	11,948	10,208	9,363	2,850
老 齢 福 祉 年 金 件数	58	48	29	25	23	7
金額	23,896	19,776	11,948	10,208	9,363	2,850
老 齢 特 別 給 付 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	185,195	144,639	110,048	84,619	64,020	47,289
金額	76,299,428	59,590,660	45,339,168	34,548,737	26,062,542	19,251,352
老 齢 福 祉 年 金 件数	185,192	144,637	110,046	84,617	64,020	47,289
金額	76,299,104	59,590,444	45,338,952	34,548,521	26,062,542	19,251,352
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	18,176	14,102	10,324	7,655	5,770	4,259
金額	4,376,094	3,313,532	2,366,294	1,690,518	1,266,252	926,322
全 部 支 給 停 止 件数	48,437	37,303	28,345	22,291	17,364	13,440
老 齢 特 別 給 付 金 件数	3	2	2	2	—	—
金額	324	216	216	216	—	—
(再掲)						
一 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
全 部 支 給 停 止 件数	—	—	—	—	—	—

(注) 「一部支給停止」金額は、支給年額である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第106表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《基礎年金勘定》						
収 入	14,779,811,889	15,220,200,359	15,966,496,187	16,745,977,288	17,557,477,711	18,430,180,542
拠出金等収入	14,743,747,920	15,194,124,371	15,943,720,229	16,732,360,996	17,544,818,348	18,417,461,460
運用収入	30,440,730	20,910,118	17,463,098	7,898,705	8,256,820	8,303,488
雑収入	5,623,239	5,165,869	5,312,859	5,717,587	4,402,543	4,415,593
支 出	13,773,715,750	14,074,067,289	14,599,325,058	15,217,449,565	16,008,558,685	17,015,999,288
基礎年金給付費	8,477,441,020	9,363,319,032	10,249,367,215	11,073,549,445	11,811,814,632	12,638,647,358
基礎年金相当給付費繰入及交付金	5,296,171,300	4,710,666,538	4,349,884,802	4,143,792,614	4,196,665,570	4,377,272,227
諸支出金	103,430	81,719	73,041	107,506	78,484	79,702
収 支 差 引	1,006,096,139	1,146,133,070	1,367,171,129	1,528,527,724	1,548,919,026	1,414,181,254
翌年度へ繰越	1,006,096,139	1,146,133,070	1,367,171,129	1,528,527,724	1,548,919,026	1,414,181,254
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
《国民年金勘定》						
収 入	6,188,788,825	6,038,863,727	5,822,400,655	5,767,669,986	5,570,879,860	6,117,461,245
保険料収入	1,967,840,647	1,953,759,943	1,895,793,250	1,962,655,695	1,935,433,644	1,948,001,962
一般会計より受入	1,363,650,972	1,430,705,811	1,456,538,388	1,496,285,266	1,521,881,737	1,702,012,646
基礎年金勘定より受入	2,570,129,176	2,424,546,596	2,277,134,154	2,153,429,366	2,007,558,385	1,876,340,729
積立金より受入	—	—	—	—	—	453,863,809
運用収入	282,833,674	226,287,107	189,718,311	152,278,606	104,365,035	75,751,887
年金資金運用基金納付金	・	—	—	—	—	59,994,942
雑収入	4,334,356	3,564,269	3,216,551	3,021,053	1,641,059	1,495,269
支 出	5,836,132,117	5,920,466,781	5,870,881,372	5,817,680,878	5,741,559,772	6,224,524,548
国民年金給付費	2,645,403,018	2,513,268,392	2,381,898,322	2,229,305,316	2,088,781,846	1,952,710,849
基礎年金勘定へ繰入	3,092,488,405	3,287,081,698	3,369,340,268	3,485,304,301	3,543,719,527	3,897,559,415
諸支出金	26,306,955	25,774,465	25,956,835	26,117,887	27,199,888	29,982,936
業務勘定へ繰入	71,933,739	94,342,225	93,685,947	76,953,373	81,858,511	344,271,347
収 支 差 引	352,656,708	118,396,946	—	—	—	—
超過受入	—	—	—	—	—	—
積立金へ繰入	352,656,708	118,396,946	—	—	—	—
積立金から補足	・	・	48,480,718	50,010,892	170,679,913	107,063,303
年度末現在積立金	9,820,795,696	9,949,014,922	9,910,835,492	9,861,171,654	9,699,147,638	9,151,357,067

《福祉年金勘定》							
収	入	78,239,807	64,013,521	45,900,834	34,525,069	28,460,839	21,294,601
一般会計より受入		68,369,407	48,310,420	31,761,108	27,602,518	23,505,550	15,235,974
雑収入等		9,870,399	15,703,101	14,139,726	6,922,551	4,955,289	6,058,627
支	出	62,669,906	49,990,198	39,057,445	29,620,153	22,442,777	18,386,285
福祉年金給付費		62,669,846	49,989,337	39,057,441	29,620,016	22,442,777	16,480,782
特別障害給付金給付費		1,905,504
諸支出金		60	861	4	137	0	—
収支差引		15,569,900	14,023,323	6,843,388	4,904,916	6,018,062	2,908,316
《業務勘定》							
収	入	2,046,114,028	2,030,840,249	233,867,782	150,207,273	155,886,422	424,985,150
一般会計より受入		111,425,082	99,320,519	74,575,064	69,513,651	69,417,080	77,646,931
印紙売さばき収入		1,859,624,703	1,833,537,356	62,856,847	—	—	—
国民年金勘定より受入		71,933,739	94,342,225	93,685,947	76,953,373	81,858,511	344,271,347
雑収入等		3,130,504	3,640,149	2,749,924	3,740,249	4,610,831	3,066,872
支	出	2,036,190,573	2,018,700,757	220,049,186	145,598,534	144,618,991	409,482,629
業務取扱費		159,096,619	167,377,281	140,891,547	131,007,614	132,078,642	128,196,715
施設整備費		15,901	16,530	447,058	783,999	285,066	321,262
諸支出金（印紙買戻費）		.	.	10,768,259	—	—	—
国民年金勘定へ繰入		1,859,624,703	1,833,537,356	52,088,587	—	—	—
福祉施設費		17,453,350	17,769,590	15,853,734	13,806,921	12,255,283	17,724,406
財政融資資金繰上償還等資金		263,240,247
収支差引		9,923,455	12,139,492	13,818,596	4,471,619	11,267,431	15,502,520
翌年度へ繰越		3,508,155	2,317,213	3,517,308	4,124,565	2,611,535	2,365,980
国民年金勘定積立金へ繰入		6,415,299	9,822,279	10,301,288	347,054	8,655,897	13,136,540

(注) 1 国民年金特別会計の決算額による。

2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

3 国民年金勘定の「積立金」は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革によって平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。平成12年度までの積立金は、旧大蔵省資金運用部への預託残高である。平成13年度以降の積立金は、預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成17年度末の時価ベースの積立金額は、約9.7兆円である。平均運用利回りは、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託金の運用利回りであり、平成13年度以降は財務省財政融資資金への預託分の運用利回りである。また、積立金全体に係る平均運用利回りは、財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りである。

資料：社会保険庁「事業年報」

6 農業者年金基金

第107表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	総数	通常加入	政策支援 加入	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未分類
平成13年度(2001)	61,756	28,677	33,079	13,022	18	850	1,447	42	17,700	0
14 (2002)	71,570	32,036	38,920	16,301	28	1,749	1,719	95	19,028	614
15 (2003)	68,320	29,994	37,902	16,464	23	1,961	1,485	93	17,876	424
16 (2004)	64,905	39,590	23,417	19,193	8	2,360	1,726	130	0	1,898
17 (2005)	63,382	38,791	24,033	19,644	6	2,657	1,607	119	・	558

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

政策支援区分6：旧制度加入者への特例措置による政策支援対象者（平成16年12月31日までの特例措置）

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第108表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
経営移譲年金 人員	653,767	644,467	631,603	613,592	593,728	571,507
金額	88,136,579	74,258,334	76,754,826	77,813,151	78,305,555	78,338,422
農業者老齢年金 人員	583,695	567,646	551,412	531,711	510,433	487,252
金額	90,212,898	89,163,122	87,927,209	86,001,008	83,732,540	81,159,196

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字でみる農年」

第109表 農業者年金年金勘定経理状況

平成16年4月1日～平成17年3月31日 (単位 千円)

区 分	特例付加年金勘定	農業者 老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	2,795,972	17,077,177	173,316,477	594,163	454,129	193,329,661
經常収 益	2,795,972	17,077,177	171,357,253	572,640	454,129	191,348,914
運 営 費 交 付 金 収 益	527,525	951,818	2,300,253	110,487	—	3,890,085
保 險 料 収 入	—	14,621,813	—	—	—	14,621,813
運 用 収 益	219,030	1,489,267	—	—	—	1,708,298
農地等割賦利息収入	—	—	—	36,150	—	36,150
貸付利息収入	—	—	454,129	211,945	454,129	211,945
補助金等収 益	2,045,814	—	149,212,684	201,733	—	151,460,231
財源措置予定額収 益	—	—	19,340,000	—	—	19,340,000
資産見返運営費交付金戻入	183	331	540	140	—	1,195
資産見返補助金戻入	3,343	6,048	27,770	7,344	—	44,507
財 務 収 益	1	2	40	3	—	47
雑 益	72	7,895	21,835	4,836	—	34,639
当期純 損 失	—	—	1,959,224	21,522	—	1,980,746
費 用	2,795,972	17,077,177	173,316,477	594,163	454,129	193,329,661
經常費 用	2,795,972	17,077,177	173,315,972	593,730	454,129	193,328,723
年金事業費	2,264,845	15,973,502	168,458,364	—	—	186,696,712
貸付事業費	—	—	—	22,042	—	22,042
その他の業務費	409,437	739,126	2,246,084	80,913	—	3,475,562
一般管理費用	121,688	219,206	330,962	35,735	—	707,593
財 務 費 用	—	—	2,260,344	454,129	454,129	2,260,344
雑 損 失	—	145,342	20,217	910	—	166,469
臨時 損 失	—	—	505	432	—	937

平成17年4月1日～平成18年3月31日 (単位 千円)

区 分	特例付加年金勘定	農業者 老齢年金勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	2,810,119	21,493,520	166,670,415	469,564	353,020	191,090,600
經常収 益	2,810,119	21,493,520	165,356,128	461,150	353,020	189,767,899
運 営 費 交 付 金 収 益	375,902	1,044,870	2,234,985	99,802	—	3,755,560
保 險 料 収 入	—	14,630,678	—	—	—	14,630,678
運 用 収 益	823,904	5,803,253	—	—	—	6,627,157
農地等割賦利息収入	—	—	—	25,052	—	25,052
貸付利息収入	—	—	353,020	170,014	353,020	170,014
補助金等収 益	1,605,199	—	149,422,471	156,319	—	151,183,989
財源措置予定額収 益	—	—	13,280,000	—	—	13,280,000
資産見返運営費交付金戻入	1,689	3,797	4,889	1,542	—	11,918
資産見返補助金戻入	3,343	6,048	24,771	6,060	—	40,223
財 務 収 益	—	—	0	2	—	2
雑 益	80	4,873	35,991	2,356	—	43,301
臨時純 利 益	—	—	23,606	—	—	23,606
当期純 損 失	—	—	1,290,680	8,413	—	1,299,094
費 用	2,810,119	21,493,520	166,670,415	469,564	353,020	191,090,600
經常費 用	2,810,119	21,493,520	166,670,151	469,365	353,020	191,090,137
年金事業費	2,429,103	20,259,477	161,826,488	—	—	184,515,069
貸付事業費	—	—	—	9,108	—	9,108
その他の業務費	300,743	833,095	2,149,148	72,430	—	3,355,417
一般管理費用	80,272	221,843	308,415	33,663	—	644,195
財 務 費 用	—	—	2,382,880	353,020	353,020	2,382,880
雑 損 失	—	179,104	3,219	1,142	—	183,465
臨時 損 失	—	—	264	199	—	463

資料：独立行政法人農業者年金基金「事業年報」

7 国家公務員共済組合

第110表 国家公務員共済組合適用状況

区 分	組合員数						被扶養	
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	任意継続	(再掲)介護保険 第2号被保険者	計	長期短期
平成13年度(2001)	1,138,437	1,106,872	129	3,531	27,905	6,591,213	1,489,652	1,464,469
14 (2002)	1,130,181	1,098,794	129	3,425	27,833	6,582,497	1,469,200	1,443,213
15 (2003)	1,122,813	1,087,842	134	3,240	31,597	555,904	1,447,895	1,418,154
16 (2004)	1,116,494	1,082,841	141	3,274	30,238	554,105	1,419,223	1,390,137
17 (2005)	1,108,567	1,078,765	142	3,208	26,452	550,434	1,387,300	1,362,021
平成17年度								
衆議院	2,810	2,705	—	—	105	1,357	2,142	2,067
参議院	1,359	1,321	—	—	38	752	1,315	1,276
内閣	8,491	8,235	53	89	114	4,205	11,054	10,941
総務省	6,991	6,699	15	150	127	3,882	8,138	8,054
法務省	30,485	29,787	6	28	664	15,619	37,549	36,871
外務省	5,652	5,541	6	14	91	1,439	7,694	7,590
財務省	80,314	78,122	5	438	1,749	43,756	112,609	110,853
文部科学省	145,380	140,792	8	507	4,073	86,745	178,065	174,504
厚生労働省	31,627	30,867	19	468	273	16,741	37,378	37,164
農林水産省	32,435	31,276	5	193	961	19,527	51,700	50,607
経済産業省	13,022	12,417	5	364	236	7,041	15,288	15,057
国土交通省	68,059	66,298	16	875	870	35,971	103,185	102,379
裁判所	27,872	26,671	—	16	1,185	13,731	26,034	25,250
会計検査院	1,325	1,294	—	19	12	756	1,352	1,349
防衛庁	272,528	268,710	4	2	3,812	94,672	343,545	339,590
刑務	21,834	21,461	—	—	373	12,872	34,283	33,911
厚生労働省第二	57,179	55,888	—	7	1,284	27,952	42,007	41,372
社会保険職員	16,883	16,699	—	—	184	7,059	16,504	16,377
林野庁	8,699	8,394	—	32	273	6,040	13,175	12,907
日本郵政公社	263,902	254,274	—	6	9,622	145,385	336,624	326,405
連合会職員	11,720	11,314	—	—	406	4,932	7,659	7,497

- (注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。
2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員である。
3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。
4 平成14年度以前の「介護保険」は、年度累計の数値である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

年度末現在

者数		組合員1人当り 被扶養者数		組合員1人当り標準報酬月額					
任意継続	(再掲) 介護保険	任意継続	任意継続	長期組合員	継続長期	短期組合員	任意継続	平均	
								短期適用	長期適用
25,183	3,382,636	1.32	0.90	411,788	551,015	980,000	362,680	418,644	412,231
25,987	3,384,515	1.31	0.93	405,921	551,087	980,000	365,986	412,119	406,373
29,741	283,626	1.30	0.94	402,216	547,034	980,000	356,295	407,764	402,646
29,086	280,870	1.28	0.96	406,133	542,181	980,000	353,448	412,154	406,543
25,279	277,090	1.26	0.96	408,446	538,716	980,000	354,371	414,625	408,832
75	522	0.76	0.71	455,331	—	—	429,333	486,893	455,331
39	347	0.97	1.03	492,839	—	—	461,053	531,376	492,839
113	2,336	1.32	0.99	459,322	538,989	980,000	407,368	484,354	460,174
84	1,835	1.20	0.66	443,865	482,067	980,000	391,181	456,932	444,701
678	8,301	1.24	1.02	430,852	603,929	980,000	393,494	440,865	431,014
104	996	1.37	1.14	471,864	607,143	980,000	463,077	504,606	472,205
1,756	25,761	1.42	1.00	462,474	549,361	980,000	404,451	467,802	462,958
3,561	40,938	1.24	0.87	461,694	488,777	980,000	390,620	471,071	461,791
214	7,963	1.20	0.78	421,533	536,047	980,000	364,945	426,472	423,243
1,093	10,494	1.62	1.14	431,690	556,218	980,000	367,648	436,541	432,454
231	3,666	1.21	0.98	489,863	540,934	980,000	405,381	511,885	491,318
806	24,117	1.54	0.93	444,379	563,143	980,000	348,752	451,441	445,926
784	5,429	0.95	0.66	422,953	569,375	—	309,992	440,665	423,041
3	348	1.04	0.25	483,277	566,842	—	386,667	509,518	484,486
3,955	53,737	1.26	1.04	355,273	530,000	980,000	321,858	358,283	355,274
372	7,978	1.58	1.00	449,092	—	—	374,021	451,805	449,092
635	6,228	0.74	0.49	388,222	567,143	—	328,213	410,601	388,244
127	2,874	0.98	0.69	378,876	—	—	343,043	379,454	378,876
268	3,519	1.54	0.98	410,088	572,813	—	321,172	411,776	410,706
10,219	68,324	1.28	1.06	394,247	495,000	—	343,258	394,018	394,249
162	1,377	0.66	0.40	408,276	—	—	364,089	434,370	408,276

第111表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 20,636,841 金額 232,255,814	21,395,176 234,883,344	21,812,475 232,894,791	21,733,002 226,253,525	21,810,088 223,496,125	22,689,476 227,777,261
組 合 員 分	件数 7,518,720 金額 95,324,720	7,800,715 96,958,790	7,913,847 95,831,279	7,752,306 86,246,455	7,764,780 83,105,953	8,053,012 84,900,267
療 養 の 給 付	件数 6,028,798 日数 12,142,523 金額 82,643,258	6,133,162 12,074,807 82,944,342	6,133,430 11,658,049 80,935,998	5,904,572 11,095,787 71,345,656	5,841,968 10,686,514 67,719,041	5,961,114 10,607,338 68,230,432
訪問看護療養の給付	件数 371 日数 2,648 金額 19,065	431 3,257 23,643	605 4,337 28,805	486 3,050 20,716	507 3,936 26,842	618 4,968 35,781
入院時食事療養の給付	件数 83,018 日数 920,959 金額 1,321,787	82,892 876,958 1,244,544	80,347 848,247 1,206,436	76,072 781,542 1,108,726	72,275 729,641 1,043,247	70,049 687,873 987,576
薬 剤 支 給	件数 1,316,240 金額 7,121,122	1,478,231 8,391,389	1,584,345 9,248,245	1,643,560 9,518,224	1,716,648 10,107,834	1,867,945 11,376,513
療 養 費	件数 163,846 金額 997,997	179,325 1,088,104	185,911 1,118,370	194,148 1,002,436	196,184 986,115	213,937 1,049,080
入院時食事療養費	件数 122 日数 1,412 金額 2,019	71 597 889	39 322 364	120 1,078 1,511	17 75 99	13 119 165
移 送 費	件数 16 金額 1,222	25 2,111	16 1,879	18 1,135	17 515	22 1,398
出 産 費	件数 8,048 金額 2,583,673	8,188 2,647,081	8,187 2,659,592	8,186 2,647,824	8,233 2,672,394	8,149 2,667,141
育 児 手 当 金	件数 . 金額
埋 葬 料	件数 1,401 金額 634,577	1,353 616,687	1,353 631,589	1,336 600,228	1,223 549,866	1,227 552,180
被 扶 養 者 分	件数 13,118,121 金額 136,931,094	13,594,461 137,924,554	13,898,628 137,063,512	13,980,696 140,007,071	14,045,308 140,390,172	14,636,464 142,876,994
療 養 の 給 付	件数 9,904,704 日数 20,093,799 金額 104,269,345	10,060,189 19,933,938 104,108,789	10,103,128 19,631,300 102,772,492	10,014,350 19,218,063 100,488,826	9,973,680 18,916,149 99,166,569	10,251,975 18,832,967 100,249,176
訪問看護療養の給付	件数 1,621 日数 8,585 金額 58,181	1,796 9,985 66,690	2,165 14,323 81,715	2,385 13,755 90,668	2,750 15,610 107,041	3,025 16,903 116,108
入院時食事療養の給付	件数 143,256 日数 1,545,426 金額 2,135,944	140,502 1,482,194 2,022,571	135,500 1,396,837 1,910,705	131,306 1,331,534 1,838,956	126,218 1,283,224 1,761,952	120,900 1,210,753 1,671,056
薬 剤 支 給	件数 2,981,249 金額 11,567,674	3,283,441 13,191,860	3,535,018 14,378,561	3,695,245 16,229,513	3,794,994 17,045,166	4,081,147 18,865,367
療 養 費	件数 198,612 金額 1,170,398	217,822 1,277,362	227,777 1,300,823	238,653 1,362,774	244,970 1,392,291	272,454 1,508,340
入院時食事療養費	件数 311 日数 3,467 金額 4,964	188 2,260 3,017	83 607 859	163 1,627 2,290	44 496 636	15 106 147
高 額 療 養 費	件数 68,428 金額 4,493,165	64,056 4,120,812	57,667 3,799,172	74,715 6,642,105	79,388 7,743,773	78,838 7,596,023
高 額 療 養 の 給 付	件数 33,693 金額 3,131,787	34,594 3,175,651	35,315 3,075,175	33,130 3,811,829	34,464 3,962,509	32,943 3,978,277
移 送 費	件数 24 金額 1,878	16 1,875	14 484	29 1,189	12 555	19 812
配 偶 者 出 産 費	件数 27,203 金額 8,521,938	26,604 8,347,279	26,105 8,205,602	25,770 8,078,294	24,826 7,809,668	23,786 7,489,786
家 族 埋 葬 料	件数 4,708 金額 1,575,819	4,593 1,608,648	4,421 1,537,925	4,264 1,460,627	4,076 1,400,012	4,058 1,401,902

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。

2 「入院時食事療養の給付」及び「入院時食事療養費」の件数及び日数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 75,413 日数 2,254,241 金額 5,082,227	80,034 2,454,715 6,867,996	83,192 2,550,152 7,774,387	86,264 2,667,605 8,015,117	89,491 2,752,774 8,296,767	89,099 2,799,963 8,503,662
傷病手当金	件数 13,002 日数 257,459 金額 1,166,212	13,673 266,830 1,146,932	14,047 277,292 1,273,659	14,823 289,455 1,315,046	16,455 320,808 1,413,274	19,340 377,011 1,770,682
出産手当金	件数 1,391 日数 32,994 金額 290,763	1,222 32,587 283,931	1,408 35,872 317,878	1,244 32,991 292,616	1,378 32,525 288,746	1,394 32,360 298,091
休業手当金	件数 202 日数 1,909 金額 9,560	182 1,339 8,131	104 543 3,981	141 1,358 7,770	68 350 2,071	88 191 1,387
育児休業手当金 (休業中分)	件数 53,982 日数 1,080,144 金額 3,001,227	58,049 1,166,347 4,530,301	60,803 1,219,044 4,770,515	62,970 1,253,354 4,871,938	64,371 1,282,035 5,012,919	60,926 1,215,313 4,811,397
育児休業手当金 (復職後分)	件数 5,930 日数 869,950 金額 570,314	6,085 977,025 836,282	5,922 1,005,998 1,336,390	6,316 1,080,550 1,466,094	6,257 1,104,736 1,503,101	6,387 1,164,044 1,556,619
介護休業手当金	件数 906 日数 11,785 金額 44,151	823 10,587 62,419	908 11,403 71,965	770 9,897 61,654	962 12,320 76,655	964 11,044 65,486

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 379 金額 217,382	190 133,777	153 116,678	213 131,641	749 366,003	348 209,866
弔 慰 金	件数 25 金額 11,970	14 5,950	17 8,090	19 7,610	12 4,840	18 7,190
家族弔慰金	件数 13 金額 4,137	14 4,459	13 4,858	13 4,606	15 5,173	18 6,531
災害見舞金	件数 341 金額 201,275	162 123,368	123 103,730	181 119,425	722 355,990	312 196,145

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 426,682 金額 9,308,622	310,959 8,985,743	241,477 8,266,365	265,465 9,545,868	245,722 9,010,425	236,564 8,865,779
家族療養費	件数 187,332 金額 2,636,469	109,948 2,251,974	67,569 1,829,429	72,699 2,369,740	63,640 2,185,161	59,925 2,073,004
出産費	件数 6,402 金額 260,600	6,453 260,072	6,297 253,112	6,483 262,546	6,525 264,533	6,217 246,817
配偶者出産費	件数 23,202 金額 829,217	22,631 813,100	22,284 793,448	22,077 787,539	21,368 756,502	20,466 714,117
育児手当金	件数 . 金額
埋葬料	件数 310 金額 7,871	293 7,325	318 8,604	336 8,735	325 8,635	334 9,126
家族埋葬料	件数 1,517 金額 43,737	1,477 41,530	1,423 39,932	1,490 41,336	1,454 42,069	1,389 39,814
傷病手当金	件数 4,769 金額 753,412	5,011 817,584	5,301 877,066	5,412 826,320	5,442 844,433	6,066 987,005
その他	件数 203,150 金額 4,777,316	165,146 4,794,158	138,285 4,464,774	156,968 5,249,653	146,968 4,909,091	142,167 4,795,896

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第112表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
組 合 員 分	件数 6,028,798	6,133,162	6,133,430	5,904,572	5,841,968	5,961,114
	日数 12,142,523	12,074,807	11,658,049	11,095,787	10,686,514	10,607,338
	金額 82,643,258	82,944,342	80,935,998	71,345,656	67,719,041	68,230,432
一 般 診 療	件数 4,888,231	4,986,098	4,932,012	4,755,106	4,692,256	4,803,912
	日数 9,314,991	9,287,835	8,911,002	8,392,866	8,067,258	8,034,921
	金額 68,941,172	69,141,269	67,305,364	59,509,447	56,597,057	57,323,358
入 院	件数 93,700	90,106	88,216	84,717	79,377	77,369
	日数 1,081,156	1,024,530	989,109	919,445	854,028	805,923
	金額 25,566,050	25,048,105	24,512,060	21,170,968	19,883,048	19,684,625
外 来	件数 4,794,531	4,895,992	4,843,796	4,670,389	4,612,879	4,726,543
	日数 8,233,835	8,263,305	7,921,893	7,473,421	7,213,230	7,228,998
	金額 43,375,122	44,093,163	42,793,303	38,338,479	36,714,009	37,638,733
歯 科 診 療	件数 1,140,567	1,147,064	1,201,418	1,149,466	1,149,712	1,157,202
	日数 2,827,532	2,786,972	2,747,047	2,702,921	2,619,256	2,572,417
	金額 13,702,085	13,803,073	13,630,634	11,836,209	11,121,984	10,907,074
被 扶 養 者 分	件数 9,904,704	10,060,189	10,103,128	10,014,350	9,973,680	10,251,975
	日数 20,093,799	7,333,938	19,631,300	19,218,063	18,916,149	18,832,967
	金額 104,269,345	104,108,789	102,772,492	100,488,826	99,166,569	100,249,176
一 般 診 療	件数 8,159,670	8,292,811	8,347,395	8,269,554	8,187,574	8,469,622
	日数 16,149,218	3,506,416	15,837,654	15,500,575	15,192,243	15,214,943
	金額 89,740,659	89,682,177	88,424,753	86,448,952	84,992,625	86,409,212
入 院	件数 164,326	161,372	156,092	155,620	147,103	141,438
	日数 1,826,762	1,747,225	1,659,151	1,593,579	1,642,842	1,445,737
	金額 36,838,038	36,306,950	35,533,185	32,515,815	31,519,152	30,852,900
外 来	件数 7,995,344	8,131,439	8,191,303	8,113,934	8,040,471	8,328,184
	日数 14,322,456	1,759,191	14,178,503	13,906,996	13,549,401	13,769,206
	金額 52,902,620	53,375,227	52,891,568	53,933,137	53,473,473	55,556,312
歯 科 診 療	件数 1,745,034	1,767,378	1,755,733	1,744,796	1,786,106	1,782,353
	日数 3,944,581	3,827,522	3,793,646	3,717,488	3,723,906	3,618,024
	金額 14,528,687	14,426,612	14,347,739	14,039,874	14,173,944	13,839,964

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第113表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分			平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《組合員分》								
診 療 費	1000人当件数		5,275.81	5,400.41	5,446.06	5,273.64	5,252.35	5,404.63
	1件当日数		2.01	1.97	1.90	1.88	1.83	1.78
	1件当金額		13,708	13,524	13,196	12,083	11,592	11,446
	1人当金額		72,321	73,035	71,865	63,722	60,884	61,861
一 般 診 療	1000人当件数		4,277.70	4,390.39	4,379.28	4,247.00	4,218.68	4,355.46
	1件当日数		1.91	1.86	1.81	1.77	1.72	1.67
	1件当金額		14,104	13,867	13,647	12,515	12,062	11,933
	1人当金額		60,331	60,881	59,762	53,151	50,885	51,972
入 院	1000人当件数		82.00	79.34	78.33	75.66	71.37	70.15
	1件当日数		11.54	11.37	11.21	10.85	10.76	10.42
	1件当金額		272,850	277,985	277,864	249,902	250,489	254,425
	1人当金額		22,373	22,056	21,765	18,909	17,876	17,847
入 院 外	1000人当件数		4,195.70	4,311.05	4,300.95	4,171.34	4,147.31	4,285.31
	1件当日数		1.72	1.69	1.64	1.60	1.56	1.53
	1件当金額		9,047	9,006	8,835	8,209	7,959	7,963
	1人当金額		37,958	38,825	37,997	34,242	33,009	34,125
歯 科 診 療	1000人当件数		998.11	1,010.02	1,066.77	1,026.64	1,033.67	1,049.17
	1件当日数		2.48	2.43	2.29	2.35	2.28	2.22
	1件当金額		12,013	12,033	11,345	10,297	9,674	9,425
	1人当金額		11,991	12,154	12,103	10,571	9,999	9,889
出 産 費	1000人当件数		7.04	7.21	7.27	7.31	7.40	7.39
	埋 葬 料	1000人当件数	1.23	1.19	1.20	1.19	1.10	1.11
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数		8,667.63	8,858.26	8,970.87	8,944.27	8,967.06	9,294.93
	1件当日数		2.03	0.73	1.94	1.92	1.90	1.84
	1件当金額		10,527	10,349	10,172	10,034	9,943	9,779
	1人当金額		91,246	91,671	91,255	89,751	89,158	90,891
一 般 診 療	1000人当件数		7,140.54	7,302.04	7,411.90	7,385.92	7,361.22	7,678.97
	1件当日数		1.98	0.42	1.90	1.87	1.86	1.80
	1件当金額		10,998	10,814	10,593	10,454	10,381	10,202
	1人当金額		78,532	78,968	78,515	77,212	76,415	78,343
入 院	1000人当件数		143.80	142.09	138.60	138.99	132.26	128.23
	1件当日数		11.12	10.83	10.63	10.24	11.17	10.22
	1件当金額		224,177	224,989	227,643	208,944	214,266	218,137
	1人当金額		32,237	31,969	31,551	29,041	28,338	27,973
入 院 外	1000人当件数		6,996.74	7,159.95	7,273.30	7,246.93	7,228.97	7,550.73
	1件当日数		1.79	0.22	1.73	1.71	1.69	1.65
	1件当金額		6,617	6,564	6,457	6,647	6,651	6,671
	1人当金額		46,295	46,998	46,964	48,170	48,077	50,370
歯 科 診 療	1000人当件数		1,527.08	1,556.22	1,558.97	1,558.36	1,605.84	1,615.97
	1件当日数		2.26	2.17	2.16	2.13	2.08	2.03
	1件当金額		8,326	8,163	8,172	8,047	7,936	7,765
	1人当金額		12,714	12,703	12,740	12,540	12,743	12,548
配 偶 者 出 産 費	1000人当件数	23.81	23.43	23.18	23.02	22.32	21.57	
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	4.12	4.04	3.93	3.81	3.66	3.68	

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 1000人当件数	65.99	70.47	73.87	77.05	80.46	80.78
1件当日数	29.89	30.67	30.65	30.92	30.76	31.43
1日当金額	2,255	2,798	3,049	3,005	3,014	3,037
傷病手当金 1000人当件数	11.38	12.04	12.47	13.24	14.79	17.53
1件当日数	19.80	19.52	19.74	19.53	19.50	19.49
1日当金額	4,530	4,298	4,593	4,543	4,405	4,697
出産手当金 1000人当件数	1.22	1.08	1.25	1.11	1.24	1.26
1件当日数	23.72	26.67	25.48	26.52	23.60	23.21
1日当金額	8,813	8,713	8,861	8,870	8,878	9,212
休業手当金 1000人当件数	0.18	0.16	0.09	0.13	0.06	0.08
1件当日数	9.45	7.36	5.22	9.63	5.15	2.17
1日当金額	5,008	6,072	7,331	5,721	5,917	7,262
育児休業手当金 1000人当件数	47.24	51.11	53.99	56.24	57.87	55.24
(休業中分) 1件当日数	20.01	20.09	20.05	19.90	19.92	19.95
1日当金額	2,779	3,884	3,913	3,887	3,910	3,959
育児休業手当金 1000人当件数	5.19	5.36	5.26	5.64	5.63	5.79
(復職後分) 1件当日数	146.70	160.56	169.87	171.08	176.56	182.25
1日当金額	656	856	1,328	1,357	1,361	1,337
介護休業手当金 1000人当件数	0.79	0.72	0.81	0.69	0.86	0.87
1件当日数	13.01	12.86	12.56	12.85	12.81	11.46
1日当金額	3,746	5,896	6,311	6,230	6,222	5,930

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 1000人当件数	0.33	0.17	0.14	0.19	0.67	0.32
1件当金額	573,567	704,089	762,601	618,033	488,656	603,063
弔慰金 1000人当件数	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02
1件当金額	478,800	425,000	475,882	400,526	403,333	399,444
家族弔慰金 1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02
1件当金額	318,231	318,500	373,692	354,308	344,867	362,833
災害見舞金 1000人当件数	0.30	0.14	0.11	0.16	0.65	0.28
1件当金額	590,249	761,531	843,333	659,807	493,061	628,670

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第114表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	4,950,397	5,066,224	5,194,726	5,335,755	5,487,967	5,649,296
金額	1,680,029,240	1,686,719,979	1,685,207,997	1,684,914,721	1,677,860,198	1,669,280,291
退職共済年金 件数	2,070,878	2,204,248	2,356,494	2,523,635	2,702,442	2,888,687
金額	715,355,584	738,982,600	756,354,573	782,850,286	799,563,225	812,392,818
障害共済年金 件数	21,927	24,364	26,792	29,135	31,196	33,374
金額	3,495,153	3,836,986	4,243,718	4,604,790	4,901,889	5,193,035
遺族共済年金 件数	819,145	881,157	940,887	1,001,694	1,061,466	1,122,659
金額	208,218,268	223,009,162	237,343,634	249,960,025	262,959,938	276,349,092
退職年金 件数	1,108,838	1,055,158	998,787	940,710	883,794	827,346
金額	496,377,712	471,859,121	446,076,881	416,367,480	388,654,524	362,395,793
減額退職年金 件数	442,138	432,101	421,801	410,652	398,579	386,011
金額	148,127,713	144,629,928	141,080,207	136,231,193	131,484,331	127,165,447
通算退職年金 件数	41,528	39,811	37,952	35,883	33,999	31,857
金額	5,526,728	5,285,657	5,022,718	4,690,388	4,406,142	4,124,751
退職一時金 件数	209	229	187	182	193	178
金額	174,135	220,511	198,327	168,058	235,173	143,282
障害年金 件数	28,067	27,057	25,850	24,767	23,589	22,310
金額	9,807,390	9,396,939	8,912,401	8,453,631	7,976,278	7,469,735
障害一時金 件数	5	2	4	3	2	3
金額	13,814	6,374	10,630	7,062	5,779	7,305
遺族年金 件数	412,714	397,353	381,408	364,715	348,498	332,856
金額	91,883,886	88,499,601	84,989,661	80,681,276	76,790,435	73,206,044
通算遺族年金 件数	2,868	2,771	2,671	2,562	2,478	2,371
金額	162,599	157,230	151,656	143,050	138,389	132,437
死亡一時金 件数	33	19	25	18	35	24
金額	35,678	22,025	48,513	19,014	51,467	25,683
船員給付 件数	1,778	1,700	1,629	1,571	1,485	1,428
金額	759,497	726,444	691,826	659,234	620,178	607,610
公務災害給付 件数	269	254	239	228	211	192
金額	91,083	87,404	83,253	79,235	72,451	67,260

(注) 1 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第115表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	88,542	85,070	86,237	92,113	91,871	90,647
金額	173,426,177	149,408,798	142,925,098	146,944,259	127,152,698	126,406,919
退職共済年金 人員	67,443	69,647	70,102	71,915	75,490	73,615
金額	138,664,295	126,528,724	118,912,619	115,139,251	103,476,655	101,839,879
障害共済年金 人員	1,183	1,186	1,227	1,327	1,313	1,260
金額	1,289,164	1,337,469	1,330,265	1,496,743	1,438,943	1,399,513
遺族共済年金 人員	15,170	13,906	14,619	15,979	14,881	15,636
金額	22,882,099	20,998,875	22,218,689	23,949,374	21,954,837	22,970,181
退職年金 人員	3,535	255	226	1,829	144	90
金額	8,777,565	436,829	376,213	4,814,639	223,881	135,404
減額退職年金 人員	308	29	24	383	8	3
金額	598,846	28,144	23,232	618,379	7,909	2,757
通算退職年金 人員	30	1	1	25	3	9
金額	20,620	110	1,141	23,981	1,565	3,866
障害年金 人員	120	29	23	57	19	25
金額	256,924	61,747	49,365	133,432	38,236	47,416
遺族年金 人員	746	17	14	597	13	9
金額	932,258	16,901	13,521	767,940	10,673	7,904
通算遺族年金 人員	6	0	1	1	0	0
金額	2,498	0	53	520	0	0
船員年金 人員	1	0	0	0	0	0
金額	1,909	0	0	0	0	0
公務災害給付 人員	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—

資料：財務省主計局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	861,585	883,146	906,490	933,166	962,259	984,127
金額	1,755,699,565	1,753,438,487	1,765,592,874	1,769,015,199	1,758,836,900	1,762,071,935
退職共済年金 人員	367,572	393,119	420,179	450,577	483,275	509,393
金額	770,730,967	787,512,563	818,382,457	848,800,211	859,816,416	883,208,709
障害共済年金 人員	6,813	7,421	8,082	8,694	9,360	9,974
金額	7,162,168	7,763,547	8,406,114	8,966,708	9,584,600	10,196,021
遺族共済年金 人員	147,202	157,518	168,131	178,529	188,830	199,139
金額	225,139,319	240,033,295	255,465,972	268,002,104	281,540,749	295,718,044
退職年金 人員	183,182	173,346	163,415	153,701	144,371	134,637
金額	492,726,589	466,247,626	439,341,644	409,399,422	383,049,917	356,736,078
減額退職年金 人員	73,299	71,492	69,714	67,787	65,793	63,597
金額	148,197,277	144,552,739	141,048,971	135,937,724	131,592,948	127,298,269
通算退職年金 人員	6,877	6,576	6,228	5,920	5,590	5,236
金額	5,637,925	5,392,834	5,114,130	4,803,920	4,534,685	4,251,873
障害年金 人員	5,334	5,132	4,916	4,730	4,483	4,268
金額	11,096,689	10,626,613	10,129,234	9,633,271	9,039,953	8,521,431
遺族年金 人員	70,476	67,742	65,055	62,486	59,852	57,209
金額	93,991,367	90,333,314	86,767,837	82,588,398	78,842,266	75,330,160
通算遺族年金 人員	491	476	457	446	425	402
金額	176,249	170,669	163,184	158,201	149,893	142,616
船員年金 人員	295	283	273	259	246	241
金額	751,434	720,659	690,549	648,898	614,616	603,764
公務災害給付 人員	44	41	40	37	34	31
金額	89,581	84,628	82,781	76,342	70,858	64,970

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第116表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《年金》						
新 規 裁 定	1,958,688	1,756,304	1,657,352	1,595,261	1,384,035	1,394,496
退 職 共 済 年 金	2,056,022	1,816,715	1,696,280	1,601,046	1,370,733	1,383,412
障 害 共 済 年 金	1,089,742	1,127,714	1,084,161	1,127,915	1,095,920	1,110,725
遺 族 共 済 年 金	1,508,378	1,510,059	1,519,850	1,498,803	1,475,360	1,469,057
退 職 年 金	2,483,045	1,713,053	1,664,660	2,632,388	1,554,730	1,504,485
減 額 退 職 年 金	1,944,304	970,485	968,007	1,614,568	988,563	918,867
通 算 退 職 年 金	687,320	109,900	1,141,300	959,244	521,533	429,567
障 害 年 金	2,141,035	2,129,214	2,146,287	2,340,914	2,012,421	1,896,640
遺 族 年 金	1,249,676	994,188	965,771	1,286,332	820,981	878,222
通 算 遺 族 年 金	416,250	0	52,800	519,800	0	0
船 員 年 金	1,909,300	0	0	0	0	0
年 度 末 現 在	2,037,755	1,985,446	1,947,725	1,895,713	1,827,821	1,790,492
退 職 共 済 年 金	2,096,816	2,003,242	1,947,700	1,883,807	1,779,145	1,733,845
障 害 共 済 年 金	1,051,250	1,046,159	1,040,103	1,031,367	1,023,996	1,022,260
遺 族 共 済 年 金	1,529,458	1,523,847	1,519,446	1,501,168	1,490,975	1,484,983
退 職 年 金	2,689,820	2,689,694	2,688,503	2,663,609	2,653,233	2,649,614
減 額 退 職 年 金	2,021,819	2,021,943	2,023,252	2,005,366	2,000,106	2,001,640
通 算 退 職 年 金	819,823	820,078	821,151	811,473	811,214	812,046
障 害 年 金	2,080,369	2,070,657	2,060,463	2,036,632	2,016,496	1,996,587
遺 族 年 金	1,333,665	1,333,491	1,333,761	1,321,710	1,317,287	1,316,754
通 算 遺 族 年 金	358,958	358,548	357,077	354,711	352,690	354,765
船 員 年 金	2,547,233	2,546,500	2,529,484	2,505,397	2,498,438	2,505,243
公 務 災 害 給 付	2,035,939	2,064,102	2,069,530	2,063,303	2,084,050	2,095,813
《一時金》						
退 職 一 時 金	833,182	962,929	1,060,571	923,395	1,218,512	804,954
障 害 一 時 金	2,762,760	3,186,750	2,657,550	2,353,867	2,889,600	2,435,100

(注) 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

第117表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
利 益	503,587,854	513,270,026	520,664,687	526,252,058	534,427,693	542,563,492
負 担 金 収 入	221,715,662	227,011,172	225,808,292	221,734,769	238,931,626	245,326,309
短期負担金収入	209,916,992	214,045,218	213,125,738	207,718,594	222,281,637	226,942,363
介護負担金収入	11,798,670	12,965,954	12,682,553	14,016,175	16,649,988	18,383,945
掛 金 収 入	228,947,252	235,028,722	233,947,241	228,730,887	246,021,285	251,725,622
短期掛金収入	216,455,679	221,264,010	220,523,007	213,905,928	228,531,916	232,532,038
介護掛金収入	12,491,573	13,764,712	13,424,233	14,824,959	17,489,369	19,193,584
移 換 金 収 入	3,453,135	—	—	104,058	—	—
雑 収 入	247	65	35	2,246	360	161
国 庫 補 助 金 収 入	649,401	247,161	155,841	189,766	200,623	—
交 付 金 収 入	1,050,552	790,863	543,000	545,309	500,000	500,000
支 払 準 備 金 戻 入	40,130,175	41,176,114	41,813,689	41,510,685	40,660,768	40,197,673
受 取 利 息	554,658	671,698	938,940	477,594	458,224	811,959
短期受取利息	550,576	668,207	935,253	477,383	458,007	811,843
介護受取利息	4,082	3,491	3,687	211	217	116
有 価 証 券 利 息	96,567	101,265	113,142	78,614	19,112	15,473
受 取 配 当 金	404,581	181,675	176,987	214,566	444,569	529,810
信 託 収 入	164	66	—	—	—	—
有 価 証 券 売 却 益	8	—	2,227	2,978,666	44,252	—
貸 付 金 利 息	5,904	—	—	—	0	17,529
償 還 差 益	6,674	395	5,140	280	115	—
還 付 金 収 入	14,632	35,709	8,930	5,455	136,828	78,087
賠 償 金 収 入	280,580	289,505	302,844	370,997	257,975	293,555
雑 収 入	133	102	186	2,254	478	774
前 期 損 益 修 正 益	231,374	290,380	255,035	399,915	293,447	322,979
当 期 損 失 金	6,046,154	7,445,136	16,593,158	28,905,995	6,458,031	2,743,561
当 期 短 期 損 失 金	5,923,507	7,212,271	16,228,581	27,884,014	5,465,120	1,400,510
当 期 介 護 損 失 金	122,647	232,865	364,577	1,021,982	992,912	1,343,051
損 失 金	503,587,854	513,270,026	520,664,687	526,252,058	534,427,693	542,563,492
短 期 給 付	244,453,458	248,593,557	247,090,393	241,168,009	238,600,474	242,903,715
保 健 給 付	221,603,251	224,161,556	222,586,635	216,472,147	214,552,696	219,343,179
直 営 保 健 給 付	4,707,211	4,786,476	4,645,286	4,448,006	4,396,658	4,068,859
連 合 会 直 営 保 健 給 付	5,945,352	5,935,311	5,662,870	5,333,373	4,546,771	4,365,223
休 業 給 付	5,082,227	6,867,996	7,774,387	8,015,117	8,296,767	8,503,662
災 害 給 付	217,382	133,777	116,678	131,641	366,003	209,866
附 加 給 付	6,898,035	6,708,440	6,304,537	6,767,725	6,441,580	6,412,926
老 人 保 健 拠 出 金	131,019,932	142,603,990	141,189,891	141,487,856	117,733,468	106,671,975
退 職 者 給 付 拠 出 金	41,415,860	48,820,847	55,903,589	69,766,322	72,105,903	77,167,199
特 別 拠 出 金	110,599	110,780	—	—	—	—
介 護 納 付 金	23,639,372	26,694,530	26,239,380	29,757,731	34,784,751	38,647,885
一 部 負 担 金 返 還 金	11,703	11,276	11,890	18,457	16,721	18,423
一 部 負 担 金 払 戻 金	2,410,587	2,277,303	1,961,828	2,778,143	2,568,844	2,452,853
委 託 費	271,451	253,886	189,701	137,603	105,832	205,194
移 換 費	—	—	—	104,058	—	—
雑 費	140	3,450	20	1	1	1,793
業 務 経 理 繰 入	50,358	111,271	113,609	112,580	110,557	157,105
支 払 準 備 金 繰 入	41,176,114	41,813,689	41,510,685	40,660,768	40,197,673	40,895,832
有 価 証 券 売 却 損	—	31,172	14,192	2,002	—	—
前 期 損 益 修 正 損	56,519	85,182	59,468	71,330	81,026	83,705
当 期 利 益 金	18,971,762	1,856,325	6,380,040	182,347	28,099,514	33,342,922
当 期 短 期 利 益 金	18,194,162	1,591,121	6,124,504	76,728	27,751,752	33,068,554
当 期 介 護 利 益 金	777,600	265,204	255,536	105,618	347,762	274,368
支 払 利 息	—	—	—	4,679	22,717	13,866
償 還 差 損	—	—	—	—	210	—
雑 損	—	2,769	—	173	—	1,025

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。
資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第118表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
利 益	2,316,752,966	2,111,697,745	2,095,566,790	2,106,412,327	2,123,384,057	2,184,463,900
	(561,199,963)	(540,035,247)	(532,648,328)	(518,652,928)	(491,788,754)	(470,214,351)
負 担 金 収 入	1,204,083,088	1,188,682,918	1,177,559,190	1,174,389,156	1,156,354,236	1,145,134,634
掛 金 収 入	509,191,730	511,292,018	505,336,108	510,656,402	509,820,585	512,913,254
基礎年金交付金収入	208,331,109	199,347,277	193,492,342	183,281,330	172,862,456	164,015,495
制度間調整交付金収入
財政調整拠出金収入	70,828,444	117,242,604
退職一時金等返還金収入	1,051,467	1,277,509	1,429,125	1,627,831	1,960,033	2,071,514
移 換 金 収 入	143,598,194	11,738	0	1,715	2,734	1,851
雑 収 入	12,680	12,549	430,089	2,574	7,428	19,234
受 取 利 息	123,980,394	123,606,681	119,916,875	106,748,204	94,439,040	84,329,499
有 価 証 券 利 息	50,104,526	48,736,480	40,368,406	775,322	—	—
受 取 配 当 金	372,908	336,753	289,300	267,708	—	—
信 託 収 益	31,596,075	6,499,312	18,856,534	94,866,321	93,739,753	138,383,038
賃 貸 料	27,131,731	26,628,748	25,667,505	25,390,438	21,174,811	13,929,801
生命保険資産収益	245,347	—	—	—	—	—
有 価 証 券 売 却 益	14,337,154	1,814,114	10,066,271	1,530	—	—
償 還 差 益	128,621	112,384	111,725	—	—	—
前期損益修正益	626,869	680,516	457,580	698,538	601,262	778,018
固定資産売却益	1,961,075	2,658,747	1,585,738	7,705,259	1,593,276	5,644,957
損 失	2,316,752,966	2,111,697,745	2,095,566,790	2,106,412,327	2,123,384,057	2,184,463,900
長 期 給 付 金	1,680,029,241	1,686,719,980	1,685,207,997	1,684,914,721	1,677,860,198	1,669,280,291
退 職 給 付	1,365,561,872	1,360,977,816	1,348,732,705	1,340,307,405	1,324,343,395	1,306,222,091
障 害 給 付	13,316,358	13,240,298	13,166,749	13,065,483	12,883,946	12,670,075
遺 族 給 付	300,300,431	311,688,018	322,533,464	330,803,364	339,940,228	349,713,255
公務災害給付	91,083	87,404	83,253	79,235	72,451	67,260
船 員 給 付	759,497	726,444	691,826	659,234	620,178	607,610
移 換 金	.	.	1,918,634	—	—	—
保 険 料	52,228	51,216	41,320	39,520	29,255	15,788
負 担 金	3,019,721	2,963,916	2,873,991	2,287,815	3,502,664	1,788,556
消 費 税	256,639	235,878	2,339,427	2,274,905	3,147,805	29,974
基礎年金拠出金	353,453,547	360,812,526	371,894,300	389,812,028	419,212,517	420,135,234
制度間調整拠出金
年金保険者拠出金	2,527,342	2,527,342	2,248,983	3,960,593	2,789,738	3,079,355
信 託 運 用 損	.	2,218,645	3,165,301	2,747,643	4,445,064	33,677,771
未収給付金償却額	53,002	35,036
雑 費	63,523	186,650	92,000	128,388	63,194	98,433
業務経理へ繰入	1,038,588	1,064,302	1,067,037	1,140,766	1,790,542	1,707,595
前期損益修正損	138,115	2,548	21,332	25,143	893,604	19,514
当期利益金	276,174,023	54,914,742	24,678,469	19,080,805	9,595,776	54,596,354
固定資産売却損	698	—
有 価 証 券 売 却 損	—	—	18,000	—	—	—
年度末現在長期給付積立金	8,595,084,539	8,649,999,281	8,674,677,750	8,693,758,555	8,703,354,331	9,757,950,685

(注) ()内は、追加費用の再掲である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」、一部財務省主計局調べ

第119表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
利 益	4,516,570	4,864,612	4,880,228	5,100,188	4,963,572	5,015,768
負 担 金 収 入	3,267,671	3,533,180	3,542,146	3,759,158	3,018,011	3,034,022
移 換 金	1,938	—	—	1,245	—	—
雑 収 入	38,688	38,537	38,455	42,345	44,007	54,014
短期経理より受入	50,103	111,271	113,609	112,236	110,557	157,105
長期経理より受入	1,038,588	1,064,302	1,067,037	1,140,766	1,790,542	1,707,595
受 取 利 息	434	211	56	23	18	312
雑 益	7	—	15	—	1	1
前期損益修正益	101	27	2,684	822	213	133
当 期 損 失 金	119,041	117,085	116,226	43,592	223	62,585
損 失	4,516,570	4,864,612	4,880,228	5,100,188	4,963,572	5,015,768
職 員 給 与	1,453,342	1,571,267	1,527,784	1,517,677	1,531,966	1,545,264
厚 生 費	7,532	9,228	8,864	8,189	7,544	7,223
旅 費	51,741	55,267	54,903	56,921	52,838	49,177
事 務 費	1,767,616	1,776,699	1,759,383	1,775,408	1,754,172	1,621,381
そ の 他	1,201,731	1,313,171	1,392,282	1,615,061	1,503,563	1,517,289
前期損益修正損	2,458	386	472	624	343	299
当 期 利 益 金	32,152	138,594	136,541	126,307	113,146	275,135

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。
資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第120表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
利 益	23,694,582	22,995,963	23,563,657	21,660,471	22,830,660	26,687,132
負 担 金 収 入	7,038,633	7,042,398	6,961,939	6,665,039	6,633,142	6,632,292
掛 金 収 入	7,336,393	7,364,532	7,286,218	6,953,241	6,889,752	6,837,964
移 換 金 収 入	134,010	—	—	96,897	—	—
施 設 収 入	584,432	569,621	537,110	511,113	458,230	416,716
受 託 業 務 手 数 料 収 入	・	・	・	・	183,054	1,966,245
国 庫 補 助 金 収 入	104,481	248,204	135,137	130,637	132,939	113,106
交 付 金 収 入	464,911	454,722	388,263	389,095	430,765	409,512
独 立 行 政 法 人 補 助 金 収 入	・	・	・	・	1,419,998	1,309,465
繰 入 金 受 入	7,218,473	6,932,170	7,311,565	6,536,927	6,511,035	7,006,802
受 取 利 息 等	43,730	44,378	126,889	125,947	137,543	148,158
そ の 他	26,938	8,952	10,635	9,643	7,348	5,808
前 期 損 益 修 正 益	19,438	2,057	3,082	4,525	7,870	4,998
固 定 資 産 売 却 益	76,137	361	16,478	1,340	593	1,796,290
当 期 損 失 金	647,006	328,567	786,340	236,066	18,392	39,777
損 失	23,694,582	22,995,963	23,563,657	21,660,471	22,830,660	26,687,132
職 員 給 与	457,133	444,659	458,347	445,855	442,526	432,499
厚 生 費	8,680,581	8,475,328	9,422,525	9,536,705	10,754,584	10,744,551
旅 費	49,277	47,375	45,641	41,187	37,850	34,611
事 務 費	80,016	66,019	63,820	57,272	56,168	50,441
移 換 金	・	・	・	38,781	—	—
連 合 会 繰 入 金	5,929,314	5,927,473	5,863,950	4,718,834	4,685,537	4,677,590
他 経 理 へ の 繰 入	6,516,699	6,357,926	6,281,847	5,085,524	4,807,599	4,784,586
他 経 理 へ 相 互 繰 入	・	・	61,794	—	—	2,048,625
そ の 他	990,988	946,337	890,642	904,405	814,940	824,630
前 期 損 益 修 正 損	3,710	17,088	12,157	6,390	4,809	7,267
固 定 資 産 売 却 損	・	・	550	750	—	—
固 定 資 産 除 却 損	9,420	121,511	14,886	9,286	71,002	4,400
医 療 経 理 へ 特 別 繰 入	・	・	・	・	・	27,000
当 期 利 益 金	977,444	592,246	447,498	815,483	1,155,643	3,050,934

(注) 平成12年度は、平成13年1月6日の共済組合の統廃合に伴い二重に経理処理されたものを控除した額である。

資料：国家公務員共済組合連合会「国家公務員共済組合事業統計年報」

第121表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人 員	5,112	4,600	4,134	3,648	3,255	2,832	2,469
金 額	5,995,690	5,432,309	4,904,621	4,352,335	3,906,136	3,441,938	3,031,920
1人当金額	1,173	1,181	1,186	1,193	1,200	1,215	1,228
退 職 年 金 人 員	422	355	286	222	171	121	85
金 額	503,913	420,315	338,488	262,805	201,882	142,472	99,844
1人当金額	1,194	1,184	1,184	1,184	1,181	1,177	1,175
障 害 年 金 人 員	7	5	5	5	5	4	2
金 額	2,969	1,797	1,797	1,798	1,798	1,773	1,248
1人当金額	424	359	359	360	360	443	624
遺 族 年 金 人 員	3,806	3,412	3,071	2,703	2,410	2,087	1,814
金 額	3,557,769	3,187,071	2,865,879	2,514,535	2,239,538	1,936,970	1,679,633
1人当金額	935	934	933	930	929	928	926
公 務 傷 病 年 金 人 員	185	177	166	154	143	139	131
金 額	641,529	612,968	574,607	531,442	495,280	479,141	452,293
1人当金額	3,468	3,463	3,461	3,451	3,463	3,447	3,453
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	152	155	155	154	153	148	140
金 額	235,524	240,502	240,994	239,434	237,929	230,077	217,601
1人当金額	1,550	1,552	1,555	1,555	1,555	1,555	1,554
殉 職 年 金 人 員	540	496	451	410	373	333	297
金 額	1,053,986	969,656	882,856	802,321	729,709	651,505	581,301
1人当金額	1,952	1,955	1,958	1,957	1,956	1,956	1,957

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料: 国家公務員共済組合連合会調べ

第122表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

(単位 %))

区 分	短期給付			長期給付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	30.30	30.30	60.60	74.48	74.78	発生額 負担方式
参議院	30.45	30.45	60.90			
内閣	36.14	36.14	72.28			
総務省	38.52	38.52	77.04			
法務省	37.32	37.32	74.64			
外務省(本土)	36.01	36.01	72.02			
(在外)	22.89	22.89	45.78			
財務省	36.23	36.23	72.46			
文部科学省	33.57	33.57	67.14			
厚生労働省	35.83	35.83	71.66			
農林水産省	40.12	40.12	80.24			
経済産業省	32.22	32.22	64.44			
国土交通省	38.26	38.26	76.52			
裁判所	31.73	31.73	63.46			
会計検査院	29.26	29.26	58.52			
防衛庁(自衛官)	30.84	30.84	61.68			
(文官)	37.62	37.62	75.24			
刑務	40.44	40.44	80.88			
厚生労働省第二	34.95	34.95	69.90			
社会保険職員	34.12	34.12	68.24			
林野庁	40.28	40.28	80.56			
郵政省	43.03	43.03	86.06			
連合会職員	27.42	27.42	54.84			
地方公務員共済組合						
地方職員	43.91	43.91	87.82	90.2875 (72.23)	90.2875 (72.23)	
	(35.12)	(35.12)	(70.24)			
公立学校	43.14	43.14	86.28			
	(34.51)	(34.51)	(69.02)			
警察	47.56	47.56	95.12			
	(38.05)	(38.05)	(76.10)			
東京都職員	48.525	48.525	97.050			
	(38.82)	(38.82)	(77.64)			
指定都市職員	49.7625~59.088	49.7625~59.088	99.525~118.175			
	(39.81~47.27)	(39.81~47.27)	(79.62~94.54)			
都市職員	49.913~56.50	49.913~56.50	99.825~113.00			
	(39.93~45.20)	(39.93~45.20)	(79.86~90.40)			
市町村職員	42.25~59.2225	42.25~59.2225	84.50~118.445			
	(33.80~47.378)	(33.80~47.378)	(67.60~94.756)			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋市港湾管理組合職員に限る)のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合のものである。

2 長期給付は一般組合員に係る率である。

3 財源率は給料に対する率であり、() 書は期末手当等に対する率である。

4 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

5 国家公務員共済組合は平成19年9月1日現在、地方公務員共済組合は平成19年9月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

8 地方公務員等共済組合

第123表 地方公務員等共済組合適用状況

区 分	組 合 数	組 合 員 数						
		合 計	短期長期	短期	長 期	任意継続		継続長期
						特例継続(再掲)		
平成12年度(2000)	85	3,287,432	2,855,800	4	382,737	0	48,610	281
13 (2001)	84	3,263,578	2,831,909	2	374,842	0	56,495	330
14 (2002)	83	3,238,417	2,794,869	0	384,266	0	57,753	1,529
15 (2003)	79	3,214,447	2,787,256	0	362,413	0	63,138	1,640
16 (2004)	73	3,178,816	2,800,276	0	309,193	0	67,881	1,466
17 (2005)	69	3,136,561	2,777,178	0	290,963	0	67,153	1,267
平成17年度								
地方職員共済組合	1	350,730	332,713	—	11,757	—	5,937	323
公立学校共済組合	1	1,016,855	991,758	—	—	—	25,087	10
警察共済組合	1	288,340	285,084	—	—	—	3,150	106
東京都職員共済組合	1	138,668	136,238	—	—	—	2,061	369
指定都市職員共済組合	10	194,429	15,514	—	178,006	—	560	349
市町村職員共済組合	47	1,072,460	987,314	—	55,335	—	29,713	98
都市職員共済組合	8	75,079	28,557	—	45,865	—	645	12

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみに転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本棒月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

年度末現在

被扶養者数				組合員1人当り本俸月額					
被扶養者数	任意継続(再掲)	組合員1人当り		平均	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期
		被扶養者数	任意継続						
3,634,285	38,618	1.25	0.79	365,905	367,350	485,500	359,743	329,399	389,078
3,599,172	44,737	1.25	0.79	368,639	370,342	466,000	361,115	333,076	387,403
3,513,980	46,018	1.23	0.80	364,899	366,581	0	357,232	333,778	392,383
3,486,868	50,711	1.22	0.80	361,942	363,838	0	353,039	328,517	393,099
3,471,466	55,370	1.21	0.82	362,784	365,120	0	350,502	321,545	401,405
3,406,880	55,306	1.20	0.82	362,746	365,014	0	350,406	321,704	399,402
449,262	4,573	1.33	0.77	360,386	361,772	—	342,747	315,124	406,201
1,085,530	18,426	1.07	0.73	395,848	397,327	—	—	337,373	386,400
432,653	3,218	1.50	1.02	353,892	354,296	—	—	315,991	391,736
136,445	1,272	0.99	0.62	358,525	359,187	—	—	310,715	381,144
20,465	517	1.27	0.92	348,735	351,898	—	348,483	294,991	422,977
1,247,350	26,818	1.23	0.90	338,905	338,290	—	364,520	311,528	372,459
35,175	482	1.21	0.75	344,075	346,453	—	342,810	327,864	390,750

みの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等

第124表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 58,709,515 金額 662,644,482	60,293,831 666,305,003	61,034,904 655,314,554	61,305,305 634,850,079	61,553,518 630,421,794	64,630,700 654,045,267
組 合 員 分	件数 27,599,591 金額 339,416,677	28,529,263 344,788,615	28,920,482 340,049,772	28,873,298 308,044,346	28,987,666 299,048,979	30,308,574 310,197,679
療 養 の 給 付	件数 21,179,253 日数 42,881,647 金額 285,064,637	21,435,718 42,226,685 285,698,838	21,361,302 41,206,388 277,823,032	21,059,620 39,645,628 246,134,540	20,927,150 38,602,353 236,490,063	21,547,056 39,148,979 242,689,754
入院時食事療養の給付	件数 286,602 日数 3,074,255 金額 4,337,987	283,244 2,946,597 4,108,300	272,667 2,826,071 3,922,653	264,232 2,626,409 3,690,589	256,272 2,516,571 3,557,055	251,411 2,423,912 3,433,240
訪問看護療養の給付	件数 1,151 日数 8,409 金額 61,250	1,085 8,748 63,989	1,308 14,362 73,642	1,182 8,998 59,539	1,327 10,283 67,946	1,480 11,802 79,552
療 養 費	件数 784,650 金額 4,721,332	822,483 4,907,828	845,219 4,970,078	883,789 4,548,575	901,523 4,505,693	960,761 4,738,528
入院時食事療養費	件数 26 日数 405 金額 28	27 339 94	4 28 △ 82	15 205 △ 116	18 140 △ 444	9 89 52
薬 剤 支 給	件数 5,592,224 金額 29,661,887	6,227,986 34,536,855	6,671,183 37,891,113	6,887,785 38,588,242	7,117,530 39,773,070	7,759,978 44,850,362
移 送 費	件数 32 金額 2,235	29 1,656	33 4,223	36 2,453	27 2,482	21 898
出 産 費	件数 38,719 金額 13,768,338	38,384 13,680,978	37,996 13,633,840	37,496 13,343,291	36,769 13,018,622	35,917 12,750,832
埋 葬 料	件数 3,562 金額 1,798,983	3,578 1,790,077	3,441 1,731,273	3,390 1,677,233	3,340 1,634,492	3,361 1,654,461
被 扶 養 者 分	件数 31,109,924 金額 323,227,805	31,764,568 321,516,388	32,114,422 315,264,782	32,432,007 326,805,733	32,565,852 331,372,815	34,322,126 343,847,588
療 養 の 給 付	件数 23,554,186 日数 47,656,158 金額 245,196,751	23,523,095 46,620,454 242,930,280	23,405,337 45,242,000 237,029,189	23,337,941 44,312,471 232,596,201	23,190,593 43,793,441 231,460,978	24,155,683 44,851,586 238,676,047
入院時食事療養の給付	件数 334,587 日数 3,747,964 金額 5,214,289	311,021 3,542,967 4,847,239	256,183 2,870,938 3,955,472	292,635 3,207,685 4,419,443	283,558 3,115,448 4,318,985	279,124 3,022,176 4,218,948
訪問看護療養の給付	件数 3,998 日数 24,005 金額 156,889	4,375 27,294 181,559	4,667 30,140 196,915	5,582 35,664 227,411	6,315 40,017 262,283	6,937 42,935 287,357
高 額 療 養 の 給 付	件数 108,860 金額 9,928,336	108,886 9,713,527	117,615 9,374,600	106,948 12,253,701	109,217 12,976,812	111,103 13,088,220

療 養 費	件数	546,584	592,949	589,516	628,500	653,889	714,909
	金額	3,100,233	3,270,066	3,289,406	3,504,886	3,629,733	3,896,521
入院時食事療養費	件数	68	76	46	101	106	429
	日数	526	669	326	843	901	3,905
	金額	810	514	479	1,010	1,008	5,282
高 額 療 養 費	件数	214,458	186,760	168,877	214,588	235,442	242,147
	金額	14,293,964	12,213,710	11,155,976	19,403,812	22,281,759	22,717,356
薬 剤 支 給	件数	6,949,037	7,589,276	8,062,057	8,407,434	8,663,169	9,394,076
	金額	27,111,254	30,490,419	32,921,415	37,355,054	39,663,668	44,568,336
移 送 費	件数	34	29	32	38	46	36
	金額	1,632	1,388	847	1,356	7,063	1,467
家 族 出 産 費	件数	40,496	39,655	37,658	37,829	36,777	35,280
	金額	12,536,571	12,292,873	11,782,485	11,735,719	11,392,370	10,930,474
家 族 埋 葬 料	件数	15,589	15,189	15,155	14,683	15,063	15,205
	金額	5,687,076	5,574,813	5,557,998	5,307,140	5,378,156	5,457,580

(注) 1 「高額療養の給付」及び「高額療養費」の件数は、「療養の給付」及び「療養費」の再掲である。
 2 「入院時食事療養の給付」及び「入院時食事療養費」の件数及び日数は再掲であり、合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	449,622	451,957	453,210	465,657	466,171	463,715
日数	8,199,535	9,186,014	8,351,793	8,316,128	8,501,219	8,496,768
金額	39,226,058	50,988,777	55,591,969	56,772,655	57,283,675	57,100,236
傷病手当金 件数	25,990	27,562	27,985	31,436	33,911	36,697
日数	531,115	576,357	567,038	629,843	686,080	738,425
金額	6,290,235	6,510,798	6,624,696	7,220,263	7,912,942	8,553,593
出産手当金 件数	1,303	1,277	1,236	1,166	1,428	1,248
日数	54,812	56,114	53,863	48,911	47,095	51,040
金額	488,343	506,740	484,858	441,002	432,120	468,327
休業手当金 件数	1,328	1,567	1,149	1,648	1,191	1,060
日数	21,192	26,033	18,008	27,910	18,515	16,460
金額	223,197	254,108	193,115	257,542	206,565	250,367
育児休業手当金 (休業中支給分) 件数	370,278	373,914	377,602	383,531	381,174	377,505
日数	7,419,800	3,898,854	7,591,443	7,490,144	7,630,500	7,566,931
金額	25,687,380	35,588,900	36,443,999	36,308,936	36,020,969	35,429,835
育児休業手当金 (復職後支給分) 件数	39,899	39,681	37,506	40,056	40,850	38,996
金額	5,628,414	7,089,824	10,802,946	11,498,186	11,691,836	11,484,702
介護休業手当金 件数	10,824	7,956	7,732	7,820	7,617	8,209
日数	172,616	128,656	121,441	119,320	119,029	123,912
金額	908,489	1,038,407	1,042,355	1,046,726	1,019,244	913,413

第3部 社会保障関係統計資料編

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	1,328	670	769	954	3,932	1,448
金額	780,780	503,039	555,790	621,038	2,061,796	942,128
弔 慰 金 件数	54	49	44	41	38	57
金額	25,549	23,284	20,618	18,454	17,780	26,319
家 族 弔 慰 金 件数	81	70	67	68	54	54
金額	27,605	21,655	24,073	23,566	18,998	19,812
災 害 見 舞 金 件数	1,193	551	658	845	3,840	1,337
金額	727,627	458,100	511,098	579,018	2,025,017	895,998

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	5,462,321	5,121,304	2,141,728	1,609,243	1,276,399	1,106,677
金額	39,412,590	39,734,141	29,867,605	31,329,177	29,676,451	27,597,429
家 族 療 養 費 件数	2,754,740	2,548,773	964,359	543,661	388,176	332,637
金額	16,230,780	16,251,281	10,808,289	10,302,742	8,955,384	8,429,033
家 族 訪 問 看 護 療 養 費 件数	487	602	468	355	254	179
金額	5,250	7,681	5,808	3,535	2,615	1,440
出 産 費 件数	34,042	33,584	33,079	32,726	32,038	31,089
金額	879,700	870,675	859,845	863,435	846,910	822,885
家 族 出 産 費 件数	35,572	34,724	33,052	32,984	32,112	30,765
金額	1,002,027	977,879	932,943	934,382	914,951	878,684
埋 葬 料 件数	2,182	2,199	2,168	2,161	2,043	2,145
金額	138,558	146,883	141,396	137,534	131,871	131,915
家 族 埋 葬 料 件数	10,650	10,437	10,386	10,169	10,345	10,323
金額	431,821	422,512	428,091	416,458	421,387	428,680
傷 病 手 当 金 件数	3,656	3,755	3,816	4,274	4,551	5,000
金額	792,301	775,653	761,702	857,404	947,004	1,044,748
弔 慰 金 件数	—	1	—	—	—	—
金額	—	959	—	—	—	—
家 族 弔 慰 金 件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—
災 害 見 舞 金 件数	1,505	741	807	1,130	4,991	1,623
金額	521,443	326,356	344,081	416,988	1,544,112	626,479
入 院 附 加 金 件数	149,354	144,268	138,686	131,336	125,229	111,326
金額	968,528	928,475	877,810	819,130	782,613	671,700
結 婚 手 当 金 件数	46,876	44,574	41,954	41,878	41,118	39,292
金額	2,643,070	2,493,140	2,363,955	2,390,055	2,342,610	2,328,755
一 部 負 担 金 の 額 等 の 払 戻 し 件数	2,423,257	2,297,646	912,953	808,569	635,542	542,298
金額	15,799,113	16,532,649	12,343,684	14,187,513	12,786,994	12,233,109

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第125表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
組 合 員 分						
件数	21,179,253	21,435,718	21,361,302	21,059,620	20,927,150	21,547,056
日数	42,881,647	42,226,685	41,206,388	39,645,628	38,602,353	39,148,979
金額	285,064,638	285,698,838	277,823,031	246,134,539	236,490,063	242,689,754
一 般 診 療						
件数	17,207,959	17,493,396	17,377,375	17,060,715	16,888,798	17,740,137
日数	33,009,702	32,752,435	31,721,791	30,328,092	29,369,036	29,988,607
金額	238,441,894	239,348,517	231,847,565	205,803,605	198,078,651	204,595,681
入 院						
件数	312,030	305,338	296,817	291,472	283,959	278,589
日数	3,533,369	3,421,859	3,237,881	3,067,137	2,950,764	2,825,436
金額	84,866,460	84,332,364	81,755,469	71,883,362	69,200,745	69,260,441
外 来						
件数	16,895,929	17,188,058	17,080,558	16,769,243	16,604,839	17,461,548
日数	29,476,333	29,330,576	28,483,910	27,260,955	26,418,272	27,163,171
金額	153,575,434	155,016,153	150,092,096	133,920,243	128,877,906	135,335,240
歯 科 診 療						
件数	3,971,294	3,942,322	3,983,927	3,998,905	4,038,352	3,806,919
日数	9,871,945	9,474,250	9,484,597	9,317,536	9,233,317	9,160,372
金額	46,622,744	46,350,321	45,975,466	40,330,934	38,411,412	38,094,073
被 扶 養 者 分						
件数	23,554,186	23,523,095	23,405,337	23,337,941	23,190,593	24,155,683
日数	47,656,158	46,620,454	45,242,000	44,312,471	43,793,441	44,851,586
金額	245,196,751	242,930,280	237,029,188	232,596,201	231,460,978	238,676,047
一 般 診 療						
件数	19,439,160	19,495,860	19,382,181	19,318,702	19,079,323	19,997,767
日数	38,648,030	37,937,699	36,694,178	35,926,184	35,316,882	35,912,049
金額	211,906,067	210,272,772	204,917,925	200,833,861	199,172,119	206,636,190
入 院						
件数	357,639	347,002	332,916	329,701	318,802	312,069
日数	4,349,999	4,105,090	3,862,753	3,732,278	3,625,712	3,513,730
金額	84,485,500	83,005,893	80,575,040	73,803,099	72,498,770	73,137,775
外 来						
件数	19,081,521	19,148,858	19,049,265	18,989,001	18,760,521	19,685,698
日数	34,298,031	33,832,609	32,831,425	32,193,906	31,691,170	32,398,319
金額	127,420,567	127,266,879	124,342,885	127,030,762	126,673,349	133,498,415
歯 科 診 療						
件数	4,115,026	4,027,235	4,023,156	4,019,239	4,111,270	4,157,916
日数	9,008,128	8,682,755	8,547,822	8,386,287	8,476,559	8,939,537
金額	33,290,684	32,657,508	32,111,263	31,762,340	32,288,859	32,039,857

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第126表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分			平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《組合員分》								
診 療 費	1000人当件数		7,292.24	7,421.48	7,488.50	7,388.54	7,296.56	7,575.62
	1件当日数		2.02	1.97	1.93	1.88	1.84	1.82
	1件当金額		13,460	13,328	13,006	11,688	11,301	11,263
	1人当金額		98,151	98,915	97,395	86,354	82,456	85,326
一 般 診 療	1000人当件数		5,924.88	6,056.57	6,091.88	5,985.56	5,888.53	6,237.16
	1件当日数		1.92	1.87	1.83	1.78	1.74	1.69
	1件当金額		13,856	13,682	13,342	12,063	11,728	11,533
	1人当金額		82,098	82,867	81,277	72,204	69,063	71,933
入 院	1000人当件数		107.44	105.71	104.05	102.26	99.01	97.95
	1件当日数		11.32	11.21	10.91	10.52	10.39	10.14
	1件当金額		271,982	276,193	275,441	246,622	243,700	248,612
	1人当金額		29,220	29,198	28,661	25,219	24,128	24,351
入 院 外	1000人当件数		5,817.45	5,950.86	5,987.82	5,883.30	5,789.52	6,139.22
	1件当日数		1.74	1.71	1.67	1.63	1.59	1.56
	1件当金額		9,089	9,019	8,787	7,986	7,761	7,750
	1人当金額		52,878	53,670	52,617	46,984	44,935	47,582
歯 科 診 療	1000人当件数		1,367.36	1,364.91	1,396.62	1,402.97	1,408.03	1,338.46
	1件当日数		2.49	2.40	2.38	2.33	2.29	2.41
	1件当金額		11,740	11,757	11,540	10,085	9,512	10,007
	1人当金額		16,053	16,047	16,117	14,150	13,393	13,393
出 産 費	1000人当件数		13.33	13.29	13.32	13.16	12.82	12.63
埋 葬 料	1000人当件数		1.23	1.24	1.21	1.19	1.16	1.18
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数		8,109.96	8,144.17	8,205.06	8,187.86	8,085.74	8,492.77
	1件当日数		2.02	1.98	1.93	1.90	1.89	1.86
	1件当金額		10,410	10,327	10,127	9,966	9,981	9,881
	1人当金額		84,424	84,107	83,094	81,604	80,702	83,915
一 般 診 療	1000人当件数		6,693.11	6,749.86	6,794.69	6,777.75	6,652.29	7,030.91
	1件当日数		1.99	1.95	1.89	1.86	1.85	1.80
	1件当金額		10,901	10,786	10,572	10,396	10,439	10,333
	1人当金額		72,962	72,801	71,837	70,460	69,444	72,650
入 院	1000人当件数		123.14	120.14	116.71	115.67	111.16	109.72
	1件当日数		12.16	11.83	11.60	11.32	11.37	11.26
	1件当金額		236,231	239,209	242,028	223,849	227,410	234,364
	1人当金額		29,089	28,738	28,247	25,893	25,278	25,714
入 院 外	1000人当件数		6,569.97	6,629.72	6,677.98	6,662.08	6,541.13	6,921.19
	1件当日数		1.80	1.77	1.72	1.70	1.69	1.65
	1件当金額		6,678	6,646	6,527	6,690	6,752	6,781
	1人当金額		43,872	44,062	43,590	44,567	44,167	46,936
歯 科 診 療	1000人当件数		1,416.85	1,394.31	1,410.37	1,410.11	1,433.45	1,461.86
	1件当日数		2.19	2.16	2.12	2.09	2.06	2.15
	1件当金額		8,090	8,109	7,982	7,903	7,854	7,706
	1人当金額		11,462	1,130	11,257	11,143	11,258	11,265
家 族 出 産 費	1000人当件数		13.94	13.73	13.20	13.27	12.82	12.40
埋 葬 料	1000人当件数		5.37	5.26	5.31	5.15	5.25	5.35

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 1000人当件数	154.81	156.48	158.88	163.37	162.54	163.04
1 件 当 日 数	18.24	20.32	18.43	17.86	18.24	18.32
1 日 当 金 額	4,784	5,551	6,656	6,827	6,738	6,720
傷 病 手 当 金 1000人当件数	8.95	9.54	9.81	11.03	11.82	12.90
1 件 当 日 数	20.44	20.91	20.26	20.04	20.23	20.12
1 日 当 金 額	11,843	11,296	11,683	11,464	11,534	11,584
出 産 手 当 金 1000人当件数	0.45	0.44	0.43	0.41	0.50	0.44
1 件 当 日 数	42.07	43.94	43.58	41.95	32.98	40.90
1 日 当 金 額	8,909	9,031	9,002	9,016	9,176	9,176
休 業 手 当 金 1000人当件数	0.46	0.54	0.40	0.58	0.42	0.37
1 件 当 日 数	15.96	16.61	15.67	16.94	15.55	15.53
1 日 当 金 額	10,532	9,761	10,724	9,228	11,157	15,211
育 児 休 業 手 当 金 1000人当件数	127.49	129.46	132.37	134.56	132.90	132.73
(休業中支給分) 1 件 当 日 数	20.04	10.43	20.10	19.53	20.02	20.04
1 日 当 金 額	3,462	9,128	4,801	4,848	4,721	4,682
育 児 休 業 手 当 金 1000人当件数	13.74	13.74	13.15	14.05	14.24	13.71
(復職後支給分) 1 件 当 金 額	141,067	178,670	288,032	287,053	286,214	294,510
介 護 休 業 手 当 金 1000人当件数	3.73	2.75	2.71	2.74	2.66	2.89
1 件 当 日 数	15.95	16.17	15.71	15.26	15.63	15.09
1 日 当 金 額	5,263	8,071	8,583	8,772	8,563	7,371

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 1000人当件数	0.46	0.23	0.27	0.33	1.37	0.51
1 件 当 金 額	587,937	750,804	722,744	650,983	524,363	650,641
弔 慰 金 1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02
1 件 当 金 額	473,130	475,184	468,591	450,098	467,895	461,737
家 族 弔 慰 金 1000人当件数	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1 件 当 金 額	340,802	309,357	359,299	346,559	351,815	366,889
災 害 見 舞 金 1000人当件数	0.41	0.19	0.23	0.30	1.34	0.47
1 件 当 金 額	609,914	831,397	776,745	685,228	527,348	670,156

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第127表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	11,420,992	11,747,188	12,097,442	12,444,073	12,805,235	13,142,042
金額	4,142,973,183	4,200,502,305	4,229,753,049	4,261,827,839	4,278,281,774	4,291,509,153
退職共済年金 件数	5,116,265	5,506,236	5,912,032	6,320,211	6,743,784	7,152,252
金額	1,857,802,547	1,962,833,494	2,037,717,082	2,133,550,013	2,207,015,957	2,271,735,484
障害共済年金 件数	51,248	55,935	61,670	67,313	73,661	80,401
金額	10,049,113	10,927,633	11,910,210	13,106,156	14,414,427	15,726,466
遺族共済年金 件数	1,730,884	1,858,165	1,983,524	2,109,854	2,234,656	2,355,276
金額	452,736,770	485,744,663	518,811,967	548,102,238	577,504,202	608,664,122
退職年金 件数	3,308,234	3,158,188	3,015,118	2,867,197	2,718,178	2,567,102
金額	1,547,847,442	1,476,650,377	1,407,188,512	1,324,765,986	1,248,087,182	1,174,697,151
減額退職年金 件数	132,537	129,987	127,851	125,333	122,842	120,085
金額	42,409,442	41,409,016	40,477,429	39,150,084	38,003,694	36,867,727
通算退職年金 件数	205,064	196,271	187,439	177,530	168,462	158,132
金額	27,001,915	25,731,152	24,438,676	22,943,104	21,556,360	20,200,003
退職一時金 件数	5	1	—	1	1	—
金額	△ 2,841	14	—	21	△ 148	△ 75
脱退一時金 件数	17	15	18	25	29	20
金額	58,594	61,339	92,996	128,808	121,536	104,308
返還一時金 件数	84	77	55	84	73	61
金額	142,402	159,392	75,804	123,273	124,290	91,996
障害年金 件数	72,265	68,731	65,347	62,097	58,986	55,912
金額	27,700,503	26,285,506	24,786,049	23,261,889	21,852,585	20,592,040
障害一時金 件数	12	11	8	18	16	14
金額	30,275	24,046	19,854	49,846	44,468	35,588
遺族年金 件数	790,655	760,458	731,827	702,431	673,190	642,097
金額	176,298,991	169,832,273	163,434,406	155,896,612	148,851,778	142,128,068
通算遺族年金 件数	13,667	13,064	12,509	11,939	11,319	10,654
金額	801,823	772,910	731,576	698,067	654,328	615,079
特例死亡一時金 件数	20	15	14	6	5	5
金額	66,758	29,704	38,997	20,774	18,183	13,117
死亡一時金 件数	13	12	9	8	12	11
金額	6,203	14,110	8,805	5,348	6,220	16,398
短期在留脱退一時金 件数	22	22	21	26	21	20
金額	23,245	26,676	20,685	25,620	26,711	21,681

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。
資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第128表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	95,445	107,563	104,651	112,198	114,084	103,846
金額	212,972,584	202,920,673	186,375,686	195,651,091	182,283,009	165,440,622
退職共済年金 人員	66,134	77,181	73,625	79,695	81,112	69,134
金額	166,760,348	154,805,585	137,408,505	144,856,935	130,790,161	111,108,627
障害共済年金 人員	1,475	1,758	1,977	2,191	2,388	2,365
金額	1,759,364	2,126,182	2,432,535	2,634,244	2,928,878	2,881,809
遺族共済年金 人員	27,556	28,378	28,897	30,163	30,435	32,234
金額	44,034,940	45,625,434	46,299,202	47,944,867	48,336,850	51,272,060
退職年金 人員	104	92	67	69	67	56
金額	279,711	241,506	167,925	155,853	156,179	128,586
減額退職年金 人員	20	18	7	9	8	2
金額	27,427	28,229	9,938	13,013	11,049	3,148
通算退職年金 人員	84	69	35	34	25	17
金額	11,659	11,297	3,759	3,889	2,373	1,460
障害年金 人員	32	26	20	13	18	18
金額	61,781	48,469	32,105	24,053	31,845	28,208
遺族年金 人員	36	34	20	19	26	16
金額	36,683	32,687	20,864	17,509	24,735	16,525
通算遺族年金 人員	4	7	3	5	5	4
金額	671	1,284	853	728	939	199

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	1,984,185	2,048,583	2,109,455	2,174,278	2,239,631	2,289,298
金額	4,325,747,101	4,378,881,801	4,443,518,635	4,489,241,938	4,500,639,039	4,547,133,612
退職共済年金 人員	900,766	973,861	1,043,157	1,116,218	1,190,684	1,250,316
金額	1,976,193,987	2,069,558,370	2,176,527,752	2,284,131,149	2,345,720,878	2,436,326,206
障害共済年金 人員	17,181	18,727	20,513	22,599	24,681	26,767
金額	20,914,448	22,799,197	24,940,992	27,211,257	29,596,912	31,990,624
遺族共済年金 人員	314,639	335,829	357,877	379,979	401,558	423,488
金額	495,922,570	530,919,493	565,959,307	596,588,026	629,023,225	664,432,518
退職年金 人員	542,190	518,063	493,172	468,044	442,886	416,804
金額	1,545,016,904	1,477,853,454	1,408,146,482	1,325,435,169	1,251,363,356	1,179,738,323
減額退職年金 人員	22,039	21,631	21,224	20,818	20,346	19,870
金額	43,495,755	42,676,134	41,888,285	40,671,705	39,588,599	38,698,665
通算退職年金 人員	33,683	32,226	30,624	29,023	27,414	25,690
金額	27,634,031	26,424,408	25,145,416	23,676,920	22,316,382	20,935,425
障害年金 人員	14,359	13,715	13,108	12,525	11,968	11,424
金額	32,299,329	30,688,376	29,149,248	27,414,522	25,943,053	24,586,387
遺族年金 人員	137,017	132,336	127,676	123,064	118,182	113,143
金額	183,457,118	177,191,587	171,023,031	163,418,449	156,427,969	149,809,212
通算遺族年金 人員	2,311	2,195	2,104	2,008	1,912	1,796
金額	812,961	770,782	738,122	694,742	658,666	616,252

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第129表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《年金》						
新規裁定	2,231,364	1,886,529	1,780,926	1,743,802	1,597,796	1,593,134
退職共済年金	2,521,552	2,005,747	1,866,329	1,817,641	1,612,464	1,607,149
障害共済年金	1,192,789	1,209,432	1,230,417	1,202,302	1,226,498	1,218,524
遺族共済年金	1,598,016	1,607,775	1,602,215	1,589,526	1,588,199	1,590,620
退職年金	2,689,529	2,625,065	2,506,343	2,258,739	2,331,030	2,296,179
減額退職年金	1,371,350	1,568,278	1,419,714	1,445,889	1,381,125	1,574,000
通算退職年金	138,798	163,725	107,400	114,382	94,920	85,882
障害年金	1,930,656	1,864,192	1,605,250	1,850,231	1,769,167	1,567,111
遺族年金	1,018,972	961,382	1,043,200	921,526	951,346	1,032,813
通算遺族年金	167,750	183,429	284,333	145,600	187,800	49,750
年度末現在	2,180,113	2,137,517	2,106,477	2,064,705	2,009,545	1,986,257
退職共済年金	2,193,904	2,125,107	2,086,481	2,046,313	1,970,062	1,948,568
障害共済年金	1,217,301	1,217,451	1,215,863	1,204,091	1,199,178	1,195,152
遺族共済年金	1,576,164	1,580,922	1,581,435	1,570,055	1,566,457	1,568,952
退職年金	2,849,586	2,852,652	2,855,285	2,831,860	2,825,475	2,830,439
減額退職年金	1,973,581	1,972,915	1,973,628	1,953,680	1,945,768	1,947,593
通算退職年金	820,415	819,972	821,102	815,799	814,051	814,925
障害年金	2,249,414	2,237,578	2,223,775	2,188,784	2,167,702	2,152,170
遺族年金	1,338,937	1,338,952	1,339,508	1,327,914	1,323,619	1,324,070
通算遺族年金	351,779	351,154	350,818	345,987	344,491	343,125
《一時金》						
脱退一時金	3,446,706	4,089,267	5,166,444	5,152,320	4,190,897	5,215,400
返還一時金	1,695,262	2,070,026	1,378,255	1,467,536	1,702,603	1,508,131
障害一時金	2,522,917	2,186,000	2,481,750	2,769,222	2,779,250	2,542,000
特例死亡一時金	3,337,900	1,980,267	2,785,500	3,462,333	3,636,600	2,623,400
死亡一時金	477,154	1,175,833	978,333	668,500	518,333	1,490,727
短期在留脱退一時金	1,056,591	1,212,545	985,000	985,385	1,271,952	1,084,050

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

第130表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	1,464,220,608	1,548,586,444	1,559,100,556	1,543,139,887	1,574,168,406	1,587,212,860
短期負担金	587,457,374	603,166,255	612,549,220	614,680,573	634,542,205	633,010,336
介護負担金	35,245,933	37,916,216	36,251,378	40,481,637	51,648,415	57,823,871
短期掛金	578,910,661	590,582,023	600,695,790	604,342,412	624,062,980	622,314,312
介護掛金	35,240,600	37,907,083	36,220,548	40,465,944	51,649,907	57,810,833
短期任意継続掛金	19,845,377	21,736,763	22,494,647	18,525,631	20,028,605	20,424,790
介護任意継続掛金	1,600,297	1,856,549	1,805,654	1,593,233	2,129,795	2,377,736
雑収入	45,278	41,969	22,487	11,718	14,873	15,114
育児・介護休業手当金交付金	10,355,362	14,865,663	17,199,852	17,804,274	18,283,295	18,578,997
短期利息及び短期配当金	5,987,980	3,423,203	3,562,048	3,217,802	2,854,818	2,541,654
介護利息	7,255	1,834	372	276	256	151
償還差益	48,153	9,336	20,967	20,227	8,025	15,356
その他	32,607,040	41,719,110	48,741,839	47,922,316	45,958,865	48,631,092
前年度繰越支払準備金	121,500,188	121,568,339	123,414,563	120,394,871	117,309,217	116,640,858
前期損益修正益	185,462	332,320	289,639	209,795	244,546	246,683
当期短期損失金	34,968,204	73,144,836	55,607,437	29,334,402	5,125,454	5,838,409
当期介護損失金	215,445	314,944	224,113	4,134,777	307,149	942,665
支 出	1,464,220,608	1,548,586,444	1,559,100,556	1,543,139,887	1,574,168,406	1,587,212,860
保健給付	656,843,564	660,702,378	650,046,778	630,514,312	626,602,529	650,285,071
直営保健給付	5,800,918	5,602,625	5,267,775	4,335,768	3,819,267	3,760,195
休業給付	39,226,058	50,988,777	55,591,969	56,772,569	57,283,675	57,100,236
災害給付	780,780	503,039	555,790	621,038	2,061,796	942,128
附加給付	23,613,478	23,201,492	17,523,921	17,141,664	16,889,458	15,364,320
老人保健拠出金	353,958,661	387,815,618	392,895,015	355,436,041	296,107,757	251,717,146
退職者給付拠出金	118,797,183	137,912,477	151,592,241	191,083,833	198,335,565	218,550,423
介護納付金	68,680,527	76,057,636	73,158,469	86,252,437	102,089,610	115,149,536
一部負担金返還金	4,680	5,414	4,809	6,669	8,388	9,540
一部負担金払戻金	15,794,433	16,527,235	12,338,874	14,180,844	12,778,606	12,223,568
その他	43,597,880	54,733,668	59,763,667	59,750,879	60,649,971	61,113,051
繰入金	3,899,673	3,884,425	3,843,955	3,771,292	3,557,418	3,476,602
次年度繰越支払準備金	121,568,339	123,414,563	120,394,871	117,309,217	116,640,858	119,789,655
前期損益修正損	27,780	28,185	40,796	31,509	61,677	184,093
当期短期利益金	8,084,947	5,260,696	14,809,170	5,567,255	73,719,246	73,784,520
当期介護利益金	3,541,707	1,948,215	1,272,453	364,559	3,562,584	3,762,775

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第131表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	30,675,415,758	30,817,748,811	30,941,108,743	31,029,184,615	31,374,402,267	31,772,805,655
負 担 金	3,313,926,974	3,310,036,270	3,249,409,601	3,161,261,084	3,120,804,891	3,084,337,813
掛 金	1,484,459,141	1,483,453,744	1,474,097,917	1,471,784,661	1,478,755,155	1,498,022,957
基礎年金交付金	479,621,258	454,478,153	424,927,758	394,630,246	391,006,795	371,780,740
利息及び配当金	924,569,880	777,510,062	676,365,566	685,954,003	729,170,383	1,340,317,770
償 還 差 益	2,420,007	2,670,611	2,017,565	7,129,052	3,942,717	5,246,729
その他の収入	1,719,744,771	1,636,003,288	1,585,416,583	1,567,839,388	1,643,011,001	1,619,483,131
前年度繰越支払準備金	26,372	35,214	33,858	29,533	39,815	34,682
前年度繰越長期給付積立金	22,748,029,426	23,153,256,686	23,526,408,123	23,740,261,437	24,006,957,758	23,852,411,050
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	6,028	7,627	2,303	1,445	879	577
特 別 利 益	2,611,897	297,157	2,429,469	293,766	712,875	1,170,206
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—	—
支 出	30,675,415,758	30,817,748,811	30,941,108,743	31,029,184,615	31,374,402,267	31,772,805,655
退 職 給 付	3,474,529,962	3,506,216,290	3,509,443,823	3,520,178,286	3,514,499,318	3,503,345,930
障 害 給 付	37,754,786	37,213,776	36,693,644	36,396,267	36,291,354	36,334,731
遺 族 給 付	626,939,737	653,674,318	680,583,110	702,496,844	725,008,691	749,608,500
基礎年金拠出金	970,302,023	986,093,968	1,010,752,540	1,055,670,025	1,123,499,337	1,122,555,746
負担調整拠出金	・	・	・	・	・	・
そ の 他	1,885,786,610	1,699,826,831	1,632,489,775	1,604,714,490	1,728,626,327	1,755,171,952
業務経理へ繰入金	5,404,169	5,406,752	5,480,183	5,492,066	7,258,465	6,822,236
次年度繰越支払準備金	34,738	33,858	29,533	39,315	35,182	33,286
次年度繰越長期給付積立金	23,153,230,100	23,526,394,504	23,740,261,437	23,809,739,125	24,013,602,512	24,037,336,341
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	7,627	2,303	1,445	879	577	410
特 別 損 失	10,805,735	42,652	100,063	33,374	47,656	157,318
当 期 利 益 金	510,620,270	402,843,560	325,273,192	294,423,943	225,532,850	561,439,204
年度末現在長期給付積立金	36,150,680,296	36,926,665,167	37,465,805,293	37,829,706,924	38,061,884,529	38,808,249,023

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第132表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	32,594,522	33,053,802	33,453,093	32,391,282	32,184,905	30,999,186
負 担 金	20,770,304	21,445,955	21,612,657	20,406,416	18,009,374	16,614,135
補 助 金	457,197	369,098	389,840	242,279	236,896	224,460
利息及び配当金	186,645	142,793	112,576	101,244	100,464	112,161
そ の 他	1,413,537	1,337,101	1,341,899	2,808,167	2,729,140	2,930,604
繰 入 金	9,613,757	9,700,614	9,876,427	8,720,048	10,804,875	10,275,390
特 別 利 益	48,325	6,765	12,867	25,187	33,012	33,661
当 期 損 失 金	104,758	51,476	106,828	87,940	271,145	808,774
支 出	32,594,522	33,053,802	33,453,093	32,391,282	32,184,905	30,999,186
役 員 報 酬	419,854	426,382	396,652	370,725	355,623	355,066
職 員 給 与	14,370,110	14,258,078	13,840,975	13,536,230	13,176,859	13,266,645
厚 生 費	42,646	33,104	32,495	31,517	30,817	28,363
旅 費	422,494	384,948	407,216	366,141	378,265	325,426
事 務 費	1,957,641	1,869,136	2,084,633	2,040,830	2,083,572	1,953,527
そ の 他	11,966,031	11,958,701	12,730,544	13,047,338	13,347,170	13,366,777
特 別 損 失	16,664	79,335	108,975	230,366	28,007	82,290
当 期 利 益 金	3,399,081	4,044,117	3,851,603	2,768,134	2,784,595	1,621,093

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第133表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	89,384,270	94,164,975	87,626,643	90,787,500	85,622,407	79,052,393
負 担 金	34,442,764	33,937,569	33,821,804	32,742,614	33,700,079	32,250,048
掛 金	33,707,880	33,369,356	33,260,246	32,188,138	33,149,490	31,642,129
施 設 収 入	1,985,013	2,105,258	2,110,808	1,904,013	2,722,808	1,684,608
補 助 金	5,984,141	6,066,467	5,426,072	5,390,001	6,750,149	5,438,269
利息及び配当金	616,205	419,315	504,862	409,889	286,866	486,481
そ の 他	2,198,892	2,114,187	2,121,407	3,318,069	3,345,171	2,362,464
繰 入 金	3,998,201	6,092,926	7,836,862	12,401,281	2,012,561	2,387,196
特 別 利 益	29,997	559,806	8,447	26,513	42,346	11,412
当 期 損 失 金	6,421,177	9,500,091	2,536,137	2,406,981	3,612,938	2,789,786
支 出	89,384,270	94,164,975	87,626,643	90,787,500	85,622,407	79,052,393
職 員 給 与	3,844,695	3,760,449	3,829,087	3,578,891	3,756,277	3,506,862
厚 生 費	42,970,270	43,587,789	44,346,841	44,762,653	47,322,384	44,570,782
旅 費	185,911	165,222	153,709	136,596	125,977	110,651
事 務 費	435,821	408,617	437,801	397,505	440,561	324,256
そ の 他	6,070,914	6,059,959	6,072,574	5,708,415	6,229,129	5,375,982
繰 入 金	30,783,853	32,934,193	24,678,554	24,461,447	24,034,389	20,933,645
特 別 損 失	19,441	93,260	50,203	124,869	94,261	72,832
当 期 利 益 金	5,073,365	7,155,485	8,057,873	11,617,124	3,619,432	4,157,381

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

9 私立学校教職員共済

第134表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区 分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成13年度 (2001)	454,151	405,134	25,617 (25,490)	3,084	20,316	451,067	408,218	13,821	374,366	0.83
14 (2002)	457,968	425,543	9,068 (8,853)	3,225	20,132	454,743	428,768	13,874	372,890	0.82
15 (2003)	464,546	431,182	9,170 (8,744)	3,205	20,989	461,341	434,387	13,931	373,164	0.81
16 (2004)	471,377	438,300	9,132 (8,799)	3,238	20,707	468,139	441,538	13,907	371,196	0.79
17 (2005)	478,089	444,841	9,235 (8,896)	3,223	20,790	474,866	448,064	13,997	368,583	0.78
18 (2006)	487,336	454,329	9,199 (8,866)	3,229	20,579	484,107	457,558	14,063	366,750	0.76

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区 分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
									短期	長期			
平成18年度 (2006)	487,336	454,328	1	333	8,866	3,229	0	20,579	484,107	457,558	14,063	366,750	0.76
大 学	200,860	196,076	—	215	2,852	1,717	—	—	199,143	197,793	619	170,272	0.86
短 大	16,914	15,993	—	—	497	424	—	—	16,490	16,417	412	13,290	0.81
高 専	191	190	—	—	1	—	—	—	191	190	3	252	1.32
高 校	81,478	80,294	—	—	833	351	—	—	81,127	80,645	1,365	89,974	1.11
中 学	13,618	13,451	—	—	54	113	—	—	13,505	13,564	658	12,805	0.95
小 学	4,516	4,423	—	—	47	46	—	—	4,470	4,469	192	3,587	0.80
幼 稚 園	99,614	96,057	1	15	3,541	—	—	—	99,614	96,058	8,462	20,659	0.21
盲・ろう・養護	352	343	—	—	9	—	—	—	352	343	14	238	0.68
各 種	7,831	7,624	—	102	105	—	—	—	7,831	7,624	381	7,260	0.93
専 修	39,914	38,410	—	—	926	578	—	—	39,336	38,988	1,936	32,515	0.83
事 業 団	1,469	1,467	—	1	1	—	—	—	1,469	1,467	21	1,251	0.85
任 継	20,579	—	—	—	—	—	—	20,579	20,579	—	—	14,647	0.71

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第135表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区 分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成13年度 (2001)	379,665	377,550	366,973	466,021	460,145	300,736	379,115	367,677
14 (2002)	379,681	381,539	369,245	434,218	468,956	301,543	379,048	369,995
15 (2003)	391,079	383,046	370,154	432,594	481,061	302,888	380,384	370,972
16 (2004)	380,025	381,820	368,853	431,488	483,153	303,221	379,312	369,692
17 (2005)	380,307	382,156	368,980	430,476	484,144	302,358	379,602	369,808
18 (2006)	379,425	381,182	367,815	428,649	480,726	302,734	378,749	368,611
平成18年度								
大 学	448,564	445,777	421,915	578,962	533,877	—	447,829	422,887
短 大	421,291	421,010	410,483	468,608	376,453	—	422,444	409,604
高 専	474,346	475,579	467,684	240,000	—	—	474,346	467,684
高 校	420,291	420,026	412,991	418,221	485,835	—	420,007	413,308
中 学	424,555	424,514	416,875	363,259	458,673	—	424,269	417,223
小 学	405,668	405,031	398,890	377,149	496,087	—	404,738	399,891
幼 稚 園	229,050	225,899	224,219	314,159	—	—	229,050	224,219
盲・ろう・養護	313,233	313,172	312,822	315,556	—	—	313,233	312,822
各 種	325,322	323,365	314,341	397,411	—	—	325,322	314,341
専 修	337,976	336,230	328,892	372,082	399,315	—	337,074	329,936
事 業 団	367,662	366,930	354,980	905,000	—	—	367,662	354,980
任 継	302,734	—	—	—	—	302,734	302,734	—

(注) 私学共済法の一部改正（平成元年法律第94号）に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員（短期・長期適用）に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員（短期・長期適用）に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員（短期のみ適用）に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員（短期のみ適用）と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員（長期のみ適用）に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員（長期のみ適用）に変更になった。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第136表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）

平成19年3月末現在

標準給与		短期（除任継）			長期			任継給与	任継		
等級	月額 (千円)	計	男	女	計	男	女		(千円)	計	男
総数		463,528	222,103	241,425	457,558	217,431	240,127		20,579	13,161	7,418
第1級	98	1,959	789	1,170	1,435	504	931	110以下	495	282	213
2	104	576	175	401	510	134	376	112	53	23	30
3	110	1,003	314	689	937	271	666	118	104	63	41
4	118	1,951	631	1,320	4,869	584	1,285	119	49	22	27
5	126	2,114	607	1,507	2,052	556	1,496	126	149	87	62
6	134	3,169	952	2,217	3,074	898	2,176	133	53	25	28
7	142	3,547	789	2,758	3,603	761	2,842	134	129	79	50
8	150	5,817	1,192	4,625	5,609	1,057	4,552	140	117	75	42
9	160	8,570	1,364	7,206	8,424	1,262	7,162	142	152	86	66
10	170	11,385	1,573	9,812	11,264	1,492	9,772	150	213	126	87
11	180	14,334	1,700	12,634	14,201	1,611	12,590	154	132	68	64
12	190	15,579	1,999	13,580	15,461	1,918	13,543	160	283	130	153
13	200	22,725	3,838	18,887	22,420	3,607	18,813	168	142	74	68
14	220	26,090	5,944	20,146	25,824	5,704	20,120	170	327	149	178
15	240	22,534	6,596	15,938	22,344	6,432	15,912	180	370	147	223
16	260	22,095	7,739	14,356	21,772	7,502	14,270	182	159	88	71
17	280	20,219	7,331	12,888	20,019	7,173	12,846	190	411	159	252
18	300	19,765	7,628	12,137	19,498	7,416	12,082	196	151	70	81
19	320	18,888	7,646	11,242	18,688	7,476	11,212	200	706	295	411
20	340	17,537	7,546	9,991	17,379	7,419	9,960	210	160	82	78
21	360	16,239	7,501	8,738	16,026	7,348	8,678	220	791	376	415
22	380	18,345	9,255	9,090	18,147	9,106	9,041	224	165	102	63
23	410	20,728	11,485	9,243	20,451	11,256	9,195	238	171	100	71
24	440	19,516	11,751	7,765	19,295	11,549	7,746	240	738	389	349
25	470	18,919	12,244	6,675	18,747	12,087	6,660	252	178	94	84
26	500	18,727	12,800	5,927	18,537	12,642	5,895	260	745	416	329
27	530	17,935	12,994	4,941	17,833	12,874	4,959	266	185	98	87
28	560	15,913	12,146	3,767	15,799	12,044	3,755	280	645	355	290
29	590	14,019	10,902	3,117	13,923	10,813	3,110	287	265	163	102
30	620	12,383	10,028	2,355	62,417	53,935	8,482	300	637	352	285
31	650	10,119	8,426	1,693	—	—	—	308	307	161	146
32	680	8,618	7,333	1,285	—	—	—	320	505	266	239
33	710	8,576	7,504	1,072	—	—	—	329	280	142	138
34	750	7,494	6,687	807	—	—	—	340	494	285	209
35	790	5,573	5,078	495	—	—	—	350	417	234	183
36	830	3,748	3,460	288	—	—	—	360	489	298	191
37	880	2,223	2,021	202	—	—	—	371	558	388	170
38	930	1,220	1,106	114	—	—	—	380	474	272	202
39	980	3,376	3,029	347	—	—	—	383	8,180	6,540	1,640

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第137表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 8,198,286	8,390,562	8,519,537	8,715,025	9,241,500	9,312,885
	金額 91,194,176	90,647,717	88,555,904	89,620,417	93,720,237	93,501,956
組 合 員 分	件数 4,611,360	4,722,718	4,794,904	4,939,892	5,283,607	5,364,599
	金額 53,496,494	53,048,036	49,944,616	50,130,286	43,183,771	53,549,315
療 養 の 給 付	件数 3,469,007	3,495,469	3,511,908	3,584,145	3,790,681	3,810,684
	日数 6,742,694	6,602,146	6,477,754	6,481,085	6,678,322	6,617,419
	金額 44,565,390	43,504,174	40,172,940	39,918,578	41,848,583	41,972,300
訪問看護療養の給付	件数 205	219	196	256	298	324
	日数 1,544	1,351	1,375	1,751	1,796	2,113
	金額 11,315	10,248	9,418	12,253	12,500	14,491
入院時食事療養費	件数 38,047	37,647	38,124	38,174	38,957	40,061
	日数 382,526	365,154	359,870	355,446	360,596	847,898
	金額 540,642	517,930	512,106	508,357	516,884	408,258
調 剤	件数 1,005,252	1,080,221	1,128,362	1,187,825	1,314,124	1,362,545
	金額 5,545,001	6,093,615	6,316,845	6,738,390	7,782,286	7,991,645
療 養 費	件数 130,022	140,522	147,902	161,016	171,751	183,798
	金額 817,546	858,547	816,361	845,897	886,345	945,433
調 剤 費	件数 173	170	318	448	488	613
	金額 923	736	1,123	1,734	1,396	2,129
移 送 料	件数 12	11	20	9	4	5
	金額 1,297	529	1,276	732	310	100
出 産 費	件数 5,197	5,387	5,482	5,571	5,576	5,959
	金額 1,684,354	1,745,457	1,789,136	1,821,608	1,834,059	2,005,009
埋 葬 料	件数 718	719	716	622	685	671
	金額 330,026	316,800	325,410	282,738	301,409	209,950
被 扶 養 者 分	件数 3,586,926	3,667,844	3,724,633	3,775,133	3,957,893	3,948,286
	金額 36,861,771	36,765,422	37,786,630	38,653,673	39,653,870	39,067,859
療 養 の 給 付	件数 2,635,148	2,647,764	2,653,253	2,658,506	2,751,519	2,719,171
	日数 5,308,352	5,208,774	5,120,125	5,050,777	5,081,039	4,937,417
	金額 28,505,868	28,214,302	27,641,183	27,601,369	28,145,168	27,637,439
訪問看護療養の給付	件数 534	657	706	765	907	1,074
	日数 3,170	3,871	4,602	5,343	6,339	7,396
	金額 20,831	25,453	29,802	34,837	41,449	48,688
入院時食事療養費	件数 33,140	32,580	32,071	31,132	30,234	30,313
	日数 409,703	393,771	381,466	363,617	345,991	801,864
	金額 564,919	545,861	528,228	504,922	482,029	375,939
調 剤	件数 846,804	909,774	948,019	976,602	1,056,191	1,071,808
	金額 3,531,858	3,852,082	4,336,362	4,595,466	5,111,769	5,117,838
療 養 費	件数 73,412	79,546	84,311	92,815	99,365	102,619
	金額 464,453	481,560	508,294	560,695	585,618	603,825
高 額 療 養 費	件数 25,010	23,879	32,378	39,987	43,612	47,114
	金額 1,846,429	1,665,882	2,844,109	3,332,559	3,337,495	3,366,538
調 剤 費	件数 177	262	224	380	438	433
	金額 635	1,019	1,026	1,533	2,015	2,193
移 送 料	件数 6	8	11	8	5	6
	金額 224	1,108	515	209	141	217
家 族 出 産 費	件数 4,343	4,541	4,376	4,552	4,404	4,649
	金額 1,398,250	1,468,024	1,422,200	1,483,882	1,435,310	1,576,598
家 族 埋 葬 料	件数 1,492	1,413	1,355	1,518	1,452	1,412
	金額 528,304	510,130	474,911	538,200	512,875	338,583
支 払 基 金 審 査 費	835,911	834,260	824,658	836,458	882,597	884,783

(注) 「(家族)入院時食事療養費」の件数・日数は、「(家族)療養の給付」の再掲であり合計には含まれていない。

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	13,117	12,973	13,516	14,589	14,898	16,223
日数	437,082	442,901	459,445	489,638	496,568	534,247
金額	3,783,890	3,890,789	4,076,784	4,402,768	4,476,688	4,869,563
傷病手当金 件数	9,140	8,829	9,263	10,130	10,533	11,499
日数	177,140	170,692	180,238	198,902	211,021	224,957
金額	1,669,128	1,655,960	1,757,545	1,942,837	2,068,422	2,234,772
出産手当金 件数	3,968	4,134	4,244	4,455	4,356	4,719
日数	259,864	272,044	279,045	290,680	285,414	309,218
金額	2,114,124	2,233,390	2,318,409	2,459,669	2,407,057	2,634,069
休業手当金 件数	9	10	9	4	9	5
日数	78	165	162	56	133	72
金額	637	1,439	830	263	1,209	721

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	78	50	100	209	113	32
金額	55,167	33,323	59,091	80,246	66,620	20,795
弔 慰 金 件数	8	6	10	2	3	1
金額	3,520	3,030	4,540	1,150	1,970	500
家族弔慰金 件数	11	2	6	6	4	—
金額	3,697	503	2,394	1,974	1,254	—
災害見舞金 件数	59	42	84	201	106	31
金額	47,950	29,790	52,157	77,122	63,396	20,295

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第138表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
組 合 員 分 件数	3,469,007	3,495,469	3,511,908	3,584,145	3,790,681	3,810,684
日数	6,742,694	6,602,146	6,477,754	6,481,085	6,678,322	6,617,419
金額	44,565,390	43,504,174	40,172,940	39,918,578	41,848,583	41,972,300
一 般 診 療 件数	2,803,840	2,818,956	2,827,853	2,872,191	3,056,934	3,057,021
日数	5,161,417	5,025,134	4,907,473	4,879,372	5,068,577	5,001,242
金額	37,010,203	35,959,368	33,482,476	33,317,110	35,197,083	35,418,096
入 院 件数	41,558	41,067	41,694	41,776	42,645	43,829
日数	450,948	429,275	424,376	417,640	421,692	420,370
金額	12,695,913	12,129,409	11,419,681	11,346,406	11,785,239	12,287,562
入 院 外 件数	2,762,282	2,777,889	2,786,159	2,830,415	3,014,289	3,013,192
日数	4,710,469	4,595,859	4,483,097	4,461,732	4,646,885	4,580,872
金額	24,314,290	23,829,959	22,062,794	21,970,704	23,411,843	23,130,535
歯 科 診 療 件数	665,167	676,513	684,055	711,954	733,747	753,663
日数	1,581,277	1,577,012	1,570,281	1,601,713	1,609,745	1,616,177
金額	7,555,187	7,544,806	6,690,464	6,601,467	6,651,500	6,554,203
被 扶 養 者 分 件数	2,635,148	2,647,764	2,653,253	2,658,506	2,751,519	2,719,171
日数	5,308,352	5,208,774	5,120,125	5,050,777	5,081,039	4,937,417
金額	28,505,868	28,214,302	27,641,183	27,601,369	28,145,168	27,637,439
一 般 診 療 件数	2,160,918	2,167,640	2,169,403	2,159,624	2,249,191	2,214,508
日数	4,268,860	4,178,094	4,095,708	4,015,283	4,067,742	3,942,250
金額	24,575,317	24,304,990	23,747,181	23,649,111	24,282,929	23,873,804
入 院 件数	36,674	36,326	35,756	35,131	34,069	34,303
日数	466,368	451,680	435,088	419,284	398,779	383,067
金額	9,758,472	9,761,668	8,932,408	8,796,695	8,829,344	8,788,639
入 院 外 件数	2,124,244	2,131,314	2,133,647	2,124,493	2,215,122	2,180,205
日数	3,802,492	3,726,414	3,660,620	3,595,999	3,668,963	3,559,183
金額	14,816,846	14,543,322	14,814,773	14,852,416	15,453,585	15,085,165
歯 科 診 療 件数	474,230	480,124	483,850	498,882	502,328	504,663
日数	1,039,492	1,030,680	1,024,417	1,035,494	1,013,297	995,167
金額	3,930,551	3,909,312	3,894,002	3,952,258	3,862,240	3,763,635

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第139表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分			平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《組合員分》								
診 療 費	1000人当件数		7,840.59	7,830.72	7,726.21	7,725.07	8,030.75	7,908.00
	1件当日数		1.94	1.89	1.84	1.81	1.76	1.74
	1件当金額		12,847	12,446	11,439	11,138	11,040	11,014
	1人当金額		100,726	97,460	88,381	86,038	88,658	87,102
一 般 診 療	1000人当件数		6,337.19	6,315.16	6,221.28	6,190.56	6,476.27	6,343.99
	1件当日数		1.84	1.78	1.74	1.70	1.66	1.64
	1件当金額		13,200	12,756	11,840	11,600	11,514	11,586
	1人当金額		83,650	80,558	73,662	71,810	74,567	73,500
入 院	1000人当件数		93.93	92.00	91.73	90.04	90.35	90.95
	1件当日数		10.85	10.45	10.18	10.00	9.89	9.59
	1件当金額		305,499	295,357	273,893	271,601	276,357	280,352
	1人当金額		28,695	27,173	25,123	24,455	24,968	25,499
入 院 外	1000人当件数		6,243.26	6,223.16	6,129.56	6,100.52	6,385.92	6,253.03
	1件当日数		1.71	1.65	1.61	1.58	1.54	1.52
	1件当金額		8,802	8,578	7,919	7,762	7,767	7,676
	1人当金額		54,955	53,385	48,538	47,354	49,599	48,001
歯 科 診 療	1000人当件数		1,503.40	1,515.56	1,504.92	1,534.51	1,554.48	1,564.02
	1件当日数		2.38	2.33	2.30	2.25	2.19	2.14
	1件当金額		11,358	11,152	9,781	9,272	9,065	8,696
	1人当金額		17,076	16,902	14,719	14,228	14,092	13,601
出 産 費	1000人当件数		11.75	12.07	12.06	12.01	11.81	12.37
埋 葬 料	1000人当件数		1.62	1.61	1.58	1.34	1.45	1.39
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数		5,955.92	5,931.65	5,837.16	5,730.00	5,829.23	5,642.87
	1件当日数		2.01	1.97	1.93	1.90	1.85	1.82
	1件当金額		10,818	10,656	10,418	10,382	10,229	10,164
	1人当金額		64,428	63,207	60,811	59,490	59,627	57,354
一 般 診 療	1000人当件数		4,884.07	4,856.05	4,772.69	4,654.73	4,765.02	4,959.59
	1件当日数		1.98	1.93	1.89	1.86	1.81	1.78
	1件当金額		11,373	11,213	10,946	10,951	10,796	10,781
	1人当金額		55,545	54,449	52,244	50,972	51,445	49,543
入 院	1000人当件数		82.89	81.38	78.66	75.72	72.18	71.19
	1件当日数		12.72	12.43	12.17	11.93	11.71	11.17
	1件当金額		266,087	268,724	249,816	250,397	259,161	256,206
	1人当金額		22,056	21,869	19,651	18,960	18,705	18,238
入 院 外	1000人当件数		4,801.18	4,774.67	4,694.03	4,579.01	4,692.85	4,524.40
	1件当日数		1.79	1.75	1.72	1.69	1.66	1.63
	1件当金額		6,975	6,824	6,943	6,991	6,976	6,919
	1人当金額		33,489	32,581	32,593	32,012	32,739	31,305
歯 科 診 療	1000人当件数		1,071.85	1,075.60	1,064.47	1,075.26	1,064.21	1,047.29
	1件当日数		2.19	2.15	2.12	2.08	2.02	1.97
	1件当金額		8,288	8,142	8,048	7,922	7,689	7,458
	1人当金額		8,884	8,758	8,567	8,518	8,182	7,810
家 族 出 産 費	1000人当件数		9.82	10.17	9.63	9.81	9.33	9.65
家 族 埋 葬 料	1000人当件数		3.37	3.17	2.98	3.27	3.08	2.93

(注) 組合員の数は、各年4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 1000人当件数	29.65	29.06	29.74	31.44	31.56	33.67
1件当日数	33.32	34.14	33.99	33.56	33.33	32.93
1日当金額	8,657	8,785	8,873	8,992	9,015	9,115
傷病手当金 1000人当件数	20.66	19.78	20.38	21.83	22.31	23.86
1件当日数	19.38	19.33	19.46	19.63	20.03	19.56
1日当金額	9,423	9,701	9,751	9,768	9,802	9,934
出産手当金 1000人当件数	8.97	9.26	9.34	9.60	9.23	9.79
1件当日数	65.49	65.81	65.75	65.25	65.52	65.53
1日当金額	8,136	8,210	8,308	8,462	8,434	8,518
休業手当金 1000人当件数	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01
1件当日数	8.67	16.50	18.00	14.00	14.78	14.40
1日当金額	8,171	8,719	5,126	4,690	9,092	10,018

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 1000人当件数	0.18	0.11	0.22	0.45	0.24	0.07
1件当金額	707,265	666,452	590,910	383,952	589,557	649,844
弔 慰 金 1000人当件数	0.02	0.01	0.02	0.00	0.01	0.00
1件当金額	440,000	505,000	454,000	575,000	656,667	500,000
家族弔慰金 1000人当件数	0.02	0.00	0.01	0.01	0.01	—
1件当金額	336,064	251,300	399,000	329,000	313,600	—
災害見舞金 1000人当件数	0.13	0.09	0.18	0.43	0.22	0.06
1件当金額	812,712	709,286	620,917	383,692	598,071	654,677

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第140表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区分		平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数	1,275,297	1,340,455	1,390,998	1,453,705	1,520,598	1,587,922
	金額	202,261,809	211,232,647	218,481,890	225,209,093	230,953,117	237,462,423
退職共済年金	件数	859,915	924,527	976,854	1,037,757	1,103,842	1,170,022
	金額	139,125,703	148,522,910	156,690,964	164,187,950	170,456,485	177,638,732
障害共済年金	件数	5,701	6,245	6,798	7,328	7,953	8,432
	金額	976,294	1,108,374	1,188,758	1,314,474	1,406,661	1,447,700
遺族共済年金	件数	195,173	208,875	221,846	235,147	248,011	261,156
	金額	22,387,201	24,079,224	25,605,720	27,165,354	28,799,163	30,335,121
退職年金	件数	62,716	59,969	56,431	53,623	50,553	47,774
	金額	22,598,744	21,542,386	20,346,417	18,966,831	17,780,538	16,611,072
減額退職年金	件数	2,231	2,227	2,204	2,192	2,153	2,084
	金額	590,857	593,715	573,494	565,750	550,284	526,573
通算退職年金	件数	97,224	88,960	80,187	73,392	66,522	59,593
	金額	9,736,884	8,848,101	7,929,484	7,166,235	6,436,596	5,722,471
返還一時金	件数	28	30	24	19	29	25
	金額	31,921	46,682	31,993	16,144	32,576	37,437
脱退一時金	件数	18	13	15	8	12	14
	金額	58,294	47,487	54,802	29,366	45,770	47,189
新脱退一時金	件数	254	276	241	281	248	228
	金額	202,709	213,068	200,087	228,101	173,808	143,131
障害年金	件数	3,101	2,967	2,778	2,649	2,446	2,308
	金額	832,618	789,026	735,701	703,975	668,193	628,010
障害一時金	件数	—	—	—	1	—	1
	金額	—	—	—	1,930	—	1,339
遺族年金	件数	30,398	29,006	27,643	26,465	25,199	23,956
	金額	4,727,677	4,522,699	4,284,278	4,095,182	3,889,260	3,687,862
通算遺族年金	件数	18,105	16,978	15,634	14,526	13,345	12,074
	金額	902,448	841,246	767,915	707,202	650,547	586,796
死亡一時金	件数	—	2	1	—	2	—
	金額	—	1,636	1,156	—	3,517	—
特例死亡一時金	件数	2	1	1	—	1	—
	金額	6,356	1,239	3,444	—	6,388	—
恩給財団給付年金	件数	429	376	341	316	282	254
	金額	81,838	71,455	67,679	59,467	53,331	47,857
恩給財団給付一時扶助金	件数	2	3	—	1	—	1
	金額	2,265	3,398	—	1,133	—	1,133

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第141表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	28,890	28,717	30,962	32,783	32,424	36,500
金額	29,469,513	28,247,290	30,658,749	29,964,904	30,276,377	33,063,895
退職共済年金 人員	24,816	24,611	26,970	29,043	28,529	32,370
金額	26,537,203	25,353,128	27,707,427	27,097,574	27,218,297	29,984,087
障害共済年金 人員	197	227	235	272	268	299
金額	226,077	245,715	261,639	280,582	308,213	301,948
遺族共済年金 人員	3,251	3,349	3,350	3,431	3,597	3,796
金額	2,464,561	2,446,815	2,529,974	2,538,907	2,712,582	2,734,346
退職年金 人員	35	32	35	18	12	10
金額	66,868	55,971	56,609	26,581	18,670	15,735
減額退職年金 人員	1	2	—	—	—	—
金額	1,593	3,099	—	—	—	—
通算退職年金 人員	562	475	357	4	4	2
金額	137,584	112,363	85,387	3,438	2,171	2,134
障害年金 人員	16	12	8	8	9	11
金額	24,957	22,279	11,191	11,926	11,711	15,343
遺族年金 人員	10	9	6	7	5	12
金額	9,507	7,919	6,431	5,896	4,734	10,302
通算遺族年金 人員	2	—	1	—	—	—
金額	1,165	—	91	—	—	—

(注) 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	235,257	245,888	258,174	270,985	280,763	293,355
金額	249,720,103	258,680,993	267,520,333	272,941,898	280,317,864	288,782,608
退職共済年金 人員	164,989	175,596	187,737	200,149	209,736	221,726
金額	183,186,089	192,755,702	202,541,721	208,343,575	216,025,678	224,838,000
障害共済年金 人員	1,223	1,315	1,429	1,557	1,653	1,750
金額	1,286,916	1,375,446	1,483,001	1,598,575	1,707,295	1,771,563
遺族共済年金 人員	34,043	36,346	38,560	40,780	42,972	45,416
金額	25,354,752	27,088,199	28,629,975	30,281,723	32,039,726	33,713,146
退職年金 人員	10,350	9,815	9,310	8,836	8,342	7,901
金額	23,033,709	21,784,625	20,431,308	19,287,798	18,143,904	17,039,714
減額退職年金 人員	375	372	369	367	356	349
金額	609,021	601,397	592,555	587,074	568,027	553,383
通算退職年金 人員	15,685	14,300	13,062	11,992	10,856	9,751
金額	9,728,730	8,857,689	7,980,298	7,278,139	6,580,436	5,884,452
障害年金 人員	530	499	473	447	418	398
金額	847,513	798,473	753,319	704,644	659,066	630,399
遺族年金 人員	5,007	4,802	4,591	4,398	4,182	3,986
金額	4,701,817	4,520,544	4,282,282	4,098,949	3,897,296	3,710,415
通算遺族年金 人員	2,983	2,778	2,581	2,403	2,198	2,029
金額	890,002	825,292	755,647	697,991	639,802	586,034
恩給財団年金 人員	72	65	62	56	50	49
金額	81,554	73,626	70,227	63,431	56,635	55,502

(注) 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第142表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《年金》						
新 規 裁 定	1,020,059	983,643	990,206	914,038	933,764	905,860
退 職 共 済 年 金	1,069,359	1,030,154	1,027,343	933,016	954,057	926,292
障 害 共 済 年 金	1,147,597	1,082,447	1,113,357	1,031,550	1,150,049	1,009,858
遺 族 共 済 年 金	758,093	730,611	755,216	739,990	754,123	720,323
退 職 年 金	1,910,509	1,749,094	1,617,406	1,476,728	1,555,808	1,573,510
減 額 退 職 年 金	1,593,300	1,549,650	—	—	—	—
通 算 退 職 年 金	244,810	236,553	239,180	859,450	542,700	1,067,100
障 害 年 金	1,559,788	1,856,575	1,398,850	1,490,800	1,301,200	1,394,836
遺 族 年 金	950,670	879,867	1,071,883	842,329	946,800	858,517
通 算 遺 族 年 金	582,400	—	90,600	—	—	—
年 度 末 現 在	1,061,478	1,052,028	1,036,202	1,007,221	998,415	984,413
退 職 共 済 年 金	1,110,293	1,097,723	1,078,859	1,040,942	1,029,989	1,014,035
障 害 共 済 年 金	1,052,262	1,045,967	1,037,789	1,026,702	1,032,846	1,012,322
遺 族 共 済 年 金	744,786	745,287	742,479	742,563	745,595	742,319
退 職 年 金	2,225,479	2,219,524	2,194,555	2,182,865	2,175,006	2,156,653
減 額 退 職 年 金	1,624,057	1,616,657	1,605,841	1,599,657	1,595,581	1,585,626
通 算 退 職 年 金	620,257	619,419	610,955	606,916	606,157	603,472
障 害 年 金	1,599,082	1,600,145	1,592,640	1,576,384	1,576,712	1,583,917
遺 族 年 金	939,049	941,388	932,756	932,003	931,921	930,862
通 算 遺 族 年 金	298,358	297,081	292,773	290,467	291,084	288,829
恩 給 財 団 年 金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》						
返 還 一 時 金	1,140,032	1,556,057	1,333,046	849,689	1,123,324	1,497,460
脱 退 一 時 金	3,238,528	3,652,846	3,653,453	3,670,713	3,814,150	3,370,671
新 脱 退 一 時 金	798,068	771,987	830,237	811,747	700,840	627,768
障 害 一 時 金	—	—	—	—	—	1,338,900
死 亡 一 時 金	—	818,000	1,156,000	—	—	—
特 例 死 亡 一 時 金	3,178,200	1,239,000	3,444,200	—	—	—
恩 給 財 団 給 付 一 時 扶 助 金	1,132,700	1,132,700	—	1,132,700	—	1,132,700

(注) 平成13年度より、在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

第143表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
取 入	187,368,721	189,407,925	202,389,300	206,509,503	209,803,237	212,822,423
掛 金 取 入	160,071,229	161,469,416	182,888,870	185,387,943	186,829,045	188,806,664
掛 金	・	・	177,738,296	180,288,965	181,714,716	183,711,780
任 継 掛 金	・	・	5,150,574	5,098,978	5,114,329	5,094,884
介 護 掛 金 取 入	9,103,190	9,236,427	10,722,630	12,610,866	14,358,301	15,008,977
介 護 掛 金	・	・	10,524,945	12,377,042	14,095,477	14,751,304
任 継 介 護 掛 金	・	・	197,684	233,824	262,824	257,673
事 業 雑 取 入	2,411	2,076	—	—	—	—
支 払 準 備 金 戻 入	8,542,204	8,617,040	8,505,509	8,222,346	8,295,105	8,612,679
事 業 外 収 益	265,449	302,885	253,941	277,008	302,038	381,353
前 期 損 益 修 正 益	15,525	15,653	18,351	11,340	18,748	12,750
当 期 損 失 金	9,368,713	9,764,429	—	—	—	—
支 出	187,368,721	189,407,925	202,389,300	206,509,503	209,803,237	212,822,423
保 健 給 付	91,194,176	90,647,717	88,555,904	89,620,417	93,720,237	93,501,956
休 業 給 付	3,783,890	3,890,789	4,076,784	4,402,768	4,476,688	4,869,563
災 害 給 付	55,167	33,323	59,091	80,246	66,620	20,795
附 加 給 付	5,091,522	4,593,726	3,610,319	3,437,883	3,283,009	3,562,337
老 人 保 健 拠 出 金	48,407,350	49,468,300	47,905,676	50,493,570	48,238,741	45,233,220
退 職 者 給 付 拠 出 金	17,560,823	20,106,088	25,977,940	27,585,484	31,043,218	35,086,838
介 護 納 付 金	9,158,012	9,066,173	10,603,788	12,606,197	14,329,667	14,850,006
そ の 他	3,471,635	3,052,420	2,503,814	2,114,327	1,924,114	2,016,031
支 払 準 備 金 繰 入	8,617,040	8,505,509	8,222,346	8,295,105	8,612,679	8,653,986
事 業 外 費 用	1,027	11	—	—	—	—
前 期 損 益 修 正 損	20,626	21,099	21,724	17,477	18,696	18,125
財 産 処 分 損	7,455	22,771	853	—	3,006	—
当 期 利 益 金	—	—	10,851,061	7,856,029	4,086,562	5,009,565

(注) 平成9年度から会計区分の変更により、利息及び配当金、延滞金、損害賠償金は「事業外収益」として計上した。
資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第144表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	5,203,580,366	5,419,494,752	5,634,157,810	5,689,899,369	494,815,951	496,405,713
掛 金 収 入	238,449,346	250,836,719	265,836,192	268,009,073	278,884,210	291,757,687
掛 金	・	・	265,158,246	268,008,333	278,877,774	291,757,663
特 別 掛 金	・	・	677,946	740	6,436	24
基礎年金交付金	23,227,216	21,812,705	20,313,609	18,995,867	17,774,293	15,693,821
厚生保険特別会計からの繰入金	—	—	—	—	—	—
退職一時金等返還金	521,025	568,054	628,606	664,288	635,572	599,578
事業雑収入	2,243	964	—	—	—	—
運用収入	78,289,211	66,737,219	66,967,519	73,761,317	135,921,955	124,986,501
事業費国庫補助金収益	41,517,780	42,931,088	45,228,737	49,903,561	53,695,873	55,727,155
都道府県補助金収益	7,668,407	7,801,506	7,783,099	7,745,421	7,646,296	7,431,143
助成勘定より受入	56,908	64,525	55,289	55,289	42,068	—
責任準備金戻入	4,703,868,998	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997	—	—
延 滞 金	54,659	44,930	54,998	76,755	84,748	99,858
事業外雑益	10,177	2,582	1,925	3,508	741	3,328
前期損益修正益	68,710	83,787	87,176	114,545	130,195	106,641
固定資産売却益	—	1,040,429	101,492	62,749	—	—
当期損失金	109,845,686	146,163,248	142,736,169	—	—	—
支 出	5,203,580,366	5,419,494,752	5,634,157,810	5,689,899,369	494,815,951	496,405,713
退職給付	172,345,112	179,814,349	185,827,241	191,160,377	195,476,057	200,726,605
障害給付	1,808,912	1,897,400	1,924,458	2,020,379	2,074,854	2,077,049
遺族給付	28,023,682	29,446,045	30,662,513	31,967,737	33,348,875	34,609,780
恩給財団給付	84,103	74,853	67,679	60,600	53,331	48,989
基礎年金拠出金	113,666,407	118,400,027	126,342,523	140,126,874	145,195,787	148,454,736
年金保険者拠出金	5,814,761	5,133,756	14,283,281	6,823,734	7,773,163	8,129,656
不動産管理費	15,200	7,995	2,008	1,879	645	2,643
責任準備金繰入	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997	—	—	—
事業外支出等	413,688	356,001	4,540,155	17,156,153	3,116,392	1,487,646
財産処分損	・	・	・	・	3,430	19,226
前期損益修正損	1,504	1,328	955	2	7,868	437
当期利益金	—	—	—	5,300,581,635	107,765,548	100,848,945
年度末現在責任準備金	4,881,406,997	5,084,362,997	5,270,506,997	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第145表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	4,440,058	4,550,479	5,185,657	4,962,499	4,882,714	5,520,256
掛 金	3,831,457	3,940,619	4,334,749	4,384,336	4,417,679	4,465,090
補 助 金	504,046	507,204	509,927	404,375	395,401	373,551
利息及び配当金	83,648	83,514	81,294	59,428	46,962	66,635
雑 益	20,707	19,142	19,769	23,344	21,796	21,364
退職給付引当金戻入	・	・	・	・	・	592,376
前期損益修正益	200	—	239,918	—	876	1,239
固定資産売却益	・	・	・	91,017	—	—
当期損失金	—	—	—	—	—	—
支 出	4,440,058	4,550,479	5,185,657	4,962,499	4,882,714	5,520,256
一 般 管 理 費	4,333,203	4,462,479	4,350,320	4,113,771	4,126,672	3,830,123
有価証券売却損	・	・	・	9,540	—	—
雑 損	・	・	・	541	—	—
前期損益修正損	262	256	615	208	232	11,329
固定資産除却損	1,217	—	741	47,368	1,148	1,597
財産処分損	27	502	15	—	2,836	—
当期利益金	105,349	87,242	833,966	791,071	751,826	1,677,206

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

第146表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	5,992,383	6,738,953	6,717,555	6,691,225	6,749,993	6,963,627
掛 金	5,895,940	5,977,957	6,559,040	6,631,267	6,682,912	6,754,057
施設収入	9,123	40,807	48,219	56,203	56,770	62,408
事業雑収入	1,403	—	—	—	—	—
特別保健福祉事業費 助 成 金	2,044	2,044	1,390	1,310	1,978	2,085
拠出金特別事業 助 成 金	73,388	—	—	—	—	—
利息及び配当金	9,356	6,817	2,150	1,580	1,752	25,423
そ の 他	1,088	1,385	779	857	6,291	7,144
退職給付引当金戻入	・	・	・	・	・	112,471
前期損益修正益	41	3,852	105,977	7	290	39
当期損失金	—	706,092	—	—	—	—
支 出	5,992,383	6,738,953	6,717,555	6,691,225	6,749,993	6,963,627
保 健 事 業 費	2,081,228	1,878,869	1,877,975	1,865,281	1,862,844	1,882,986
一 般 管 理 費	572,709	556,504	469,989	510,524	473,761	432,200
他経理への繰入	3,106,414	4,071,600	2,253,083	2,159,349	2,157,354	2,044,769
事業資産減価償却費	62,973	151,129	151,449	151,323	150,977	150,748
事業外費用	38,599	79,692	73,772	71,706	69,638	60,713
前期損益修正損	393	384	408	312	323	2,345
財産処分損	49	775	23	—	52	—
固定資産除却損	・	・	・	・	339	391
当期利益金	130,018	—	1,890,855	1,932,729	2,034,705	2,389,475

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

10 農林漁業団体職員共済組合

第147表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
団 体 数	7,691	7,249	7,079	6,754	6,522	6,285
組 合 員 数	458,530	447,382	439,684	431,723	423,065	416,596
男	282,897	275,532	270,511	264,614	257,811	252,703
女	175,633	171,850	169,173	167,109	165,254	163,893
平均標準給与月額	296,925	296,582	295,961	295,482	295,097	295,681
男	337,545	336,696	335,801	335,291	335,393	334,976
女	231,496	232,267	232,257	232,444	232,234	235,092

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第148表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成18年度末現在

標準給与 月額 (千円)	組合員数			標準給与 月額 (千円)	組合員数		
	計	男	女		計	男	女
	416,596	252,703	163,893				
98	2,023	233	1,790	260	25,033	15,513	9,520
104	1,710	138	1,572	280	23,797	15,049	8,748
110	3,475	301	3,174	300	22,655	14,908	7,747
118	5,649	629	5,020	320	21,232	14,622	6,610
126	7,303	1,036	6,267	340	20,134	14,511	5,623
134	8,814	1,416	7,398	360	19,028	14,393	4,635
142	9,375	1,885	7,490	380	21,421	16,776	4,645
150	11,097	2,969	8,128	410	21,958	17,812	4,146
160	12,509	4,156	8,353	440	16,997	14,090	2,907
170	12,537	5,067	7,470	470	12,770	10,772	1,998
180	13,532	6,122	7,410	500	8,867	7,614	1,253
190	13,705	6,747	6,958	530	6,108	5,281	827
200	21,443	11,490	9,953	560	4,245	3,643	602
220	27,207	15,173	12,034	590	2,966	2,561	405
240	25,927	15,577	10,350	620	13,079	12,219	860

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第149表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成17年度 (2005)			18 (2006)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合 計	件数 1,085 金額 311,097	1,869,884 304,581,397	2,055,013 45,972,423	818 169,954	1,824,402 287,062,090	2,066,499 45,543,966
退職共済年金	件数 923 金額 217,692	1,090,987 152,952,627	1,083,125 23,322,996	722 78,910	1,080,547 143,070,684	1,079,355 22,980,377
障害共済年金	件数 40 金額 37,495	15,011 1,749,987	18,435 794,164	19 11,188	14,152 1,573,383	18,217 756,782
遺族共済年金	件数 53 金額 17,082	280,124 41,666,521	302,315 8,806,874	18 9,105	272,420 40,306,050	294,431 8,512,465
退職年金	件数 8 金額 14,968	267,215 79,402,448	263,034 7,543,974	10 42,417	252,946 74,800,126	248,542 7,114,034
減額退職年金	件数 2 金額 3,686	31,789 6,951,346	31,526 667,338	2 2,131	30,968 6,734,502	30,729 648,291
通算退職年金	件数 23 金額 3,489	82,286 6,378,109	82,145 615,471	25 1,746	75,573 5,827,088	75,440 563,851
退職一時金	件数 19 金額 138	・ ・	・ ・	12 69	・ ・	・ ・
脱退一時金	件数 — 金額 —	・ ・	・ ・	— —	・ ・	・ ・
障害年金	件数 7 金額 11,214	8,766 2,098,926	8,490 197,757	6 6,718	8,339 1,971,834	8,073 186,504
障害一時金	件数 1 金額 1,616	・ ・	・ ・	1 2,096	・ ・	・ ・
遺族年金	件数 1 金額 10	83,912 12,979,356	83,389 1,034,513	2 12,324	80,203 12,398,959	79,653 988,754
通算遺族年金	件数 — 金額 —	9,794 402,076	9,768 38,773	— —	9,254 379,465	9,230 36,698
返還一時金	件数 8 金額 3,708	・ ・	・ ・	1 3,250	・ ・	・ ・
死亡一時金	件数 — 金額 —	・ ・	・ ・	— —	・ ・	・ ・
特例死亡一時金	件数 — 金額 —	・ ・	・ ・	— —	・ ・	・ ・
外国人一時金	件数 — 金額 —	・ ・	・ ・	— —	・ ・	・ ・
特例老齢農林年金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	172,783 2,941,251	・ ・	・ ・	222,824 3,751,292
特例遺族農林年金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	4 4,818
特例脱退一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	3 9,312	・ ・	・ ・	1 100
特例障害農林年金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
特例遺族農林年金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
特例返還一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	— —	・ ・	・ ・	— —

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第150表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	25,518	17,306	15,277	16,442	12,984	15,878
金額	22,524,607	1,735,239	1,416,000	1,500,938	1,109,604	1,500,798
退職共済年金 人員	19,651	6,627	1,879	1,488	1,476	1,237
金額	16,792,745	544,551	74,813	44,249	35,680	26,622
障害共済年金 人員	334	210	79	65	58	24
金額	332,398	59,349	18,183	11,321	7,760	2,202
遺族共済年金 人員	5,276	987	59	35	59	16
金額	5,295,665	149,644	5,883	4,936	3,525	1,263
退職年金 人員	28	23	27	28	25	22
金額	47,078	3,869	4,116	3,767	3,143	2,683
減額退職年金 人員	8	2	2	1	—	—
金額	9,226	247	266	86	—	—
通算退職年金 人員	206	262	40	45	40	43
金額	33,010	6,877	944	1,259	624	686
障害年金 人員	11	12	13	8	10	7
金額	14,107	1,929	2,299	1,762	1,482	701
遺族年金 人員	—	1	1	—	—	—
金額	—	73	1,165	—	—	—
通算遺族年金 人員	4	—	—	—	—	—
金額	379	—	—	—	—	—
特例老齢農林年金 人員	・	9,182	13,177	14,772	11,316	14,528
金額	・	968,701	1,308,332	1,433,558	1,057,391	1,465,614
通算遺族年金 人員	・	—	—	—	—	—
金額	・	—	—	—	—	—
特例老齢農林年金 人員	・	—	—	—	—	1
金額	・	—	—	—	—	1,027

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 人員	348,134	357,130	363,799	371,224	375,077	381,076
金額	417,984,728	53,322,467	56,068,877	48,760,124	48,570,980	48,560,816
退職共済年金 人員	190,604	203,913	216,142	229,314	238,890	251,089
金額	205,783,710	28,548,230	30,746,077	27,250,955	27,886,866	28,829,431
障害共済年金 人員	3,497	3,574	3,555	3,516	3,466	3,384
金額	3,486,642	1,032,008	1,049,510	956,812	930,274	897,406
遺族共済年金 人員	54,490	54,353	53,188	51,967	50,720	49,282
金額	57,796,501	10,259,032	10,265,665	9,052,506	8,807,322	8,495,849
退職年金 人員	55,287	52,830	50,416	47,844	45,359	42,720
金額	111,440,843	9,934,282	10,318,284	8,476,491	8,047,951	7,580,913
減額退職年金 人員	5,868	5,752	5,621	5,488	5,347	5,209
金額	9,002,147	817,919	868,188	738,561	718,718	700,081
通算退職年金 人員	17,708	16,635	15,496	14,394	13,282	12,198
金額	9,527,573	813,349	825,950	668,318	617,754	565,967
障害年金 人員	2,223	2,147	2,068	1,990	1,904	1,814
金額	3,555,245	372,192	379,464	321,893	308,949	291,515
遺族年金 人員	16,465	15,999	15,477	14,959	14,435	13,805
金額	16,846,390	1,497,404	1,565,942	1,253,012	1,213,331	1,162,251
通算遺族年金 人員	1,992	1,927	1,836	1,752	1,674	1,575
金額	545,677	48,052	49,798	41,576	39,815	37,403

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 平成14年度以降の「退職共済年金」には、特例老齢農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第151表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《年金》						
新規裁定	882,695	100,268	92,688	91,287	85,459	94,521
退職共済年金	854,549	82,172	39,815	29,737	24,173	21,522
障害共済年金	995,204	282,613	230,161	174,165	133,791	91,758
遺族共済年金	1,033,727	151,615	99,707	141,023	59,739	78,944
退職年金	1,681,343	168,213	152,444	134,525	125,704	121,968
減額退職年金	1,153,225	123,250	133,050	86,100	—	—
通算退職年金	160,241	26,248	23,595	27,984	15,603	15,947
障害年金	1,282,482	160,767	176,877	220,225	148,180	100,100
遺族年金	—	7,310	1,164,600	—	—	—
通算遺族年金	94,750	—	—	—	—	—
特例老齢農林年金	・	105,500	99,289	97,046	93,442	100,882
特例遺族農林年金	・	・	・	・	・	1,027,000
年度末現在	1,200,643	149,308	154,120	131,350	129,496	127,431
退職共済年金	1,079,640	141,630	147,045	123,009	122,168	121,191
障害共済年金	997,038	288,754	295,221	272,131	268,400	265,191
遺族共済年金	1,060,681	188,748	193,007	174,197	173,646	172,375
退職年金	2,015,679	188,042	204,663	177,169	177,428	177,456
減額退職年金	1,534,108	142,197	154,454	134,577	134,415	134,398
通算退職年金	538,038	48,894	53,301	46,430	46,511	46,398
障害年金	1,599,300	173,354	183,493	161,755	162,263	160,703
遺族年金	1,023,164	93,594	101,179	83,763	84,055	84,191
通算遺族年金	273,934	24,936	27,123	23,731	23,784	23,748
特例老齢農林年金	・	105,437	100,528	97,088	95,142	95,499
特例遺族農林年金	・	・	・	・	・	1,027,000
《一時金》						
退職一時金	8,064	6,170	6,867	5,930	7,271	5,754
脱退一時金	1,659,942	1,667,150	5,438,250	—	—	—
障害一時金	1,705,850	—	—	2,369,950	1,615,800	2,095,700
返還一時金	713,494	679,268	1,048,545	586,478	463,438	3,250,300
死亡一時金	375,921	221,989	266,500	425,969	—	—
特例死亡一時金	2,181,840	3,802,150	—	—	—	—
外国人一時金	110,000	383,867	—	—	—	—
特例年金						
特例脱退一時金	・	1,041,700	2,977,100	2,164,800	3,103,933	100,000
特例返還一時金	・	—	8,364,400	2,764,700	—	—

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、平成14年度以降の値は、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金(職域加算部分(3階部分))の数値である。

2 平成14年度以降の一時金の特例年金以外は、共済年金(権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの)である。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第152表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	532,425,572	2,419,946,764	630,448,844	732,991,955	809,040,890	773,151,041
掛 金 収 入	324,896,863	26,827,667	33,031	.	.	.
国 庫 補 助 金	59,976,822	13,821,056	4,910,689	3,123,117	1,846,900	1,459,511
負 担 金 収 入	.	5,868,058	6,314,824	13,538,343	23,313,814	22,945,791
厚生年金保険料 相当額収入	.	285,844,562	25,781,358	14,657	69	—
厚生年金特別保険料 相当額収入	.	4,756,591	331,338	19	—	—
児童手当拠出金 相当額収入	.	1,612,015	145,394	—	—	—
基礎年金交付金	52,487,843	8,492,362	73,702	221,274	—	—
制度間調整交付金
助 成 金	7,000,000
給付金返還金	640,769	862,373	424,116	295,806	255,225	161,625
雑 収 入	246	154	19	1	24	230
運 用 収 入	50,682,595	10,072,510	7,198,467	5,934,915	5,484,391	4,408,362
引当金等戻入	36,740,124
責任準備金戻入	.	389,686,330	401,974,941	420,504,775	492,195,037	472,275,020
不足責任準備金繰入	.	87,197,316	183,260,459	288,446,101	285,945,318	271,900,353
事業外収益	310	339	170	102	112	149
前期損益修正益	.	.	335	—	—	—
当期損失金	.	1,584,905,431	—	—	—	—
固定資産売却益	.	.	.	912,844	—	—
支 出	532,425,572	2,419,946,764	630,448,844	732,991,955	809,040,890	773,151,041
退職給付金	316,911,070	86,738,179	40,934,601	39,441,737	35,330,879	35,175,924
障害給付金	4,967,435	1,801,972	1,275,176	1,137,610	1,041,706	963,089
遺族給付金	69,755,783	21,720,479	11,645,751	11,045,871	9,894,138	9,562,136
基礎年金拠出金	135,577,351	31,100,615	9,497,341	2,345,792	—	—
制度間調整拠出金
年金保険者拠出金	846,846	121,211	224,344	3,585	—	—
厚生年金移換金	.	1,580,000,000	29,737,832	.	.	.
厚生年金保険料	.	285,844,562	25,781,358	14,657	69	—
厚生年金特別保険料	.	4,756,591	331,338	19	—	—
児童手当拠出金	.	1,612,015	145,394	—	—	—
その他事業費用	315,448	3,265,059	2,102,494	2,389,283	857,587	103,711
業務経理へ繰入金	3,092,612	1,009,558	1,065,469	1,156,895	1,194,359	1,102,376
引当金等繰入
責任準備金繰入	.	401,974,941	420,504,775	492,195,037	472,275,020	440,276,571
不足責任準備金戻入	.	.	87,197,316	183,260,459	288,446,101	285,945,318
事業外費用	.	.	4,121	—	—	20,956
前期損益修正損	4,782	1,582	1,533	1,009	1,031	960
固定資産売却損	954,243	—	—	—	—	—
年度末現在給付準備金	1,974,591,761	401,974,941	420,504,775	492,195,037	472,275,020	440,276,571

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

第153表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
収 入	3,633,204	3,339,099	2,869,474	2,386,237	2,246,694	2,150,311
国庫補助金	510,497	449,873	448,202	344,425	341,628	331,758
事務受託料	・	1,344,695	825,979	726,133	700,447	698,765
助成金	・	500,650	513,000	100,000	—	—
給付経理より受入	3,081,396	1,009,297	1,057,252	1,149,435	1,189,704	1,096,463
資産見返繰入金戻入	24,737	27,230	20,375	63,690	15,902	16,345
受取利息	5,117	2,803	360	701	831	6,346
雑益	11,457	4,550	4,308	1,851	1,181	634
支 出	3,633,204	3,339,099	2,869,474	2,386,237	2,249,694	2,150,311
人件費	1,773,649	1,598,839	1,437,716	1,264,756	1,254,740	1,130,140
事務費	1,834,819	1,699,590	1,411,384	1,057,791	979,052	1,003,827
減価償却費	24,003	22,967	19,821	16,144	15,816	16,129
雑損	734	17,704	553	—	86	216
固定資産除却損	—	—	—	47,546	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

11 船員保険

第154表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《船舶所有者数》						
普通保険	7,100	6,912	6,611	6,460	6,347	6,292
漁船	2,849	2,754	2,651	2,628	2,550	2,516
その他	4,258	4,164	3,966	3,838	3,802	3,781
失業保険	4,700	4,541	4,363	4,205	4,121	4,036
《被保険者数》						
普通保険						
強制適用	75,889	71,317	66,818	63,288	61,935	60,831
漁船	28,405	26,218	24,498	23,090	21,750	20,367
その他	47,484	45,099	42,320	40,198	40,185	40,464
任意継続適用	7,802	6,836	6,620	5,661	4,146	4,003
失業保険	62,830	58,794	54,992	52,216	50,791	49,526
《被扶養者数》	144,575	134,211	124,341	116,197	107,503	103,118
被保険者1人当り被扶養者数	1.727	1.717	1.693	1.685	1.627	1.590
《平均標準報酬月額》						
普通保険						
強制適用	372,001	372,691	369,469	386,646	383,845	381,364
漁船	290,804	290,641	285,104	332,947	329,453	328,997
その他	420,573	420,390	418,305	417,491	413,285	407,723
任意継続適用	329,385	326,440	321,445	325,555	329,937	323,068
失業保険	397,399	398,860	396,882	410,448	407,874	406,203

(注) 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。
資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第155表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成18年3月末現在

標準報酬 月額 (千円)	普通保険(強制適用)			失業保険
	合計	漁船	その他	
	60,831	20,367	40,464	49,526
98	1,208	833	375	248
104	128	74	54	37
110	248	215	33	24
118	415	379	36	166
126	246	214	32	42
134	402	374	28	181
142	310	280	30	192
150	866	616	250	255
160	387	336	51	119
170	501	347	154	233
180	1,147	748	399	700
190	834	568	266	498
200	1,790	1,044	746	899
220	1,587	940	647	1,021
240	2,174	940	1,234	1,477
260	2,559	957	1,602	1,936
280	2,715	1,015	1,700	2,213
300	4,062	1,074	2,988	3,476
320	3,069	931	2,138	2,717
340	3,365	897	2,468	3,012
360	3,484	818	2,666	3,125
380	4,054	895	3,159	3,668
410	4,897	1,020	3,877	4,516
440	4,033	886	3,147	3,745
470	3,403	694	2,709	3,138
500	2,912	603	2,309	2,684
530	2,091	475	1,616	1,924
560	1,536	348	1,188	1,438
590	1,266	290	976	1,152
620	956	222	734	882
650	803	225	578	715
680	523	140	383	492
710	559	166	393	510
750	429	160	269	376
790	340	128	212	313
830	350	134	216	315
880	242	83	159	209
930	184	66	118	168
980	756	232	524	710

資料：社会保険庁「事業年報」

第156表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数	1,951,044	1,876,847	1,765,286	1,644,520	1,586,760	1,586,657
	金額	34,802,262	31,560,619	28,654,725	26,527,390	25,379,268	25,539,753
被 保 險 者 分	件数	744,387	708,399	659,101	594,798	570,184	566,828
	金額	19,998,834	17,482,085	15,879,337	14,173,773	13,531,100	13,365,444
診 療 費	件数	551,518	515,967	472,863	422,392	401,658	396,216
	日数	1,448,670	1,307,727	1,177,594	1,019,783	940,876	894,273
	金額	12,410,391	11,316,177	10,200,081	8,639,179	8,136,583	7,922,287
薬 剤 支 給	件数	150,572	156,332	153,004	141,712	138,921	141,557
	枚数	214,214	218,665	206,302	186,458	179,329	179,944
	金額	976,383	1,075,764	1,081,959	988,504	995,464	1,064,633
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	17,313	15,338	13,991	12,400	11,408	10,609
	日数	257,279	222,572	199,458	169,220	153,172	136,855
	金額	444,168	387,906	348,958	301,787	276,678	253,448
訪問看護療養費	件数	28	30	25	35	37	19
	日数	265	243	210	348	397	245
	金額	1,865	1,704	1,480	3,005	3,309	1,705
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数	3	1	—	1	1	1
	日数	50	73	—	13	24	32
	金額	6	8	—	2	3	4
療 養 費	件数	17,611	16,631	15,641	13,932	13,842	13,724
	金額	254,583	260,892	159,787	165,593	168,674	170,374
移 送 費	件数	49	34	14	34	26	22
	金額	17,190	14,642	5,806	22,018	5,248	3,982
高 額 療 養 費	件数	2,994	2,479	2,084	2,258	2,071	1,851
	金額	258,259	221,192	182,417	265,052	273,371	239,714
傷 病 手 当 金	件数	21,215	16,604	15,160	14,142	13,355	13,141
		(6,977)	(6,184)	(6,145)	(5,588)	(5,320)	(5,375)
	日数	680,589	521,938	465,960	443,982	418,952	409,221
	金額	(213,786)	(192,124)	(185,540)	(176,395)	(165,902)	(167,936)
葬 祭 料	件数	5,370,452	3,992,201	3,683,739	3,593,351	3,480,840	3,503,423
		(2,106,275)	(1,829,660)	(1,786,747)	(1,744,859)	(1,669,701)	(1,789,235)
	件数	380	293	271	272	246	256
	金額	(89)	(66)	(54)	(43)	(50)	(56)
出 産 育 児 一 時 金	件数	256,276	195,020	189,154	185,721	177,348	188,301
	金額	(65,624)	(45,441)	(36,785)	(30,853)	(38,748)	(43,253)
出 産 手 当 金	件数	10	11	14	6	10	12
	金額	3,000	3,300	4,200	1,800	3,000	3,600
被 扶 養 者 分	件数	7	17	25	14	17	29
	日数	1,218	2,469	3,756	1,504	2,225	2,519
	金額	6,259	13,281	21,755	7,761	10,582	13,971
	件数	1,206,368	1,168,110	1,103,585	1,032,065	984,247	971,497
診 療 費	金額	14,772,141	14,046,981	12,695,418	11,951,274	11,116,461	11,119,224
	件数	904,082	857,103	794,688	734,755	693,682	678,611
	日数	2,024,097	1,880,421	1,703,656	1,545,242	1,422,323	1,361,457
薬 剤 支 給	金額	11,811,806	11,162,988	9,962,261	9,069,053	8,337,141	8,278,828
	件数	271,498	281,561	281,335	270,813	264,246	266,138
	枚数	419,800	428,931	417,715	396,553	380,210	375,356
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	金額	1,189,511	1,282,570	1,290,254	1,391,968	1,350,733	1,399,013
	件数	16,578	15,391	13,661	12,395	10,866	10,601
	日数	226,178	206,952	179,454	157,493	141,104	132,987
	金額	312,021	285,455	247,909	216,208	196,513	186,773

訪問看護療養費	件数	248	209	181	187	204	255
	日数	1,026	931	867	896	1,053	1,461
	金額	7,005	6,210	5,849	6,002	7,105	9,725
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	—	1	—	1	1
	日数	—	—	61	—	92	86
	金額	—	—	17	—	26	11
療 養 費	件数	23,829	23,330	22,003	20,718	20,688	20,827
	金額	142,408	140,266	127,941	124,133	126,403	119,690
移 送 費	件数	2	3	5	4	3	5
	金額	23	188	83	46	128	276
高 額 療 養 費	件数	4,134	3,601	3,200	3,576	3,549	3,786
	金額	292,481	243,600	200,202	340,198	345,600	359,036
家 族 葬 祭 料	件数	1,027	963	886	784	773	774
	金額	552,488	523,704	475,101	435,266	422,512	435,872
家族出産育児一時金	件数	1,548	1,340	1,286	1,228	1,101	1,100
	金額	464,400	402,000	385,800	368,400	330,300	330,000
高齢受給者分(一般)	件数	・	・	2,028	15,632	29,362	43,773
	金額	・	・	40,253	302,158	605,732	904,770
診 療 費	件数	・	・	1,474	11,087	20,671	30,609
	日数	・	・	3,778	29,830	56,479	81,556
	金額	・	・	33,769	247,019	498,434	734,544
薬 剤 支 給	件数	・	・	554	4,545	8,691	13,150
	枚数	・	・	904	7,400	13,673	19,831
	金額	・	・	5,778	49,535	94,133	150,827
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	・	・	35	280	564	827
	日数	・	・	460	3,841	8,658	12,549
	金額	・	・	706	5,603	13,165	18,892
訪問看護療養費	件数	・	・	・	・	・	14
	日数	・	・	・	・	・	59
	金額	・	・	・	・	・	507
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	・	・	254	1,596	2,507	4,013
	金額	・	・	2,996	44,040	61,935	81,303
診 療 費	件数	・	・	184	1,207	1,873	2,865
	日数	・	・	401	3,526	5,314	6,807
	金額	・	・	2,458	39,058	54,684	69,808
薬 剤 支 給	件数	・	・	70	389	634	1,148
	枚数	・	・	92	588	1,000	1,631
	金額	・	・	523	3,744	5,575	9,817
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	・	・	3	56	66	81
	日数	・	・	13	703	1,007	1,066
	金額	・	・	15	1,239	1,676	1,677
世帯合算高額療養費	件数	289	338	318	429	460	546
	金額	31,288	31,554	36,721	56,146	64,040	69,013

(注) 1 ()内の数字は職務上(再掲)を示す。

2 「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

5 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

7 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第157表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
被保険者分	件数 551,518 日数 1,448,670 金額 12,410,391	515,967 1,307,727 11,316,177	472,863 1,177,594 10,200,081	422,392 1,019,783 8,639,179	401,658 940,876 8,136,583	396,216 894,273 7,922,287
一般診療	件数 450,323 日数 1,173,948 金額 10,576,398	420,462 1,051,567 9,557,049	383,412 938,941 8,582,150	341,334 805,214 7,268,460	324,182 739,911 6,854,920	318,335 695,167 6,668,440
入院	件数 19,324 日数 301,028 金額 6,079,332	17,361 263,293 5,433,538	15,857 236,133 4,941,664	14,040 201,610 4,269,620	12,854 181,677 4,010,891	11,931 161,967 3,816,031
入院外	件数 430,999 日数 872,920 金額 4,497,066	403,101 788,274 4,123,511	367,555 702,808 3,640,486	327,294 603,604 2,998,840	311,328 558,234 2,844,029	306,404 533,200 2,852,409
歯科診療	件数 101,195 日数 274,722 金額 1,833,993	95,505 256,160 1,759,127	89,451 238,653 1,617,932	81,058 214,569 1,370,720	77,476 200,965 1,281,663	77,881 199,106 1,253,846
被扶養者分	件数 904,082 日数 2,024,097 金額 11,811,806	857,103 1,880,421 11,162,988	794,688 1,703,656 9,962,261	734,755 1,545,242 9,069,053	693,682 1,422,323 8,337,141	678,611 1,361,457 8,278,828
一般診療	件数 756,887 日数 1,655,003 金額 10,351,953	718,753 1,541,493 9,796,857	663,503 1,387,121 8,705,862	613,803 1,257,438 7,910,837	576,646 1,153,072 7,261,710	562,645 1,099,129 7,226,724
入院	件数 18,031 日数 251,419 金額 4,693,927	16,781 231,055 4,460,414	14,993 201,665 3,876,471	13,582 176,830 3,290,578	11,948 158,099 2,941,722	11,783 150,875 2,963,265
入院外	件数 738,856 日数 1,403,584 金額 5,658,026	701,972 1,310,438 5,336,443	648,510 1,185,456 4,829,391	600,221 1,080,608 4,620,259	564,698 994,973 4,319,988	550,862 948,254 4,263,459
歯科診療	件数 147,195 日数 369,094 金額 1,459,852	138,350 338,928 1,366,132	131,185 316,535 1,256,399	120,952 287,804 1,158,215	117,036 269,251 1,075,431	115,966 262,328 1,052,104
高齢受給者分(一般)	件数 . 日数 . 金額	1,474 3,778 33,769	11,087 29,830 247,019	20,671 56,479 498,434	30,609 81,556 734,544
一般診療	件数 . 日数 . 金額	1,365 3,502 32,108	10,237 27,588 232,815	19,017 52,127 469,826	28,078 74,923 690,755
入院	件数 . 日数 . 金額	35 480 16,099	293 4,261 108,558	594 9,534 241,461	880 13,956 354,101
入院外	件数 . 日数 . 金額	1,330 3,022 16,009	9,944 23,327 124,257	18,423 42,593 228,365	27,198 60,967 336,654
歯科診療	件数 . 日数 . 金額	109 276 1,661	850 2,242 14,205	1,654 4,352 28,608	2,531 6,633 43,789
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数 . 日数 . 金額	184 401 2,458	1,207 3,526 39,058	1,873 5,314 54,684	2,865 6,807 69,808
一般診療	件数 . 日数 . 金額	158 328 2,006	1,055 3,102 36,562	1,644 4,689 50,943	2,495 5,863 64,715
入院	件数 . 日数 . 金額	3 14 584	57 782 24,985	73 1,201 31,843	85 1,146 35,722
入院外	件数 . 日数 . 金額	155 314 1,422	998 2,320 11,577	1,571 3,488 19,100	2,410 4,717 28,993
歯科診療	件数 . 日数 . 金額	26 73 451	152 424 2,496	229 625 3,740	370 944 5,093

(注) 1 老人保健による給付分を除く。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

4 平成14年度の「高齢受給者(一般)(一定以上所得者)」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。

資料：社会保険庁「事業年報」

第158表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額:円)

区 分			平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《被保険者分》								
診 療 費	1000人当件数		6,430.18	6,408.73	6,280.59	6,013.37	6,041.33	6,064.99
	1件当日数		2.63	2.53	2.49	2.41	2.34	2.26
	1件当金額		22,502	21,932	21,571	20,453	20,257	19,995
	1人当金額		144,693	140,556	135,478	122,991	122,382	121,269
一 般 診 療	1000人当件数		5,250.36	5,222.48	5,092.47	4,859.40	4,876.02	4,872.87
	1件当日数		2.61	2.50	2.45	2.36	2.28	2.18
	1件当金額		23,486	22,730	22,384	21,294	21,145	20,948
	1人当金額		123,311	118,706	113,988	103,477	103,105	102,076
入 院	1000人当件数		225.30	215.64	210.61	199.88	193.34	182.63
	1件当日数		15.58	15.17	14.89	14.36	14.13	13.58
	1件当金額		314,600	312,974	311,639	304,104	312,034	319,842
	1人当金額		70,879	67,489	65,635	60,784	60,328	58,413
入 院 外	1000人当件数		5,025.04	5,006.84	4,881.88	4,659.51	4,682.68	4,690.21
	1件当日数		2.03	1.96	1.91	1.84	1.79	1.74
	1件当金額		10,434	10,229	9,905	9,163	9,135	9,309
	1人当金額		52,432	51,217	48,353	42,693	42,777	43,663
歯 科 診 療	1000人当件数		1,179.84	1,186.25	1,188.09	1,153.98	1,165.32	1,192.15
	1件当日数		2.71	2.68	2.67	2.65	2.59	2.56
	1件当金額		18,123	18,419	18,087	16,910	16,543	16,100
	1人当金額		21,383	21,850	21,489	19,514	19,277	19,193
看 護 費	1000人当日数		—	—	·	·	·	·
	1日当金額		—	—	·	·	·	·
傷 病 手 当 金	1000人当件数		245.82	204.76	199.72	199.50	198.91	198.72
	1人当日数		7.89	6.44	6.14	6.26	6.24	6.19
	1件当金額		253,144	240,436	242,991	254,091	260,639	266,602
葬 祭 料	1000人当件数		4.40	3.61	3.57	3.84	3.66	3.87
出 産 手 当 金	1000人当件数		0.08	0.21	0.33	0.20	0.25	0.44
	1件当金額		894,204	781,214	870,212	554,348	622,497	481,768
《被扶養者分》								
診 療 費	1000人当件数		6,905.39	7,023.39	7,047.77	7,026.53	7,170.01	7,328.96
	1件当日数		2.24	2.19	2.14	2.10	2.05	2.01
	1件当金額		13,065	13,024	12,536	12,343	12,019	12,200
	1人当金額		90,219	91,473	88,351	86,728	86,174	89,411
一 般 診 療	1000人当件数		5,781.12	5,889.68	5,884.36	5,869.84	5,960.29	6,076.54
	1件当日数		2.19	2.14	2.09	2.05	2.00	1.95
	1件当金額		13,677	13,630	13,121	12,888	12,593	12,844
	1人当金額		79,068	80,278	77,209	75,652	75,058	78,048
入 院	1000人当件数		137.72	137.51	132.97	129.89	123.50	127.26
	1件当日数		13.94	13.77	13.45	13.02	13.23	12.80
	1件当金額		260,325	265,801	258,552	242,275	246,210	251,486
	1人当金額		35,852	36,550	34,379	31,468	30,406	32,003
入 院 外	1000人当件数		5,643.39	5,752.19	5,751.37	5,739.97	5,836.81	5,949.28
	1件当日数		1.90	1.87	1.83	1.80	1.76	1.72
	1件当金額		7,658	7,602	7,447	7,698	7,650	7,740
	1人当金額		43,216	43,729	42,830	44,184	44,652	46,045
歯 科 診 療	1000人当件数		1,124.28	1,133.69	1,163.43	1,156.68	1,209.70	1,252.43
	1件当日数		2.51	2.45	2.41	2.38	2.30	2.26
	1件当金額		9,918	9,874	9,577	9,576	9,189	9,073
	1人当金額		11,150	11,195	11,142	11,076	11,116	11,363
看 護 費	1000人当日数		—	—	·	·	·	·
	1日当金額		—	—	·	·	·	·
家 族 葬 祭 料	1000人当件数		6.92	6.95	6.92	6.60	7.03	7.34

第3部 社会保障関係統計資料編

《高齢受給者分（一般）》							
診 療 費	1000人当件数	・	・	7,255.13	15,299.45	15,526.54	15,839.07
	1件当日数	・	・	2.56	2.69	2.73	2.66
	1件当金額	・	・	22,910	22,280	24,113	23,998
	1人当金額	・	・	166,214	340,873	374,387	380,100
入 院	1000人当件数	・	・	172.27	404.32	446.17	455.37
	1件当日数	・	・	13.71	14.54	16.05	15.86
	1件当金額	・	・	459,959	370,505	406,500	402,388
	1人当金額	・	・	79,238	149,804	181,368	183,235
入 院 外	1000人当件数	・	・	6,546.35	13,722.17	13,838.01	14,074.00
	1件当日数	・	・	2.27	2.35	2.31	2.24
	1件当金額	・	・	12,037	12,496	12,396	12,378
	1人当金額	・	・	78,798	171,467	171,531	174,206
歯 科 診 療	1000人当件数	・	・	536.51	1,172.95	1,242.36	1,309.70
	1件当日数	・	・	2.53	2.64	2.63	2.62
	1件当金額	・	・	15,243	16,711	17,296	17,301
	1人当金額	・	・	8,178	19,602	21,488	22,659
《高齢受給者分（一定以上所得者）》							
診 療 費	1000人当件数	・	・	6,494.12	13,288.07	13,128.50	15,839.07
	1件当日数	・	・	2.18	2.92	2.84	2.66
	1件当金額	・	・	13,356	32,359	29,196	23,998
	1人当金額	・	・	86,736	429,991	383,298	380,100
入 院	1000人当件数	・	・	105.88	627.52	511.68	455.37
	1件当日数	・	・	4.67	13.72	16.45	15.86
	1件当金額	・	・	194,761	438,338	436,210	402,388
	1人当金額	・	・	20,622	275,067	223,201	183,235
入 院 外	1000人当件数	・	・	5,470.59	10,987.16	11,011.68	14,074.00
	1件当日数	・	・	2.03	2.32	2.22	2.24
	1件当金額	・	・	9,175	11,600	12,158	12,378
	1人当金額	・	・	50,195	127,449	133,881	174,206
歯 科 診 療	1000人当件数	・	・	917.65	1,673.39	1,605.14	1,309.70
	1件当日数	・	・	2.81	2.79	2.73	2.62
	1件当金額	・	・	17,347	16,419	16,333	17,301
	1人当金額	・	・	15,919	27,475	26,216	22,659

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 平成13年度までの「診療費」「看護費」は、老人保健対象者を含まない数値で計算しているが、その他の給付については老人保健対象者を含む数値で計算している。
- 3 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 4 平成14年度以降の被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人保健対象者を含む総数で計算している。
- 5 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 6 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 7 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 8 平成14年度の「高齢受給者（一般）（一定以上所得者）」は、平成14年10月から平成15年3月までの値である。
- 9 平成17年度の平均被保険者数：65,328人（70歳未満）、66,127人（総数）
 平成17年度の平均被扶養者数：92,593人（70歳未満）、105,441人（総数）
 平成17年度の平均加入者数：1,933人（高齢（一般））、209人（高齢（一定以上所得者））

資料：社会保険庁「事業年報」

第159表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	84	97	65	67	73	85
金額	191,645	183,876	133,950	142,022	152,163	201,668
障 害 年 金 人員	21	18	16	26	20	24
金額	45,952	37,569	34,682	63,248	42,812	55,815
遺 族 年 金 人員	63	79	49	41	53	61
金額	145,693	146,306	99,268	78,774	109,350	145,854

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 人員	1,857	1,936	1,983	2,027	2,067	2,127
金額	3,899,522	4,052,788	4,129,552	4,190,491	4,262,954	4,383,451
障 害 年 金 人員	470	479	493	509	518	530
金額	991,865	1,020,680	1,047,291	1,084,064	1,100,981	1,125,401
遺 族 年 金 人員	1,387	1,457	1,490	1,518	1,549	1,597
金額	2,907,657	3,032,108	3,082,261	3,106,427	3,161,973	3,258,050

資料：社会保険庁「事業年報」

第160表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計 件数	132	127	118	98	100	90
金額	514,431	432,748	416,459	330,173	409,254	324,066
障 害 手 当 金 件数	121	109	107	93	88	81
金額	402,582	325,348	337,877	285,173	285,774	257,563
遺 族 一 時 金 件数	8	17	9	5	9	7
金額	57,960	103,320	57,960	45,000	100,080	57,312
そ の 他 の 一 時 金 件数	3	1	2	—	3	2
金額	53,889	4,080	20,622	—	23,400	9,191

資料：社会保険庁「事業年報」

第161表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金

(単位 円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
新 規 裁 定 分	2,281,492	1,895,630	2,082,260	2,119,727	2,084,419	2,372,566
障 害 年 金	2,188,195	2,087,211	2,085,463	2,432,612	2,140,630	2,325,604
遺 族 年 金	2,312,590	1,851,978	2,081,111	1,921,312	2,063,208	2,391,043
年 度 末 現 在	2,099,904	2,093,382	2,082,477	2,067,337	2,062,387	2,060,861
障 害 年 金	2,110,351	2,130,855	2,124,323	2,129,792	2,125,445	2,123,398
遺 族 年 金	2,096,364	2,081,062	2,068,631	2,046,395	2,041,300	2,040,107

資料：社会保険庁調べ

(ii) 一時金

(単位 円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	3,897,207	3,407,465	3,529,309	3,369,108	4,092,537	3,600,731
障 害 手 当 金	3,327,122	2,984,845	3,157,725	3,066,372	3,247,428	3,179,794
遺 族 一 時 金	7,245,000	6,077,647	6,440,000	9,000,000	11,120,000	8,187,429
そ の 他 の 一 時 金	17,963,157	4,080,000	10,310,950	—	7,800,000	4,595,250

資料：社会保険庁「事業年報」

第162表 船員保険失業部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 39,484 金額 7,471,459	36,187 6,749,175	36,882 6,812,408	27,418 4,669,448	19,704 3,090,588	17,047 2,593,922
失 業 保 険 金	件数 35,120 日数 842,580 金額 6,659,087	31,858 746,603 5,829,406	32,954 764,002 5,766,922	24,400 560,871 4,051,500	17,283 392,205 2,614,813	14,522 327,057 2,170,664
傷 病 給 付 金	件数 148 日数 3,953 金額 30,206	127 3,775 28,639	187 5,105 40,272	116 3,109 23,210	98 2,653 17,599	69 2,159 14,498
技 能 習 得 手 当						
受 講 手 当	件数 1,997 日数 37,135 金額 22,281	1,748 33,635 20,181	1,019 20,549 12,329	739 14,061 7,674	550 10,267 5,563	539 10,177 5,485
通 所 手 当	件数 1,607 月数 1,683 金額 17,092	1,437 1,789 14,210	716 946 8,239	500 581 5,831	386 410 3,652	352 366 2,943
教 育 訓 練 給 付 金	件数 292 金額 36,682	357 49,520	420 64,983	232 38,118	75 6,173	405 17,350
寄 宿 手 当	件数 152 日数 4,021 金額 1,460	93 3,624 1,292	126 4,712 1,656	96 3,163 1,117	63 1,759 622	69 2,029 746
就 業 手 当	件数 . 金額	132 9,139	149 9,369	114 6,142
再 就 職 手 当	件数 1,073 日数 56,330 金額 416,202	1,128 . 450,110	1,250 . 486,578	851 . 248,338	768 . 218,539	766 . 208,674
高 齢 求 職 者 給 付 金	件数 702 日数 40,408 金額 288,447	876 51,542 355,816	926 49,962 431,428	852 44,325 284,522	718 35,615 214,258	563 27,950 167,420
移 転 に 要 す る 費 用	件数 238 金額 14,434	214 12,988	225 13,638	114 7,603	84 5,123	126 7,375
失 業 保 険 金 月 末 受 給 者 数 (年 間 平 均)	2,467	2,133	2,203	1,617	1,112	1,051
1000人当失業者数	38.30	35.40	38.65	30.20	24.13	21.02
1 件 当 日 数	23.99	23.44	23.18	22.99	22.69	22.52
1 日 当 金 額	7,903	7,808	7,548	7,224	6,667	6,637
1 件 当 金 額	189,610	182,981	174,999	166,045	151,294	149,474
傷 病 給 付 金 1 件 当 日 数	26.71	29.72	27.30	26.80	27.07	31.29
1 日 当 金 額	7,641	7,586	7,889	7,465	6,634	6,715
1 件 当 金 額	204,098	225,504	215,358	200,083	179,586	210,112
受 講 手 当 1 件 当 日 数	18.60	19.24	20.17	19.03	18.67	18.88
1 日 当 金 額	600	600	600	546	542	539
1 件 当 金 額	11,157	11,545	12,100	10,384	10,114	10,177
寄 宿 手 当 1 件 当 日 数	26.45	38.97	37.40	32.95	27.92	29.41
1 日 当 金 額	363	357	351	353	353	368
1 件 当 金 額	9,607	13,897	13,142	11,637	9,866	10,812

(注) 1 「通所手当」の件数は、「受講手当」の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まれていない。
また、「通所手当」の日数は、月数を示す。

2 「移転に要する費用」は、合計には含まれていない。

資料：社会保険庁「事業年報」

第163表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	84,357,656	82,551,642	75,285,842	76,226,359	72,478,895	71,378,711
保 険 料	71,865,805	70,992,714	66,571,154	68,225,336	65,176,486	63,920,983
疾 病 給 付	48,186,318	48,402,937	45,486,776	47,085,952	41,348,484	40,455,309
医 療 分	46,787,813	43,931,932	41,322,443	44,301,274	38,188,182	37,381,853
介 護 分	1,398,505	4,471,005	4,164,333	2,784,678	3,160,302	3,073,456
年 金 給 付	11,968,397	11,403,864	10,675,947	10,585,450	13,799,703	13,649,631
失 業 給 付	6,446,865	6,198,466	5,726,196	5,750,423	5,458,464	5,311,740
そ の 他	5,264,225	4,987,447	4,682,235	4,803,511	4,569,835	4,504,303
福 祉 施 設 費	4,562,344	4,322,454	4,057,937	4,121,600	3,917,387	3,860,853
業 務 取 扱 費	701,881	664,993	624,298	681,911	652,448	643,450
利 子	3,071,230	3,004,010	2,447,318	1,954,179	1,530,761	1,651,862
国 庫 負 担 金	5,734,638	5,667,834	5,372,408	5,406,559	4,890,935	4,280,143
疾 病 給 付	3,043,558	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年 金 給 付	24,780	24,304	22,254	20,165	19,002	18,058
失 業 給 付	1,495,166	1,509,731	1,226,297	1,327,839	860,136	331,274
事 務 費	1,171,134	1,133,799	1,123,857	1,058,555	1,011,797	930,811
積 立 金 より 受 入	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 収 入	3,685,983	2,887,084	894,962	640,285	880,713	1,525,723
厚生保険特会業務勘定より受入	2,254,232	2,372,508	231,028	232,588	233,566	563,942
雑 収 入	1,315,119	257,272	391,004	372,635	318,402	439,396
前 年 度 剰 余 金 受 入	116,632	257,300	282,929	35,033	328,745	522,385
支 出	87,222,122	85,697,456	79,498,402	73,117,772	66,850,492	63,681,384
保 険 給 付 費	46,409,506	42,649,786	39,692,742	35,495,593	32,673,383	31,879,213
疾 病 給 付	35,110,022	32,017,660	28,983,611	26,827,363	25,534,165	25,110,156
年 金 給 付	3,755,004	3,806,318	3,913,886	3,928,149	4,005,684	4,144,304
失 業 給 付	7,544,480	6,825,808	6,795,244	4,740,080	3,133,534	2,624,753
老 人 保 健 拠 出 金	14,100,378	13,304,377	13,432,683	11,783,976	8,951,246	6,930,565
退 職 者 給 付 拠 出 金	2,988,656	3,134,107	3,272,657	3,210,952	3,249,046	3,571,526
介 護 納 付 金	1,548,192	5,411,051	2,731,313	2,963,892	3,293,485	3,032,339
福 祉 事 業 費	5,140,888	4,665,980	4,330,623	4,051,253	3,569,860	3,693,589
事 務 費	2,245,449	2,154,206	2,041,780	1,950,713	1,753,895	1,639,789
そ の 他 の 支 出	14,789,053	14,377,949	13,996,604	13,661,392	13,359,577	12,934,363
諸 支 出 金	14,789,053	14,377,949	13,996,604	13,661,392	13,359,548	12,934,363
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	0	0	0	0	29	0
収 支 差 引 剰 余 金	△ 2,864,466	△ 3,145,814	△ 4,212,560	3,108,587	5,628,403	7,697,327
翌 年 度 へ 繰 越	257,301	282,929	35,032	328,745	522,385	299,472
積 立 金 へ 繰 入	—	—	—	2,779,842	5,106,018	7,397,855
積 立 金 か ら 補 足	△ 3,121,767	△ 3,428,743	△ 4,247,593	—	—	—
年 度 末 現 在 積 立 金	111,754,015	108,325,272	104,077,680	106,857,521	111,963,539	119,361,394

資料：社会保険庁「事業年報」、一部社会保険庁調べ

第164表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
徴 収 決 定 額	77,675,204	77,449,614	73,170,478	74,886,178	71,055,897	69,440,789
前年度からの繰越額	4,255,246	5,484,589	6,235,395	6,038,559	6,016,479	5,405,068
本 年 度 分	73,419,958	71,965,025	66,935,083	68,847,619	65,039,418	64,035,721
収 納 済 額	71,865,805	70,992,714	66,571,154	68,225,336	65,176,486	63,920,983
不 納 欠 損 額	323,545	221,938	559,280	643,999	471,899	568,763
収 納 未 済 額	5,485,854	6,234,963	6,040,044	6,016,843	5,407,511	4,951,044
収 納 率 (%)	92.5	91.7	91.0	91.1	91.7	92.1

資料：社会保険庁「事業年報」

12 雇用保険

第165表 雇用保険適用状況

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《一般、高年齢及び短期雇用特別被保険者関係》							
適 用 事 業 所 数	2,026,679	2,028,693	2,018,978	2,005,579	2,000,557	2,001,152	2,012,349
新 規 加 入	98,150	89,552	82,778	81,281	83,042	87,966	95,295
廃 止 ・ 脱 退	80,988	88,507	93,506	95,967	89,308	88,904	85,525
被 保 険 者 数	33,523,678	33,607,057	33,624,383	33,939,485	34,602,550	35,233,937	36,150,645
資 格 取 得 者 数	541,285	578,012	578,725	594,837	627,660	645,540	686,839
資 格 喪 失 者 数	534,468	570,483	576,694	568,005	571,839	592,423	609,833
《日雇労働被保険者関係》							
被 保 険 者 数	45,396	41,600	37,675	35,161	31,872	28,434	25,057

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第166表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成19年3月現在

区 分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,012,349	1,213,586	615,501	125,495	49,498	8,269
農 業	10,197	6,858	2,970	317	52	0
林 業	2,711	1,671	864	164	12	0
漁 業	2,314	1,698	563	40	10	3
鉱 業	3,270	1,624	1,412	200	31	3
建 設 業	311,895	208,070	94,075	7,853	1,675	222
製 造 業	340,609	170,799	120,450	33,551	13,582	2,227
電気・ガス・熱供給・水道業	1,925	872	603	231	129	90
情 報 通 信 業	50,780	27,852	16,015	4,436	2,050	427
運 輸 業	74,396	25,612	32,871	11,268	4,103	542
卸 売 ・ 小 売 業	408,185	259,524	117,697	21,138	8,295	1,531
金 融 ・ 保 険 業	23,409	11,220	7,948	2,403	1,379	459
不 動 産 業	40,642	30,038	8,582	1,402	526	94
飲 食 店 、 宿 泊 業	81,498	57,258	19,555	3,375	1,111	199
医 療 、 福 祉	188,008	102,806	63,896	14,656	6,085	565
教 育 、 学 習 支 援 業	28,115	12,779	11,635	2,541	960	200
複 合 サ ー ビ ス 業	25,767	20,041	3,879	964	722	161
サ ー ビ ス 業	400,208	264,285	107,447	19,383	7,683	1,410
公 務	16,782	9,433	4,644	1,502	1,071	132
分 類 不 能	1,638	1,146	395	71	22	4
《被保険者数》						
合 計	36,150,645	2,039,642	6,863,997	6,568,961	9,884,343	10,793,702
農 業	67,859	10,515	31,334	16,247	9,763	0
林 業	21,323	2,284	9,360	8,108	1,571	0
漁 業	13,001	1,842	6,086	1,749	1,453	1,871
鉱 業	37,612	2,823	16,405	9,654	6,360	2,370
建 設 業	2,225,657	334,868	950,872	379,610	319,116	241,191
製 造 業	9,081,094	297,248	1,431,853	1,769,575	2,682,512	2,899,906
電気・ガス・熱供給・水道業	211,569	1,565	7,788	13,109	25,955	163,152
情 報 通 信 業	1,435,722	41,896	190,477	235,569	414,861	552,919
運 輸 業	2,682,111	47,428	427,632	589,523	778,642	838,886
卸 売 ・ 小 売 業	6,774,955	425,896	1,286,240	1,089,588	1,666,658	2,306,573
金 融 ・ 保 険 業	1,312,343	17,638	109,643	123,983	334,106	726,973
不 動 産 業	444,699	44,850	89,974	72,322	106,145	131,408
飲 食 店 、 宿 泊 業	947,622	84,323	210,890	172,504	218,256	261,649
医 療 、 福 祉	3,399,775	223,028	695,354	806,278	1,181,215	493,900
教 育 、 学 習 支 援 業	761,737	21,472	145,791	135,269	190,759	268,446
複 合 サ ー ビ ス 業	422,048	28,125	41,744	53,493	165,089	133,597
サ ー ビ ス 業	5,788,341	437,608	1,152,445	1,005,284	1,555,856	1,637,148
公 務	502,157	14,379	55,805	83,383	221,626	126,964
分 類 不 能	21,020	1,854	4,304	3,713	4,400	6,749

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第167表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成16年度 (2004)			17 (2005)			18 (2006)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,443,278,631	—	—	1,365,366,151	—	—	1,270,054,257
I 一般求職者給付	—	—	1,103,706,127	—	—	994,391,998	—	—	905,989,036
基本手当	—	—	1,087,286,948	—	—	978,191,407	—	—	8,891,000,900
基本分	1,790,799	682,046	1,050,614,684	1,704,781	627,837	940,942,732	1,606,197	583,255	857,123,802
(うち短時間分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別延長給付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訓練延長給付	104,515	23,046	36,487,911	110,159	23,642	37,055,073	101,578	21,538	33,739,555
広域延長給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	292	112	184,353	282	112	193,603	200	79	137,543
技能習得手当	—	—	12,375,760	—	—	12,739,504	—	—	11,746,519
受講手当	172,179	51,462	6,059,237	175,945	52,661	6,207,424	159,333	48,328	5,729,690
特定職種受講手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通所手当	164,420	48,920	6,316,522	168,052	49,988	6,532,080	152,028	45,892	6,016,828
寄宿手当	44	27	3,627	34	26	3,449	30	19	2,457
傷病手当	11,404	2,074	4,039,792	10,319	1,815	3,457,638	9,402	1,672	3,239,160
II 高年齢求職者給付	110,024	—	24,263,012	108,194	—	23,552,058	109,877	—	23,881,507
(うち短時間分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	253,910	—	63,304,595	235,339	—	58,216,471	220,509	—	54,534,408
IV 就職促進給付	—	—	10,938,131	—	—	57,346,967	—	—	65,024,754
就業手当	32,590	53,913	1,186,777	82,642	155,664	4,555,969	75,096	151,824	4,772,595
再就職手当	65,619	—	9,360,520	319,361	—	52,497,274	366,633	—	59,922,916
常用就職支度金	2,513	—	334,124	1,988	—	243,769	2,296	—	279,407
移転費	455	—	52,763	403	—	48,142	385	—	47,785
広域求職活動費	79	—	3,947	43	—	1,814	42	—	2,053
V 雇用継続給付	321,627	—	222,954,833	320,851	—	216,466,155	320,851	—	207,577,168
高年齢雇用継続給付	119,292	—	138,887,539	103,857	—	125,532,735	125,382	—	110,503,006
基本給付金	118,491	—	138,499,084	103,067	—	125,317,395	124,785	—	110,318,625
再就職給付金	801	—	388,454	790	—	215,340	597	—	184,381
育児休業給付	197,349	—	82,777,120	210,912	—	89,542,194	210,912	—	95,607,258
基本給付金	111,928	—	65,733,253	118,339	—	70,668,898	131,542	—	75,909,629
職場復帰給付金	85,421	—	17,043,867	92,573	—	18,873,296	97,893	—	19,697,629
介護休業給付	4,986	—	1,290,174	6,082	—	1,391,226	6,559	—	1,466,904
VI 日雇求職者給付	—	—	18,111,933	—	—	15,392,502	—	—	13,047,384
普通給付	—	19,490	18,110,221	—	17,232	15,390,424	—	15,103	13,046,361
第1級	—	16,096	15,764,451	—	14,067	13,250,650	—	12,251	11,140,965
第2級	—	2,065	1,571,444	—	2,020	1,508,378	—	1,780	1,304,959
第3級	—	1,399	764,066	—	1,201	647,566	—	1,115	592,510
第4級	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特例給付	6	2	1,712	7	2	2,078	5	1	1,023

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。

2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付／職場復帰給付金、／介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第168表 一般求職者給付の状況

平成18年度

区 分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	1,987,274	851,705	1,135,569
受給者実人員(人)	596,761	259,031	337,730
基本手当基本分(人)	583,255	252,704	330,552
一般求職者給付支給総額(円)	905,982,531,976	457,210,897,319	448,771,634,657
基本手当支給総額(円)	890,994,396,050	450,675,224,357	440,319,171,693

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成18年度

基本手当基本分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,606,197	657,457	948,740	583,255	252,704	330,552	1,203,354	445,804	757,550
特 定 受 給 資 格 者	422,564	233,417	189,147	196,402	105,575	90,828	259,893	127,929	131,964
29歳以下	65,181	32,095	33,086	18,073	8,597	9,476	40,182	18,396	21,786
被保険者期間1年未満(90日)	10,425	5,350	5,075	2,757	1,404	1,354	6,658	3,434	3,224
1～4年(90日)	40,323	19,669	20,654	10,564	5,040	5,523	24,860	11,521	13,339
5～9年(120日)	13,188	6,335	6,853	4,217	1,869	2,349	7,919	3,112	4,807
10～19年(180日)	1,210	741	469	515	283	232	676	326	350
旧法分	35	0	35	20	1	19	69	3	66
30～44歳	139,173	77,241	61,932	51,883	27,789	24,093	81,014	39,472	41,542
被保険者期間1年未満(90日)	12,037	6,890	5,147	3,251	1,840	1,411	8,131	4,532	3,599
1～4年(90日)	54,125	26,515	27,610	14,517	6,885	7,632	35,797	16,428	19,369
5～9年(180日)	32,416	16,761	15,655	13,423	6,456	6,967	17,002	7,597	9,405
10～19年(210日)	10,870	6,531	4,339	5,134	2,717	2,418	5,779	2,615	3,164
10～19年(240日)	22,586	15,210	7,376	11,557	7,154	4,403	10,835	6,170	4,665
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	7,077	5,325	1,752	3,948	2,731	1,218	3,343	2,108	1,235
旧法分	62	9	53	53	8	46	127	22	105
45～59歳	180,972	103,948	77,024	107,470	59,409	48,061	111,650	56,975	54,675
被保険者期間1年未満(90日)	10,766	7,490	3,276	2,917	2,017	900	7,332	5,004	2,328
1～4年(180日)	50,661	27,212	23,449	22,123	11,097	11,026	30,559	14,131	16,428
5～9年(240日)	31,626	13,145	18,481	17,652	6,613	11,039	18,187	6,342	11,845
10～19年(270日)	35,630	16,102	19,528	23,300	9,451	13,850	22,484	8,374	14,110
20年以上(330日)	52,276	39,990	12,286	41,435	30,199	11,237	33,011	23,068	9,943
旧法分	13	9	4	44	34	9	77	56	21
60～64歳	37,238	20,133	17,105	18,975	9,778	9,198	27,047	13,086	13,961
被保険者期間1年未満(90日)	1,280	917	363	358	254	103	923	634	289
1～4年(150日)	7,854	4,583	3,271	3,166	1,748	1,418	5,618	2,875	2,743
5～9年(180日)	6,975	3,091	3,884	3,351	1,411	1,941	5,299	2,104	3,195
10～19年(210日)	9,818	3,855	5,963	5,487	2,027	3,460	7,745	2,713	5,032
20年以上(240日)	11,306	7,685	3,621	6,609	4,334	2,275	7,451	4,751	2,700
旧法分	5	2	3	5	4	2	11	9	2

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

第169表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

（単位 千円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
徴収決定済額	2,403,709,832	2,515,861,489	2,581,302,342	2,613,509,178	2,967,717,229	3,061,238,352
収納済歳入額	2,358,987,005	2,445,858,054	2,527,253,996	2,560,572,966	2,914,799,484	3,007,285,628
不納欠損額	2,461,230	2,819,088	3,478,330	4,102,621	4,124,635	4,102,579
収納未済歳入額	42,261,597	67,184,347	50,570,015	48,833,592	48,793,110	49,850,145
収納率 (%)	98.1	97.2	97.9	98.0	98.2	98.2
日本郵政公社より受入	784,161	778,301	678,834	625,757	577,960	524,212

（注）「日本郵政公社より受入」は、平成14年度までは「郵政事業特別会計より受入」。

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第170表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

（単位 千円）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	3,352,740,703	3,415,884,065	3,480,943,735	3,044,433,143	3,057,093,508	3,423,188,357
徴収勘定より受入	1,749,303,412	2,360,232,073	2,447,165,500	2,528,435,677	2,557,462,354	2,910,817,474
一般会計より受入	336,279,000	489,275,298	642,575,054	450,212,500	427,559,000	347,039,000
運用収入	38,359,388	19,220,893	8,100,949	1,786,314	1,541,823	2,906,795
積立金より受入	1,186,469,783	345,683,934	276,403,833	0	0	0
雇用安定資金より受入	—	135,225,032	90,435,572	0	・	・
雑収入	29,961,620	20,378,554	14,654,395	34,632,352	19,500,425	11,203,641
前年度繰越資金受入	12,367,500	45,868,282	1,608,432	29,366,301	51,029,906	151,221,447
支 出	3,231,607,182	3,327,139,524	3,137,968,883	2,493,501,648	1,985,513,985	1,898,679,766
失業給付費	2,513,835,033	2,600,665,565	2,529,243,874	1,961,771,120	1,467,187,256	1,377,171,117
業務取扱費	88,413,594	90,711,389	90,128,916	83,055,205	82,781,579	81,630,842
施設整備費	13,129,019	12,089,737	10,305,992	7,601,024	7,845,088	3,222,326
雇用安定等事業費	557,258,136	573,073,624	469,560,779	387,640,015	270,613,288	254,933,479
独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構運営費等	・	・	・	9,419,512	18,442,557	18,032,299
独立行政法人労働政策 研究・研修機構運営費等	・	・	・	1,603,461	2,929,875	2,790,469
独立行政法人雇用・能力 開発機構運営費等	・	・	・	12,786,416	96,255,877	91,634,356
雇用・能力開発機構出資金	35,940,212	27,440,801	14,943,081	・	・	・
徴収勘定へ繰入	23,031,188	23,158,408	23,786,241	29,624,895	33,488,949	33,053,835
雇用安定資金へ繰入	・	・	・	・	5,969,515	36,211,043
収 支 差 引 残	121,133,521	88,744,541	342,974,852	550,931,495	1,071,579,523	1,524,508,592

（注）平成16年度以降の「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費等」「独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等」「独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等」には、施設整備費を含む。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

13 労働者災害補償保険

第171表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
適用事業場数	2,692,395	2,646,286	2,632,411	2,627,510	2,630,805	2,642,570
新規加入	253,029	252,888	274,325	264,144	272,779	916,853
消滅	260,689	298,997	288,200	269,045	269,484	905,088
適用労働者数	48,578,841	48,194,705	47,922,373	48,552,436	49,184,518	50,707,376
新規加入	7,205,914	7,489,492	7,371,136	7,679,756	7,334,397	24,411,611
消滅	7,173,526	7,873,628	7,643,468	7,049,693	6,702,315	22,888,753

《業種別》

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
全 業 種	2,692,395 (48,578,841)	2,646,286 (48,194,705)	2,632,411 (47,922,373)	2,627,510 (48,552,436)	2,630,805 (49,184,518)	2,642,570 (50,707,376)
林 業	21,256 (95,466)	20,351 (89,435)	19,464 (85,359)	18,584 (86,486)	17,640 (78,455)	17,027 (73,599)
漁 業	4,997 (33,229)	4,860 (34,433)	4,708 (34,238)	4,546 (33,466)	4,376 (31,564)	4,319 (31,255)
鉱 業	5,117 (40,521)	4,897 (37,356)	4,635 (34,357)	4,428 (31,936)	4,235 (29,223)	4,061 (27,839)
建設事業	658,304 (5,208,560)	643,617 (4,991,693)	637,218 (4,854,618)	633,587 (4,705,357)	630,470 (4,703,587)	631,240 (4,712,649)
製造業	491,848 (10,445,959)	476,981 (9,948,744)	467,993 (9,512,901)	461,738 (9,166,398)	454,238 (9,100,642)	447,847 (9,137,088)
運輸業	72,950 (2,417,701)	71,872 (2,402,684)	71,939 (2,396,322)	72,287 (2,451,410)	72,711 (2,461,425)	73,296 (2,509,933)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,279 (176,215)	2,269 (173,258)	2,252 (169,504)	2,218 (152,127)	2,155 (155,757)	2,129 (156,267)
その他の事業	1,435,644 (30,161,190)	1,421,439 (30,517,102)	1,424,202 (30,835,074)	1,430,122 (31,925,256)	1,444,980 (32,623,865)	1,462,651 (34,058,746)

(注) () は適用労働者数。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第172表 労働者災害補償保険保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 5,394,339	5,326,800	5,360,775	5,391,028	5,411,047	5,467,506
	金額 818,620,104	794,166,504	787,034,062	777,261,231	772,303,933	780,587,908
療養補償給付	件数 3,066,044	3,008,259	3,091,723	3,129,054	3,155,612	3,203,930
	日数 64,362,377	62,604,347	63,569,026	63,682,714	63,676,536	64,431,782
	金額 224,437,443	208,716,689	207,560,279	207,241,609	205,108,497	204,637,051
休業補償給付	件数 697,120	679,010	674,337	660,941	656,083	657,421
	日数 21,441,864	20,754,849	20,573,915	20,102,318	19,972,891	20,189,981
	金額 127,547,492	122,765,193	120,440,463	116,730,607	115,399,389	116,695,127
障害補償一時金	件数 26,414	25,237	24,543	23,776	23,387	22,787
	金額 49,296,424	46,202,531	43,570,356	41,648,882	40,213,943	38,969,224
遺族補償一時金	件数 817	790	757	770	759	1,091
	金額 6,227,769	6,171,640	5,902,261	5,826,242	6,120,923	9,597,156
葬 祭 料	件数 3,244	3,239	3,399	3,322	3,444	4,017
	金額 2,169,309	2,223,902	2,337,577	2,230,023	2,359,806	2,775,021
介護補償給付	件数 43,054	43,841	45,109	45,587	45,871	52,111
	金額 6,013,773	6,092,724	6,130,941	6,102,901	6,106,794	6,709,481
二次健康診断等給付	件数 3,187	10,633	12,606	15,687	16,518	19,292
	金額 91,266	300,769	357,021	448,169	473,717	557,752
年金等給付	件数 1,554,459	1,555,791	1,508,301	1,511,891	1,509,373	1,506,857
	金額 402,836,629	401,693,055	400,735,164	397,032,798	396,520,864	400,647,096
障害補償年金	件数 568,107	570,432	573,599	575,335	575,292	575,043
	金額 152,377,324	153,027,287	153,291,595	152,446,324	151,865,353	151,562,140
遺族補償年金	件数 643,377	649,139	655,642	660,814	666,201	675,756
	金額 189,767,525	192,094,755	192,954,166	191,595,188	193,280,337	200,282,114
傷病補償年金	件数 79,107	75,424	72,737	71,223	68,651	65,416
	金額 37,199,911	35,380,907	34,012,707	33,064,429	31,551,461	30,052,116
傷病補償年金に係る 療養補償給付	件数 263,868	260,796	206,323	204,519	199,229	190,642
	金額 23,491,869	21,190,105	20,476,695	19,926,856	19,823,713	18,750,726

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第173表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
徴収決定済額	1,313,698,926	1,261,276,332	1,080,641,590	1,082,555,152	1,101,661,222	1,082,647,987
収納済額	1,272,931,257	1,218,545,237	1,040,725,302	1,044,660,581	1,067,643,240	1,050,343,579
不納欠損額	2,754,718	3,024,259	3,160,420	4,079,700	3,830,091	3,284,067
収納未済入額	38,012,950	39,706,836	36,755,868	33,814,870	30,187,890	29,020,341
収納率 (%)	96.90	96.61	96.31	96.50	96.91	97.02

資料：厚生労働省労働基準局調べ

第174表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 金額：円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
療養補償給付 1件当日数	21.0	20.8	20.6	20.4	20.2	20.1
1日当金額	3,487	3,334	3,265	3,254	3,221	3,176
休業補償給付 1件当日数	30.8	30.6	30.5	30.4	30.4	30.7
1日当金額	5,949	5,915	5,854	5,807	5,778	5,780
障害補償一時金 1件当金額	1,866,299	1,830,746	1,775,266	1,751,719	1,719,500	1,710,152
遺族補償一時金 1件当金額	7,622,728	7,812,203	7,796,910	7,566,547	8,064,457	8,796,660
葬祭料 1件当金額	668,714	686,601	687,725	671,289	685,193	690,819
介護補償給付 1件当金額	139,680	138,973	135,914	133,874	133,130	128,754
平均給付基礎日額	9,914	9,858	9,757	9,678	9,630	9,633
1日当り療養費の平均 給付基礎日額に対する比(%)	35.2	33.8	33.5	33.6	33.4	33.0

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

第175表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	1,775,288,601	1,688,524,570	1,613,610,692	1,409,505,154	1,407,910,992	1,396,880,659
徴収勘定より受入	1,330,590,270	1,273,386,342	1,219,033,361	1,041,163,485	1,044,725,943	1,051,843,547
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,208,860
未経過保険料受入	33,211,011	31,353,699	28,431,909	27,182,360	23,743,260	23,038,788
支払備金受入	197,377,155	195,989,091	195,605,611	191,010,332	189,395,062	186,836,619
雑収入	210,643,475	185,778,652	168,865,086	147,490,348	147,327,258	133,005,442
前年度繰越資金受入	2,159,690	709,785	367,725	1,351,629	1,412,468	875,403
支 出	1,240,618,401	1,234,138,168	1,197,948,983	1,153,015,311	1,126,437,274	1,111,024,623
保険給付費	820,227,361	818,620,104	794,166,504	787,034,062	777,261,231	772,303,933
業務取扱費等	57,071,659	55,414,771	53,275,990	54,749,851	53,711,147	48,354,049
労働福祉事業費	250,602,407	248,244,197	254,136,469	251,129,714	205,134,922	201,364,722
独立行政法人運営費等	・	1,809,785	1,926,126	2,420,420	28,388,330	26,905,586
労働福祉事業団出資	25,582,329	24,039,959	19,412,565	・	・	・
徴収勘定へ繰入	87,134,645	86,009,352	75,031,329	57,681,264	61,941,645	62,096,335
収支差引残	534,670,200	454,386,402	415,661,709	256,489,843	281,473,718	285,856,036

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

14 公務災害補償

第176表 国家公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	件数 25,626 金額 11,040,021	26,237 11,000,741	25,735 10,991,747	29,234 11,219,939	27,359 10,404,843	26,466 10,088,503
療 養 補 償	件数 19,760 日数 403,136 金額 4,278,248	20,174 409,719 4,391,434	19,535 396,073 4,139,128	22,592 389,444 4,240,241	20,891 376,180 3,931,283	19,774 344,297 3,562,026
休 業 補 償	件数 3,396 日数 217,001 金額 1,152,603	3,656 219,596 1,134,464	3,723 216,115 1,183,776	4,003 213,380 1,101,104	4,120 226,984 1,061,800	4,073 211,453 1,010,767
傷 病 補 償 年 金	件数 45 金額 150,860	40 146,990	38 144,152	38 125,249	31 105,862	33 117,406
障 害 補 償 年 金	件数 523 金額 1,190,935	525 1,252,514	537 1,338,562	553 1,370,636	529 1,272,624	530 1,276,712
障 害 補 償 一 時 金	件数 199 金額 363,245	164 286,893	185 344,643	303 400,964	79 102,367	343 314,150
介 護 補 償 常 時	件数 52 金額 37,333	54 39,698	53 42,355	55 37,725	55 40,582	47 33,324
介 護 補 償 随 時	件数 37 金額 12,080	32 12,834	34 14,756	35 12,611	33 10,982	33 12,641
遺 族 補 償 年 金	件数 1,577 金額 3,772,496	1,568 3,653,079	1,598 3,685,035	1,608 3,788,532	1,605 3,841,940	1,607 3,705,406
遺 族 補 償 一 時 金	件数 5 金額 56,392	5 54,464	9 81,952	11 101,284	2 21,077	3 25,394
葬 祭 補 償	件数 31 金額 24,618	18 16,129	23 17,388	35 33,270	13 9,724	19 14,300
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 1 金額 1,210	— —	— —	1 8,322	1 6,601	2 16,377
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 — 金額 —	1 12,241	— —	— —	— —	— —

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

第177表 国家公務員災害補償1件当り金額

(単位 円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
療 養 補 償	216,511	217,678	211,883	187,688	188,181	180,137
休 業 補 償	339,400	310,302	317,963	275,070	257,719	248,163
傷 病 補 償 年 金	3,352,446	3,674,760	3,793,463	3,296,021	3,414,901	3,557,754
障 害 補 償 年 金	2,277,123	2,385,740	2,492,667	2,478,547	2,405,717	2,408,891
障 害 補 償 一 時 金	1,825,354	1,749,350	1,862,936	1,323,312	1,295,784	915,891
介 護 補 償 常 時	717,943	735,155	799,150	685,917	737,849	709,027
介 護 補 償 随 時	326,478	401,067	434,007	360,301	332,801	361,180
遺 族 補 償 年 金	2,392,198	2,329,770	2,306,029	2,356,052	2,393,732	2,305,791
遺 族 補 償 一 時 金	11,278,400	10,892,841	9,105,764	9,207,681	10,538,500	8,464,667
葬 祭 補 償	794,142	896,031	755,981	950,582	748,028	752,620
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	1,210,171	—	—	8,321,868	6,600,631	8,188,274
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	12,241,000	—	—	—	—

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

第178表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 43,504 金額 21,320,421	42,944 21,043,866	44,024 20,474,290	43,382 20,503,161	42,301 20,506,254	43,182 21,062,379
療 養 補 償	件数 35,623 日数 559,697 金額 7,130,509	35,300 577,784 6,870,561	36,481 564,585 6,922,692	35,812 614,843 6,738,098	35,014 533,243 6,836,080	35,895 586,058 7,091,950
休 業 補 償	件数 2,739 日数 106,280 金額 987,825	2,566 106,288 990,741	2,499 108,971 990,919	2,532 97,921 902,342	2,218 93,965 873,599	2,139 91,788 841,268
傷 病 補 償 年 金	件数 71 金額 341,259	68 298,859	63 233,559	62 250,256	53 207,943	54 225,563
障 害 補 償 年 金	件数 1,229 金額 3,373,691	1,226 3,323,970	1,220 3,225,105	1,236 3,366,639	1,260 3,420,383	1,271 3,403,045
障 害 補 償 一 時 金	件数 500 金額 1,208,479	405 995,259	403 996,731	343 819,258	360 832,857	416 1,028,589
介 護 補 償	件数 149 金額 98,847	147 95,186	150 97,231	150 102,765	142 90,002	143 88,297
遺 族 補 償 年 金	件数 3,128 金額 8,007,049	3,154 8,223,203	3,156 7,881,683	3,171 8,180,258	3,193 8,103,264	3,197 8,242,981
遺 族 補 償 一 時 金	件数 10 金額 111,114	13 152,660	6 79,190	7 76,465	5 84,506	8 91,741
葬 祭 補 償	件数 51 金額 47,405	63 57,252	45 39,311	68 61,554	55 56,322	59 48,945
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 1 金額 10,341	2 36,177	—	1 5,525	—	—
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 — 金額 —	—	1 7,867	—	—	—
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 — 金額 —	—	—	—	—	—
行 方 不 明 補 償	件数 3 金額 3,903	—	—	—	1 1,298	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第179表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
療 養 補 償	200,166	194,633	189,762	188,152	195,238	197,575
休 業 補 償	360,652	386,103	396,526	356,375	393,868	393,300
傷 病 補 償 年 金	4,806,470	4,394,989	3,707,292	4,036,391	3,923,455	4,177,086
障 害 補 償 年 金	2,745,070	2,711,231	2,643,529	2,723,818	2,714,590	2,677,455
障 害 補 償 一 時 金	2,416,957	2,457,429	2,473,279	2,388,508	2,313,492	2,472,570
介 護 補 償	663,402	647,522	648,207	685,099	633,816	617,461
遺 族 補 償 年 金	2,559,798	2,607,230	2,497,365	2,579,709	2,537,822	2,578,349
遺 族 補 償 一 時 金	11,111,382	11,743,074	13,198,333	10,923,553	16,901,279	11,467,621
葬 祭 補 償	929,509	908,761	873,587	905,212	1,024,036	829,572
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	10,340,971	18,088,433	—	5,525,110	—	—
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	7,867,200	—	—	—
遺 族 補 償 年 金 前 払 一 時 金	—	—	—	—	—	—
行 方 不 明 補 償	1,300,957	—	—	—	1,297,998	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

15 介護保険

第180表 介護保険適用状況

年度末現在（単位 人）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
保 險 者 数	2,899	2,877	2,863	2,729	2,249	1,681
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	15,832,694	16,684,774	17,183,112	17,574,655	18,009,851	18,543,601
被 保 険 者 数						
第 1 号 被 保 険 者 数	22,422,221	23,168,174	23,933,684	24,493,527	25,111,368	25,877,564
65 歳 以 上 75 歳 未 満	13,191,688	13,423,681	13,708,839	13,736,013	13,871,221	14,124,955
75 歳 以 上 (再掲)	9,230,533	9,744,493	10,224,845	10,757,514	11,240,147	11,752,609
外 国 人 被 保 険 者	85,275	88,587	91,561	94,452	97,563	101,491
住 所 地 特 例 被 保 険 者	84,735	81,912	80,245	76,526	69,301	65,694
第 2 号 被 保 険 者 数	43,083,000	42,817,000	42,645,000	42,618,000	42,723,000	42,755,000

(注) 1 「保険者数」とは、市町村（広域連合及び一部事務組合を含む）及び特別区の数である。

2 「第2号被保険者数」は、厚生労働省老健局調べによる。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」、一部厚生労働省老健局調べ

第181表 介護保険要介護（要支援）認定者数

平成17年度末現在（単位 人）

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 険 者 数	717,642	1,422,851	644,732	552,367	520,976	464,764	4,323,332
第 1 号 被 保 険 者 数	705,834	1,373,823	616,016	531,036	503,574	445,012	4,175,295
65歳以上75歳未満	125,722	234,184	103,566	82,197	70,281	65,600	681,550
75 歳 以 上	580,112	1,139,639	512,450	448,839	433,293	379,412	3,493,745
第 2 号 被 保 険 者 数	11,808	49,028	28,716	21,331	17,402	19,752	148,037

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第182表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

区 分	総人口(A)	計(B)	要支援1(C)		要支援2(D)		
			(B/A)	(C/A)	(D/A)		
総 数	127,767,994	4,489,326	3.5	530,607	0.4	538,862	0.4
65歳未満	101,613,648	171,839	0.2	9,545	0.0	19,973	0.0
65～70歳未満	7,432,610	215,428	2.9	23,799	0.3	28,354	0.4
70～75歳未満	6,637,497	448,565	6.8	62,487	0.9	63,101	1.0
75～80歳未満	5,262,801	779,227	14.8	123,758	2.4	111,586	2.1
80～85歳未満	3,412,393	1,070,700	31.4	161,366	4.7	147,084	4.3
85～90歳未満	1,849,260	973,813	52.7	106,880	5.8	111,352	6.0
90～95歳未満	840,870	604,715	71.9	37,188	4.4	48,277	5.7
95歳以上	236,574	225,039	95.1	5,584	2.4	9,135	3.9
男 性	62,348,977	1,345,354	2.2	131,907	0.2	143,487	0.2
65歳未満	51,182,646	92,364	0.2	4,442	0.0	9,965	0.0
65～70歳未満	3,545,006	107,442	3.0	8,901	0.3	12,066	0.3
70～75歳未満	3,039,743	190,870	6.3	17,733	0.6	20,889	0.7
75～80歳未満	2,256,317	274,666	12.2	29,320	1.3	29,972	1.3
80～85歳未満	1,222,635	300,306	24.6	35,941	2.9	33,641	2.8
85～90歳未満	555,126	219,008	39.5	23,999	4.3	23,487	4.2
90～95歳未満	210,586	123,681	58.7	9,868	4.7	11,212	5.3
95歳以上	45,186	37,017	81.9	1,703	3.8	2,255	5.0
女 性	65,419,017	3,143,972	4.8	398,700	0.6	395,375	0.6
65歳未満	50,431,002	79,475	0.2	5,103	0.0	10,008	0.0
65～70歳未満	3,887,604	107,986	2.8	14,898	0.4	16,288	0.4
70～75歳未満	3,597,754	257,695	7.2	44,754	1.2	42,212	1.2
75～80歳未満	3,006,484	504,561	16.8	94,438	3.1	81,614	2.7
80～85歳未満	2,189,758	770,394	35.2	125,425	5.7	113,443	5.2
85～90歳未満	1,294,134	754,805	58.3	82,881	6.4	87,865	6.8
90～95歳未満	630,284	481,034	76.3	27,320	4.3	37,065	5.9
95歳以上	191,388	188,022	98.2	3,881	2.0	6,880	3.6

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成17年国勢調査」（平成17年10月1日現在）
人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

平成19年5月末現在 (単位 人、%)

経過の 要介護(E)	要介護1(F)		要介護2(G)		要介護3(H)		要介護4(I)		要介護5(J)		
	(E/A)	(F/A)	(G/A)	(H/A)	(I/A)	(J/A)					
35,099	0.0	869,938	0.7	773,209	0.6	671,348	0.5	562,943	0.4	507,320	0.4
1,383	0.0	31,386	0.0	38,083	0.0	28,643	0.0	20,812	0.0	22,014	0.0
1,329	0.0	39,774	0.5	41,855	0.6	32,883	0.4	24,619	0.3	22,815	0.3
3,683	0.1	85,771	1.3	78,358	1.2	62,393	0.9	48,620	0.7	44,152	0.7
7,683	0.1	155,876	3.0	125,722	2.4	102,562	1.9	80,074	1.5	71,966	1.4
10,782	0.3	223,006	6.5	172,219	5.0	142,873	4.2	112,978	3.3	100,392	2.9
7,358	0.4	200,215	10.8	169,061	9.1	148,062	8.0	122,858	6.6	108,027	5.8
2,485	0.3	107,104	12.7	110,723	13.2	109,290	13.0	100,856	12.0	88,792	10.6
396	0.2	26,806	11.3	37,188	15.7	44,642	18.9	52,126	22.0	49,162	20.8
8,270	0.0	249,775	0.4	264,436	0.4	227,586	0.4	176,857	0.3	143,036	0.2
828	0.0	16,389	0.0	21,030	0.0	16,383	0.0	11,642	0.0	11,685	0.0
490	0.0	18,274	0.5	22,733	0.6	18,590	0.5	14,072	0.4	12,316	0.3
979	0.0	33,053	1.1	38,499	1.3	32,328	1.1	25,678	0.8	21,711	0.7
1,701	0.1	50,093	2.2	52,615	2.3	45,570	2.0	35,682	1.6	29,713	1.3
2,060	0.2	58,327	4.8	56,028	4.6	48,101	3.9	36,919	3.0	29,289	2.4
1,476	0.3	43,880	7.9	41,231	7.4	36,192	6.5	27,829	5.0	20,914	3.8
635	0.3	23,856	11.3	24,676	11.7	22,625	10.7	18,166	8.6	12,643	6.0
101	0.2	5,903	13.1	7,624	16.9	7,797	17.3	6,869	15.2	4,765	10.5
26,829	0.0	620,163	0.9	508,773	0.8	443,762	0.7	386,086	0.6	364,284	0.6
555	0.0	14,997	0.0	17,053	0.0	12,260	0.0	9,170	0.0	10,329	0.0
839	0.0	21,500	0.6	19,122	0.5	14,293	0.4	10,547	0.3	10,499	0.3
2,704	0.1	52,718	1.5	39,859	1.1	30,065	0.8	22,942	0.6	22,441	0.6
5,982	0.2	105,783	3.5	73,107	2.4	56,992	1.9	44,392	1.5	42,253	1.4
8,722	0.4	164,679	7.5	116,191	5.3	94,772	4.3	76,059	3.5	71,103	3.2
5,882	0.5	156,335	12.1	127,830	9.9	111,870	8.6	95,029	7.3	87,113	6.7
1,850	0.3	83,248	13.2	86,047	13.7	86,665	13.8	82,690	13.1	76,149	12.1
295	0.2	20,903	10.9	29,564	15.4	36,845	19.3	45,257	23.6	44,397	23.2

第183表 介護保険居宅介護（支援）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成16年度(2004)			17(2005)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	28,837,848	27,777,426	1,060,422	30,996,725	29,872,698	1,124,027
要 支 援	4,908,623	4,848,692	59,931	5,500,977	5,428,312	72,665
要 介 護 1	11,204,245	10,843,093	361,152	12,146,308	11,750,143	396,165
要 介 護 2	4,948,507	4,702,377	246,130	5,254,214	5,001,470	252,744
要 介 護 3	3,481,626	3,315,222	166,404	3,742,091	3,568,022	174,069
要 介 護 4	2,484,356	2,367,133	117,223	2,581,697	2,460,686	121,011
要 介 護 5	1,810,491	1,700,909	109,582	1,771,438	1,664,065	107,373

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第184表 介護保険施設介護サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成16年度(2004)			17(2005)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	9,163,588	9,009,540	154,048	9,442,526	9,282,923	159,603
介護老人福祉施設	4,272,682	4,228,487	44,195	4,481,137	4,431,902	49,235
介護老人保健施設	3,292,764	3,232,313	60,451	3,440,413	3,375,628	64,785
介護療養型医療施設	1,598,142	1,548,740	49,402	1,520,976	1,475,393	45,583

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第185表 居宅サービス受給者・施設サービス受給者の年齢階級別・要介護別状況

平成19年5月サービス分(単位 人)

区分	計	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
《居宅サービス》									
総数	2,568,276	312,576	349,431	23,045	599,395	526,250	373,596	232,851	151,132
65歳未満	92,926	4,046	10,669	232	16,401	24,751	17,009	10,836	8,982
65～70歳未満	128,797	12,011	16,580	755	25,830	29,839	21,089	13,317	9,376
70～75歳未満	264,516	33,095	37,769	2,218	57,279	55,841	38,416	24,081	15,817
75～80歳未満	459,048	70,121	69,770	4,980	107,095	88,267	60,381	35,922	22,512
80～85歳未満	634,115	98,249	97,761	7,449	157,818	118,793	79,891	46,266	27,888
85～90歳未満	562,664	68,176	77,203	5,307	142,877	114,187	79,345	46,978	28,591
90～95歳未満	323,996	23,480	33,516	1,828	74,737	72,220	56,282	37,493	24,440
95歳以上	102,214	3,398	6,163	276	17,358	22,352	21,183	17,958	13,526
《施設サービス》									
総数	815,414	376	2,342	・	47,061	99,836	180,834	240,721	244,244
65歳未満	13,688	6	37	・	610	1,598	2,895	3,695	4,847
65～70歳未満	22,107	10	56	・	1,194	2,861	5,048	6,173	6,765
70～75歳未満	53,601	32	155	・	3,050	6,602	11,980	15,556	16,226
75～80歳未満	103,231	46	294	・	6,227	12,452	23,057	29,893	31,262
80～85歳未満	168,179	102	518	・	10,611	21,208	37,832	48,234	49,674
85～90歳未満	200,089	92	640	・	12,531	25,701	45,008	58,281	57,836
90～95歳未満	167,248	63	476	・	9,338	20,445	37,250	50,490	49,186
95歳以上	87,271	25	166	・	3,500	8,969	17,764	28,399	28,448

(注) 居宅サービス受給者・施設サービス受給者を被保険者番号で名寄せした人数である。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」

第186表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区 分	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3
《件数》					
合 計	37	12,477,096	32,558,868	16,414,865	13,838,150
居宅介護(支援)サービス	—	12,477,015	31,785,097	15,250,575	11,895,080
施設介護サービス	37	81	773,771	1,164,290	1,943,070
《単位数》					
合 計	172	20,868,317	108,054,126	86,923,044	108,972,263
居宅介護(支援)サービス	—	20,867,089	90,764,029	58,699,560	58,111,056
施設介護サービス	172	1,228	17,290,097	28,223,484	50,861,208
《費用額》					
合 計	2,302	222,344,439	1,144,433,607	932,246,828	1,180,619,794
居宅介護(支援)サービス	—	222,328,235	942,509,289	605,938,967	598,227,790
施設介護サービス	2,302	16,205	201,924,318	326,307,861	582,392,004
《支給額》					
合 計	2,078	204,875,231	1,036,561,707	836,986,128	1,054,897,274
居宅介護(支援)サービス	—	204,860,910	858,995,715	549,732,163	541,544,126
施設介護サービス	2,078	14,321	177,565,992	287,253,966	513,353,148

(注) 平成17年度累計は、平成17年3月サービス分から平成18年2月サービス分までである。
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

第187表 介護保険給付の高額介護(居宅支援)サービス費(世帯類型別)

(i) 件数

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	3,825,969	4,646,713	5,044,722	5,648,198	4,732,256
世 帯 合 算	377,199	523,718	652,567	777,290	705,784
高齢福祉年金受給者等	6,608	6,468	7,247	7,681	6,811
市町村民税世帯非課税者等	192,902	273,797	344,098	421,774	390,359
上記以外の者	177,689	243,453	301,222	347,835	308,614
そ の 他	3,448,770	4,122,995	4,392,155	4,870,908	4,026,472
高齢福祉年金受給者等	624,019	413,554	497,231	581,007	405,689
市町村民税世帯非課税者等	2,513,306	3,039,517	3,161,083	3,524,069	3,053,972
上記以外の者	611,445	669,924	733,841	765,832	566,811

(ii) 支給額

(単位 千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	25,809,562	31,473,901	33,709,943	37,306,598	29,966,968
世 帯 合 算	3,281,567	4,336,277	5,068,349	5,924,416	5,282,463
高齢福祉年金受給者等	75,499	76,027	74,675	85,016	66,291
市町村民税世帯非課税者等	1,833,182	2,488,111	2,938,227	3,530,296	3,234,048
上記以外の者	1,372,886	1,772,139	2,055,447	2,309,104	1,982,124
そ の 他	22,527,994	27,137,623	28,641,594	31,382,182	24,684,506
高齢福祉年金受給者等	4,067,510	5,007,460	5,710,947	6,369,068	4,357,918
市町村民税世帯非課税者等	14,974,402	18,346,945	18,479,840	20,174,233	16,757,117
上記以外の者	3,486,083	3,783,219	4,450,808	4,838,881	3,569,470

(注) 平成17年度は、平成17年度10月制度改正前分までの値である。
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

平成17年度累計（単位 件、千円、千単位数）

要介護4	要介護5	計
12,302,505	10,688,692	98,280,213
9,455,020	7,757,089	88,619,876
2,847,485	2,931,603	9,660,337
128,994,312	129,741,807	583,554,042
47,262,252	37,129,733	312,833,717
81,732,061	92,612,074	270,720,325
1,410,946,772	1,420,315,774	6,310,909,517
484,818,036	379,677,648	3,233,499,965
926,128,737	1,040,638,126	3,077,409,552
1,257,418,073	1,267,460,032	5,658,200,522
438,553,655	343,360,161	2,937,046,729
818,864,417	924,099,871	2,721,153,793

区 分	平成17年度 (2005)
合 計	2,184,561
世 帯 合 算	246,996
利用者負担第一段階	5,268
利用者負担第二段階	59,728
利用者負担第三段階	82,558
利用者負担第四段階	99,442
そ の 他	1,937,565
利用者負担第一段階	223,718
利用者負担第二段階	1,011,865
利用者負担第三段階	430,475
利用者負担第四段階	271,507

区 分	平成17年度 (2005)
合 計	21,346,554
世 帯 合 算	2,062,750
利用者負担第一段階	77,080
利用者負担第二段階	608,218
利用者負担第三段階	727,545
利用者負担第四段階	649,907
そ の 他	19,283,805
利用者負担第一段階	2,282,16
利用者負担第二段階	12,324,158
利用者負担第三段階	2,483,788
利用者負担第四段階	2,193,693

(注) 平成17年度は、平成17年度10月制度改正後分からの値である。
資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第188表 介護保険における保険料収納額

平成17年度（単位 千円）

区分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合計	995,228,480	976,887,483	1,163,482	831	18,297,681	838,342
特別徴収	811,474,018	811,431,532	1,006,810	—	—	228,516
普通徴収	183,754,463	165,455,951	156,671	831	18,297,681	609,826

(注) 1 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

2 この他滞納繰越分は、調停額累計33,078,573千円、収納額累計5,170,959千円である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第189表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

（単位 千円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
収 入	4,656,612,435	5,047,969,472	5,486,275,110	5,930,853,320	6,231,256,607
介護保険料	589,869,265	806,300,717	939,265,821	956,451,746	983,535,673
分担金及び負担金	6,975,465	7,455,954	8,895,532	8,023,314	4,875,718
使用料及び手数料	104,663	109,904	113,314	109,930	116,884
国庫支出金	1,074,984,804	1,162,976,498	1,345,760,597	1,424,605,840	1,495,027,443
介護保険給付負担金	841,123,813	904,929,449	1,048,103,954	1,138,862,571	1,196,754,809
調整交付金	202,433,760	225,941,840	261,666,904	283,511,726	295,937,324
事務費交付金	27,699,067	28,553,049	30,083,977	—	—
その他	3,728,164	3,572,160	5,905,762	2,231,543	2,335,311
支払基金交付金	1,339,045,996	1,538,365,175	1,646,363,477	1,798,811,875	1,877,152,943
都道府県支出金	523,850,237	594,220,424	645,247,338	705,523,904	741,609,088
相互財政安定化事業交付金	167,061	221,624	178,966	161,629	155,934
財産収入	329,044	125,136	109,221	119,746	113,658
寄附金	766,325	—	15,353	2,101	3,005
繰入金	908,979,958	807,832,168	826,102,253	941,816,254	1,003,668,419
一般会計繰入金	515,799,984	586,259,319	636,756,610	696,576,739	731,824,078
円滑導入基金繰入金	204,305,925	2,164,002	—	—	—
その他	188,874,048	219,408,848	189,345,643	245,239,514	271,844,340
繰越金	197,897,860	99,280,082	63,834,397	72,137,236	91,798,016
市町村債	11,046,891	28,689,065	4,321,483	15,306,859	20,508,128
諸収入	2,594,865	2,392,724	6,067,358	7,782,885	12,691,698
支 出	4,552,963,053	4,983,532,083	5,407,033,671	5,828,865,752	6,105,335,764
総務費	210,602,166	207,645,897	194,877,071	190,277,371	202,986,661
保険給付費	4,122,544,972	4,665,914,603	5,110,099,881	5,564,176,114	5,811,913,727
介護サービス等諸費	3,990,453,488	4,504,822,819	4,914,423,872	5,334,660,489	5,460,220,501
支援サービス等諸費	98,248,020	120,571,689	152,080,031	182,397,270	204,958,226
高額介護サービス等費	25,814,478	31,444,108	33,716,976	37,425,502	51,405,392
特定入所者介護サービス等費	・	・	・	・	84,661,967
市町村特別給付費	754,758	585,362	933,354	1,227,190	1,269,419
審査支払手数料	7,067,337	8,293,241	8,767,840	8,298,332	8,508,822
その他	206,892	197,383	177,808	167,333	889,400
財政安定化基金拠出金	23,074,660	22,607,026	4,976,461	5,129,565	4,979,947
相互財政安定化事業負担金	167,061	221,624	178,766	164,734	160,015
保健福祉事業費	229,532	202,817	299,884	326,168	302,092
基金積立金	86,786,864	43,391,802	53,750,822	32,802,143	25,007,473
公債費	348,099	149,691	10,589,896	8,007,391	9,059,741
予備費	50,469	100	7,847	5,346	—
諸支出金	109,159,229	43,398,523	32,253,043	27,976,920	50,926,108
収入支出差引残額	103,649,381	64,437,389	79,241,439	101,987,568	125,920,844
うち基金繰入額	42,065,827	24,933,372	21,755,413	22,303,522	26,076,683
国庫支出金精算額等	27,699,735	△ 17,160,386	54,137,630	58,757,295	79,885,126
国庫支出金精算額等差引額	75,949,646	81,597,775	25,103,809	43,230,273	46,035,717
介護給付費準備基金保有額	188,764,522	194,395,947	225,934,213	202,093,433	166,256,523

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総括

第190表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設 介護 保 険	介護療養型医療施設(～平成23年度末)
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者であつて、カテーテルを装着している等の常時医学的管理が必要な要介護者(右に該当する者を除く)
指 定 基 準	居室(1人当たり10.65㎡以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 居室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室 等	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 療養室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室 等	病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等 廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上 【ユニット型】 ユニット 病室(個室13.2㎡以上、準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 等
	医師(非常勤可) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人 その他 生活相談員 等	医師 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士 又は作業療法士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員 等	医師 3人 看護職員 17人 介護職員 17人 介護支援専門員 1人 その他 薬剤師・栄養士等
その他	・法施行時の特別養護老人ホームは「みなし指定」 ・旧措置入所者に対する経過措置…5年間 ・地域密着型介護老人福祉施設あり(なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和)	・法施行時の老人保健施設は「みなしの開設許可」 ・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護の「みなし指定」あり ・平成23年度末までの経過措置…「経過型介護療養型医療施設」(人員基準等を緩和)

(注) 1 人員基準については100人当たり。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設(老健)と密接な連携。定員29人以下。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。

4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局調べ

医療保険適用の療養病床	
医療保険	
病状が安定している長期療養患者のうち、 ・密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者 ・40歳未満の者及び40～65歳未満の特定疾病以外の者	
病室（1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等	
廊下幅 片廊下 1.8m以上 両廊下 2.7m以上	
医師	3人
看護職員	17人
介護職員	17人
その他 薬剤師・栄養士等	
＊上記の人員配置基準は平成23年度末までの経過措置 ・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和	



2 老人福祉

第191表 老人福祉施設の施設数及び在者数

各年10月1日現在

区 分		平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 数	施設数	28,643	31,037	33,419	36,475	39,475	43,285
	在者数	416,176	434,872	456,598	476,866	497,483	517,088
養護老人ホーム	施設数	949	951	954	959	962	964
	在者数	64,026	63,681	63,780	63,833	63,913	63,287
特別養護老人ホーム	施設数	4,463	4,651	4,870	5,084	5,291	5,535
	在者数	296,082	309,740	326,159	341,272	357,891	376,328
軽費老人ホーム	施設数	1,444	1,580	1,714	1,842	1,928	1,966
	在者数	56,068	61,451	66,659	71,761	75,679	77,473
老人短期入所施設	施設数
	在者数
短期入所生活介護事業所	施設数	4,515	4,887	5,149	5,439	5,657	6,216
	在者数	2,271	2,270	2,263	2,265	2,298	2,284
老人福祉センター	施設数	2,271	2,270	2,263	2,265	2,298	2,284
	施設数
老人日帰り介護施設	施設数
	施設数
通所介護事業所	施設数	8,037	9,138	10,485	12,498	14,725	17,652
	施設数	6,964	7,560	7,984	8,388	8,614	8,668

(注) 1 平成12年度以降の「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値である。

2 平成12年度以降の「通所介護」「短期入所生活介護」は、「介護サービス施設・事業所調査」において通所介護事業所、短期入所生活介護事業所として把握した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第192表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	176,527	88,147	88,380	9,580	6,301	3,279
平成17年10月1日現在	184,858	92,628	92,229	11,004	7,470	3,533
看 護 師	1,461	706	754
准 看 護 師	1,760	1,137	624
保 健 師
助 産 師
理 学 療 法 士
作 業 療 法 士
言 語 聴 覚 士
介護職員(訪問介護員)	167,141	80,445	86,696	5,886	4,097	1,789
介護福祉士(再掲)	35,411	27,636	7,774	1,379	1,173	206
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	1,610	1,150	460	63	51	12
ホームヘルパー1級(再掲)	18,957	13,894	5,063	344	254	90
ホームヘルパー2級(再掲)	100,577	34,079	66,498	3,367	2,149	1,218
ホームヘルパー3級(再掲)	667	200	467	26	12	14
オ ペ レ ー タ ー
面 接 相 談 員
そ の 他 の 職 員	9,386	7,702	1,684	473	361	112
サービス提供責任者(再掲)	45,378

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 (介護予防) 訪問介護の「サービス提供責任者(再掲)」は、(介護予防) 訪問介護従事者の再掲であり、実人数である。

平成18年10月1日現在

(介護予防) 訪問看護ステーション			夜間対応型訪問介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
27,015	19,610	7,405	99	87	12
26,502	19,256	7,246	・	・	・
19,633	14,218	5,415	…	…	…
2,631	1,872	760	…	…	…
556	469	87	…	…	…
36	29	7	…	…	…
1,960	1,450	510	…	…	…
992	763	230	…	…	…
58	39	19	…	…	…
…	…	…	83	74	9
…	…	…	3	3	—
…	…	…	1	1	—
…	…	…	2	1	1
…	…	…	68	63	6
…	…	…	—	—	—
…	…	…	9	7	2
…	…	…	7	6	1
1,147	771	376	…	…	…
・	・	・	・	・	・

(ii) 通所介護

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防) 通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
		常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	177,094	124,078	53,016	31,689	26,532	5,157
平成17年10月1日現在	169,502	121,272	48,230	29,636	24,990	4,647
医 師	172	130	42	1,699	1,562	138
看 護 師	10,607	6,483	4,124	1,541	1,147	395
准 看 護 師	12,498	8,567	3,931	2,044	1,657	387
機 能 訓 練 指 導 員	10,277	6,531	3,745	…	…	…
理 学 療 法 士	500	290	210	1,970	1,671	299
作 業 療 法 士	307	222	85	1,636	1,473	164
言 語 聴 覚 士	52	36	16	297	255	42
柔 道 整 復 師	408	266	142	…	…	…
あん摩マッサージ指圧師	985	608	378	…	…	…
歯 科 衛 生 士	260	138	122	85	50	35
介 護 支 援 専 門 員	…	…	…	…	…	…
生活相談員・支援相談員	25,636	24,282	1,354	…	…	…
社 会 福 祉 士 (再掲)	3,280	3,166	114	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	94,565	64,192	30,373	22,417	18,718	3,699
介 護 福 祉 士 (再掲)	20,330	17,239	3,091	7,993	7,621	372
管 理 栄 養 士	1,059	885	175	…	…	…
栄 養 士	1,215	985	229	…	…	…
調 理 員	10,315	5,308	5,007	…	…	…
そ の 他 の 職 員	10,490	6,576	3,914	…	…	…

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみの従事者を含まない。
 3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

(iii) 居宅介護等

区 分	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護			(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	101,917	84,201	17,716	1,594	1,226	368
平成17年10月1日現在	82,152	68,318	13,834	•	•	•
看 護 師	…	…	…	…	…	…
准 看 護 師	…	…	…	…	…	…
保 健 師	…	…	…	…	…	…
機 能 訓 練 指 導 員	…	…	…	…	…	…
介 護 支 援 専 門 員	6,414	5,801	613	134	119	15
生活相談員・支援相談員	…	…	…	…	…	…
社 会 福 祉 士	…	…	…	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	90,375	74,162	16,213	1,343	1,020	323
介 護 福 祉 士 (再掲)	17,843	16,839	1,005	86	58	27
看 護 師 (再掲)	1,776	1,391	385	94	73	21
准 看 護 師 (再掲)	2,574	2,115	459	315	287	29
福 祉 用 具 専 門 相 談 員	…	…	…	…	…	…
そ の 他 の 職 員	5,129	4,239	891	117	86	31

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。

第5節 高齢者保健(医療)福祉

平成18年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション (医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護			(介護予防)特定施設入居者 生活保護			(介護予防)認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
25,824	21,134	4,690	97,550	82,992	14,558	41,422	34,543	6,878	15,990	11,546	4,444
25,232	20,823	4,409	81,229	69,481	11,749	29,550	24,627	4,923	.	.	.
1,997	1,919	78	838	261	577	21	14	7
2,994	2,534	460	3,710	3,166	544	2,740	2,158	582	922	591	330
2,116	1,782	334	4,893	4,211	682	2,208	1,805	404	961	633	328
...	2,157	1,888	269	960	780	180	933	600	334
1,925	1,571	355	144	76	67	77	33	44	49	25	23
1,123	955	167	89	73	16	35	20	15	35	21	14
143	119	24	15	12	2	10	6	5	4	2	2
...	48	40	8	24	18	6	15	9	5
...	219	191	29	146	125	21	54	32	22
61	43	18	24	10	14
...	2,204	2,178	26	1,596	1,505	91
...	4,115	4,063	52	2,063	2,016	47	3,177	3,034	143
...	1,047	1,031	16	362	358	4	440	423	17
15,467	12,212	3,255	64,294	55,353	8,941	31,855	26,280	5,575	8,331	5,745	2,586
3,771	3,451	319	25,065	24,250	815	6,616	6,235	381	2,000	1,687	313
...	1,730	1,700	30	126	111	15
...	1,088	942	146	79	60	19
...	5,621	4,220	1,401	650	300	351
...	6,901	5,009	1,892	766	448	318

平成18年10月1日現在

(介護予防)福祉用具貸与 特定(介護予防)福祉用具販売			地域密着型特定施設入居者 生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
22,160	20,774	1,385	248	224	24	13,024	12,247	777	71,488	64,620	6,868
23,570	22,191	1,379	65,766	59,670	6,096
...	12	12	—	1,839	1,706	133
...	17	13	4
...	2,814	2,746	68
...	9	9	—
...	14	13	1	3,839	3,573	266	64,343	58,866	5,477
...	21	20	1
...	2	2	—	2,918	2,840	78
...	176	157	19
...	35	35	0
...
...
17,491	16,506	985
4,669	4,269	400	1,615	1,383	232	7,145	5,754	1,391

(iv) 施設等

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	776	698	79	240,683	207,240	33,443
平成17年10月1日現在	・	・	・	229,389	199,508	29,881
施 設 長	27	27	—	4,409	4,406	4
医 師	7	1	6	1,250	246	1,004
歯 科 医 師	0	—	0	62	16	47
薬 剤 師	…	…	…	…	…	…
看 護 師	28	24	5	8,815	7,544	1,272
准 看 護 師	36	34	2	11,097	9,692	1,404
機 能 訓 練 指 導 員	26	24	2	4,167	3,755	412
理 学 療 法 士	1	1	0	287	160	127
作 業 療 法 士	2	1	1	196	155	42
言 語 聴 覚 士	—	—	—	29	24	5
柔 道 整 復 師	0	0	—	71	60	11
あん摩マッサージ指圧師	0	—	0	533	488	45
精 神 保 健 福 祉 士 等	…	…	…	…	…	…
介 護 支 援 専 門 員	32	32	—	6,435	6,342	93
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	39	39	—	7,444	7,385	58
社 会 福 祉 士 (再 掲)	14	14	—	1,976	1,965	11
障 害 者 生 活 支 援 員	—	—	—	32	31	0
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	452	408	44	156,253	135,658	20,594
介 護 福 祉 士 (再 掲)	208	199	9	66,977	64,970	2,008
管 理 栄 養 士	17	15	2	4,252	4,208	44
栄 養 士	13	13	0	1,909	1,865	44
調 理 員	52	41	11	14,859	11,658	3,200
そ の 他 の 職 員	47	40	8	19,699	14,434	5,266

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。
 3 「看護師」には、保健師を含む。
 4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査の概況」

平成18年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
176,170	160,570	15,600	90,941	84,599	6,342
169,244	155,581	13,664	99,955	93,436	6,519
...
3,633	3,159	475	6,585	5,093	1,492
10	4	6	88	72	16
871	388	483	2,388	2,238	150
13,984	12,447	1,537	14,124	13,077	1,047
19,870	18,044	1,826	19,264	18,068	1,196
...
3,659	3,248	411	2,865	2,745	120
3,566	3,307	259	1,461	1,424	37
615	556	60	627	615	13
...
...
...	179	178	1
4,843	4,753	91	3,060	3,009	52
5,783	5,733	50
2,254	2,243	11
...
94,297	87,737	6,560	37,542	35,392	2,151
44,013	43,316	698	8,522	8,429	93
3,425	3,390	35	1,830	1,797	33
1,105	1,084	21	930	893	37
6,203	5,050	1,153
14,306	11,671	2,635

第193表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成16年（単位 千人）

区 分	手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日常もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不 詳
総 数	3,569	1,136	1,206	501	457	270
6 ～ 39 歳	218	77	98	10	19	15
40 ～ 64 歳	345	136	108	42	34	25
65 ～ 69 歳	241	78	79	33	31	20
70 ～ 74 歳	396	148	130	45	43	30
75 ～ 79 歳	592	214	188	83	66	41
80 ～ 84 歳	705	244	239	95	81	45
85 歳 以上	1,071	237	363	193	183	95
（再掲）65歳以上	3,005	921	1,000	449	405	230
男	1,343	441	440	193	176	93
6 ～ 39 歳	127	45	57	5	10	9
40 ～ 64 歳	186	76	52	23	20	14
65 ～ 69 歳	124	41	40	17	16	9
70 ～ 74 歳	178	61	58	22	26	10
75 ～ 79 歳	227	76	69	37	31	14
80 ～ 84 歳	217	71	71	36	26	14
85 歳 以上	283	69	93	54	46	21
（再掲）65歳以上	1,029	318	331	165	146	69
女	2,226	695	765	308	281	177
6 ～ 39 歳	91	32	40	5	9	5
40 ～ 64 歳	159	60	56	19	14	10
65 ～ 69 歳	117	37	39	16	14	10
70 ～ 74 歳	218	87	72	23	17	19
75 ～ 79 歳	364	138	118	46	35	27
80 ～ 84 歳	488	174	169	59	55	31
85 歳 以上	788	167	271	139	137	73
（再掲）65歳以上	1,976	603	669	284	259	161

(注) 1 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第194表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成16年(単位 千人)

区 分				世帯人員数	手助けや見守りを 要する者の数	手助けや見守りを 要する者率 (人口千対)
総		数		126,169	3,569	28.3
6	～	39	歳	49,657	218	4.4
40	～	64	歳	44,153	345	7.8
65	～	69	歳	7,879	241	30.5
70	～	74	歳	6,795	396	58.3
75	～	79	歳	5,340	592	110.8
80	～	84	歳	3,111	705	226.7
85	歳	以	上	2,299	1,071	465.9
		(再掲)	65歳以上	25,424	3,005	118.2
		男		60,978	1,343	22.0
6	～	39	歳	24,760	127	5.1
40	～	64	歳	21,663	186	8.6
65	～	69	歳	3,749	124	33.0
70	～	74	歳	3,114	178	57.2
75	～	79	歳	2,277	227	99.9
80	～	84	歳	1,157	217	187.6
85	歳	以	上	716	283	394.9
		(再掲)	65歳以上	11,012	1,029	93.4
		女		65,191	2,226	34.2
6	～	39	歳	24,897	91	3.7
40	～	64	歳	22,491	159	7.1
65	～	69	歳	4,130	117	28.3
70	～	74	歳	3,681	218	59.3
75	～	79	歳	3,064	364	118.9
80	～	84	歳	1,954	488	249.8
85	歳	以	上	1,582	788	498.0
		(再掲)	65歳以上	14,412	1,976	137.1

(注) 1 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

2 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第195表 老人医療受給対象者数

(単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 数	14,778,127	15,405,438	15,926,449	15,480,275	14,837,542	14,176,160
政府管掌健康保険 一般被保険者	2,083,753	2,055,799	2,005,212	1,844,060	1,695,698	1,570,095
法第3条第2項被保険者	3,961	3,553	2,994	2,353	1,955	1,522
組合管掌健康保険	893,546	867,843	823,334	750,783	682,237	619,442
船員保険	19,054	17,879	16,440	14,559	13,109	11,952
国民健康保険	11,342,078	12,028,508	12,654,938	12,469,321	12,070,033	11,623,354
共済組合	435,735	431,856	423,532	399,199	374,510	349,796

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第196表 老人医療費の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 数 件数	356,934,542	380,433,713	402,904,976	412,413,157	407,263,616	398,752,547
金額	11,199,688,472	11,656,034,186	11,730,013,493	11,652,324,563	11,576,342,506	11,644,341,603
診 療 費 件数	262,081,569	273,675,820	282,733,398	277,633,363	269,921,200	261,551,740
金額	9,463,956,118	9,795,437,586	9,715,497,427	9,565,265,164	9,442,858,225	9,444,139,606
薬 剤 支 給 件数	87,353,989	99,367,769	110,295,526	113,304,014	114,357,431	113,998,895
金額	1,056,880,019	1,246,227,639	1,391,271,814	1,471,060,994	1,514,346,762	1,577,693,075
食 事 療 養 費 件数	11,205,559	11,428,371	11,656,819	11,541,693	11,491,944	11,483,576
金額	461,233,271	467,675,505	468,933,867	464,535,523	465,385,310	467,861,166
老人訪問看護 件数	422,833	313,711	302,567	270,431	284,203	296,310
金額	23,467,511	19,145,758	19,210,375	17,365,588	19,034,260	20,454,283
医療費の支給 件数	6,676,376	7,078,995	9,574,347	21,206,141	22,701,146	22,905,644
金額	127,142,102	127,717,667	135,219,546	134,179,457	134,745,203	134,197,602
施設療養費 件数	399,775	△ 2,582	△ 862	△ 792	△ 364	△ 42
金額	67,009,451	△ 169,969	△ 119,535	△ 82,163	△ 27,254	△ 4,128
1人当り老人医療費 (円)	757,856	756,618	736,512	752,721	780,206	821,403

(注) 1 金額は一部負担金、食事療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。

2 「食事療養費」の件数については、再掲である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第197表 制度別老人医療費の状況

(単位 金額：億円)

区 分	被 用 者 保 険						国 民 健 康 保 険			合 計
	政管一般	組 合	3条の2	船 保	共 済	小 計	市町村	組 合	小 計	
《実 額》										
平成7年度(1995)	15,211	7,069	33	181	3,448	25,941	61,027	2,183	63,210	89,152
8 (1996)	16,287	7,327	29	179	3,561	27,383	67,516	2,333	69,849	97,232
9 (1997)	16,828	7,686	26	182	3,275	27,996	72,390	2,400	74,790	102,786
10 (1998)	17,273	7,687	23	175	3,326	28,484	78,023	2,425	80,448	108,932
11 (1999)	17,872	7,703	23	170	3,463	29,230	86,276	2,534	88,810	118,040
12 (2000)	15,841	6,604	18	144	3,045	25,653	84,012	2,332	86,344	111,997
13 (2001)	15,552	6,377	17	136	3,028	25,110	89,082	2,368	91,450	116,560
14 (2002)	14,821	5,848	14	122	2,886	23,690	91,284	2,326	93,610	117,300
15 (2003)	13,935	5,385	12	111	2,791	22,233	92,068	2,221	94,290	116,523
16 (2004)	13,298	5,022	10	102	2,705	21,137	92,497	2,129	94,627	115,763
17 (2005)	12,944	4,786	8	99	2,649	20,488	93,882	2,074	95,956	116,443
《構成比 (%)》										
平成7年度(1995)	17.06	7.93	0.04	0.20	3.87	29.10	68.45	2.45	70.90	100.00
8 (1996)	16.75	7.54	0.03	0.18	3.66	28.16	69.44	2.40	71.84	100.00
9 (1997)	16.37	7.48	0.02	0.18	3.19	27.24	70.43	2.33	72.76	100.00
10 (1998)	15.86	7.06	0.02	0.16	3.05	26.15	71.63	2.23	73.85	100.00
11 (1999)	15.14	6.53	0.02	0.14	2.93	24.76	73.09	2.15	75.24	100.00
12 (2000)	14.14	5.90	0.02	0.13	2.72	22.91	75.01	2.08	77.09	100.00
13 (2001)	13.34	5.47	0.01	0.12	2.60	21.54	76.43	2.03	78.46	100.00
14 (2002)	12.63	4.99	0.01	0.10	2.46	20.20	77.82	1.98	79.80	100.00
15 (2003)	11.96	4.62	0.01	0.10	2.39	19.08	79.01	1.91	80.92	100.00
16 (2004)	11.49	4.34	0.01	0.09	2.34	18.26	79.90	1.84	81.74	100.00
17 (2005)	11.12	4.11	0.01	0.09	2.28	17.59	80.62	1.78	82.41	100.00

(注) 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第198表 老人医療費(診療費)の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 数 件数	262,081,569	273,675,820	282,733,398	277,633,363	269,912,200	261,551,740
日数	900,302,795	913,712,889	912,908,320	876,743,541	845,815,384	814,857,848
金額	9,463,956,118	9,795,437,586	9,715,497,427	9,565,265,164	9,442,858,225	9,444,139,606
入 院 件数	11,961,558	12,214,762	12,482,585	12,384,693	12,340,244	12,331,974
日数	232,683,977	235,900,053	236,725,668	234,193,972	233,591,110	233,782,365
金額	4,856,812,021	5,029,559,768	5,119,831,635	5,182,766,939	5,204,830,209	5,286,740,278
入 院 外 件数	229,558,757	239,849,069	246,980,492	242,220,237	234,933,539	226,884,107
日数	610,342,577	618,864,450	613,920,785	582,069,929	554,129,262	525,188,591
金額	4,187,144,099	4,324,312,363	4,143,422,822	3,960,883,228	3,837,057,863	3,772,573,378
歯 科 件数	20,561,254	21,611,989	23,270,321	23,028,433	22,647,417	22,335,659
日数	57,276,241	58,948,386	62,261,867	60,479,640	58,095,012	55,886,892
金額	419,999,999	441,565,456	452,242,969	421,614,997	400,970,153	384,825,950

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第199表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

区 分	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当り老人医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
昭和50年度(1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51 (1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52 (1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53 (1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54 (1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55 (1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56 (1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
57 (1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58 (1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59 (1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60 (1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61 (1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62 (1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63 (1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元 (1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2 (1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3 (1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4 (1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5 (1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6 (1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7 (1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
8 (1996)	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9
9 (1997)	13,013	4.6	102,786	5.7	790	1.1
10 (1998)	13,605	4.5	108,932	6.0	801	1.4
11 (1999)	14,186	4.3	118,040	8.4	832	3.9
12 (2000)	14,778	4.2	111,997	△ 5.1	758	△ 8.9
13 (2001)	15,405	4.2	116,560	4.1	757	△ 0.2
14 (2002)	15,926	3.4	117,300	0.6	737	△ 2.7
15 (2003)	15,480	△ 2.8	116,523	△ 0.7	753	2.2
16 (2004)	14,838	△ 4.2	115,763	△ 0.7	780	3.7
17 (2005)	14,176	△ 4.5	116,443	0.6	821	5.3

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第200表 老人医療費と国民医療費の推移

区 分	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和50年度(1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51 (1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52 (1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53 (1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54 (1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55 (1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.05	5.89
56 (1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.15	6.07
57 (1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.30
58 (1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.43	6.29
59 (1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.21
60 (1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.13
61 (1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.66	6.37
62 (1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.41
63 (1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.70	6.17
平成元 (1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.72	6.12
2 (1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.70	5.92
3 (1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.73	5.88
4 (1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
5 (1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.02	6.60
6 (1994)	81,596	9.5	257,908	5.9	31.6	2.18	6.89
7 (1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.38	7.20
8 (1996)	97,232	9.1	284,542	5.6	34.2	2.55	7.48
9 (1997)	102,786	5.7	289,149	1.6	35.5	2.69	7.57
10 (1998)	108,932	6.0	295,823	2.3	36.8	2.95	8.02
11 (1999)	118,040	8.4	307,019	3.8	38.4	3.24	8.43
12 (2000)	111,997	△ 5.1	301,418	△ 1.8	37.2	3.01	8.11
13 (2001)	116,560	4.1	310,998	3.2	37.5	3.23	8.61
14 (2002)	117,300	0.6	309,507	△ 0.5	37.9	3.30	8.70
15 (2003)	116,523	△ 0.7	315,375	1.9	36.9	3.25	8.81
16 (2004)	115,763	△ 0.7	321,111	1.8	36.1	3.19	8.85
17 (2005)	116,443	0.6	331,289	3.2	35.1	3.17	9.01

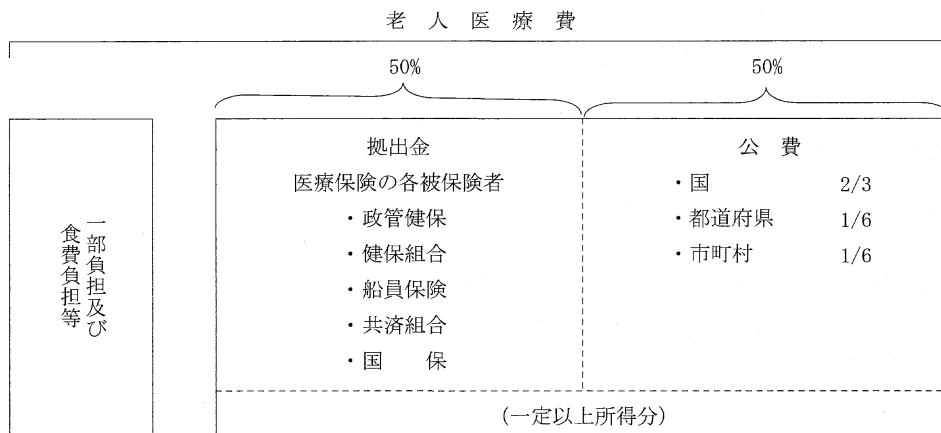
(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。

2 「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。

3 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第201表 老人医療費の負担



(注) 1 平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い、老人医療の給付は全て、拠出金70%、公費30%となった。
 なお、平成14年改正により、公費負担割合は平成14年10月から毎年10月に4%ずつ引き上げられ平成18年10月以降は50%になることになった。

2 図は、平成18年10月以降の負担割合である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第202表 老人医療費の負担の状況

(単位 金額：億円、%)

区分	平成12年度 (2000)		13 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
合計	111,997	100.0	116,560	100.0	117,300	100.0	116,523	100.0	115,763	100.0	116,443	100.0
公費	31,374	28.0	32,166	27.6	32,945	28.1	35,485	30.5	39,435	34.1	43,920	37.7
国	20,916	18.7	21,444	18.4	21,964	18.7	23,657	20.3	26,290	22.7	29,280	25.1
都道府県	5,229	4.7	5,361	4.6	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7	7,320	6.3
市町村	5,229	4.7	5,361	4.6	5,491	4.7	5,914	5.1	6,573	5.7	7,320	6.3
保険者	72,095	64.4	75,059	64.4	74,179	63.2	70,718	60.7	66,310	57.3	62,610	53.8
被用者保険	44,326	39.6	45,308	38.9	43,996	37.5	41,844	35.9	38,909	33.6	36,624	31.5
政管一般	21,365	19.1	21,889	18.8	21,358	18.2	20,952	18.0	19,772	17.1	18,727	16.1
組合	17,347	15.5	17,631	15.1	17,023	14.5	15,619	13.4	14,310	12.4	13,400	11.5
法第3条第2項	21	0.02	19	0.02	16	0.01	14	0.01	13	0.01	11	0.00
船保	140	0.1	136	0.1	124	0.1	109	0.1	94	0.1	87	0.1
共済	5,453	4.9	5,633	4.8	5,475	4.7	5,151	4.4	4,721	4.1	4,400	3.8
国保	27,770	24.8	29,751	25.5	30,183	25.7	28,874	24.8	27,400	23.7	25,986	22.3
患者負担	8,528	7.6	9,336	8.0	10,175	8.7	10,320	8.9	10,018	8.7	9,913	8.5
(臨時特例措置分)	(1,186)	(1.1)

(注) 平成12年度の()内は、薬剤臨時特例措置による国の支給分(再掲)である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

第203表 老人医療費拠出金積算内訳

平成17年度(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	法第3条第2項	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	12,944	4,786	8	99	2,649	40,488	93,882	2,074	95,956	116,443
前期	7,666	2,836	5	58	1,565	12,130	54,997	1,223	56,221	68,351
後期	5,278	1,950	3	41	1,085	8,358	38,885	851	39,735	48,093
一部負担金等	1,225	433	1	9	231	1,898	7,811	204	8,015	9,913
前期	737	260	0	5	138	1,142	4,669	122	4,792	5,933
後期	487	173	0	4	92	756	3,142	82	3,223	3,980
医療給付費	11,719	4,353	8	90	2,419	18,590	86,071	1,870	87,941	106,531
前期	6,928	2,576	5	53	1,426	10,988	50,328	1,101	51,429	62,417
後期	4,791	1,778	3	37	992	7,601	35,743	769	36,512	44,113
特定費用額	1,500	272	0	2	56	1,831	3,696	388	4,083	5,914
前期	906	163	0	1	33	1,104	2,216	233	2,448	3,552
後期	594	109	0	1	23	727	1,480	155	1,635	2,362
拠出金	18,727	13,400	11	87	4,400	36,624	23,923	2,063	25,986	62,610
前期	11,228	8,132	7	52	2,660	22,078	14,380	1,236	15,615	37,693
後期	7,443	5,335	4	35	1,730	14,546	9,544	827	10,371	24,917
調整対象外医療費										
前期	—	2	—	—	—	2	16	0	16	18
後期	—	2	—	—	0	2	22	0	22	24
老人加入率(%)										
前期	4.452	2.069	4.707	6.774	3.637	3.410	23.920	6.686	22.623	11.203
後期	4.290	1.987	4.519	6.634	3.565	3.286	23.677	6.469	22.437	10.965
負担調整対象額										
前期	—	28	—	—	0	29	—	0	0	29
後期	—	8	—	—	—	8	—	0	0	8
負担調整額										
前期	9	6	0	0	2	17	11	1	12	29
後期	3	2	0	0	1	5	3	0	3	8
加入者調整率(%)										
前期	2.550	5.222	2.414	1.676	3.159	3.232	0.477	1.677	0.506	1.000
後期	2.601	5.293	2.468	1.683	3.164	3.278	0.477	1.699	0.506	1.000
特定費用率(%)										
前期	0.131	0.063	0.008	0.019	0.023	0.100	0.044	0.211	0.048	0.057
後期	0.124	0.061	0.008	0.017	0.023	0.096	0.041	0.202	0.045	0.054

(注) 1 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。

2 拠出金の年度計の額は、消滅保険者分を債務継承した後の数値である。

資料：厚生労働省保険局「老人医療事業年報」

4 老人保健施設

第204表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区 分	平成14年度 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	2,872	254,918	3,013	269,524	3,131	282,513	3,278	297,769
都 道 府 県	5	328	4	228	4	228	4	228
市 区 町 村	119	8,427	118	8,388	119	8,509	129	9,232
広域連合・事務組合	29	2,239	30	2,281	30	2,331	21	1,639
日赤・社保関係団体	61	5,414	63	5,607	62	5,573	64	5,763
医 療 法 人	2,092	187,309	2,203	199,065	2,297	209,577	2,417	222,389
社 協	2	110	1	60	2	140	1	84
社福（社協以外）	454	41,177	481	43,624	498	45,346	518	47,075
社 団 ・ 財 団 法 人	90	8,118	92	8,386	95	8,694	99	9,144
そ の 他 の 法 人	20	1,796	21	1,885	24	2,115	25	2,215

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

5 老人保健(ヘルス事業)

第205表 老人保健事業の概要

種 類 等	対 象 者	内 容	実施場所
健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の医療の受給資格がある者 健康診査の受診者、要介護者等で希望する者 介護予防事業の参加者 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療受給者証及び医療の記録並びに医療の記録の補足 ○健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の記録 ○生活習慣行動等の把握 ○生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な医療のための知識等については、市町村が創意工夫し作成 	
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ・個別健康教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う ・高血圧個別健康教育 ・高脂血症個別健康教育 ・糖尿病個別健康教育 ・喫煙者個別健康教育 	市町村保健センター 医療機関等
	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健康教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う ・歯周疾患健康教育 ・骨粗鬆症（転倒予防）健康教育 ・病態別健康教育 ・薬健康教育 ・一般健康教育 	
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・重点健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う ・高血圧健康相談・高脂血症健康相談・糖尿病健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談・病態別健康相談 	市町村保健センター等
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言 	

第3部 社会保障関係統計資料編

種 類 等		対 象 者	内 容	実施場所
基 本 健 康 診 査	・基本健康診査	・40歳以上の者	○必須項目 ・問診（生活機能に関する項目含む）・身体計測（身長、体重等）・理学的検査（視診、打聴診、腹部触診等）・血圧測定・検尿（糖、蛋白、潜血） ・循環器検査（血液化学検査）（血清総コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪） ・肝機能検査（血清GOT、GPT、γ-GTP） ・腎機能検査（血清クレアチニン） ・血糖検査 ○選択項目〔医師の判断に基づき実施〕 ・心電図検査・眼底検査・貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値） ・ヘモグロビンA _{1c} 検査、血清アルブミン検査	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
	・訪問基本健康診査	・40歳以上の寝たきり者等	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	・介護家族訪問健康診査	・40歳以上で家族等の介護を担う者	○基本健康診査の検査項目に準ずる	
	歯周疾患検診	・40, 50, 60, 70歳の者	○検診項目・問診 ・歯周組織検査	
	骨粗鬆症検診	・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性	○検診項目・問診 ・骨量測定	
健 康 診 査	健康度評価 ・生活習慣病の予防に関する健康度評価 ・介護を要する状態等の予防に関する健康度評価 ・生活習慣行動の改善指導	・40歳以上の者 ・40歳以上65歳未満の者	○健康度評価のための質問票の配布 ○質問票の回答結果及び基本健康診査の結果等並びに問診等の方法による食生活、運動、休養等に関する個人の生活習慣を把握、評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定 ○個人に即した具体的な生活習慣改善方法の提示	
肝炎ウイルス検診	節目検診（5歳刻み） 「40歳で老人保健法に基づく基本健康診査の受診者」 節目外検診 「平成19年度の基本健康診査においてALT（GPT）値により要指導と判断された者及び平成14年度から平成18年度までの本事業に基づく肝炎ウイルス検診の対象者であって受診の機会を逸した者」	○C型肝炎ウイルス検査 ・HCV抗体検査 ・HCV抗原検査（必要な者のみ） ・HCV核酸増幅検査（必要な者のみ） ○HBs抗原検査 (注) 節目検診については基本健康診査とあわせて実施	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等	
受診指導	・基本健康診査の結果「要医療」と判定された者	○医療機関への受診指導		

種 類 等	対 象 者	内 容	実施場所
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上65歳未満の者で、疾病、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村保健センター等適当と認められる施設で実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・習字、絵画、陶芸、革細工等の手工芸 ・レクリエーション及びスポーツ、交流会・懇談会等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健センター 老人福祉センター 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設等
訪 問 指 導	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上65歳未満の者であって、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護を要する状態になることの予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導 ○生活習慣病の予防に関する指導 ○関係諸制度の活用方法等に関する指導 ○痴呆に対する正しい知識等に関する指導 	対象者の居宅

(注) 65歳以上の介護予防に資する事業については、平成18年度から地域支援事業(介護予防事業)へ移行。

資料：厚生労働省老健局調べ

第206表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総 数	15,047,457	15,724,928	15,790,878	15,123,006	14,551,977	13,908,145
	75歳以上	14,665,055	15,332,580	15,369,551	14,671,636	14,055,856	13,343,779
	65～74歳	382,402	392,348	421,327	451,370	496,121	564,366
	医療受給者以外の者(年度中)	1,786,398	1,609,389	666,677	1,517,528	1,398,847	1,392,024
健康教育	個別健康教育						
	基本健診要指導者						
	指導開始	13,767	24,810	26,765	29,692	25,975	22,821
	指導終了	10,704	20,109	22,560	24,726	21,831	19,439
	集団健康教育						
	開催回数	306,073	305,179	313,974	316,108	311,681	295,718
	参加延人員	9,174,341	8,703,046	8,795,082	8,796,599	8,263,339	7,739,241
	1回当り参加人員	30.0	28.5	28.0	27.8	26.5	26.2
	開催回数	・	・	・	・	・	・
	参加延人員	・	・	・	・	・	・
1回当り参加人員	・	・	・	・	・	・	
健康相談	開催回数	527,811	527,618	525,009	527,226	511,232	471,316
	被指導延人員	7,436,060	7,330,040	7,188,203	7,034,027	6,498,984	5,881,773
	1回当り被指導延人員	14.1	13.9	13.7	13.3	12.7	12.5
基本健康診査	受診者数						
	基本診査	11,532,716	11,824,748	12,305,933	12,910,022	12,954,892	13,009,843
	選択・精密診査	—	—	—	—	—	—
	(再掲)要指導・要医療者						
	総 数	9,790,212	10,070,514	10,613,018	11,206,648	11,331,440	11,438,922
	高血圧境界域	—	—	—	—	—	—
	高 血 圧	—	—	—	—	—	—
がん検診	受診者数						
	胃 が ん	4,206,543	4,302,562	4,369,358	4,508,041	4,376,699	4,344,918
	肺 が ん	7,267,718	7,412,212	7,490,412	7,841,092	7,769,635	7,537,013
	大腸がん	5,480,593	5,755,703	6,052,473	6,403,659	6,430,450	6,630,503
	子宮がん	3,577,540	3,825,670	3,863,380	4,087,444	3,995,021	3,439,094
	子宮体がん(再掲)	287,759	332,495	349,118	・	・	・
	乳 が ん	3,093,798	3,279,212	3,337,202	3,488,074	2,698,947	2,267,189

第5節 高齢者保健(医療)福祉

機能訓練	訓練実施施設数	9,809	9,552	9,482	9,379	9,165	8,084	
	実施回数	226,169	216,222	206,305	202,671	186,763	166,317	
	被指導実人員	236,392	222,537	233,767	220,933	226,604	205,592	
	傷病事由	脳血管疾患の後遺症	—	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—	—
	被指導延人員	2,481,288	2,367,839	2,368,397	2,370,550	2,193,365	1,944,634	
	1回当り被指導人員	11.0	11.0	11.5	11.7	11.7	11.7	
従事者延人員	869,735	790,037	795,247	760,280	617,364	552,024		
訪問指導	被訪問指導実人員	1,088,296	1,007,470	954,663	943,501	893,365	742,332	
	傷病事由	脳血管疾患の後遺症	—	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—	—
	被訪問指導延人員	2,102,547	1,897,940	1,743,752	1,642,720	1,498,020	1,243,433	
	訪問従事者延人員	1,113,440	1,012,271	933,327	840,921	743,436	661,915	

(注) 1 平成12年度以降の「健康相談」は、重点健康相談と介護家族健康相談と総合健康相談の合計。

2 平成13年度以前の「医療受給資格者・75歳以上」「医療受給資格者・65～74歳」は、それぞれ「医療受給資格者・70歳以上」「医療受給資格者・65～69歳」の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第207表 老人保健健康手帳の交付状況

(単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《総数》						
新規交付	1,597,339	1,560,653	305,909	335,619	334,161	381,453
資格喪失	900,002	941,214	541,831	948,472	939,549	957,234
年度末	15,047,457	15,724,928	15,790,878	15,123,006	14,551,977	13,908,145
《70歳以上の者(再掲)》						
新規交付	1,505,999	1,472,243	249,769	241,133	233,451	265,146
資格喪失	832,888	870,306	512,130	908,450	897,855	913,189
年度末	14,665,055	15,332,580	15,369,551	14,671,636	14,055,856	13,343,779

(注) 平成13年度以前の「75歳以上の者(再掲)」は、「70歳以上の者(再掲)」の値である。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第208表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

(単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《総数》						
受 診 者						
基本健康診査	11,532,716	11,824,748	12,305,933	12,910,022	12,954,892	13,009,843
選択実施実人員(再掲)
判定・指導区分						
異常認めず	1,742,982	1,754,845	1,693,883	1,704,022	1,652,051	1,598,750
要 指 導	4,316,033	4,347,284	4,512,021	4,680,141	4,715,165	4,659,379
要 医 療	5,474,179	5,723,230	6,100,997	6,526,507	6,616,275	6,779,543
《70歳以上の者(再掲)》						
受 診 者						
基本健康診査	3,736,568	3,965,853	4,295,197	4,702,399	4,882,304	5,128,324
選択実施実人員(再掲)
判定・指導区分						
異常認めず	372,032	392,946	397,528	419,003	419,632	419,118
要 指 導	1,223,549	1,273,291	1,364,786	1,475,308	1,539,839	1,596,222
要 医 療	2,141,239	2,299,962	2,533,528	2,808,496	2,945,914	3,136,065

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第209表 基本健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

(単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《総数》						
血 圧	3,832,798	4,061,552	4,138,263	4,413,283	4,410,460	4,370,977
総コレステロール	4,539,818	4,955,027	5,436,006	5,757,364	5,804,701	5,820,782
高血圧境界領域
高血圧
心電図異常あり
糖尿病	1,456,885	1,456,715	1,820,998	2,064,302	2,145,207	2,362,267
貧血(疑いを含む)	1,703,698	1,637,477	1,788,788	1,805,107	1,874,201	1,939,140
肝疾患(疑いを含む)	1,745,923	1,742,937	1,876,579	1,927,633	1,953,137	2,005,873
腎機能障害(疑いを含む)	1,193,569	1,128,523	1,190,142	1,255,584	1,300,628	1,308,189
《70歳以上の者(再掲)》						
血 圧	1,613,869	1,758,651	1,853,340	2,042,334	2,102,391	2,162,190
総コレステロール	1,308,532	1,460,285	1,664,941	1,831,467	1,899,892	1,997,416
高血圧境界領域
高血圧
心電図異常あり
糖尿病	591,471	637,533	781,362	916,249	978,110	1,119,095
貧血(疑いを含む)	750,267	768,980	866,191	911,369	978,996	1,054,886
肝疾患(疑いを含む)	482,901	490,212	547,392	591,184	622,614	687,550
腎機能障害(疑いを含む)	504,867	508,350	561,286	611,623	648,550	679,813

(注) 1 平成14年度以降の「血圧」は、軽症高血圧・中等度高血圧・重症高血圧の合計である。

2 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第210表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

(単位 人)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《総数》						
胃がん						
受診人員	4,206,543	4,302,562	4,371,784	4,508,041	4,376,699	4,344,918
要精密検査者	495,675	495,174	501,337	518,753	486,437	470,103
がん・がんの疑いのある人員	7,469	7,670	7,762	8,197	7,826	7,842
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	7,267,718	7,412,212	7,490,412	7,208,156	7,138,878	6,963,844
要精密検査者	191,200	198,725	207,830	211,941	200,931	194,677
がん・がんの疑いのある人員	6,762	6,907	7,485	6,971	6,691	6,528
喀痰細胞診受診人員	459,155	445,774	443,625	45,298	30,437	23,066
要精密検査者	4,808	5,554	5,131	259	224	249
がん・がんの疑いのある人員	387	367	375	37	22	15
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	.	.	.	587,638	600,320	550,103
要精密検査者	.	.	.	17,329	15,418	15,041
がん・がんの疑いのある人員	.	.	.	958	900	831
受診人員
要精密検査者
がん・がんの疑いのある人員
大腸がん						
受診人員	5,480,593	5,755,703	6,052,473	6,403,659	6,430,450	6,630,503
要精密検査者	394,225	411,856	432,191	466,172	448,555	476,229
がん・がんの疑いのある人員	11,903	12,062	11,941	13,014	12,345	13,892
子宮がん						
頸部受診人員	3,577,540	3,825,670	3,863,380	3,650,689	3,587,439	3,439,094
要精密検査者	33,913	36,614	38,173	38,875	40,033	41,372
がん・がんの疑いのある人員	6,755	7,327	7,432	7,229	7,034	7,023
体部受診人員	287,759	332,495	349,118	.	.	305,150
要精密検査者	4,729	5,546	5,647	.	.	3,895
がん・がんの疑いのある人員	647	667	711	.	.	508
頸部及び体部受診人員	.	.	.	436,755	407,582	.
要精密検査者	.	.	.	7,909	7,661	.
がん・がんの疑いのある人員	.	.	.	1,175	1,205	.
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	2,784,095	2,830,296	2,774,120	2,770,371	1,599,234	662,632
要精密検査者	117,187	124,605	121,236	140,958	75,867	32,597
がん・がんの疑いのある人員	4,123	4,206	4,645	4,867	3,292	1,368
マンモグラフィ併用方式受診人員	309,703	448,916	563,082	717,703	1,099,713	1,604,557
要精密検査者	23,844	34,137	45,411	59,207	98,036	142,985
がん・がんの疑いのある人員	827	1,182	1,524	2,203	4,164	6,842
受診人員
要精密検査者
がん・がんの疑いのある人員

第3部 社会保障関係統計資料編

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
《70歳以上の者（再掲）》						
胃がん						
受診人員	1,002,480	1,073,537	1,158,197	1,258,060	1,275,811	1,330,678
要精密検査者	134,963	142,054	153,798	167,990	164,064	165,994
がん・がんの疑いのある人員	3,266	3,401	3,679	3,936	3,924	4,056
肺がん						
胸部エックス線検査受診人員	2,203,764	2,323,799	2,442,553	2,443,232	2,508,800	2,558,156
要精密検査者	85,412	90,230	97,556	104,210	102,263	100,551
がん・がんの疑いのある人員	3,748	3,864	4,281	4,071	4,045	3,990
喀痰細胞診受診人員	137,395	138,073	141,440	15,703	11,372	8,894
要精密検査者	1,748	1,954	1,879	118	84	125
がん・がんの疑いのある人員	223	233	220	26	15	9
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診受診人員	.	.	.	193,913	204,230	186,853
要精密検査者	.	.	.	7,463	6,838	6,680
がん・がんの疑いのある人員	.	.	.	547	517	465
受診人員
要精密検査者
がん・がんの疑いのある人員
大腸がん						
受診人員	1,516,978	1,667,166	1,856,359	2,067,768	2,168,284	2,351,907
要精密検査者	134,209	148,028	164,754	189,234	190,250	211,919
がん・がんの疑いのある人員	4,882	5,209	5,321	6,195	5,930	6,859
子宮がん						
頸部受診人員	297,402	332,808	359,204	376,096	385,644	357,819
要精密検査者	2,086	2,208	2,438	2,477	2,356	2,329
がん・がんの疑いのある人員	443	482	475	457	431	434
体部受診人員	10,381	12,966	14,698	.	.	15,978
要精密検査者	277	351	335	.	.	266
がん・がんの疑いのある人員	55	51	71	.	.	38
頸部及び体部受診人員	.	.	.	22,345	22,319	.
要精密検査者	.	.	.	500	493	.
がん・がんの疑いのある人員	.	.	.	83	98	.
乳がん						
視触診方式のみ受診人員	314,254	336,791	354,811	377,187	292,389	135,916
要精密検査者	8,014	9,105	9,811	12,086	9,517	4,513
がん・がんの疑いのある人員	487	493	540	594	541	279
マンモグラフィ併用方式受診人員	25,720	43,820	60,941	87,252	144,144	227,637
要精密検査者	1,564	2,726	3,902	5,293	9,798	145,456
がん・がんの疑いのある人員	93	160	173	260	574	999
受診人員
要精密検査者
がん・がんの疑いのある人員

(注) 1 平成15年度より調査区分の変更により、肺がんの「胸部エックス線検査受診人員」は「胸部エックス線検査のみ受診人員」に、「喀痰細胞診受診人員」は「喀痰細胞診のみ受診人員」になる。

2 平成15年度より調査区分の変更により、子宮がんの「頸部受診人員」は「頸部のみ受診人員」になる。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第211表 国民医療費推計額

区 分	推 計 額 (億円)					構 成 割 合 (%)				
	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
国民医療費	310,998	309,507	315,375	321,111	331,289	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	19,617	19,938	20,908	21,671	21,987	6.3	6.4	6.6	6.7	6.6
生活保護法	11,314	11,650	12,511	12,952	13,453	3.6	3.8	4.0	4.0	4.1
結核予防法	112	104	95	89	80	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	963	1,047	1,134	1,242	1,350	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
その他	7,228	7,138	7,168	7,389	7,104	2.3	2.3	2.3	2.3	2.1
医療保険等給付分	141,871	139,855	141,032	147,514	155,377	45.6	45.2	44.7	45.9	46.9
医療保険	138,755	136,959	138,171	144,673	152,566	44.6	44.3	43.8	45.1	46.1
被用者保険	77,833	75,665	71,436	72,779	74,714	25.0	24.4	22.7	22.7	22.6
被保険者	43,259	41,698	36,368	36,755	37,440	13.9	13.5	11.5	11.4	11.3
被扶養者	34,573	33,966	34,131	34,301	34,516	11.1	11.0	10.8	10.7	10.4
高齢者	・	・	938	1,723	2,757	・	・	0.3	0.5	0.8
政府管掌健康保険	38,562	37,224	34,765	35,671	36,798	12.4	12.0	11.0	11.1	11.1
組合管掌健康保険	29,267	28,660	27,113	27,532	28,195	9.4	9.3	8.6	8.6	8.5
船員保険	264	239	219	210	211	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国家公務員共済組合	2,255	2,241	2,190	2,188	2,192	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
地方公務員共済組合	6,558	6,388	6,273	6,286	6,405	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9
私立学校教職員共済	927	912	876	892	913	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	60,922	61,294	66,734	71,894	77,852	19.6	19.8	21.2	22.4	23.5
高齢者以外	・	・	62,286	62,783	63,403	・	・	19.7	19.6	19.1
高齢者	・	・	4,448	9,112	14,449	・	・	1.4	2.8	4.4
退職者医療制度(再掲)	15,891	16,159	17,793	20,803	24,278	5.1	5.2	5.6	6.5	7.3
その他	3,116	2,896	2,861	2,841	2,811	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8
労働者災害補償保	2,479	2,299	2,266	2,257	2,249	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
その他	636	597	595	584	562	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
老人保健給付分	107,641	106,652	106,686	105,730	106,353	34.6	34.5	33.8	32.9	32.1
患者負担分	41,870	43,062	46,749	46,196	47,572	13.5	13.9	14.8	14.4	14.4
全額自費	4,005	4,032	4,038	3,954	4,119	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2
公費・保険又は老人保健 の一部負担	37,865	39,030	42,711	42,242	43,453	12.2	12.6	13.5	13.2	13.1
臨時特例措置分(再掲)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

- (注) 1 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成7年6月までは、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律)、身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
- 2 旧適用法人共済組合は、組合管掌健康保険に含まれる。
- 3 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。
- 4 患者負担分の「臨時特例措置分」は、平成11年7月から平成12年度12月の老人薬剤一部負担に関する臨時特例措置による国庫負担分である。
- 5 平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、従来国民医療費の対象となっていた費用のうち、介護保険の費用に移行したものがあがるが、これらは平成12年度以降、国民医療費に含まれていない。
- 6 平成14年度の老人保健法改正に伴い、平成15年度より医療保険適用者の高齢者(70歳以上)を別掲とした。平成14年度は高齢者を区分しておらず、被用者保険については被扶養者に計上した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第212表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）

区分	総数					病院			
	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
総数	8,402.5	8,810.3	8,318.5	7,929.0	8,555.2	3,430.3	3,656.8	3,534.0	3,330.1
全額自費	178.7	193.7	196.2	173.9	237.3	84.1	86.4	83.0	73.9
健保・共済の本人	1,826.2	1,787.7	1,481.7	1,282.9	1,271.4	615.3	607.2	514.8	426.9
健保・共済の家族	1,664.0	1,594.6	1,456.0	1,293.6	1,413.3	545.6	527.9	475.8	403.5
国保	1,693.7	1,701.4	1,599.9	1,517.6	1,787.7	709.9	720.4	683.1	624.3
老人保健法	2,195.5	2,642.3	2,666.9	2,643.0	2,560.1	1,028.4	1,255.3	1,295.1	1,235.6
労災・公災	57.5	49.5	48.0	38.5	37.5	38.8	35.2	33.7	26.9
自賠法	39.2	36.5	44.1	43.0	43.7	24.2	21.6	22.5	19.2
その他	709.0	760.5	787.2	777.9	1,049.4	366.1	388.5	409.5	395.3
介護保険のみ	.	.	.	117.5	115.1	.	.	.	111.8
自費診療と介護保険の併用	.	.	.	1.5	1.9	.	.	.	1.5
不詳	38.5	44.2	38.6	39.3	37.9	17.9	14.3	16.7	11.3
(再掲)									
結核予防法	10.9	12.1	10.8	7.6	5.0	10.2	10.6	10.5	7.5
精神保健福祉法	27.2	48.1	45.1	77.6	85.5	23.1	31.5	32.3	49.6
生活保護法	226.6	232.9	255.0	271.3	301.9	154.3	161.4	178.0	178.9
その他の公費負担によるもの	.	.	.	445.9	775.4	.	.	.	246.0
介護保険	.	.	.	132.0	128.0	.	.	.	119.6

- (注) 1 全国推計数である。
 2 船員保険は、「その他」に含む。
 3 日雇健保・退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。
 4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
 5 3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

第213表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）

区分	総数					病院			
	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)
《全国推計患者数》									
総数	8,402.4	8,810.3	8,318.6	7,929.0	8,555.2	3,430.3	3,656.8	3,534.0	3,330.1
入院	1,429.5	1,480.5	1,482.6	1,451.0	1,462.8	1,347.3	1,396.2	1,401.3	1,337.6
外来	6,973.0	7,329.8	6,835.9	6,478.0	7,092.4	2,083.0	2,260.6	2,132.7	1,992.5
《受療率(人口10万対)》									
総数	6,735	7,000	6,566	6,222	6,696	2,750	2,905	2,789	2,613
入院	1,146	1,176	1,170	1,139	1,145	1,080	1,109	1,106	1,081
外来	5,589	5,824	5,396	5,083	5,551	1,670	1,796	1,683	1,532

- (注) 1 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
 2 平成8年以降は、歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。
 3 平成11年以降の歯科診療所については、外来のみの調査である。
 4 3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

第6節 医療供給と医療費

(単位 千人)

17 (2005)	一般診療所					歯科診療所				
	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)
3,258.0	3,713.2	3,851.9	3,634.9	3,451.0	4,020.1	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9	1,277.2
80.8	77.5	95.1	92.4	84.3	123.8	17.1	12.2	20.8	15.7	32.7
379.8	798.0	775.6	634.7	552.4	579.3	412.8	404.6	332.2	303.8	312.4
377.6	781.0	744.2	707.6	638.1	754.9	337.5	322.6	272.5	252.1	280.9
659.5	682.4	667.1	646.4	611.7	801.2	301.5	313.9	270.4	281.8	327.0
1,129.6	1,046.7	1,218.7	1,192.8	1,203.5	1,233.4	120.3	168.3	178.9	203.9	197.1
24.2	18.6	14.3	14.3	11.6	13.3	0.1	—	0.0	0.0	0.0
16.2	14.7	14.9	21.5	23.9	27.5	0.3	—	0.0	0.0	0.0
464.8	276.9	301.6	308.2	293.9	460.6	66.1	70.3	69.5	88.5	124.0
107.3	・	・	・	5.7	7.8	・	・	・	0.0	0.0
1.8	・	・	・	0.0	0.1	・	・	・	0.0	0.0
16.8	17.3	20.3	16.8	25.8	18.2	3.2	9.6	5.2	2.2	3.0
4.9	0.7	1.4	0.3	0.1	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0
55.8	4.1	16.6	12.8	27.9	29.8	0.0	—	—	0.0	0.0
187.0	62.8	64.2	64.9	75.7	98.6	9.4	7.3	12.0	16.6	16.3
342.4	・	・	・	181.3	388.3	・	・	・	18.8	44.7
114.8	・	・	・	10.2	13.0	・	・	・	2.1	0.1

(単位 千人)

17 (2005)	一般診療所					歯科診療所				
	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)
3,258.0	3,713.2	3,851.9	3,634.9	3,451.0	4,020.0	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9	1,277.2
1,391.6	82.1	84.2	81.3	73.4	71.2	—	—	・	・	・
1,866.4	3,631.1	3,767.7	3,553.6	3,377.6	3,948.9	1,258.9	1,301.6	1,149.7	1,147.9	1,277.2
2,550	2,976	3,060	2,869	2,708	3,147	1,009	1,034	907	901	1,000
1,089	66	67	64	58	56	—	—	・	・	・
1,461	2,910	2,993	2,805	2,650	3,091	1,009	1,034	907	901	1,000

2 医療機関

第214表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区 分	病 院				一 般 診 療 所			歯科診療所
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	総数
平成12年（2000）	9,266	1,058	3	8,205	92,824	17,853	74,971	63,361
13（2001）	9,239	1,065	3	8,171	94,019	17,218	76,801	64,297
14（2002）	9,187	1,069	2	8,116	94,819	16,178	78,641	65,073
15（2003）	9,122	1,073	2	8,047	96,050	15,371	80,679	65,828
16（2004）	9,077	1,076	2	7,999	97,051	14,765	82,286	66,557
17（2005）	9,026	1,073	1	7,952	97,442	13,477	83,965	66,732
平成17年								
国	294	3	—	291	633	236	397	2
厚生労働省	22	—	—	22	29	—	29	—
独立行政法人国立病院機構	146	3	—	143	2	1	1	—
国立大学法人	49	—	—	49	119	—	119	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	38	—	—	38	8	—	8	—
その他の	39	—	—	39	475	235	240	2
公的医療機関	1,362	52	—	1,310	3,964	267	3,697	304
都道府県	303	41	—	262	318	11	307	10
市町村	757	6	—	751	3,325	249	3,076	294
日赤	92	—	—	92	208	2	206	—
済生会	81	1	—	80	46	1	45	—
北海道社会事業協会	7	—	—	7	2	1	1	—
厚生連	121	4	—	117	65	3	62	—
国民健康保険団体連合会	1	—	—	1	—	—	—	—
社会保険関係団体	129	—	—	129	750	6	744	13
全国社会保険協会連合会	52	—	—	52	14	—	14	—
厚生年金事業振興団	7	—	—	7	4	—	4	—
船員保険会	3	—	—	3	27	1	26	—
健康保険組合及びその連合会	17	—	—	17	413	3	410	5
共済組合及びその連合会	48	—	—	48	280	2	278	8
国民健康保険組合	2	—	—	2	12	—	12	—
公益法人	402	65	—	337	899	50	849	164
医療法人	5,695	874	1	4,820	30,941	6,837	24,104	8,971
学校法人	102	2	—	100	146	2	144	17
社会福祉法人	186	11	—	175	6,202	41	6,161	21
医療生協	81	2	—	79	311	24	287	38
会社	55	—	—	55	2,318	10	2,308	28
その他の法人	43	2	—	41	585	20	565	64
個人	677	62	—	615	50,693	5,984	44,709	57,110
医育機関（再掲）	156	2	—	154	・	・	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第215表 病床数（開設者・種類別）

各年10月1日現在

区 分	病 院							一般診療所 病床数
	病院病床数合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	経過的旧 その他の病床	
平成12年（2000）	1,647,253	358,153	2,396	22,631	・	1,264,073	・	216,755
13（2001）	1,646,797	357,385	2,033	20,847	33,139	55,310	1,178,083	209,544
14（2002）	1,642,593	355,966	1,854	17,558	113,534	249,858	903,823	196,596
15（2003）	1,632,141	354,448	1,773	14,507	342,343	919,070	・	187,894
16（2004）	1,631,553	354,927	1,690	13,293	349,450	912,193	・	181,001
17（2005）	1,631,473	354,296	1,799	11,949	359,230	904,199	・	167,000
平成17年								
国	125,295	8,540	97	5,225	293	111,140	・	2,395
厚生労働省	13,023	1,065	4	80	—	11,874	・	—
独立行政法人国立病院機構	59,393	5,095	32	4,819	156	49,291	・	5
国立大学法人	32,873	1,889	18	171	—	30,795	・	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	14,440	—	—	12	50	14,378	・	—
その他の	5,566	491	43	143	87	4,802	・	—
公的医療機関	351,254	27,536	1,526	3,589	18,881	299,722	・	2,390
都道府県	85,187	15,851	348	1,640	527	66,821	・	76
市町村	165,630	7,259	890	1,440	11,845	144,196	・	2,904
日赤	38,716	1,240	138	378	891	36,069	・	38
済生会	22,506	429	34	50	1,634	20,359	・	8
北海道社会事業協会	1,955	54	4	—	433	1,464	・	6
厚生連	37,090	2,703	112	81	3,551	30,643	・	39
国民健康保険団体連合会	170	—	—	—	—	170	・	—
社会保険関係団体	37,525	347	48	453	1,651	35,026	・	44
全国社会保険協会連合会	14,537	50	42	304	213	13,928	・	—
厚生年金事業振興団	2,819	—	—	—	366	2,453	・	—
船員保険会	816	—	—	—	—	816	・	10
健康保険組合及びその連合会	3,357	—	—	—	439	2,918	・	24
共済組合及びその連合会	15,505	297	6	149	633	14,420	・	10
国民健康保険組合	491	—	—	—	—	491	・	—
公益法人	94,864	27,056	64	994	15,543	51,207	・	683
医療法人	839,354	266,237	18	1,207	287,868	284,024	・	95,017
学校法人	54,204	2,516	32	83	251	51,322	・	27
社会福祉法人	32,453	5,368	—	175	7,186	19,724	・	442
医療生協	13,216	488	—	—	2,817	9,911	・	330
会社	12,404	261	4	2	697	11,440	・	63
その他の法人	9,062	678	10	66	1,410	6,898	・	254
個人	61,842	15,269	—	155	22,633	23,785	・	64,674
医育機関（再掲）	91,305	4,630	56	280	251	86,088	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

第216表 医療法人数の推移

各年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
厚生労働大臣所管	455	491	525	585	642	695	746
都道府県知事所管	33,817	35,304	36,781	38,169	39,388	41,025	43,281
全医療法人数	34,272	35,795	37,306	38,754	40,030	41,720	44,027

資料：厚生労働省医政局調べ

第217表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
薬 局 数	46,763	48,252	49,332	49,956	50,600	51,233	51,952
開設者が自ら管理している薬局	11,289	10,914	10,519	9,926	9,432	9,150	9,819
開設者が自ら管理していない薬局	35,474	37,338	38,813	40,030	41,168	42,083	42,133
無 薬 局 町 村	673	639	621	583	380	187	191
医 薬 品 販 売 業	51,222	49,662	48,900	46,953	45,129	42,218	41,371
一 般 販 売 業	13,667	12,794	12,397	12,080	11,813	11,216	11,286
薬 種 商 販 売 業	15,622	15,293	14,986	14,393	13,830	13,197	12,715
特 例 販 売 業	10,309	9,947	9,905	9,405	8,757	7,558	7,233
配 置 販 売 業	11,624	11,628	11,612	11,075	10,729	10,247	10,137

資料：平成14年度以前は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」
平成15年度以降は、同部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第218表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成17年6月

区 分	一 般 病 院						精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体		法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 入	281,233	100.0	60,739	100.0	265,824	100.0	107,310	100.0	91,545	100.0	106,738	100.0
1. 入 院 収 入	188,955	67.2	39,800	65.5	178,532	67.2	90,921	84.7	79,860	87.2	90,520	84.8
2. 特別の療養環境収入	3,950	1.4	810	1.3	3,730	1.4	256	0.2	25	0.0	247	0.2
3. 外 来 収 入	80,961	28.8	19,040	31.3	76,634	28.8	14,938	13.9	11,049	12.1	14,797	13.9
4. その他の医業収入	7,366	2.6	1,089	1.8	6,927	2.6	1,195	1.1	611	0.7	1,173	1.1
II 医 業 費 用	288,264	102.5	55,445	91.3	271,994	102.3	104,204	97.1	85,644	93.6	103,532	97.0
1. 給 与 費	146,037	51.9	29,114	47.9	137,866	51.9	69,748	65.0	52,400	57.2	69,120	64.8
2. 医 薬 品 費	43,906	15.6	7,332	12.1	41,350	15.6	8,667	8.1	7,028	7.7	8,608	8.1
3. 経 費	28,984	10.3	8,148	13.4	27,528	10.4	11,826	11.0	15,666	17.1	11,965	11.2
4. 減 価 償 却 費	17,524	6.2	2,818	4.6	16,497	6.2	4,649	4.3	775	0.8	4,508	4.2
5. そ の 他	51,813	18.4	8,032	13.3	48,753	18.3	9,315	8.7	9,775	10.8	9,331	8.8
III 医業収支差額（I－II）	△ 7,032	△2.5	5,294	8.7	△ 6,171	△2.3	3,105	2.9	5,901	6.4	3,207	3.0
IV その他の医業関連収入	17,126	6.1	803	1.3	15,985	6.0	5,317	5.0	2,959	3.2	5,232	4.9
V その他の医業関連費用	8,882	3.2	1,172	1.9	8,343	3.1	3,004	2.8	1,118	1.2	2,936	2.8
VI 総収支差額（III+IV－V）	1,212	0.4	4,926	8.1	1,471	0.6	5,419	5.0	7,742	8.5	5,503	5.2
病 院 数	559		42		601		133		5		138	

(注) 1 「II医業費用」の「5.その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。
2 「II医業費用」の「3.経費」には、福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等が含まれる。
3 個人立の病院の総収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
資料：中央社会保険医療協議会「平成17年6月医療経済実態調査報告」

第219表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成17年6月

区 分	有 床 診 療 所						無 床 診 療 所					
	個 人		そ の 他		全 体		個 人		そ の 他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 入	10,627	100.0	17,569	100.0	14,520	100.0	5,953	100.0	10,595	100.0	7,664	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	8,680	81.7	14,023	79.8	11,676	80.4	5,590	93.9	9,899	93.4	7,178	93.7
2. 公 害 等 診 療 収 入	190	1.8	291	1.7	247	1.7	64	1.1	105	1.0	79	1.0
3. そ の 他 の 診 療 収 入	1,541	14.5	2,640	15.0	2,157	14.9	185	3.1	335	3.2	241	3.1
4. そ の 他 の 医 業 収 入	216	2.0	615	3.5	440	3.0	114	1.9	256	2.4	166	2.2
II 医 業 費 用	8,253	77.7	15,769	89.8	12,469	85.9	3,680	61.8	9,136	86.2	5,691	74.3
1. 給 与 費	3,501	32.9	7,705	43.9	5,859	40.4	1,331	22.4	5,021	47.4	2,691	35.1
2. 医 薬 品 費	1,673	15.7	2,384	13.6	2,071	14.3	1,192	20.0	1,582	14.9	1,335	17.4
3. 材 料 費	524	4.9	919	5.2	745	5.1	84	1.4	205	1.9	128	1.7
4. 委 託 費	537	5.1	952	5.4	770	5.3	181	3.0	408	3.9	265	3.5
5. そ の 他 の 医 業 費 用	2,019	19.0	3,809	21.7	3,023	20.8	894	15.0	1,920	18.1	1,272	16.6
III 医 業 収 支 差 額 (I - II)	2,374	22.3	1,800	10.2	2,052	14.1	2,273	38.2	1,460	13.8	1,973	25.7
施 設 数	83		106		189		550		321		871	

(注) 1 「II医業費用」の「5.その他の医業費用」には、減価償却費を含む。

2 個人立の一般診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3 「有床、無床診療所」の「その他」とは、医療法人、市町村立などの診療所である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成17年6月医療経済実態調査報告」

第220表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成17年6月

区 分	個 人		そ の 他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 入	3,544	99.9	6,806	99.8	4,032	99.9
1. 保 険 診 療 収 入	3,076	86.7	5,544	81.3	3,446	85.3
2. 労 災 等 診 療 収 入	2	0.1	4	0.1	3	0.1
3. そ の 他 の 診 療 収 入	380	10.7	1,220	17.9	505	12.5
4. そ の 他 の 医 業 収 入	86	2.4	38	0.6	78	1.9
II 介 護 収 入	4	0.1	14	0.2	5	0.1
居 宅 サ ー ビ ス 収 入	3	0.1	9	0.1	4	0.1
そ の 他 の 介 護 収 入	0	0.0	5	0.1	1	0.0
III 医 業 費 用	2,197	61.9	5,632	82.6	2,711	67.1
1. 給 与 費	981	27.6	3,183	46.7	1,311	32.5
2. 医 薬 品 費 ・ 材 料 費	238	6.7	491	7.2	275	6.8
3. 委 託 費	347	9.8	629	9.2	390	9.6
4. そ の 他 の 医 業 費 用	630	17.8	1,329	19.5	735	18.3
IV 医 業 収 支 差 額 (I + II - III)	1,351	38.1	1,188	17.4	1,327	32.9
施 設 数	642		113		755	

(注) 1 「III医業費用」の「4.その他の医業費用」には、減価償却費を含む。

2 個人立の歯科診療所の収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3 「その他」とは、医療法人、市町村立などである。

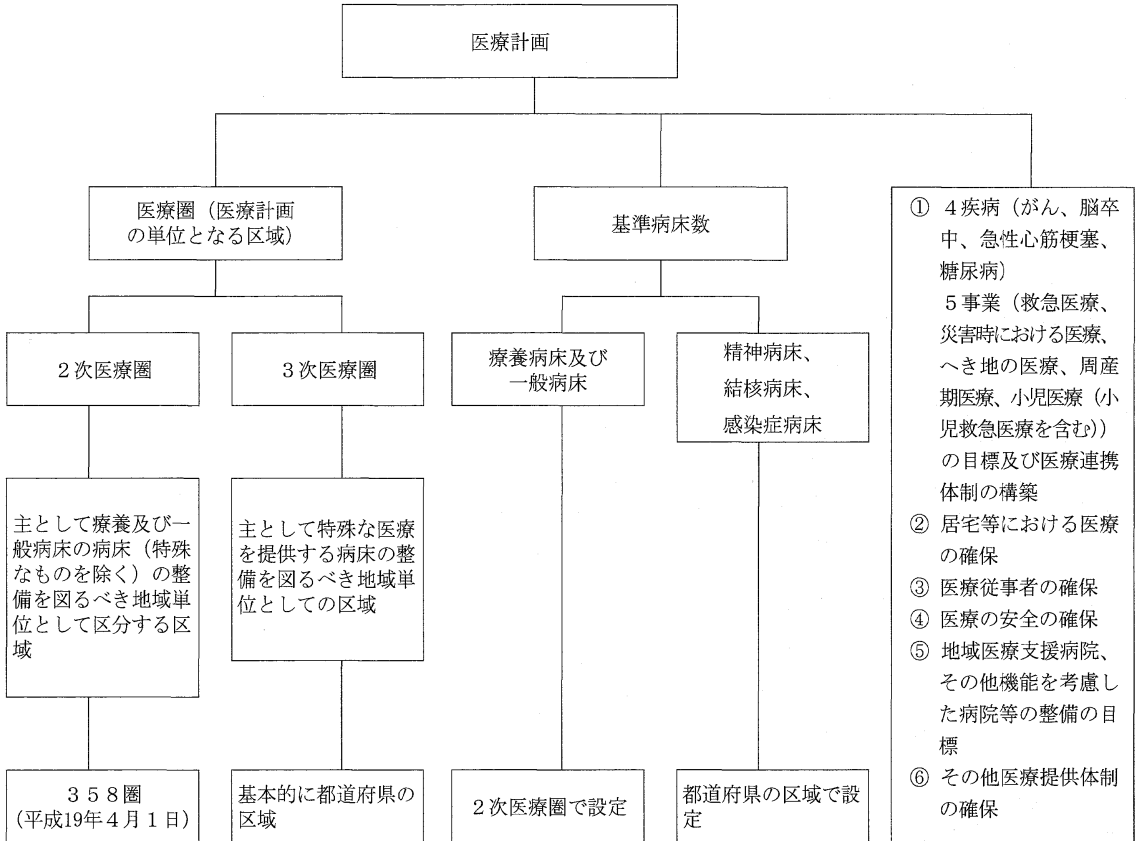
4 「構成比率」は、収入にあつては「I医業収入」と「II介護収入」を合算した金額に対する各収入科目の金額に割合であり、費用にあつては「I医業費用」と「II介護費用」を合算した金額に対する各費用科目の金額の割合である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成17年6月医療経済実態調査報告」

3 地域医療計画

第221表 地域医療計画の内容

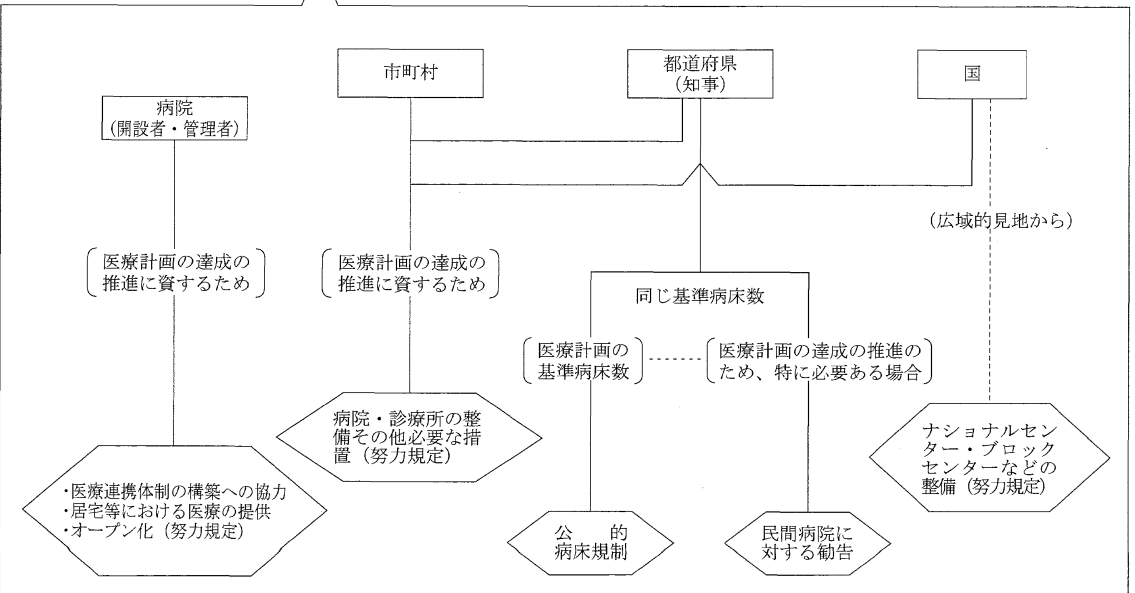
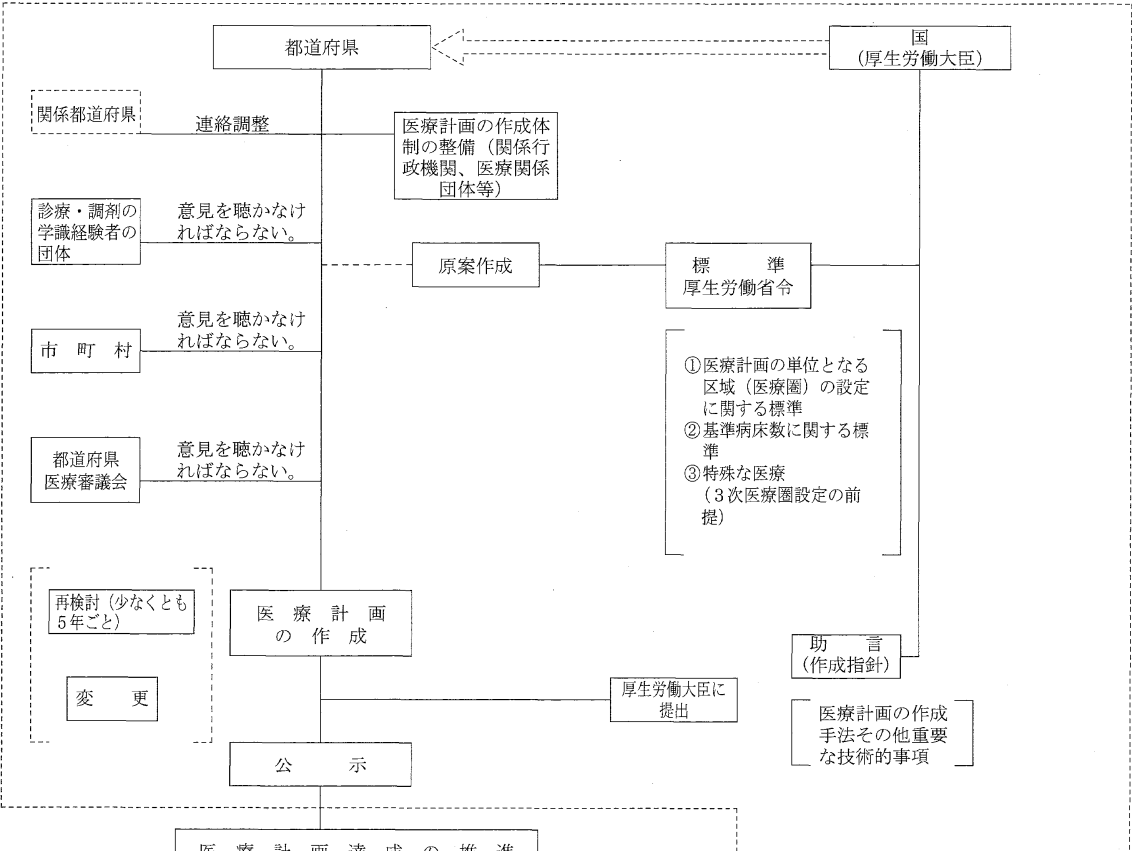
医療計画の内容



資料：厚生労働省医政局作成

第222表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生労働省医政局作成

第223表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成18年3月31日現在

区分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床						精神病床		結核病床		感染症病床	
		二次医療圏数	基準病床数	既存病床数				基準病床数	既存病床数	基準病床数	既存病床数	基準病床数	既存病床数
				一般病床	療養病床	老健	計						
総数		365	1,177,118	876,904	387,006	19,524	1,283,434	335,860	354,754	12,918	11,468	1,887	1,713
北海道	17. 9. 13	21	68,623	52,878	28,812	1,007	82,697	21,209	21,145	550	621	98	82
青森	17. 4. 1	6	13,258	10,421	3,580	775	14,776	4,932	4,749	98	133	32	20
岩手	16. 3. 31	9	13,333	11,497	3,606	457	15,560	4,779	4,840	113	230	40	38
宮城	15. 8. 19	10	18,727	15,715	3,992	286	19,993	7,497	7,031	177	152	28	28
秋田	14. 3. 29	8	11,862	9,431	2,895	622	12,948	4,139	4,390	103	89	36	30
山形	15. 2. 7	4	11,764	9,286	2,149	86	11,521	4,147	4,082	108	50	18	18
福島	15. 3. 28	7	19,149	16,570	4,933	353	21,856	7,042	7,786	171	247	36	36
茨城	18. 3. 30	9	23,810	19,171	6,533	486	26,190	6,306	7,805	205	213	48	48
栃木	15. 6. 25	5	15,866	12,181	4,810	275	17,266	4,307	5,318	153	184	26	26
群馬	17. 3. 31	10	19,383	13,641	5,331	431	19,403	4,536	5,281	161	103	48	46
埼玉	16. 3. 30	9	46,456	34,602	14,385	293	49,280						
	14. 3. 29							15,392	14,548	367	273	58	44
千葉	16. 9. 14	9	43,656	32,923	10,863	632	44,418	14,018	13,412	389	365	64	54
東京	14. 12. 26	13	100,181	83,130	22,540	76	105,746	26,111	25,494	910	951	92	104
神奈川	14. 2. 19	11	57,988	47,193	13,418	316	60,927	17,442	14,850	538	410	74	74
新潟	17. 10. 7	13	22,100	17,105	6,199	800	24,104	5,555	7,128	184	120	58	44
富山	17. 3. 25	4	13,880	9,198	5,723	517	15,438	3,379	3,535	173	107	20	20
石川	14. 4. 1	4	14,114	10,285	5,330	350	15,965	3,457	3,889	163	142	18	18
福井	15. 3. 31	4	10,196	6,449	3,075	308	9,832	2,463	2,459	138	112	20	16
山梨	18. 1. 19	4	8,136	6,111	2,616	310	9,037	1,917	2,488	62	94	28	28
長野	15. 3. 27	10	20,362	15,373	4,329	536	20,238	4,951	5,323	168	134	46	42
岐阜	17. 2. 15	5	18,101	12,505	3,989	218	16,712	4,038	4,288	188	167	30	28
静岡	17. 3. 29	8	32,196	21,651	12,005	310	33,966	7,422	7,322	317	198	50	48
愛岡	18. 3. 31	11	46,982	40,417	14,600	999	56,016	13,160	13,287	280	396	70	64
愛三重	15. 12. 24	4	16,189	11,064	5,271	463	16,798	3,741	4,934	165	80	24	20
滋賀	15. 3. 31	7	12,717	9,177	3,092	40	12,309	2,646	2,430	201	132	32	32
京都	17. 7. 26	6	26,202	21,616	7,299	392	29,307	6,086	6,460	424	383	30	36
大阪	14. 12. 27	8	77,354	64,762	25,204	328	90,294	18,901	19,275	1,412	1,232	78	78
兵庫	13. 4. 1	10	51,247	36,807	15,916	540	53,263	11,432	11,606	818	391	56	44
奈良	15. 3. 31	5	13,657	10,018	3,437	212	13,667	2,938	3,009	231	100	28	18
和歌山	15. 4. 25	7	11,788	8,522	3,338	373	12,233	1,768	2,427	271	201	32	24
鳥取	15. 4. 22	3	7,717	5,123	2,253	160	7,536	2,052	2,061	66	73	12	12
島根	16. 3. 30	7	9,961	6,408	3,016	158	9,582	2,619	2,602	84	88	30	32
岡山	13. 3. 30	5	22,196	16,889	6,279	565	23,733	6,395	5,858	212	301	26	26
広島	17. 3. 22	7	33,281	20,376	12,405	457	33,238	9,148	9,525	238	205	36	24
山口	13. 8. 21	9	19,503	11,071	10,666	360	22,097	5,147	6,190	166	145	40	40
徳島	14. 10. 11	6	10,605	6,057	5,638	672	12,367	3,006	4,152	122	103	20	14
香川	18. 1. 10	5	11,733	9,498	3,537	245	13,280	3,792	3,918	160	135	26	18
愛媛	16. 12. 28	6	16,861	11,873	7,032	300	19,205	5,238	5,216	220	246	28	26
高知	14. 9. 10	4	11,734	6,874	8,204	130	15,208	2,898	3,907	128	226	11	11
福岡	14. 3. 29	13	56,542	39,957	26,526	1,001	67,484	19,938	21,809	708	620	66	56
佐賀	15. 4. 1	5	11,670	5,649	5,602	305	11,556	4,023	4,440	147	108	24	22
長崎	13. 12. 28	9	18,131	11,936	8,057	425	20,418	6,147	8,138	245	265	40	38
熊本	17. 2. 11	11	23,958	13,468	12,760	506	26,734	7,814	9,004	302	296	48	48
大分	16. 3. 31	10	14,405	11,381	4,015	340	15,736	5,222	5,460	214	170	54	44
宮崎	15. 5. 1	7	14,511	9,046	5,138	233	14,417	4,985	6,225	182	110	32	30
鹿児島	17. 9. 9	12	22,824	13,615	11,957	425	25,997	7,174	10,048	324	236	50	44
沖縄	16. 8. 20	5	12,209	7,984	4,651	451	13,086	4,551	5,610	162	131	26	20

(注) 公示年月日については、平成18年3月31日現在で適用されている基準病床数に基づき記載。

資料：厚生労働省医政局調べ

第7節 公衆衛生

1 結核等

第224表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
合 計	1,036	898	717	580	511	505

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第225表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第34条1項による一般 患者に対する適正医療費	法第35条1項による措 置患者に対する医療費
平成12年度 (2000)	9,504	597	8,907
13 (2001)	9,105	758	8,347
14 (2002)	8,365	565	7,800
15 (2003)	7,866	508	7,358
16 (2004)	7,313	464	6,849
17 (2005)	6,864	453	6,429
18 (2006)	6,356	330	6,026

(注) 平成15年版まで掲載の「結核医療費公費負担額」は、数値集計が各地方厚生局の業務移管となったため、「結核医療費予算額」に更改した。

資料：厚生労働省健康局調べ

第226表 結核登録者

(i) 結核登録者数

区 分	総 数	活動性全結核		活動性肺結核 (再掲)		活動性 肺外結核 (再掲)	不活動性 結核	不 明
		患者数	有 病 率 (人口10万対)	患者数	有 病 率 (人口10万対)			
平成12年(2000)	99,481	41,971	33.1	35,311	27.8	6,660	41,840	15,670
13 (2001)	91,395	36,288	28.5	30,145	23.7	6,143	39,578	15,529
14 (2002)	82,974	32,396	25.4	26,552	20.8	5,844	35,828	14,750
15 (2003)	77,211	29,717	23.3	24,261	19.0	5,456	34,553	12,941
16 (2004)	72,079	26,945	21.1	21,811	17.1	5,134	32,887	12,247
17 (2005)	68,508	23,969	18.8	19,269	15.1	4,700	33,949	10,590
18 (2006)	65,695	21,976	17.2	17,445	13.7	4,531	33,857	9,862

(ii) 新登録結核患者数

区 分	全 結 核		活動性肺結核 (再掲)		菌陽性肺結核 (再掲)		喀痰塗抹陽性肺結核 (再掲)	
	実数	罹 患 率 (人口10万対)	実数	罹 患 率 (人口10万対)	実数	罹 患 率 (人口10万対)	実数	罹 患 率 (人口10万対)
平成12年(2000)	39,384 <44,379>	31.0 <35.0>	32,338 <40,939>	25.5 <32.3>	19,347 <20,990>	15.2 <16.5>	13,220 <15,909>	10.4 <12.5>
13 (2001)	35,489	27.9	28,868	22.7	18,284	14.3	12,656	9.9
14 (2002)	32,828	25.8	26,472	20.8	17,534	13.8	11,933	9.4
15 (2003)	31,638	24.8	25,478	20.0	17,316	13.6	11,857	9.3
16 (2004)	29,736	23.3	23,829	18.7	16,721	13.1	11,445	9.0
17 (2005)	28,319	22.2	22,655	17.7	16,313	12.8	11,318	8.9
18 (2006)	26,384	20.6	20,856	16.3	15,315	12.0	10,492	8.2

(注) 平成12年度は、< > に旧活動性分類による数値を表示。

資料：厚生労働省健康局調べ

第227表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
結 核 病 床 数	22,835	21,067	17,717	15,690	13,201	12,089
1日平均在院患者数	10,036	9,123	8,187	7,261	6,433	5,512
病床利用率(%)	43.8	43.7	45.3	46.3	48.6	45.3

(注) 「病床数」は、6月末現在の値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第228表 ハンセン病療養所入所者数

区 分	前年度 繰越患者数	本年度 入所患者数	退所患者数	本年度末 患者数
平成12年度 (2000) 計	4,614	61	262	4,413
国立療養所	4,584	61	261	4,384
公益法人立病院	30	0	1	29
13 (2001) 計	4,413	68	254	4,227
国立療養所	4,384	68	251	4,201
公益法人立病院	29	0	3	26
14 (2002) 計	4,227	46	485	3,788
国立療養所	4,201	46	484	3,763
公益法人立病院	26	0	1	25
15 (2003) 計	3,788	26	268	3,546
国立療養所	3,763	26	264	3,525
公益法人立病院	25	0	4	21
16 (2004) 計	3,546	42	259	3,329
国立療養所	3,525	42	259	3,308
公益法人立病院	21	0	0	21
17 (2005) 計	3,329	28	240	3,117
国立療養所	3,308	28	239	3,097
公益法人立病院	21	0	1	20
18 (2006) 計	3,117	13	196	2,934
国立療養所	3,097	13	196	2,914
公益法人立病院	20	0	0	20

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
「公益法人立病院」は、同健康局調べ

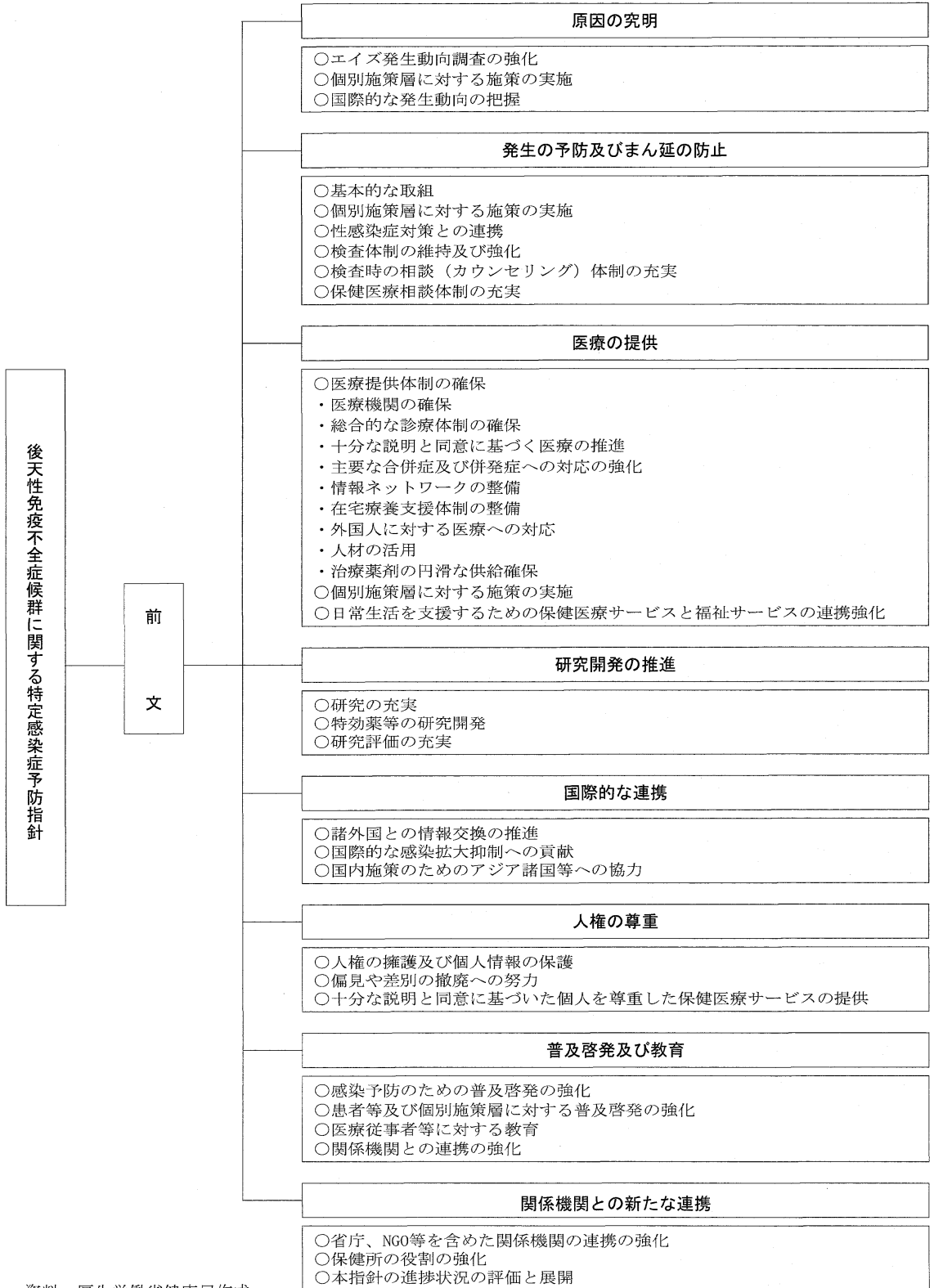
第229表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区 分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成12年度 (2000)	165	41,470	283
13 (2001)	153	41,374	274
14 (2002)	139	41,640	263
15 (2003)	123	41,142	253
16 (2004)	87	40,768	241
17 (2005)	74	40,794	239
18 (2006)	53	40,102	238

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
それ以外は、同健康局調べ

第230表 エイズ対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成

第231表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成19年9月30日現在

区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	1,619	501	2,120	307	730	1,037	1,925	1,231	3,157
	同性間の性的接触	3,976	2	3,978	255	0	255	4,231	2	4,233
	静注薬物濫用	20	1	21	20	2	22	40	3	43
	母子感染	13	8	21	4	7	11	17	15	32
	その他	118	31	149	29	19	48	147	50	197
	不明	581	74	655	293	505	798	874	579	1,453
	合計	6,327	617	6,944	908	1,263	2,171	7,235	1,880	9,115
エイズ患者	異性間の性的接触	1,275	150	1,425	222	164	386	1,497	314	1,811
	同性間の性的接触	1,164	1	1,165	94	2	96	1,258	3	1,261
	静注薬物濫用	12	2	14	19	0	19	31	2	33
	母子感染	9	3	12	1	4	5	10	7	17
	その他	80	16	96	19	9	28	99	25	124
	不明	635	60	695	286	128	414	921	188	1,109
	合計	3,175	232	3,407	641	307	948	3,816	539	4,355
凝固因子製剤による感染者	1,420	18	1,438	—	—	—	1,420	18	1,438	

(注) 1 平成19年は9月30日現在の速報値の累計である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2006年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成19年3月31日現在累積死亡者数は、1,430名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数606名を含む）。

資料：厚生労働省健康局調べ

2 感染症(伝染病)

第232表 感染症患者数

《全数把握》

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
1類感染症					
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	—	0	0	0	0
痘	—	0	0	0	0
ペスト	0	0	0	0	0
マールブルグ病	0	0	0	0	0
ラッサ熱	0	0	0	0	0
2類感染症					
コレラ	51	25	86	56	44
細菌性赤痢	699	473	594	553	489
腸チフス	63	62	67	50	72
バネラチフス	35	44	88	20	26
急性性灰白髄炎	0	0	0	0	0
ジフテリア	0	0	0	0	0
3類感染症					
腸管出血性大腸菌感染症	3,183	2,999	3,715	3,589	3,924
4類感染症					
オウム病	54	44	40	34	23
つつかが虫	338	402	313	345	416
日本紅斑熱	36	52	66	62	49
マラリア	83	78	75	67	62
レジオネラ症	167	146	161	281	514
その他	136	80	291	357	520
5類感染症					
アメーバ赤痢	465	520	610	698	756
ウイルス性肝炎	948	650	293	276	280
急性性脳炎	—	12	166	189	166
クロイツフェルト・ヤコブ病	147	118	175	152	179
後天性免疫不全症候群	916	970	1,162	1,203	1,351
ジステンブス症	113	103	94	86	88
梅毒	575	509	533	543	644
破傷風	106	73	101	115	117
その他	255	139	233	153	220

(注) 1 平成15年11月の法改正により項目等の変更があった。

1～5類感染症は、以下のとおり。

1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症

2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症

3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症

4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症

5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症

2 1類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。

3 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイド症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、デング熱、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺炎候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ポツリヌス症、乳児ポツリヌス症、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症である。

4 5類感染症の「その他」は、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症である。

5 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、平成15年11月5日以前はE型肝炎及びA型肝炎を含むが、それ以後は含まない。

6 5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年11月5日から全数把握に変更となった。

7 平成18年の数値は、概数である。

《定点把握》

区 分	平成16年(2004)		17(2005)		18(2006)	
	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	770,063	163.74	1,563,662	330.65	900,155	201.29
RSウイルス感染症	10,132	—	17,327	—	24,737	—
咽頭結膜炎	61,089	20.09	49,923	16.29	96,044	31.87
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	207,044	68.08	184,720	60.27	265,475	88.08
感染性胃腸炎	952,681	313.28	941,922	307.32	1,148,958	381.21
水痘	245,941	80.24	242,296	79.05	265,449	88.07
手足口病	88,727	28.95	88,408	28.84	99,942	33.16
伝染性紅斑	48,893	16.08	39,297	12.82	60,583	20.10
突発性発疹	113,305	37.26	106,421	34.72	103,392	34.30
百日咳	2,189	0.72	1,358	0.44	1,504	0.50
風しん	4,239	1.39	895	0.29	509	0.17
ヘルパンギーナ	105,486	34.69	144,260	47.07	115,151	38.21
麻しん(成人麻しん除く)	1,547	0.51	537	0.18	520	0.17
流行性耳下腺炎	127,592	41.63	187,837	61.28	200,614	66.56
急性出血性結膜炎	766	1.21	726	1.12	823	1.30
流行性角結膜炎	27,865	43.95	29,713	45.78	31,398	49.60
性器クラミジア感染症	38,155	41.47	35,057	37.66	32,112	33.95
性器ヘルペスウイルス感染症	9,777	10.50	10,258	11.02	10,447	11.04
尖圭コンジローマ	6,570	7.06	6,793	7.30	6,420	6.79
淋菌感染症	17,426	18.72	15,002	16.11	12,468	13.18
クラジミア肺炎(オウム病除く)	244	0.52	321	0.68	296	0.68
細菌性髄膜炎	379	0.80	309	0.66	364	0.84
マイコプラズマ肺炎	6,014	12.77	7,077	15.03	9,494	21.93
成人麻しん	59	0.13	7	0.01	40	0.09
無菌性髄膜炎	1,028	2.18	773	1.64	1,133	2.62
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	6,692	14.21	6,233	13.23	5,221	11.42
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	21,827	46.34	22,615	48.01	22,920	50.15
薬剤耐性緑膿菌感染症	671	1.42	697	1.48	642	1.40
急性脳炎	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。
 2 「RSウイルス感染症」は、平成15年11月5日以降の値である。
 3 「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を含まず、平成15年は11月4日までの値である。
 4 平成18年の数値は、概数である。

資料：厚生労働省健康局調べ

第233表 予防接種被接種者数

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
D P T	1,212,178	1,180,631	1,177,855	1,166,912	1,208,089
急性灰白髄炎	1,207,259	1,159,752	1,135,584	1,057,122	1,023,976
麻しん	1,235,575	1,191,968	1,188,872	1,051,743	1,066,942
風しん	1,149,785	1,126,907	1,168,877	1,119,849	1,585,128
日本脳炎	1,039,482	1,032,625	1,080,531	969,925	254,483

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

3 精神保健

第234表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
精神病床数	358,597	357,388	356,621	355,269	354,923	354,313
1日平均在院患者数	333,712	332,934	332,022	329,990	327,206	325,027
病床利用率(%)	93.1	93.2	93.1	92.9	92.3	91.7

(注) 「病床数」は、6月末現在の数である。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(動態)調査・病院報告」

第235表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
措置入院患者数	2,817	2,600	2,418	2,222	2,000	1,770
措置入院医療費国庫負担額	4,082	3,927	4,321	4,758	4,620	4,550

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。
2 「措置入院患者数」は、3月末現在。
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」、一部厚生労働省社会・援護局調べ

第236表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
承認件数	501,963	452,577	608,088	588,394	689,965	1,231,502
通院医療費国庫補助額	41,456	41,926	44,773	47,647	54,666	70,410

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。
2 「承認件数」は、3月末現在。
3 平成18年度より制度改正のため、有効期間が2年から1年となり件数が増加した。
資料：平成17年度以前は、厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」
平成18年度は、同部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」
一部厚生労働省社会・援護局調べ

第237表 医療保護入院届出件数

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
入院届出数	140,450	145,387	151,160	161,587	163,370	170,700

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」

4 難 病

第238表 難病対策の概要

		対策の進め方	事業の種類
難 病 対 策	(1) 調査研究の推進	厚生労働科学研究 (難治性疾患克服研究) (健康局) (ヒトゲノム・再生医療等研究) (") (免疫アレルギー疾患予防・治療研究) (") (障害保健福祉総合研究) (障害保健福祉部) (子ども家庭総合研究) (雇用均等・児童家庭局) 精神・神経疾患研究 (医政局国立病院課)	
	(2) 医療施設等の整備	国立精神・神経センター経費 (医政局国立病院課) 重症難病患者拠点・協力病院設備 (健康局) 身体障害者療護施設におけるALS等受入れ体制整備 (障害保健福祉部) 独立行政法人国立病院機構の医療機器整備等 (独法国立病院機構) 重症心身障害児(者)施設整備 (") 進行性筋萎縮症児(者)施設整備 (")	
	(3) 医療費の自己負担の軽減	特定疾患治療研究 (健康局) 小児慢性特定疾患治療研究 (雇用均等・児童家庭局) 育成医療 (障害保健福祉部) 更生医療 (") 重症心身障害児(者)措置 (") 進行性筋萎縮症児(者)措置 (")	
	(4) 地域における保健医療福祉の充実・連携	難病特別対策推進事業 (健康局) 難病相談・支援センター事業 (") 特定疾患医療従事者研修事業 (") 難病情報センター事業 (")	
	(5) QOLの向上を目指した福祉施策の推進	難病患者等居宅生活支援事業 (健康局)	

資料：厚生労働省健康局作成

第239表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成18年度末現在

疾患名		受給者証 交付件数	疾患名		受給者証 交付件数
1	ベーチェット病	16,638	24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	10,930
2	多発性硬化症	11,938	25	ウェゲナー肉芽腫症	1,267
3	重症筋無力症	14,851	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	18,636
4	全身性エリテマトーデス	53,825	27	多系統萎縮症	9,779
5	スモン	1,926	28	表皮水泡症(接合部型及び栄養障害型)	327
6	再生不良性貧血	9,010	29	膿疱性乾癬	1,487
7	サルコイドーシス	17,953	30	広範脊柱管狭窄症	3,012
8	筋萎縮性側索硬化症	7,695	31	原発性胆汁性肝硬変	14,382
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	36,110	32	重症急性膵炎	1,169
10	特発性血小板減少性紫斑病	23,196	33	特発性大腿骨頭壊死症	11,548
11	結節性動脈周囲炎	5,159	34	混合性結合組織病	7,837
12	潰瘍性大腸炎	90,627	35	原発性免疫不全症候群	1,065
13	大動脈炎症候群	5,233	36	特発性間質性肺炎	4,166
14	ビュルガー病	8,121	37	網膜色素変性症	23,938
15	天疱瘡	3,843	38	プリオン病	332
16	脊髄小脳変性症	19,948	39	原発性肺高血圧症	961
17	クローン病	25,700	40	神経線維腫症	2,277
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	245	41	亜急性硬化性全脳炎	100
19	悪性関節リウマチ	5,566	42	バッド・キアリ症候群	236
20	パーキンソン病関連疾患	86,452	43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	800
21	アミロイドーシス	1,163	44	ライソゾーム病	496
22	後縦帯骨化症	25,024	45	副腎白質ジストロフィー	151
23	ハンチントン病	705			
				合 計	585,824

- (注) 1 「パーキンソン病関連疾患」は、「パーキンソン病」「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」である。
 2 「多系統萎縮症」は、「シャイ・ドレーガー症候群」「線条体黒質変性症」「オリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」である。
 3 「プリオン病」は、「クロイツフェルト・ヤコブ病」「ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病」「致死性家族制不眠症」である。
 4 「ライソゾーム病」には、「ファブリー病」が含まれる。

資料：厚生労働省健康局調べ

5 環境衛生

第240表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成13年度 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	14,580	122,977	17,599	123,378	17,719	123,753	17,459	124,008	17,109	124,122
上水道	1,956	116,069	1,956	116,567	1,936	117,039	1,811	117,465	1,602	117,788
簡易水道	8,790	6,334	8,599	6,228	8,360	6,124	8,068	5,981	7,794	5,788
専用水道	3,723	574	6,933	583	7,314	590	7,473	562	7,611	545
水道用水供給 普及率 (%)	111	—	111	—	109	—	107	—	102	—
	96.7		96.8		96.9		97.1		97.2	

資料：厚生労働省健康局調べ

第241表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
下水道終末処理 (万人)	7,803	8,032	8,257	8,458	8,637	8,802
ごみ処理 (トン)	201,557	202,733	198,874	193,856	195,952	189,478
し尿処理 (kl)	99,860	99,532	98,219	100,764	99,329	95,655

(注) 現有処理能力 (着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

第242表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
下水道終末処理						
総事業費	2,427,685	2,293,273	2,188,779	2,017,746	1,799,506	1,772,931
国庫支出金	755,522	732,181	672,099	663,852	595,312	579,176
地方債	1,435,495	1,180,979	1,143,501	1,010,971	889,261	883,986
その他の	236,668	380,113	373,179	342,923	314,933	309,769
ごみ処理						
総事業費	2,049,820	2,120,032	1,975,961	1,750,387	1,709,195	1,683,360
国庫支出金	114,969	131,508	53,354	37,276	50,178	31,033
地方債	274,990	292,861	235,627	91,539	76,539	61,551
その他の	1,659,861	1,695,664	1,686,982	1,621,572	1,582,479	1,590,776
し尿処理						
総事業費	302,582	283,525	271,738	258,423	253,962	263,478
国庫支出金	7,518	5,582	4,434	3,824	5,181	8,321
地方債	17,593	10,519	8,565	4,285	8,072	16,186
その他の	277,471	267,425	258,740	250,314	240,710	238,971

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみの数値である。

3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」は、国土交通省都市・地域整備局調べ

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

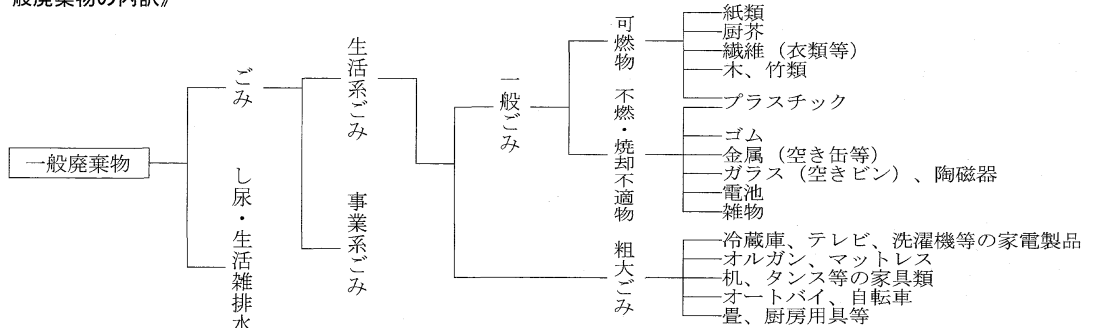
第243表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》



(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

《一般廃棄物の内訳》

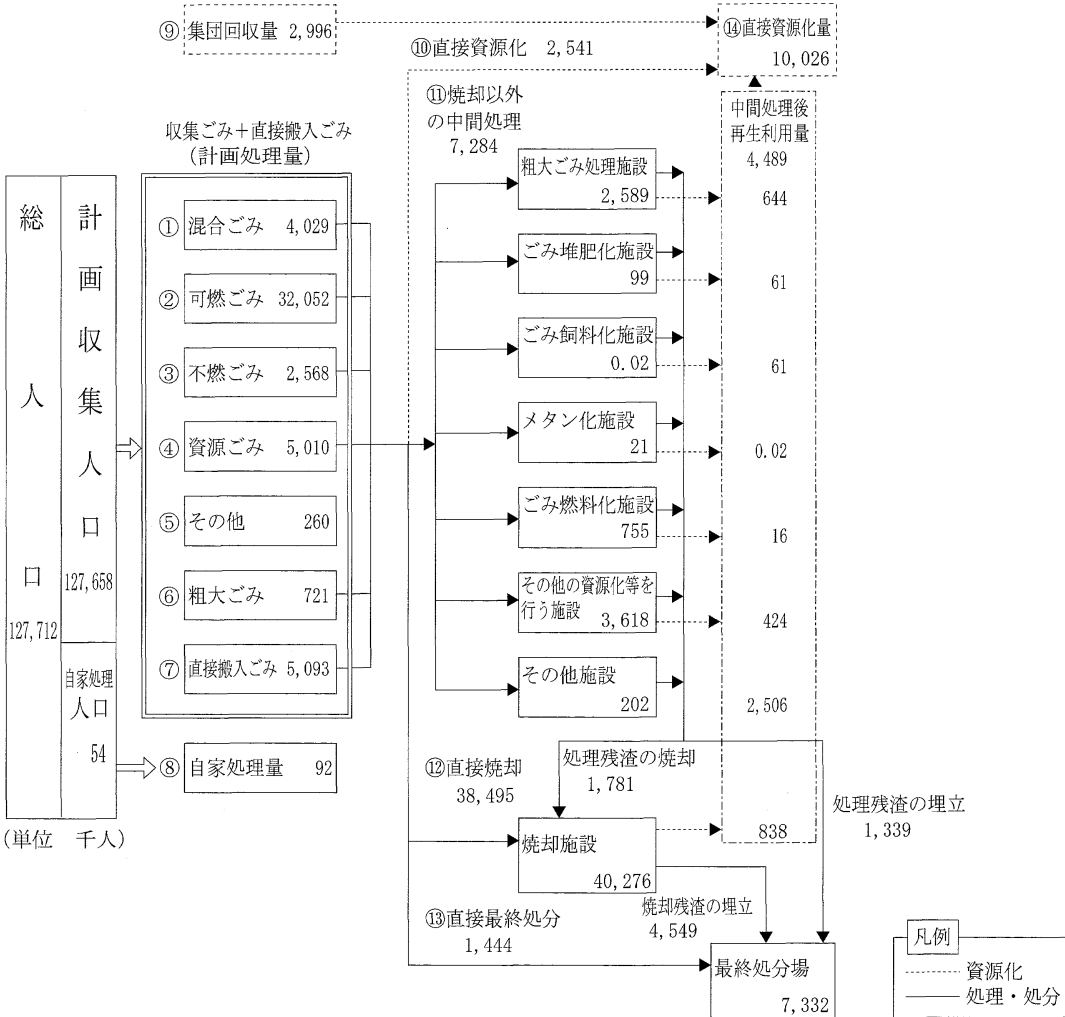


資料：「一般廃棄物」は、「市町村による分別収集品目例」による
「産業廃棄物」は、同部産業廃棄物課調べ

第244表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ
(平成17年度実績)

(単位 千t/年)

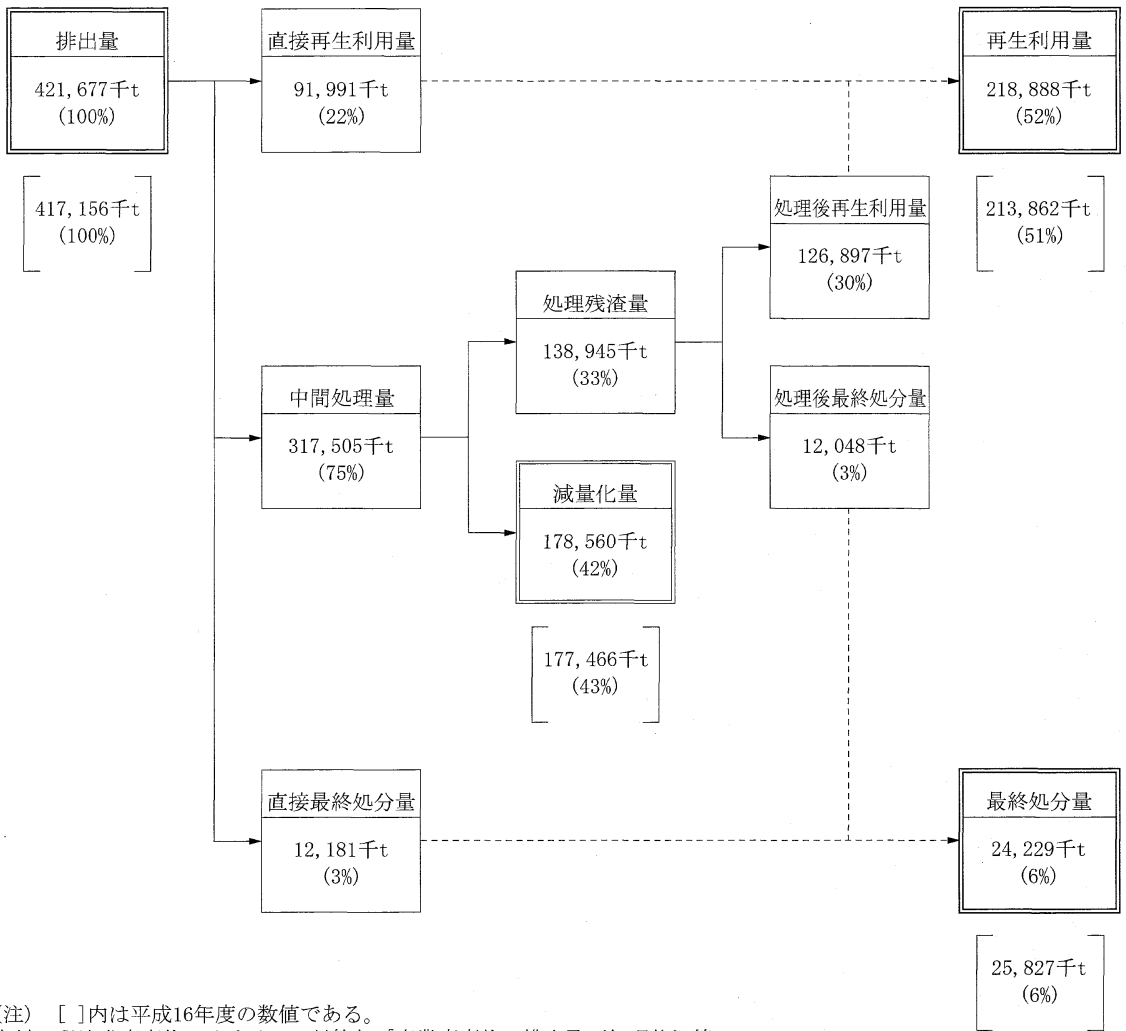


- ・ 収集ゴミ=①+②+③+④+⑤+⑥=44,641千トン
- ・ 収集ゴミ+直接搬入ゴミ=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=49,733千トン (計画処理量)
- ・ ゴミ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=52,730千t/年
- ・ 1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/365=1,131g/人・日
- ・ ゴミの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=49,765千トン
- ・ 総資源化量=⑨+⑭=10,026千トン
- ・ リサイクル率=(⑨+⑭)/(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)=19%
- ・ 中間処理による減量化量=(⑪+⑫)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=35,403千トン

*平成17年度において、容器包装リサイクル法に基づく市町村等の分別収集量は273万トン、再商品化量は265万トンであり、容器包装のリサイクル量は総資源化量(1,003万トン)に含まれている。また、平成17年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は45万トン、再商品化量は31万トンであり、これを含めると総資源化量は1,036万トンである。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成17年度)



第245表 市町村のごみ処理費用の推移

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
処理費用総額(百万円)	2,370,775	2,602,864	2,395,621	1,960,037	1,934,330	1,902,439
対前年度増加率 (%)	4.7	9.8	△ 8.0	△ 18.2	△ 1.3	△ 1.6
国民1人当りの処理費用 (円)	18,700	20,500	18,800	15,400	15,200	15,000
対前年度増加率 (%)	4.5	9.6	△ 8.3	△ 18.1	△ 1.3	△ 1.3

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

6 公 害

第246表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区 分	あつせん			調 停			仲 裁			裁 定			業務履行勧告			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47 (1972)	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48 (1973)	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49 (1974)	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50 (1975)	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51 (1976)	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52 (1977)	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53 (1978)	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54 (1979)	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55 (1980)	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56 (1981)	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57 (1982)	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58 (1983)	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59 (1984)	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60 (1985)	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61 (1986)	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62 (1987)	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63 (1988)	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元 (1989)	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2 (1990)	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3 (1991)	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4 (1992)	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5 (1993)	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6 (1994)	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7 (1995)	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8 (1996)	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9 (1997)	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10 (1998)	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11 (1999)	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12 (2000)	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13 (2001)	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14 (2002)	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15 (2003)	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16 (2004)	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17 (2005)	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18 (2006)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
計	3	3	—	702	701	—	1	1	—	76(22)	65(19)	—	3	3	—	—	785	773	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 「調停」の平成8年度の受付件数のうち、2件は分離事件である。

3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第247表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区 分	受 付 件 数					終 結 件 数					年度末 係属件数
	合 計	あっせん	調 停	仲 裁	業務履行勧告	合 計	成 立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47 (1972)	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48 (1973)	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49 (1974)	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50 (1975)	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51 (1976)	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52 (1977)	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53 (1978)	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54 (1979)	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55 (1980)	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56 (1981)	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57 (1982)	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58 (1983)	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59 (1984)	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60 (1985)	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61 (1986)	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62 (1987)	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63 (1988)	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成元 (1989)	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2 (1990)	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3 (1991)	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4 (1992)	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5 (1993)	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6 (1994)	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7 (1995)	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8 (1996)	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9 (1997)	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10 (1998)	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11 (1999)	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12 (2000)	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13 (2001)	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14 (2002)	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15 (2003)	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16 (2004)	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17 (2005)	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18 (2006)	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
計	1,127	36	1,074	4	13	1,083	475	464	116	28	—

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄の「あっせん」1件は、職権によるあっせんである。
 資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第248表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
昭和45年度(1970)	59,467	12,911	8,913	67	22,568		11	14,997
55 (1980)	54,809	9,282	8,269	230	21,063	3,031	34	12,900
平成2年度(1990)	49,359	9,496	7,739	233	18,287	2,144	37	11,423
7 (1995)	42,701	10,013	6,763	213	13,492	2,060	29	10,131
12 (2000)	63,782	26,013	8,272	308	13,505	1,640	31	14,013
13 (2001)	67,632	28,456	8,983	295	14,114	1,758	22	14,004
14 (2002)	66,727	27,429	8,863	271	14,834	1,722	19	13,589
15 (2003)	67,197	26,793	9,273	342	15,295	1,797	28	13,669
16 (2004)	65,535	24,741	8,909	268	15,689	1,916	28	13,984
17 (2005)	66,992	25,658	9,595	281	15,767	2,100	40	13,551

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第249表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物 投棄	その他				その他
			生活系	農業系	建設系	産業系	
平成10年度(1998)	17,210	5,049	2,996	54	1,025	974	12,161
11 (1999)	17,165	5,790	3,237	83	1,244	1,226	11,375
12 (2000)	20,099	7,158	4,447	68	1,325	1,318	12,941
13 (2001)	27,135	12,397	8,890	60	1,657	1,790	14,738
14 (2002)	29,886	13,649	10,013	93	1,808	1,735	16,237
15 (2003)	33,126	15,911	12,216	91	1,823	1,781	17,215
16 (2004)	28,786	14,113	10,296	342	1,913	1,562	14,673
17 (2005)	28,663	14,424	10,409	396	2,025	1,594	14,239

(注) 平成16年度より項目等の変更があった。新区分は、以下のとおり。

生活系：主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄

農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄

建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄

産業系：主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄

その他：高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

第250表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成18年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
総		数			48,689		
旧第一種地域 非特異的疾患	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気しゅ並びにこれらの続発症	千葉県 南部臨海地域	千葉県	昭和49.11.30	349		
		東京都 千代田区 全域	千代田区	"	148		
		" 中央区 全域	中央区	昭和50.12.19	246		
		" 港区 全域	港区	昭和49.11.30	426		
		" 新宿区 全域	新宿区	"	1,199		
		" 文京区 全域	文京区	"	504		
		" 台東区 全域	台東区	昭和50.12.19	477		
		" 品川区 全域	品川区	昭和49.11.30	954		
		" 大田区 全域	大田区	"	2,084		
		" 目黒区 全域	目黒区	昭和50.12.19	564		
		" 渋谷区 全域	渋谷区	昭和49.11.30	600		
		" 豊島区 全域	豊島区	昭和50.12.19	702		
		" 北区 全域	北区	"	1,135		
		" 板橋区 全域	板橋区	"	1,746		
		" 墨田区 全域	墨田区	"	663		
		" 江東区 全域	江東区	昭和49.11.30	1,556		
		" 荒川区 全域	荒川区	昭和50.12.19	841		
		" 足立区 全域	足立区	"	1,838		
		" 葛飾区 全域	葛飾区	"	1,184		
		" 江戸川区 全域	江戸川区	"	1,777		
				東京都 計			18,645
				横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	昭和47.2.1	526
				川崎市 川崎区・幸区	川崎市	昭和44.12.27	1,849
						昭和47.2.1	
						昭和49.11.30	
				富士市 中部地域	富士市	昭和47.2.1	465
						昭和52.1.13	
				名古屋市 中南部地域	名古屋市	昭和48.2.1	2,552
						昭和50.12.19	
						昭和53.6.2	
				東海市 北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	438
				四日市市 臨海地域楠町全域	四日市市	昭和44.12.27	502
						昭和49.11.30	
		大阪市 全 域	大阪市	昭和44.12.27	8,566		
				昭和49.11.30			
				昭和50.12.19			
		豊中市 南部地域	豊中市	昭和48.2.1	240		
		吹田市 南部地域	吹田市	昭和49.11.30	244		
		守口市 全 域	守口市	昭和52.1.13	1,373		
		東大阪市 中西部地域	東大阪市	昭和53.6.2	1,641		
		八尾市 中西部地域	八尾市	"	916		
		堺市 西部地域	堺市	昭和48.8.1	2,044		
				昭和52.1.13			
		神戸市 臨海地域	神戸市	"	1,050		
		尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	昭和45.12.1	2,487		
				昭和49.11.30			
		倉敷市 水島地域	倉敷市	昭和50.12.19	1,565		
		玉野市 南部臨海地域	岡山県	"	46		
		備前市 片上湾周辺地域	"	"	63		
		北九州市 洞海湾周辺地域	北九州市	昭和48.2.1	1,041		
		大牟田市 中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	1,120		
		計			47,721		
特異的疾患	水俣病	阿賀野川 下流地域	新潟県	昭和44.12.27	102		
	"	"	新潟市	"	146		
	"	水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	"	183		
	"	"	熊本県	"	476		
	イタイイタイ病	神通川 下流地域	富山県	"	4		
	慢性砒素中毒	島根県 笹ヶ谷地区	島根県	昭和49.7.4	4		
	"	宮崎県 土呂久地区	宮崎県	昭和48.2.1	53		
		計			968		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省「環境・循環型社会白書」

第251表 独立行政法人環境再生保全機構の事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
造成建設事業	11	9	6	4	3	1	1
件数							
金額	14,507,000	27,050,000	10,217,000	5,409,000	2,253,000	511,000	△638,000
集団設置建物	1	1	—	—	—	—	—
件数							
金額	2,420,000	4,200,000	—	—	—	—	—
工場移転用地	—	—	—	—	—	—	—
件数							
金額	—	—	—	—	—	—	—
共同福利施設	3	1	1	1	—	—	—
件数							
金額	3,260,000	2,600,000	2,651,000	1,255,000	—	—	—
大気汚染対策緑地	3	3	2	1	1	1	1
件数							
金額	7,772,000	9,570,000	5,032,000	1,210,000	483,000	511,000	△638,000
地球温暖化対策緑地	2	3	3	2	2	—	—
件数							
金額	624,000	1,686,000	2,534,000	2,944,000	1,770,000	—	—
国立・国定公園施設	—	—	—	—	—	—	—
件数							
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設 ・ 一体緑地	2	1	—	—	—	—	—
件数							
金額	431,000	8,994,000	—	—	—	—	—
国立・国定公園複合施設	—	—	—	—	—	—	—
件数							
金額	—	—	—	—	—	—	—
貸付事業	—	—	—	—	—	—	—
件数							
金額	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

2 「貸付事業」は、平成11年10月1日に日本政策投資銀行に移管された。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(単位 金額:千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
集団設置建物	2	2	2	—	—	—	—
件数							
金額	17,830,131	4,547,878	11,073,573	—	—	—	—
工場移転用地	—	—	—	—	—	—	—
件数							
金額	—	—	—	—	—	—	—
共同福利施設	2	0	—	—	1	—	—
件数							
金額	13,473,595	0	—	—	6,647,044	—	—
大気汚染対策緑地	1	1	3	2	1	1	1
件数							
金額	4,852,222	0	22,741,892	6,602,260	586,308	204,483	2,094,928
地球温暖化対策緑地	—	0	1	1	2	—	—
件数							
金額	—	0	1,140,757	3,651,201	4,105,895	—	—
国立・国定公園施設	—	—	—	—	—	—	—
件数							
金額	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理施設 ・ 一体緑地	1	1	—	—	—	—	—
件数							
金額	3,346,965	5,937,218	—	—	—	—	—
国立・国定公園複合施設	—	—	—	—	—	—	—
件数							
金額	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

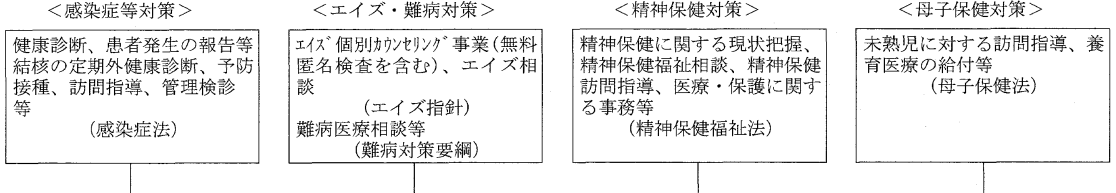
資料:独立行政法人環境再生保全機構調べ

7 保健所及び保健センター

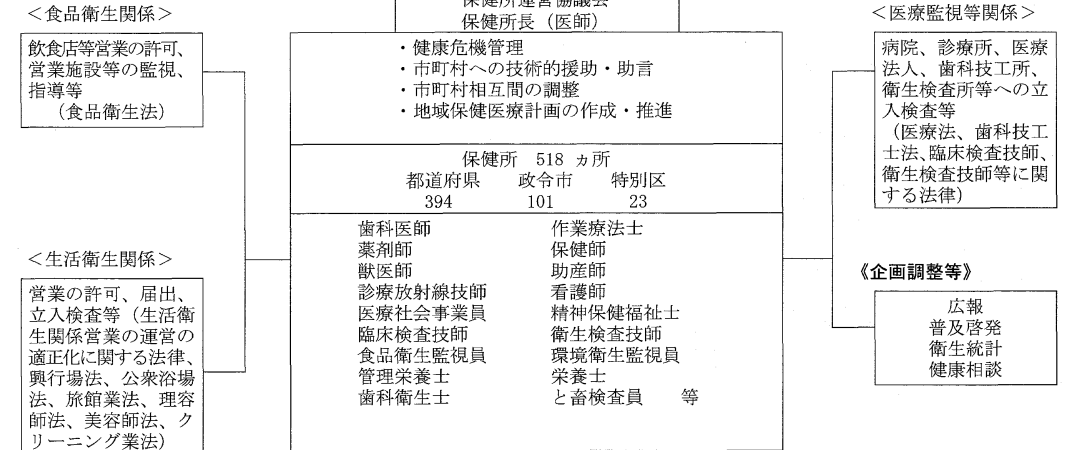
第252表 保健所の活動

平成19年4月1日現在

《対人保健分野》



《対物保健分野》



(注) これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等(薬事法)、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等(狂犬病予防法)、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等(あん摩マッサージ指圧師等に関する法律)の業務を行っている。

資料：厚生労働省健康局調べ

第253表 保健所数及び保健所職員総数

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
保健所数	594	592	582	576	571	549
都道府県立	460	459	448	438	433	411
政令市	108	109	111	115	115	115
特別区	26	24	23	23	23	23
職員総数	30,353	30,104	30,301	29,044	28,719	28,636
医師	1,088	1,055	1,027	964	930	906
歯科医師	94	88	88	81	100	96
薬剤師・獣医師	4,898	4,896	4,912	4,800	4,735	4,756
保健師	7,905	7,880	7,837	7,487	7,609	7,602
看護師	231	198	205	193	192	219
助産師	65	68	65	63	84	60
放射線・X線技師	957	907	888	840	800	748
管理栄養士	1,152	1,090	1,078	1,068	1,063	1,083
栄養士	133	170	177	142	113	176
歯科衛生士	357	353	350	336	331	334
検査技師	1,262	1,249	1,257	1,124	1,117	1,076
理学療法士・作業療法士	118	109	115	109	117	116
その他	12,093	12,041	12,302	11,837	11,528	11,464

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。
 2 「職員総数」は、常勤職員数である。
 3 「看護師」は、准看護師を含む。

資料：「保健所数」は、厚生労働省健康局調べ
 「職員総数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第254表 保健所活動状況

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
健康診断受診延人数	3,402,284	3,103,258	3,102,473	3,214,697	2,529,517
母子保健(保健所活動分)					
妊婦保健指導延人員	113,592	111,893	87,202	80,532	97,490
産婦保健指導延人員	57,474	66,455	71,381	73,616	77,786
乳児保健指導延人員	238,333	258,996	226,874	228,675	256,376
幼児保健指導延人員	264,540	265,126	248,336	271,158	271,125
歯科保健					
検診・保健指導受診延人員	1,117,635	1,080,993	1,045,503	1,026,298	957,441
予防処置延人員	202,482	199,848	182,455	179,902	185,019
治療延人員	2,488	2,672	4,604	2,499	2,667
健康増進個別指導					
個別指導					
栄養指導延人員	471,743	432,471	417,743	415,117	447,386
集団指導					
栄養指導延人員	1,181,616	921,895	962,217	988,083	1,040,476
衛生教育開催回数	137,504	136,111	141,547	132,868	134,005
環境衛生監視指導施設数	363,196	396,548	348,914	364,485	359,040
試験検査検体数	9,385,268	8,719,575	7,337,442	6,391,499	5,212,480

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第255表 市町村保健センター数

区 分	平成11年度 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
市町村保健センター数	1,630	1,661	1,705	1,744	1,782	1,803	1,821

(注) 市町村保健センターの施設整備は、平成18年度以降、三位一体改革による税源移譲により各自自治体での整備に変わったため、平成17年度までの統計調査で終了している。

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第256表 障害者数

(単位 千人)

区 分	総 数	在宅者	施設入所者
身 体 障 害 者 総 数	3,516 (28)	3,327 (27)	189 (2)
18 歳 未 満	90	82	8
18 歳 以 上	3,426	3,245	181
知 的 障 害 者 総 数	547 (4)	419 (3)	128 (1)
18 歳 未 満	125	117	8
18 歳 以 上	410	290	120
年 齢 不 詳	12	12	0
精 神 障 害 者 総 数	3,028 (24)	2,675 (21)	353 (3)
18 歳 未 満	164	161	3
18 歳 以 上	2,858	2,508	350
年 齢 不 詳	6	5	1

- (注) 1 () 内の数字は、平成12年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口(単位 人)。
 2 「精神障害者」は、ICD-10(国際疾病分類)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応しており、「患者調査」の外来患者を在宅者、入院患者を施設入所者とみなしている。
 3 「身体障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成13年身体障害児・者実態調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成12年社会福祉施設等調査」による。
 4 「知的障害者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「平成12年知的障害児(者)基礎調査」、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成12年社会福祉施設等調査」による。
 5 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成14年患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部にて作成。
 6 「身体障害児・者実態調査」「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：内閣府「障害者白書」

第257表 障害別障害者数(在宅)の推移

(単位 千人)

区 分	昭和26年 (1951)	30 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	55 (1980)	62 (1987)	平成3 (1991)	8 (1996)	13 (2001)	参考値 18年度 (2006)
身 体 障 害 者	512	785	829	1,048	1,314	1,977	2,413	2,722	2,933	3,245	4,895

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。
 2 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

(単位 千人)

区 分	昭和36年 (1961)	41 (1966)	46 (1971)	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	参考値 18年度 (2006)
知 的 障 害 者	343	505	356	459	413	329	419	728

- (注) 1 昭和36年は、15歳以上が対象である。
 2 参考値以外は、推計値である。
 3 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 4 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：昭和36年は厚生省児童局「精神薄弱児の実態と保護指導の基礎資料」、昭和41年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)実態調査」、昭和46年は厚生省「厚生白書」、平成2年は厚生省児童家庭局「精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査」、平成7年は厚生省大臣官房障害保健福祉部「精神薄弱児(者)基礎調査」、平成12、17年は厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

第258表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・男女・障害の程度・原因別）

平成13年6月現在推計値（単位 千人）

区 分	総数	視覚障害	聴覚言語障害	肢体不自由	内部障害	重複障害 (再掲)
総 数	3,245 (100.0)	301 (9.3)	346 (10.7)	1,749 (53.9)	849 (26.2)	175 (5.4)
《年齢階級別》						
18 ～ 19 歳	11 (0.3)	—	1	8	2	1
20 ～ 29 歳	70 (2.2)	7	9	45	9	3
30 ～ 39 歳	93 (2.9)	8	13	59	13	6
40 ～ 49 歳	213 (6.6)	16	22	130	45	11
50 ～ 59 歳	468 (14.4)	47	38	271	113	10
60 ～ 64 歳	363 (11.2)	29	24	198	112	20
65 ～ 69 歳	522 (16.1)	37	40	290	154	37
70 歳 以 上	1,482 (45.7)	155	195	739	394	86
《性別》						
男	779 (54.8)	154	164	940	521	107
女	1,423 (43.9)	142	176	787	318	66
《障害の程度別》						
1 級	850 (26.2)	105	1	243	501	88
2 級	614 (18.9)	74	88	445	6	47
3 級	602 (18.6)	27	70	341	165	22
4 級	660 (20.3)	28	64	397	170	8
5 級	260 (8.0)	34	5	221	—	4
6 級	216 (6.7)	32	101	83	—	1
《障害の原因別》						
事 故	553 (17.0)	33	35	460	27	27
交 通 事 故	144 (4.4)	6	6	131	1	6
労 働 災 害	204 (6.3)	10	13	164	17	10
そ の 他 事 故	150 (4.6)	13	9	126	3	6
戦 傷 病 戦 災	55 (1.7)	4	7	39	6	5
疾 病	849 (26.2)	77	65	474	233	57
感 染 症	76 (2.3)	3	6	47	19	4
中 毒 性 疾 患	13 (0.4)	2	2	6	3	2
そ の 他 疾 患	760 (23.4)	72	57	421	211	51
出 生 時 損 傷	145 (4.5)	16	24	91	14	9
加 齢	154 (4.7)	14	27	70	44	11
そ の 他	349 (10.8)	47	45	149	108	12
不 明	461 (14.2)	58	60	173	170	18
(参考)						
平成3年(1991)	2,722 (100.0)	353 (13.0)	358 (13.2)	1,553 (57.1)	458 (16.8)	121 (4.4)
8 (1996)	2,933 (100.0)	305 (10.4)	350 (11.9)	1,657 (56.5)	621 (21.2)	179 (6.1)

(注) 1 () 内の数字は、構成割合 (%) である。

2 総数は、不詳を含む。

3 「身体障害児・者実態調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」

第259表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）

平成17年推計値（単位 人）

区 分	総 数	男	女	不 詳	最重度	重 度	中 度	軽 度	不 詳
総 数	419,000 (100.0)	243,300 (58.1)	166,400 (39.7)	9,300 (2.2)	62,400 (14.9)	102,200 (24.4)	106,700 (25.5)	97,500 (23.3)	50,100 (12.0)
18 歳 未 満	117,300 (100.0)	75,500 (64.4)	41,400 (35.3)	400 (0.3)	22,000 (18.8)	28,100 (23.9)	26,200 (22.4)	33,300 (28.4)	7,700 (6.5)
0 ～ 4	15,600	9,900	5,700	—	3,600	2,000	4,000	4,800	1,000
5 ～ 9	39,800	25,400	14,100	200	6,700	10,100	8,500	12,700	1,800
10 ～ 14	36,300	25,400	10,900	—	6,100	11,300	8,500	7,300	3,200
15 ～ 17	25,600	14,800	10,700	200	5,600	4,600	5,200	8,500	1,600
18 歳 以 上	289,600 (100.0)	165,800 (57.3)	123,400 (42.6)	400 (0.1)	39,800 (13.7)	73,700 (25.5)	78,700 (27.2)	63,000 (21.8)	34,300 (11.9)
18 ～ 19	20,600	12,700	7,900	—	4,400	4,200	5,000	5,700	1,200
20 ～ 29	83,600	47,700	35,900	—	16,800	22,400	20,000	16,600	7,900
30 ～ 39	85,000	51,700	33,100	200	10,700	25,000	22,400	20,000	6,900
40 ～ 49	43,800	24,400	19,400	—	3,200	7,500	16,000	10,100	7,100
50 ～ 59	31,500	16,600	14,700	200	1,400	6,900	10,300	6,500	6,500
60 ～ 64	9,700	5,400	4,200	—	1,400	2,600	2,000	1,800	1,800
65 歳 以 上	15,300	7,300	8,100	—	1,800	5,000	3,000	2,400	3,000
不 詳	12,100 (100.0)	2,000 (16.7)	1,600 (13.3)	8,500 (70.0)	600 (5.0)	400 (3.3)	1,800 (15.0)	1,200 (10.0)	8,100 (66.7)

平成12年推計値（単位 人）

区 分	総 数	男	女	不 詳	最重度	重 度	中 度	軽 度	不 詳
総 数	329,200 (100.0)	184,500 (56.0)	130,900 (39.8)	13,800 (4.2)	45,500 (13.8)	92,600 (28.1)	77,600 (23.6)	73,200 (22.2)	40,300 (12.2)
18 歳 未 満	93,600 (100.0)	58,900 (63.0)	34,100 (36.4)	600 (0.6)	17,800 (19.1)	30,700 (32.8)	17,800 (19.1)	18,300 (19.5)	9,000 (9.6)
0 ～ 4	12,400	7,800	4,600	—	2,400	3,000	1,600	3,000	2,400
5 ～ 9	30,100	19,600	10,400	—	5,000	10,800	7,400	4,600	2,200
10 ～ 14	33,100	20,000	12,600	400	7,200	11,200	5,800	6,200	2,600
15 ～ 17	18,000	11,400	6,400	200	3,200	5,600	3,000	4,400	1,800
18 歳 以 上	221,200 (100.0)	124,000 (56.0)	94,600 (42.8)	2,600 (1.2)	26,700 (12.1)	59,700 (27.0)	57,400 (25.9)	52,100 (23.6)	25,300 (11.4)
18 ～ 19	15,600	10,000	5,600	—	2,200	4,400	3,400	4,800	800
20 ～ 29	79,800	45,500	33,500	800	12,000	24,100	19,000	18,000	6,600
30 ～ 39	50,700	27,700	22,100	1,000	5,600	12,000	12,800	13,200	7,000
40 ～ 49	37,700	21,300	16,200	200	3,400	9,400	9,800	9,800	5,200
50 ～ 59	22,500	12,400	9,600	400	2,000	6,200	6,800	4,200	3,200
60 ～ 64	5,600	2,600	3,000	—	800	1,400	1,800	1,000	600
65 歳 以 上	9,200	4,400	4,600	200	600	2,200	3,600	1,000	1,800
不 詳	14,400 (100.0)	1,600 (11.1)	2,200 (15.3)	10,600 (73.6)	1,000 (6.9)	2,200 (15.3)	2,400 (16.7)	2,800 (19.4)	6,000 (41.7)

(注) 1 () 内の数字は、構成割合 (%) である。

2 総数は、不詳を含む。

3 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

第260表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
身体障害者更生援護施設	施設数 1,766	1,883	2,022	2,164	2,263	2,294
	在所者数 48,905	50,156	52,099	54,739	56,319	57,507
肢体不自由者更生施設	施設数 37	36	36	88	84	84
	在所者数 806	777	744	4,623	4,285	4,103
視覚障害者更生施設	施設数 14	14	14	19	20	20
	在所者数 920	920	880	1,166	1,196	1,137
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	3	3	3	3	3
	在所者数 99	102	100	100	89	91
内部障害者更生施設	施設数 6	6	6	6	7	7
	在所者数 308	289	304	327	326	328
身体障害者療護施設	施設数 377	397	427	450	472	484
	在所者数 22,641	23,386	24,530	25,689	26,447	26,885
重度身体障害者更生援護施設	施設数 73	73	73	・	・	・
	在所者数 4,341	4,273	4,334	・	・	・
身体障害者福祉ホーム	施設数 42	50	58	62	65	67
	在所者数 495	568	624	657	710	742
身体障害者授産施設	施設数 81	80	80	206	206	202
	在所者数 3,417	3,374	3,304	11,273	11,047	10,838
重度身体障害者授産施設	施設数 128	128	129	・	・	・
	在所者数 8,151	8,123	8,123	・	・	・
身体障害者通所授産施設	施設数 252	259	277	296	315	326
	在所者数 6,361	6,565	6,914	7,490	7,928	8,260
身体障害者小規模通所授産施設	施設数 ・	26	61	136	189	237
	在所者数 ・	391	918	2,119	2,991	3,811
身体障害者福祉工場	施設数 37	37	36	36	36	36
	在所者数 1,366	1,388	1,324	1,295	1,300	1,312
身体障害者福祉センター	施設数 251	253	256	248	250	248
在宅障害者デイサービス施設	施設数 325	371	417	463	465	430
障害者更生センター	施設数 9	9	9	9	8	7
補装具製作施設	施設数 23	23	22	21	21	19
盲導犬訓練施設	施設数 23	7	7	9	9	9
点字図書館	施設数 73	74	72	72	72	72
点字出版施設	施設数 13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数 22	24	26	27	28	30
知的障害者援護施設	施設数 3,002	3,364	3,650	4,014	4,321	4,525
	在所者数 150,873	157,300	165,384	175,407	182,649	188,646
知的障害者デイサービスセンター	施設数 ・	157	198	240	257	235
知的障害者更生施設	施設数 1,653	1,710	1,773	1,856	1,915	1,968
	在所者数 98,864	101,816	104,914	108,545	110,183	111,833
知的障害者授産施設	施設数 1,118	1,186	1,285	1,402	1,539	1,652
	在所者数 47,531	49,759	53,521	57,918	62,152	65,523
知的障害者小規模通所授産施設	施設数 ・	71	141	254	343	399
	在所者数 ・	1,115	2,087	3,847	5,112	5,975
知的障害者通勤寮	施設数 120	121	124	125	124	124
	在所者数 2,662	2,671	2,729	2,808	2,762	2,761
知的障害者福祉ホーム	施設数 68	70	72	76	79	82
	在所者数 692	711	750	788	823	861
知的障害者福祉工場	施設数 43	49	57	61	64	65
	在所者数 1,124	1,228	1,383	1,501	1,617	1,693

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第261表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
交 付 件 数	1,057,585	1,111,827	1,250,400	1,382,189	1,425,255	85,431
公費負担額	19,387,490	20,048,307	21,900,433	22,738,422	24,032,746	6,971,667
義 肢						
義 手 件 数	2,153	2,019	2,059	1,835	1,904	695
公費負担額	271,557	264,548	279,525	254,255	277,603	87,747
義 足 件 数	7,035	6,897	6,995	6,754	7,037	2,617
公費負担額	2,175,703	2,215,752	2,297,758	2,308,341	2,502,191	823,301
装 具 件 数	26,405	27,497	29,389	29,253	29,314	18,864
公費負担額	1,751,777	1,791,971	1,890,344	1,899,441	1,924,450	1,325,253
盲人安全つえ 件 数	7,331	7,018	7,479	7,064	7,006	3,957
公費負担額	23,063	24,841	26,205	23,952	24,068	14,059
補 聴 器 件 数	35,065	36,651	38,194	38,482	39,636	19,692
公費負担額	1,915,913	2,035,501	2,127,718	2,156,481	2,250,931	1,129,985
車 い す 件 数	26,653	24,546	25,873	25,576	26,196	11,952
公費負担額	4,499,451	4,267,197	4,588,503	4,729,912	4,934,265	1,968,816
歩 行 補 助 つ え 件 数	10,497	10,135	10,655	10,899	9,893	3,554
公費負担額	50,697	47,389	48,672	67,623	111,012	21,386
そ の 他 件 数	942,446	997,064	1,129,756	1,262,326	1,304,269	24,100
公費負担額	8,699,329	9,401,108	10,641,708	11,298,417	12,008,226	1,245,120
修 理 件 数	119,724	127,559	139,150	144,503	120,710	50,875
公費負担額	2,989,342	3,064,341	3,290,649	3,407,411	3,594,693	1,668,260
義 肢						
義 手 件 数	958	929	905	819	897	317
公費負担額	74,184	75,516	69,323	65,005	73,145	23,028
義 足 件 数	6,291	6,033	6,354	6,277	6,742	2,809
公費負担額	814,701	790,300	865,514	916,095	1,044,076	353,043
装 具 件 数	10,971	11,086	11,862	11,787	11,888	7,016
公費負担額	192,986	194,469	205,317	206,905	207,188	126,347
盲人安全つえ 件 数	69	52	64	65	59	29
公費負担額	201	70	116	98	82	173
補 聴 器 件 数	59,976	66,868	75,636	81,291	56,819	17,785
公費負担額	275,240	308,691	330,362	373,035	317,816	217,470
車 い す 件 数	36,705	37,025	39,475	39,797	40,572	20,387
公費負担額	1,557,007	1,585,357	1,731,640	1,751,198	1,844,820	793,107
歩 行 補 助 つ え 件 数	2,132	2,104	2,076	1,968	1,276	102
公費負担額	5,124	3,201	3,066	6,111	4,387	286
そ の 他 件 数	2,622	3,462	2,778	2,499	2,457	2,430
公費負担額	69,899	106,737	85,311	88,964	103,179	154,806

(注) 1 車いすには電動車いすを含む。

2 平成16～17年度は、報告書の記載が「基準内補装具」と「基準外補装具」に分割されたため、2表を積算した値である。

3 平成18年度は、障害者自立支援法施行後の平成18年10月から平成19年3月までを対象としている。

4 平成18年度は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害者」から「身体障害者・児」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第262表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	308,042	332,979	367,332	347,336	356,168	348,681
更生援護取扱実人員	1,875,008	1,986,910	2,136,850	2,201,430	2,261,936	2,163,829
相談指導及び措置件数	2,733,090	2,395,037	3,178,153	3,281,237	3,382,771	3,276,071
身体障害者更生援護施設等への 入所その利用及び紹介(再掲)	48,445	53,360	51,609	46,661	49,882	53,476
補 装 具 件 数						
交 付	1,057,585	1,111,827	1,250,400	1,382,189	1,425,255	85,431
修 理	119,724	127,559	139,150	144,503	120,710	50,875
更生医療給付決定件数	123,324	139,277	174,086	200,585	204,984	211,319

(注) 1 平成18年度の「補装具件数」は、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数である。
2 平成18年度の「更生医療給付決定件数」は、障害者自立支援法による平成18年4月から平成19年2月までの件数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第263表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件 数	123,324	139,277	174,086	200,585	204,984	211,319
公費負担額	13,394,000	15,986,937	18,350,995	20,663,118	23,419,790	17,450,720
視 覚 障 害 件 数	129	111	77	87	114	76
公費負担額	12,182	12,318	9,483	7,536	20,822	2,777
聴覚・平衡機能障害 件数	166	180	166	195	231	238
公費負担額	16,654	21,805	12,879	26,232	22,908	12,510
音声・言語・そしゃく機能障害 件数	302	404	372	377	424	544
公費負担額	12,514	23,170	20,967	20,687	23,782	17,837
肢体不自由 件数	11,077	14,272	18,627	20,597	23,490	18,174
公費負担額	1,354,270	1,673,566	2,032,872	2,336,725	2,633,871	1,329,884
心臓機能障害 件数	40,180	46,019	53,232	57,779	58,236	40,192
公費負担額	4,447,505	4,967,100	5,605,323	5,990,308	6,504,286	3,568,134
じん臓機能障害 件数	67,554	74,078	97,460	115,084	115,254	145,465
公費負担額	6,948,856	8,480,240	9,729,671	10,946,443	12,389,096	10,638,483
小腸障害 件数	93	184	349	71	214	136
公費負担額	24,753	37,501	31,430	18,047	27,276	19,661
免疫機能障害 件数	1,817	2,875	3,557	5,756	6,709	6,386
公費負担額	491,012	612,317	866,658	1,197,989	1,782,246	1,853,363
訪問看護 件数	2,006	1,154	246	639	312	108
公費負担額	86,254	158,920	41,712	119,151	15,503	8,071

(注) 1 平成18年度の「件数」は、障害者自立支援法施行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。
2 平成18年度の「公費負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第264表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
入 校 者 数	1,487	1,595	1,602	1,603	1,615	1,661
障 害 種 別						
視 覚	50	39	47	47	47	52
聴 覚 ・ 言 語	234	320	310	249	254	238
上 肢 障 害	365	371	403	421	399	425
下 肢 障 害	549	628	610	620	614	653
体 幹 障 害	178	154	159	144	156	165
内 臓 機 能	119	133	140	168	133	147
知 的 障 害	322	350	361	375	410	410
精 神 障 害	16	28	28	22	39	57
そ の 他 障 害	61	20	16	13	41	39

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。

2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。

資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

第265表 知的障害者の就労状況

《就労形態》

(単位 人、%)

区 分	総 数		正規の職員	臨時雇	日雇	内職	家の仕事の手伝い	その他	作業所	不 詳
平成 2年(1990)	100,300	100.0	22.2	11.2	4.8	1.8	11.8	2.6	43.2	2.4
7 (1995)	129,500	100.0	18.9	10.3	・	1.7	11.3	3.8	51.1	3.0
12 (2000)	138,100	100.0	19.6	10.9	・	1.2	7.5	6.4	50.5	3.9
17 (2005)	779	100.0	15.7	14.9	・	0.6	4.5	5.1	58.3	0.9

《給料》

(単位 人、%)

区 分	総 数		ない	～1万円	1～3万円	3～5万円	5～7万円	7～10万円	10～13万円	13～15万円	15万円～	不 詳
平成 2年(1990)	100,300	100.0	8.5	25.2	10.1	8.1	11.6	10.5	5.5	0.7	2.8	17.1
7 (1995)	129,500	100.0	6.8	30.6	9.8	5.1	7.4	11.2	7.4	2.1	2.0	17.6
12 (2000)	138,100	100.0	6.0	33.8	11.3	7.0	7.0	11.0	7.3	2.0	2.5	12.2
17 (2005)	779	100.0	3.5	44.7	13.0	6.2	6.7	9.0	5.8	3.0	2.1	6.3

(注) 1 「総数」の実数は、平成12年以前は推計値、平成17年は有効回答数である。

2 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」

2 児童福祉

第266表 児童相談所処理件数

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総 数	381,843	398,025	341,629	351,838	349,911	381,757
訓 戒 ・ 誓 約	1,146	1,113	1,036	1,230	1,143	1,263
児 童 福 祉 司 の 指 導	4,284	3,773	3,872	3,916	3,802	3,843
福祉事務所へ送致又は通知	596	590	510	584	625	500
児 童 委 員 の 指 導	37	36	32	18	32	46
里 親 委 託	982	1,148	1,315	1,267	1,296	1,166
児童福祉施設に入所通所	23,814	22,870	23,157	22,868	22,944	19,519
法第27条の3により家庭裁判 所に送致されたもの(再掲)	58	62	47	52	43	31
他の機関にあつた紹介	6,740	5,711	3,863	4,732	4,328	4,332
面 接 指 導	297,934	304,024	274,716	281,368	281,203	300,490
そ の 他	46,310	58,760	33,128	35,855	34,538	50,598
年度末現在未処理件数	20,683	21,193	24,064	24,902	24,111	22,322

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第267表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分		平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総	施設数	33,089	33,217	33,266	33,383	33,406	33,545
	在所者数	1,976,976	2,022,530	2,078,026	2,121,144	2,164,040	2,191,996
助産施設	施設数	516	502	492	478	460	456
乳児院	施設数	114	115	114	115	117	117
	在所者数	2,784	2,912	2,942	2,840	2,938	3,077
母子生活支援施設	施設数	290	286	285	288	285	282
	在所者数	11,555	11,774	11,560	11,740	11,608	11,224
保育所	施設数	22,199	22,231	22,288	22,391	22,494	22,624
	在所者数	1,904,067	1,949,899	2,005,002	2,048,324	2,090,374	2,118,079
児童養護施設	施設数	552	551	552	554	556	558
	在所者数	28,913	29,610	30,042	30,014	30,597	30,830
知的障害児施設	施設数	272	270	266	259	258	255
	在所者数	12,276	11,927	11,618	10,676	10,346	10,155
自閉症児施設	施設数	7	7	7	7	7	7
	在所者数	258	251	240	213	240	257
知的障害児通園施設	施設数	234	239	240	247	252	256
	在所者数	7,911	8,102	8,216	8,669	8,829	9,089
盲児施設	施設数	14	13	13	12	11	11
	在所者数	178	163	149	131	138	139
ろうあ児施設	施設数	16	15	15	14	14	14
	在所者数	231	231	222	207	203	193
難聴幼児通園施設	施設数	26	25	25	25	25	25
	在所者数	944	755	740	727	748	749
虚弱児施設	施設数	・	・	・	・	・	・
	在所者数	・	・	・	・	・	・
肢体不自由児施設	施設数	65	65	66	64	63	63
	在所者数	4,248	3,800	3,801	3,635	3,236	3,060
肢体不自由児通園施設	施設数	85	88	88	93	98	99
	在所者数	2,932	2,802	2,809	2,671	3,047	2,793
肢体不自由児療護施設	施設数	7	6	6	6	6	6
	在所者数	257	236	240	237	236	228
重症心身障害児施設	施設数	91	97	101	103	108	112
	在所者数	9,322	9,329	9,582	10,246	10,326	10,489
情緒障害児短期治療施設	施設数	17	19	20	25	25	27
	在所者数	865	719	764	840	910	1,030
児童自立支援施設	施設数	57	57	57	58	58	58
	在所者数	1,790	1,794	1,659	1,714	1,872	1,828
児童家庭支援センター	施設数	・	29	35	45	49	57
小型児童館	施設数	2,790	2,821	2,834	2,870	2,881	2,897
児童センター	施設数	1,445	1,583	1,610	1,643	1,663	1,691
大型児童館A型	施設数	16	17	16	16	18	17
大型児童館B型	施設数	4	4	4	4	4	4
大型児童館C型	施設数	1	1	1	1	1	1
その他の児童館	施設数	164	151	146	139	126	106
児童遊園	施設数	4,107	4,025	3,985	3,926	3,827	3,802

(注) 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数に含まない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第268表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
登録里親数	7,372	7,161	7,285	7,542	7,737	7,882
児童が委託されている里親数	1,729	1,873	2,015	2,184	2,370	2,453
里親に委託されている児童数	2,211	2,517	2,811	3,022	3,293	3,424
登録保護受託者数	190	169	166	40	・	・
児童が委託されている保護受託者数	2	1	—	—	・	・
保護受託者に委託されている児童数	2	1	—	—	・	・

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。
2 「保護受託者」とは、義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。
3 保護受託者の制度は、平成17年度より廃止。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第269表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
《育成医療》						
給付決定件数	63,935	66,523	68,640	71,171	69,144	57,253
肢体不自由	12,224	13,052	13,709	14,107	13,926	10,344
視覚障害	6,985	7,111	7,457	7,392	7,688	5,865
聴覚・平衡機能障害	3,178	3,631	3,809	4,159	3,787	2,962
音声・言語・そしゃく機能障害	14,884	16,009	15,427	17,440	16,396	17,514
心臓機能障害	8,775	8,917	9,293	9,547	9,332	9,342
腎臓機能障害	991	1,015	1,014	1,140	941	835
その他	16,898	16,788	17,931	17,386	17,074	10,391
公費負担額	4,849,976	4,722,765	4,971,628	5,076,179	5,077,107	2,960,579
社会保険負担額	53,165,592	53,729,276	53,440,239	54,863,151	54,901,314	41,540,027
《養育医療》						
給付決定件数	28,526	27,688	31,851	32,866	31,485	31,032
公費負担額	4,619,592	5,023,579	5,925,299	6,129,701	5,797,125	6,053,086
社会保険・結核予防法による負担額	54,681,976	58,060,539	58,255,956	61,768,334	64,658,039	67,957,844
《療育の給付》						
給付決定件数	50	33	57	32	22	15
骨関節結核以外	—	2	8	7	—	—
骨関節結核以外の結核	50	31	49	25	22	15
公費負担額	19,759	16,615	24,689	13,408	8,679	5,985
社会保険・結核予防法による負担額	41,671	35,581	67,945	31,279	34,795	13,992
《補装具交付》						
決定件数	138,984	161,796	182,630	89,759	91,266	・
義手	91	86	87	69	54	・
義足	364	385	378	360	336	・
装具	22,195	23,172	25,272	24,149	24,720	・
盲人安全つ	119	141	150	181	102	・
補聴器	5,295	5,048	5,125	5,105	4,621	・
歩行補助つ	1,435	1,750	1,715	1,947	1,320	・
その他	10,687	10,773	10,828	9,577	9,774	・
児童福祉法による公費負担額	98,798	120,441	139,075	48,371	50,339	・
児童福祉法による公費負担額	7,925,396	8,627,553	9,441,241	7,039,153	7,411,642	・
《補装具修理》						
決定件数	34,009	35,030	37,522	35,820	29,192	・
義手	25	8	11	6	9	・
義足	157	132	134	120	127	・
装具	2,143	2,245	2,509	2,316	2,396	・
盲人安全つ	—	13	17	2	2	・
補聴器	24,907	24,965	25,791	25,331	18,267	・
歩行補助つ	153	115	134	116	57	・
その他	3,840	4,249	4,728	4,788	4,822	・
児童福祉法による公費負担額	2,784	3,303	4,198	3,141	3,512	・
児童福祉法による公費負担額	532,716	594,774	695,492	700,122	763,253	・

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。
2 車いすには電動車いすを含む。
3 平成17年度以前の《育成医療》「社会保険負担額」は、「社会保険・結核予防法による負担額」である。
4 平成18年度の《育成医療》「給付決定件数」は、障害者自立支援法試行後の平成18年4月から平成19年2月までを対象としている。
5 平成18年度の《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、平成18年4月診療分から平成19年2月診療分までを対象としている。
6 平成18年度の《補装具交付》《補装具修理》は、障害者自立支援法施行により報告書の記載が「身体障害児童」から「身体障害者・児」に変更されたため、第8節1身体障害者及び知的障害者の項に掲載。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第270表 1歳6か月児健康診査実施件数、受診者数

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
件数	1,095,026	1,091,662	1,086,075	1,179,122	1,055,377	・
受診者数	1,091,442	1,088,860	1,085,159	1,088,110	1,050,631	1,044,192

資料：「件数」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ
 「受診者数」は、厚生労働省統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第271表 3歳児健康診査受診者数

区分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
受診者数	1,050,717	1,062,409	1,053,813	1,066,639	1,047,333	1,047,349
精密健康診査受診実人数	66,991	63,453	62,492	60,371	60,333	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・老人保健事業報告」

第272表 児童扶養手当受給世帯数

区分	年度末現在					
	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
総数	759,197	822,958	871,161	911,470	936,579	955,741
生別母子世帯						
離婚	668,952	725,403	768,580	803,559	824,654	840,609
その他	1,249	1,412	1,448	1,560	1,626	1,645
死別母子世帯	9,327	9,487	9,462	9,480	9,325	9,256
未婚の母子世帯	55,063	60,238	64,219	67,827	70,543	73,655
障害者世帯	2,859	2,877	2,808	2,803	2,714	2,662
遺棄世帯	6,862	6,563	5,975	5,618	5,382	4,943
その他の世帯	14,885	16,978	18,669	20,623	22,335	22,971

(注) 1 生別母子世帯の「その他」とは、父が生死不明の児童、父が引続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。

2 「その他の世帯」とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第273表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	年度末現在					
	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
特別児童扶養手当受給者数	146,702	150,980	156,836	162,026	163,670	168,558
受給対象障害児数	150,696	155,388	161,451	166,836	168,819	174,141
障害児福祉手当受給者数	56,088	56,980	58,666	59,880	60,728	61,981
特別障害者手当受給者数	103,307	104,441	106,068	105,896	105,647	107,298
経過の福祉手当受給者数	18,878	17,112	15,605	14,175	12,323	11,057

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第274表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

平成18年2月末現在（単位 金額：千円）

区 分	受給者数				支給対象児童数及び支給額	
	総 計	支給対象児童数別			支給対象児童数	支 給 額
		1 人	2 人	3人以上		
総 計	7,484,532	5,565,404	1,729,326	189,802	9,603,648	624,874,572
児 童 手 当	2,126,504	1,893,240	221,206	12,058	2,372,897	163,307,406
特 例 給 付	526,365	478,442	45,313	2,610	577,051	37,782,676
小学校第3学年修了前特例給付	4,831,663	3,193,722	1,462,807	175,134	6,653,700	423,784,490
市 町 村 支 給 分 計	6,870,337	5,129,486	1,570,671	170,180	8,790,688	570,720,422
児 童 手 当	2,018,759	1,799,942	207,676	11,141	2,249,719	154,333,561
特 例 給 付	401,744	368,985	31,413	1,346	435,907	28,324,736
小学校第3学年修了前特例給付	4,449,834	2,960,559	1,331,582	157,693	6,105,062	388,062,125
被 用 者	4,958,713	3,702,682	1,143,874	112,157	6,331,582	407,717,026
児 童 手 当	1,386,900	1,239,823	140,716	6,361	1,540,732	104,861,320
特 例 給 付	401,744	368,985	31,413	1,346	435,907	28,324,736
小学校第3学年修了前特例給付	3,170,069	2,093,874	971,745	104,450	4,354,943	274,530,970
非 被 用 者	1,911,624	1,426,804	426,797	58,023	2,459,106	163,003,396
児 童 手 当	631,859	560,119	66,960	4,780	708,987	49,472,241
小学校第3学年修了前特例給付	1,279,765	866,685	359,837	53,243	1,750,119	113,531,155
公 務 員 分	614,195	435,918	158,655	19,622	812,960	54,154,150
児 童 手 当	107,745	93,298	13,530	917	123,178	8,973,845
特 例 給 付	124,621	109,457	13,900	1,264	141,144	9,457,940
小学校第3学年修了前特例給付	381,829	233,163	131,225	17,441	548,638	35,722,365

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第275表 児童手当拠出金徴収状況

(単位 円)

区 分	平成16年度 (2004)		17 (2005)	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総 計	137,305,891,563	137,305,891,563	138,135,605,857	138,135,605,857
厚生年金保険関係	131,905,204,169	131,905,204,169	132,653,738,000	132,653,738,000
船員保険関係	28,950	28,950	・	・
共済組合関係	5,400,658,444	5,400,658,444	5,481,867,857	5,481,867,857

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第276表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

平成17年度（単位 人）

区 分	平成17年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用者 の区分の変更 による増減数	平成18年2月末現在 受給者数
総 計	7,473,570	2,105,028	2,094,066	0	7,484,532
児 童 手 当	2,185,932	756,868	816,296	0	2,126,504
特 例 給 付	537,161	267,740	278,536	0	526,365
小学校第3学年修了前特例給付	4,750,477	1,080,420	999,234	0	4,831,663
市 町 村 支 給 分 計	6,867,645	1,913,245	1,910,553	0	6,870,337
児 童 手 当	2,085,933	713,199	780,373	0	2,018,759
特 例 給 付	401,040	219,335	218,631	0	401,744
小学校第3学年修了前特例給付	4,380,672	980,711	911,549	0	4,449,834
被 用 者	4,935,657	1,382,243	1,399,324	40,137	4,958,713
児 童 手 当	1,425,691	462,070	516,793	15,932	1,386,900
特 例 給 付	401,040	219,335	218,631	0	401,744
小学校第3学年修了前特例給付	3,108,926	700,838	663,900	24,205	3,170,069
非 被 用 者	1,931,988	531,002	511,229	△ 40,137	1,911,624
児 童 手 当	660,242	251,129	263,580	△ 15,932	631,859
小学校第3学年修了前特例給付	1,271,746	279,873	247,649	△ 24,205	1,279,765
公 務 員 分	605,925	191,783	183,513	0	614,195
児 童 手 当	99,999	43,669	35,923	0	107,745
特 例 給 付	136,121	48,405	59,905	0	124,621
小学校第3学年修了前特例給付	369,805	99,709	87,685	0	381,829

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

第277表 児童手当制度の費用負担

平成19年度

	0歳から3歳未満		3歳から小学校修了前		公務員		
	被用者 (サラリーマン)	非被用者 (自営業者)	被用者 (サラリーマン)	非被用者 (自営業者)	国	地方	
費用負担	特例給付 (法附則第6条給付) →		事業主拠出金 10/10		← 860.0万円		
	児童手当 →	事業主拠出金 7/10		国 1/3	地方 2/3	国 10/10	地方 10/10
		1/10					
	小学校修了前特例給付 (法附則第8条給付) →		国 1/3	地方 2/3	← 860.0万円		国
小学校修了前特例給付 (法附則第7条給付) →		国 1/3	地方 2/3	国 1/3	地方 2/3	国 10/10	地方 10/10
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方負担分は都道府県と市町村で折半 ・ 公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担 ・ 所得制限限度額については、4人世帯 (夫婦+子ども2人) の場合の年収 							
拠出金率	標準報酬月額及び標準賞与額それぞれの1,000分の1.3厚生年金等の保険料に上乗せして徴収						

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第278表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
福 祉 事 務 所						
事 務 所 数 都 道 府 県	335	333	333	321	293	246
区 市 町 村	860	865	879	905	934	987
職 員 数 査 察 指 導 員	2,893	2,913	2,951	3,031	・	・
現 業 員	17,371	18,146	18,890	19,581	・	・
身体障害者福祉司	69	70	77	80	・	・
知的障害者福祉司	82	86	75	79	・	・
老人福祉指導主事	82	93	84	90	・	・
家庭児童福祉主事	27	30	29	27	・	・
身体障害者更生相談所 相 談 所 数	68	68	71	73	74	73
知的障害者更生相談所 相 談 所 数	72	72	75	77	75	74
児 童 相 談 所 相 談 所 数	175	180	182	182	187	191
職 員 数	6,046	6,502	6,607	6,847	7,227	7,662
民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 定 数	226,695	226,695	226,695	229,958	229,958	229,958

- (注) 1 福祉事務所は4月1日現在。平成16年度以前は10月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。福祉事務所の「職員数」は、平成17年度より調査が廃止された。
 2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。
 3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。
 4 児童相談所は、5月1日現在。平成18年度は4月1日現在。
 5 民生委員・児童員数については、主任児童委員数を含む（平成6年に主任児童委員制度を創設）。平成13、16～17年度については12月1日現在。

資料：「福祉事務所」「民生委員・児童委員定数」は、厚生労働省社会・援護局調べ
 「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ
 「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第279表 社会福祉施設数（施設の種類の別）

区 分	昭和55度 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 数	41,931	47,943	51,006	58,786	75,875	79,140	82,270	86,352	90,098	94,612
保 護 施 設	347	353	351	340	296	295	292	294	297	298
救 護 施 設	160	169	173	174	178	177	180	180	181	183
更 生 施 設	16	18	18	18	19	19	17	18	20	20
医 療 保 護 施 設	68	69	68	65	64	64	63	63	63	62
授 産 施 設	76	76	76	68	24	24	22	22	21	21
宿 所 提 供 施 設	27	21	16	15	11	11	10	11	12	12
養 老 施 設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
老 人 福 祉 施 設	3,354	4,610	6,506	12,904	28,643	31,037	33,419	36,475	39,475	43,285
養護老人ホーム（一般）	910	902	904	900	902	903	906	911	914	916
養護老人ホーム（盲）	34	42	46	47	47	48	48	48	48	48
特別養護老人ホーム	1,031	1,619	2,260	3,201	4,463	4,651	4,870	5,084	5,291	5,535
軽費老人ホーム（A型）	170	242	254	252	246	245	241	242	243	240
軽費老人ホーム（B型）	36	38	38	38	38	38	36	34	34	33
軽費老人ホーム（介護利用型）	・	・	3	261	1,160	1,297	1,437	1,566	1,651	1,693
老人福祉センター（特A型）	・	・	241	266	269	270	270	268	268	267
老人福祉センター（A型）	1,173	1,767	1,457	1,594	1,624	1,618	1,606	1,609	1,603	1,590
老人福祉センター（B型）	・	・	326	354	378	382	387	388	427	427
老人日帰り介護施設（A型）	・	・	・	265	・	・	・	・	・	・
老人日帰り介護施設（B型）	・	・	977	2,863	・	・	・	・	・	・
老人日帰り介護施設（C型）	・	・	・	307	・	・	・	・	・	・
老人日帰り介護施設（D型）	・	・	・	187	・	・	・	・	・	・
老人日帰り介護施設（E型）	・	・	・	326	・	・	・	・	・	・
通所介護事業所	・	・	・	・	8,037	9,138	10,485	12,498	14,725	17,652
老人短期入所施設	・	・	・	15	・	・	・	・	・	・
短期入所生活介護事業所	・	・	・	・	4,515	4,887	5,149	5,439	5,657	6,216
老人介護支援センター	・	・	・	2,028	6,964	7,560	7,984	8,388	8,614	8,668
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	574	848	1,033	1,321	1,766	1,883	2,022	2,164	2,263	2,294
肢体不自由者更生施設	51	48	44	41	37	36	36	88	84	84
視覚障害者更生施設	13	16	16	15	14	14	14	19	20	20
聴覚・言語障害者更生施設	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
内部障害者更生施設	21	15	13	6	6	6	6	6	7	7
身体障害者療護施設	109	167	210	269	377	397	427	450	472	484
重度身体障害者更生援護施設	39	52	61	71	73	73	73	・	・	・
身体障害者福祉ホーム	・	・	10	21	42	50	58	62	65	67
身体障害者授産施設	76	87	85	82	81	80	80	206	206	202
重度身体障害者授産施設	79	110	119	125	128	128	129	・	・	・
身体障害者通所授産施設	8	64	109	185	252	259	277	296	315	326
身体障害者小規模通所授産施設	・	・	・	・	・	26	61	136	189	237
身体障害者福祉工場	19	21	24	34	37	37	36	36	36	36
身体障害者福祉センター（A型）	14	24	33	36	41	40	41	40	40	39
身体障害者福祉センター（B型）	30	114	157	197	210	213	215	208	210	209
在宅障害者デイサービス施設	・	・	25	103	325	371	417	463	465	430
障害者更生センター	・	8	9	9	9	9	9	9	8	7
補装具製作施設	29	34	28	26	23	23	22	21	21	19
盲導犬訓練施設	・	・	・	・	・	7	7	9	9	9
点字図書館	70	73	74	74	73	74	72	72	72	72
点字出版施設	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	・	・	・	11	22	24	26	27	28	30
婦 人 保 護 施 設	58	56	53	52	50	50	50	50	50	50
児 童 福 祉 施 設	31,980	33,309	33,176	33,231	33,089	33,217	33,266	33,383	33,406	33,545
助 産 施 設	937	780	635	560	516	502	492	478	460	456
乳 児 院	125	122	118	116	114	115	114	115	117	117
母子生活支援施設	369	348	327	309	290	286	285	288	285	282
保 育 所	22,036	22,899	22,703	22,488	22,199	22,231	22,288	22,391	22,494	22,624
児 童 養 護 施 設	531	538	533	528	552	551	552	554	556	558
知 的 障 害 児 施 設	349	321	307	295	272	270	266	259	258	255

第3部 社会保障関係統計資料編

区 分	昭和55年 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
自閉症児施設	3	8	8	7	7	7	7	7	7	7
知的障害児通園施設	217	218	215	222	234	239	240	247	252	256
盲児施設	29	28	21	19	14	13	13	12	11	11
ろうあ児施設	29	24	18	17	16	15	15	14	14	14
難聴幼児通園施設	13	23	27	26	26	25	25	25	25	25
虚弱児施設	33	34	33	32
肢体不自由児施設	76	74	72	70	65	65	66	64	63	63
肢体不自由児通園施設	57	70	73	79	85	88	88	93	98	99
肢体不自由児療護施設	7	8	8	8	7	6	6	6	6	6
重症心身障害児施設	48	56	65	78	91	97	101	103	108	112
情緒障害児短期治療施設	11	11	13	16	17	19	20	25	25	27
児童自立支援施設	58	57	57	57	57	57	57	58	58	58
児童家庭支援センター	29	35	45	49	57
小型児童館	2,815	3,517	3,840	2,719	2,790	2,821	2,834	2,870	2,881	2,897
児童センター				1,235	1,445	1,583	1,610	1,643	1,663	1,691
大型児童館A型				13	16	17	16	16	18	17
大型児童館B型				3	4	4	4	4	4	4
大型児童館C型				1	1	1	1	1	1	1
その他の児童館				183	164	151	146	139	126	106
児童遊園	4,237	4,173	4,103	4,150	4,107	4,025	3,985	3,926	3,827	3,802
知的障害者援護施設	786	1,244	1,732	2,332	3,002	3,364	3,650	4,014	4,321	4,525
知的障害者サービスセンター	157	198	240	257	235
知的障害者更生施設(入所)	476	680	862	1,085	1,303	1,344	1,389	1,430	1,454	1,470
知的障害者更生施設(通所)	39	76	137	239	350	366	384	426	461	498
知的障害者授産施設(入所)	101	144	181	210	228	229	227	227	227	225
知的障害者授産施設(通所)	107	240	396	608	890	957	1,058	1,175	1,312	1,427
知的障害者小規模通所授産施設	71	141	254	343	399
知的障害者通勤寮	63	88	106	112	120	121	124	125	124	124
知的障害者福祉ホーム	.	16	46	58	68	70	72	76	79	82
知的障害者福祉工場	4	20	43	49	57	61	64	65
母子福祉施設	75	88	92	92	90	89	91	85	84	80
母子福祉センター	49	59	68	72	73	73	74	72	73	71
母子休養ホーム	26	29	24	20	17	16	17	13	11	9
精神障害者社会復帰施設	.	.	90	233	521	857	1,082	1,363	1,530	1,687
精神障害者生活訓練施設	.	.	31	80	205	232	246	263	274	286
精神障害者福祉ホーム	.	.	33	73	115	127	159	195	212	233
精神障害者入所授産施設	.	.	.	6	22	25	28	29	29	30
精神障害者通所授産施設	.	.	26	73	168	183	208	245	261	285
精神障害者小規模通所授産施設	30	109	215	306	375
精神障害者福祉工場	.	.	.	1	11	12	14	17	18	18
精神障害者地域生活支援センター	248	318	399	430	460
その他の社会福祉施設等	4,757	7,435	7,973	8,281	8,418	8,348	8,398	8,524	8,672	8,848
生活の扶助を行う施設
授産施設	145	147	156	157	168	163	154	149	130	125
宿所提供施設	68	54	48	45	85	119	149	207	220	224
盲人ホーム	33	30	29	29	30	29	28	28	28	28
無料低額診療施設	246	235	243	238	240	233	231	232	236	234
隣保館	1,076	1,196	1,266	1,277	1,275	1,221	1,216	1,211	1,206	1,177
へき地保健福祉館	242	240	232	188	160	155	151	141	130	123
へき地保育所	...	1,630	1,584	1,389	1,195	1,156	1,104	1,027	941	866
地域福祉センター	123	235	405	419	431	434	446
老人憩の家	2,800	3,739	4,171	4,497	4,619	4,410	4,383	4,352	4,253	4,173
老人休養ホーム	71	67	71	66	61	57	55	52	49	46
有料老人ホーム	76	97	173	272	350	400	508	694	1,045	1,406
結核回復者後援施設

- (注) 1 身体障害者福祉法の改正(昭和59年)により、身体障害者福祉センター(A型、B型)、障害者更生センターが「その他の社会福祉施設等」から「身体障害者更生援護施設」に、老人福祉法の改正(平成2年)により、老人日帰り介護施設が「その他の社会福祉施設等」から「老人福祉施設」に、精神薄弱者福祉法の改正(平成2年)により、精神薄弱者通勤寮、精神薄弱者福祉ホーム及び精神薄弱者福祉工場が「その他の社会福祉施設等」から「精神薄弱者援護施設」となった。精神薄弱者は平成11年4月法律改正により知的障害者となった。
- 2 平成12年以降の「特別養護老人ホーム」は、「介護サービス・事業所調査」において介護老人福祉施設として把握した数値である。
- 3 平成12年以降の「通所介護」「短期入所生活介護」は、「介護サービス・事業所調査」において通所介護、短期入所生活介護として把握した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第280表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度(2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	13,016	10,437,145	19,013	19,358,500	17,955	16,151,050	12,681	13,441,201	11,034	11,263,005
更生資金	585	583,419	547	574,783	524	703,108	461	597,813	355	456,727
障害者更生資金	246	413,681	199	310,274	—	—	—	—	—	—
生活資金	402	197,365	12	6,620	—	—	—	—	—	—
福祉資金	1,524	1,246,518	1,453	1,098,636	1,362	1,029,262	1,197	855,855	1,044	737,727
住宅資金	412	531,153	364	512,525	296	406,685	232	364,076	185	293,956
修学資金	9,090	7,258,703	8,758	6,771,766	7,641	6,499,805	7,163	6,431,171	6,664	5,818,920
療養・介護資金	691	168,966	863	507,984	639	448,542	581	405,859	484	331,129
災害援護資金	37	35,920	50	50,631	198	201,784	59	65,503	36	38,407
緊急小口資金	29	1,420	2,008	97,456	4,520	396,015	1,543	75,125	1,174	55,428
離職者支援資金	・	・	4,623	6,842,270	2,636	4,032,866	1,303	1,826,216	969	1,393,804
長期生活支援資金	・	・	136	2,585,555	139	2,432,983	142	2,819,583	123	2,136,907

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第281表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成14年度(2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	56,466	22,704,969	57,877	23,496,252	56,540	23,921,867	53,752	23,609,047	51,460	23,365,669
事業開始資金	122	253,223	106	217,152	78	178,079	79	179,567	43	90,781
事業継続資金	56	71,921	45	54,930	33	34,830	21	23,870	22	27,823
修学資金	38,180	17,448,238	38,296	17,652,555	38,761	18,090,844	37,210	17,726,724	36,032	17,674,159
技能習得資金	1,208	443,778	1,264	487,577	1,215	461,964	1,108	438,382	1,017	423,986
修業資金	1,028	428,585	1,067	451,225	1,058	433,650	991	401,028	870	358,114
就職支度資金	154	33,308	182	38,616	124	26,632	135	28,481	116	24,599
医療介護資金(療養資金)	79	15,514	69	13,135	57	11,891	53	10,959	31	6,149
生活資金	1,882	699,474	2,041	805,266	1,767	772,060	1,490	756,145	1,386	757,978
住宅資金	92	81,128	78	68,953	74	66,334	48	37,115	54	53,672
転宅資金	1,523	405,612	1,540	358,003	1,182	272,920	1,019	232,439	831	187,778
就学支度資金	11,633	2,751,225	12,701	3,309,279	12,052	3,558,544	11,522	3,766,058	11,014	3,754,570
結婚資金	13	24,786	11	3,150	10	2,920	6	1,800	11	3,300
(特例)児童扶養資金	496	48,177	477	36,411	129	11,199	70	6,479	33	2,760

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

第282表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
法適用都道府県延数	2	2	4	22	7	7
法適用都道府県実数	2	2	4	15	7	6
法適用市町村延数	4	2	14	150	38	21
災害救助費国庫負担額	90,774	10,994	336,495	21,205,696	1,860,868	597,753
国庫負担対象都道府県数	2	2	4	13	7	5

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第9節 生活保護

第283表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
被保護世帯数						
年度合計	9,662,022	10,451,173	11,295,238	11,986,644	12,498,099	12,909,835
1か月平均	805,169	870,931	941,270	998,887	1,041,508	1,075,820
被保護人員						
年度合計	13,777,056	14,912,681	16,131,921	17,080,661	17,710,054	18,166,704
1か月平均	1,148,088	1,242,723	1,344,327	1,423,388	1,475,838	1,513,892
保護率(人口千対)	9.0	9.8	10.5	11.1	11.6	11.8
総人口(千人)	127,291	127,435	127,619	127,687	127,768	127,770

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。平成17年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第284表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
被保護実世帯数	805,169	870,931	941,270	998,887	1,041,508	1,075,820
現に保護を受けた世帯数	803,993	869,637	939,733	997,149	1,039,570	1,073,650
世帯主が働いている世帯	75,726	82,746	91,082	99,141	105,505	110,687
常 用	49,397	54,504	60,651	66,559	71,493	76,315
日 雇	9,910	11,057	12,443	14,028	15,302	15,725
内 職	6,339	6,364	6,456	6,480	6,526	6,617
そ の 他	10,079	10,820	11,532	12,074	12,184	12,029
そ の 他 の 世 帯	728,267	786,891	848,651	898,008	934,065	962,963
世帯員が働いている世帯	19,569	20,965	22,885	24,390	25,039	25,313
働いている者のいない世帯	708,698	765,926	825,766	873,618	909,026	937,650
保護停止中の世帯	1,176	1,294	1,537	1,738	1,938	2,170

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」

第285表 扶助別人員

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
被 保 護 実 人 員	1,148,088	1,242,723	1,344,327	1,423,388	1,475,838	1,513,892
扶 助 人 員 総 数	3,025,763	3,306,683	3,607,903	3,858,843	4,053,603	4,158,788
生 活 扶 助	1,014,524	1,105,499	1,201,836	1,273,502	1,320,413	1,354,242
住 宅 扶 助	891,223	975,486	1,069,135	1,143,310	1,194,020	1,233,105
教 育 扶 助	104,590	114,213	124,270	132,019	135,734	137,129
介 護 扶 助	84,463	105,964	127,164	147,239	164,093	172,214
医 療 扶 助	928,527	1,002,886	1,082,648	1,154,521	1,207,814	1,226,233
入 院	134,956	135,197	132,578	132,285	131,104	130,487
単 給	70,260	67,725	65,271	63,164	61,364	59,423
併 給	64,696	67,472	67,306	69,120	69,741	71,065
入 院 外	793,572	867,689	950,070	1,022,236	1,076,710	1,095,746
単 給	19,042	20,098	22,060	21,955	21,604	20,770
併 給	774,530	847,591	928,010	1,000,281	1,055,106	1,074,976
出 産 扶 助	91	101	116	113	112	116
生 業 扶 助	706	743	793	1,091	29,253	33,487
葬 祭 扶 助	1,641	1,791	1,942	2,049	2,165	2,262

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第286表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）

平成18年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	15,348	3,774	1,430	6,672	908	2,564
世帯主の傷病	6,374	810	342	4,237	445	540
世帯員の傷病	221	14	21	80	12	94
急迫保護で医療扶助単給	1,710	200	16	1,427	10	57
要介護状態	66	46	4	5	3	8
働いていた者の死亡	58	26	15	2	5	10
働いていた者の離別等	610	78	386	44	20	82
定年・失業	795	133	77	103	27	455
高齢による収入減少	683	637	・	14	1	31
事業不振・倒産	111	49	2	13	6	41
その他の働きによる収入減少	551	95	118	64	35	239
社会保障給付金の減少・喪失	210	120	6	25	32	27
貯金等の減少・喪失	2,526	1,096	287	371	197	575
仕送りの減少・喪失	466	249	48	61	43	65
その他の	967	221	108	226	72	340

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第287表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成18年9月

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	11,670	3,578	812	4,652	681	1,947
世帯主の傷病治療	1,733	179	12	1,421	18	103
世帯員の傷病治療	12	—	1	6	—	5
死亡	2,931	1,900	6	724	216	85
失 業	1,787	282	16	1,008	48	433
働きによる収入の増加・取得	1,606	69	343	432	66	696
働き手の転入	115	18	46	22	9	20
社会保障給付金の増加	542	195	17	154	88	88
仕送りの増加	80	30	20	13	3	14
親類・縁者等の引取り	304	102	65	70	26	41
施設入所	236	189	9	12	15	11
医療費の他法負担	62	33	2	12	10	5
その他	2,262	581	275	778	182	446

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第288表 保護費（扶助別）

（単位 千円）

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 額	1,973,420,396	2,111,757,630	2,252,319,835	2,422,226,406	2,543,449,926	2,628,947,801
生活扶助費	641,003,527	695,069,736	760,195,683	818,217,352	840,128,460	849,360,208
住宅扶助費	200,684,532	223,992,950	252,144,753	282,264,039	307,271,220	327,186,408
教育扶助費	8,348,790	8,930,353	9,768,178	10,666,539	11,335,600	11,791,646
介護扶助費	14,333,250	22,163,237	29,119,258	35,841,137	41,880,243	47,040,105
医療扶助費	1,071,099,195	1,122,908,438	1,162,217,743	1,236,139,923	1,302,859,287	1,347,045,434
出産扶助費	218,744	214,920	227,619	267,382	250,595	222,112
生業扶助費	171,934	188,171	255,062	297,422	316,953	6,218,998
葬祭扶助費	3,423,498	3,697,152	4,209,930	4,417,553	4,924,576	5,328,011
施設事務費及び委託事務費	34,136,926	34,592,672	34,181,609	34,115,060	34,482,992	34,754,880
《1人当り月額（円）》						
総 額	153,372	153,281	151,034	150,151	148,908	148,444
生活扶助費	56,644	57,093	57,304	56,734	54,975	53,604
住宅扶助費	20,293	20,944	21,540	22,001	22,396	22,835
教育扶助費	7,177	7,115	7,127	7,153	7,155	7,239

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第289表 医療扶助決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	18,940,662	20,967,568	23,249,002	24,837,679	26,529,305	26,255,402
金額	1,039,079,270	1,064,435,714	1,140,763,554	1,190,842,212	1,235,391,699	1,256,942,765
一般診療 件数	17,462,856	19,311,290	21,383,682	22,797,016	24,443,342	23,993,194
金額	1,004,845,357	1,027,740,309	1,099,715,517	1,147,392,208	1,189,562,141	1,211,935,648
入院 件数	1,854,063	1,880,038	1,985,430	1,995,745	2,010,280	1,944,797
金額	713,717,220	722,195,460	757,761,657	780,070,740	789,869,197	796,905,494
入院外 件数	15,608,793	17,431,252	19,398,252	20,801,271	22,433,062	22,048,397
金額	291,128,137	305,544,849	341,953,860	367,321,468	399,692,944	415,030,154
歯科診療 件数	1,477,806	1,656,278	1,865,320	2,040,663	2,085,963	2,262,208
金額	34,233,913	36,695,405	41,048,037	43,450,004	45,829,558	45,007,117

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

第290表 生活保護基準額改定の推移

区分	実施年月日	生活扶助	改定率(%)		住宅扶助
第1回	21. 3. 13	199. 80	—		—
第1次	21. 4. 1	252	126. 6		—
第5次	22. 7. 1	912	144. 8		—
第10次	24. 5. 1	5, 200	114. 7		—
第15次	34. 4. 1	9, 346	105. 6		—
第16次	35. 4. 1	9, 621	102. 9		—
第17次	36. 4. 1	10, 344	116. 0		—
第20次	39. 4. 1	16, 147	113. 0		2, 000
第21次	40. 4. 1	18, 084	112. 0		2, 000
第25次	44. 4. 1	29, 945	113. 0		2, 800
第30次	49. 4. 1	60, 690	120. 0		5, 500
第35次	54. 4. 1	114, 340	108. 3		9, 000
第40次	59. 4. 1	152, 960	102. 9		9, 000
第42次	61. 4. 1	126, 977	102. 0		9, 000
第43次	62. 4. 1	129, 136	101. 7		9, 000
第44次	63. 4. 1	130, 944	101. 4		9, 000
第45次	元. 4. 1	136, 444	104. 2		13, 000
第46次	2. 4. 1	140, 674	103. 1		13, 000
第47次	3. 4. 1	145, 457	103. 4		13, 000
第48次	4. 4. 1	149, 966	103. 1		13, 000
第49次	5. 4. 1	153, 265	102. 2		13, 000
第50次	6. 4. 1	155, 717	101. 6		13, 000
第51次	7. 4. 1	157, 274	101. 0		13, 000
第52次	8. 4. 1	158, 375	100. 7		13, 000
第53次	9. 4. 1	161, 859	102. 2		13, 000
第54次	10. 4. 1	163, 316	100. 9		13, 000
第55次	11. 4. 1	163, 806	100. 3		13, 000
第56次	12. 4. 1	163, 970	100. 1		13, 000
第57次	13. 4. 1	163, 970	100. 0 (据置)		13, 000
第58次	14. 4. 1	163, 970	100. 0 (据置)		13, 000
第59次	15. 4. 1	162, 490	99. 1		13, 000
第60次	16. 4. 1	162, 170	99. 8		13, 000
第61次	17. 4. 1	162, 170	100. 0 (据置)		13, 000
第62次	18. 4. 1	162, 170	100. 0 (据置)		13, 000
第63次	19. 4. 1	162, 170	100. 0 (据置)		13, 000

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。
 なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。
 第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。
 第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第291表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
総 数	296	295	292	294	297	298
施設数						
在所者数	19,891	20,009	19,759	19,900	19,982	19,935
救護施設						
施設数	178	177	180	180	181	183
在所者数	16,851	16,789	16,911	16,957	16,940	16,969
更生施設						
施設数	19	19	17	18	20	20
在所者数	1,890	2,033	1,736	1,769	1,899	1,820
医療保護施設						
施設数	64	64	63	63	63	62
授産施設						
施設数	24	24	22	22	21	21
在所者数	699	703	681	666	651	631
宿所提供施設						
施設数	11	11	10	11	12	12
在所者数	451	484	431	508	492	515

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第292表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
		千円	円		千円	円		千円	円	
平成12年度 (2000)	48,309	57,620,556	1,192,750	8,645	12,218,038	1,413,307	300	994,366	3,314,554	46
13 (2001)	44,508	52,900,554	1,188,563	7,585	10,864,587	1,432,378	274	897,088	3,274,042	41
14 (2002)	40,710	48,166,117	1,183,152	6,602	9,558,821	1,447,868	260	848,797	3,264,602	35
15 (2003)	36,966	43,750,889	1,183,544	5,760	8,602,396	1,493,472	245	797,960	3,256,979	33
16 (2004)	33,632	39,723,248	1,181,115	5,051	7,719,509	1,528,313	226	741,245	3,279,845	28
17 (2005)	30,476	35,933,437	1,179,073	4,359	6,883,397	1,579,123	207	681,317	3,291,386	24
平成17年度										
文 官	15,632	18,306,567	1,171,096	1,512	1,786,130	1,181,303	93	311,278	3,347,075	15
教育職員	3,478	4,728,759	1,359,620	492	774,277	1,573,735	21	61,931	2,949,110	2
警察監獄職員	10,069	8,990,022	892,842	1,573	1,388,816	882,909	91	302,125	3,320,053	6
待遇職員	118	127,076	1,076,915	6	5,956	992,633	2	5,983	2,991,400	1
執行官	129	219,177	1,699,046	129	219,177	1,699,046	—	—	—	—
備外国人	107	177,819	1,661,861	107	177,819	1,661,861	—	—	—	—
国会議員	943	3,384,016	3,588,564	540	2,531,221	4,687,446	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

第293表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
		千円	円		千円	円		千円	円		千円
平成12年度(2000)	1,408,032	1,226,913,548	871,368	470,422	306,243,931	650,998	18,926	63,463,374	3,353,238	33,369	44,005,103
13 (2001)	1,354,237	1,167,980,340	862,464	428,094	278,349,658	650,207	17,283	57,920,515	3,351,300	30,653	40,333,970
14 (2002)	1,295,662	1,107,171,505	854,522	386,979	251,360,286	649,545	15,681	52,535,770	3,350,282	27,929	36,700,800
15 (2003)	1,235,378	1,042,643,763	843,988	345,855	224,184,912	648,205	14,071	47,056,917	3,344,248	25,234	33,100,559
16 (2004)	1,175,374	980,467,866	834,175	307,216	198,781,355	647,041	12,568	41,896,054	3,333,550	22,659	29,639,470
17 (2005)	1,111,608	916,273,125	824,277	269,431	174,045,872	645,976	11,088	36,889,541	3,326,979	20,157	26,306,857

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
62,594	1,360,748	35,430	36,698,489	1,035,803	3,863	7,634,734	1,976,374	25	12,335	493,410
55,510	1,353,893	32,982	33,952,640	1,029,429	3,600	7,117,774	1,977,159	26	12,956	498,310
46,493	1,328,377	30,487	31,176,700	1,022,623	3,299	6,521,705	1,976,873	27	13,601	503,750
43,987	1,332,939	27,859	28,282,309	1,015,195	3,042	6,010,636	1,975,883	27	13,601	503,750
37,306	1,332,357	25,517	25,722,398	1,008,049	2,783	5,489,188	1,972,400	27	13,601	503,750
31,638	1,318,267	23,331	23,345,099	1,000,604	2,528	4,978,385	1,969,298	27	13,601	503,750
19,477	1,298,480	12,015	12,288,509	1,022,764	1,977	3,891,098	1,968,183	20	10,075	503,750
2,647	1,323,500	2,814	3,578,251	1,271,589	149	311,653	2,091,630	—	—	—
8,232	1,372,000	8,011	6,550,081	817,636	381	737,242	1,935,019	7	3,526	503,750
1,282	1,282,200	88	75,464	857,542	21	38,392	1,828,167	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	403	852,795	2,116,116	—	—	—	—	—	—

特例傷病恩給		扶助料								傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料				公務関係扶助料						
平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
円		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
1,318,742	832	1,484,961	1,784,808	652,421	401,594,402	615,545	208,872	398,706,177	1,908,854	23,190	11,415,600	492,264
1,315,825	758	1,358,667	1,792,437	657,932	404,388,822	614,636	195,966	373,921,673	1,908,095	23,551	11,707,036	497,093
1,314,075	716	1,280,137	1,787,900	657,293	403,505,186	613,889	183,403	349,898,231	1,907,811	23,661	11,891,095	502,561
1,311,744	666	1,197,228	1,797,639	655,473	400,619,367	611,191	170,560	324,666,433	1,903,532	23,519	11,818,348	502,502
1,308,066	606	1,081,140	1,784,060	650,549	396,824,327	609,984	158,185	300,391,913	1,898,991	23,591	11,853,606	502,463
1,305,098	547	979,911	1,791,428	641,573	390,602,423	608,820	145,585	275,779,697	1,894,286	23,227	11,668,824	502,382

第294表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円
平成12年度(2000)	54,758	71,644,336	1,308,381	15,535	23,720,010	1,526,875	82	234,148	2,855,463
13 (2001)	50,118	64,717,753	1,291,308	13,621	20,508,661	1,505,665	73	206,855	2,833,625
14 (2002)	45,796	58,351,909	1,274,170	11,872	17,592,497	1,481,848	69	200,095	2,899,929
15 (2003)	41,567	52,241,496	1,256,802	10,350	15,143,078	1,463,099	63	178,804	2,838,151
16 (2004)	37,455	46,443,163	1,239,972	8,882	12,832,118	1,444,733	59	164,248	2,783,856
17 (2005)	33,710	41,242,412	1,223,447	7,629	10,887,908	1,427,174	54	151,923	2,813,394
平成17年度									
文 官	2,473	3,028,138	1,224,479	179	326,252	1,822,639	9	24,731	2,747,933
教 育 職 員	15,702	22,914,548	1,459,339	4,306	7,141,395	1,658,475	5	16,497	3,299,320
警 察 監 獄 職 員	15,441	15,209,427	985,003	3,144	3,420,261	1,087,869	40	110,695	2,767,383
待 遇 職 員	94	90,300	960,637	—	—	—	—	—	—

資料：総務省人事・恩給局調べ

傷病年金			扶助料						傷病者遺族特別年金		
人員	金額	平均額	普通扶助料			公務扶助料			人員	金額	平均額
			人員	金額	平均額	人員	金額	平均額			
	千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
5	7,612	1,522,400	38,354	46,137,189	1,202,930	772	1,540,443	1,995,392	10	4,934	493,410
5	7,226	1,445,120	35,681	42,536,207	1,192,125	728	1,453,822	1,997,008	10	4,983	498,310
3	5,110	1,703,467	33,150	39,168,120	1,181,542	691	1,380,545	1,997,894	11	5,541	503,750
3	5,110	1,703,467	30,498	35,623,566	1,168,062	643	1,285,901	1,999,847	10	5,038	503,750
1	1,686	1,686,000	27,892	32,219,409	1,155,149	610	1,220,263	2,000,431	11	5,440	494,550
—	—	—	25,450	29,070,505	1,142,260	566	1,126,635	1,990,522	11	5,440	494,550
—	—	—	2,233	2,568,492	1,150,243	52	108,662	2,089,652	—	—	—
—	—	—	11,288	15,530,741	1,375,863	103	225,915	2,193,353	—	—	—
—	—	—	11,835	10,880,973	919,389	411	792,058	1,927,149	11	5,440	494,550
—	—	—	94	90,300	960,637	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第295表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	49	5,623	57	6,053	43	2,517	103	9,094	273	25,915	389	40,165
帰郷旅費	4	4	5	5	22	20	10	9	19	17	3	3
葬祭料	31	5,549	32	5,948	13	2,457	48	8,870	131	25,283	195	39,197
遺骨引取経費	14	70	20	100	8	40	45	215	123	615	191	965

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第296表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	25,250	1,757,013	23,115	1,465,549	21,852	1,402,163	19,651	1,221,890	17,451	1,076,422	15,136	891,500
療養の給付	23,718	1,597,611	21,767	1,334,021	20,728	1,284,794	18,650	1,113,245	16,613	975,594	14,528	817,115
療養手当	174	5,185	173	5,155	130	3,835	75	2,205	71	2,087	55	1,617
葬祭費	59	10,558	53	9,967	38	7,182	36	7,312	23	4,439	27	5,355
補装具給付費	1,299	143,659	1,122	116,406	956	106,352	890	99,128	745	94,302	526	67,413

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第297表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交 付	808	109,527	676	89,069	600	85,548	602	79,608	475	73,603	340	54,245
修 理	491	34,132	446	27,337	356	20,804	326	19,606	270	20,699	186	13,168

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第298表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	37,673	71,602,393	34,331	66,650,153	31,313	60,864,464	28,590	55,565,968	26,035	50,851,794	23,781	46,652,320
障害年金	3,314	7,798,593	3,175	7,303,801	2,983	6,731,950	2,798	6,561,183	2,638	6,085,564	2,502	5,785,464
遺族年金	23,959	44,099,947	21,822	41,128,772	19,960	37,492,724	18,232	34,310,446	16,585	31,026,630	15,121	28,568,969
遺族給与金	10,400	19,703,853	9,334	18,217,580	8,370	16,639,790	7,560	14,694,339	6,812	13,739,600	6,158	12,297,887
弔慰金 (国債) 支給人数	2,084,550		2,084,624		2,084,707		2,084,779		2,084,828		2,084,550	

(注) 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

第299表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
健康手帳交付	285,620	279,174	273,918	266,598	259,556	251,834
認定被爆者(再掲)	2,169	2,223	2,271	2,251	2,280	2,242
健康診断受診者証交付	1,274	11,859	12,782	12,863	12,715	12,462
医療給付総額	20,398,503	19,286,709	20,073,800	19,788,217	19,735,496	19,284,755
原 爆 疾 病						
支 払 総 額	151,694	187,000	185,148	137,180	154,652	149,722
件 数	6,117	5,876	5,571	5,110	4,799	4,465
1件当り金額(円)	24,799	31,825	33,234	26,845	32,226	33,532
一 般 疾 病						
支 払 総 額	20,246,809	19,099,709	19,888,652	19,651,037	19,580,844	19,135,033
件 数	3,344,606	3,151,555	3,224,257	3,328,780	3,435,616	3,520,410
1件当り金額(円)	6,053	6,060	6,168	5,903	5,699	5,435

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生労働省健康局調べ

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第300表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数(住宅の所有関係別)

平成15(2003)年10月1日現在

区分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り 居住室数	1住宅当り 居住室の 畳数	1住宅当り 延べ面積 (㎡)	1人当り 居住室の 畳数
総数	46,862,900	47,164,900	125,074,400	4.77	32.69	94.85	12.17
一戸建	26,491,200	26,720,300	82,332,900	6.08	42.44	128.54	13.61
長屋建	1,482,600	1,490,100	3,457,300	3.71	22.19	62.24	9.43
共同住宅	18,732,800	18,796,600	38,840,100	2.93	19.16	47.67	9.23
その他	156,300	157,900	444,100	5.11	37.90	131.18	13.07
持ち家	28,665,900	28,891,800	88,186,100	5.92	41.57	123.93	13.51
一戸建	24,245,400	24,457,800	76,584,400	6.24	43.81	132.87	13.87
長屋建	397,900	401,400	1,070,800	4.97	32.04	94.33	11.90
共同住宅	3,922,300	3,931,100	10,219,700	4.03	28.66	71.00	11.00
その他	100,400	101,500	311,200	5.69	42.46	149.85	13.69
借家	17,166,000	17,239,600	34,912,500	2.85	17.86	46.30	8.78
一戸建	2,086,700	2,102,600	5,521,900	4.18	26.49	78.26	10.01
長屋建	1,015,200	1,019,100	2,256,200	3.21	18.33	49.66	8.25
共同住宅	14,016,200	14,069,800	27,015,700	2.62	16.50	41.14	5.86
その他	47,800	48,200	118,600	3.88	28.34	91.98	11.42
公営の借家	2,182,600	2,184,500	5,241,100	3.42	19.52	51.56	8.13
公団・公社の借家	936,000	937,800	2,133,300	3.13	18.40	48.99	8.07
民営借家	12,561,300	12,612,800	24,106,300	2.70	17.24	44.31	8.98
木造	4,909,000	4,930,500	10,114,800	3.02	18.55	50.18	9.00
非木造	7,652,300	7,682,300	13,991,400	2.49	16.40	40.55	8.97
給与住宅	1,486,100	1,504,600	3,431,800	3.14	20.33	53.63	8.80

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「総数」には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第301表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区 分	平成5年 (1993年)	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)
世帯総数	40,934,000	44,133,900	47,082,800
持家	24,376,200	26,467,800	28,665,900
借家	15,691,000	16,730,000	17,166,000
公営	2,033,000	2,086,700	2,182,600
公団・公社	845,000	864,300	936,000
民営	10,762,500	12,049,800	12,561,300
木造・設備専用	5,453,900	・	・
木造・設備共用	285,200	・	・
木造	・	5,426,200	4,909,000
非木造	5,023,400	6,623,600	7,652,300
給与住宅	2,050,500	1,729,200	1,486,100
住宅所有関係不詳	706,100	724,400	1,031,000
同居	81,900	156,600	191,100
住宅以外の建物に居住	78,800	55,100	28,800

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。

したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第302表 住宅の所有関係別世帯数（地域別）

平成15(2003)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部	人口集中地区
総数	47,164,900	38,906,000	33,006,900
持家	28,891,800	22,269,700	17,508,400
借家	17,239,600	15,641,400	14,555,900
公営・公団・公社の借家	3,122,200	2,733,900	2,488,200
民営借家	12,612,800	11,599,400	10,871,000
給与住宅	1,504,600	1,308,100	1,196,600

(注) 1 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。

2 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第303表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

区 分	総数	50円未満	50～	5,000～	10,000～	15,000～	20,000～	25,000～	30,000～
			5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	40,000
全 国	171,660	3,912	2,424	5,811	7,140	7,191	7,093	6,441	20,545
専 用 住 宅	169,674	3,544	2,409	5,783	7,094	7,158	7,017	6,396	20,365
公 営 の 借 家	21,812	196	1,412	2,756	3,628	3,672	3,005	2,222	2,550
公 団 ・ 公 社 の 借 家	9,356	—	3	20	80	403	220	308	1,968
民 営 借 家 (木 造)	47,866	1,312	151	330	675	879	1,821	2,200	8,449
民 営 借 家 (非 木 造)	76,065	784	97	271	386	333	537	864	6,247
給 与 住 宅	14,575	1,252	746	2,406	2,324	1,872	1,435	801	1,151
店 舗 そ の 他 の 併 用 住 宅	1,986	367	15	28	46	33	75	45	180

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

第304表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成15年度(2003)		16(2004)		17(2005)		18(2006)	
	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数	予算戸数	実績戸数
建 設 戸 数 合 計	79,000	28,930	66,000	27,842	61,000	24,051	・	21,792
公 営 住 宅	28,000	21,055	25,000	21,278	25,000	19,222	・	18,091
木 造	・	1,451	・	1,563	・	1,399	・	1,273
簡易耐火構造平家建	・	99	・	53	・	52	・	57
簡易耐火構造2階建	・	1,241	・	1,334	・	880	・	791
準耐火構造3階建	・	125	・	72	・	73	・	72
中高層耐火構造	・	18,139	・	18,256	・	16,818	・	15,898
特定優良賃貸住宅	28,000	3,671	18,000	2,184	13,000	473	・	402
高齢者向け優良賃貸住宅	23,000	4,204	23,000	4,380	23,000	4,356	・	3,299
予 算 額 (千 円)	194,852,000		157,263,000		169,000,000		186,130,000	

(注) 1 予算戸数は、年度当初予算に係るものである。

2 予算額については、公営住宅建設費等補助と地域住宅交付金の合計額である。

3 「高齢者向け優良賃貸住宅」の実績戸数は、平成17年度までは認定を受けた者を計上していたが、管理戸数を計上することとなったため、平成17年度以前についても変更となっている。

4 平成18年度の「予算戸数」は、平成18年度に策定された住生活基本計画に基づき、公営住宅の供給については都道府県が目標量を定めることとなったため設定していない。

資料：国土交通省住宅局調べ

平成15(2003)年10月1日現在(単位：百戸)

40,000～ 50,000	50,000～ 60,000	60,000～ 70,000	70,000～ 80,000	80,000～ 90,000	90,000～ 100,000	100,000～ 110,000	110,000～ 120,000	120,000～ 150,000	150,000～ 200,000	200,000 円以上	不詳
24,375	24,459	20,639	13,338	8,375	4,347	3,485	2,131	3,907	1,508	609	3,929
24,221	24,256	20,505	13,223	8,273	4,298	3,389	2,097	3,818	1,440	553	3,834
987	599	322	166	102	63	40	21	17	6	1	50
1,808	1,227	828	573	474	333	274	214	391	174	39	19
8,706	7,866	6,122	3,376	1,776	724	635	285	577	290	111	1,581
12,180	14,128	12,906	8,850	5,735	3,064	2,319	1,514	2,677	904	374	1,896
539	436	328	259	187	114	121	63	157	68	27	288
154	203	134	115	102	49	96	35	89	67	56	95

第305表 住宅建設戸数

(単位 千戸)

区 分	公営住宅 等	改良住宅 等	高齢者向け優 良賃貸住宅等	特定優良賃貸 住宅	公庫住宅	機構住宅 (公団住宅)	公的助成 民間住宅	その他の 住宅	公的資金に よる住宅計
平成7年度(実績)	90	2	・	・	571	22	23	84	792
8 (実績)	46	・	—	30	758	22	22	71	949
9 (実績)	29	・	—	27	474	19	17	58	623
10 (実績)	35	・	4	23	486	14	17	59	638
11 (実績)	34	・	9	20	541	15	15	53	688
12 (実績)	28	・	11	15	459	13	13	51	590
13 (実績)	50	・	4	11	294	25	12	40	436
14 (実績)	37	・	5	6	180	21	8	31	288
15 (実績見込)	33	・	6	4	164	20	13	32	273
16 (実績見込)	34	・	6	2	84	18	14	28	186
17 (実績見込)	32	・	4	0.4	29	13	15	42	131

- (注) 1 戸数は、住宅建設5ヵ年計画ベースのものである。
 2 平成7年度までの公営住宅等には、特定優良賃貸住宅等を含む。
 3 平成13年度～平成15年度の実績見込戸数は平成18年3月末日現在のものである。
 4 公的助成民間住宅は、農地所有者等賃貸住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。
 5 「その他の住宅」は、年金資金運用基金融資住宅、地方公共団体単独住宅等である。
 6 「公庫住宅」については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数等を含まない。
 7 平成8年度より、「改良住宅等」の区分は「公営住宅等」に含まれ、「公営住宅等」の区分から「高齢者向け優良賃貸住宅等」及び「特定優良賃貸住宅」が分離された。
 8 「公営住宅等」には、「第7期住宅建設五箇年計画(平成8～12年度)」で「高齢者向け優良賃貸住宅等」に計上されていた公営住宅の高齢者向け改善並びに「その他の住宅」に計上されていた公営住宅の住戸改善及び改良住宅の増改築を含む。
 9 「住宅建設計画法」に基づく「第8期住宅建設箇年計画」は平成17年度で終了。
 10 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料：国土交通省住宅局調べ

② 雇用関係一般

第306表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
昭和45年(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
12(2000)	12,688	10,836	6,766	6,446	320	4,057	1,775	815	1,466	62.4
15(2003)	12,758	10,962	6,666	6,316	350	4,285	1,751	780	1,754	60.8
16(2004)	12,767	10,990	6,642	6,329	313	4,336	1,728	772	1,836	60.4
17(2005)	12,766	11,007	6,650	6,356	294	4,346	1,721	750	1,874	60.4
18(2006)	12,761	11,220	6,657	6,382	275	4,355	1,718	726	1,910	60.4
《男》										
昭和45年(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
12(2000)	6,202	5,253	4,014	3,817	196	1,233	36	435	761	76.4
15(2003)	6,228	5,308	3,934	3,719	215	1,369	38	416	914	74.1
16(2004)	6,229	5,318	3,905	3,713	192	1,406	38	414	954	73.4
17(2005)	6,224	5,323	3,901	3,723	178	1,416	39	404	973	73.3
18(2006)	6,220	5,327	3,898	3,730	168	1,425	44	392	989	73.2
《女》										
昭和45年(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
12(2000)	6,486	5,583	2,753	2,629	123	2,824	1,739	381	705	49.3
15(2003)	6,529	5,654	2,732	2,597	135	2,916	1,713	364	840	48.3
16(2004)	6,538	5,672	2,737	2,616	121	2,930	1,690	358	882	48.3
17(2005)	6,542	5,684	2,750	2,633	116	2,929	1,681	346	902	48.4
18(2006)	6,542	5,693	2,759	2,652	107	2,930	1,674	335	921	48.5

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第307表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位 %）

区 分	総数	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
《男女計》												
昭和45年 (1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8
55 (1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
平成2年 (1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
12 (2000)	62.4	17.5	72.8	83.2	77.7	79.8	83.7	84.7	82.3	76.1	55.5	22.6
15 (2003)	60.8	16.8	70.0	84.0	78.7	80.1	83.9	84.8	82.0	75.9	54.8	20.2
16 (2004)	60.4	16.3	68.8	84.3	79.3	79.7	83.8	84.9	82.0	76.3	54.7	19.8
17 (2005)	60.4	16.3	69.3	84.4	79.7	80.0	84.0	85.3	82.2	76.7	54.7	19.8
18 (2006)	60.4	16.5	69.5	85.1	79.9	80.3	84.3	85.4	83.1	76.5	55.1	19.9
《男》												
昭和45年 (1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
55 (1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
平成2年 (1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
12 (2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1
15 (2003)	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9
16 (2004)	73.4	16.3	68.5	94.0	96.6	96.8	97.2	97.0	95.7	93.2	70.7	29.2
17 (2005)	73.3	16.2	68.6	93.6	96.4	97.0	97.0	96.7	95.7	93.6	70.3	29.4
18 (2006)	73.2	16.4	69.1	93.9	96.5	96.7	97.0	96.9	95.7	93.2	70.9	29.2
《女》												
昭和45年 (1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
55 (1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
平成2年 (1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
12 (2000)	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4
15 (2003)	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0
16 (2004)	48.3	16.3	68.9	74.0	61.4	62.4	70.4	73.0	68.4	59.6	39.7	12.9
17 (2005)	48.4	16.5	69.8	74.9	62.7	63.0	71.0	73.9	68.8	60.0	40.1	12.7
18 (2006)	48.5	16.6	70.1	75.7	62.8	63.6	71.4	74.0	70.5	60.3	40.2	13.0

(注) 労働力人口比率＝(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

第308表 就業者数 (産業別、年平均)

《男女計》
就業者数

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	5,093	842	44	20	394	1,377	353		
55 (1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381		
平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406		
12 (2000)	6,446	297	29	5	653	1,321	449		
13 (2001)	6,412	286	27	5	632	1,284	441		
14 (2002)	6,330	268	28	5	618	1,222	435		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	6,316	266	27	5	604	1,178	32	164	332
16 (2004)	6,329	264	22	4	584	1,150	31	172	323
17 (2005)	6,356	259	23	3	568	1,142	35	176	317
18 (2006)	6,382	250	22	3	559	1,161	36	181	324

産業別構成割合

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	100.0	16.5	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9		
55 (1980)	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9		
平成2年(1990)	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5		
12 (2000)	100.0	4.6	0.4	0.1	10.1	20.5	7.0		
13 (2001)	100.0	4.5	0.4	0.1	9.9	20.0	6.9		
14 (2002)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.8	19.3	6.9		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.2	0.4	0.1	9.6	18.7	0.5	2.6	5.3
16 (2004)	100.0	4.2	0.3	0.1	9.2	18.2	0.5	2.7	5.1
17 (2005)	100.0	4.1	0.4	0.0	8.9	18.0	0.6	2.8	5.0
18 (2006)	100.0	3.9	0.3	0.0	8.8	18.2	0.6	2.8	5.1

(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
1,144				・	・	・	751	161
1,439				・	・	・	1,001	199
1,674				・	・	・	1,394	195
1,722				・	・	・	1,718	214
1,713				・	・	・	1,768	211
1,678				・	・	・	1,804	217
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
1,133	161	71	350	502	279	79	845	227
1,123	159	71	347	531	284	81	881	233
1,122	157	75	343	553	286	76	916	229
1,113	155	79	337	571	287	75	938	222

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
22.5				・	・	・	14.7	3.2
26.0				・	・	・	18.1	3.6
26.8				・	・	・	22.3	3.1
26.7				・	・	・	26.7	3.3
26.7				・	・	・	27.6	3.3
26.5				・	・	・	28.5	3.4
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
17.9	2.5	1.1	5.5	7.9	4.4	1.3	13.4	3.6
17.7	2.5	1.1	5.5	8.4	4.5	1.3	13.9	3.7
17.7	2.5	1.2	5.4	8.7	4.5	1.2	14.4	3.6
17.4	2.4	1.2	5.3	8.9	4.5	1.2	14.7	3.5

第3部 社会保障関係統計資料編

《男》
就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307		
55 (1980)	3,394	260	34	10	472	840	335		
平成 2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347		
12 (2000)	3,817	160	21	5	555	860	366		
13 (2001)	3,783	155	20	5	536	842	359		
14 (2002)	3,736	148	20	4	526	811	354		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	3,719	147	20	4	515	785	27	120	279
16 (2004)	3,713	147	16	3	498	772	27	126	271
17 (2005)	3,723	146	17	3	487	774	31	131	263
18 (2006)	3,730	142	16	3	478	788	32	135	268

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9		
55 (1980)	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9		
平成 2年(1990)	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3		
12 (2000)	100.0	4.2	0.6	0.1	14.5	22.5	9.6		
13 (2001)	100.0	4.1	0.5	0.1	14.2	22.3	9.5		
14 (2002)	100.0	4.0	0.5	0.1	14.1	21.7	9.5		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.0	0.5	0.1	13.8	21.1	0.7	3.2	7.5
16 (2004)	100.0	4.0	0.4	0.1	13.4	20.8	0.7	3.4	7.3
17 (2005)	100.0	3.9	0.5	0.1	13.1	20.8	0.8	3.5	7.1
18 (2006)	100.0	3.8	0.4	0.1	12.8	21.1	0.9	3.6	7.2

(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
618				・	・	・	372	136
776				・	・	・	494	166
858				・	・	・	687	159
849				・	・	・	811	166
840				・	・	・	834	166
823				・	・	・	847	170
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
569	81	44	142	116	132	53	471	179
560	78	44	140	123	133	54	495	185
555	79	46	141	130	129	49	518	180
549	77	50	136	135	130	49	527	175

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
20.0				・	・	・	12.0	4.4
22.9				・	・	・	14.6	4.9
23.1				・	・	・	18.5	4.3
22.2				・	・	・	21.2	4.3
22.2				・	・	・	22.0	4.4
22.0				・	・	・	22.7	4.6
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
15.3	2.2	1.2	3.8	3.1	3.5	1.4	12.7	4.8
15.1	2.1	1.2	3.8	3.3	3.6	1.5	13.3	5.0
14.9	2.1	1.2	3.8	3.5	3.5	1.3	13.9	4.8
14.7	2.1	1.3	3.6	3.6	3.5	1.3	14.1	4.7

第3部 社会保障関係統計資料編

《女》
就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45		
55 (1980)	2,142	272	11	1	77	527	46		
平成2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59		
12 (2000)	2,629	137	8	1	98	461	83		
13 (2001)	2,629	131	7	1	96	442	82		
14 (2002)	2,594	120	7	1	92	411	81		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	2,597	119	7	1	89	394	5	44	53
16 (2004)	2,616	117	5	1	86	378	4	46	52
17 (2005)	2,633	113	6	1	81	368	4	46	54
18 (2006)	2,652	108	6	1	82	373	4	47	56

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、 運輸・通信業		
昭和45年(1970)	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2		
55 (1980)	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1		
平成2年(1990)	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3		
12 (2000)	100.0	5.2	0.3	0.0	3.7	17.5	3.2		
13 (2001)	100.0	5.0	0.3	0.0	3.7	16.8	3.1		
14 (2002)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.5	15.8	3.1		
							電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報 通信業	運輸業
15 (2003)	100.0	4.6	0.3	0.0	3.4	15.2	0.2	1.7	2.0
16 (2004)	100.0	4.5	0.2	0.0	3.3	14.4	0.2	1.8	2.0
17 (2005)	100.0	4.3	0.2	0.0	3.1	14.0	0.2	1.7	2.1
18 (2006)	100.0	4.1	0.2	0.0	3.1	14.1	0.2	1.8	2.1

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成比は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

(単位 万人)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
526				・	・	・	379	25
663				・	・	・	508	33
817				・	・	・	706	36
873				・	・	・	907	47
872				・	・	・	935	46
855				・	・	・	957	47
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
564	80	27	209	386	148	26	374	47
563	81	27	207	408	151	28	386	48
567	79	28	202	424	157	27	397	49
564	77	29	201	436	157	26	411	47

(単位 %)

卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業				医療、 福祉	教育、学習 支援業	複合サー ビス事業	サービ ス業	公務
26.3				・	・	・	18.9	1.2
31.0				・	・	・	23.7	1.5
32.2				・	・	・	27.8	1.4
33.2				・	・	・	34.5	1.8
33.2				・	・	・	35.6	1.7
33.0				・	・	・	36.9	1.8
卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業					
21.7	3.1	1.0	8.0	14.9	5.7	1.0	14.4	1.8
21.5	3.1	1.0	7.9	15.6	5.8	1.1	14.8	1.8
21.5	3.0	1.1	7.7	16.1	6.0	1.0	15.1	1.9
21.3	2.9	1.1	7.6	16.4	5.9	1.0	15.5	1.8

第309表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

区 分	総 数	全産業						専門的・ 技術的職 業従事者
		自営業主	家族従事者	雇用者				
				計	常 雇	臨時雇	日 雇	
《男女計》								
昭和45年 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
12 (2000)	6,446	731	340	5,356	4,684	552	119	856
15 (2003)	6,316	660	296	5,335	4,598	615	122	906
16 (2004)	6,329	656	290	5,355	4,608	631	115	920
17 (2005)	6,356	650	282	5,393	4,631	650	112	937
18 (2006)	6,382	633	247	5,472	4,702	659	110	937
《男》								
昭和45年 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
55 (1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
平成2年 (1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
12 (2000)	3,817	527	63	3,216	2,995	169	52	475
15 (2003)	3,719	488	58	3,158	2,908	197	54	491
16 (2004)	3,713	487	58	3,152	2,896	205	51	496
17 (2005)	3,723	485	56	3,164	2,901	212	51	506
18 (2006)	3,730	472	45	3,194	2,927	218	50	500
《女》								
昭和45年 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
12 (2000)	2,629	204	278	2,140	1,689	383	67	381
15 (2003)	2,597	172	238	2,177	1,690	418	68	415
16 (2004)	2,616	169	232	2,203	1,712	426	65	425
17 (2005)	2,633	166	226	2,229	1,730	438	61	431
18 (2006)	2,652	160	202	2,277	1,775	442	61	438

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 職業は、国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業の分類の一部改訂を行った。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

(単位 万人)

職業別								
管理の職業従事者	事務従事者	販売従事者	保安職業、サービス職業従事者	農林漁業作業者	運輸・通信従事者	採掘作業者	製造・制作・機械運転及び建設作業者	労務作業者
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
206	1,285	911	677	321	221	3	1,580	347
185	1,230	917	729	289	210	4	1,437	353
189	1,244	901	748	284	201	3	1,415	360
189	1,247	892	757	279	204	3	1,415	363
185	1,260	881	772	269	206	3	1,432	370
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
186	509	570	299	182	210	3	1,166	194
167	481	576	320	169	200	4	1,081	198
170	487	563	327	166	192	3	1,067	204
171	486	551	330	165	193	3	1,075	203
166	490	544	337	161	196	3	1,086	210
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
19	695	360	290	213	10	0	530	118
19	777	341	379	139	11	0	415	153
18	750	341	409	121	10	0	356	155
19	758	339	421	118	9	0	347	156
19	761	341	427	114	11	0	341	160
19	770	337	436	108	11	0	346	161

第310表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	0.64	0.55	0.56	0.70	0.88	0.96	1.05
19 歳 以 下	2.31	1.92	2.20	2.74	3.72	4.17 (0.84)	4.76 (0.93)
20歳 ～ 24歳	0.87	0.73	0.78	0.97	1.15	1.15 (1.17)	1.23 (1.25)
25歳 ～ 29歳	0.73	0.58	0.58	0.73	0.87	0.86 (1.29)	0.92 (1.35)
30歳 ～ 34歳	0.99	0.73	0.72	0.86	0.99	0.95 (1.27)	0.98 (1.34)
35歳 ～ 39歳	1.17	0.91	0.87	1.03	1.19	1.16 (1.15)	1.14 (1.22)
40歳 ～ 44歳	1.04	0.83	0.79	0.94	1.13	1.15 (0.96)	1.22 (1.04)
45歳 ～ 49歳	0.56	0.52	0.50	0.64	0.83	0.97 (0.77)	1.08 (0.86)
50歳 ～ 54歳	0.32	0.29	0.26	0.34	0.48	0.65 (0.63)	0.79 (0.74)
55歳 ～ 59歳	0.18	0.21	0.19	0.23	0.31	0.44 (0.52)	0.50 (0.63)
60歳 ～ 64歳	0.08	0.11	0.15	0.19	0.29	0.50 (0.50)	0.69 (0.61)
65 歳 以 上	0.24	0.52	0.62	0.75	1.09	1.77 (0.48)	2.00 (0.61)

(注) 1 各年10月の常用労働者(新規学卒者を除き、常用的パートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。

2 ()内は「就職機会積み上げ方式」による年齢別有効求人倍率である。この方式は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げるにより年齢別有効求人倍率を算出する方法であり、平成17年1月まで遡って集計されている。

資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第311表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	23,082,382	23,581,101	23,770,694	24,181,986	23,307,279	22,100,272	20,970,350
就 職 促 進 手 当	2,336,124	1,963,534	2,695,143	3,434,697	2,895,318	1,463,546	478,495
職 業 転 換 特 別 給 付 金	148,951	147,676	351,646	414,121	263,167	266,080	98,459
職 業 転 換 訓 練 費 負 担 金	3,279,298	3,306,705	3,269,961	3,168,797	3,055,708	3,346,132	3,254,818
職 業 転 換 訓 練 費 補 助 金	・	・	・	・	・	・	・
高年齢者労働能力活用事業費等補助金	0	・	・	・	・	・	・
地域人材育成推進事業費等補助金	624,460	163,226	130,101	42,570	0	0	・
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	12,712,730	14,019,141	13,721,338	13,692,216	13,675,848	13,675,621	13,789,685
職 業 転 換 訓 練 費 交 付 金	3,980,819	3,980,819	3,602,505	3,429,585	3,417,238	3,348,893	3,348,893

(注) 1 平成12～18年度は補正後予算額である。

2 「高年齢者労働能力活用事業費等地方公共団体補助金」は、平成11年度より「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」と名称変更。

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第312表 地域別最低賃金額の改定状況

平成19年度(単位 円)

	答申最低賃金 時間額		引上げ額	発効年月日		答申最低賃金 時間額		引上げ額	発効年月日
北海道	654	(644)	10	19.10.19	滋賀	677	(662)	15	19.10.25
青森	619	(610)	9	19.10.31	京都	700	(686)	14	19.10.25
岩手	619	(610)	9	19.10.28	大阪	731	(712)	19	19.10.20
宮城	639	(628)	11	19.10.20	兵庫	697	(683)	14	19.10.31
秋田	618	(610)	8	19.10.28	奈良	667	(656)	11	19.10.25
山形	620	(613)	7	19.10.25	和歌山	662	(652)	10	19.10.20
福島	629	(618)	11	19.10.19	鳥取	621	(614)	7	19.10.21
茨城	665	(655)	10	19.10.20	島根	621	(614)	7	19.10.19
栃木	671	(657)	14	19.10.20	岡山	658	(648)	10	19.10.26
群馬	664	(654)	10	19.10.19	広島	669	(654)	15	19.10.28
埼玉	702	(687)	15	19.10.20	山口	657	(646)	11	19.10.28
千葉	706	(687)	19	19.10.19	徳島	625	(617)	8	19.10.21
東京	739	(719)	20	19.10.19	香川	640	(629)	11	19.10.21
神奈川	736	(717)	19	19.10.19	愛媛	623	(616)	7	19.10.25
新潟	657	(648)	9	19.10.19	高知	622	(615)	7	19.10.26
富山	666	(652)	14	19.10.20	福岡	663	(652)	11	19.10.28
石川	662	(652)	10	19.10.21	佐賀	619	(611)	8	19.10.28
福井	659	(649)	10	19.10.19	長崎	619	(611)	8	19.10.21
山梨	665	(655)	10	19.10.28	熊本	620	(612)	8	19.10.25
長野	669	(655)	14	19.10.21	大分	620	(613)	7	19.10.20
岐阜	685	(675)	10	19.10.19	宮崎	619	(611)	8	19.10.27
静岡	697	(682)	15	19.10.26	鹿児島	619	(611)	8	19.10.26
愛知	714	(694)	20	19.10.25	沖縄	618	(610)	8	19.10.28
三重	689	(675)	14	19.10.27	全国加重平均額	687	(673)	14	

(注) () 内は、平成18年度最低賃金額である。
資料：厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金額改定状況」

第313表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成19年3月31日現在(単位 件、人)

区 分	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 合 計	250	136,600	4,016,900
新 産 業 別 計	247	135,700	4,014,000
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	400	16,800
織 維 工 業 関 係	10	2,100	28,200
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	50	1,300
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	100	1,800
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	3	300	20,300
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	1,400	13,700
塗 料 製 造 業 関 係	4	200	6,900
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	200	6,300
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	5	2,000	28,400
鉄 鋼 業 関 係	23	3,600	165,000
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	1,100	45,900
金 属 製 品 製 造 業 関 係	6	1,600	35,200
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	27	31,800	574,300
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	34,800	1,408,700
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	34	19,600	844,200
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	9	1,500	42,800
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	2,900	52,500
各 種 商 品 小 売 業 関 係	32	4,400	479,600
自 動 車 小 売 業 関 係	23	26,400	236,600
自 動 車 整 備 業 関 係	1	1,000	3,600
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	200	1,900
従 来 の 産 業 別 計	3	900	2,900
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	700	2,100
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	50	400
全 国 非 金 属 鉱 業 (厚 生 労 働 大 臣 決 定) 関 係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成13年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料：労働調査会「最低賃金決定要覧」

第314表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

平成18年6月1日現在

企業数	雇 用 状 況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
	常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
67,168	18,652,344	283,751	1.52	56.6
(65,449)	(18,091,871)	(269,066)	(1.49)	(57.9)

(注) () 内は前年度の状況。

《規模別》

56～99人	1.46%
100～299人	1.27%
300～499人	1.48%
500～999人	1.53%
1,000人以上	1.69%

《主な産業別》

製 造 業	1.70%
サ ー ビ ス 業	1.43%
建 設 業	1.43%
金融・保険・不動産業	1.45%
卸売・小売業、飲食店	1.25%

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成19年3月現在

区 分	総 数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登 録 者 数	504,570	319,024	132,679	185,546	142,544
(%)	100.0	63.2	26.3	36.8	28.3
有 効 求 職 者	151,897	94,109	40,820	57,788	32,870
(%)	30.1	18.7	8.1	11.5	6.5
就 業 中 の 者	305,409	194,760	78,709	110,649	98,478
(%)	60.5	38.6	15.6	21.9	19.5
保 留 中 の 者	47,264	30,155	13,150	17,109	11,196
(%)	9.4	6.0	2.6	3.4	2.2

資料：厚生労働省職業安定局調べ

第315表 定年制等の状況

(単位 %))

区 分	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
全 企 業	100.0	100.0	100.0
定年制を定めている企業	95.3 (100.0)	95.3 (100.0)	93.2 (100.0)
一律に定めている	(97.6)	(98.1)	(98.4)
職種別に定めている	(1.8)	(1.1)	(1.1)
その他	(0.6)	(0.8)	(0.4)
定年制を定めていない企業	4.7	4.7	6.8

(注) ()内は、定年制を定めている企業に対する割合である。

《一律定年制を定めている企業の内訳》

区 分	平成17年 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
一律定年制を定めている企業	(97.6)	(98.1)	(98.4)
定 年 年 齢 階 級 別	100.0	100.0	100.0
60歳	91.1	90.5	86.6
61歳	0.5	0.5	0.2
62歳	1.1	1.7	2.5
63歳	0.9	0.9	1.5
64歳	0.0	0.0	0.0
65歳	6.1	6.2	9.0
66歳	0.1	0.2	0.0
(再掲) 61歳以上	8.2	9.0	13.2
(再掲) 65歳以上	6.2	6.3	9.1
勤務延長制度、再雇用制度の有無	100.0	100.0	100.0
制 度 が あ る 企 業	77.0	76.3	90.2
勤 務 延 長 制 度 の み	14.1	13.6	12.6
再 雇 用 制 度 の み	50.5	53.1	66.7
両 制 度 併 用	12.4	9.6	10.9
(再掲) 勤務延長制度 (両制度併用含む)	26.5	23.2	23.5
(再掲) 再雇用制度 (両制度併用含む)	62.9	62.7	77.6
制 度 が な い 企 業	23.0	23.7	9.8

(注) 1 ()内は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業数割合である。

2 平成17年の「一律定年制を定めている企業」には、「59歳以下」を含む。

資料：厚生労働省統計情報部「平成19年就労条件総合調査結果の概況」

2 関係機関

第316表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	789,751,622	793,166,639	786,664,849	799,846,650	830,535,927	840,317,655
金額	10,938,941,087	10,626,623,832	10,087,121,934	10,052,711,424	10,323,230,648	10,214,409,934
《審査及び支払取扱分》						
医療保険合計 件数	672,411,006	673,670,645	668,805,965	683,737,936	716,209,141	727,621,122
金額	7,361,646,906	7,159,521,578	6,686,867,479	6,691,021,407	6,958,296,823	6,968,117,931
政府管掌健康保険 件数	319,999,057	319,061,999	315,161,874	323,585,517	338,734,273	344,607,542
金額	3,729,857,976	3,600,459,793	3,331,080,905	3,343,259,592	3,483,774,065	3,498,597,417
船員保険 件数	1,824,989	1,713,595	1,598,194	1,520,057	1,542,883	1,517,433
金額	25,767,543	23,323,484	21,121,193	19,969,027	20,087,869	19,538,913
共済組合 件数	86,474,163	87,086,622	87,693,476	88,957,566	92,536,407	92,326,485
金額	884,305,466	868,586,905	830,994,401	829,899,250	857,180,751	841,734,552
健康保険組合 件数	264,112,797	265,808,429	264,352,421	269,674,796	283,395,578	289,169,662
金額	2,721,715,921	2,667,151,396	2,503,670,981	2,497,893,538	2,597,254,137	2,608,247,048
医療保険以外の合計 件数	117,320,793	119,477,447	117,841,586	116,092,853	114,312,516	112,684,004
金額	3,577,294,182	3,467,102,255	3,400,254,453	3,361,690,020	3,364,933,826	3,246,292,002
老人保健 件数	78,824,244	77,933,931	73,236,205	68,826,496	64,890,211	61,107,249
金額	2,281,762,195	2,131,320,779	1,977,837,548	1,882,580,281	1,828,755,048	1,696,206,682
自衛官等 件数	740,869	766,748	763,444	775,132	816,378	814,339
金額	10,536,335	10,701,586	9,304,659	9,011,323	9,125,974	8,873,580
結核予防 件数	258,760	230,729	204,625	192,008	159,802	133,018
金額	7,889,466	7,242,168	6,548,446	5,907,650	4,347,813	3,605,000
生活保護 件数	22,951,648	25,485,077	28,041,093	30,344,386	32,292,863	31,634,126
金額	1,118,475,616	1,152,909,745	1,229,477,578	1,278,936,629	1,329,686,774	1,336,035,750
戦傷病者 件数	3,407	2,827	2,429	2,019	1,714	1,431
金額	391,660	317,357	290,019	212,749	189,293	150,549
自立支援 件数	319,687	343,028	373,436	403,559	439,597	9,203,939
金額	6,172,204	6,745,471	7,833,596	8,758,569	10,089,349	101,984,613
児童福祉 件数	98,228	98,561	100,051	99,537	101,043	38,840
金額	3,427,388	3,534,609	3,788,271	3,940,689	4,075,574	2,592,245
原爆医療 件数	1,249,170	1,139,284	1,064,819	993,209	933,936	869,764
金額	9,540,296	9,052,931	9,509,548	9,098,587	8,891,229	8,398,421

精神保健	件数	5,137,862	5,757,811	6,539,547	7,543,326	8,441,347	13,871
	金額	61,521,279	66,896,885	74,035,978	82,848,663	91,044,372	4,043,944
麻薬取締	件数	1	—	2	—	—	1
	金額	56	—	84	—	—	359
母子保健	件数	50,109	50,677	51,420	52,890	53,389	55,264
	金額	4,142,563	4,256,748	4,785,665	4,970,232	4,936,513	5,210,145
感染症	件数	198	162	140	220	104	111
	金額	9,632	7,233	8,535	12,786	5,746	6,612
医療観察	件数	・	・	・	・	275	2,998
	金額	・	・	・	・	388,827	3,366,258
老人被爆	件数	632,198	673,497	717,335	662,710	615,413	569,302
	金額	2,096,551	2,181,998	2,309,513	2,172,539	2,040,075	1,972,894
特定疾患	件数	3,595,582	3,506,971	3,204,091	2,633,953	2,669,547	2,743,588
	金額	28,242,113	28,837,825	30,032,924	29,022,890	30,681,897	32,380,387
小児慢性	件数	1,651,712	1,656,830	1,645,663	1,625,383	952,619	707,811
	金額	20,273,350	20,169,172	20,879,686	20,799,222	17,382,760	16,948,468
措置医療	件数	1,082,802	1,092,665	1,092,766	1,094,962	1,103,135	585,965
	金額	20,445,546	20,547,715	20,910,663	20,685,391	20,732,916	13,821,165
石綿救済	件数	・	・	・	・	・	543
	金額	・	・	・	・	・	23,565
自治体医療	件数	724,316	738,649	804,520	843,063	841,143	4,201,844
	金額	2,367,932	2,380,033	2,701,740	2,731,820	2,559,666	10,671,365
《審査のみ取扱分》							
戦傷病者・引揚患者	件数	19,823	18,547	17,298	15,861	14,270	12,529

(注) 1 平成18年度の「自立支援」は、平成17年度以前は「身体障害」である。「自立支援」には、更生医療、育成医療、精神通院医療、療養介護医療が含まれる。

2 平成17年度以前の「精神保健」には、通院患者が含まれる。

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

第317表 年金資金運用基金の運用資産状況

年度末現在 (単位 億円、%)

区分	平成15年度(2003)		16(2004)		17(2005)		18(2006)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比	時価総額	構成比
合計	480,610	100.00	585,820	100.00	722,176	100.00	849,753	100.00
国内債券	252,012	52.44	322,115	54.99	349,242	48.36	441,997	52.01
国内株式	120,019	24.97	124,234	21.21	189,789	26.28	190,676	22.44
外国債券	39,520	8.22	57,923	9.89	75,515	10.46	90,694	10.67
外国株式	59,255	12.33	81,500	13.91	107,617	14.90	126,376	14.87
短期資産	9,804	2.04	49	0.01	13	0.00	10	0.00
財投債(簿価)	222,801	—	286,458	—	306,538	—	295,525	—

(注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。

2 「時価総額」は、未収収益及び未払費用等を含む。

3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を加えたもの。

資料：平成16年度以前は年金資金運用基金「資金運用業務概況書」

平成17年度以降は年金積立金管理運用独立行政法人「資金運用業務概況書」

第318表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設・資金別）

（単位 金額：百万円）

区 分	平成13年度 (2001)		14 (2002)		15 (2003)		16 (2004)		17 (2005)		18 (2006)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》												
総 数	878	248,246	737	224,625	1,352	250,299	677	266,500	440	185,162	301	116,308
病 院	261	152,978	238	138,117	260	156,550	193	151,533	129	125,935	85	72,724
介護老人保健施設	190	74,706	152	69,202	192	73,153	190	100,652	98	46,828	74	36,504
診 療 所												
一般診療所	390	19,238	320	16,771	571	17,996	250	13,533	202	11,234	129	6,626
歯科診療所	28	528	22	487	326	2,216	36	392	7	173	12	254
共同利用施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助 産 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
薬 局	5	27	5	48	1	10	2	14	—	—	—	—
医療従事者養成施設	2	764	—	—	1	370	6	376	4	992	1	200
歯 科 技 工 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛 生 検 査 所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施 術 所	2	7	—	—	1	5	—	—	—	—	—	—
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
指定訪問看護事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
《資金種類別》												
総 数	878	248,246	737	224,625	1,352	250,299	677	266,500	440	185,162	301	116,308
新 築 資 金	369	100,394	325	80,716	303	99,178	324	126,003	226	61,546	168	51,381
甲種増改築資金	147	54,152	149	56,851	104	65,314	108	52,402	106	66,743	35	24,523
乙種増改築資金	156	88,064	154	84,235	132	73,778	131	85,598	66	55,975	51	38,625
国立病院等購入資金	2	131	3	600	3	377	3	322	—	—	—	—
機 械 購 入 資 金	122	4,116	71	1,733	55	1,697	46	1,350	28	822	19	465
長 期 運 転 資 金	82	1,391	35	491	755	9,956	65	826	14	77	28	1,314

（注） 「指定訪問看護事業」は、平成14年度以前は「指定老人訪問看護事業」である。
資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第319表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

（単位 金額：千円）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	件数 1,041 金額 113,662,600	件数 1,069 金額 132,607,700	件数 1,384 金額 168,299,900	件数 895 金額 189,300,000	件数 875 金額 217,400,000	件数 992 金額 160,177,600
保 護 施 設	件数 7 金額 892,600	件数 3 金額 452,800	件数 4 金額 612,000	件数 2 金額 368,400	件数 5 金額 1,211,600	件数 5 金額 590,000
老 人 福 祉 施 設	件数 546 金額 87,550,200	件数 545 金額 101,679,300	件数 565 金額 135,755,500	件数 490 金額 166,379,400	件数 443 金額 192,288,000	件数 365 金額 132,142,800
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	件数 48 金額 5,273,700	件数 42 金額 3,492,500	件数 127 金額 6,537,600	件数 42 金額 3,268,100	件数 27 金額 2,118,700	件数 20 金額 2,363,400
婦 人 保 護 施 設	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
児 童 福 祉 施 設	件数 272 金額 11,098,400	件数 288 金額 15,052,900	件数 298 金額 13,253,900	件数 234 金額 11,894,100	件数 283 金額 15,407,700	件数 326 金額 15,558,200
知 的 障 害 者 援 護 施 設	件数 145 金額 8,003,100	件数 165 金額 11,043,200	件数 299 金額 10,335,100	件数 101 金額 4,636,300	件数 93 金額 5,146,800	件数 75 金額 3,264,100
母 子 福 祉 施 設	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設	件数 17 金額 580,100	件数 23 金額 669,600	件数 28 金額 996,800	件数 17 金額 583,000	件数 18 金額 517,500	件数 5 金額 176,600
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	件数 ・ 金額 ・	件数 ・ 金額 ・	件数 ・ 金額 ・	件数 ・ 金額 ・	件数 ・ 金額 ・	件数 194 金額 6,053,300
社 会 福 祉 法 に 規 定 す る そ の 他 の 施 設	件数 2 金額 106,900	件数 1 金額 184,900	件数 57 金額 582,700	件数 1 金額 72,800	件数 — 金額 —	件数 1 金額 8,200
そ の 他 の 施 設	件数 3 金額 140,100	件数 — 金額 —	件数 2 金額 165,600	件数 1 金額 189,000	件数 2 金額 361,400	件数 — 金額 —
有 料 老 人 ホ ー ム	件数 — 金額 —	件数 1 金額 10,000	件数 — 金額 —	件数 3 金額 1,462,000	件数 1 金額 210,000	件数 — 金額 —
在 宅 サ ー ビ ス 事 業 等	件数 1 金額 17,500	件数 1 金額 22,500	件数 4 金額 60,700	件数 4 金額 446,900	件数 3 金額 138,300	件数 1 金額 21,000
償 還 額	97,754,158	102,062,414	107,463,697	112,385,007	112,585,597	114,561,956

（注）「社会福祉法に規定するその他の施設」は、平成14年度以前は「社会福祉事業法による施設及び事業」である。
資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

第320表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	118	122	123	124	120	117	114
労 災 病 院	37	37	37	37	36	36	34
医療リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1	1	1
総合せき損センター	1	1	1	1	1	1	1
勤労者予防医療センター	・	2	4	6	9	9	9
健康診断センター	8	6	4	2	0	0	0
海外勤務健康管理センター	1	1	1	1	1	1	1
看護専門学校	13	13	13	13	11	11	11
リハビリテーション大学校	1	1	1	1	0	0	0
労災リハビリテーション工学センター	1	1	1	1	1	1	1
産業保健推進センター	38	42	45	47	47	47	47
労災リハビリテーション作業所	8	8	8	8	8	8	8
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	1	1	0
休 養 所	7	7	5	4	3	0	0
納 骨 堂	1	1	1	1	1	1	1

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

第321表 独立行政法人雇用・能力開発機構の設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計	146,163	145,357	143,719	142,258	141,618	141,491	141,211
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	7	10	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	10	3	1	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	60	60	60	62	62	62	62
私のしごと館	・	・	・	1	1	1	1
雇用促進住宅	144,027	143,338	143,056	142,082	141,522	141,416	141,136
全国勤労青少年会館	1	1	1	1	・	・	・
簡易宿泊所	15	15	15	7	6	・	・
福祉センター等	2,042	1,929	575	93	15	・	・

(注) 平成15年度より「移転就職者用宿舎」が「雇用促進住宅」に変更となった。

資料：独立行政法人雇用・能力開発機構調べ

第322表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成18年度末現在

区 分	合 計	農・林・漁業	鉱 業	建設業	製造業	運輸・通信 ・公益事業	商 業	金融・保険 ・不動産業	サービ ス 業
共済契約者数	382,436	4,394	684	64,988	91,600	14,503	92,906	7,761	105,600
被共済者数	2,842,440	27,646	6,673	394,288	1,013,459	235,397	515,774	35,887	613,316

(ii) 規模別

平成18年度末現在

区 分	合 計	1人～4人	5～9	10～19	20～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301人 以 上
共済契約者数	382,436	141,848	106,377	71,395	27,685	18,428	12,035	3,675	687	306
被共済者数	2,842,440	254,259	399,365	531,155	368,397	398,914	462,212	276,082	87,860	64,196

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第323表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
合 計 件数	314,548	323,280	293,572	273,107	263,278	270,201
金 額	402,095,390	421,831,704	385,636,378	351,822,946	333,146,112	348,941,374
退 職 金 件数	300,791	305,161	276,242	258,565	249,920	259,594
金 額	390,505,679	406,291,051	370,420,424	339,539,886	321,324,663	339,511,442
解約手当金 件数	13,757	18,119	17,330	14,542	13,358	10,607
金 額	11,589,711	15,540,653	15,215,954	12,283,060	11,821,448	9,429,932
1件当り金額(円)	1,278,328	1,304,849	1,313,601	1,288,224	1,265,378	1,291,414

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第324表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成10年 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	248,611	255,792	262,687	270,371	277,927
医療施設の従事者	236,933	243,201	249,574	256,668	263,540
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	6,015	5,898	5,834	5,745	5,482
診療所の開設者又は法人の代表者	66,461	69,274	69,936	70,828	71,192
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	105,984	106,845	110,159	114,515	118,157
診療所の勤務者	17,372	19,339	20,507	22,157	24,021
医育機関附属病院の勤務者	41,101	41,845	43,138	43,423	44,688
介護老人保健施設の従事者	1,838	2,114	2,315	2,668	2,891
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	244	275	263	324	320
介護老人保健施設の勤務者	1,594	1,839	2,052	2,344	2,571
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	7,777	8,154	8,611	8,607	8,696
臨床以外の医学的教育機関又は研究機関の勤務者	5,269	5,426	5,374	5,260	5,319
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	2,508	2,728	3,237	3,347	3,377
そ の 他	2,063	2,323	2,178	2,421	2,785

(注) 1 昭和57年より隔年報。

2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

3 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

4 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第325表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成10年 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	88,061	90,857	92,874	95,197	97,198
医療施設の従事者	85,669	88,410	90,499	92,696	94,593
病院(医育機関附属病院を除く)の開設者又は法人の代表者	13	14	12	10	13
診療所の開設者又は法人の代表者	55,056	56,866	57,784	58,545	58,956
病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	2,217	2,267	2,502	2,550	2,741
診療所の勤務者	19,070	20,018	21,041	22,513	23,368
医育機関附属病院の勤務者	9,313	9,245	9,160	9,078	9,515
介護老人保健施設の勤務者	2	6	11	8	15
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1,176	1,252	1,273	1,318	1,336
臨床以外の医学的教育機関又は研究機関の勤務者	971	1,039	1,021	1,092	1,105
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	205	213	252	226	231
そ の 他	1,214	1,189	1,088	1,174	1,245

(注) 1 昭和57年より隔年報。

2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

3 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

4 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第326表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	48,659	56,466	61,331	67,376	73,297	79,695	86,939
保 健 所	765	781	593	634	648	634	518
市 町 村	600	799	1,427	1,481	1,613	1,682	1,751
病 院	3,103	3,288	3,575	3,604	3,881	3,903	4,217
診 療 所	43,080	50,403	54,402	60,428	65,761	71,961	78,519
介護老人保健施設	3	2	109	27	54	83	173
事 業 所	204	197	235	204	352	371	464
学校又は養成所	540	561	587	574	550	610	685
そ の 他	364	435	403	424	438	451	612

(注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。

2 平成12年4月より介護保険法が施行されたことに伴い、「老人保健施設」は「介護老人保健施設」に変更された。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第327表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	34,543	36,652	36,569	37,244	36,765	35,668	35,147
技 工 所	19,487	21,377	22,309	23,194	23,552	23,065	23,438
病院・診療所	14,402	14,492	13,667	13,097	12,534	11,998	11,140
そ の 他	654	783	593	953	679	605	569

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第328表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	平成6年 (1994)	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	176,871	194,300	205,953	217,477	229,744	241,369	252,533
薬局の開設者又は法人の代表者	20,333	20,460	20,500	20,608	20,446	19,935	19,492
薬局の勤務者	40,533	49,410	60,720	74,152	86,446	96,368	105,762
病院・診療所の従事者	45,553	48,984	49,039	48,150	47,536	48,094	48,964
大学の従事者	5,107	5,708	6,038	6,393	7,077	8,046	8,845
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	5,312	5,441	5,592	5,691	5,673	5,860	5,951
医薬品関係企業の従事者	40,881	45,116	45,821	44,803	45,542	45,261	45,415
毒物劇物営業（製造・輸入・販売）従事者	・	・	・	・	・	・	・
その他の化学工業従事者	・	・	・	・	・	・	・
そ の 他	19,152	19,181	18,243	17,680	16,998	17,804	18,086

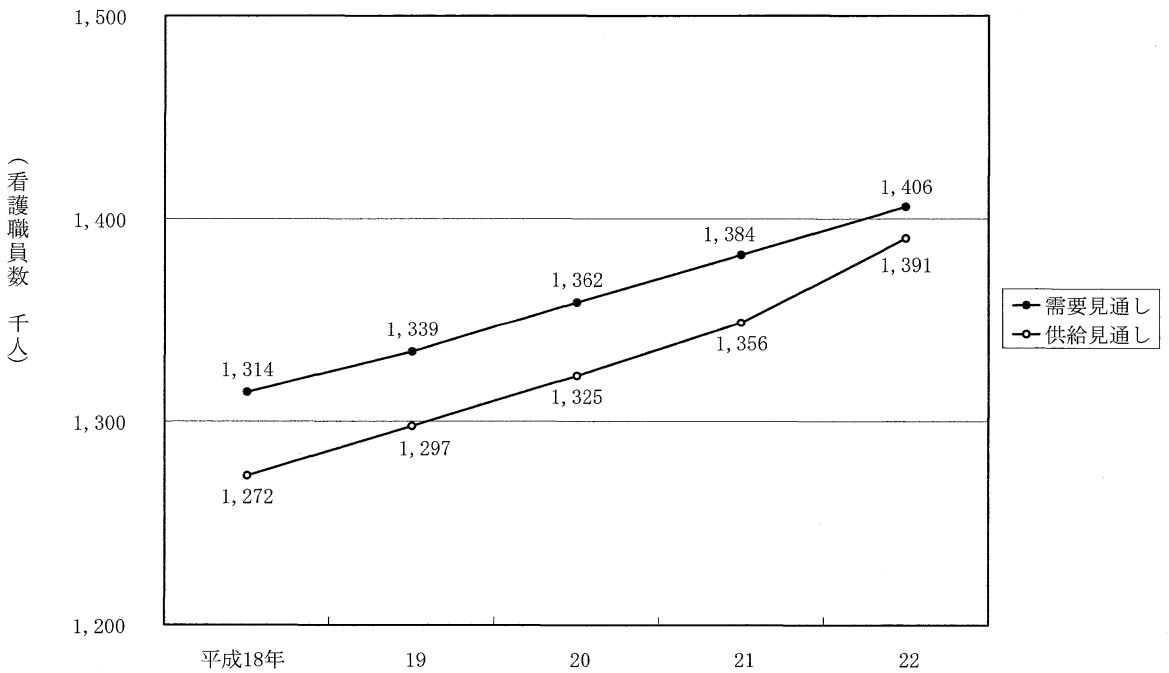
(注) 1 昭和57年より隔年報。

2 平成12年の「その他」には、不詳を含む。

3 平成14年以降の「総数」には、「施設・業務の種別」不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第329表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区分	平成18年 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)
需要見通し	1,314,100	1,338,800	1,362,200	1,383,800	1,406,400
①病院	813,900	830,400	846,100	860,100	874,800
②診療所	246,200	247,900	249,600	251,300	253,100
③助産所	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
④介護保険関係	172,600	178,500	183,800	188,800	194,200
⑤社会福祉施設 (④除く)	15,600	16,100	16,600	17,100	17,600
⑥保健所・市町村	36,300	36,400	36,600	36,700	36,800
⑦教育機関	15,900	15,900	15,800	15,900	15,900
⑧事業所、学校、その他	11,700	11,800	12,000	12,100	12,200
供給見通し	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900	1,390,500
①年当初就業者数	1,251,100	1,272,400	1,297,100	1,325,100	1,355,900
②新卒就業者数	51,400	51,100	51,500	51,600	52,500
③再就業者数	85,000	88,200	91,200	94,600	98,400
④退職者数	115,000	114,600	114,800	115,400	116,300
需要見通しと供給見通しの差	41,600	41,700	37,100	27,900	15,900
供給見通し／需要見通し	96.8%	96.9%	97.3%	98.0%	98.9%

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第330表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	31,581	34,468	36,781	38,366	39,195	40,191
保健師学校・養成所	379	519	641	826	841	884
保健所				7,670	7,635	7,185
所内勤務	8,703	7,755	7,570	.	.	.
市町村駐在	184	59	60	.	.	.
市町村	15,641	18,410	20,646	21,645	22,313	23,455
病院	1,615	1,744	1,770	1,653	1,858	1,904
診療所	1,362	1,448	1,388	1,323	1,193	1,257
老人保健施設	70	54	52	.	.	.
訪問看護ステーション						
管理者	.	.	.	213	178	131
従事者	.	.	.	284	309	178
介護保険施設等	.	.	.	629	542	571
社会福祉施設	.	.	.	472	471	337
助産所従事者	.	.	.	4	7	3
事業所	1,475	1,659	1,672	1,910	2,415	2,437
その他	2,152	2,820	2,982	1,737	1,433	1,849

- (注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成8年以降は保健士数を含む。
 3 平成14年より保健婦（士）が保健師と変更になった。
 4 平成14年より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第331表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	23,615	24,202	24,511	24,340	25,257	25,775
助産師学校・養成所	502	559	638	960	1,048	1,027
保健所	347	257	249	222	231	221
市町村	.	.	.	480	477	557
病院	16,958	17,486	17,914	17,336	17,539	17,352
診療所	2,545	2,746	2,864	3,389	4,111	4,952
助産所	2,539	2,078	1,858	1,706	1,654	1,550
開設者	947	805	802	730	722	683
従事者	190	166	150	195	205	281
出張のみによる者	1,402	1,107	906	781	727	586
訪問看護ステーション	.	.	.	13	12	8
社会福祉施設	.	.	.	11	7	12
事業所	.	.	.	11	13	12
その他	724	1,076	988	212	165	84

- (注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成14年より助産婦が助産師と変更になった。
 3 平成14年より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第332表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
総 数	928,896	985,821	1,042,468	1,097,326	1,146,181	1,194,121
《就業場所別》						
看護師学校・養成所	9,150	9,651	10,102	11,120	11,492	11,726
保健所	1,888	1,392	1,323	1,376	1,028	1,128
市 町 村	.	.	.	7,570	7,934	8,690
病 院	695,855	720,905	736,646	761,961	781,377	802,255
診療所	170,989	181,324	196,506	202,183	210,738	222,172
助産所従事者	.	.	.	82	78	93
訪問看護ステーション	7,465	14,498	21,667	23,287	25,935	26,990
介護保険施設等	.	.	.	67,396	83,430	94,820
老人保健施設	13,111	20,422	26,749	.	.	.
社会福祉施設	17,583	22,098	31,363	13,119	13,582	15,292
事業所	.	.	.	4,091	5,198	5,164
学校	1,259	1,436	1,265	.	.	.
派出看護婦
その他の	11,596	14,095	16,847	5,141	5,389	5,791
《資格別》						
看護師	.	.	.	703,913	760,221	811,972
准看護師	.	.	.	393,413	385,960	382,149
看護婦	530,044	576,640	631,428	.	.	.
看護婦	365,378	370,885	367,582	.	.	.
看護士	14,885	17,807	22,189	.	.	.
看護士	18,589	20,489	21,269	.	.	.

- (注) 1 昭和57年を初年とする隔年報。
 2 平成14年より看護婦（士）が看護師、准看護婦（士）が准看護師と変更になった。
 3 平成14年より就業場所の区分が変更になった。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第333表 就業あん摩指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区 分	平成8年 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)
あん摩指圧師	98,070	94,655	96,788	97,313	98,148	101,039
はり師	69,231	69,236	71,551	73,967	76,643	81,361
きゅう師	68,214	67,746	70,146	72,307	75,100	79,932
柔道整復師	28,244	29,087	30,830	32,483	35,077	38,693

- (注) 昭和57年を初年とする隔年報。
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

第334表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区 分	平成12年 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
理学療法士	26,944	30,084	33,439	37,068	41,271	46,115	52,114
作業療法士	14,880	17,227	19,817	22,757	26,070	29,516	33,697

資料：厚生労働省医政局調べ

第335表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区 分	社会福祉士	介 護 福 祉 士				
		法第39条1号	法第39条2号	法第39条3号	法第39条4号	合 計
平成4年(1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754
7 (1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821
8 (1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147
9 (1997)	10,323	41,529	439	3,936	57,671	103,575
10 (1998)	13,734	53,412	555	4,893	73,195	132,055
11 (1999)	18,456	67,125	676	6,045	93,899	167,745
12 (2000)	24,111	82,298	837	7,380	120,670	211,185
13 (2001)	30,077	99,439	974	8,811	147,213	256,437
14 (2002)	38,304	117,840	1,130	10,081	172,034	301,085
15 (2003)	48,585	134,958	1,289	11,371	204,060	351,678
16 (2004)	59,141	151,922	1,403	12,680	243,814	409,819
17 (2005)	71,167	170,240	1,537	14,002	282,299	468,078
18 (2006)	83,249	188,412	1,684	15,407	342,745	548,248

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号：高卒後養成施設(2年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号：福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号：介護福祉士試験に合格した者

資料：社会福祉振興・試験センター調べ

第336表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

各年10月1日現在

区 分	平成5年 (1993)	8 (1996)	11 (1999)	14 (2002)	17 (2005)
総 数	2,380,092.8	2,568,253.5	2,690,373.0	2,518,338.8	1,673,152.9
医 師	263,807.8	277,325.4	283,654.2	290,286.0	180,022.3
常 勤	212,246	223,731	234,263	242,311	143,311
非 常 勤	51,561.8	53,594.4	49,391.2	47,975.0	36,711.3
歯 科 医 師	88,472.0	92,942.1	97,601.8	100,498.0	9,553.0
常 勤	78,449	82,779	85,995	90,828	7,600
非 常 勤	10,023.0	10,163.1	11,606.8	9,670.0	1,953.0
介 輔	15.0	12.0	7.0	5.0	...
薬 劑 師	48,922	51,555	52,087	46,015.3	40,119.6
保 健 師	5,991	6,962	8,106	7,458.3	2,782.0
助 産 師	18,827	20,017	21,048	20,508.0	17,068.5
看 護 師	459,961	527,004	597,138	614,128.3	567,968.9
准 看 護 師	375,048	384,493	380,520	326,855.0	181,695.1
看 護 業 務 補 助 者	197,607	240,512	250,358	232,902.7	199,141.8
理 学 療 法 士 (P T)	12,315	15,620	20,736	25,486.4	28,508.5
作 業 療 法 士 (O T)	4,838	6,397	9,145	12,961.7	17,070.2
視 能 訓 練 士	1,750	2,463	3,176	3,445.6	2,564.9
言 語 聴 覚 士	.	.	2,492	3,777.1	5,197.8
義 肢 装 具 士	147	121	132	128.2	64.6
歯 科 衛 生 士	56,553	65,276	71,936	64,831.3	3,988.3
歯 科 技 工 士	19,042	17,705	16,100	13,288.8	817.1
歯 科 業 務 補 助 者	107,429	107,951	107,014	82,525.3	...
診 療 放 射 線 技 師	32,173	35,599	38,892	39,587.2	35,484.3
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	2,860	2,703	2,726	1,962.2	452.4
臨 床 検 査					
臨 床 検 査 技 師	50,517	53,258	54,753	54,475.2	45,676.8
衛 生 検 査 技 師	1,065	1,099	831	705.9	244.8
そ の 他	3,387	2,698	2,032	.	.
臨 床 工 学 技 士	4,988	6,544	8,174	10,320.8	9,405.4
あん摩マッサージ指圧師	11,447	11,561	10,751	9,354.6	3,632.4
柔 道 整 復 師	.	.	1,610	2,396.3	693.1
管 理 栄 養 士	9,978	13,355	14,765	14,973.6	15,623.2
栄 養 士	19,503	17,863	16,511	14,049.8	6,585.4
精 神 保 健 福 祉 士	.	.	1,625	3,603.7	5,378.1
社 会 福 祉 士	.	.	705	2,737.3	2,695.5
介 護 福 祉 士	.	.	8,005	25,630.4	20,600.5
そ の 他 の 技 術 員	31,584	33,807	29,775	28,263.4	17,100.1
医 療 社 会 事 業 従 事 者	5,359	6,837	9,096	10,299.4	8,809.7
事 務 職 員	332,920	353,544	363,828	343,440.5	154,303.8
そ の 他 の 職 員	213,587	213,030	205,043	111,438.5	89,904.8

(注) 1 非常勤職員を含む。

2 平成5年から平成11年までは非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。

3 平成14年以降は、全ての職種を常勤換算している。

4 平成11年までの「介輔」には、歯科介輔を含む。

5 平成14年より保健婦(士)が保健師、助産婦が助産師、看護婦(士)が看護師、准看護婦(士)が准看護師と変更になった。

6 「医療施設(静態)調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設(静態・動態)調査・病院報告」

第13節 財 政

第337表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円、％）

区 分	平成10年度 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
一般会計予算	776,692	808,601	849,871	826,524	812,300	817,891	821,109	821,829	796,860	829,088
対前年度伸び率	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	△ 3.0	4.0
1. 国 債 費	172,628	198,319	219,653	171,705	166,712	167,981	175,686	184,422	187,616	209,988
対前年度伸び率	2.7	14.9	10.8	△ 21.8	△ 2.9	4.6	4.6	5.0	1.7	11.9
2. 地方交付税交付金	158,702	135,230	149,304	168,230	170,116	173,988	164,935	160,889	145,584	149,316
対前年度伸び率	2.5	△ 14.8	10.4	12.7	1.1	2.3	△ 5.2	△ 2.5	△ 9.5	2.6
3. 一 般 歳 出	445,362	468,878	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320	472,829	463,660	469,784
対前年度伸び率	△ 1.3	5.3	2.6	1.2	△ 2.3	0.1	0.1	△ 0.7	△ 1.9	1.3
4. 産業投資特別 会計へ繰入等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社会保障関係費	148,431	160,950	167,666	175,552	182,795	189,907	197,970	203,808	205,739	211,409
対前年度伸び率	2.0	8.4	4.1	4.7	3.8	3.9	4.2	2.9	0.9	2.8
一般会計に占める割合	19.1	19.7	19.7	21.2	22.5	23.2	24.1	24.8	25.8	25.5
一般歳出に占める割合	33.3	34.3	34.9	36.1	38.4	39.9	41.6	43.1	44.4	45.0
厚生労働省予算	149,990	162,478	172,644	180,421	186,684	193,787	201,910	208,178	209,417	214,769
対前年度伸び率	1.9	8.3	...	4.5	3.5	3.8	4.2	3.1	0.6	2.6
一般会計に占める割合	19.3	19.9	20.3	21.8	23.0	23.7	24.6	25.3	26.3	25.9
一般歳出に占める割合	33.7	34.7	35.9	37.1	39.3	40.7	42.4	44.0	45.2	45.7
防 衛 関 係 費	49,397	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564	48,139	48,016
対前年度伸び率	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.3
一般会計に占める割合	6.4	6.0	5.8	6.0	6.1	6.1	6.0	5.9	6.0	5.8
一般歳出に占める割合	11.1	10.5	10.3	10.2	12.5	10.4	10.3	10.3	10.4	10.2

(注) 平成12年度厚生労働省予算の対前年度伸び率は、平成13年1月の省庁再編により厚生労働省となったため比較に不適當のため不計上。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第338表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
歳 入	83,688,984	81,939,569	86,878,703	86,704,827	83,458,343	82,908,808
租 税 及 び 印 紙 収 入	44,276,000	41,786,000	44,041,000	47,042,000	50,468,000	53,467,000
租 税	42,832,000	40,647,000	42,893,000	45,928,000	38,298,000	41,277,000
印 紙 収 入	1,444,000	1,129,000	1,148,000	1,114,000	12,170,000	12,190,000
官業益金及び官業収入	20,062	16,601	16,704	16,719	16,974	16,167
政府資産整理収入	342,182	358,056	261,771	255,700	240,588	270,583
雑 収 入	4,081,700	2,946,509	4,478,233	4,239,650	3,696,407	3,723,057
公 債 金	34,968,000	36,445,000	36,590,000	33,469,000	27,470,000	25,432,000
前年度剰余金受入	1,041	387,403	1,490,996	1,681,759	1,566,373	—
歳 出	83,688,984	81,939,569	86,878,703	86,704,827	83,458,343	82,908,808
国 家 機 関 費	4,286,448	4,341,012	4,448,659	4,463,331	4,508,606	4,348,824
地 方 財 政 費	16,501,087	17,427,352	17,704,252	17,504,732	16,817,606	14,951,567
防 衛 関 係 費	4,944,722	4,927,008	4,936,379	4,919,010	4,891,323	4,822,497
国土保全及び開発費	8,756,395	7,203,625	8,732,838	7,564,889	7,003,690	6,224,333
産 業 経 済 費	3,697,321	3,218,431	3,272,784	3,059,037	2,805,752	2,870,129
教 育 文 化 費	6,609,439	6,068,896	6,012,772	5,848,783	5,155,726	5,081,619
社 会 保 障 関 係 費	21,225,206	21,067,234	21,919,267	22,217,630	21,972,115	22,198,267
社 会 保 険 費	14,844,789	15,241,392	15,769,161	16,126,804	16,425,273	16,748,540
生 活 保 護 費	1,676,919	1,810,223	1,952,750	1,973,780	2,006,227	1,982,011
社 会 福 祉 費	1,944,639	1,886,408	1,857,919	1,942,854	1,711,829	1,717,417
住 宅 対 策 費	979,868	930,393	921,698	830,821	717,900	685,256
失 業 対 策 費	546,596	42,104	40,945	40,550	41,590	37,867
保 健 衛 生 費	910,349	840,131	890,620	850,687	703,319	625,181
そ の 他	322,047	316,583	486,174	452,134	365,976	401,995
恩 給 費	1,271,879	1,201,939	1,131,195	1,068,451	998,051	922,800
文 官 恩 給 費	51,364	47,545	42,947	39,269	35,125	31,304
旧軍人遺族等恩給費	1,143,897	1,082,885	1,023,253	968,085	907,248	840,158
そ の 他	76,618	71,509	64,994	61,097	55,679	51,338
国 債 費	16,060,543	16,082,419	18,278,442	19,620,327	18,915,109	20,998,807
予 備 費	200,000	250,000	300,000	300,000	250,000	350,000
そ の 他	135,945	151,652	142,116	138,638	140,364	139,963

(注) 平成19年度は当初予算額、他は補正後予算額。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第339表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
歳 入 合 計	107,219,061	106,900,572	103,260,764	101,006,786	99,645,528	99,173,124
地 方 税	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409
地 方 譲 与 税	620,177	623,971	634,222	694,045	1,164,074	1,848,962
市町村たばこ税都道府県交付金	1,873
利 子 割 交 付 金	662,368	688,942	210,551	148,888	138,681	98,090
配 当 割 交 付 金	28,010	47,339
株式等譲渡所得割交付金	28,365	68,982
地方消費税交付金	1,257,514	1,233,793	1,083,730	1,212,844	1,349,047	1,249,432
ゴルフ場利用税交付金	57,036	55,212	52,288	48,404	45,422	43,576
特別地方消費税交付金	9,162	482	188	77	52	29
自動車取得税交付金	321,138	318,039	285,223	309,987	316,999	316,687
軽油引取税交付金	112,597	111,963	107,762	108,274	108,521	112,840
地方特例交付税	914,014	901,818	903,588	1,006,168	1,104,834	1,518,006
地方交付税	21,776,420	20,349,760	19,544,863	18,069,295	17,020,109	16,958,719
交通安全対策特別交付金	74,841	76,708	75,700	81,611	78,961	79,232
分担金及び負担金	1,269,563	1,247,605	1,219,864	1,132,679	1,068,716	1,025,030
使 用 料	1,889,729	1,907,186	1,897,784	1,906,733	1,891,528	1,873,278
手 数 料	587,316	590,939	587,481	585,381	600,191	601,290
国 庫 支 出 金	14,350,300	14,443,288	13,068,995	13,030,356	12,349,718	11,778,086
義務教育費負担金	2,980,092	3,011,382	2,988,008	2,738,637	2,545,577	2,063,775
生活保護費負担金	1,477,814	1,575,117	1,669,225	1,803,426	1,933,111	1,974,026
児童保護費負担金	649,059	691,751	708,871	701,553	549,676	542,920
結核医療費負担金	9,495	9,087	8,289	7,440	6,830	5,791
精神衛生費負担金	37,767	38,912	40,331	47,822	48,865	54,229
老人保護費負担金	87,858	72,283	71,474	70,500	61,239	8,150
普通建設事業費支出金	5,551,536	5,159,193	4,109,965	4,192,682	3,576,118	3,340,668
災害復旧事業費支出金	317,737	238,955	212,112	184,115	265,771	495,476
失業対策事業費支出金	14,427	17,599	6,524	6,175	5,794	5,520
委 託 金	408,630	323,684	229,478	276,471	250,709	304,402
財 政 補 給 金	15,682	14,383	15,159	14,788	14,439	14,236
そ の 他	2,800,203	3,290,940	3,009,559	2,986,747	3,091,589	2,968,891
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	29,150	30,150	30,150	30,150	31,150	31,540
都 道 府 県 支 出 金	2,385,230	2,328,904	2,268,460	2,255,441	2,106,622	2,230,353
財 産 収 入	769,401	716,539	673,769	600,232	632,558	684,413
寄 附 金	130,659	119,937	103,524	89,584	95,557	79,166
繰 入 金	2,136,094	2,277,231	3,050,909	2,939,715	3,208,015	2,419,274
繰 越 金	2,253,102	2,534,961	2,457,978	2,225,740	2,181,720	2,093,812
諸 収 入	8,062,372	8,090,443	7,473,346	7,232,125	7,306,240	7,920,030
地 方 債	11,173,506	11,873,420	13,382,616	13,857,697	12,443,044	10,428,448
特別区財政調整交付金・納付金	830,938	830,497	769,255	775,632	808,091	860,228

(単位 百万円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
歳 出 合 計	104,560,321	104,328,178	100,929,961	98,701,602	97,451,206	96,933,997
議 会 費	576,033	573,504	562,557	541,422	530,189	488,430
総 務 費	9,786,366	9,542,960	9,110,647	9,650,462	9,545,592	9,350,015
民 生 費	14,557,908	15,322,713	15,642,331	15,897,224	16,486,286	17,223,553
社 会 福 祉 費	3,924,331	4,097,456	4,044,516	4,146,351	4,218,790	4,751,233
老 人 福 祉 費	4,024,846	4,212,348	4,351,716	4,310,619	4,446,130	4,522,791
児 童 福 祉 費	4,385,941	4,658,027	4,764,054	4,786,760	4,963,560	5,050,991
生 活 保 護 費	2,192,640	2,347,175	2,476,305	2,645,352	2,771,270	2,868,656
災 害 救 助 費	30,150	7,707	5,740	8,142	86,536	29,883
衛 生 費	6,669,140	6,836,628	6,618,004	6,057,305	5,940,764	5,839,983
公 衆 衛 生 費	3,449,350	3,463,485	3,439,267	3,385,999	3,321,424	3,257,322
結 核 対 策 費	39,618	38,845	36,782	33,227	32,024	25,533
保 健 所 費	286,811	271,803	267,268	256,500	253,465	245,062
清 掃 費	2,893,361	3,062,495	2,874,687	2,381,579	2,333,851	2,312,066
労 働 費	524,292	834,064	548,067	437,849	421,632	322,055
失 業 対 策 費	60,899	175,916	74,720	53,014	52,688	22,752
そ の 他	463,393	658,148	473,346	384,835	368,945	299,303
農 林 水 産 業 費	6,810,338	6,408,417	5,952,342	5,399,474	4,928,427	4,515,731
商 工 費	5,480,701	5,422,576	5,036,887	4,889,116	4,950,928	4,667,691
土 木 費	19,912,479	18,913,708	17,988,269	16,727,449	15,501,158	14,664,192
消 防 費	1,948,849	1,937,153	1,935,738	1,893,804	1,907,999	1,894,050
警 察 費	3,428,936	3,393,850	3,407,457	3,362,165	3,338,032	3,317,750
教 育 費	18,167,789	18,096,382	17,741,614	17,278,976	16,981,254	16,644,416
災 害 復 旧 費	566,438	436,799	374,843	333,882	541,471	809,901
公 債 費	12,507,369	12,967,329	13,167,667	13,289,622	13,209,773	14,054,676
諸 支 出 金	363,060	373,454	308,232	311,979	323,535	317,151
前 年 度 繰 上 充 用 金	9,870	29,709	26,312	26,766	20,480	27,198
利 子 割 交 付 金	662,368	688,942	210,551	148,888	138,681	98,090
配 当 割 交 付 金	28,010	47,339
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,865	68,982
地 方 消 費 税 交 付 金	1,257,514	1,233,793	1,083,730	1,212,844	1,349,047	1,249,432
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	57,036	55,212	52,288	48,404	45,422	43,576
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	9,162	482	188	77	52	29
自 動 車 取 得 税 交 付 金	321,138	318,042	285,220	309,987	316,999	316,687
軽 油 引 取 税 交 付 金	112,597	111,963	107,762	108,274	108,521	112,840
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金 ・ 納 付 金	830,938	830,497	769,255	775,632	808,091	860,228

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第340表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

区 分	平成17年度(2005)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	4,410,039	100.0	12,813,515	100.0	
社 会 福 祉 費	1,387,620	31.5	3,363,613	26.3	4,192,816
老 人 福 祉 費	1,841,007	41.7	2,681,784	20.9	3,956,023
児 童 福 祉 費	873,771	19.8	4,177,219	32.6	4,696,370
生 活 保 護 費	295,262	6.7	2,573,394	20.1	2,826,411
災 害 救 助 費	12,379	0.3	17,504	0.1	21,085

その2 性質別内訳

区 分	平成17年度(2005)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	4,410,039	100.0	12,813,515	100.0	
人 件 費	261,092	5.9	1,720,654	13.4	1,981,745
物 件 費	97,104	2.2	728,782	5.7	825,886
扶 助 費	673,091	15.3	6,440,259	50.3	7,113,349
補 助 費 等	3,112,772	70.6	534,468	4.2	2,136,450
普 通 建 設 事 業 費	170,608	3.9	333,736	2.6	487,093
補 助 事 業 費	100,563	2.3	94,808	0.7	185,167
単 独 事 業 費	70,044	1.6	238,808	1.9	301,926
県 営 事 業 負 担 金	—	—	120	0.0	—
貸 付 金	58,860	1.3	38,927	0.3	94,979
繰 出 金	1,916	0.0	2,977,988	23.2	2,979,904
そ の 他	34,598	0.8	38,701	0.3	73,299

その3 財源内訳

区 分	平成17年度(2005)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	4,410,039	100.0	12,813,515	100.0	
国 庫 支 出 金	506,472	11.5	3,518,075	27.5	4,024,547
都 道 府 県 支 出 金	—	—	1,038,150	8.1	—
使 用 料 ・ 手 数 料	50,821	1.2	267,411	2.1	318,232
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	40,612	0.9	325,790	2.5	318,272
地 方 債	42,504	1.0	93,666	0.7	132,176
そ の 他 特 定 財 源	134,888	3.1	216,129	1.7	347,110
一 般 財 源 等	3,634,742	82.4	7,354,294	57.4	10,552,367

(単位 百万円、%)

額	平成16年度(2004) 純 計 額		比較			
			増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	15,132,254	100.0	560,451	100.0	3.7	4.1
26.7	3,834,642	25.3	358,174	63.9	9.3	1.5
25.2	3,937,967	26.0	18,056	3.2	0.5	4.2
29.9	4,582,097	30.3	114,274	20.4	2.5	4.9
18.0	2,729,042	18.0	97,369	17.4	3.6	4.8
0.1	48,506	0.3	△ 27,421	△ 4.9	△ 56.5	545.1

(単位 百万円、%)

額	平成16年度(2004) 純 計 額		比較			
			増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	15,132,254	100.0	560,451	100.0	3.7	4.1
12.6	2,003,897	13.2	△ 22,152	△ 4.0	△ 1.1	△ 0.6
5.3	832,269	5.5	△ 6,383	△ 1.1	△ 0.8	0.7
45.3	6,933,495	45.8	179,855	32.1	2.6	6.6
13.6	1,747,575	11.5	388,875	69.4	22.3	8.7
3.1	560,754	3.7	△ 73,661	△ 13.1	△ 13.1	△ 22.3
1.2	258,156	1.7	△ 72,990	△ 13.0	△ 28.3	△ 31.0
1.9	302,598	2.0	△ 671	△ 0.1	△ 0.2	△ 12.9
—	—	—	—	—	—	—
0.6	98,093	0.6	△ 3,114	△ 0.6	△ 3.2	4.8
19.0	2,861,304	18.9	118,599	21.2	4.1	6.3
0.5	94,867	0.6	△ 21,568	△ 3.8	△ 22.7	22.8

(単位 百万円、%)

額	平成16年度(2004) 純 計 額		比較			
			増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	15,132,254	100.0	560,451	100.0	3.7	4.1
25.6	4,220,674	27.9	△ 196,127	△ 35.0	△ 4.6	1.6
—	—	—	—	—	—	—
2.0	315,618	2.1	2,614	0.5	0.8	△ 2.9
2.0	298,169	2.0	20,104	3.6	6.7	△ 0.3
0.8	156,083	1.0	△ 23,907	△ 4.3	△ 15.3	△ 2.1
2.2	333,053	2.2	14,058	2.5	4.2	△ 7.9
67.2	9,808,657	64.8	743,710	132.7	7.6	6.2

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

区 分	平成17年度(2005)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,484,798	100.0	4,355,185	100.0	5,706,683
公衆衛生費	1,290,385	86.9	1,966,937	45.2	3,153,528
結核対策費	6,323	0.4	19,210	0.4	25,351
保健所費	136,192	9.2	108,870	2.5	243,309
清掃費	51,898	3.5	2,260,168	51.9	2,284,495

その2 性質別内訳

区 分	平成17年度(2005)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,484,798	100.0	4,355,185	100.0	5,706,683
人件費	304,296	20.5	1,028,938	23.6	1,333,234
物件費	111,787	7.5	1,594,073	36.6	1,705,860
扶助費	270,201	18.2	166,962	3.8	437,163
補助費等	494,602	33.3	594,332	13.6	983,348
普通建設事業費	118,752	8.0	603,346	13.9	695,233
補助事業費	48,498	3.3	261,349	6.0	305,536
単独事業費	70,254	4.7	340,006	7.8	389,697
県営事業負担金	—	—	1,990	0.0	—
貸付金	97,615	6.6	33,025	0.8	129,792
繰出金	22,250	1.5	94,576	2.2	116,826
その他	65,294	4.4	239,932	5.5	305,227

その3 財源内訳

区 分	平成17年度(2005)				
	都道府県		市 町 村		純 計
合 計	1,484,798	100.0	4,355,185	100.0	5,706,683
国庫支出金	224,434	15.1	192,677	4.4	417,111
都道府県支出金	—	—	88,840	2.0	—
使用料・手数料	33,068	2.2	342,161	7.9	375,229
分担金・負担金・寄附金	4,633	0.3	55,913	1.3	23,830
地方債	49,064	3.3	285,660	6.6	329,987
その他特定財源	123,537	8.3	188,322	4.3	309,763
一般財源等	1,050,062	70.7	3,201,613	73.5	4,250,763

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

(単位 百万円、%)

額	平成16年度(2004)		比較			
	純	計 額	増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	5,784,579	100.0	△ 77,896	100.0	△ 1.3	△ 1.9
55.3	3,200,924	55.3	△ 47,395	60.8	△ 1.5	△ 1.8
0.4	31,789	0.5	△ 6,439	8.3	△ 20.3	△ 3.9
4.3	251,464	4.3	△ 8,155	10.5	△ 3.2	△ 1.3
40.0	2,300,402	39.8	△ 15,907	20.4	△ 0.7	△ 2.0

(単位 百万円、%)

額	平成16年度(2004)		比較			
	純	計 額	増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	5,784,579	100.0	△ 77,896	100.0	△ 1.3	△ 1.9
23.4	1,363,594	23.6	△ 30,360	39.0	△ 2.2	△ 1.5
29.9	1,716,183	29.7	△ 10,323	13.3	△ 0.6	0.4
7.7	432,346	7.5	4,817	△ 6.2	1.1	2.4
17.2	990,094	17.1	△ 6,746	8.7	△ 0.7	△ 3.1
12.2	725,938	12.5	△ 30,704	39.4	△ 4.2	△ 8.4
5.4	313,351	5.4	△ 7,815	10.0	△ 2.5	△ 10.5
6.8	412,587	7.1	△ 22,890	29.4	△ 5.5	△ 6.7
—	—	—	—	—	—	—
2.3	130,720	2.3	△ 928	1.2	△ 0.7	△ 1.4
2.0	129,828	2.2	△ 13,002	16.7	△ 10.0	△ 1.6
5.3	295,876	5.1	9,351	△ 12.0	3.2	△ 2.1

(単位 百万円、%)

額	平成16年度(2004)		比較			
	純	計 額	増 減 額		増減率	前年度 増減率
100.0	5,784,579	100.0	△ 77,896	100.0	△ 1.3	△ 1.9
7.3	423,072	7.3	△ 5,961	7.7	△ 1.4	△ 6.7
—	—	—	—	—	—	—
6.6	367,330	6.4	7,899	△ 10.1	2.2	1.6
0.4	26,673	0.5	△ 2,843	3.6	△ 10.7	9.0
5.8	362,267	6.3	△ 32,280	41.4	△ 8.9	△ 2.8
5.4	318,666	5.5	△ 8,903	11.4	△ 2.8	△ 1.3
74.5	4,286,572	74.1	△ 35,809	46.0	△ 0.8	△ 1.7

第341表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成12年度 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)
国内総支出 (A)	5,041,188	4,936,447	4,898,752	4,937,475	4,982,804	5,033,668
歳出総額						
国 (B)	1,007,263	939,081	924,941	887,920	916,446	934,347
地方 (C)	976,164	974,317	948,394	925,818	912,479	906,973
国から地方に対する支出 (D)	377,649	365,011	350,045	329,410	317,488	322,145
地方から国に対する支出 (E)	15,467	15,347	14,770	12,812	12,987	12,731
歳出純計額						
国 (B) - (D) (F)	629,614	574,070	574,896	558,510	598,958	612,202
地方 (C) - (E) (G)	960,697	958,970	933,624	913,006	899,492	894,242
合計 (F) + (G) (H)	1,590,311	1,533,040	1,508,520	1,471,516	1,498,450	1,506,444
国内総支出に対する比率 (%)						
(F) / (A) × 100	12.5	11.6	11.7	11.3	12.0	12.2
(G) / (A) × 100	19.1	19.4	19.1	18.5	18.1	17.8
(H) / (A) × 100	31.5	31.1	30.8	29.8	30.1	29.9

(注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算 (93SNA、平成7年基準)」によっており名目値である。

2 「国の歳出額」は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業 (治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険 (児童手当勘定のみ) 及び電源開発促進対策 (電源立地勘定のみ) の特別会計との純計決算額である。

3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税 (地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む)、地方譲与税及び国庫支出金 (交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を含む) の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金 (地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額) である。

5 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：財団法人地方財務協会「地方財政統計年報」

第342表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成14年度 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
国 税 及 び 地 方 税 合 計	792,227	780,351	816,417	870,949	904,126	954,681
国 税	458,442	453,694	481,029	522,905	555,143	550,953
直 接 税	257,891	254,727	279,858	315,413	348,784	344,070
所 得 税	148,122	139,146	146,705	155,859	145,700	165,450
源 泉 分	122,492	113,926	121,846	129,558	118,810	133,070
申 告 分	25,631	25,220	24,859	26,301	26,890	32,380
法 人 税	95,234	101,152	114,437	132,736	158,090	163,590
法 人 特 別 税	—	—	—	—	—	—
相 続 税	14,529	14,425	14,465	15,657	14,900	15,030
地 価 税	5	3	2	2	—	—
旧 税	0	1	1	0	—	—
法人臨時特別税(特)	—	—	—	—	—	—
所得税(譲与分)(特)	—	—	4,249	11,159	30,094	—
間 接 税 等	200,551	198,966	201,171	207,492	206,359	206,883
地 方 税	333,785	326,657	335,388	348,044	348,983	403,728
道 府 県 税	138,035	136,931	144,870	152,269	154,308	188,524
市 町 村 税	195,750	189,726	190,518	195,775	194,675	215,204

(注) 国税は、平成17年度以前は決算額、平成18年度は補正後予算額、平成19年度は当初予算額である。

地方税は、平成17年度以前は決算額、平成18年度は補正後予算額(地方財政計画額)、平成19年度は当初予算額(地方財政計画額)である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

第343表 高齢社会対策関係予算(一般会計分)の推移

(単位 億円)

区 分	平成14年 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
総 計	117,488	120,730	123,901	126,982	130,246	136,373
就 業 ・ 所 得	56,387	57,705	59,943	64,355	68,260	72,294
健 康 ・ 福 祉	59,264	61,298	63,098	61,960	61,400	63,541
学 習 ・ 社 会 参 加	358	346	277	266	216	195
生 活 環 境	292	267	130	128	125	125
調 査 研 究 等 の 推 進	1,187	1,114	453	274	246	217

(注) 本表の予算額は、高齢者社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。

資料：内閣府「高齢社会白書」

第344表 市町村税納税義務者数

平成18年7月1日現在 (単位 人)

区 分	市町村数	個 人 均等割	法人均等割		市町村民税 所得割	法人税割	固定資産税
			法 人	法人でない 社団等			
合 計	1,821	59,191,562	3,687,871	4,404	55,037,980	3,531,117	45,691,272
人口50万以上の市	27	17,930,623	1,551,004	1,556	17,198,571	1,445,212	12,147,135
人口5万以上50万未満の市	508	31,070,583	1,643,369	1,795	28,926,513	1,617,322	23,830,151
人口5万未満の市	244	3,953,658	196,424	630	3,461,210	190,707	3,710,214
町 村	1,042	6,236,698	297,074	423	5,451,686	277,876	6,003,772

資料：総務省自治税務局調べ

第14節 国際統計及び比較

1 人 口

第345表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

(単位 千人)

区 分	1950年	1975年	2000年	2005年	2025年	2050年	年平均人口増加率(%)		
							1950～ 55年	2000～ 2005年	2045～ 50年
世界全域	2,535,093	4,076,080	6,514,751	6,906,558	8,010,509	9,191,287	1.78	1.17	0.36
先進地域	813,561	1,048,104	1,215,636	1,232,457	1,258,970	1,245,247	1.20	0.28	△ 0.10
発展途上地域	1,721,532	3,027,977	5,299,115	5,674,101	6,751,540	7,946,040	2.04	1.37	0.44
アフリカ	224,202	416,446	922,011	1,032,013	1,393,871	1,997,935	2.23	2.25	1.17
東部アフリカ	65,072	125,888	292,539	332,107	465,394	692,942	2.32	2.54	1.30
中部アフリカ	26,104	47,273	112,505	129,583	191,326	312,671	1.96	2.83	1.60
北部アフリカ	53,302	97,481	189,562	206,295	254,557	310,239	2.29	1.69	0.53
南部アフリカ	15,591	29,093	54,900	56,592	60,577	65,049	2.30	0.61	0.21
西部アフリカ	64,134	116,712	272,505	307,436	422,018	617,033	2.19	2.41	1.24
ラテンアメリカ	167,626	324,834	557,979	593,697	688,030	769,229	2.72	1.24	0.20
カリブ海	17,132	27,741	40,525	42,300	47,144	50,387	1.90	0.86	0.04
中央アメリカ	37,515	80,853	143,775	153,657	180,108	202,045	2.96	1.33	0.16
南アメリカ	112,980	216,240	373,679	397,740	460,777	516,797	2.76	1.25	0.23
北部アメリカ	171,615	243,417	332,245	348,574	392,978	445,303	1.71	0.96	0.40
アジア	1,410,649	2,393,643	3,938,020	4,166,308	4,778,988	5,265,895	1.90	1.13	0.18
東部アジア	669,906	1,096,781	1,522,472	1,562,576	1,653,595	1,591,242	1.81	0.52	△ 0.36
南部・中央アジア	511,449	872,819	1,645,790	1,777,379	2,145,999	2,536,010	1.86	1.54	0.44
南東部アジア	178,149	322,762	557,669	594,214	686,251	766,611	2.10	1.27	0.20
西部アジア	51,145	101,280	212,088	232,139	293,144	372,032	2.68	1.81	0.71
ヨーロッパ	548,194	676,455	731,087	730,478	715,220	664,183	0.99	△ 0.02	△ 0.36
東部ヨーロッパ	220,198	285,737	297,775	290,755	267,284	221,697	1.48	△ 0.48	△ 0.82
北部ヨーロッパ	78,093	89,011	96,370	98,353	103,635	108,176	0.39	0.41	0.12
南部ヨーロッパ	108,996	132,564	150,333	152,912	153,245	146,335	0.83	0.34	△ 0.28
西部ヨーロッパ	140,906	169,143	186,609	188,458	191,055	187,974	0.66	0.20	△ 0.14
オセアニア	12,807	21,286	33,410	35,489	41,421	48,742	2.15	1.21	0.49

(注) 1 UN, *World population Prospects The 2006 Revision* (中位推計) による。

2 先進地域：ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

3 発展途上地域：先進地域以外の地域。

4 ラテンアメリカ：カリブ海諸国、中央アメリカ及び南アメリカ。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第346表 平均寿命の国際比較

区 分	1926～1930年	1947年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	直近の 実績
《男》								
日 本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	76.38	78.56 (2005)
ア メ リ カ	57.71 (1929～31)	…	66.60	66.80	68.70	71.20	72.50	75.00 (2005)
イ ギ リ ス	58.74 (1930～32)	66.39 (1948)	67.52	68.30 (1963～65)	69.62 (1974～76)	71.22 (1984～87)	74.06	77.00 (2005)
ド イ ツ	55.97 (1924～26)	57.72 (1946～47)	66.21 (1957～58)	67.41 (1963～65)	68.30 (1974～76)	71.54 (1984～86)	73.30 (1994～96)	76.00 (2005)
フ ラ ン ス	54.30 (1928～33)	61.87 (1946～49)	65.04 (1952～56)	67.80	69.00 (1974)	71.31 (1984～86)	73.92	77.00 (2005)
スウェーデン	60.97 (1921～30)	69.04 (1946～50)	70.49 (1951～55)	71.60 (1961～65)	72.12	73.79	76.08 (1994)	79.00 (2005)
《女》								
日 本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	82.85	85.52 (2005)
ア メ リ カ	60.99 (1929～31)	…	72.70	73.70	76.50	78.20	78.90	80.00 (2005)
イ ギ リ ス	62.88 (1930～32)	71.15 (1948)	72.99	74.40 (1963～65)	75.82 (1974～76)	77.51 (1984～87)	79.32	81.00 (2005)
ド イ ツ	58.82 (1924～26)	63.44 (1946～47)	71.34 (1957～58)	73.22 (1963～65)	74.81 (1974～76)	78.10 (1984～86)	79.70 (1994～96)	82.00 (2005)
フ ラ ン ス	59.02 (1928～33)	67.43 (1946～49)	71.15 (1952～56)	75.00	76.90 (1974)	79.49 (1984～86)	81.86	84.00 (2005)
スウェーデン	63.16 (1921～30)	71.58 (1946～50)	73.43 (1951～55)	75.70 (1961～65)	77.37	79.68	81.38 (1994)	83.00 (2005)

(注) 1 1995年までの日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」による。1995年までの諸外国はUN, *Demographic Yearbook*による。

2 直近の実績の日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」による。直近の実績の諸外国はWHO, *World Health Statistics, 2007*による。

3 1982年以前のイギリスは、イングランド＝ウェールズ。1957～86年までのドイツは、旧西ドイツである。

4 ()内の年次は、作成基礎期間。

5 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第347表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要国の65歳以上人口割合(1850~2050年)

区 分	日 本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ ¹⁾
1850年	5.87 ¹⁵⁾	...	5.45	6.47 ²³⁾	...
1860	5.64 ¹⁶⁾	...	5.20	6.89 ²⁴⁾	...
1870	3.92 ¹²⁾	5.88 ¹⁷⁾	...	5.81	7.41 ²⁵⁾	...
1880	5.72 ²⁾	4.39	6.10	...	6.08	8.11 ²⁶⁾	4.72
1890	5.49 ³⁾	4.87	5.98	5.62 ¹⁸⁾	6.97	8.28 ²⁷⁾	5.10
1900	5.49 ⁴⁾	5.07 ⁷⁾	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66	8.20 ⁷⁾	4.88
1910	5.25 ⁵⁾	4.66 ⁸⁾	4.30	5.27	5.84	5.34 ¹⁹⁾	6.62 ⁸⁾	8.36 ⁸⁾	5.04
1920	5.26	4.78 ⁹⁾	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 ⁹⁾	9.05 ⁹⁾	5.77 ²⁸⁾
1930	4.75	5.56 ¹⁰⁾	5.41	6.77 ¹³⁾	6.91	5.21 ²⁰⁾	7.52 ²¹⁾	9.35 ¹⁰⁾	7.36 ²⁹⁾
1940	4.80 ⁶⁾	6.67 ¹¹⁾	6.85	8.81 ¹⁴⁾	8.38 ²²⁾	11.42	8.86 ³⁰⁾
1950	4.94	7.67	8.26	10.37	11.01	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.73	7.50	9.19	12.05	11.99	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.06	7.90	9.84	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.10	9.40	11.20	15.40	14.43	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	12.05	11.27	12.22	14.94	14.95	13.14	15.60	13.99	14.96
2000	17.34	12.61	12.31	15.48	16.92	16.59	14.83	16.27	16.35
2005	20.16	13.12	12.26	16.18	17.29	17.18	15.13	16.33	18.78
2010	23.13	14.17	12.76	17.47	17.61	17.67	16.71	16.54	20.48
2020	29.25	18.38	15.84	19.79	20.48	20.63	20.17	20.17	22.39
2030	31.82	23.24	19.40	24.65	24.38	23.32	22.78	23.17	27.27
2040	36.45	24.91	20.46	28.45	26.70	26.79	24.75	25.26	30.27
2050	39.56	25.69	21.03	29.01	27.14	31.83	23.93	25.93	30.18

1)全ドイツ。2)1884年。3)1888年。4)1898年。5)1908年。6)国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7)1901年。8)1911年。9)1921年。10)1931年。11)1941年。12)1869年。13)1927年。14)1939年。15)1846年。16)1856年。17)1866年。18)1893年。19)1905年。20)1934年。21)1935年。22)1945年。23)1851年。24)1861年。25)1872年。26)1881年。27)1891年。28)1925年。29)1933年。30)西ドイツ1946年。31)1879年。32)1889年。33)1907年。34)1928年。35)1871年。36)1936年。37)1849年。38)1859年。39)1909年。40)1855年。41)1865年。42)1875年。43)1864年。44)1878年。

(単位 %)

区 分	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	4.75 ³⁷⁾	4.78	...	4.64 ²³⁾	...
1860	...	4.19 ²⁴⁾	4.89 ³⁸⁾	5.75 ⁴⁰⁾	4.67 ⁴³⁾	5.22	5.11	4.68 ²⁴⁾	...
1870	3.63	5.11 ³⁵⁾	5.52 ¹²⁾	6.23 ⁴¹⁾	...	5.43	5.54	4.79 ³⁵⁾	...
1880	3.53 ³¹⁾	5.12 ²⁶⁾	5.45 ³¹⁾	6.10 ⁴²⁾	4.73 ⁴⁴⁾	5.90	5.53	4.62 ²⁶⁾	...
1890	3.51 ³²⁾	...	6.01 ³²⁾	7.63 ²⁷⁾	6.00	7.68	5.81 ³⁾	4.77 ²⁷⁾	...
1900	...	6.16 ⁷⁾	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 ⁷⁾	...
1910	4.13 ³³⁾	6.50 ⁸⁾	6.12 ³⁹⁾	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 ⁸⁾	4.29 ⁸⁾
1920	5.66 ⁹⁾	6.75 ⁹⁾	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 ⁹⁾	4.42
1930	5.86 ³⁴⁾	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 ¹⁰⁾	6.49 ²⁹⁾
1940	6.31	7.43 ³⁶⁾	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 ¹⁴⁾	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.46
1970	11.15	10.89	10.16	12.89	9.20	13.67	11.35	13.04	8.35
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	14.93	9.59
1990	13.69	15.32	12.84	16.31	13.41	17.78	14.35	15.73	11.15
2000	16.75	18.21	13.61	15.17	16.08	17.24	14.63	15.82	12.41
2005	18.30	19.74	14.18	14.66	16.89	17.23	15.41	16.07	13.11
2010	18.76	20.59	15.45	15.27	17.45	18.44	16.97	16.64	14.21
2020	21.08	23.21	20.03	18.38	19.76	21.14	20.01	18.87	17.84
2030	24.23	27.00	24.07	21.10	23.34	22.79	23.91	21.60	21.30
2040	28.58	31.85	26.30	23.61	27.48	24.23	25.65	23.72	23.46
2050	31.75	32.65	25.21	23.78	30.71	24.14	24.98	24.05	24.34

(注) 1 1940年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降はUN, *World Population Prospects: The 2006 Revision* (中位推計) による各年中央推計人口に基づく。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計) による人口 ([出生中位 (死亡中位)] 推計値)。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(ii) 主要国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

区 分	65歳以上人口割合(到達年次)								倍化年数(年間)	
	7%	10%	14%	15%	20%	21%	25%	30%	7%→14%	10%→20%
シンガポール	2000	2010	2016	2017	2023	2024	2028	2036	16	13
韓 国	2000	2007	2017	2019	2026	2027	2033	2040	17	19
日 本	1970	1985	1994	1996	2005	2007	2013	2024	24	20
中 国	2001	2016	2026	2028	2036	2038	—	—	25	20
フィンランド	1958	1973	1994	2001	2015	2017	2030	—	36	42
ルーマニア	1962	1977	2002	2012	2031	2033	2041	2050	40	54
ドイ ツ	1932	1952	1972	1976	2009	2016	2027	2036	40	57
ポルトガル	1951	1977	1992	1996	2021	2024	2035	2047	41	44
ブルガリア	1952	1972	1993	1995	2018	2022	2036	2046	41	46
ギリシャ	1951	1968	1992	1995	2016	2020	2032	2044	41	48
オーストリア	1929	1945	1970	1976	2021	2024	2031	—	41	76
ス ペ イ ン	1947	1972	1992	1995	2022	2025	2032	2041	45	50
イ ギ リ ス	1929	1946	1975	1981	2026	2029	—	—	46	80
ス イ ス	1931	1960	1982	2003	2020	2023	2034	—	51	60
ベルギー	1925	1946	1976	1991	2019	2022	2032	—	51	73
デンマーク	1925	1957	1978	1985	2020	2024	—	—	53	63
イタリ ア	1927	1966	1988	1990	2007	2012	2026	2036	61	41
オランダ	1940	1969	2004	2009	2020	2023	2033	—	64	51
カナダ	1945	1984	2010	2013	2024	2026	2042	—	65	40
オーストラリア	1939	1985	2010	2013	2027	2029	—	—	71	42
アメリ カ	1942	1972	2015	2018	2034	2050	—	—	73	62
スウェーデン	1887	1948	1972	1975	2015	2020	—	—	85	67
ノルウェー	1885	1954	1977	1982	2026	2030	—	—	92	72
フ ラ ン ス	1864	1943	1979	1994	2020	2023	2039	—	115	77

(注) 1 1950年以前はUN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956) 及び *Demographic Yearbook*による。

1950年以降はUN, *World Population Prospects The 2006 Revision* (中位推計)による。

2 日本は、総務省統計局「国勢調査報告」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)による人口(「出生中位(死亡中位)」推計値)。

3 1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。

4 「—」は、2050年までその割合に到達しないことを示す。

5 倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第348表 主要先進国の合計特殊出生率

区 分	日 本	カナダ	アメリカ 合衆国	オース トリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	…	2.35	…	2.58	2.90	…
1955	2.37	3.75	3.51	2.22	2.39	2.38	2.58	2.68	…
1960	2.00	3.81	3.64	2.70 E	2.53	2.30	2.54	2.70	2.37 E
1965	2.14	3.11	2.92	2.68	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50 E
1970	2.13	2.26	2.44	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.03 E
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.93	1.96	1.48 E
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.56 E
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51 E	1.98	1.45	1.81	1.37 E
1986	1.72	1.67	1.84	1.45	1.54	2.04	1.48	1.83	1.41 E
1987	1.69	1.66	1.87	1.43	1.54	1.95	1.50	1.80	1.43 E
1988	1.66	1.77	1.92	1.44	1.58 E	1.97	1.56	1.80	1.46 E
1989	1.57	1.77	2.02	1.45	1.59 E	1.86	1.62	1.79	1.42 E
1990	1.54	1.83	2.08 U	1.45	1.62 E	1.73	1.67	1.78	1.45 E
1991	1.53	1.70 C	2.07	1.50	1.66 E	1.54	1.68	1.77	1.33
1992	1.50	1.69	2.07	1.51	1.65	1.45	1.76	1.73	1.30 E
1993	1.46	1.66	2.05	1.48	1.60 E	1.37	1.75	1.65	1.28
1994	1.50	1.66	2.04	1.44	1.55 E	1.23	1.81	1.65	1.24
1995	1.42	1.64	2.02	1.40	1.56 E	1.23	1.81	1.70	1.25
1996	1.43	1.62	2.03	1.42	1.59 E	1.23 E	1.75	1.72	1.32
1997	1.39	1.55	2.03	1.37	1.60 E	1.09	1.75 E	1.73	1.36
1998	1.38	1.54 C	2.06	1.35	1.59 E	1.11 E	1.72	1.76	1.36 E
1999	1.34	1.53	2.01 U	1.32	1.61	1.23	1.73	1.79	1.36
2000	1.36	1.49	2.06	1.36	1.66 E	1.27	1.77	1.88	1.38
2001	1.33	1.51	2.03	1.33	1.64 E	1.24	1.75	1.88	1.35
2002	1.32	1.50	2.01	1.39	1.62 E	1.21	1.72	1.87	1.34
2003	1.29	1.53	2.04	1.38	1.64 E	1.23	1.76	1.88	1.34
2004	1.29	1.53 C	2.05	1.42	1.64 S	1.29	1.78	1.90	1.36
2005	1.26	1.54 C	2.05 U*	1.40 S	…	1.31 S	1.80 S	1.94 S	1.34 S
2006	1.32	…	…	1.40 S	…	1.37 S	1.83 S	2.00 S	1.32 S

区 分	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	…	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	…	3.04	2.76	…	2.24	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.29	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.92	2.94 E	2.39	2.57	2.86 E	2.98
1970	1.96	2.43 E	2.58	2.54	2.82	1.94	2.09	2.43 E	2.86
1975	2.38	2.15	1.67	1.99	2.80 E	1.78	1.60	1.81 E	2.22
1980	1.93	1.62	1.60	1.73	2.20 E	1.68	1.55	1.89 E	1.90
1985	1.83	1.45	1.51	1.68	1.63	1.73	1.52	1.80	1.89
1986	1.83	1.37	1.55	1.71	1.54	1.79	1.53	1.78	1.87
1987	1.81	1.35	1.56	1.75	1.48	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.38	1.55	1.84	1.43	1.96	1.57	1.84	1.84
1989	1.78	1.35	1.55	1.89	1.37	2.02	1.56	1.81	1.84
1990	1.85	1.36	1.62	1.93	1.33	2.14	1.59	1.84	1.91
1991	1.86	1.33	1.61	1.92	1.33	2.12	1.58	1.82	1.86
1992	1.77	1.33	1.59	1.89	1.32	2.09	1.58	1.79	1.89
1993	1.69	1.26	1.57	1.86	1.27	2.00	1.51	1.76	1.87
1994	1.64	1.22	1.57	1.87	1.21	1.89	1.49	1.74	1.85
1995	1.57	1.19	1.53	1.89	1.17	1.74	1.48	1.71	1.82
1996	1.46	1.19 E	1.53	1.89	1.16	1.61	1.50	1.73	1.80
1997	1.38	1.21	1.56 E	1.86	1.18	1.53	1.48 E	1.72	1.78
1998	1.33	1.21	1.63	1.81	1.17	1.51	1.47	1.71	1.76
1999	1.29	1.23	1.65	1.84	1.20	1.50	1.48	1.69	1.76
2000	1.33	1.26	1.72	1.85	1.23	1.57	1.50	1.64	1.76
2001	1.31	1.25	1.71	1.78	1.24	1.57	1.38	1.63	1.73
2002	1.31	1.27	1.73	1.75	1.26	1.65	1.39	1.64	1.76
2003	1.28	1.29	1.75	1.80	1.31	1.72	1.39	1.71	1.76
2004	1.29	1.33	1.73	1.83	1.32	1.75	1.42	1.76 S	1.76 A
2005	1.31 S	1.32 S	1.71 S	1.84 S	1.35 S	1.77 S	1.42 S	1.78 S	1.79 A
2006	1.34 S	…	1.70 S	1.90 S	…	1.85 S	1.43 S	1.84 S	1.81 A

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による（5歳階級の年齢別出生率に基づくため年齢各歳で計算した値とは異なることがある）。

2 日本は、国立社会保障・人口問題研究所の算出による。

3 E=Council of Europe, *Recent Demographic developments in Europe*

4 U=U.S. Department of Health and Human Services, *National Vital Statistics Reports*

5 S=Eurostat, *Population and Social Conditions*

6 A=Australian Bureau of Statistics, *Births*

7 C=Statistics Canada, *Births*

8 *印は、暫定値である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

第349表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区分	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2 (1990)	7 (1995)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.0	9.6	9.4	9.5	9.3	9.2	8.9
エジプト	34.8	36.0	…	37.5	…	27.9	27.0	27.4	26.7	26.3	26.1
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	15.2	12.9	11.1	10.7	10.8	10.5	10.5
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.6	14.8	14.5	14.7	14.1	13.9	14.1
アルゼンチン	22.9	…	24.7	21.5	20.9	18.9	18.8	19.0	18.2	18.3	18.4
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.2	28.3	26.0	25.8	25.4	25.0	24.8
タイ	41.9 ¹⁾	37.9 ²⁾	32.3 ³⁾	27.8 ⁴⁾	19.4 ⁵⁾	16.2	12.5	…	…	…	…
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.4	9.3	8.7	8.8	8.9	9.6	9.2
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.3	13.3	12.4	12.6	12.2	11.9	12.0
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.4	12.5	12.7	13.2	13.0	12.8	12.7
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.4	9.4	9.4	9.3	8.9	8.7	8.6
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.8	9.2	9.1	9.4	9.2	9.4	9.4
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.9	12.5	11.9	11.5	11.3	11.3	11.7
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	15.4	14.2	13.1	13.0	12.7	12.8	12.6
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	13.4	9.2	8.3	8.6	9.0	9.6	10.2

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook*による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 国連人口部による推計。1)1965～1970年、2)1970～1975年、3)1975～1980年、4)1980～1985年、5)1985～1990年。

4 1990年以前のチェコ共和国は、旧チェコスロバキア。

5 1990年以前のドイツは、西ドイツ。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

2 社会保障

第350表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

2007年12月31日現在

総会会期	条約 番号	条 約 の 名 称	批准 国数	日本批准登録
1 (1919)	2	失業ニ関スル条約	56	大11. 11. 23
1 (1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	34	
2 (1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	60	昭30. 8. 22
3 (1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	77	
7 (1925)	17	労働者災害補償に関する条約	74	
7 (1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	68	昭 3. 10. 8
7 (1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	121	昭 3. 10. 8
9 (1926)	23	海員の送還に関する条約	47	
10 (1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	29	
10 (1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	21	
17 (1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に 家内労働者及家庭使用人の為の強制老齢保険に関する条約	11	
17 (1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老齢保険に関する条約	10	
17 (1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に 家内労働者及家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17 (1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17 (1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に 家内労働者及家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17 (1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18 (1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11. 6. 6
18 (1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	14	
19 (1935)	48	廃疾、老齢並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に 関する条約	12	
21 (1936)	55	海員の疾病、傷病又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	18	
21 (1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	20	
28 (1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28 (1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35 (1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	43	昭51. 2. 2
35 (1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	41	
46 (1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48 (1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	24	昭49. 6. 7
51 (1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53 (1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	15	
67 (1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	39	平 7. 6. 9
68 (1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	3	
68 (1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	35	
69 (1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	80	平 4. 6. 12
74 (1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	14	
74 (1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	3	
75 (1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	7	
81 (1994)	175	パートタイム労働に関する条約	11	
83 (1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	5	
85 (1997)	181	民間職業仲介事業所に関する条約	20	平11. 7. 28
87 (1999)	182	最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約	165	平13. 6. 18
88 (2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約(改正)に関する改正条約	13	
89 (2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約(仮称)	8	
94 (2006)	—	海事労働条約	2	
96 (2007)	188	漁業労働条約(仮称)	0	

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81(1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83(1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告
96(2007)	199	漁業労働に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

(参考) ILOの現勢

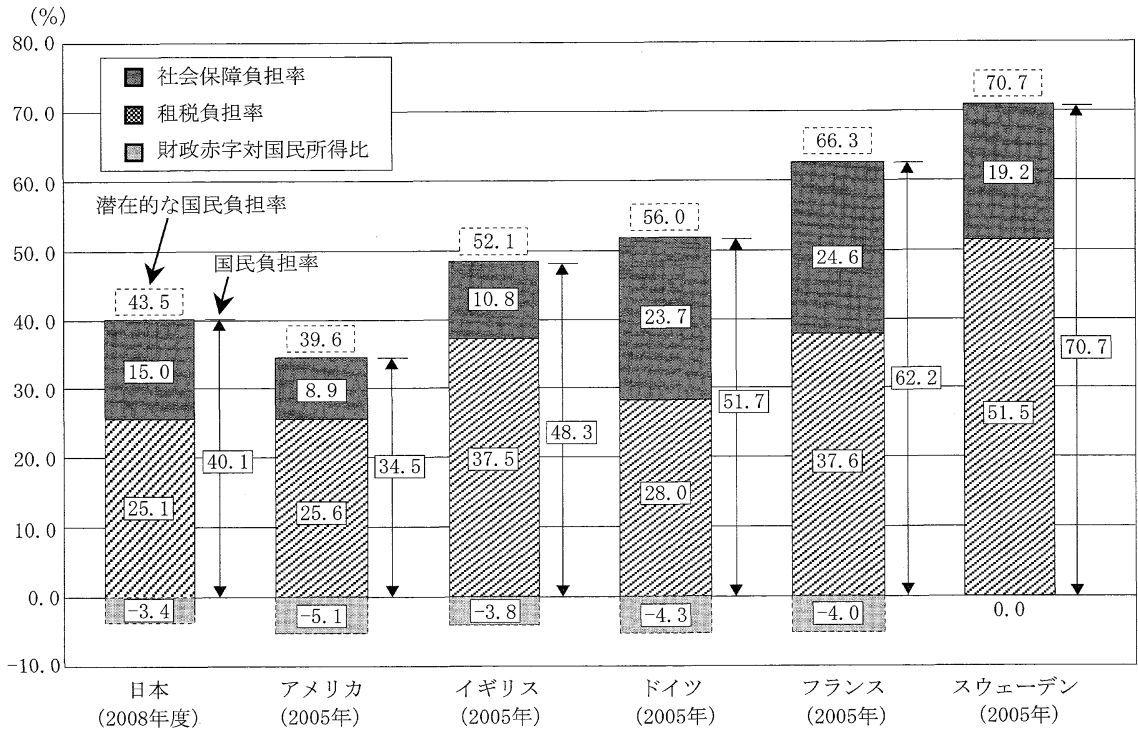
各年12月31日現在

	平成13年 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
加盟国数	175	175	177	177	178	179	181
条約数	184	184	185	185	185	187	188
勧告数	192	194	194	195	195	198	199
加盟国の平均批准数	40	41	41	42
OECD諸国の平均批准数	67	72	72	73
日本の批准条約数	45	46	46	46	47	47	48

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

第 351 表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



(注) 1 日本は年度見通し。諸外国は暦年実績。

2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。

資料：財務省調べ

第352表 日本の公的社会支出

(単位 百万円)

区 分	2002年度	2003
高	38,616,143	40,154,680
現 金 給 付	33,771,212	34,809,846
退 職 年 金	33,700,935	34,735,734
国 民 年 金	11,260,205	11,902,119
厚 生 年 金 保 険	16,711,305	17,037,727
農 林 漁 業 共 済 組 合	488,829	548,724
私 学 共 済 組 合	179,901	189,951
船 員 共 済 保 険	2,391	2,169
国 家 公 務 員 共 済 保 険	1,356,492	1,345,529
旧 公 共 企 業 体 共 済 保 険	1,527	1,692
地 方 公 務 員 共 済 保 険	3,564,455	3,584,672
旧 公 令 共 済 保 険	9,425	8,869
国 家 公 務 員 恩 給	51,364	46,738
地 方 公 務 員 恩 給	75,041	67,544
早 期 退 職 年 金 給 付	—	—
そ の 他 の 現 金 給 付	70,277	74,113
厚 生 年 金 保 険	12,396	11,835
国 民 年 金	20	25
農 林 漁 業 共 済 組 合	33	34
私 学 共 済 組 合	311	287
国 家 公 務 員 共 済 保 険	198	168
旧 公 共 企 業 体 共 済 保 険	12	1
地 方 公 務 員 共 済 保 険	21	26
介 護 物 給 付	57,286	61,738
現 介 護、ホ ー ムヘルプサ ー ビ ス ¹⁾	4,844,931	5,344,834
社 会 福 祉 社 会 ²⁾	158,748	157,747
社 会 福 祉 社 会 ³⁾	0	0
社 会 福 祉 社 会 ³⁾	152	133
生 活 保 護 給 付	4,658,048	5,150,806
そ の 他 の 現 物 給 付	27,983	36,148
遺 族 付 金	6,194,699	6,277,961
現 遺 族 年 金	6,085,710	6,166,715
国 民 年 金	5,969,205	6,051,281
戦 争 犠 牲 者 保 険	138,909	135,427
厚 生 年 金 保 険	1,220,670	1,150,854
農 林 漁 業 共 済 組 合	3,511,700	3,638,161
私 学 共 済 組 合	21,697	11,645
国 家 公 務 員 共 済 保 険	29,443	30,658
旧 公 共 企 業 体 共 済 保 険	319,401	327,726
地 方 公 務 員 共 済 保 険	29,951	32,896
旧 公 令 共 済 保 険	689,741	716,732
旧 船 員 共 済 保 険	5,064	4,510
そ の 他 の 現 金 給 付	2,628	2,671
戦 争 犠 牲 者 金	116,505	115,434
国 民 年 金	109,937	109,116
農 林 漁 業 共 済 組 合	6,486	6,293
私 学 共 済 組 合	24	0
国 家 公 務 員 共 済 保 険	3	5
旧 公 共 企 業 体 共 済 保 険	49	19
現 埋 葬 給 付 費	7	2
政 府 管 掌 健 康 保 険	108,989	111,245
組 合 管 掌 健 康 保 険	108,832	111,123
国 民 健 康 保 険	20,997	21,706
船 員 保 険	54,183	56,641
私 学 共 済 保 険	647	623
労 災 保 険	1,932	1,929
国 家 公 務 員 共 済 保 険	2,224	2,338
旧 公 共 企 業 体 共 済 保 険	4,838	4,714
地 方 公 務 員 共 済 保 険	0	0
国 家 公 務 員 災 害 補 償	8,415	8,159
地 方 公 務 員 災 害 補 償	17	33
旧 公 共 企 業 体 業 務 災 害 補 償	62	46
そ の 他 の 現 物 給 付	0	0
戦 争 犠 牲 者	156	122
	156	122

区 分	2002年度	2003
障 害、業 務 災 害、傷 病 付 金 給 付	3,386,903	3,359,161
現 障 害 年 金	2,923,371	2,883,371
国 民 年 金	1,674,795	1,685,797
厚 生 年 金 保 険	1,317,800	1,329,428
農 林 漁 業 共 済 組 合	298,842	297,485
私 学 共 済 組 合	1,802	1,275
国 家 公 務 員 共 済 保 険	1,897	1,924
旧 公 共 企 業 体 共 済 保 険	12,240	12,095
地 方 公 務 員 共 済 保 険	5,824	5,557
旧 公 令 共 済 保 険	34,866	36,396
年 金 (業 務 災 害)	43	36
船 員 保 険	1,480	1,600
国 家 公 務 員 災 害 補 償	476,141	474,416
地 方 公 務 員 災 害 補 償	851	904
国 家 公 務 員 共 済 保 険	4,094	4,108
地 方 公 務 員 災 害 補 償	6,671	6,629
旧 公 共 企 業 体 業 務 災 害 補 償	6,812	6,963
休 業 給 付 (業 務 災 害)	17,118	16,360
船 員 保 険	6,608	6,425
私 学 共 済 組 合	433,987	433,027
国 家 公 務 員 災 害 補 償	125,332	122,913
地 方 公 務 員 災 害 補 償	471	390
旧 公 共 企 業 体 業 務 災 害 補 償	122,765	120,440
休 業 給 付 (傷 病 手 当)	1,538	1,477
政 府 管 掌 健 康 保 険	534	580
組 合 管 掌 健 康 保 険	23	25
船 員 保 険	241,625	236,476
私 学 共 済 組 合	143,089	133,205
国 家 公 務 員 災 害 補 償	81,638	85,699
地 方 公 務 員 災 害 補 償	3,650	3,525
旧 公 共 企 業 体 業 務 災 害 補 償	1,732	1,830
そ の 他 の 現 金 給 付	2,155	2,149
厚 生 年 金 保 険	0	0
戦 争 犠 牲 者 保 険	7,580	8,335
農 林 漁 業 共 済 組 合	1,781	1,733
私 学 共 済 組 合	405,478	364,090
国 家 公 務 員 共 済 保 険	350	386
旧 公 共 企 業 体 業 務 災 害 補 償	554	501
地 方 公 務 員 共 済 保 険	0	0
旧 船 員 共 済 保 険	0	0
そ の 他 の 現 金 給 付	353,632	312,185
戦 争 犠 牲 者 保 険	1,162	1,428
国 家 公 務 員 災 害 補 償	3,420	3,246
地 方 公 務 員 災 害 補 償	46,140	46,161
旧 公 共 企 業 体 業 務 災 害 補 償	219	183
現 介 護、ホ ー ムヘルプサ ー ビ ス ¹⁾	463,532	475,470
社 会 福 祉 社 会 ²⁾	227,765	239,543
社 会 福 祉 社 会 ³⁾	5,741	7,180
社 会 福 祉 社 会 ³⁾	13	10
生 活 保 護 給 付	1,225	3,611
戦 争 犠 牲 者 金	0	0
国 民 年 金	220,785	228,742
農 林 漁 業 共 済 組 合	55	33
私 学 共 済 組 合	55	33
国 家 公 務 員 共 済 保 険	235,712	235,894
旧 公 共 企 業 体 業 務 災 害 補 償	234,993	234,877
地 方 公 務 員 共 済 保 険	719	1,017
保 健 給 付 費	29,907,136	30,393,243
現 金 給 付	—	—
現 物 給 付	29,907,136	30,393,243
家 族 給 付 費	3,666,327	3,684,877
現 家 族 手 当	1,487,929	1,502,083
児 童 手 当	906,004	924,189
社 会 福 祉 社 会 ⁴⁾	441,096	444,941
社 会 福 祉 社 会 ⁵⁾	81,243	83,847
出 産、育 児 休 業	383,665	395,401
政 府 管 掌 健 康 保 険	579,562	575,503
組 合 管 掌 健 康 保 険	171,342	165,234
	157,805	154,882

第353表 日本の義務化されている私的社會支出

(単位 百万円)

区分	2002年度	2003
国民健康保険	77,829	77,005
船舶共済	412	381
私立学共済	5,807	5,886
国営公務員共済	18,409	18,469
旧地方公務員共済	0	0
雇用保険	75,983	76,172
その他現金給付	71,975	77,475
現物給付	2,364	2,390
現物給付	2,364	2,390
ケア、ホームヘルプサービス	2,178,397	2,182,794
児童手当	1,594,721	1,627,556
社福	60,731	57,983
就学前教育	1,063,458	1,095,963
その他現金給付	470,532	473,610
現物給付	583,676	555,238
児童手当	33,328	39,841
社福	550,348	515,396
積極的労働市場政策	1,440,029	1,488,846
雇用対策	1,101,587	1,155,517
公的雇用対策	1,101,587	1,155,517
職業訓練	210,421	201,687
成人失業者及び高齢者	210,421	201,687
若年者	—	—
若年者	—	—
失業者	92,491	98,548
補助金	92,491	98,548
障害者	35,530	33,094
障害者	35,530	33,094
失業給付	2,892,552	2,220,067
現物給付	2,892,552	2,220,067
失業給付	2,892,552	2,220,067
雇用保険	2,883,790	2,213,411
船舶共済	8,763	6,656
労働市場理由による早期退職	—	—
現物給付	—	—
住宅手当	—	—
現金給付	—	—
住宅手当	—	—
その他現金給付	—	—
現物給付	—	—
住宅手当	—	—
その他現金給付	—	—
現物給付	—	—
生活保護	910,744	970,264
現物給付	898,975	957,639
所得補償	788,966	850,066
生活保護	788,966	850,066
その他現金給付	110,009	107,573
社会福祉	35	677
公衆衛生	108,752	105,660
地方公務員共済	1,222	1,236
現物給付	11,770	12,625
社会福祉	22	673
社会福祉	22	673
その他現金給付	11,748	11,952
社会福祉	7,067	7,348
社会福祉	4,681	4,604
合計	87,014,532	88,549,098
現金給付	48,059,750	48,540,041
現物給付	37,514,754	38,520,210

区分	2002年度	2003
高齢者	3,378,916	2,749,702
現金給付	3,378,916	2,749,702
退職年金	2,390,759	2,239,007
厚生年金基金等	2,188,580	1,854,945
農業者年金基金等	202,178	384,062
早期退職年金	—	—
その他の現金給付	988,157	510,695
厚生年金基金等	734,556	482,226
農業者年金基金等	253,601	28,469
現物給付	—	—
介護、ホームヘルプサービス	—	—
その他の現物給付	—	—
遺族年金	—	—
現金給付	—	—
遺族年金	—	—
その他の現金給付	—	—
農業者年金基金等	—	—
現物給付	—	—
埋葬費	—	—
その他の現物給付	—	—
障害、業務災害、傷病	544,079	561,018
現金給付	544,079	561,018
障害年金	—	—
年(業務災害)	—	—
休業給付	—	—
休業給付(傷病手当)	—	—
その他の現金給付	544,079	561,018
自動車損害賠償責任保険	544,079	561,018
現物給付	—	—
介護、ホームヘルプサービス	—	—
復旧支援(リハビリテーション)	—	—
その他の現物給付	—	—
保健	—	—
家族	—	—
積極的労働市場政策	—	—
失業	—	—
住宅	—	—
他の社会政策分野	—	—
合計	3,922,995	3,310,720
現金給付	3,922,995	3,310,720
現物給付	—	—

(注) 区分の項目については、「第I部第3節 社会保障給付費について」の「参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「海外社会保障研究」

(注) 1 区分の項目については、「第I部第3節 社会保障給付費について」の「参考：機能別社会保障給付費の項目説明」を参照。

2 「社会福祉」の詳細な区分は以下のとおり。
 1) 老人福祉費、2) 社会福祉諸費(高齢者居宅介護事業費補助金など)、3) 社会福祉諸費(セーフティネット支援対策等事業費補助金など)、4) 特別児童扶養手当等給付諸費、5) 児童扶養手当給付諸費

資料：国立社会保障・人口問題研究所「海外社会保障研究」

3 医 療

第354表 医療費費用負担制度の国際比較

		日本	アメリカ	イギリス	
社会保険制度		Yes	No	No	
強制加入		Yes	No	Yes	
適用	被用者	政府管掌健康保険 中小企業の被用者	民間保険	任意加入	全国民が対象となる（一定期間以上滞在する外国人含む）
		組管管掌健康保険 大企業の被用者			
		健康保険法 第3条の2項被保険者			
		船員保険 船員			
		国家公務員共済組合 国家公務員			
		地方公務員共済組合 地方公務員			
	私学教職員共済組合 私学教職員				
	自営業者	国民健康保険 医師・歯科医師等の 同業者が国民健康 保険組合を設立 することも可能			
	高齢者	老人保健制度 75歳以上の高齢 者。加入は個別の 医療保険制度	メディケア	入院サービスをカバー するPart Aは強制加入 (社会保障年金受給者、 65歳未満の障害者及び腎 臓移植及び腎透析を受け ている者：保険料なし) 外来医師サービスをカ バーするPart Bは任意 加入（月額93.5ドルを 支払うことが必要）	
	無業の者	国民健康保険 (厚生年金や各種 共済組合などの年 金を受けられる者 で、その加入期間 が20年以上もしく は40歳以降10年以 上ある、国民健康 保険加入者のうち 老人保健の適用を 受けていない者と その扶養家族は退 職者医療制度に加入)	メディケイド (低所得者)	強制加入の対象となる のは、①6歳以下の児 童又は妊婦のうち世帯 収入が連邦貧困水準の 133%以下、②連邦貧 困水準の100%以下の 19歳未満の者 任意加入となるのは、 ③強制加入対象となら ない連邦貧困レベルの 185%以下の家庭の1歳 までの子供と妊婦、施 設入所者、収入が連邦 貧困レベル250%以下 で障害を持つ勤労者な ど。さらには④医療困 窮者も対象	

2004年度

ドイツ	フランス	スウェーデン		オランダ		
Yes	Yes	No		Yes		
No	Yes	Yes		Yes		
被保険者は強制被保険者、任意被保険者、家族被保険者に分類 任意被保険者は、①年間の労働報酬が保険加入限度額を超えている労働者及び職員、②官吏、裁判官、軍人、大学教授、その他連邦・州・市町村・公的団体等の就業者で官吏法による援助が受けられる者、③宗教法人の聖職者で官吏法による援助が受けられる者、④私立学校の専任教員で官吏法による援助が受けられる者、⑤EUの医療保障制度によって保障される者、⑥農林業者及び芸術家を除く全ての自営業者 家族被保険者は、強制被保険者及び任意被保険者の配偶者または子で、自らが医療保険	医療保険は被用者保険制度、自営業者保険制度、特別制度、農業一般制度に分類 また、自己負担分をカバーする疾病補足保険も存在	疾病保険（社会保険庁が管轄する疾病時の所得保障保険）	保健医療サービス（現物給付）をランスタイングが、関連する社会サービスをコミューンが提供	特別医療費保険（長期医療保険）	年収が64,000ギルダー以下の被用者	疾病基金保険
					公務員	公務員保険
					一定以上所得の被用者、自営業者、退職者	私的保険

	日本	アメリカ	イギリス
保 険 料 率	政府管掌健康保険：8.2% 国民健康保険：応益割と応能割で賦課 船員保険：8.2% 健康保険法第3条の2項被保険者： 140円～2,750円（日額）	メディケアPart Aの財源は社会保障税（所得の2.9%、被用者は雇用主と折半） Part Bは毎月93.5ドル メディケイドは連邦政府と州の歳入から支出	—
公的支出規模	給付費に対する公費負担部分は、 市町村国民健康保険：給付費等の43% 老人保健：38% 政府管掌健康保険（健康保険法第3条の2項被保険者）：給付費の13%（老健拠出金の16.4%） 健康保険組合：定額補助（平成19年度予算で47億円）	メディケアPart Aの全額とPart Bの75%（メディケアの支出総額は3,364億ドル：2005年） メディケイド費用（2,818億ドル：2004年）	税収からの支出は605.68ポンド（2003年）
保 険 料 の 徴 収	各医療保険者が実施	保険料は年金等の社会保障給付から源泉徴収されるが、有職者であり社会保障給付を受けていない場合や社会保障給付が保険料を下回る場合にはメディケア保険料徴収センターに支払う	—
自己負担の状況	原則として費用の3割を負担。高齢者については所得に応じて1割ないしは2割負担。3歳未満は2割負担	メディケアPart Aにおいては、入院医療の最初の60日に対して992ドルまで免責額となる。入院61日から90日は1日につき248ドルの自己負担。91日から150日までは1日当たり496ドルの自己負担。それ以上の期間については全額自己負担。生涯に一度だけ1日につき496ドルの自己負担で60日間の給付を受けることも可能 Part Bについては、医師サービスは最初の131ドル、その後の費用の20%を負担する。病院外来については費用の20%を自己負担する。この他にもサービスによって自己負担が設定されている	薬剤については、一処方当たり6.65ポンドの自己負担があるが、費用の86%が免除 歯科医サービスについては、救急の場合は15.90ポンドまで その他については、15.90ポンドから194ポンドまで

資料：医療経済研究機構「イギリス医療制度関連データ集(2006)」、「アメリカ医療制度関連データ集(2006)」、「ドイツ医療制度関連データ集(2005)」、「フランス医療制度関連データ集(2005)」、「スウェーデン医療制度関連データ集(2004)」

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
<p>旧西ドイツ地域における平均保険料率は13.29% 旧東ドイツ地域は12.99% (2005年12月現在)</p>	<p>被用者負担は総賃金の0.75% 事業主負担は総賃金の12.80% 一般社会税 (CSG) は5.25%</p>	<p>—</p>	<p>10.25% 疾病基金保険は、所得比例保険料と定額保険料の2種類 所得比例保険料は、雇業者6.25%、被用者1.70%、年金受給者は年金受給額の7.95%、他の所得の5.95% 私的保険の保険料は定額</p>
<p>—</p>	<p>総医療消費額は147,619百万ユーロ (2004年) 医療費財源に占める国・地方自治体の支出割合は1.3%</p>	<p>疾病保険に関する支出は112,291百万クローナ (2003年時点)</p>	<p>1,631百万ユーロ (2002年時点)</p>
<p>各医療保険者が実施</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>自己負担としては、入院：1日10ユーロ (年28日まで) (外来)診察：四半期ごとに10ユーロ 薬剤：販売価格の10\$ (ただし、下限負担額が5ユーロ、上限負担額が10ユーロ) など</p>	<p>開業医の診療行為は30% 薬剤は35%から65%まで</p>	<p>入院：上限が80クローナであるが、疾病 (休業) 手当てや年金の日割額の1/3を超える額については支払わなくて良い 外来：地方自治体ごとに自己負担が定められており、一回の診察でおおよそ100から120クローナとなる。上限額は年間900クローナ 薬剤：年間1800クローナを超える薬剤費については無料となる。900クローナまでの薬剤費については割引が無いが、901クローナ以上1,700クローナまでの薬剤費は通常価格の50%、1,701クローナから3,300クローナの場合は25%、3,301クローナ以上4,300クローナの場合は10%が自己負担となり、4,301クローナ以上の部分については無料</p>	<p>医療制度における自己負担金の総額は、3,874百万ユーロ (2002年時点)</p>

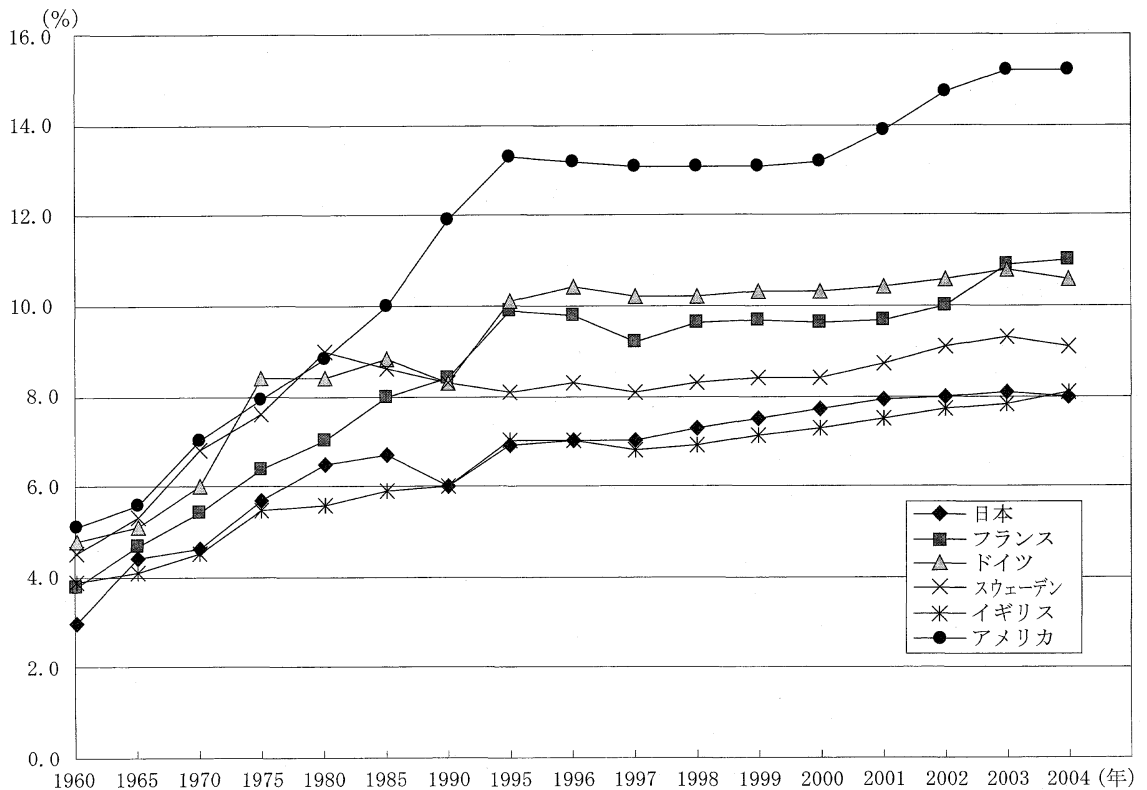
第355表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.8	4.8	4.5	3.9	5.1
1965	4.4	4.7	5.1	5.3	4.1	5.6
1970	4.6	5.4	6.0	6.8	4.5	7.0
1975	5.7	6.4	8.4	7.6	5.5	7.9
1980	6.5	7.0	8.4	9.0	5.6	8.8
1985	6.7	8.0	8.8	8.6	5.9	10.0
1990	6.0	8.4	8.3	8.3	6.0	11.9
1995	6.9 b	9.9 b	10.1	8.1	7.0	13.3
1996	7.0	9.8	10.4	8.3	7.0	13.2
1997	7.0	9.2	10.2	8.1	6.8 b	13.1
1998	7.3	9.6	10.2	8.3	6.9	13.1
1999	7.5	9.7	10.3	8.4	7.1	13.1
2000	7.7	9.6	10.3	8.4	7.3	13.2
2001	7.9	9.7	10.4	8.7	7.5	13.9
2002	8.0	10.0	10.6	9.1	7.7	14.7
2003	8.1 e	10.9 b	10.8	9.3	7.8 b	15.2
2004	8.0 e	11.0	10.6	9.1	8.1 d	15.2

(注) b: 不連続、e: 暫定値、d: 推計方法に変更あり。

資料: OECD "HEALTH DATA 2007"



第356表 診療報酬支払方式の国際比較

	アメリカ(メディケア)	イギリス	ドイツ	フランス	日本
診療所 開業医	出来高払い制 (診療報酬点数表に 基づいて支払う) RBRVS方式 (医師の各医療行為 の価値を、当該行 為に使用した資源 の量に基づき評価 し、その結果を点 数として表す考え 方)	登録人头制(登録患 者数に応じて支払 う)+基本診療手当 (各種加算あり)	総額請負制 (保険医協会に保険 診療を一括して請 負わせ、その費用 を保険者より一括 して支払う。個々 の医師については、 個々の医師ごと に定められた予 算の枠内において、 医師会より点数 表に基づき出来 高払いで配分さ れる)	出来高払い制 (毎年、国会で決め られた医療費の伸 びの枠内で、全国 疾病金庫と医師組 合が協約(診療報 酬)を締結。枠を超 えた場合は、次年 度の診療報酬減額 又は払い戻しが行 われる)	出来高払い制 (各診療行為につい てそれぞれ評価を 行い、評価額の合 計額を診療報酬と して支払う方式) 一部包括払い制
病 院	DRG-PPS方式 (入院患者の診断群 分類に従いあらか じめ定まった額を 支払う)	NHS病院トラスト は保健当局との契約 に基づき支払を受け る。 NHS病院トラスト の運営は独立採算に て行われる。	入院費用 ・特定の療養につい て1件当たり包括 払制 ・一定の給付につい て特別報酬 ・1件当たり包括払 の対象とならない 給付について、1 人1日当たり定額 の形で支払われる 診療科別療養費+ 基礎療養費の組み 合わせ	公的病院 総枠予算制 私的病院 地方疾病保険金庫 と各病院の契約に より決定された患 者1人1日当たり 定額のホスピタル フィーと全国協約 方式によるドク ターフィー	外来 同上 入院 ・療養環境、看護及 び医学的管理費用 については、入院 基本料で患者1人 1日当たりの定額 払い ・手術料等につい ては、原則として出 来高払い ・特定の病棟につい ては、入院基本料 と技術料を包括払 いするしくみ(特 定入院料)

資料：年金金融研究所「新 財政と社会保障のポイント2004年版」

第357表 医療供給に関する指標の国際比較(人口1,000人当たり)

(単位 人、床)

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医 師 数	2.0	2.3	2.2	3.4	3.4	3.3
病 床 数	14.3	3.3	4.2	8.9	7.7	3.6

(注) 1 「医師数」は、1997～2004年のうちでとれる最新年次の数値。

2 「病床数」は、2000～2003年のうちでとれる最新年次の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計」

4 年 金

第358表 諸外国の公的年金制度の概要

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
制 度 体 系	<p>2階建て</p>	<p>1階建て</p>	<p>2階建て</p>
対 象 者	全国民	一般被用者 自営業者	一定所得以上の一般国民
保 険 料 率 (2007年)	(一般被用者) 14.642% (2006.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2007.4～、月あたり14,100円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8%
支 給 開 始 年 齢 (2007年)	国民年金（基礎年金）：65歳 厚生年金：60歳 ※男子は2025年までに、女子は 2030年までに、65歳に引上げ	65歳8ヶ月 ※2027年までに67歳に引上げ	男子：65歳 女子：60歳 ※女子は2020年までに65歳に引 上げ
国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし

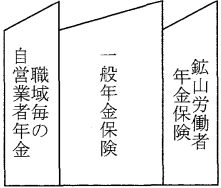
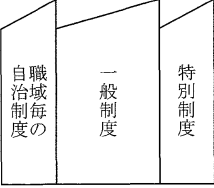
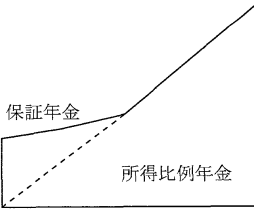
(注) 資料出所は以下のとおり。

Social Security Programs Throughout the World:Europe;2006/ The Americas;2005

The Mutual Information System on Social Protection

先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ（東京大学出版会）

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

ドイツ	フランス	スウェーデン
<p>1 階建て</p>  <p>自営業者毎の年金 職域毎の年金 一般年金保険 鉱山労働者年金保険</p>	<p>1 階建て</p>  <p>自営業者毎の年金 自治域毎の年金 一般制度 特別制度</p>	<p>1 階建て</p>  <p>保証年金 所得比例年金</p>
<p>一般被用者 自営業者（任意加入）等</p>	<p>一般被用者 自営業者等</p>	<p>一定所得以上の一般国民</p>
<p>19.9% （労使折半）</p>	<p>（一般被用者） 16.65% 本人：6.75% 事業主：9.90%</p>	<p>17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる （老齢年金とは別制度）</p>
<p>65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引上げ</p>	<p>60歳</p>	<p>61歳以降本人が選択 （ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳）</p>
<p>給付費の約26% （2004年）</p>	<p>一般税源より給付費の約7% 一般社会拠出金等より給付費の約18%（1997年）</p>	<p>保証年金部分</p>

5 児童手当

第359表 主要国の児童手当

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、は扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
児 童 手 当	支 給 対 象	・小学校修了までの児童 ・第1子から	制度なし	・16歳未満の児童（全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満） ・第1子から
	支 給 月 額 (2007年)	・3歳まで 月10,000円 ・3歳～小学校卒業 第2子まで 月 5,000円 第3子以降 月10,000円		・第1子 週18.10ポンド (月額換算約1.7万円) ・第2子以降 週12.10ポンド (月額換算約1.2万円)
	所 得 制 限	・非被用者780万円未満、被用者860万円未満（夫婦、子2人の世帯）		なし
	財 源	・国、地方公共団体及び事業主拠出金（拠出金率0.13%）		・全額国庫負担
税 制	とられている措置	・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円（所得税）、33万円（住民税）が所得控除（16～23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し）	・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000ドル（約11.7万円）の税額控除（夫婦の所得が110,000ドル（約1,287万円）までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて遞減） ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100ドル（約36万円）の所得控除	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり545ポンド（12.0万円）及び児童1人当たり1,845ポンド（40.6万円）を税額控除 （所得税額が増加すると控除額は減少し、58,000ポンド（約1,276万円）を超えると適用がなくなる）
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯	・児童手当制度と扶養控除制度は併存	〔児童税控除は2002年までは500ドルであったが、2003年に1,000ドルに引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された〕	・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給（以前は第2子から） ・その後、新たに児童税額控除制度が創設（児童手当制度と併存）

(注) 換算レートは、平成19年1～6月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。

1ドル=117円、1ポンド=220円、1ユーロ=149円、1クローネ=16円

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（第4回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議「基本戦略分科会」より）

賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデン

ド イ ツ	フ ラ ン ス	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の児童（失業者は21歳未満、学生は27歳未満） ・ 第1子から 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の児童 ・ 第2子から 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16歳未満の児童（多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象） ・ 第1子から
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3子まで 154ユーロ (約2.3万円) ・ 第4子以降 179ユーロ (約2.7万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2子 119.13ユーロ (約1.8万円) ・ 第3子以降 152.62ユーロ (約2.3万円) ・ 11歳以上の児童には加算 11～15歳 33.51ユーロ (約0.5万円) 16歳以上 59.57ユーロ (約0.9万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子1人当たり 1,050クローネ(約1.7万円) ・ 多子割増手当 2人 100クローネ(約0.2万円) 3人 454クローネ(約0.7万円) 4人 1,314クローネ(約2.1万円) 5人 2,363クローネ(約3.8万円)
<p>なし (ただし、所得が大きい場合には税の控除が適用)</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全額公費負担（連邦政府74%、州政府及び自治体26%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主拠出金（拠出金率5.4%）と一般福祉税（CSG、年金や医療保険充当分を合わせ税率7.5%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全額国庫負担
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養控除 扶養する児童1人当たり5,808ユーロ（約86.5万円）の所得控除（両親がいる場合） 児童手当よりも控除額が大きくなる場合に適用（児童手当は一旦全員に支給され、児童扶養控除の適用については税の申告時に精算される） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減（1946年より導入） 	<p>なし</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引上げ ・ かつて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給（以前は第2子から）したが、1983年に児童扶養控除が復活 	<ul style="list-style-type: none"> ・ n分n乗方式は、1946年に財政法により導入（家族手当制度と併存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設（児童手当制度に一本化）

6 労働

第360表 主要国の失業者数及び失業率

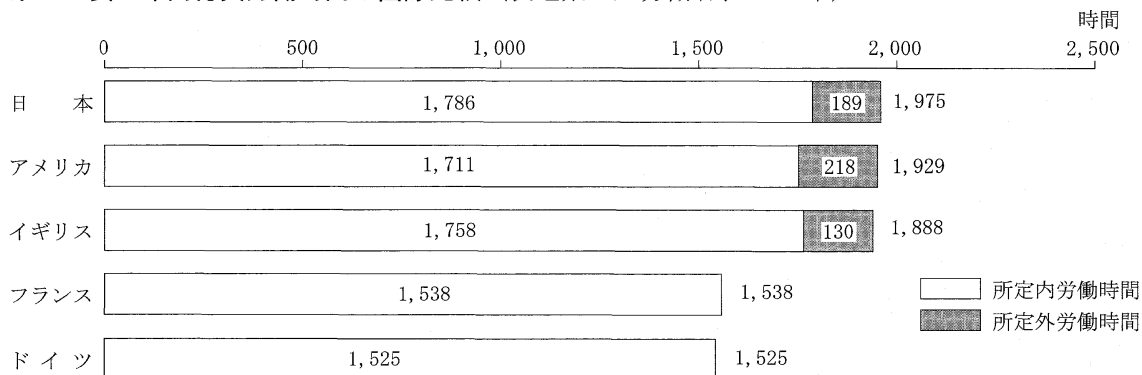
(単位 万人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ(登録)		フランス(登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1992年	142	2.2	961	7.5	283	9.9	298	7.8	283	10.3
1993	166	2.5	894	6.9	300	10.5	342	8.9	308	11.6
1994	192	2.9	800	6.1	280	9.8	370	9.6	306	12.3
1995	210	3.2	740	5.6	252	8.8	361	9.4	300	11.5
1996	225	3.4	724	5.4	239	8.3	397	10.4	309	12.1
1997	230	3.4	674	4.9	209	7.2	438	11.4	305	12.3
1998	279	4.1	621	4.5	182	6.3	428	11.1	292	11.6
1999	317	4.7	588	4.2	180	6.1	410	10.5	258	11.0
2000	320	4.7	569	4.0	160	5.5	389	9.6	215	9.5
2001	340	5.0	680	4.7	147	5.0	385	9.4	220	8.7
2002	359	5.4	838	5.8	152	5.2	406	9.8	226	8.8
2003	350	5.3	877	6.0	146	4.9	438	10.5	240	9.8
2004	313	4.7	815	5.5	143	4.8	438	10.5	244	9.9
2005	294	4.4	759	5.1	144	4.8	486	11.7	242	9.8

- (注) 1 イギリスは、3～5月期の数値。
 2 ドイツは、職業安定機関に登録している失業者。1993年までは旧西ドイツ地域、1994年以降は統一ドイツの数値。
 3 フランスは、職業安定機関に登録している失業者。
 4 日本：総務省統計局「労働力調査」
 アメリカ：連邦統計局「Statistical Abstract of the US 2005-2006」
 イギリス：国家統計局「Labor Market Trends」
 ドイツ：連邦雇用庁「Arbeits Statistik 2005 - Jahreszahlen」
 フランス：国立統計経済研究所

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第361表 年間総実労働時間の国際比較 (製造業生産労働者、2003年)



- (注) 1 フランス、ドイツは、総労働時間である。
 2 事業所規模は、日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。
 3 日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」
 諸外国はEU及び各国資料より厚生労働省労働基準局推計
 資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第362表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間（製造業）

(単位 週当たり時間)

区 分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1998年	37.5	41.4	41.8	37.7	37.4
1999	37.4	41.4	41.4	37.5	37.6
2000	38.0	41.3	41.4	37.9	36.3
2001	37.6	40.3	41.2	37.8	35.7
2002	37.8	40.5	40.7	37.6	35.3
2003	38.2	40.4	40.7	37.7	35.5
2004	37.8	40.8	…	37.6	35.9

(注) 1 日本・イギリス・フランスは実労働時間、アメリカ・ドイツは支払労働時間である。

実労働時間：実際に労働者が使用者の指揮命令下にあつて労働した時間数で、休憩時間等は除かれたもの。

支払労働時間：賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日、賃金が支払われる病気休暇などを含むものである。

2 イギリスは、北アイルランドを除く。4月の数値。時間外勤務を含む。

3 ドイツは、被用者。2003年以前は3月の数値。

4 フランスは、1999年以前は5月の数値。時間外勤務は含まない。

5 ILO「Yearbook of Labour Statistics 2005」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

第363表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区 分	日本 2006年	アメリカ 2006年	イギリス 2004年	ドイツ 2004年	フランス 2004年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
賃金計	79.8	76.8	75.0	75.3	63.4
賃金・俸給	62.4	69.1	68.0	65.5	59.2
不就業給	17.4	7.7	7.0	9.8	4.2
その他の労働費用計	20.2	23.2	25.0	24.4	36.3
法定福利費	10.3	8.5	6.1	15.3	25.1
法定外福利費	2.4	14.7	14.0	7.7	4.6
退職金等の費用	6.8		1.2	0.5	3.1
現物給与	0.2		1.5	0.7	0.2
教育訓練費	0.3		2.2	0.5	1.7
その他	0.2		0.0	0.3	2.2

(注) 1 日本は企業規模30人以上、アメリカは1人以上、EUは10人以上の全労働者。

2 イギリス、ドイツ、フランスは見習の福利費を含む。

3 日本は、厚生労働省「就労条件総合調査」による。

アメリカは、Bureau of Labor Statistics「Employer Costs for Employee Compensation, March 2006」

その他は、Eurostat「Labour Costs Survey 2004」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

7 国際協力

第364表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

（単位：%）

区 分	平成9年度 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日 本	15.38	15.38	19.67	20.24	20.24	19.35	19.35	19.20	19.47	19.47	19.47
ド イ ツ	8.90	8.90	9.65	9.70	9.70	9.69	9.69	9.61	8.66	8.66	8.66
フランス	6.31	6.31	6.44	6.44	6.44	6.41	6.41	6.36	6.03	6.03	6.03
イギリス	5.23	5.23	5.01	5.01	5.01	5.49	5.49	5.45	6.13	6.13	6.13

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

第365表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

（単位：人）

区 分	平成13年度 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)
研 修 員 等 受 入	1,925	1,406	1,312	1,222	1,221	1,094
国際協力機構（JICA）	774	770	824	838	792	702
世界保健機関（WHO）	48	22	29	14	40	12
国際労働機関（ILO）	47	39	33	0	0	0
そ の 他	1,056	575	426	370	389	380
専 門 家 派 遣	384	338	344	256	239	172
国際協力機構（JICA）	375	329	332	256	237	172
国際厚生事業団（JICWELS）他	9	9	12	0	2	0

（注）研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会（JAVADA）、国際厚生事業団（JICWELS）等である。
資料：厚生労働省「厚生労働白書」

8 国民所得

第366表 国民所得 (総額)

(単位 億ドル)

区 分	1997年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
ア メ リ カ	72,922	77,528	82,367	87,952	89,798	92,293	96,609	102,759	108,118
日 本	31,781	28,799	32,785	34,230	29,731	28,667	30,886	33,344	33,275
ド イ ツ	18,256	18,393	18,042	15,982	15,890	16,938	20,608	23,461	23,801
イ ギ リ ス	11,835	12,888	13,010	12,905	12,942	14,363	16,550	19,657	20,388
イ タ リ ア	10,249	10,448	10,320	9,389	9,561	10,383	12,808	14,534	14,857
カ ナ ダ	5,238	5,043	5,424	6,035	5,901	6,076	7,186	8,238	9,667
ス ペ イ ン	5,005	5,227	5,355	4,965	5,147	5,790	7,412	8,740	9,390
オーストラリア	3,486	3,109	3,394	3,264	3,105	3,468	4,451	5,351	5,969
オ ラ ン ダ	3,469	3,504	3,620	3,372	3,447	3,765	4,581	5,343	5,407
スウェーデン	2,153	2,172	2,208	2,100	1,910	2,117	2,697	3,071	3,127
ベ ル ギ ー	2,181	2,221	2,208	2,025	1,994	2,162	2,657	3,051	3,172
ス イ ス	2,337	2,413	2,386	2,240	2,193	2,364	2,905	3,246	3,369
インドネシア	2,094	901	1,293	1,541	1,582	1,943	2,284	2,451	2,731
南アフリカ	1,456	1,311	1,300	1,297	1,147	1,081	1,620	2,121	2,371
オーストリア	1,764	1,807	1,791	1,632	1,611	1,754	2,167	2,474	2,581
デンマーク	1,412	1,442	1,445	1,314	1,325	1,436	1,779	2,045	2,197
ベネズエラ	834	888	965	1,158	1,209	901	811	1,057	—
ノルウェー	1,322	1,255	1,320	1,420	1,445	1,633	1,929	2,242	2,633
フィンランド	1,003	1,062	1,058	998	1,015	1,116	1,337	1,626	1,667
韓 国	4,439	2,868	3,738	4,357	4,128	4,748	5,258	5,898	6,817
ギリシャ	1,165	1,169	1,186	1,306	1,345	1,521	1,973	2,350	2,506
タイ	1,470	1,080	1,193	1,208	1,136	1,248	1,402	1,586	1,723
ニュージーランド	537	448	464	417	422	488	655	786	870

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国はIMF "International Financial Statistics" September 2007

内閣府政策統括官付海外経済担当で集計

第367表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1997年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
ア メ リ カ	26,715	28,074	29,488	31,141	31,468	32,019	33,189	34,960	36,443
日 本	25,220	22,793	25,898	26,988	23,386	22,501	24,197	26,103	26,045
ド イ ツ	22,249	22,422	21,978	19,446	19,298	20,535	24,973	28,437	28,863
イ ギ リ ス	20,295	22,040	22,168	21,915	21,894	24,211	27,790	32,851	33,856
イ タ リ ア	18,016	18,361	18,132	16,489	16,779	18,166	22,234	24,984	25,349
カ ナ ダ	17,514	16,723	17,840	19,665	19,021	19,368	22,695	25,766	29,956
ス ペ イ ン	12,644	13,158	13,411	12,331	12,639	14,014	17,646	20,472	21,636
オーストラリア	18,725	16,520	17,825	16,927	15,899	17,552	22,272	26,486	29,155
オ ラ ン ダ	22,224	22,316	22,900	21,179	21,488	23,315	28,236	32,836	33,140
スウェーデン	24,344	24,536	24,921	23,668	21,475	23,717	30,103	34,148	34,627
ベ ル ギ ー	21,427	21,771	21,600	19,766	19,395	20,926	25,608	29,285	30,290
ス イ ス	32,854	33,828	33,286	31,070	30,100	32,198	39,229	43,551	45,434
インドネシア	9,103	3,837	5,403	6,314	6,362	7,669	8,854	9,332	10,217
南 ア フ リ カ	3,367	2,980	2,906	2,857	2,493	2,320	3,441	4,462	4,945
オーストリア	22,142	22,656	22,408	20,371	20,030	21,693	26,696	30,265	31,352
デンマーク	26,724	27,185	27,160	24,617	24,726	26,708	33,008	37,851	40,541
ベネズエラ	3,624	3,785	4,032	4,744	4,861	3,558	3,144	4,026	—
ノルウェー	30,021	28,325	29,590	31,617	32,026	35,976	42,264	48,835	56,970
フィンランド	19,517	20,611	20,486	19,287	19,571	21,453	25,645	31,111	31,773
韓 国	9,660	6,196	8,018	9,268	8,717	9,971	10,987	12,278	14,162
ギ リ シ ャ	10,809	10,787	10,899	11,963	12,286	13,842	17,902	21,236	22,568
タ イ	2,498	1,816	1,985	1,991	1,857	2,024	2,257	2,534	2,735
ニュージーランド	14,109	11,697	12,044	10,768	10,788	12,263	16,210	19,335	21,226

(注) 市場価格表示。

資料：日本は、内閣府国民経済計算部推計値

OECD加盟国はOECD "National Accounts of OECD Countries"

その他の国はIMF "International Financial Statistics" September 2007

内閣府政策統括官付海外経済担当で集計